令和２年１２月２５日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

平成２６年(ワ)第９号　政務調査費返還履行請求事件

口頭弁論終結日　令和２年３月１１日

判　　決

当事者の表示　別紙１（当事者目録）記載のとおり

主　　文

１　被告は，別紙２の「会派」欄に記載された者に対し，対応する同別紙の「認容金額（円）」欄に記載された金員を支払うよう請求せよ。

２　原告のその余の請求をいずれも棄却する。

３　訴訟費用は，これを１００分し，その１を被告の負担とし，その余を原告の負担とする。被告補助参加人とちぎ自民党議員会，被告補助参加人元気クラブ及び被告補助参加人公明党栃木県議会議員会の各補助参加によって生じた費用はいずれも原告の負担とする。被告補助参加人民主市民クラブの補助参加によって生じた費用はこれを１００分し，その３を被告補助参加人民主市民クラブの負担とし，その余を原告の負担とする。被告補助参加人みんなのクラブの補助参加によって生じた費用はこれを１００分し，その１を被告補助参加人みんなのクラブの負担とし，その余を原告の負担とする。被告補助参加人県民クラブの補助参加によって生じた費用はこれを２５分し，その１を被告補助参加人県民クラブの負担とし，その余を原告の負担とする。

事　実　及　び　理　由

第１　請求

１　被告は，別紙２の「会派」欄に記載された者に対し，対応する同別紙「請求金額及び交付金額」欄に「(請求金額)」として記載された金員及びこれに対する平成２６年９月２７日（訴状送達の日の翌日）から支払済みまで年５分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

２　訴訟費用は被告の負担とする。

第２　事案の概要等

１　事案の概要

本件は，権利能力なき社団である原告が，平成２４年度（平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日まで。以下，特に断らない限り同様。）当時，栃木県議会（以下「県議会」という。）議員らにより構成される会派であった別紙２「会派」欄記載の各会派（①とちぎ自民党議員会，②民主市民クラブ，③元気クラブ，④公明党栃木県議会議員会，⑤みんなのクラブ，⑥県民クラブ・以下「相手方ら」という。）が同年度に栃木県から交付された政務調査費に関しその一部を使途基準に反して違法に支出しているから，これを被告に返還すべきところ，被告がかかる相手方らに対する不当利得返還請求権の行使を怠っていると主張して，被告に対し，地方自治法２４２条の２第１項４号に基づき，相手方らに対して別紙２「請求金額及び交付金額」欄のうち「請求金額」として記載した各金員（不当利得金）の返還及びこれに対する本訴状送達の日の翌日である平成２６年９月２７日から支払済みまで民法７０４条前段所定の利息の支払を請求するよう求めた住民訴訟である。

２　関係法令等の定め

(1)　地方自治法（平成２５年４月１０日号外法律第９号による改正前のもの。以下「法」という。）は，普通地方公共団体は，条例の定めるところにより，その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として，その議会における会派又は議員に対し，政務活動費を交付することができ，当該政務活動費の交付の対象，額及び交付の方法は，条例で定めなければならないとし（法１００条１４項），政務活動費の交付を受けた会派又は議員は，条例の定めるところにより，当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するもの（法１００条１５項）と定めている。

なお，平成２４年法律第７２号による法の改正により，名称が「政務調査

費」から「政務活動費」に改められているところ，その施行は平成２５年３月１日であるから，上記各会派に金員が交付された時点では，その金員の名称は「政務調査費」と呼称するのが正確である。したがって，以下においては，上記各会派に交付された金員は，上記改正前の名称に従って，これを「政務調査費」と呼称するが，ただ，上記改正の前後で，「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に交付される金員に対する法的規制の在り方に根本的な変化が生じたものと解されないから，議長は，その政務調査費の使途の透明性の確保に努めることが求められている（法１００条１６項）。

(2) 上記の法の定めを受けて，栃木県政務調査費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。乙１・２５頁以下）及び栃木県政務調査費の交付に関する条例施行規程（以下「本件施行規程」）は，政務調査費等について，大要，以下のとおり規定している。

ア 政務調査費は，県議会における会派に交付し，その月額は１人当たり３０万円に会派所属議員の数を乗じて得た額とする（本件条例２条，３条１項）。

イ 会派は，政務調査費を議長が別に定める基準に従い使用しなければならないとし（本件条例８条），本件施行規程４条は，本件条例８条の「議長が別に定める基準」として，下記のとおり定めるものに充てるものとする（以下これを「本件使途基準」という。）。

記

調査研究費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費，交通費，宿泊費等）
研修費	会派が行う研修会，講演会等の開催の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会，講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費（会場費，機材借上げ費，講師謝金，会費，交通費，宿泊費等）

会議費	会派における各種会議に要する経費（会場費，機材借上げ費，資料印刷費等）
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料の作成に要する経費（印刷・製本代・原稿料等）
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書，資料などの購入に要する経費（書籍購入代，新聞・雑誌購読料等）
広報費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報紙・報告書等印刷費，送料，交通費等）
事務費	会派が行う調査研究に係る事務の遂行に必要な経費（事務用品・備品購入費，通信費）
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費（給料，手当，社会保険料，賃金等）

ウ　会派の代表者は，その年度における(ア)会派名，(イ)交付を受けた政務調査費の総額，(ウ)政務調査費による支出の総額及びその内訳等を記載した収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に，当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えて，その年度の末日の翌日から起算して３０日以内に，これを議長に提出しなければならない（本件条例９条１項）。

エ　知事は，会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から，当該会派がその年度においてした政務調査費による支出の総額を控除して残余があるときは，当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる（本件条例１１条）。

(3)　平成２０年３月に栃木県議会によって作成された栃木県政務調査費マニュアル（以下「本件マニュアル」という。乙１）のうち，本件に関連する調査研究活動及び使途基準は，別紙３・本件マニュアル関連部分掲記のとおりである。

3　前提事実（括弧内に証拠等を記載した事実以外は争いがない。）

(1)　当事者等

ア　原告は，地方公共団体等の不正及び不当な行為を監視是正することを目的として結成された栃木県内に事務所を有する法人格のない社団である。

イ　被告は，栃木県知事であり，自治法２４２条の２第１項４号にいう普通地方公共団体である栃木県の執行機関である。

ウ　被告補助参加人らは，県議会における会派である。被告補助参加人らの本判決における略称は，下記のとおりとする。

記

被告補助参加人らの名称	略称
とちぎ自民党議員会	とちぎ自民党
みんなのクラブ	みんなのクラブ
民主市民クラブ（従前の名称である民進党・無所属クラブ，民主党・無所属クラブを含む）	民主市民クラブ
公明党栃木県議会議員会	公明党
元気クラブ	元気クラブ
県民クラブ（従前の名称である県民第一の会を含む。なお，平成２１年１１月１８日に会派を解散している。）	県民クラブ

(2)ア　県は，本件条例に基づき，平成２４年度の政務調査費として，別紙２の「会派」欄記載の各会派（相手方ら）に対し，同「請求及び交付金額（円）」欄のうち「(交付金額)」として記載した金額を交付した。

イ(ア) その後，とちぎ自民党は，平成２７年７月２８日付け修正届（乙１０）及び同年１１月１６日付け修正届（乙１２）により，交付額のうち合計１０万２６９２円を減額し，これを栃木県に返金した（乙１１，乙１３）。

(イ) みんなのクラブは，平成２６年７月３０日付け修正届（乙３），平成２６月１２月１７日付け修正届（乙８）及び平成２８年２月２２日付け修正届（乙１４）により，交付額のうち合計４０万６２２４円を減額し，これを栃木県に返金した（乙７，乙９，乙１５）。

(ウ) 民主市民クラブは，平成２６年８月１２日付け修正届（乙４）により，交付額のうち合計１９３０円を減額し（乙４），これを栃木県に返金した（乙７）。

(エ) 公明党は，平成２６年８月１３日付け修正届（乙５）により，交付額のうち９５０円を減額し，これを栃木県に返金した（乙７）。

(オ) 元気クラブは，平成２６年８月２６日付け修正届（乙６）により，交付額のうち合計１万５６５０円を減額し，それぞれを栃木県に返金した（乙７）。

ウ 以上によれば，上記各交付金の額は，各会派すなわち相手方らの収支報告書（甲２の１ないし６）の「収入」額から「残余」を控除した金額と一致している（なお県民クラブの残余額はない。）

(3) 住民監査請求の前置

原告は，平成２６年５月２９日，栃木県監査委員に対し，相手方らに違法な公金の支出があったとして，被告に対し相手方らの当該支出により栃木県が被った損害を填補するために必要な措置を講じるよう勧告することを求め，住民監査請求を行った。

栃木県監査委員は，平成２６年７月２１日，原告の請求の一部には理由があると認めてみんなのクラブ，民主党・無所属クラブ（民主市民クラブ），公明党及び元気クラブに必要な措置を講ずるよう勧告したが，その余の請求

には理由がないとして，原告による措置請求を棄却する旨の通知をした。（甲３の１，２）

原告は，同年８月１８日，本件訴えを提起し，本件訴えに係る訴状は同年９月２６日，被告へ送達された。

4　争点及び争点に対する当事者の主張

(1)　争点の確定

ア　上記２(2)のとおり，本件条例は，政務調査費につき，個別・具体的な使途を特定した上で政務調査費を交付すべきものとは定めずに，年度ごとに，一定額を交付した上，収支報告を行うこととし，その返還に関して当該年度における交付額に残余がある場合にはこれを返還しなければならない旨規定している。このことからすると，本件条例に基づいて交付された政務調査費について，その収支報告書上の支出の一部が使途基準に適合せず，ないしは実際に存在しないものであっても，当該年度において，収支報告書上の支出の総額から実際には存在しないもの及び使途基準に適合しないものの額を控除した額が，政務調査費の交付額を下回ることとならない場合には，当該政務調査費の交付を受けた会派は栃木県に対して不当利得返還義務を負わないものというべきである（最高裁平成３０年１１月１６日第二小法廷判決・民集７２巻６号９９３頁参照）。

イ　そうすると，当該政務調査費の交付を受けた会派に対する栃木県の不当利得返還請求権は，当該収支報告書上の支出の一部が使途基準に適合せず，ないしは実際に存在しないものであること（①法律上の原因の欠如と②利得の発生）に加え，「当該年度において収支報告書上の支出の総額（ⓐ額）から『実際には存在しないもの及び使途基準に適合しないもの』の額（ⓑ額）を控除した額（＝Ａ額）が，政務調査費の交付額（Ｂ額）を下回る」こと（③損失の発生と④利得との因果関係の存在）により発生するものと解するのが相当である。

ウ　この点，前提事実(2)のとおり，平成２４年度における相手方らの各収支報告書上の支出の総額（ⓐ額）は，いずれも栃木県が同年度の政務調査費として相手方らに交付した各金額（Ｂ額）と一致している。そうすると，上記各支出額（ⓐ額）の中に㋐使途基準に適合しないものないしは㋑実際に存在しないものがある場合には，その額（ⓑ額）を控除した後の残額（Ａ額）は，当然，当該会派に対する政務調査費の交付額（Ｂ額）を下回り，栃木県の当該会派に対する不当利得返還請求権が発生することになるから，結局，本件訴訟の争点は，「各会派（相手方ら）に所属する議員らの本件各支出に，使途基準に違反するものがあるか，また，あるとしてその額はいくらか」という点にある。

以下，上記争点に対する各当事者及び被告補助参加人らの主張を整理する。

(2)　本件使途基準違反の判断の在り方等について

【原告の主張】

ア　利得の返還を請求する原告において，当該利得につき法律上の原因を欠くことを主張立証する必要があるところ，返還を請求する側（原告）が，利得の保持を正当化する原因が存在しないことを推認させる一般的外形的事実を立証した場合には，相手方において適切な反証を行わない限り，法律上の原因を欠くと判断されることになる。

イ　政務調査費の充当が認められるのは，飽くまでも会派が行う調査研究活動であり，本件使途基準に該当するものでなければならない。議員の活動は広範多岐に渡っているが，その中で活動経費に政務調査費を充てることができる範囲は限定されており，議員としての活動に関連する経費であればどのようなものにも政務調査費を充当することができるわけではない。

地方自治法が収支報告書の作成・提出を義務付け，本件条例が収支報告書に領収書その他証拠書類の写しの添付を義務付けた趣旨は，それによっ

て政務調査費の使途の透明性を確保しようとする点にある。このような法令の趣旨からすれば，収支報告書と証拠書類によって政務調査費の支払事実と本件使途基準該当性が明らかにされなければならず，それが明らかにされないものについては政務調査費の支払事実が認められないとして本件使途基準に違反する。

なお，本件各支出は明らかに違法な支出であり，その支出内容からすれば，被告補助参加人らは悪意の受益者として，返還すべき日から民法所定の年５分の利息を付して支払う必要がある。

【被告の主張】

政務調査費の使用が認められるかどうかは，使途基準に従った使用であるかどうかによって決せられるものであり，これが収支報告書や証拠書類で明らかにされるかどうか，本件マニュアル等に適合した支出であるかどうかによって決せられるものではない。

【被告補助参加人らの主張】

ア　不当利得における請求原因を主張・立証する責任がある原告において，不当利得を基礎づける具体的な事実，すなわち，使途基準に反して本件政務調査費が用いられたことなどの事実を主張立証すべきであり，会派又は議員による政務調査費の使用がその本来の使途及び目的に違反していることを推認させる一般的外形的な事実を立証しなければならない。

イ　法の趣旨に照らせば，政務調査費に充当することが許される会派又は議員の調査研究活動に係る経費に該当するためには，当該行為，活動が，その客観的な目的や性質に照らし，議員として議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性を有することを必要とする。そして，民主主義社会における議員の議員活動の重要性，立法行為及び執行機関に対する監視等，その広範な職務に鑑みると，政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」の範囲については，これを限定的に解すべきではなく，議員

の議会活動に反映・寄与せず，あるいは，その反映・寄与の程度が低いことが明らかな行為を除いて，直接及び間接に議員活動に反映・寄与する行為であれば，これに当たると解するのが相当である。

イ　議員の調査研究は多岐にわたり，個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては，議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かであり，政務調査費が議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務活動に充てられることも多いと考えられるところ，議会において独立性を有する団体として，政務調査費の適正な使用についての各会派の自立を促すとともに，政務活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しなければならず，政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き，監査委員を含め執行機関が，実際に行われた政務活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することは予定されていないと解され，政務活動の具体的な目的や内容などについて逐一明らかになっていないとの一事をもって，当該政務活動が適正に行われたものでないと推定を及ぼすことはできない。

⑶　本件各支出の使途基準違反性について

ア　本件各支出の使途基準違反性に関する原告及び被告補助参加人の主張は，別紙４－１ないし６の各会派に係る主張整理表に記載のとおりである。

なお，以下，特に断りなき限りは，４月ないし１２月は，平成２４年４月ないし同年１２月を指し，１月ないし３月は，平成２５年１月ないし同年３月を指す。

イ　上記ア以外の主張については，以下のとおりである。

【原告の主張】

㋐　ガソリン代

ガソリン代につき，議員の活動は広範囲に渡っており，自家用車で

移動する用件には様々なものがあるところ，議員のうちには政務活動による自家用車での移動距離が年間２万キロメートルを超えるとする者も存在するが，そのことを前提にすると，当該議員は，政務活動以外の活動をほとんど行っていないものというべきであるから，上記のように移動距離が長距離に渡っている議員のガソリン代には，当該移動に政務活動以外の活動が含まれている可能性が高い。

(イ) 事務所費

a　議員又は親族が所有する建物あるいはそれらの者が実質的に経営に関与している会社が所有する建物を賃借しているものについては，そもそも賃料が発生していること自体に合理的な疑いが生じるから，賃料の支払の事実を認めることができない。

b　議員中（中川議員，斎藤議員，松井議員，一木議員，石坂議員）には，後援会事務所から事務所関係費用の支払について，領収書が発行されているものがあるが，同各議員の後援会事務所の政治資金収支報告書収入欄に同支払に係る計上がないことに照らすと，そのような支払の実態はなく，政務調査費への充当は認められない。

c　齊藤議員は，平成２３年度の事務所賃料を平成２４年度の政務調査費として計上しているが，許されない。

d　早川議員（佳子・みんなのクラブ）は，事務所の光熱費については，ほとんど基本料金しか使用しておらず，事務所としての実態がないから，これらの事務所費や光熱費を政務調査費として認めることはできない。

(ウ) 視察費

板橋一好議員については，定期的に日本医科大学を視察しているが，視察が定期的であることに照らせば，個人的な診察目的で行っている可能性がある。

(エ) 会議費

木村議員においては，毎週のようにニューミヤコホテルで会議を行っており，その全てが政務活動のための会議とは考えられない。

(オ) 資料購入費

雑誌の１年分の前払いは認められない。

(カ) 広報紙

増渕三津男議員のホームページ更新費用については，政務調査活動に必要な費用とは認められない。

(キ) 人件費

人件費に関する領収書は，すべて領収者が黒塗りされており，誰に対して支払ったのか，真実支払がなされたのか確認できず，また，源泉徴収義務者であり徴収義務が発生しているにもかかわらず，源泉税が納付された形跡もないから，政務調査費としての人件費の支払の事実が認められない。

【被告の主張】

人件費について，領収者名が黒塗りされていることについては，それだけで当該領収書原本に領収者名の記名押印等がなかったということはできず，支払の事実がなかったことにはならない。

原告は，源泉税が納付された形跡がないことを問題にするが，源泉徴収の記載までは求めていない様式による領収書に同記載がないからといって，源泉徴収がなされなかったとはいえないし，そもそも源泉徴収は所得税法上の問題であって，人件費の支出の有無の問題ではない。

【補助参加人らの主張】

(ア) ガソリン代

政務調査の活動地域は広範囲であり，各地域を調査するには横断的道路は限られているため走行よりは多くなるところ，政務調査費支払証明

書の備考欄に目的や場所の記載があり，政務調査活動であることが明らかであるから，いずれの交通費の支出も本件使途基準に違反しない。

(イ) 食卓料

食卓料は，調査研究で宿泊が伴ったときに，食卓料を定額で支出しており，社会通念上，調査研究のため宿泊した場合の食卓料である。そして，会派全体で行った視察で宿泊が伴うものについては，支払証明書により会派が宿泊の事実を証明していている。また，議員が行う調査研究に伴う支出については，「政務調査費執行状況報告書」に添えて「政務調査活動記録票」及び「支払証明書」により会派が保管しているもので宿泊の事実が証明されている。

(ウ) 人件費

領収者の黒塗りについては，調査研究を補助した場合の業務内容や個人名が記載されており，情報開示に当たっては，栃木県議会情報公開条例７条に規定する非開示情報を除き，当該収支報告書等を閲覧に供し，又はその写しを交付したものであり，また，調査研究活動を補助した職員の人件費であることは監査によって確認されているから，領収者が黒塗りになっていることを以って，本件使途基準違反があったとはいえない。

第３　当裁判所の判断

１　判断枠組み

(1) 前記第２の４(1)のとおり，本件各支出に使途基準違反がある場合，当該支出を行った議員が所属する会派は，栃木県から交付された政務活動費を「法律上の原因」なく利得したことになり，当該会派は栃木県に対し不当利得返還義務を負う。そこで，上記「法律上の原因」がないことにつき主張・立証責任を負う原告は，使途基準に違反することを基礎付ける事実（請求原因事実）として，どのような事実を主張し，立証する必要があるかが問題となる。

(2) 法１００条１４項，１５項の規定による政務調査費の制度は，議会の審議能力を強化し，議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため，議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し，併せて政務調査費の使途の透明性を確保しようとしたものである（最高裁判所平成２５年１月２５日第二小法廷判決・集民２４３号１１頁，同平成２２年４月１２日第二小法廷決定・集民２３４号１頁参照）。そして，この趣旨を受けて，栃木県においては，本件条例及び本件規程において，政務活動費の交付に関する手続について定めた上，本件使途基準を定め政務活動費の使途の在り方を規制するとともに，その透明性確保の観点から本件使途基準を解釈，適用するに当たってその具体的な意味内容を明らかにするための資料として，本件条例を制定した県議会において本件マニュアルを策定している。

もっとも，その一方で，地方自治体の政策形成に関する政務活動は広範な分野にわたるものであり，その内容や手法も様々なものが考えられ，その政務活動による成果の有無も長期的・総体的な視点によらなければ検証することのできない性質のものであることなどを合わせ考慮すると，政務調査費の使途に関する透明性確保の要請も，政務調査費制度の上記趣旨・目的と合理的に調和する限度で実現されるべき問題であるから，当該政務調査費の支出は，本件条例８条所定の政務活動費と合理的関連性を有するものであれば，それで足りるものというべきである。

このような観点からいうと，本件使途基準違反を争う原告は，請求原因として，本件各支出と本件条例８条所定の政務活動費が合理的関連性を欠如すること，すなわち，「使途基準適合性を争う支出を特定した上，当該支出が本件使途基準に違反することを推認ないし根拠付けるに足りる一般的外形的事実の存在」を主張・立証することが求められ，かかる事実が主張，立証された場合には，被告（地方公共団体）ないし被告補助参加人

（当該支出をした会派）において，上記推認を妨げ，ないしは上記不適合評価を障害する事実を主張・立証しない限り，当該政務活動費の支出は，使途基準に適合しない違法な支出に該当し，当該会派は「法律上の原因」なく政務活動費を利得したものと解するのが相当である。

2　とちぎ自民党に所属する議員の支出について

(1)　調査研究費中の交通費（ガソリン代）関係について（別紙４の１及び同５－１の主張整理表番号８８～４０２番・以下これらの主張整理表番号を「交通費（ガソリン代）の整理番号①」といい，これらに係る支出を「交通費（ガソリン代）に係る支出①」という。）

ア　上記調査研究費中の交通費（ガソリン代）に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(1)イ(オ)，同５(1)イのとおりであるところ，別紙５－１「証拠」欄記載の書証によれば，とちぎ自民党（会派）に属する議員が，上記交通費として，同別紙「支出月」欄記載の月に，同「内容」欄記載の調査を行うため，同「金額」欄記載の金員を支出したことが認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　この点，原告は，交通費（ガソリン代）の整理番号①の「原告の主張」欄に記載のとおり，交通費（ガソリン代）に係る支出①は，いずれも本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，別紙５－１の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×））記載のとおり，上記交通費（ガソリン代）に係る支出①は，同別紙の主張整理表番号１２２番，１８３番及び３６９番の各議員に係る上記交通費の支出を除き，いずれも本件使途基準に違反することを推認ないし根拠付けるに足りる一般的外形的事実を摘示するものではなく，本件使途基準違反があったとはいえない。

以下その理由を補足する。

ウ　交通費（ガソリン代）の整理番号①のうち１２２番及び１８３番記載の上記各交通費の支出以外の支出について本件使途基準違反を認めなかった理由

(ア)　共通する主張

a　原告は，上記各支出について，交通費（ガソリン代）の整理番号（１２２番は除く。）の「原告の主張」欄に記載のとおり主張する。

しかし，その内容を検討すると，下記(イ)以下で説示するもの以外は，いずれも①上記交通費支出の基となった調査内容に関する報告書の記載が抽象的である，②それに対応する成果物の存在が不明である，③政務調査活動以外の用途に使用されている疑いがあるというものであつて，これだけでは，本件使途基準に違反することを推認ないし根拠付けるに足りる一般的外形的事実を摘示するものとはいえず，これらの支出について本件使途基準違反があったものとはいえない。

b　原告は，前記第２の４(3)イ【原告の主張】(ア)のとおり，自家用車での移動距離が年間２万メートルを超える議員については，当該移動には政務活動以外の活動が含まれている可能性が高く，一般的外形的事実が認められるというべきである旨主張する。確かに，年間の移動距離が２万kmを超えている議員（花塚隆志議員・２万０２９８km〔２５１～２６２番〕，板橋一良議員・２万００７９km〔３８０～３９１番〕）が存在している。しかし，そもそも移動距離が２万キロメートルを超えているからといって，そのことから直ちに政務調査以外の活動に係る移動が含まれているとの疑いが生じるものではなく，むしろ，上記アで認定したとおり，上記各議員も，別紙５－１の「内容」欄記載の

調査を行うため上記交通費を支出していることに照らすと，原告の上記主張は，それだけでは本件使途基準違反を推認させるに足りる一般的外形的事実を摘示するものとはいえない。

(イ) その他の個別的主張

a 阿部寿一議員（整理番号１３２～１４３番）

(a) 甲２８の１ないし甲２８の４によれば，阿部寿一議員は，平成２４年５月２９日及び同月３０日に兵庫県に視察へ行っており，かつ視察報告書（甲２８の４）によれば，上記視察の日程として，平成２４年５月２９日はＪＲ宇都宮駅を午前７時５４分に出発し，同日は兵庫県に宿泊し，同月３０日は午後６時１８分に宇都宮駅に到着したというのであるから，甲３８－４の記載は一見して矛盾しているようにみえる。

(b) しかし，これに対し，とちぎ自民党は，「平成２４年５月２９日は自宅から車でＪＲ那須塩原駅に行き電車に乗り継いで兵庫県に向かい，同月３０日は兵庫県から那須塩原駅まで戻り帰宅した」ものである旨主張しているところ，上記ガソリン代の支出に係る走行距離はいずれも５kmであることからいうと，上記支出は，自宅から那須塩原駅間の往復移動に要したガソリン代である可能性は十分にあるから，この点を考慮するならば，原告の上記主張事実だけでは本件使途基準違反を推認させるに十分なものとはいえない。

(c) そうすると，阿部寿一議員の平成２４年５月２９日及び同月３０日の「県民生活行政」，「産業労働観光行政」に係るガソリン代の支出は，本件使途基準に違反するとはいえない。

b 五十嵐清議員（整理番号２０４～２１５番）

(a) 甲２９の３によれば，五十嵐議員は１０月２０日及び同月２１日に仙台で視察を行っているが，その一方で，甲４４の１３によれば，

１０月２０日は「教育行政について」として自家用車で６９キロメートルの距離に係るガソリン代相当額を支出し，１０月２１日については「保健福祉行政」として自家用車で２４キロメートルの距離に係るガソリン代相当額を支出した（２１０番の一部）ことが認められ，これらは一見して矛盾しているようにみえる。

(b) しかし，五十嵐清議員は，１０月２０日については自宅から宇都宮駅へ向かうために自家用車を使用し，他方，１０月２１日については仙台から宇都宮市に戻り，車で帰宅後，喜沢自治会役員と地域の課題について意見交換を行ったものとみる余地があるから，甲２９の３と甲４４の１３の各記載は必ずしも矛盾するものではなく，それだけでは直ちに本件使途基準違反を推認させる一般的外形的な事実の摘示があったものといえない。

(c) そうすると，五十嵐清議員の１０月２０日及び同月２１日の「県民生活行政」，「産業労働観光行政」に係るガソリン代の支出は本件使途基準に適合しない支出であるということはできない。

c 花塚隆志議員（整理番号２５１～２６２番）

(a) 甲２９の１ないし甲２９の３によれば，花塚隆志議員は，１０月２０日及び同月２１日，仙台へ視察に行っており，その交通手段は鉄道であると記載されているところ，甲４８の１２には，同月２０日に「県政経営について」に係る政務活動で仙台市へ自家用車を用いて移動したこと及び同月２１日に「危機管理・災害対策について」に係る政務活動で，仙台から石巻，松島を経由して自宅へ自家用車を用いて移動した旨記載されており，これらの記載は相矛盾しているようにもみえる。

(b) しかし，甲２９の２によれば，仙台への視察は１１名で行っているものの，宇都宮から仙台への新幹線代に係る請求書には１０人分

の記載しかされていないことに加え，丙Ａ３２によれば，花塚隆志議員は，平成２４年１０月２１日は，車で，石巻，松島へ行き，震災復興・地域防災対策について現地調査・意見交換を行ったものとされるのであるから，甲２９の１・３と甲４８の１２の各記載は明らかに矛盾するものではなく，これだけでは直ちに本件使途基準違反を推認させるに足りる一般的外形的事実の摘示があったものとはいえない。

(c) そうすると，花塚隆志議員の１０月２０日及び同月２１日の「危機管理」，「災害対策」等に係るガソリン代の支出は，本件使途基準に違反するとはいえない。

d 三森文徳議員（整理番号２９９～３１０番）

(a) 甲３１の３によれば，三森文徳議員は，９月７日及び同月８日，新潟県で視察を行っており，他方，甲５２の１１には，９月７日は「県政経営について」として自宅・県庁間を，同月８日には「教育行政について」として自宅・県庁間を，自家用車で移動した旨記載があり，これらの記載は相矛盾しているかのようにみえる。

(b) しかし，とちぎ自民党の主張のとおり，同議員は，９月７日，自宅から県庁に来るまで行き，ＪＲ宇都宮駅から電車で新潟に行って視察調査をし，同月８日に県庁に戻り，車で帰宅した可能性もあるのであるから，甲３１の３と甲５２の１１の各記載は明らかに矛盾するものではなく，これだけでは直ちに本件使途基準違反を推認させるに足りる一般的外形的事実の摘示があったものとはいえない。

(c) そうすると，三森文徳議員の９月７日及び月８日の「県民生活」，「県土整備」等に係るガソリン代の支出は本件使途基準に適合しない支出であるということはできない。

ウ 別紙５－１の主張整理表番号１２２番，１８３番及び３６９番記載の上

記交通費の支出について本件使途基準違反を認めた理由

(ア) 横松盛人議員（整理番号１２２番）

a 確かに，甲３７の３には，５月１１日，横松議員は，自宅から兵庫塚まで行き，「県の経営管理」に関する政務活動を行った旨記載されているが，他方で，甲２７の３には，同日，横松議員は，スカイツリーの視察へ行っている旨記載されており，両者は矛盾する。そのため，同日に係る「県の経営管理について」に係る政務活動の目的で，自宅から（宇都宮市内の）兵庫塚へ行き，政務活動を行っていないこと，すなわち本件使途基準違反を推認させる一般的外形的な事実の主張・立証がされているものというべきである。

b これに対し，とちぎ自民党は，甲２７の３によれば，東京スカイツリーでの視察が午後２時からであるところ，とちぎ自民党は，兵庫塚での政務活動は午前中に行い，午後に東京スカイツリーで視察を行った旨主張するが，この主張事実を裏付けるに足りる的確な証拠はなく，反証として不十分であるというべきである。

c そうすると，上記５月１１日の兵庫塚での「県の経営管理について」に係る政務活動のガソリン代相当として支出した１１８４円は，本件使途基準に違反する違法な支出に当たるものというべきである。

(イ) 山形修治議員（整理番号１８３番）

a 甲４２の６によれば，山形修治議員は，７月４日に，ガソリン代相当額として，２６６４円を支出しているものであり，その使途の内容は，「調査研究費　自家用車　７２km」「自宅→県庁→自宅」とされている。

b しかし，これらの記載のみでは，当該ガソリン代の支出に係る活動が，政務活動と合理的な関連性を有するものであるか明らかでないから，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の主張，立証が

あったものと認められるところ，これに対する被告又はとちぎ自民党（補助参加人）からの特段の反証はされていない。

c　そうすると，山形修治議員の７月４日のガソリン代相当額２６６４円の支出（１８３番の一部）は，本件使途基準に違反する違法な支出に当たるものというべきである。

(ウ)　渡辺渡議員（整理番号３６９番）

a　甲５７の２４によれば，渡辺渡議員は，３月３１日に，ガソリン代相当額として，２７３８円を支出しているものであり，その使途の内容は，「上三川町　調査研究費　自家用車　７４km」とされている。

b　しかし，これらの記載だけでは，当該ガソリン代の支出に係る活動が，政務調査活動と合理的な関連性を有するものであるか明らかでないから，この点において，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実が認められるところ，これに対する被告又はとちぎ自民党（補助参加人）からの特段の反証はない。

(c)　そのため，上記山形修治議員の３月３１日のガソリン代相当額２７３８円の支出は，本件使途基準に違反する違法な支出に当たるものというべきである。

(2)　調査研究費中の電車代，バス代，タクシー代，高速代等について（別紙４－１及び同５－２の主張整理表番号１６～２６，２９，３２，３３，３５～３８，４０，４１，４３，４５，４７～５０，５２，５４～６０，６２～７１，７３，７４，１０９，１２７，１２８，１４０，１４３，１９３，１９４，１９６，１９８，２０２，２０４～２０７，２０９～２１１，２１３～２１５，２５４，２６４，２６５，２７４，２８８，２８９，３１４，３１７，３６１，３９６，３９９番の各一部・以下これらの番号を一括して「電車代等の整理番号①」といい，これらに係る支出を

「電車代等に係る支出①」という。）

ア　調査研究費中の交通費（電車代・バス代等）に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(1)イ(ア)(イ)(エ)のとおりであるところ，別紙５－２「証拠」欄記載の書証によれば，とちぎ自民党（会派）に属する議員が，上記電車代等に係る各支出として，同別紙「支出日」欄記載の日に，同「内容」欄記載の調査を行うため，同「金額」欄記載の金員を支出したことが認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，電車代等の整理番号①の「原告の主張」欄に記載のとおり，電車代等に係る支出①は，本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，別紙５－２の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）記載のとおり，上記各支出は，同別紙の主張整理表番号２５４番の議員に係る電車代等の支出を除き，いずれも「本件使途基準に違反することを推認ないし根拠付けるに足りる一般的外形的事実の存在」を主張するものではなく，本件使途基準違反があったとはいえない。

以下その理由を補足する。

ウ　別紙５－２の主張整理表番号２５４番記載の上記電車代等の支出以外の支出について－本件使途基準違反を認めなかった理由

(ア)　共通する主張について

a　原告は，上記各支出について，電車代等の整理番号①の「原告の主張」欄に記載のとおり主張する。しかし，その内容を検討すると，下記(イ)において説示するもの以外は，どのような政務活動を行ったのか不明である，按分率が１００％を下回っているものについて按分率が不明であるというものであって，これらは，いずれもそれだけでは本件使途基準に適合しない政務調査費の支出がなされたことを推認ない

し根拠づける一般的外形的事実の摘示としては十分なものではなく，本件使途基準違反があったとはいえない。

b　なお，電車代等の支出については，領収書を紛失したものについては，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(1)イ(ア)(イ)(エ)のとおり，その支出は，領収書によるだけでなく，支払証明書により証明することも許されているから，領収書を紛失したことをもって直ちに当該支出がなかった疑いがあるとして，本件使途基準に違反するものとはいえない。

(イ)　その他の個別的主張について

a　花塚隆志議員（整理番号１６～２６）

(a)　原告らは，花塚隆志議員が，青森県弘前市で現地調査を行っていることについて，平成２４年４月２３日から同年５月７日まで，弘前公園において弘前さくらまつりが開催されていたところ，花塚議員は弘前公園を訪問した際に職員に名刺を渡しているが，職員と意見交換をしたことは明らかになっておらず，花塚議員は，弘前さくらまつりを観るために観光旅行に行ったにすぎない旨主張する。

(b)　確かに，甲３１２によれば，上記期間に弘前公園で弘前さくらまつりが開催されている。しかし，花塚議員は，弘前市公園緑地課職員に名刺を渡している（甲２１の３）ところ，市職員に名刺を渡していること自体，単なる観光ではなく，政務活動として同人に会っていることを合理的に推認させるから，花塚隆志議員が，平成２４年４月２３日から同年５月７日までの弘前さくらまつりが開催されていた期間中に青森県弘前市で現地調査を行ったという事実は，それだけでは，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものではなく，本件使途基準違反があったとはいえない。

b　板橋一好（整理番号２９，３２，３３，３５ないし３８，４０，４

１，４５，４７～５０，５２，５４～６０，６２～７１，７３，７４番）

(a)　金額の異なる領収書に係る支出について（整理番号４５，４７～４９，５５，５６，５９番）

原告は，板橋一好議員の上記支出について，添付されている領収書が金額の異なるものが複数枚あり不自然な買い方となっている旨主張する。

確かに，別紙５－２の「議員」欄に板橋一好と記載されている欄の「証拠」欄記載の証拠によれば，金額の異なる領収書が複数枚添付されていることが認められる。しかし，当該領収書は，小山・東京間の普通乗車券と特急，指定，グリーン券であるところ，片道だけグリーン車を用いるなどまちまちであるが，グリーン車に係る費用は認められないため，７９００円（普通乗車券２９００円＋特急指定５０００円）を上限として政務調査費を充当した可能性も否定し難いのであるから，原告の上記主張は，それだけでは本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものではなく，本件使途基準違反があったとはいえない。

(b)　発達障害者の就労支援等について（整理番号７１番）

原告は，板橋一好議員が，平成２５年１月２１日に発達障害の就労支援等について，新幹線代を支出したことにつき，厚生労働省障害福祉課課長補佐を訪問したか不明であり，同日に係る新幹線乗車料金は使途基準違反である旨主張し，厚生労働省医政局総務課からの回答書（甲３０３）はこれに一部沿うものである。

しかし，甲３０３の回答書は，上記日時における訪問の有無等に関する照会に対してされたものではなく，かかる回答書に上記訪問に係る記載がなかったからといって，それだけでは本件使途基準違

反を推認させる一般的外形的事実を摘示したものとは認められず，本件使途基準違反があったとはいえない。

(c) 消防庁の訪問について（整理番号７３番）

原告は，甲３０１に基づき，板橋一好議員が，平成２５年２月１３日に消防庁防災課長を訪問した記録はなく，同日に係る新幹線乗車料金は使途基準違反である旨主張する。

しかし，上記支出に係る照会事項（甲３０１・２枚目）は，同文書中の１項(6)であるところ，上記照会事項に係る回答はなされていないのであるから，かかる甲３０１の記載（回答）だけでは，板橋議員が，平成２５年２月１３日に消防庁防災課長を訪問していない事実を推認することは困難である。そうすると，原告の上記主張は，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示としては十分なものではなく，本件使途基準違反があったとはいえない。

(d) 原告は，板橋一好議員は，定期的に日本医科大学を視察しているが，視察が定期的であることに照らせば，個人的な診察目的で行っている可能性がある旨主張する。しかし，複数回定期的に日本医科大学を視察していることをもって直ちにその真の目的は個人的な診察を受けることにあるとはいい難く，原告の上記主張も，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示とはいえない。

ウ 別紙５－２の主張整理表番号２５４番記載の花塚隆志議員の電車代等の支出について－本件使途基準違反を認めた理由

甲４８の７には，平成２４年７月１３日，花塚隆志議員が，環境森林行政について，京都・近鉄奈良間の電車代として，２２００円を支出した旨記載されている。

しかし，甲２４の６においては，花塚隆志議員が訪れ「奈良県山の日川の日」の条例制定について意見交換をしたとされる奈良県議会において上

記電車代を支出した事実はない旨を回答しており，したがって，この点において，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実が認められるところ，とちぎ自民党（補助参加人）は，これに的確な反証をしていないから，上記京都・近鉄奈良間の電車代として２２００円を支出した事実は，本件使途基準に違反するものというべきである。

(3) 調査研究費中の交通費（旅費及びそれに関連する支出）（別紙４－１及び５－３の主張整理表番号２７，２８，７５，７６，７８，７９，８１，８３，８５～８７番・以下上記番号を一括して「旅費等の整理番号①」といい，これに係る支出を「旅費等に係る支出①」という。）

ア 調査研究費中の交通費（旅費及びそれに関連する支出）に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(1)イ，ウのとおりであるところ，別紙５－３「証拠」欄記載の書証によれば，とちぎ自民党（会派）に属する議員が，旅費等に係る支出①として，同別紙「支出日」欄記載の日に，同「内容」欄記載の調査を行うため，同「金額」欄記載の金員を支出したことが認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ 原告は，旅費等の整理番号①の「原告の主張」欄に記載のとおり，上記旅費等に係る支出①は，本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，別紙５－３の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）記載のとおり，上記旅費等に係る支出①は，同別紙の主張整理表番号２７，２８番の議員に係る旅費等の支出を除き，いずれも「本件使途基準に違反することを推認ないし根拠付けるに足りる一般的外形的事実の存在」を主張するものではなく，本件使途基準違反があったとはいえない。

以下その理由を補足する。

ウ　旅費等の整理番号①のうち整理番号２７，２８番記載の旅費等の支出以外の支出について本件使途基準違反を認めなかった理由

(ア)　とちぎ自民党議員会（整理番号７５番）

原告は，上記各支出について，旅費等の整理番号①の「原告の主張」欄に記載のとおり主張する。

しかし，その内容は，視察団の人数が多人数過ぎ，かつ，県議会議員ではない事務局員を同行しているというものであって，これだけでは，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示としては十分なものではなく，本件使途基準違反があったとはいえない。

(イ)　とちぎ自民党議員会（整理番号７６番）－６月１１日の兵庫県視察について

上記の支出につき原告は，旅費等の整理番号①の「原告の主張」欄に記載のとおり主張する。

甲２８の４によれば，同支出に係る視察は，兵庫県が平成２１年の台風９号影響による土砂災害などを教訓に『産地防災』・土砂災害対策緊急５か年計画」を策定し，災害対策を強力に推進していることから，栃木県の災害対策など風水害に強い県土づくりを考えるために，調査を行ったこと，高輝度光科学センターは，放射光大型施設により様々な分野における産業利用を推進しているところ，栃木県の産業発展を考える上で参考になるため，現地調査を行ったものであり，その日程は，具体的には，平成２４年５月２９日の午前７時５４分に宇都宮駅を出発し，兵庫県庁の視察を行う（宿泊地着は午後４時），同月３０日の午前８時に宿泊地を出発し，高輝度光科学センターの視察を行い，同日午後６時１８分に宇都宮駅に到着するというものであったと認められ，この認定を左右するに足りる証拠はないから，これらの視察内容等からみて，上記視察が政務調査活動に当たることは明らかである。

にもかかわらず，原告は，移動においてバスを借りる必要はなく，新幹線と在来線，バスの移動で十分である，宿泊場所が観光地にある神戸メリケンパークホテルにわざわざ宿泊する必要はない，施設の視察だけであれば，連絡添乗費用や企画手配料がかからないはずである，県議会議員ではない事務局職員の旅費が含まれているのは不当であるなど縷々主張するが，上記のおとり，上記視察が政務調査活動に当たることは明らかであるから，これらの主張事実は個々的にはもとより，全体としてもみても本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示には当たらず，本件使途基準違反はないものというべきである。

(ウ) とちぎ自民党（整理番号７８番）－１０月２０，２１日に係る視察（仙台視察）

上記の点について，原告は，旅費等の整理番号①の「原告の主張」欄に記載のとおり主張をする。

甲２９の３によれば，同支出に係る視察は，総合スポーツゾーンの整備のため，仙台市にあるゼビオアリーナ仙台を視察するもので，具体的には，平成２４年１０月２０日午後６時から同日午後８時まで，ゼビオアリーナ仙台の視察等を行い（対応者：株式会社リンクスポーツエンターテイメント），同月２１日午前１０時から午後０時前も，同所の視察等を行った（対応者：ゼビオアリーナ仙台館長等）ものであり，その目的は，総合スポーツゾーンを整備し，県民が生涯を通じてスポーツを楽しみ，ひいては県民の健康づくりに貢献するとともに，競技力の向上を支援することにあるものと認められ，この認定に反する証拠はない。そうすると，上記視察は，政務調査活動として行われたことが明らかであるから，上記視察は不要ないし単なる観光旅行にすぎないとする原告の上記主張は，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものではない。

また，上記視察に事務局の職員が帯同しており，同職員分の支出がなされているが，別紙３・本件マニュアル関連部分の１⑵イの記載によれば，上記支出は，本件使途基準違反を根拠づける一般的外形的な事実には当たらないとなるものではない。

以上によれば，上記視察に伴う支出は，別紙５－３の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×)）記載のとおり，本件使途基準違反があるとはいえない。

㈡ とちぎ自民党（整理番号７９番）－８月１日，２日に係る視察（京都視察）

上記の点について，原告は，旅費等の整理番号①の「原告の主張」欄に記載のとおり主張をする。

甲３０の４によれば，同支出に係る視察は，栃木県の６次産業化の取組を考える上で参考とするため，農業法人伊賀の里手づくりモクモクファームを視察し，また，栃木県の循環型社会形成における管理型最終処分場を考える上で参考にするため，クリーンセンター滋賀を視察し，また，栃木県の再生可能エネルギーを考える上で参考とするため，八木バイオエコロジーセンターを視察したものであり，具体的には，平成２４年８月１日に農業法人伊賀の里手づくりモクモクファーム及びクリーンセンター滋賀を，また，同月２日には八木バイオエコロジーセンターをそれぞれ視察したことが認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

この点，原告は，京都までの鉄道乗車券を購入しているが，三重県や滋賀県に行くために途中下車した記録はなく，実際に伊賀の里手づくりモクモクファームやクリーンセンター滋賀を訪問したかどうか疑わしい旨主張する。

しかし，上記視察が行われたことは紛れもない事実である上，甲３０－２に係る旅行会社からの請求書には，モクモク手づくりファームや八

木バイオエコロジーの入場料が計上されているから，原告の上記主張事実は，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものではない。

また，原告は，グリーン料金の計上は許されない旨主張するが，本件マニュアルによれば，「片道１００km未満の旅行は，特別車両料金（グリーン料金）を計上できない」としてところ，東京から京都までは片道１００km以上あることは明らかであるから，原告の主張は一般的外形的事実の摘示に足りるものではない。また，同視察に事務局の職員が帯同しており，同職員分の支出がなされているが，別紙３・本件マニュアル関連部分の１(2)イの記載によれば，本件使途基準違反を根拠付ける一般的外形的な事実には当たらない。

以上によれば，上記視察に伴う支出に本件使途基準違反があるとはいえない。

(オ) とちぎ自民党（整理番号８１番）－９月７日，８日に係る視察（新潟視察）

上記の点について，原告は，旅費等の整理番号①の「原告の主張」欄に記載のとおり主張をする。

甲３１の４によれば，同支出に係る視察は，国際情報高等学校，食育・花育及びスポーツ施設の整備・運営に係る視察であって，具体的には，平成２４年９月７日に新潟県立国際情報高等学校及び新潟市食育・花育センターを視察し，同月８日に東北電力ビッグスワンスタジアムを視察したことが認められ，この認定を覆すに足りる証拠はないところ，原告は，グリーン料金の計上は許されない旨主張するが，本件マニュアルによれば，「片道１００km未満の旅行は，特別車両料金（グリーン料金）を計上できない」としてところ，グリーン料金が計上されている，大宮・浦佐間及び新潟・大宮間は片道１００km以上あることは明らかであるか

ら，原告の上記主張は，本件使途基準違反を根拠付ける一般的外形的事実を摘示するものではない。

また，原告は単なる観光旅行である旨主張するが，上記認定からみて，みて，それだけでは本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示には当たらない。

以上によれば，上記視察に伴う支出に本件使途基準違反があるとはいえない。

(カ) とちぎ自民党（整理番号８３）－６月２５日，２６日に係る視察（福岡視察）

上記の点について，原告は，旅費等の整理番号①の「原告の主張」欄に記載のとおり主張をする。

甲３２の４によれば，同支出にかかる視察は，子どもの村福岡及び危機防災管理について視察を行ったものであり，具体的には，平成２４年６月２５日に子どもの村センターハウスを視察し，同月２５日に福岡県庁を視察したことが認められ，この認定に反する証拠はない。そうすると，参加議員の１人が「参考になるものが少なかった」との意見を述べているからといって，上記視察は必要性がなく，単なる観光旅行であるとはいえないから，原告の上記主張事実は本件使途基準違反を根拠付ける一般的外形的事実を摘示するものではなく，上記視察に伴う支出に本件使途基準違反があるとはいえない。

(キ) 三森文徳議員（整理番号８５～８７番）－中国遼寧省大連市視察

上記の点について，原告は，旅費等の整理番号①の「原告の主張」欄に記載のとおり主張をする。

しかし，甲３３の１，甲３３の６によれば，三森文徳議員は，日本企業が多く進出している中国遼寧省大連市が今後どのように日本企業の進出を進めようとしているのかを調査するため，平成２４年６月２

２日から同月２４日まで，中国遼寧省大連市を訪問したものであって，具体的には，大連中村精密部件工業を訪れ，現地の中村暢弘社長と王工場長に面談し，現在の様子を聴取するとともに，工場内を見学したり，大連経済義塾開発区の企業誘致を行ってきた者に会い，大連市の企業誘致及び産業政策について聴き取りを行ったことが認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

かかる事実によれば，上記視察が政務調査活動と合理的な関連性を有しないとはいえないのであるから，上記視察をもって単なる観光旅行にすぎないものとする原告の上記主張は，本件使途基準違反を推認ないし根拠付ける一般的外形的事実を摘示するものではなく，したがって，上記視察に伴う支出に本件使途基準違反があるとはいえない

ウ　旅費等の整理番号①のうち同２７，２８番記載の旅費等に係る７月１３日のとちぎ自民党の支出について－本件使途基準違反を認めた理由

上記の点について，原告は，旅費等の整理番号①の「原告の主張」欄に記載のとおり主張をする。

しかし，甲２２の１によれば，栃木県議会議員花塚隆志議員は，当該政務活動の相手方とされていた奈良県議会に対して，７月１３日から同月１４日にかけて，奈良県議会において，奈良県山の日川の日の条例制定について意見交換を行ったか否かについて，情報公開請求をした際に「奈良県議会においては請求に係る事実」はないと回答されていること，７月１４日は土曜日であること及び相手方は奈良県議会事務局であることに照らせば，上記支出に係る原告の上記主張は，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示し，立証するものであるにもかかわらず，とちぎ自民党は，これに対し反証をしていないのであるから，上記２７番，２８番の各支出は，本件使途基準に違反するものというべき

である。

(4) 調査研究費中の食卓料（別紙４－１及び同５－４の主張整理表番号１３２～１３４，１４４，１４６，１４８～１５０，１５３，１５４，１６２，１７０，２５１，２５３，２５４，２５５，２６０，２６７，２７２，３０１，３９３，４０１番・以下上記番号を一括して「食卓料の整理番号①」といい，これに係る支出を「食卓料に係る支出①」という）

ア 調査研究費中の食卓料に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(1)ウ(イ)のとおりであるところ，別紙５－４「証拠」欄記載の書証によれば，とちぎ自民党（会派）に属する議員が，上記食卓料に係る支出①として，同別紙「支出日」欄記載の日に，同「内容」欄記載の調査を行うため，同「金額」欄記載の金員を支出したことが認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ 原告は，食卓料の整理番号①の「原告の主張」欄に記載のとおり，上記に係る支出は，本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，別紙５－４の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）記載のとおり，上食卓料に係る支出①は，同別紙の主張整理表番号１４６の一部，１５０，１５３，１５４，１６２，１７０，２５１，２５３，２５４，２５５，２６０，２６７，２７２，３０１，３９３，４０１番の議員に係る食卓料に係る支出を除き，いずれも本件使途基準に違反することを推認ないし根拠付けるに足りる一般的外形的事実を摘示するものではなく，本件使途基準違反があったとはいえない。

以下その理由を補足する。

ウ 食卓料の整理番号①のうち整理番号１４６の一部，１５０，１５３，１５４，１６２，１７０，２５１，２５３，２５４，２５５，２６０，２６７，２７２，３０１，３９３，４０１番の支出以外の支出について本件使

途基準違反を認めなかった理由

原告は，上記食卓費に係る支出は，その前提となる調査内容が抽象的であり，成果物も明らかにされていないとか，明らかに政務活動以外の走行も含まれているなどと主張するが，これだけでは直ちに，本件使途基準違反を推認ないし根拠付ける一般的外形的事実の摘示としては十分なものではなく，したがって，上記支出に本件使途基準違反があるとはいえない。

エ　食卓料の整理番号①のうち整理番号１４６の一部，１５０，１５３，１５４，１６２，１７０，２５１，２５３，２５４，２５５，２６０，２６７，２７２，３０１，３９３，４０１番の各支出について本件使途基準違反を認めた理由

本件マニュアルによれば，食卓料の取扱いについては，宿泊費等の項目において説明がされており，内訳として朝と夜の記載がある。その趣旨は調査研究又は調査委託に宿泊が伴う場合，これには朝食と夕食が伴うのが通常であることから，そのような食事に要する費用に限り，政務調査費からの支出を許容する趣旨と考えられる。そうすると，当該食卓料の支出が本件使途基準に違反しないためには，当該調査研究又は調査委託活動に宿泊が伴うことが前提とされているとされていると解するのが相当であるところ，上記食卓料に係る支出①（１４６の一部，１５０，１５３，１５４，１６２，１７０，２５１，２５３，２５４，２５５，２６０，２６７，２７２，３０１，３９３，４０１）は，当該調査研究等に係る宿泊を伴うものであったか否かが明らかではなく，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実が認められるというべきである。にもかかわらず，とちぎ自民党は，これに対する的確な反証をしていない。

そうすると，上記食卓料の支出は，本件使途基準に違反するものといわざるを得ない。

(5) 調査研究費中の事務所費（別紙４－１及び同５－５の主張整理表番号１～１２番・以下上記番号を一括して「事務所費の整理番号①」といい，これに係る支出を「事務所費に係る支出①」という。）

ア 調査研究費中の事務所費に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(1)エ，５(3)イ(イ)のとおりであるところ，別紙５－５「証拠」欄記載の書証によれば，とちぎ自民党（会派）に属する議員が，事務所費に係る各支出として，同別紙「支出日」欄記載の日に，同「内容」欄記載の調査を行うため，同「金額」欄記載の金員を支出したことが認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ 原告は，事務所費の整理番号①の「原告の主張」欄に記載のとおり，「賃貸人が，①当該議員の後援会の会長を務めている者が代表取締役である会社である（１番），②当該議員の親族又は親族が代表取締役を務めている会社である（２，４，８，１０，１１番），③議員本人が代表取締役を務めている会社（３，５，６，７番）である，④その他実質的に賃料が発生していない（９番），ことから，実質的に資金が流用され，調査研究の実態がない」旨主張する。

しかし，上記アの認定によれば，原告の上記各主張は，その各事実のみでは，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものとはいえない（同③のうち５番及び７番の各事実は，契約当時に当該議員が賃貸人たる会社の代表取締役であったとは認められず（５番・甲３０９及び丙Ａ４，７番・甲３１３及び丙Ａ５），賃貸人たる会社との間の賃貸借契約書（丙Ａ４，丙Ａ５）が存在している。）

また，原告は，当該支出に係る事務所が，後援会事務所等を兼ねていることを主張し（１，３番），それに沿う証拠（甲３０６，３０７）がある。しかし，各支出は，そもそも５０％で按分された金額を計上しているから，

仮に当該事務所が後援会事務所等を兼ねているとしても，そのことから直ちに５０％の按分割合に係る政務調査費の支出は，本件使途基準違反であることを推認させる一般的外形的事実の指摘としては十分でない

そうすると上記事務所費に係る支出は，別紙５－５の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）記載のとおり，いずれも本件使途基準に違反するものとはいえない。

⑹ 調査研究費中の会費（別紙４－１及び同５－６の主張整理表番号１３～１５番・以下上記番号を一括して「会費の整理番号①」といい，これに係る支出を「会費に係る支出①」という。）

ア 調査研究費中の会費に係る使途基準の定めは，前記第２・２⑵イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４⑵ウ（なお，同項目は研修費中の会費に係るものである）のとおりであるところ，別紙５－６「証拠」欄記載の書証によれば，とちぎ自民党（会派）に属する議員が，上記会費に係る各支出として，同別紙「支出日」欄記載の年月日に，同「内容」欄記載の調査を行うため，同「金額」欄記載の金員を支出したことが認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ 原告は，各研修会等は，個人的に参加したものにすぎず，政務活動に当たらない旨主張するが，上記アで認定したとおり，会費に係る支出は，いずれもその内容からみて個人的な研修に当たるものではなく，政務活動に関連する会議のそれであることがうかがわれるから，原告の上記主張は，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものとは認められない。

そうすると，上記会費に係る支出は，別紙５－６の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×））記載のとおり，いずれも本件使途基準に違反するものとはいえない。

(7) 研修費（別紙４－１及び同５－７の主張整理表番号４０３番・以下この整理番号を「研究費の整理番号①」といい，これに係る支出を「研究費に係る支出①」という。）

ア　研修費中の会費に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(2)のとおりであるところ，別紙５－７「証拠」欄記載の書証によれば，とちぎ自民党（会派）に属する議員が，上記研究費に係る支出として，同別紙「支出日」欄記載の年月日に，同「内容」欄記載の調査を行うため，同「金額」欄記載の金員を支出したことが認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，研究費の整理番号①の「原告の主張」欄に記載のとおり，研究費に係る支出①は，本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，上記アで認定したとおり，上記研究費に係る支出は，いずれもその内容からみて個人的な研修に当たるものではなく，政務調査活動に伴う会議のそれであることがうかがわれるから，原告の上記主張は，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものとは認められない。

そうすると，上記研究費に係る支出①は，別紙５－７の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）記載のとおり，いずれも本件使途基準に違反するものとはいえない。

(8) 会議費（別紙４－１及び同５－８の主張整理表番号４０４～４１５番・以下この整理番号を一括して「会議費の整理番号①」といい，これに係る支出を「会議費に係る支出①」という。）

ア　会議費に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(3)及び５(2)のとおりであるところ，別紙５

－８「証拠」欄記載の書証によれば，とちぎ自民党（会派）に属する議員が，上記研究費に係る支出として，同別紙「支出日」欄記載の年月日に，同「内容」欄記載の調査を行うため，同「金額」欄記載の金員を支出したことが認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，会議費の整理表番号①の「原告の主張」欄に記載のとおり，①活動記録票による実績報告が確認できない，②県政報告は政党活動である，③会議の全てが政務活動のための会議とは考えられない，④木村好文議員の平成２４年５月１１日の会議については，同日同議員は東京スカイツリーの視察へ行っており，スケジュールに無理があるとして，上記会議費に係る支出は，本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，上記アの認定によれば，原告の上記主張①及び③は，これらだけでは直ちに本件使途基準違反を推認するに足りる一般的外形的事実を摘示するものではない。また，原告の上記主張②についても，県政報告会において取り扱われている内容からみて直ちに政務調査活動に当たらないとはいえず，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものとはいえない。さらに，木村好文議員がニューミヤコホテルに対して会議費として２万３０００円を支出したことを証明する領収書が存在すること（甲６６の３），東京スカイツリーの視察は同日午後２時頃から午後４時３０分頃までしか行われていないこと（甲２７の３）からみて，原告の上記主張④に係る事実をもって，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示があったものということはできない。

そうすると，会議費に係る支出は，別紙５－８の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）記載のとおり，いずれも本件使途基準に違反するものとはいえない。

(9)　資料作成費（別紙４－１及び同５－９の主張整理表番号４１６～４２４番・以下この整理番号を「資料作成費の整理番号①」といい，これに係る支出を

「資料作成費に係る支出①」という。）

ア　資料作成費に係る使途基準の定めは，前記第２・２⑵イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４⑷のとおりであるところ，別紙５－９「証拠」欄記載の書証によれば，とちぎ自民党（会派）に属する議員が，上記資料作成費に係る支出として，同別紙「支出日」欄記載の年月日に，同「内容」欄記載の調査を行うため，同「金額」欄記載の金員を支出したことが認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，資料作成費の整理番号①の「原告の主張」欄に記載のとおり，上記資料作成費に係る支出①は，いずれも本件使途基準に違反する旨主張する。

しかし，上記アで認定した資料作成費に係る支出の内容からみて，一見して政務調査活動と関連しないものとは認められず，原告の上記主張事実は，それらだけでは，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものとはいえない。

そうすると，資料作成費に係る支出①は，別紙５－９の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×））記載のとおり，いずれも本件使途基準に違反するものとはいえない。

⑽　広報費（別紙４－１及び同５－１０・主張整理表番号４５６，４５８～４６０番・以下この整理番号を「広報費の整理番号①」といい，これに係る支出を「広報費に係る支出①」という。）

ア　広報費に係る使途基準の定めは，前記第２・２⑵イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４⑹のとおりであるところ，別紙５－９「証拠」欄記載の書証によれば，とちぎ自民党（会派）に属する議員が，上記広報費に係る支出として，同別紙「支出日」欄記載の年月日に，同「内容」欄記載の調査

を行うため，同「金額」欄記載の金員を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，広報費の整理番号①の「原告の主張」欄に記載のとおり，上記広報費に係る支出により作成された広報紙は，会派の調査研究活動に必要な資料ではなく，単に議員活動の報告にすぎないため，政務活動と合理的関連性がない旨主張する。

しかし，上記アの認定によれば，上記各広報紙に占める政務調査活動関連内容の割合は，以下に補足するとおり，別紙５－１０の「印刷物に占める政務活動関連内容割合（％）」欄記載の割合であったというべきであるから，原告の上記主張は，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものではないから，広報費に係る支出①は，本件使途基準に違反するものとはいえない。

(ア)　若林和雄議員（整理番号４５６番）

丙Ａ４５によれば，広報費の整理番号４５６番に係る広報紙である「若林かずおのさわやか通信　平成２４年秋号」は８頁に渡る広報紙であり，そのうち災害の防止，県財政，県内の環境情勢，福祉事業情勢等に関する記載部分は，その内容からみて政務調査活動と合理的関連性を有することは明らかであるのに対し，上記８頁目下段の後援会の活動報告等に関する記載部分は政務調査活動と合理的関連性を有するとはいえないから，これらの記載内容及び当該記事に割かれている紙面の範囲に照らすと，少なくとも当該広報誌の８５％は政務調査活動と合理的な関連性する内容であると認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

(イ)　中島宏議員（整理番号４５８～４６０番）

丙Ａ４６によれば，広報費の整理番号４５８～４６０番に係る広報紙である「中島ひろし県議会だより　平成２４年第２号」は１頁の広報紙

であるところ，その記載内容をみると，政党活動や後援会活動に関する記載はなく，人材育成，専修学校等への支援及びとちぎブランドの確立等に関するものであって，これらの記載が政務調査活動と合理的関連性を有するものであることは明らかであるから，上記広報紙の紙面は，その全てが政務調査活動と合理的に関連する内容の記載によって占められているものと認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

(11) 事務費（別紙４－１及び同５－１１の主張整理表番号４６３～４７５番・以下これらの整理番号を「事務費の整理番号①」といい，これらに係る支出を「事務費に係る支出①」という。）

ア 事務費に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(7)及び５(3)イ(ア)のとおりであるところ，別紙５－１１「証拠」欄記載の書証によれば，とちぎ自民党（会派）に属する議員が，上記事務費に係る支出①として，同別紙「支出日」欄記載の年月日に，同「内容」欄記載の調査を行うため，同「金額」欄記載の金員を支出したこと，そして，弁論の全趣旨によれば，事務費に係る支出①は，議員の政務活動に係る事務所における事務費として支出したことが認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ 原告は，事務費の整理番号①の「原告の主張」欄に記載のとおり，①政務活動と合理的関連性が認められない（整理番号４６３～４７２番），②自らの趣味や私生活で使用しているものである旨主張する。

しかし，上記アの認定によれば，原告の主張①のみでは本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示に足りるものではないし，原告の主張②も，事務費に係る支出①が自らの趣味や私生活のために使用されていたとは認められず，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものとはいえない。

なお，原告は，石坂真一議員に係る整理番号４６３～４７２番の事務費（コピーリース代，コピー代）につき，後援会事務所から事務所関係費用の支払について，領収書が発行されているものがあるが，同各議員の後援会事務所の政治資金収支報告書収入欄に同支払に係る計上がなく，当該議員による支出の実態が認められない旨主張する。しかし，本件全証拠によっても，原告の上記主張の前提となる同政治資金収支報告書収入欄に同支払に係る計上がないことを認めるに足りる証拠はないから，かかる原告の主張は前提を欠くものというべきである。

⑿　人件費（別紙４－１及び同５－１２・主張整理表番号４７６～７４０番，７４７～８０７番・以下この整理番号を「人件費の整理番号①」といい，これに係る支出を「人件費に係る支出①」という。）

ア　人件費に係る使途基準の定めは，前記第２・２⑵イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４⑻及び５⑶アのとおりであるところ，別紙５－１２「証拠」欄記載の書証によれば，とちぎ自民党（会派）に属する議員が，上記人件費に係る支出として，同別紙「支出月」欄記載の月に，同「内容」欄記載の調査を行うため，「費目」欄記載の費目で，「契約書上の契約内容」欄記載の契約内容で職員を雇用し，「活動内容（勤務実績表）」欄記載の内容の活動に従事させ，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，人件費の整理番号①の「原告の主張」欄に記載のとおり，人件費に係る支出はいずれも業務内容に具体性がなく，実際にどのような業務を行ったのか明らかでない旨主張するが，上記アで認定した当該契約書記載の契約内容及び勤務実績表からうかがわれる活動内容等からみて，当該被雇用者は，下記ウ記載の石坂真一議員に係る人件費の支出を除き，いず

れも政務調査活動に専従していたものと認められるものであるから，原告の上記主張は，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものとはいい難く，したがって，これらの主張に係る事件費の支出は，別紙５－１２の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，いずれも本件使途基準に違反するものではない。

ウ　石坂真一議員（整理番号６８３番）

甲１４２―４ないし甲１４２－１０によれば，当該議員に係る勤務実績表の「政務調査業務内容」の欄に「調査補助」と記載されているものについては，その業務の対象が広範囲にわたり得るものであって，その活動内容が明らかでないことにかんがみると，「調査補助」業務として計上されている業務時間（人件費）のうち５０％は政務調査活動と合理的な関連性を有し，その余は政務調査活動との関連性に疑いがあるものとして，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実に当たるというべきである。

そうすると，石坂真一議員に係る①７月分の人件費のうち「調査補助」として計上された３３時間分の業務時間のうち半分に相当する２万６６２７円，②８月分の人件費のうち「調査補助」として計上された７時間分の業務時間のうち半分に相当する５８８２円，③９月分の人件費のうち「調査補助」としての計上された２４時間分の半分に相当する１万２９６３円，④１０月分の人件費のうち「調査補助」として計上された１０時間分の業務時間のうち半分に相当する５８６６円，⑤１１月分の人件費のうち「調査補助」として計上された２７時間分の業務時間のうち半分に相当する２万１５５７円，⑥１２月分の人件費のうち「調査補助」として計上された２１時間分の業務時間のうち半分に相当する１万８０３８円，⑦１月分の人件費のうち「調査補助」として計上された１４時間分の業務時間のうち半分に相当する１万２７４５円が，それぞれ本件使途基準に違反するものというべきである。

エ　なお，原告は，前記第２・４⑷キのとおり，人件費に関する領収書はすべて領収者が黒塗りされており，誰に対して支払ったのか，真実支払がなされたのか確認できず，また，源泉徴収義務者であり徴収義務が発生しているにもかかわらず，源泉税が納付された形跡もないから，政務調査費としての人件費の支払事実が認められない旨主張する。しかし，領収書が黒塗りになっていることから直ちに当該領収者に対して人件費の支払がなされていないということはできないし，また，源泉税が納付された形跡がないことを裏付ける的確な証拠がないから，原告の上記主張は採用の限りではない。

３　元気クラブの所属する議員の支出について

⑴　調査研究費中の交通費（ガソリン代）について（別紙４－２及び同６－１・主張整理表番号１７０９～１７３０，１７３２～１７５４番・以下この整理番号を「交通費（ガソリン代）の整理番号②」という。）といい，これに係る支出を「交通費（ガソリン代）に係る支出②」という。）

ア　調査研究費中の交通費（ガソリン代）に係る使途基準の定めは，前記第２・２⑵イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４⑴イ㈠及び５⑴イのとおりであるところ，別紙６－１「証拠」欄記載の書証によれば，元気クラブに属する議員が，上記交通費（ガソリン代）に係る支出②として，同別紙「支出月」欄記載の月に，同「内容」欄記載の調査を行うため，「費目」欄記載の費目で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，交通費（ガソリン代）の整理番号②の「原告の主張」欄に記載のとおり，上記交通費（ガソリン代）に係る支出②は，本件使途基準に適合しない旨主張する。

すなわち，原告の上記主張のうち調査内容が抽象的であり，当該支出と

政務調査活動との合理的関連性を認めることはできないという主張は，本件使途基準違反を推認ないし根拠付ける一般的外形的事実の摘示としては不十分である。

また，原告は，白石資隆議員の支出に関してどの様な計算方法であるかは不明であり，二重取りの恐れがあるとして，本会議開催日においては費用弁償との差額分を本件使途基準に違反する違法な支出に当たる旨主張するが，上記アで認定したとおり，同議員は，当該日に政務調査活動を行っている上，本会議が行われている日のガソリン代の支出に係る政務調査費支払証明書（上記別紙６－１「証拠」欄掲記の証拠）には「本会議があったため費用弁償を差し引いた走行距離と金額」と記載されていることに照らすと，上記原告の主張は本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示として十分ではない。

そうすると，交通費（ガソリン代）に係る支出②は，別紙６－１の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，いずれも本件使途基準違反するとはいえない。

(2) 調査研究費中の食卓料（別紙４－２及び同６－２・主張整理表番号１７２４，１７２８，１７３１，１７４３・以下これらの整理番号を「食卓料の整理番号②」といい，これらに係る支出を「食卓料に係る支出②」という。）

ア 調査研究費中の食卓料に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(1)ウ(イ)のとおりであるところ，別紙６－２「証拠」欄記載の書証によれば，元気クラブに属する議員が，上記食卓料に係る支出②として，同別紙「支出日」欄記載の日に，「費目」欄記載の費目により，「内容」欄記載の内容で，「内容（宿泊先）」欄記載の宿泊先に宿泊する際に，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（%）」欄記載の割合で按分した後の

金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，食卓料の整理番号②の「原告の主張」欄に記載のとおり，宿泊を裏付ける資料がなく，いつの朝食なのか，いつの夕食なのかが明らかでないとして，食卓費に係る支出②は，本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，上記宿泊を裏付ける資料がない旨の原告の主張は，直ちに一般的外形的事実の摘示としては全く不十分であるし，上記アの認定によれば当該食卓料に係る支出は必要な範囲で特定されており，いくつかの食卓料を特定できないとする原告の主張も同様に本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものではないから，食卓料に係る支出②は，別紙６－２の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，下記ウの記載に係る１７２８番の支出を除き，本件使途基準違反とはいえない。

ウ　白石資隆議員（整理番号１７２８番）

甲２８０の１１によれば，白石資隆議員が６月１７日から同月１９日までの間に「広島県・山口県出張」の内容で支出した食卓料４０００円は，同出張の内容が不明であり，政務調査活動との関連性を有するか明らかでないから，かかる事実は，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実に当たるところ，これに対する反証はないから，上記食卓料４０００円の支出は，本件使途基準に違反する。

エ　なお，上記別紙６－２の「証拠」欄掲記の証拠によれば，別紙６－２の「証拠」欄掲記の証拠によれば，上記各支出における宿泊先は明記されていないものの，いずれも宿泊を伴うものであったことは明記されており，かつ同各支出の際には，出張が行われているから，宿泊を伴ったことについて疑念を抱かせるものではない。

(3)　調査研究費中の交通費（地下鉄・バス代）（別紙４－２及び同６－３・

主張整理表番号１７２６番・以下この番号を「交通費（地下鉄・バス代）の整理番号②」といい，これに係る支出を「交通費（地下鉄・バス代）に係る支出②」という。）

ア　調査研究費中の交通費（電車代・バス代）に係る使途基準の定めは，前記第２・２⑵イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４⑴イ㈠㈠㈡のとおりであるところ，上記調査研究費中の交通費（地下鉄・バス代）にかかる支出は，使途基準に適合しない旨主張するところ，別紙６－３の「証拠」欄掲記の証拠によれば，別紙６－３の支出内容の「支出日」欄記載の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出した（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。）ことが認められ，この認定を妨げるに足りる証拠はない。

イ　原告は，交通費（地下鉄・バス代）の整理番号②の「原告の主張」欄に記載のとおり，当該交通費の支払証明書には抽象的な記載しかなく，どのような政務調査活動を行ったのか不明である旨主張するが，それだけでは本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の指摘としては十分ではなく，したがって，上記交通費（地下鉄・バス代）に係る支出②は，別紙６－３の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，本件使途基準違反があるとはいえない。

⑷　調査研究費中の事務所費（別紙４－２及び同６－４・主張整理表番号１６９９番・以下この整理番号を「事務所費の整理番号②」といい，これに係る支出を「事務所費に係る支出②」という。）

ア　調査研究費中の事務所費に係る使途基準の定めは，前記第２・２⑵イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４⑴エ，５⑶イ㈠のとおりであるところ，

別紙６―４の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙「支出日」の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，事務所費の整理番号②の「原告の主張」欄に記載のとおり，事務所の使用実態が疑わしく，また政務調査活動との関連性も認められず，按分率も不明である旨主張するが，上記アの認定からみて，事務所費に係る支出②は，いずれも別紙６－４の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，本件使途基準に違反するとはいえない。

⑸　調査研究費中の会費（別紙４－２及び同６－５・主張整理表番号１７００～１７０２・以下この整理番号は「会費の整理番号②」といい，これに係る支出を「会費に係る支出②」という。）

ア　調査研究費中の会費に係る使途基準の定めは，前記第２・２⑵イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４⑵ウ（なお，同項目は研修費中の会費に係るものである）のとおりであるところ，別紙６―５の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出日」の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出した（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。）ことが認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，会費等の整理番号②の「原告の主張」欄に記載のとおり，上記会費等に係る支出②は，ＪＡＭＰ（時事行政情報）を含め当該会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があるか不明である旨主張するが，政務調査活動の広汎性に照らすと，かかる主張のみでは，本件使途基準違

反を推認させる一般的外形的事実の摘示として不十分である。

そうすると，会費等に係る支出②は，いずれも別紙６－５の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，本件使途基準に違反するとはいえない。

(6) 研修費（別紙４－２及び同６－６・主張整理表番号１７５５～１７８０，１７８２～１７９２・以下この整理番号を「研修費の整理番号②」といい，これに係る支出を「研修費に係る支出②」という。）

ア 研修費中の会費に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(2)のとおりであるところ，別紙６―６の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出日」の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（%）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ 原告は，研修費の整理番号②の「原告の主張」欄に記載のとおり，研修費に係る支出②は，本件使途基準に違反する旨主張する。

しかし，研修費に係る支出②は，いずれも別紙６－６の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，いずれも本件使途基準に違反するとはいえない。

以下その理由を補足すると，原告は，①会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関連性があるのか不明である，②研修会の参加は個人若しくは政治活動としてものである旨主張するが，上記アの認定に照らすと，これだけでは本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものとはいえない。

また，原告は，③電車代などにつき，領収書等を紛失したとされている

ものについては料金支払の事実が存しない旨主張するが，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(1)イ(ア)(イ)(エ)のとおり，その支出は，領収書によるだけでなく，支払証明書により証明することも許されているから，領収書を紛失したからといって直ちに当該支出がなかったことを疑わせるものではない上，別紙６－６の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同支出に係る政務調査活動を行ったことが認められ，また，領収書を紛失したとされている鉄道の料金についても，その政務調査活動を行う場所に照らして合理的な交通手段であって実際に支出された蓋然性が高いものというべきであるから，研修費に係る支出②について領収書等を紛失したとされるものがあったとしても，それだけでは直ちに本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の主張，立証があったものといえない。

さらに，原告は，④４月１０日のＪＲ東海社長の講演，同月１１日の構想日本事務局の事業仕分けの調査，同月２１日の戦略研究会，同月２２日の自治体サミット研究会については，県政との関連性が不明確ないし希薄である旨主張するが，これらの研修等は，その名称からみて直ちに政務調査活動と関係がないとはいえない上，政務調査活動の広範性に照らせば，県政との関連性が不明確ないし希薄という指摘のみでは直ちに本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示として十分なものではない。

(7) 資料作成費（別紙４－２及び同６－７の主張整理表番号１７９３番・以下　この整理番号を「資料作成費の整理番号②」といい，これに係る支出を「資料作成費に係る支出②」という。）

ア　資料作成費に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(4)のとおりであるところ，別紙６―７の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出日」の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目により，「内容」欄記載の内容で，「金額

（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，資料購入費の整理番号②の「原告の主張」欄に記載のとおり，当該支出は会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があるのか不明である旨主張するが，上記アで認定した資料作成費の内容からみて一見して政務調査活動との関連性を疑わせるものは見当たらず，それのみでは本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の指摘として十分でない。

そうすると，資料作成費に係る支出②は，いずれも別紙６－７の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，いずれも本件使途基準に違反するとはいえない。

(8)　資料購入費（別紙４－２及び同６－８の主張整理表番号１７９４～１８１３番・以下この整理番号を「資料購入費の整理番号②」といい，これに係る支出を「資料購入費に係る支出②」という。）

ア　資料購入費に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(5)のとおりであるところ，別紙６―８の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の「支出日」の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定に反する証拠はない。

イ　原告は，資料購入費の整理番号②の「原告の主張」欄に記載のとおり，どのような調査研究に取り組むに際してどのような必要性から購入したのか不明であり，県政に関するような事情が明らかでない旨主張する。

しかし，資料購入費に係る各支出②のうち１７９８，１８０４，１８０６及び１８１３番以外の支出は，上記アで認定した事実からみて，いずれも新聞を含め一見して政務調査活動との関連が疑われるものはないから，原告の上記主張だけでは本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものとはいえない。

他方，資料購入費に係る支出②のうち１７９８，１８０４，１８０６及び１８１３番の各支出は，上記アで認定したとおり，書籍名の記載がなく政務調査活動との関係性に疑いを入れる余地があるから，この点において本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実が認められ，かつ，これに対する的確な反証もされていないから，別紙６－８の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，本件使途基準に違反するものというべきである。

⑼ 広報費（別紙４－２及び同６－９の主張整理表番号１８１４，１８１６番・以下この整理番号を「広告費の整理番号②」といい，これに係る支出を「広告費に係る支出②」という。）

ア 広報費に係る使途基準の定めは，前記第２・２⑵イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４⑹のとおりであるところ，別紙６―９の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出日」欄記載の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したこと（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），そして，上記各広報紙に占める政務活動関連内容の割合は，「印刷物に占める政務活動関連内容割合（％）」記載の割合であったことが認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ 原告は，広告費の整理番号②の「原告の主張」欄に記載のとおり，広告費に係る支出②は，会派の計画に基づく政務調査活動とどのような関係が

あり，それによりどのような成果が得られたか不明である，仮に一定の支出が認められるとしても，会派及び議員活動の多面性に照らせば，県政報告にも政務調査活動以外の活動が混在しているといえ，そして，その区別が容易でない場合には３分の１を上限として支出が可能であるとするべきである旨主張する。

しかし，上記アの認定からみて，原告の上記主張だけでは，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示としては十分ではなく，したがって，別紙６－９の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，本件使途基準に違反するものとはいえない。

なお上記「印刷物に占める政務活動関連内容割合（％）」の認定を補足すると以下のとおりである。

(ア) 池田忠議員（整理番号１８１４番）

丙Ｅ４によれば，整理番号１８１４番に係る広報紙である「元気クラブＮＥＷＳ２０１２vol.1」は４頁に渡る広報紙であって，県政に対する元気クラブの主張，通年議会の導入，県議会一般質問，会派の活動（視察等），委員会活動など政務調査活動と関連することが明らかな記事が掲載されているのに対し，政党活動や後援会活動などに係る記事の掲載は認められないのであるから，これらの記載内容及び当該記事に割かれている紙面の範囲によれば，その全てが政務調査活動に関連する内容のものであるというべきである。

(イ) 白石資隆議員（整理番号１８１６番）

丙Ｅ７によれば，整理番号１８１６番に係る広報紙である「＜活動報告号外＞栃木県議会議員白石としたか」は１頁の広報紙であって，白石資隆議員が栃木県の予算審議で主張している具体的な改革案（県営扶桑住宅の建て替えについて）についての記事を掲載したものであり，これが県政に関連する内容であることは明らかであるのに対し，政党活動や

後援会活動などに係る記載は認められない。そうすると，これらの記載内容及び当該記事に割かれている紙面の範囲によれば，その全てが政務調査活動に関連する内容のものであるとはいうべきである。

⑽　事務費（別紙４－２及び同６－１０の主張整理表番号２２６８番・以下この整理番号を「事務費の整理番号②」といい，これに係る支出を「事務費に係る支出②」という。）

ア　事務費に係る使途基準の定めは，前記第２・２⑵イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４⑺及び５⑶イ㋐のとおりであるところ，別紙６－１０の「証拠」欄掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば，同別紙の支出内容の「支出日」の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したこと（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），そして，同パソコンは池田忠議員の政務調査活動のために用いるために購入されたものであることが認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，事務費の整理番号②の「原告の主張」欄に記載のとおり，①１０万円以上の物品の購入は，資産形成につながるものであり，政務調査費の充当は認めるべきでない，②使用実績が不明であり，具体的な使用実績に基づく按分割合による充当がなされていない旨主張する。

しかし，原告の上記主張①②は，原告独自ないしは客観的な裏付けを欠く見解（経験則）を前提とするものであって，むしろ，上記アで認定した事実によれば，それだけでは，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示としては十分ではない。

そうすると，事務費に係る支出②は，別紙６－１０の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，いずれも本件使途基準に違反す

るとはいえない。

4　民主市民クラブに所属する議員の支出について

(1)　調査研究費中の交通費（ガソリン代）（別紙４－３及び同７－１の主張整理表番号１４６２～１４８８番・以下この整理番号を「交通費（ガソリン代）の整理番号③」といい，これに係る支出を「交通費（ガソリン代）に係る支出③」という。）

ア　調査研究費中の交通費（ガソリン代）に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(1)イ(オ)及び５(1)イのとおりであるところ，別紙７―１の「証拠」欄掲記の証拠によれば，別紙７－１の支出内容の「支出月」の月分に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したこと（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。）が認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，交通費（ガソリン代）の整理番号③の「原告の主張」欄に記載のとおり，支払証明書には抽象的な記載しかなく，具体的にどこに行き，どのような調査活動を行ったのかが不明である旨主張するが，上記アで認定したところからみて，かかる主張だけでは，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものとはいえない。

そうすると，交通費（ガソリン代）に係る支出③は，別紙７－１の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，いずれも本件使途基準に違反するとはいえない。

(2)　調査研究費中の事務所費等（別紙４－３及び同７－２の主張整理表番号１３６７～１４６０番・以下この整理番号を「事務所費等の整理番号③」といい，これらに係る支出を「事務所費等に係る支出③」という。）

ア　調査研究費中の事務所費に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(1)エ，５(3)イ(イ)のとおりであるところ，原告は，事務費等の整理番号③の「原告の主張」欄に記載のとおり，事務所費等に係る支出③は，本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，上記アの認定に照らしても，事務費等に係る支出③は，別紙７－２の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，下記イ(ア)で検討した斉藤孝明議員に係る事務費等の整理番号のうち一部のものを除き，いずれも本件使途基準に違反するとはいえない。

以下，各議員について，その理由を補足する。

イ　斉藤孝明議員について（整理番号１３６７～１３７２，１３７４～１３７９，１３８１，１３８３～１３８９，１４０２～１４１６，１４１８，１４２０，１４２２，１４２４～１４３６番）

(ア)　平成２３年度の駐車場代について（整理番号１３６７～１３６９，１３８９番）

甲２１２の４６，同１ないし３によれば，①斉藤孝明議員は，平成２３年８月ないし１２月分の駐車場代として支出した３５万円のうち按分率５０％に相当する１７万５０００円を政務調査費に充当し（甲２１２の１・４７），②平成２４年１月ないし３月分の駐車場代として支出した２１万円のうち按分率５０％を下回る１０万５０００円を政務調査費に充当していること（甲２１２の２・３）が認められるところ，このうち，上記①の平成２３年８月ないし１２月分（平成２３年度分）の駐車場代としての支出は，平成２４年度の政務調査費の対象外の支出であるから，それ自体，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実に当たり，本件使途基準に違反する。

(イ)　領収書の宛名が斉藤たかあき議員の後援会となっていることについて

原告は，領収書の宛名が齊藤孝明議員の後援会であり，斉藤たかあき議員が支出をしたとは認められない旨主張する。しかし，別紙７－２の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出日」の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。そして，この認定に照らすと，上記領収書の宛名が当該議員の後援会であることは，それだけでは直ちに，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものではなく，本件使途基準違反があるとはいえない。

(ウ) 原告は，各事務所費の按分率が不明である旨主張するが，それのみでは一般的外形的事実の指摘として十分なものでなく，むしろ丙Ｃ２及び丙Ｃ３によれば，事務所全体面積のうち政務調査活動に使用する面積が５０％であって，斉藤孝明議員の支出はいずれも上記按分割合以下であるから，本件使途基準に違反しない。

(エ) 原告は，斉藤孝明議員に係る駐車場代，事務所家賃，電気代，上下水道料金及びガス代（整理番号１３６７～１３７２，１３７４～１３７９，１３８１，１３８３～１３８９，１４０２～１４１６，１４１８，１４２０，１４２２，１４２４～１４３６番）に関する後援会事務所からの事務所関係費用の支払について，領収書は発行されているものの，上記各議員の後援会事務所の政治資金収支報告書収入欄には上記支払が計上されていないことからみて，当該議員による支出の実態が認められない旨主張するが，原告の上記主張の前提となる上記政治資金収支報告書の収入欄に上記支払が計上されていないことを認めるに足りる証拠はないから，原告の上記主張は，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものとはいえない。

ウ　松井正一議員（整理番号１３９０～１４０１番）

(ア)　原告は，領収書の宛名が松井正一議員の後援会であり，松井正一議員が支出をしたとは認められない旨主張する。しかし，別紙７－２の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出日」の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。そして，この認定に照らすと，上記領収書の宛名に関する原告の主張は，それだけでは本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものではなく，上記議員に係る各支出は，本件使途基準違があるとはいえない。

(イ)　原告は，各事務所費の按分率が不明である旨主張するが，それだけでは一般的外形的事実の指摘として十分なものでなく，むしろ丙Ｃ９の１ないし同１２によれば，松井正一議員が事務所費として政務調査費へ充当した支出の按分割合は，いずれも当該月の政務調査活動実績表に係る政務調査費充当率を下回っていることが認められるから，この点においても，上記議員の支出は，本件使途基準に違反するものではない。

(ウ)　原告は，松井正一議員に係る上記番号の事務所家賃，電気代，上下水道代（整理番号１３９０～１４０１，１４３７～１４６０番）に関する後援会事務所からの事務所関係費用の支払について領収書が発行されているものの，同各議員の後援会事務所の政治資金収支報告書収入欄には上記支払が計上されておらず，当該議員による支出の実態が認められない旨主張するが，原告の上記主張の前提となる上記政治資金収支報告書収入欄に上記支払が計上されていないことを認めるに足りる証拠はないから，原告の上記主張は，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものではなく，上記議員の支出は，本件使途基準に違反

するとはいえない。

⑶　調査研究費中の交通費（電車・タクシー代）（別紙４－３及び同７－３の主張整理表番号１４８９～１４９９，１５０１～１５０７番・以下この整理番号を「交通費（電車・タクシー代）の整理番号③」といい，これに係る支出を「交通費（電車・タクシー代）に係る支出③」という。）

ア　調査研究費中の交通費（電車・タクシー代）に係る使途基準の定めは，前記第２・２⑵イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４⑴イ㋐㋑㋓のとおりであるところ，別紙７－３の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出日」の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，交通費（電車・タクシー代）の整理番号③の「原告の主張」欄に記載のとおり，交通費（電車・タクシー代）に係る支出③は，本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，上記アの認定に照らしても，交通費（電車・タクシー代）に係る支出③は，別紙７－３の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，いずれも本件使途基準に違反するとはいえない。

以下，各議員について，その理由を補足する。

ウ　原告の上記主張のうち調査内容が抽象的であるというものは，いずれも本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示としては十分なものではない。

なお，原告は，自家用自動車の運転が可能であることを理由に政務調査活動にタクシーを用いる必要性がない旨主張するが，上記アの認定によれ

ば，上記議員は政務調査活動を行う目的地までの交通手段としてタクシーを用いているのであるから，上記議員が自家用車を運転することができることからといって，直ちに上記タクシー代は政務調査活動との関連性が否定されるものではないから，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実に当たるとはいえない。

エ　原告は，関東バス組合会議室及び自治労における県政への各種要望調査については，佐藤栄議員の支持団体への挨拶回りの意味合いを兼ねていると推測される旨主張する（交通費（電車・タクシー代）の整理番号１４８９，１４９６番)。しかし，関東バス組合が，佐藤栄議員の支持団体であることを認めるに足りる証拠はないことはもとより，そのような団体への県政への各種要望調査は政務調査活動に当たるものであるから，上記原告の主張は，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものとはいえない。

⑷　調査研究費中の旅費等（別紙４－３及び同７－４の主張整理表番号１４６１，１５１０～１５１３番・以下この整理番号を「旅費等の整理番号③」といい，これに係る支出を「旅費等に係る支出③」という。）

ア　調査研究費中の旅費等に係る使途基準の定めは，前記第２・２⑵イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４⑴イ，ウのとおりであるところ，別紙７－４の「証拠」欄掲記の証拠によれば，別紙７－４の支出内容の「支出日」欄記載の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円)」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円)」欄記載の金額は，「按分割合（％)」欄記載の割合で按分した後の金額である。)，この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，旅費等の整理番号③の「原告の主張」欄に記載のとおり，旅

費等に係る支出③は，使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，上記アの認定に照らしても，旅費等に係る支出③は，別紙７－４の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，いずれも本件使途基準に違反するとはいえない。

なお，原告は，抽象的な記載があるのみで，誰と意見交換を行い，どのような成果を上げたのか不明であるであるとか，旅費等に係る支出③のうち１５１０番の支出につき当該支出に係る請求書（甲２２６の２）にスカイツリーや浅草という記載があり，浅草周辺の観光も兼ねていると推測される旨主張するが，上記アの認定に照らしても，それだけでは，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示として十分でない。

⑸　調査研究費中の会費等（別紙４－３及び同７－５の主張整理表番号１５０８，１５０９番・以下この整理番号を「会費等の整理番号③」といい，これに係る支出を「会費等に係る支出③」という。）

ア　調査研究費中の会費に係る使途基準の定めは，前記第２・２⑵イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４⑵ウ（なお，同項目は研修費中の会費に係るものである）のとおりであるところ，別紙７－５の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出日」の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，会費等の整理番号③の「原告の主張」欄に記載のとおり，会費等に係る支出③は，使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，上記アの認定に照らしても，会費等に係る支出③は，下記ウの一木弘司議員に関する会場使用料を除き，本件使途基準違反を推認させる

一般的外形的事実を摘示するものではなく，別紙７－５の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×)」記載のとおり，いずれも本件使途基準に違反するものではない。

ウ　会費等の整理番号③のうち一木弘司議員の７月５日の政務活動報告会の会場使用料１８５０円の支出（１５０８番）について

別紙７－５の「証拠」欄掲記の証拠（甲２２４）によれば，上記会場使用料の支出に係る領収書は，一木弘司議員宛ではなく，「一木弘司後援会事務所」宛てで作成されており，これでは一木弘司議員による政務調査費の支出を裏付ける客観的な資料とはいえないから，かかる事実は，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実に当たるものというべきであるところ，民主市民クラブは，上記領収書の宛名は「一木弘司後援会事務所」になっているが，後援会と按分して，一木弘司議員も支払ったものである旨主張するが，それを裏付ける的確な証拠はなく反証として不十分であるから，会費等の整理番号③のうち上記一木弘司議員に係る事務費（会場使用料）１８５０円の支出は，本件使途基準に違反するものというべきである。

⑹　研修費（別紙４－３及び同７－６の主張整理表番号１５１４番・以下この整理番号を「研修費の整理番号③」といい，これに係る支出を「研修費に係る支出③」という。）

ア　研修費中の会費に係る使途基準の定めは，前記第２・２⑵イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４⑵のとおりであるところ，別紙７―６の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出日」欄記載の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額(円)」欄記載の金額を支出したことが認められ(なお，「金額(円)」欄記載の金額は，「按分割合（%)」欄記載の割合で按分した後の金額であ

る。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，研修費の整理番号③の「原告の主張」欄に記載のとおり，研修費に係る支出③は，本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，上記アの認定に照らしても，研修費に係る支出③は，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものではなく，別紙７－６の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，本件使途基準に違反するものではない。

(7)　資料購入費（別紙４－３及び同７－７の主張整理表番号１５１５～１５５５番・以下この整理番号を「資料購入費の整理番号③」といい，これに係る支出を「資料購入費に係る支出③」という。）

ア　資料購入費に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(5)のとおりであるところ，別紙７―７の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出日」欄記載の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，資料購入費の整理番号③の「原告の主張」欄に記載のとおり，資料購入費に係る支出③はいずれも本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，上記アの認定に照らしても，資料購入費に係る支出③は，佐藤栄議員の書籍代（整理番号１５３９番）及び斉藤孝明議員の書籍代（整理番号１５５０番）を除き，いずれも本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものではなく，別紙７－５の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，本件使途基準に違反するものではない。

以下その理由を補足する。

ウ　配布に供した資料購入について（整理番号１５３９，１５４２，１５４３，１５４４，１５４６，１５４７，１５４９番）

(ア)　整理番号１５４２，１５４３，１５４４，１５４６，１５４７，１５４９番の各支出について

別紙７－７の「証拠」欄掲記の証拠によれば，上記各整理番号の支出は，同別紙「内容」欄記載の購入した書籍等を後援会有志や勉強会のメンバーに配布し，勉強会を行ったことが認められるところ，これらの書籍が政務調査活動と合理的な関連性を有するものであることは否定できず，上記各支出は，その勉強会の実施のために要した費用といえるから，本件使途基準違反を推認ないし根拠付ける一般的外形的事実を摘示するものとはいえない。

(イ)　整理番号１５３９について

甲２３０の１によれば，上記整理番号に係る資料購入費用（佐藤栄議員が８月１５日に購入した書籍「戦争体験を後世にのこすため」２０冊の購入費用(６０００円)）に関する振替払込金受領証の受取人欄には「那須南九条の会」との記載があるところ，上記「那須南九条の会」とは如何なる団体であるのか必ずしも明らかでなく，当該書籍に係る勉強会が政務調査活動と合理的な関連性を有するかについては疑いを挟む余地があるから，かかる事実は，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実に当たるものというべきであるところ，これに対する的確な反証はない。したがって，資料購入費に係る支出③のうち整理番号１５３９の支出は，本件使途基準に違反する。

エ　購読期間が本件の対象外であるものについて（整理番号１５５０番）

甲２３１の３によれば，佐藤栄議員による，「９条連ニュース 2013.３月～2014.2 月分購読料前払い」のうち，平成２５年３月分を除く期間の購読料については，購読期間が平成２４年度の政務調査費の対象外であるから，

同支出１５００円のうち，平成２５年３月分を除いた１３７５円（１５００円×１１／１２）の支出は，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実に当たるところ，これに対する的確な反証はなく，本件使途基準に違反するものというべきである。

(8) 広報費（別紙４－３及び同７－８の主張整理表番号１５５６～１５６４番・以下この整理番号を「広報費の整理番号③」といい，これに係る支出を「広報費に係る支出③」という。）

ア 広報費に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(6)のとおりであるところ，別紙７―８の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出日」欄記載の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（%）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ 原告は，広報費の整理番号③の「原告の主張」欄に記載のとおり，広報費に係る支出③は，会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり，それによりどのような成果が得られたのか不明であるし，仮に一定の関連性が認められる支出があるとしても，それらは県政報告に関する支出であるところ，県政報告には政務調査活動以外の活動が混在しているといえるので３分の１を上限として，これを超える按分割合の支出は本件使途基準に違反する旨主張する。

しかし，上記アの認定に照らしても，原告の上記主張は，いずれも本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものではなく，広報費に係る支出③は，別紙７－８の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，本件使途基準に違反するものではない。

以下その理由について補足する。

ウ　広報紙の現物がない支出について（整理番号１５５６～１５５８番）

別紙７－７の「証拠」欄掲記の証拠によれば，上記各支出は，政務調査広報活動のための「広報増刷代」「県政活動報告発行代」「県政治活動報告発行代」のために支出されたものであって，政務調査活動である広報活動の一環として発行されたものであることは明らかであるから，その各広報紙における政務活動に関する内容の割合は５０％を下回ることはないものというべきところ，上記各支出もその按分割合の限度で政務調査活動に充当しているのであるから，上記整理番号１５５６～１５５８に係る支出は，いずれも本件使途基準に違反しない。

エ　広報紙の現物がある支出について（整理番号１５５９～１５６４番）

(ア)　一木弘司議員の広報紙について（１５５９番）

丙Ｃ１８によれば，１５５９番に係る広報紙である「一木弘司　積小為大（平成２４年６月発行）」は，１９頁に渡る広報紙であり，東日本大震災の被害状況の報告，同議員の災害対策特別委員会としての活動報告，新たな児童手当制度に関する事項，スマートインターチェンジに関する事項等が記載されているものであり，これらが県政に関連する内容のものではないといえない。そして，これらの内容の紙幅に占める割合が５０％以上であることは明らかであるから，上記整理番号１５５９番に係る支出は，本件使途基準に違反しない。

(イ)　松井正一議員の広報紙について（整理番号１５６０～１５６４番）

a　「県議会からこんにちは」について（整理番号１５６０～１５６２番）

丙Ｃ１２によれば，上記整理番号の支出に係る広報紙である「県議会からこんにちは　２０１２．８夏季号」は，４頁に渡る広報紙であり，新鹿沼駅自由通路開通，同議員の平成２４年４月以降の政務活動

報告及び今後の政務活動について，今後の活動テーマ，県政に関する要望記入欄が記載されているものであり，これが県政に関連する内容のものではないとはいえない。そして，これらの記載内容及び当該記事に割かれている紙面の範囲によれば，その全てが政務調査活動に関連する内容であると認められるから，本件使途基準に違反しない。

b　「県議会活動報告書（第４号）」について（整理番号１５６３，１５６４番）

丙Ｃ１３によれば，上記各整理番号に係る広報紙である「県議会活動報告（第４号）」は，３２頁に渡る広報紙であり，県政活動に言及した「ごあいさつ」，第３１４回県議会議員通常会議一般質問報告，地方行政に関する新聞記事，一般質問に対する松井正一議員のコメント，民主党・無所属クラブの形成経営及び補正予算等に関する要望書に対する回答，「県議会からこんにちは　２０１２．３春季号」等が記載されているものであり，これらの記載内容及び当該記事に割かれている紙面の範囲によれば，その全てが政務調査活動に関連する内容であると認められるから，本件使途基準に違反しない。

(9)　事務費（別紙４－３及び同７－９の主張整理表番号１５６５～１５７２，１９２０～１９８４番・以下この整理番号を「事務費の整理番号③」といい，これに係る支出を「事務費に係る支出③」という。）

ア　事務費に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(7)及び５(3)イ(ア)のとおりであるところ，別紙７－９の「証拠」欄掲記の証拠によれば，別紙７－９の支出内容の「支出日」の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金

額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，事務費の主張整理番号③の「原告の主張」欄に記載のとおり，事務費に係る支出③は，①１０万円以上の物品の購入は資産形成につながるものであるから政務調査費の充当を認めるべきではない，②按分率の根拠が不明である，③政務調査活動との関連性が不明であるとして，本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，上記アの認定に照らしても，原告が主張する上記①ないし③の各事情は，それだけでは直ちに，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示とはいえない。そうすると，事務費に係る支出③は，下記ウの一木弘司議員に係る事務費の支出（整理番号１５６６～１５７２，１９２０～１９２３番）を除き，別紙７－９の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，本件使途基準に違反するものではない。

以下，その理由を補足する。

ウ　一木弘司議員の支出（１５６６～１５７２，１９２０～１９２３番）について本件使途基準違反を認めた理由

別紙７－９の「証拠」欄掲記の証拠によれば，一木弘司議員の上記各支出に係る領収書は，同議員本人ではなく「一木弘司後援会事務所」宛てにより作成されており，これでは同議員の上記事務費に係る支出を客観的に裏付けるものとはいえないから，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示があったものと認められるところ，民主市民クラブは，上記各領収書の宛名は「一木弘司後援会事務所」になっているが，実際には同議員が支払ったものである旨主張するだけで的確な反証をしていないから，同議員の上記事務費に係る支出は，本件使途基準に違反するものというべきである。

エ　その他の議員の支出について－本件使途基準違反とは認めなかった理由

(ア)　原告は，別紙７－９の「証拠」欄掲記の証拠によれば，その他の議員の各支出についても領収書が後援会宛てのものが存する旨主張する。

しかし，上記証拠によれば，上記支出に対応する各議員の領収書も存在していることに照らすと，上記各支出に関する領収書の宛名が各議員の後援会宛てのものであるという事実のみでは，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示があったとはいえない。

(イ)　原告は，斉藤孝明議員に係るＯＡ機器リース料，電話代，事務用品代パソコン代（整理番号１９４８～１９８４番），松井正一議員に係るコピー機リース料，電話代（同１９２４～１９４７番）につき，後援会事務所から事務所関係費用の支払について，領収書が発行されているが，同議員の後援会事務所の政治資金収支報告書収入欄に同支払に係る計上がなく，当該議員による支出の実態が認められない旨主張するが，本件全証拠によっても，かかる同主張の前提となる上記政治資金収支報告書収入欄に同支払に係る計上がないことを認めるに足りる証拠はないから，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示があったとはいえない。

(ウ)　原告は，事務費に係る支出③について，按分率が不明である旨主張する。しかし別紙７－９の「証拠」欄掲記の各証拠及び弁論の全趣旨によれば，①上記各支出は，別紙７－９「議員」欄記載の議員の政務調査活動に係る事務所に係る費用として支出されたものであること，②松井正一議員（１９２４～１９４７番）及び斉藤孝明議員（１９４８～１９８４番）の政務活動に係る事務所はその後援会事務所と兼用していることが認められるところ，その各事務所における政務活動とその余の事務の割合は約５０％が相当であるところ，上記各支出は５０％の割合で充当

されているのであるから，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものではない。

また，原告は，各支出のうち，当該議員が５０％の按分割合で支出をしていても，議員の活動全てが政務調査活動に当たるわけではないから，充当が許されるのは，議員が当該議員の負担額のせいぜい５０％である旨主張する。しかし，別紙３・本件マニュアル関連の部分５(3)イ記載のとおり，事務費に係る充当を可能とする按分割合は，その使用実績に基づいて算出するものであり，その按分割合を上回る部分を誰が負担したかに係るものではないから（見方を変えれば，政務調査活動以外の活動分の使用実績分を後援会が全て支出したと考えることができる。），上記原告の主張は，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示としては十分ではない。

(10) 人件費（別紙４－３及び同７－１０の主張整理表番号１９８５～２０９３番・以下この整理番号を「人件費の整理番号③」といい，これに係る支出を「人件費に係る支出③」という。）

ア 人件費に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(8)及び５(3)アのとおりであるところ，別紙７－１０の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出月」の月分に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容 で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したこと（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），また，同議員は，当該人件費に係る被雇用者を「契約書上の契約内容」欄記載の契約内容で雇用し，「活動内容（勤務実績表）」欄記載の内容の活動に従事させていたことが認められ，この認定

を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，人件費の整理番号③の「原告の主張」欄に記載のとおり，会派から提出されている勤務実績表は，実際になされた政務調査活動が何であり，その職員がそのために何をし，全体の就労時間内でどれだけをそのために費やしたのかおよそ判断できるものではなく，また，その記載内容は単に「政務調査事務補助」との記載のみであり，補助業務内容を記載していないに等しく違法である旨主張する。

しかし，上記アで認定した上記契約書の記載内容及び勤務実績表から認められる活動内容に照らせば，当該被雇用者は，いずれも政務調査活動に専従していたものというべきであるから，原告の上記主張だけでは，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示としては十分でない。

5　公明党の所属する議員の支出について

(1)　調査研究中の交通費（ガソリン代）（別紙４－４及び同８－１の主張整理表番号１５７３～１６１０番・以下この整理番号を「交通費（ガソリン代）の整理番号④」といい，これに係る支出を「交通費（ガソリン代）に係る支出④」という。）

ア　調査研究費中の交通費（ガソリン代）に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(1)イ(オ)及び５(1)イのとおりであるところ，別紙８―１の「証拠」欄掲記の証拠によれば，別紙８－１の支出内容の「支出月」の月分に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（%）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，交通費（ガソリン代）の整理番号④の「原告の主張」欄に記載

のとおり，交通費（ガソリン代）に係る支出④は，調査内容が抽象的であり，具体的にどこに行き，どのような政務調査活動を行ったのかが不明であるなどとして，本件使途基準に適合しない旨主張する。しかし，上記アの認定に照らしても，原告の上記主張は，それだけでは本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものではなく，したがって，交通費（ガソリン代）に係る支出④は，別紙８－１の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，本件使途基準に違反するものではない。

⑵　調査研究費中の交通費（電車・バス・高速代等）（別紙４－４及び同８－２の主張整理表番号１５７３，１５７６，１５７７，１５７９，１５８５，１５８６，１５８８，１５８９，１６００～１６０４番，１６０７，１６０８，１６１０番・以下この整理番号を「交通費（電車・バス・高速代等）の整理番号④」といい，これに係る支出を「交通費（電車・バス・高速代等）に係る支出④」という。）

ア　調査研究費中の交通費（電車・バス・高速代等）に係る使途基準の定めは，前記第２・２⑵イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４⑴イ㈠㈠㈡のとおりであるところ，別紙８―２の「証拠」欄掲記の証拠によれば，別紙８－２の支出内容の「支出日」の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目について，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，交通費（電車・バス・高速代等）の整理番号④の「原告の主張」欄に記載のとおり，交通費（電車・バス・高速代等）に係る支出④は本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，上記アの認定に照らしても，原告の主張だけでは，本件使途基

準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示としては十分でなく，したがって，交通費（電車・バス・高速代等）に係る支出④は，別紙８－２の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，本件使途基準に違反するものではない。

(3) 調査研究費中の事務所関係費用（別紙４－４及び同８－３の主張整理表番号１６１１～１６３２番・以下この整理番号を「事務所関係費の整理番号④」といい，これに係る支出を「事務所関係費に係る支出④」という。）

ア 調査研究費中の事務所費に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(1)エ，５(3)イ(イ)のとおりであるところ，別紙８―３の「証拠」欄掲記の証拠によれば，別紙８－３の支出内容の「支出日」欄記載の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出した（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（%）」欄記載の割合で按分した後の金額である。）ことが認められることが認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ 原告は，事務所関係費の整理番号④の「原告の主張」欄に記載のとおり主張する。しかし，上記アの認定によれば，原告の上記主張だけでは，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示としては十分でなく，したがって，事務所関係費に係る支出④は，別紙８－３の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，本件使途基準に違反するものではない。

(4) 調査研究費中の視察経費等（別紙４－４及び同８－４の主張整理表番号１６３３～１６４１番・以下この整理番号を「視察経費の整理番号④」といい，これに係る支出を「視察経費に係る支出④」という。）

ア　調査研究費中の視察経費に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(1)イ，ウのとおりであるところ，別紙８―４の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出日」欄記載の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，視察経費の整理番号④の「原告の主張」欄に記載のとおり，証拠上具体的にどこに行き，どのような政務活動を行ったのか不明であり，観光地の視察といった記載からすると，単なる観光であることを推認させるものである，議員がただ２人でコーヒー代を飲んだだけであり，懇談会等が行われたこと自体が疑わしい，会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり，それによりどのような成果が得られたのか全く不明であるなどとして，視察経費に係る支出④は，本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，上記アの認定によれば，原告の上記主張だけでは，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示としては十分でなく，したがって，視察費用に係る支出④は，別紙８－４の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，本件使途基準に違反するものではない。

(5)　研修費（別紙４－４及び同８－５の主張整理表番号１６４２～１６５５番・以下この整理番号を「研究費の整理番号④」といい，これに係る支出を「研究費に係る支出④」という。）

ア　研修費中の会費に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(2)のとおりであるところ，別紙８－５の「証拠」

欄掲記の証拠によれば，別紙８－５の支出内容の「支出日」欄記載の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，研究費の整理番号⑤の「原告の主張」欄に記載のとおり，会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり，それによりどのような成果が得られたのか全く不明であり，むしろ研修会の参加については個人若しくは政治活動としてのものであるなどとして，研究費に係る支出⑤は，いずれも本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，上記アの認定によれば，研究費に係る支出⑤は，いずれも政務調査活動と合理的な関連性を否定し難く，原告の上記主張だけでは，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものとはいえないから，視察費用に係る支出⑤は，別紙８－５の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，本件使途基準に違反しない。

(6)　資料購入費（別紙４－４及び同８－６の主張整理表番号１６５６～１６６８番・以下この整理番号を「資料購入費の整理番号④」といい，これに係る支出を「資料購入費に係る支出④」という。）

ア　資料購入費に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(5)のとおりであるところ，別紙８―６の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出日」欄記載の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「支出先」欄記載の相手方に，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定に覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，資料購入費の整理番号④の「原告の主張」欄に記載のとおり，当該調査研究に取り組むに際して，具体的にどのような必要性から購入したのかについての記載がない，当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載されているなどの具体的説明も一切なく，県政との関連が明らかではない，野澤和一議員が購入した森林セラピー養成検定テキストは県政と関連しないことは明らかであるなどとして，資料購入費に係る支出④は，本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，県政の広範性に照らすと，上記アの認定によっても，研究費に係る支出⑥は，いずれも政務調査活動と合理的な関連性を否定し難く，原告の上記主張だけでは，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものとはいえないから，研究費に係る支出④は，別紙８－６の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，本件使途基準に違反しない。

(7)　広報費（別紙４－４及び同８－７の主張整理表番号１６６９～１６８０番・以下この整理番号を「広報費の整理番号④」といい，これに係る支出を「広報費に係る支出④」という。）

ア　広報費に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(6)のとおりであるところ，別紙８－７の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出日」欄記載の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したこと（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），当該支出に係る広報紙に占める政務活動関連内容の割合は，「印刷物に占める政務活動関連内容割合（％）」記載の割合であったことが認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，広報費の整理番号④の「原告の主張」欄に記載のとおり，会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり，それによりどのような成果が得られたのか不明であり，仮に一定の支出が認められるとしても，これらの県政報告には政務調査活動以外の活動が混在しているから３分の１を上限として，それを超える按分割合の支出は違法であるなどとして，広報費に係る支出④は本件使途基準に適合しない旨主張するが，上記アの認定によれば，いずれの支出も政務調査活動と合理的な関連性を否定し難く，各広報紙における政務調査活動に関する内容の割合は５０％を下回ることはないものというべきであるから，原告の上記主張だけでは，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものではなく，広報費に係る支出④は，別紙８－７の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，本件使途基準に違反しない。

⑻　人件費（別紙４－４及び同８－８の主張整理表番号１６８０～１６９８番・以下この整理番号を「人件費の整理番号④」といい，これに係る支出を「人件費に係る支出④」という。）

ア　人件費に係る使途基準の定めは，前記第２・２⑵イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４⑻及び５⑶アのとおりであるところ，別紙８－８の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出月」の月分に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したこと（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），また，同議員は，当該人件費に係る被雇用者を「契約書上の契約内容」欄記載の契約内容で雇用し，「活動内容（勤務実績表）」欄記載の内容の活動に従事させていたことが認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，人件費の整理番号④の「原告の主張」欄に記載のとおり，主張

し，会派から提出されている勤務実績表は，実際になされた政務調査活動が何であり，その職員がそのために何をし，全体の就労時間内でどれだけをそのために費やしたのかおよそ判断できるものではなく，また，その記載内容は単に「政務調査事務補助」との記載のみであり，補助業務内容を記載していないに等しいなどとして，人件費に係る支出④は，いずれも本件使途基準に適合しない旨主張する。上記アで認定した上記契約書の内容及び勤務実績表から認められる活動内容からみて，当該被雇用者は，いずれも政務調査活動に専従していたものというべきであるから，上記原告の主張は，それだけでは直ちに本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示とはいえない。そうすると，人件費に係る支出④は，別紙８－８の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，本件使途基準に違反しない。

5　みんなのクラブに所属する議員の支出について

⑴　調査研究費中の交通費（ガソリン代）（別紙４－５及び同９－１の主張整理表番号９１１～９９８番・以下この整理番号を「交通費（ガソリン代）の整理番号⑤」といい，これに係る支出を「交通費（ガソリン代）に係る支出⑤」という。）

ア　調査研究費中の交通費（ガソリン代）に係る使途基準の定めは，前記第２・２⑵イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４⑴イ㈦及び５⑴イのとおりであるところ，別紙９－１の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出月」欄記載の月分に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出した（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。）ことが認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，交通費（ガソリン代）の整理番号⑤の「原告の主張」欄に記載のとおり，調査内容が抽象的であり，具体的にどこに行き，どのような調査活動を行ったのかが不明であるなどとして，交通費（ガソリン代）に係る支出⑤は本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，上記アの認定によれば，原告の上記主張だけでは，本件使途基準を推認させる一般的外形的事実の摘示としては十分ではないから，交通費（ガソリン代）に係る支出⑤は，別紙９－１の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，本件使途基準に違反しない。

⑵　調査研究費中の交通費（電車・高速代）（別紙４－５及び同９－２の主張整理表番号９１１～９１７，９３９～９４１，９５２，９６３，９６４，９６７，９７０，９７３番・以下この整理番号を「交通費（電車・高速代）の整理番号⑤」といい，これに係る支出を「交通費（電車・高速代）に係る支出⑤」という。）

ア　調査研究費中の交通費（電車・高速代）に係る使途基準の定めは，前記第２・２⑵イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４⑴イ㈠㈡㈢のとおりであるところ，別紙９―２の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出日」の年月日分に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，交通費（電車・高速代）の整理番号⑤の「原告の主張」欄に記載のとおり，調査内容が抽象的である，成果物がない，領収書が存在しないなどとして，交通費（電車・高速代）に係る支出⑤は，いずれも本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，上記アの認定によれば，原告の上記主張だけでは，本件使途基準を推認させる一般的外形的事実の摘示としては十分ではなく，交通費（電車・高速代）に係る支出⑤は，別紙９－２の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，本件使途基準に違反しない。

以下，領収書の不存在に関して，その理由を補足する。

ウ　原告は，交通費（電車・高速代）に係る支出のうち高速代については，いずれも領収書が存在しないから，その支払事実が存しない旨主張する。

確かに，別紙９－２の「費目」欄に高速代と記載されている支出については，いずれも領収書が存在しない。しかし，高速代の支出については，領収書を紛失したものについては，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(1)イ(ア)(イ)(エ)のとおり，その支出は，領収書によるだけでなく，支払証明書により証明することも許されているから，領収書を紛失したことを以って直ちに，当該支出がなかった疑いがあるとして使途基準違反の支出に当たるということはできず，むしろ，上記アの認定によれば，上記高速代を支出した日に当該議員は，概ね７０キロメートルを超えるような距離を移動している上，その目的地は移動に高速道路を利用したとしても不合理とはいえないことに照らすと，単に高速代の領収書が不存在であるとしても，それだけでは直ちに本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示には当たらず，本件使途基準には違反しない。

なお，別紙９－２の「費目」欄に電車代と記載されている支出については，いずれも領収書が存在しないが，電車代の領収書を紛失したものについては，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(1)イ(ア)(イ)(エ)のとおり，その支出は，領収書によるだけでなく，支払証明書により証明することも許されているから，当該領収書を紛失したというだけでは，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示があったものとはいえない。

(3)　調査研究費中の視察経費等（別紙４－５及び同９－３の主張整理表番号

８８１～８９２，８９６～９０７，９０９，９１０番・以下この整理番号を「視察経費等の整理番号⑤」といい，これに係る支出を「視察経費等に係る支出⑤」という。）

ア　調査研究費中の視察経費等に係る使途基準の定めは，前記第２・２⑵イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４⑴イ，ウのとおりであるところ，別紙９－３の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出日」の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「支出先」欄記載の相手方に，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，視察経費等の整理番号⑤の「原告の主張」欄に記載のとおり，視察経費等に係る支出は本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，上記アの認定によれば，原告の上記主張だけでは，本件使途基準を推認させる一般的外形的事実の摘示としては十分ではなく，視察経費等に係る支出⑤は，別紙９－３の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，本件使途基準に違反しない。

なお，その理由につき補足すると，原告は，早川けいこ議員の平成２４年９月６日の新宿での宿泊費（整理番号９０９番）の支出について宿泊の必要性がない旨主張するが，上記議員は同日及び同月７日の両日，東京で政務調査活動を行っているのであるから，上記宿泊について直ちにその必要性を欠くものとは認められず，本件使途基準違反があるとはいえない。

また，増渕三津男議員の平成２４年５月２３日の食卓料（整理番号９１０番）についても，甲１６４によれば，同議員は政務調査活動に当たって議員会館に宿泊していることが認められるから，上記食卓料の支出は，本

件使途基準違反とはならない。

なお，斎藤淳一郎議員は６月２２日から同月２９日までの間に香港等の視察を行っており，それらの支出を裏付ける証拠（甲１５８の１～８）には，その具体的な活動内容が記載されていない。しかし，甲１５８の２によれば，同視察は，「みんなのクラブ政務調査 in 香港」として，相馬憲一議員，神林秀治議員，鶴貝大祐議員，斎藤淳一郎議員が同視察に参加したことが認められ，各議員の当該視察に係る活動内容に照らすならば，斎藤淳一郎議員による香港視察も政務調査活動と合理的な関連性を有するものといえ，本件使途基準違反はない。

⑷　調査研究費中の事務所関係費用（別紙４－５及び同９－４の主張整理表番号８０８～８８０番・以下この整理番号を「事務所関係費用の整理番号⑤」といい，これに係る支出を「事務所関係費用に係る支出⑤」という。）

ア　調査研究費中の事務所費に係る使途基準の定めは，前記第２・２⑵イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４⑴エ，５⑶イ(イ)のとおりであるところ，原告は，事務所関係費用の整理番号⑤の「原告の主張」欄に記載のとおり，事務所関係費用に係る支出⑤は，本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，事務所関係費用に係る支出⑤は，別紙９－４の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，下記エのとおり早川佳子議員のガス代及び水道・下水代の一部を除き，本件使途基準に違反しないものというべきである。

以下その理由を補足する。

イ　相馬憲一議員（整理番号８０８～８２３番・以下「事務所関係費用の整理番号⑤－㋐」という。）

原告は，相馬憲一議員の駐車場代について，①証拠上，領収書が添付さ

れておらず，支払の事実が確認できないから，駐車場の賃貸借の事実が疑われる，②那須塩原駅前に複数の駐車場を借りる必要性がない，③按分割合の根拠が不明である旨主張する。

しかし，別紙９－４の「証拠」欄掲記の証拠によれば，別紙９－４の支出内容の「支出日」欄記載の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したこと（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。）こと，そして，当該支出日を含む月の事務所使用実績割合は，「事務所使用実績割合（％）」のとおりであることが認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

上記認定に照らすと，証拠上，領収書が添付されておらず，支払の事実が認められないからといって，それだけでは本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示があったとはいえない。

また，那須塩原駅前の駐車場の賃借については，相馬憲一議員が出張の際の鉄道利用のために借りているものであり，政務調査活動と合理的な関連性がないとはいえず，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものとはいえない。

更に，原告の按分率が不明である旨の主張は，それだけでは本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示として十分ではなく，また，丙Ｂ４の１～８によれば，議員活動のうち政務活動の占める割合はいずれも５０％以上であると認められるから，本件使途基準に違反するとはいえない。

以上によれば，事務所関係費用の整理番号⑤－㋐に係る支出は，別紙９－４の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，本件使途基準に違反しない。

ウ　中川幹雄議員（整理番号８２４～８４７番・以下「事務所関係費用の整

理番号⑤－㋑」という。）

原告は，中川幹雄議員の事務所賃料及び電気代について，①当該事務所は自宅と兼用されており使用実態が明らかでないから政務調査費を充当することはできない，②電気代の領収書が中川幹雄総合政策研究会宛てになっており，当該団体の支出である，③按分割合が不明である，④当該事務所は後援会事務所を兼ねており，自宅としての使用分を考慮すれば，少なくとも２５％を超える支出は違法である旨主張する。

しかし，別紙９－４の「証拠」欄掲記の証拠によれば，事務所関係費用の整理番号⑤－㋑について，同別紙の支出内容の「支出日」欄記載の年月日に，中川幹雄議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「支出先」欄記載の相手方に，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はないところ，原告の上記主張①は，当該事務所が自宅と兼用されていることについてこれを認めるに足りる証拠がない上，仮にそのことを前提としたとしても，中川議員の上記各支出は按分割合を５０％としているのであるから，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示とはいえない。また，原告の上記主張②については，上記認定によれば，中川幹雄議員は中川幹雄総合政策研究会に対して電気代の半額に当たる金額を支出しており，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示とはいえない。

更に，上記認定及び丙Ｂ６の１～８によれば，原告の上記③④についても，それだけでは本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示として不十分である。

以上によれば，事務所関係費用の整理番号⑤－㋑に係る支出は，別紙９－４の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，本件使

途基準に違反しない。

エ　早川佳子議員（整理番号８４８～８８０番・以下「事務所関係費用の整理番号⑤－㋒」という。）

㋐　原告は，早川佳子議員の事務所賃料，電気代，ガス代及び水道代について，事務所としての使用実態が疑わしく，また，按分率の根拠も不明である旨主張する。

事務所関係費用の整理番号⑤－㋒に係る別紙９－４の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出日」欄記載の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「支出先」欄記載の相手方に，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はないところ，かかる事実によれば，原告の上記主張は，それだけでは本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものではない。

㋑　もっとも，丙Ｂ７の１～１１によれば，議員活動のうち政務活動の占める割合はいずれも事務所関係費用の整理番号⑤－㋑に係る「事務所使用割合実績」欄記載の割合であると認められる（なお，４月分については，５月及び６月と同様に４８％であると認める。）ところ，その割合を超える支出は，それ自体，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実に当たり，反証がない限り，本件使途基準に違反する。そうすると，事務所関係費用の整理番号⑤－㋑のうち８４９番（７月分の事務所賃料）につき２７００円，８５２番（１０月分の事務所賃料）につき１３５０円，８７５番（２月分のガス代）につき２２円，８７８番（８，９月分の水道・下水道代）のうち２０８円，８７９番（１０，１１月分の水道・下水道代）のうち３４円は，上記按分割合を超える支出であって，本件

使途基準違反を推認させる一般的外形的事実に当たるから，この点に関して反証がされていない以上，これらの支出は，本件使途基準に違反するものというべきである。

(ウ) なお，原告は，上記第２・４(4)イ(エ)のとおり，早川佳子議員は，事務所の光熱費については，ほとんど基本料金しか使用しておらず，事務所としての実態がないから，これらの事務所費や光熱費を政務調査費として認めることはできない旨主張するが，事務所の光熱費が低廉であることから直ちに，当該事務所が政務調査活動に利用されていないものと推認することはできないから，原告の上記主張は採用の限りではない。

(5) 調査研究費中の会費（別紙４－５及び同９－５の主張整理表番号９９９～１００３番・以下この整理番号を「会費の整理番号⑤」といい，これに係る支出を「会費に係る支出⑤」という。）

ア 調査研究費中の会費に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(2)ウ（なお，同項目は研修費中の会費に係るものである）のとおりであるところ，別紙９－５の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出日」欄記載の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ 原告は，会費の整理番号⑤の「原告の主張」欄に記載のとおり，会費に係る支出⑤は，懇談会である又は併せて懇親会も開催されているものであり，議員としての活動を離れた個人として参加をしているものであるから，政務活動を目的としたものではなく，本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，当該会議が，懇談会の名称で開催され，あるいは懇親会が併せて開催されているからといって，そのことから直ちに当該会議は議員としての活動を離れた個人的な立場での参加が予定されているものということはできず，むしろ，上記アで認定した当該会議の内容からみて，当該議員は当該会議に個人として参加しているものでないことは明らかであるから，原告の上記主張は，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものではなく，したがって，会費に係る支出⑤は，別紙９－５の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，いずれも本件使途基準に違反しない（なお，上記各証拠によれば，懇親会が開催されている場合には，懇親会費を除いた額が政務調査費に充当されている。）。

(6) 会議費（別紙４－５及び同９－６の主張整理表番号１０７０，１０７２～１０７５，１０７７～１０８４番・以下この整理番号を「会議費の整理番号⑤」といい，これに係る支出を「会議費に係る支出⑤」という。）

ア 会議費に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(3)及び５(2)のとおりであるところ，別紙９－６の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出日」欄記載の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（%）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ 原告は，会議費の整理番号⑤の「原告の主張」欄に記載のとおり，会議費に係る支出⑤は，本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，かかる原告の主張は，いずれも本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものではなく，したがって，会費に係る支出⑤は，別紙９－６の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記

載のとおり，いずれも本件使途基準に違反しない。

以下その理由を補足する。

ウ　中川幹雄議員（整理番号１０７０番）

原告は，当該会議の具体的内容が明らかでなく，誰が出席したかもわからないため，政務活動との関連性が認められない，そして，これらの支出は政党本来の活動であり，政務活動ではない旨主張する。しかし上記アの認定に照らすと，これらの主張だけでは，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示とはいい難く，本件使途基準違反があったとはいえない。

エ　増渕三津男議員及び斉藤淳一郎議員（整理番号１０７２～１０７５，１０７７～１０８４番）

原告は，上記増渕三津男議員らに係る会議費の支出については，①なぜ会議の会場に「レストラン大原」を用いるのか，会場費が７万円は高額でないか(増渕三津男議員)，②タウンミーティングについて，そのチラシを，矢板市建設業睦会仮名２７社に送ったり，新聞折込したりし，また，タウンミーティング参加者のジュース代を用意しているが，これらはいずれも必要のないものである（斉藤淳郎議員）旨主張する。

しかし，原告の上記①については，甲１７６及び丙Ｂ１６によれば，平成２４年６月２６日，同議員がレストラン大原において，那須町町会議員らと地域振興対策と県の対策について意見交換を行ったものであることが認められるから，会場に「レストラン大原」が用いられたこと及びその会場費が７万円であったことは，直ちに本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実の摘示とはいえない。

次に，原告の上記②については，丙Ｂ１７によれば，当該タウンミーティングは，「みんなで考える矢板氏の土地利用と土地整備」を内容とするものであるから，それが政務調査活動と合理的な関連性を有することは明ら

かである。そうすると，タウンミーティングの開催に当たり，その参加を呼びかけるために必要な費用も政務活動との関連性を有しているというべきである。また，タウンミーティングの参加者へのジュース代については，別紙３・本件マニュアル関連部分４(3)イにおいて，「食糧費」として茶菓代の支出が許されているものであり，直ちに当該支出が使途基準違反に当たるものとはいえない，

(7) 資料購入費（別紙４－５及び同９－７の主張整理表番号１０８５～１１０６，１１０８～１１１１，１１１３～１１３０番・以下この整理番号を「資料購入費の整理番号⑤」といい，これに係る支出を「資料購入費に係る支出⑤」という。）

ア 資料購入費に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(5)のとおりであるところ，別紙９―７の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出日」欄記載の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「支出先」欄記載の相手方に，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ 原告は，資料購入費の整理番号⑤の「原告の主張」欄に記載のとおり，どのような調査研究に取り組むに際してどのような必要性から購入したのか不明であり，県政に関するような事情が明らかでないなどとして，資料購入費に係る支出⑤は，本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，かかる原告の主張は，下記ウの渡辺さちこ議員関係の書籍購入費（整理番号１０８９番）を除き，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものではなく，したがって，会費に係る支出⑤は，上記渡辺さちこ議員に係る支出（整理番号１０８９番）を除き，

別紙９－７の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，いずれも本件使途基準に違反しない。

ウ　渡辺さちこ議員（整理番号１０８９番）の書籍支出を本件使途基準に違反するものとした理由

上記認定のとおり，渡辺さちこ議員は７月９日に書籍「首長パンチ―最年少市長ＧＡＢＢＡ奮闘記」の購入費として１５７５円を支出したものであるところ，丙Ｂ３８によれば，上記書籍の内容は，「ひょんなことから市長に立候補してしまった青年が，現職を破り奇跡の当選―古参幹部，自民や共産の市議，医師会，地元マスコミのドン・・・次々と立ちはだかる難敵とのガチンコ大バトルの末，ついにリコール再選挙！ダメダメ日本を元気にする，愛と感動のノンストップ冒険物語。」というものであって，その内容からみて，当該書籍は，飽くまで渡辺さちこ議員の個人的な政治的関心ないしは趣味趣向により購入されたものであるといわざるを得ず，同議員の政務調査活動との合理的な関連性を肯定することは困難であるから，資料購入費に係る支出⑤のうち上記渡辺さちこ議員による上記書籍購入は，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実に当たり，反証がない以上，本件使途基準に違反するものというべきである。

⑻　広報費（別紙４－５及び同９－８の主張整理表番号１１３１～１１６２番・以下この整理番号を「広報費の整理番号⑤」といい，これに係る支出を「広報費に係る支出⑤」という。）

ア　広報費に係る使途基準の定めは，前記第２・２⑵イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４⑹のとおりであるところ，別紙９－８の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出日」欄記載の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したこと，当該支出に係る広報紙に占める政務

活動関連内容の割合は，「印刷物等に占める政務活動関連内容割合（％）」記載の割合であったことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，広報費の整理番号⑤の「原告の主張」欄に記載のとおり，会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり，それによりどのような成果が得られたのか不明である旨及び仮に一定の支出が認められるとしても，これらは県政報告に関する支出であるところ，県政報告には政務調査活動以外の活動が混在しているといえるので３分の１を上限としてそれを超える按分割合の支出は違法である旨主張する。

しかし，上記アの認定によれば，それのみでは本件使途基準を推認させる一般的外形的事実の指摘として十分でなく，したがって，広報費に係る支出⑤は，別紙９－８の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，いずれも本件使途基準に違反しない。

以下その理由を補足する。

ウ　広報紙の現物が提出されているものについて（整理番号１１３１～１１３３，１１３９～１１４４番）

(ｱ)　相馬憲一議員

a　相馬憲一後援会だより（整理番号１１３１，１１３２番）

丙Ｂ５０によれば，上記整理番号１１３１，１１３２番に係る広報紙である「相馬憲一後援会だより（２０１２春号）」は，９頁に渡って栃木県の復興に向けての報告と提言等が記載されており，その内容からみて，県政に関連するものであることは明らかである。そして，これらの記載内容及び当該記事に割かれている紙面の内容・範囲からみて，当該広報誌に占める政務活動に関連する内容の割合は５０％を下回らないものと認められるから，本件使途基準違反はない。

b　みんなのクラブ号外（１１３３番）

丙Ｂ５１の１，２によれば，１１３３番に係る広報紙である「号外みんなの党（平成２４年８月１２日発行）」は，１頁全てに渡ってシャープ栃木工場縮小のニュースに緊急要望をいち早く提出したことが記載されている広報誌であって，その内容からみて県政と関連性を有しないとはいえない。そして，これらの記載内容及び当該記事に割かれている紙面の内容・範囲からみて，当該広報誌に占める政務活動に関連する内容の割合は５０％を下回らないものと認められるから，本件使途基準違反はない。

(ウ)　齋藤淳一郎議員（整理番号１１３９～１１４４番）

a　号外みんなの党（平成２４年５月２２日発行）（１１３９番）

丙Ｂ１９の１によれば，１１３９番に係る広報誌である「号外みんなの党（平成２４年５月２２日発行）」は，１頁全てに渡って，みんなのクラブが栃木県内における過去最大規模の竜巻被害に関して緊急要望を提出したことが記載されており，その内容からみて県政と関連性を否定することはできない。そして，これらの記載内容及び当該記事に割かれている紙面の内容・範囲からみて，当該広報誌に占める政務活動に関連する内容の割合は５０％を下回らないものと認められるから，本件使途基準違反はない。

b　号外みんなの党（平成２４年８月１２日）（１１４０番）

丙Ｂ１９の２によれば，１１４０番に係る広報誌である「号外　みんなの党（平成２４年８月１２日発行）」は，１頁に渡ってシャープ栃木工場縮小のニュースに緊急要望をいち早く提出したことについての記載があり，その内容からみて，これが県政と関連性を有するものであることは否定し難い。そして，そのこれらの記載内容及び当該記事に割かれている紙面の内容・範囲からみて，当該広報誌に占める政務

活動に関連する内容の割合は５０％を下回らないものと認められるから，本件使途基準違反はない。

c　号外みんなの党（平成２４年９月１日）（整理番号１１４１，１１４２番）

丙Ｂ１９の３によれば，１１４１，１１４２番に係る広報誌である「号外　みんなの党（平成２４年９月１日発行）」は，４頁に渡って矢板バイパスにつき９月中に工事が発注される旨斉藤淳一郎議員が取り組んでいる矢板市内の道路などについて記載されており，その内容からみて，これが県政と関連する内容であることは明らかである。そして，これらの記載内容及び当該記事に割かれている誌面の内容・範囲によれば，当該広報誌に占める政務調査活動に関連する内容の割合は５０％を下回らないものと認められるから，本件使途基準違反はない。

d　号外みんなの党（平成２４年９月１７日発行）（１１４３番）

丙Ｂ１９の４によれば，１１４３番に係る広報紙である「号外　みんなの党（平成２４年９月１７日発行）」は，２頁に渡って放射性指定廃棄物の最終処分場の候補地として国が矢板市内を選定したことについて白紙撤回を環境大臣に要望したこと等について記載されており，その内容からみて，これが県政と関連する内容であることは明らかである。そして，これらの記載内容及び当該記事に割かれている誌面の内容・範囲からみて，当該広報誌に占める政務活動に関連する内容の割合は５０％を下回らないものと認められるから，本件使途基準違反はない。

e　みんなのクラブ通信（平成２４年９月１日）補正版（１１４４番）

丙Ｂ２０によれば，１１４４番に係る広報紙であるみんなのクラブ通信（平成２４年月１号）補正版」は，１頁全てに渡って，斎藤淳一郎議員が取り組む矢板市の道づくりについて記載されており，その内

容からみて，これが県政と関連する内容であることは明らかである。そして，これらの記載内容及び当該記事に割かれている誌面の内容・範囲からみて，当該広報誌に占める政務活動に関連する内容の割合は５０％を下回らないものと認められるから，本件使途基準違反はない。

(エ) 増渕三津男議員（整理番号１１４５番）

丙Ｂ２１によれば，整理番号１１４５に係る増渕三津男議員のホームページは，同議員のプロフィール，同議員の政策，後援会事務所へのアクセス，お知らせ等が記載されているところ，少なくとも同議員の製作に係る部分は，政務調査活動の広報としての意味を有していると認められる。そして，これらの記載内容及び当該記事に割かれている内容・範囲からみて，当該ホームページに占める政務活動に関連する内容の割合は５０％を下回らないものと認められるから，本件使途基準違反はない。

(オ) 相馬政二議員（整理番号１１５１番）

丙Ｂ３によれば，番号１１５１に係るＤＶＤの内容は，相馬政二議員の栃木県議会の通常会議の質疑応答であるものと認められ，これのダビングを行うことは，直ちに政務調査活動と関連しないとはいえない。そして，その内容からみて，政務活動に関連する割合は，支出に係る按分割合である３５．０６％を下回らないものと認められるから，本件使途基準違反はない。

(カ) 鶴貝大祐議員（整理番号１１５３～１１５７番）

丙Ｂ５２の１，２によれば，１１５３番に係る「みんなのクラブ通信vol.2」は４頁に渡って，鶴貝大祐議員の街頭演説や地域活動の報告，県議会会派の活動，県政運営方針に対する重点要望，震災対策，暮らしを支える安心戦略の一層の推進，同議員の一般質問での要望による予算措置等について記載された広報誌であり，また，「みんなのクラブ通信」は，４頁に渡って県議会会派の活動，同議員の県知事への要望書の提出，予

算特別委員会における質問等が記載された広報誌であって，その各内容からみて，いずれも政務調査活動と合理的な関連性が認められること明らかである。そして，これらの記載内容及び当該記事に割かれている誌面の内容・範囲からみて，当該広報誌に占める政務活動に関連する内容の割合は５０％を下回らないものと認められる。

また，整理番号１１５４～１１５７番に係る広報紙関係の支出については，これに係る広報紙の内容は明らかにされていないが，上記「みんなのクラブ通信 vol.2」，「みんなのクラブ通信」の内容に鑑みれば，当該支出に係る広報紙に占める政務活動に関連する内容の割合は５０％を下回らないものと認められるから，本件使途基準違反はない。

(キ) 渡辺さちこ議員（整理番号１１５８～１１６２番）

丙Ｂ５３によれば，１１５８～１１６２番に係る「みんなの党号外」は，２頁に渡って，渡辺さちこ議員が栃木県庁議会議事堂で栃木県政への提言を行い，とちぎテレビで同時生放送されたことや平成２４年度の渡辺さちこ議員の一般質問項目が記載された広報誌であって，その内容が政務調査活動に当たることは否定し難い。そして，これらの記載内容及び当該記事に割かれている紙面の内容・範囲によれば，当該広報誌に占める政務活動に関連する内容の割合は４０％を下回らないものと認められるから，本件使途基準違反はない。

エ　広報紙の現物が提出されていないものについて

(ア) 早川佳子議員（整理番号１１３４～１１３８番）

上記整理番号１１３４～１１３８番に係る支出に関しては，当該広報誌の現物が提出されていないが，いずれも「県政活動広報紙」に係る費用であって，その名称からみて，政務活動に関連する内容の占める割合は４５％（按分割合）を下回るものとはいい難く，本件使途基準違反があるとはいえない。

(イ) 相馬政二議員

a 県政に対する施策等の広報活動用資料（整理番号１１４６～１１４８番）

上記整理番号１１４６～１１４８番に係る支出に関しても当該広報誌の現物が提出されていないが，いずれも「県政に対する施策等の広報活動用資料」に係る費用であって，その名称からすれば，政務活動に関連する内容の占める割合は，いずれも少なくとも３９．３％（按分割合）を下回るものとはいい難く，本件使途基準違反があるとはいえない。

b 広報活動用のはがき（１１４９，１１５０番）

上記整理番号１１４９，１１５０番に係る支出に関しても当該広報誌の現物は提出されていないが，いずれも「広報活動用のはがき代」に係るものであって，その内容が必ずしも明らかでないとしても，はがきそのものは，政務活動を含む多様な用途に用いうるものであることに照らすと，少なくともそのうちの３０．８％（按分割合）は政務活動に関連する広報活動に用いられたものと推認するのが相当であるから，本件使途基準違反があるとはいえない。

c ＤＶＤのダビング（１１５２番）

１１５２番に係る支出に関しても，当該ＤＶＤの内容が分かる証拠は提出されていないが，それは，「県政に対する提言などの広報活動用の貸出ＤＶＤ」のダビングであって，その名称からすれば，政務活動に関連する内容の占める割合は，少なくとも４８．５１％（按分割合）を下回ることはいい難く，本件使途基準違反があるとはいえない。

(9) 事務費（別紙４－５及び同９－９の主張整理表番号１１６４～１１８９番・以下この整理番号を「事務費の整理番号⑤」といい，これに係る支出

を「事務費に係る支出⑤」という。）

ア　事務費に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(7)及び５(3)イ(ア)のとおりであるところ，別紙９－９の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容（ただし下記ウに係る相馬憲一議員の番号１１７８番及び１１８４番の支出を除く。）の「支出日」欄記載の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ，（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，事務費の整理番号⑤の「原告の主張」欄に記載のとおり，事務用品に係る按分割合が具体的な使用実績の割合に基づく按分がされていない，按分率の根拠が不明であり調査研究活動に用いられていないなどとして，事務費に係る支出⑤は，本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，上記アの認定によれば，かかる原告の主張は，下記ウの相馬憲一議員の事務費に係る支出の一部（整理番号１１７８，１１８４番）を除き，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものではなく，したがって，事務費に係る支出⑤は，相馬憲一議員の事務費に係る支出の一部（整理番号１１７８，１１８４番）を除き，別紙９－９の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，いずれも本件使途基準に違反しない。

ウ　相馬憲一議員の支出（整理番号１１７７～１１８４番）の一部に本件使途基準違反を認めた理由

整理番号１１７７～１１８４番に係る相馬憲一議員のＦＡ×代の支出に係る領収書（甲１９８の１～７）は，同議員宛てではなく，相馬幸子宛てで作成されており，それ自体，本件使途基準違反を推認させる一般的外形

的事実に当たるものというべきであるところ，丙Ｂ５４の１～５によれば，上記各整理番号のうち６月分ないし同年１０月分（１１７９～１１８３番）については，相馬憲一議員が当該ＦＡ×代を支出したことが認められるから，これにより反証が成立しており，上記各月分の支出については，本件使途基準に違反しない。

しかし，上記各整理番号のうち５月２５日に支出した５月分４０５６円（１１７８番）及び１１月２６日に支出した１１月分４０３８円（１１８４番）については，相馬憲一議員が当該ＦＡ×代を支出したことを認めるに足りる的確な証拠がなく反証は成立していないものというべきであるから，本件使途基準に違反するものというべきである。

⑽　人件費（別紙４－５及び同９－１０の主張整理表番号１１９０～１３５４番・以下この整理番号を「人件費の整理番号⑤」といい，これに係る支出を「人件費に係る支出⑤」という。）

ア　人件費に係る使途基準の定めは，前記第２・２⑵イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４⑻及び５⑶イ㋐のとおりであるところ，別紙９―１０の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出月」欄記載の月分に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目により，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，人件費の整理番号⑤の「原告の主張」欄に記載のとおり，会派から提出されている勤務実績表は実際に行われた政務調査活動が何であり，そのために職員が何をし，全体の就労時間内でどれだけの時間を費やしたのかおよそ判断できるものではなく，また，その記載内容も単に「政務調査事務補助」との記載があるだけで，補助業務内容を記載していないに等

しいなどして，人件費に係る支出⑤は，本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，上記アの認定によれば，かかる原告の主張は，下記ウの増渕三津男議員の人件費に係る支出の一部（整理番号１１９０～１２０１番の一部）を除き，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものではなく，したがって，人件費に係る支出⑤は，上記増渕三津男議員の支出を除き，別紙９－１０の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，いずれも本件使途基準に違反しない。

ウ　増渕三津男議員（１１９０～１２０１番）の一部に本件使途基準違反を認めた理由

別紙９―１０の「証拠」欄掲記の証拠によれば，上記増渕三津男議員の上記人件費の支出に係る各月の勤務実績表には，その職員の活動内容について，「書類作成」，「観光振興」，「農業振興」，「書類整理」等と記載されているところ，そのうち活動内容が一応政務活動に関連するものと認められるもの（「観光振興」，「農業振興」等）以外の，「書類作成」，「書類整理」等については，そのうちの５０％が政務活動に関連する事務であると認めるのが相当である（なお，同議員の人件費の支出につき，当該事務職員が政務活動専従職員であることを裏付ける契約書等は提出されていない。）。

そうすると，人件費に係る支出⑤のうち増渕三津男議員の上記各支出（１１９０～１２０１番）は，別紙９－１０の１１９０～１２０１番に係る「金額（円）」欄記載の金額から「充当可能割合（％）」欄記載の割合の金額を控除した支出額（４月分：１万７０１０円，５月分：１万８０００円，６月分：１万６２００円，７月分：１万９８００円，８月分：１万７９２０円，９月分：１万８０２０円，１０月分：１万７９８０円，１１月分：１万７９２０円，１２月分：１万９８００円，１月分：２万２０５０円，２月分：２万０４００円，３月分：２万６０４０円）は，いずれも本件使途

基準違反を推認させる一般的外形的事実に当たり，本件使途基準に違反するものというべきである。

7　県民クラブに所属する議員の支出について

(1)　調査研究費中の交通費（ガソリン代）（別紙４－６及び同１０－１の主張整理表番号１８４２～１８４９番・以下この整理番号を「交通費（ガソリン代）の整理番号⑥」といい，これに係る支出を「交通費（ガソリン代）に係る支出⑥」という。）

ア　調査研究費中の交通費（ガソリン代）に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(1)イ(オ)及び５(1)イのとおりであるところ，別紙１０―１の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出月」欄記載の月分に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（%）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，交通費（ガソリン代）の整理番号⑥の「原告の主張」欄に記載のとおり，調査内容が抽象的であり，具体的にどこに行き，どのような調査活動を行ったのかが不明であるなどとして，交通費（ガソリン代）に係る支出⑥は，本件使途基準に適合しない旨主張する。

しかし，上記アの認定によれば，かかる原告の主張は，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものではなく，したがって，交通費（ガソリン代）に係る支出⑥は，別紙１０－１の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，いずれも本件使途基準に違反しない。

(2)　広報費（別紙４－６及び同１０－２の主張整理表番号１８５０～１８５２

番・以下この整理番号を「広報費の整理番号⑥」といい，これに係る支出を「広報費に係る支出⑥」という。）

ア　広報費に係る使途基準の定めは，前記第２・２⑵イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４⑹のとおりであるところ，別紙１０－２の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出日」欄記載の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したこと（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），また，当該支出に係る広報誌に占める政務活動関連内容の割合は，「印刷物等に占める政務活動関連内容割合（％）」記載の割合であったことが認められ，この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，広報費の整理番号⑥の「原告の主張」欄に記載のとおり，会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり，それによりどのような成果が得られたのか不明である旨及び仮に一定の支出が認められるとしても，これらは県政報告に関する支出であるところ，県政報告には政務活動以外の活動が混在しているといえるので３分の１を上限として，それを超える按分割合の支出は違法である旨主張する。

しかし，上記アの認定によれば，かかる原告の主張は，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものではなく，したがって，広報費に係る支出⑥は，別紙１０－２の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，いずれも本件使途基準に違反しない。

ウ　なお以下，広報紙の内容に占める政務活動関連内容割合について理由を補足する。

㋐　「一木弘司　積小為大（平成２４年９月発行）」（整理番号１８５０番）

丙Ｆ２の１によれば，１８５０番に係る広報紙である「一木弘司　積

小為大（平成２４年９月発行）」は，２２頁に渡って，東日本大震災に係る県外・県内における調査活動の内容等に関する記載があり，これが県政に関連する内容でないということはできない。そして，これらの記載内容及び当該記事に割かれている誌面の内容・範囲からみて，当該広報誌に占める政務調査活動に関連する内容の割合は５０％を下回らないものと認められるから，本件使途基準違反はない。

(イ)　「一木弘司　積小為大（平成２４年１２月発行）」（１８５１番）

丙Ｆ２の２によれば，１８５１番に係る広報紙である「一木弘司　積小為大（平成２４年１２月発行）」は，３頁（添付されている別紙を除く）に渡って，平成２４年の当該議員の政務調査活動に関する振り返りが記載されており，これが県政に関連する内容でないということはできない。そして，これらの記載内容及び当該記事に割かれている誌面の内容・範囲からみて，当該広報誌に占める政務活動に関連する内容の割合は５０％を下回らないものと認められるから，本件使途基準違反はない。

(ウ)　「一木弘司　積小為大（平成２５年３月発行）」（１８５２番）

丙Ｆ２の３によれば，１８５２番に係る広報誌である「一木弘司　積小為大（平成２５年３月発行）」は，２６頁に渡って，平成２４年１月から同年１２月までの政務調査活動や，平成２５年１月以降の政務調査活動の振り返りと会派による政務調査報告（青色ＬＥＤの導入促進等）等が記載されており，これらが県政に関連する内容でないということはできない。そして，これらの記載内容及び当該記事に割かれている誌面の内容・範囲からみて，当該広報誌に占める政務活動に関連する内容の割合は５０％を下回らないものと認められるから，本件使途基準違反はない。

(3)　事務費（別紙４－６及び同１０－３の主張整理表番号１８５３～１８７３番・以下この整理番号を「事務費の整理番号⑥」といい，これに係る支出を

「事務費に係る支出⑥」という。）

ア　事務費に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(7)及び５(3)イ(ア)のとおりであるところ，別紙１０－３の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容（下記ウの一木弘司議員に係る支出を除く。）の「支出日」の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（%）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，事務費の整理番号⑥の「原告の主張」欄に記載のとおり，保母欽一郎議員の事務費の支出（整理番号１８７１～１８７３番）につき，会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり，それによりどのような成果が得られたのか不明であり，仮に支出が認められるとしても，事務費のような政務調査活動と議員活動の区別が容易ではない場合には，政務調査活動として支出が可能な割合は全体の３分の１を限度として考えるべきである旨主張する。

しかし，上記アの認定によれば，かかる原告の主張は，下記ウの一木弘司議員の事務費に係る支出の一部（整理番号１８５３～１８７０番の一部）を除き，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものではなく，したがって，事務費に係る支出⑤は，上記一木弘司議員の支出を除き，別紙１０－１の「判断（使途基準違反：○／同違反なし×）」記載のとおり，いずれも本件使途基準に違反しない。

ウ　一木弘司議員（整理番号１８５３～１８７０番）の一部に本件使途基準違反を認めた理由

一木弘司議員の事務費（８月から３月までの複合機カウンター代及び電

話代）の上記各支出（整理番号１８５３～１８７０番）につき，別紙１０－３の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の「支出日」の年月日に，一木弘司後援会事務所が，「費目」欄記載の費目により，「内容」欄記載の内容で，「支出先」欄記載の相手方に，「按分割合（％）」欄記載の按分割合での按分前の事務費について支出したことが認められる。

しかし，本件全証拠を検討しても，一木弘司議員が，当該各事務費を支出したと認めるに足りる的確な証拠はない。そのため，１８５３～１８７０番に係る一木弘司議員の支出は，その支出それ自体が認められないことになり，これは，本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実に当たるものというべきところ，裁判所の求釈明によっても，これに対する的確な反証はなく，事務費に係る支出⑥のうち一木弘司議員に係る上記各支出（複合機カウンター代につき，８月分：１万３０２１円，９月分：１万０２８１円，１０月分：９６１４円，１１月分：２万２６２５円，１２月分：１万６３５６円，１月分：１万０７２２円，２月分：９７１６円，３月分：１万２５７３円，電話代につき，８月分：５０９３円，９月分：５１２３円，１０月分：２７７７円及び２４５５円，１１月分：１万２１８４円，１２月分：２３２５円及び２７７７円，１月分：５０７６円，２月分：５０６９円，３月分：５０４３円）は，本件使途基準に違反する。

(4) 人件費（別紙４－６及び同１０－４の主張整理表番号１８７４～１９１９番・以下この整理番号を「人件費の整理番号⑥」といい，これに係る支出を「人件費に係る支出⑥」という。）

ア　人件費に係る使途基準の定めは，前記第２・２(2)イのとおりであり，また，参酌すべき同経費に関する本件マニュアルは，別紙３・本件マニュアル関連部分の４(8)及び５(3)イ(ア)のとおりであるところ，別紙１０－４の「証拠」欄掲記の証拠によれば，同別紙の支出内容の「支出日」欄記載の年月日に，「議員」欄記載の議員が，「費目」欄記載の費目で，「内容」欄記載の

内容で，「金額（円）」欄記載の金額を支出したことが認められ（なお，「金額（円）」欄記載の金額は，「按分割合（％）」欄記載の割合で按分した後の金額である。），この認定を覆すに足りる証拠はない。

イ　原告は，人件費の整理番号⑥の「原告の主張」欄に記載のとおり，会派から提出されている勤務実績表は実際に行われた政務調査活動が何であり，そのために職員が何をし，全体の就労時間内でどれだけの時間を費やしたのかおよそ判断できるものではなく，また，その記載内容も単に「政務調査事務補助」との記載があるだけで，補助業務内容を記載していないに等しいなどして，人件費に係る支出⑥は，本件使途基準に適合しない旨主張する。

確かに，業務実績表には「災害廃棄物の処理について」，「介護予防について」などの政務調査活動に関連する事務のほか，「広報紙の配布」，「書類整理」といった政務調査活動との関連性が明らかでないものも含まれているが，上記アで認定した事実とりわけ別紙１０－４の「契約書上の契約内容」欄記載の契約書の職務内容からみて，上記人件費の支出に係る事務職員はいずれも政務調査活動のための専従職員であったと認められるから（なお，この認定を覆すに足りる証拠はない。），原告の上記主張は，それだけでは本件使途基準違反を推認させる一般的外形的事実を摘示するものとはいえず，人件費に係る支出⑩は，本件使途基準に違反するとはいえない。

8　結論

以上によれば，被告は，別紙２の「会派」欄に記載された者に対し，不当利得に基づき，対応する同別紙の「認容金額（円）」欄に記載された金員の返還を請求することができる。

なお，原告は，本件使途基準に適合しない違法な支出について，別紙２の「会派」欄に記載の各会派（被告補助参加人ら）は，いずれも民法７０４条条所定

の「悪意の受益者」に当たる旨主張するが，本件全証拠によっても，上記各会派（被告補助参加人ら）が，上記２ないし７において認定された本件使途基準に違反する違法な支出につき「悪意の受益者」であったと認めるに足りる証拠はないから，原告の上記主張は採用しない。

第４　結語

以上によれば，原告の本件各請求は，別紙２の「会派」欄に記載された者に対し，対応する同別紙の「認容金額（円）」欄に記載された金員を支払うよう請求することを求める限度で理由があるから，その限度で認容し，その余の請求は理由がないからいずれも棄却することとして，主文のとおり判決する。なお原告と被告補助参加人とちぎ自民党及び同元気クラブとの間の補助参加費用の負担については民事訴訟法６４条ただし書を適用した。

宇都宮地方裁判所第２民事部

裁判長裁判官　伊良原恵吾

裁判官　南部潤一郎

裁判官平古場郁弥は，差支えにつき，署名押印することができない。

裁判長裁判官　伊良原恵吾

（別紙１）当事者目録

宇都宮市若松原三丁目１４番２号　秋元照夫税理士事務所内

原告	市民オンブズパーソン栃木
同代表者兼訴訟代理人弁護士	高橋信正
同訴訟代理人弁護士	若狭昌稔
同	米田軍平
同	田中徹歩
同	大木一俊
同	須藤博
同	品川尚子
同	川上淳
同	浅木一希
同	小西誠
同	服部有
同	野崎嵩史
同	石田弘太郎

宇都宮市塙田１丁目１番２０号

被告	栃木県知事福田富一
同訴訟代理人弁護士	谷田容一
同指定代理人	佐竹和江
同	上田裕之
同	天海則仁

同所

被告補助参加人	とちぎ自民党議員会
同代表者会長	三森文徳
同訴訟代理人弁護士	平野浩視

同　所

被告補助参加人　県民クラブ

同代表者代表　一木弘司

同　所

被告補助参加人　民主市民クラブ

同代表者代表　佐藤栄

上記２名訴訟代理人弁護士　白井裕己

同　石井信行

同　白井秀侑

栃木県小山市城東３－２１－４

被告補助参加人　元気クラブ

同代表者代表　白石資隆

同訴訟代理人弁護士　山内亮二

宇都宮市塙田一丁目１番２０号

被告補助参加人　公明党栃木県議会議員会

同代表者会長　山口恒夫

同訴訟代理人弁護士　山田実

同　飯塚文子

同　阿部健一

同　所

被告補助参加人　みんなのクラブ

同代表者代表　相馬憲一

同訴訟代理人弁護士　新江進

同　新江学

（別紙２）

会　　派（略称）	請求及び交付金額（円）	認容金額（円）
①とちぎ自民党 （旧　栃木県議会自由民主党議員会）	（請求金額） ７２３３万７９９９円 （交付金額） ９０６５万７９００円	２３万１１５４円
②民主市民クラブ （旧　民主党・無所属クラブ等）	（請求金額） １２３３万８９０６円 （交付金額） １５０１万２３１０円	３５万６７０３円
③元気クラブ	（請求金額） ５１４万１３１１円 （交付金額） ６１０万３９２２円	２万１２８６円
④公明党栃木県議会議員会 （旧　公明党・新政クラブ議員会）	（請求金額） ２３９万５５００円 （交付金額） ４９０万７８４３円	０円
⑤みんなのクラブ	（請求金額） ２４７１万７３３２円 （交付金額） ３３８２万５３９９円	２４万５１２３円
⑥県民クラブ	（請求金額） ３５１万７０４１円 （交付金額）	１５万２８３０円

	４８０万円	
合　　計	（請求金額） １億２０４４万８０８９円 （交付金額） １億５４０２万４４１５円	１００万７０９６円

別紙３・本件マニュアル関連部分

１　対象となる政務活動（２）

⑴　会派が計画した県の事務又は地方行財政に関する調査研究であれば該当する。会派の事業計画にないものや議員の私的な調査研究は対象とはならい。このことから，会派として実施する政務活動を具体的に決定した上で，会派の調査研究活動を会派に所属する議員が分担して行う場合に限り，個々の議員が実施する政務活動へも政務活動費を充当することができる。

⑵　調査研究の実施方法

ア　調査研究実施計画等　略

イ　会派が行う調査研究（例示）

・研究機関等への委託による調査研究

・会派が雇用する職員による調査研究

・所属議員を対象とした研修会又は講演会の開催

・調査研究に係る各種会議の開催

・図書，資料等による調査研究

・会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動を通した住民意見の聴取

ウ　議員やグループが行う調査研究（例示）

・会派が作成した実施計画に基づく調査研究，現地調査等

・他団体が開催する研修会，講演会等への参加

＊一人の議員又は一つのグループが複数のテーマを担当することは可能である。

２　政務調査費執行に当たっての原則（３⑴）

調査研究活動は会派の自発的な意志に基づき行うものであるから，社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で，調査研究に要した費用の実費に

充当することを原則とする。ただし，調査研究のために自家用車を使用した場合の交通費（燃料代）等については，実費の把握が困難であること等から，一定の基準で支出することとする。

3　政務活動費の充当が不適当な経費（3(2)ア）

(1)　政党活動経費

・　党大会への出席に要する経費及び党大会賛助金等に要する経費

・　政党活動，県連活動に要する経費

・　政党の広報紙，パンフレット，ビラ等の印刷及び発送等に要する経費

・　政党組織の事務所の設置及び維持に要する経費（人件費を含む）

(2)　選挙活動経費

・　選挙運動及び選挙活動に要する経費

・　衆議院・参議院選挙などでの各種団体への支援依頼活動，選挙ビラ作成等に要する経費

(3)　後援会活動経費

・　後援会活動に要する経費

・　後援会の広報紙，パンフレット，ビラ等の印刷及び発送等に要する経費

・　後援会事務所の設置及び維持に要する経費（人件費を含む）

(4)　私的経費

・　香典，祝金，餞別，寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費

・　病気見舞い，餞別，中元・歳暮，電報，年賀状の購入・印刷等の儀礼的に要する経費

・　檀家総代会，報恩講，宮参り等の宗教活動に関する経費

・　観光，レクリエーション，私的な旅行等に要する経費

・　親睦会又は飲食を目的とした会合，レクリエーション大会等の開催及び参加に要する経費

・　議員が他の団体の役職を兼ねていて，その団体の理事会，役員会及び総会

等への出席に要する経費

(5) その他適当でない経費

・挨拶，会食やテープカットだけの出席に要する経費（ＪＡ，土地改良区，森林組合の総会及び出初式などの挨拶だけの出席）（町内会，老人クラブ，婦人会の新年会等の会食だけの出席）（起工式，竣工式等への出席）

・事務所用の土地・建物の取得など資産形成につながるものや自動車の購入及び維持修理に要する経費

・社会通念上，妥当性を超えた経費や公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費（公職選挙法第１９９条の２「公職の候補者等の寄付禁止」等）

・調査研究活動に直接必要としない備品の購入等に要する経費（冷蔵庫，美術品，衣服等）

・「県政報告会」と称しながら，飲食のみに終始した会合の経費

(6) 会費として支出するのに適さない例

・ 団体の活動が政務活動に寄与しない場合，その団体に対して納める年会費，月会費

・ 個人の立場で加入している団体などに対する会費等（例：町内会費，公民館費，壮年会費，ＰＴＡ会費，夫人会費，スポーツクラブ会費，商工会費，同窓会費，老人クラブ会費，ライオンズクラブ・ロータリークラブ会費等で議員個人に本来帰属する経費）

・ 政党（県連）本来の活動にともなう党大会，党費，党大会賛助金等

・ 議会内の親睦団体（議員野球部，ゴルフクラブ）の会費

・ 他の議員の後援会や祝賀会に出席する会費

・ 宗教団体の会費

・ 冠婚葬祭の経費（例：結婚式の会費，香典，祝賀会の会費，祭りの経費）

・ 親睦または飲食を目的とする会合の会費

・ 意見交換を伴わない会合の参加費

4　経費の範囲の考え方（３(2)イ）

(1)　調査研究費

会派による県の事務及び地方行財政等に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費，交通費，宿泊費等）。

ア　視察経費

・　活動記録票による実績報告を行うことで，調査研究活動であることを確認する。

・　原則実費弁償とする。

・　調査研究活動とそれ以外の活動が混在している場合は，時間的，場所的，経費的に重複することなく明確に区分できることが必要である。

イ　交通費

(ア)　ＪＲ，私鉄，バス，地下鉄

・　実費充当　領収書の写し又は支払証明書（＊鉄道利用の場合，県内旅行，県内東京間の旅行及び県内を起点とする片道１００㎞未満の旅行は，特別車両料金（グリーン料金）を計上できない。）

(イ)　タクシー

・　実費充当　領収書の写しを添付

(ウ)　航空機，船舶

実費充当　旅行会社の領収書の写し又は支払証明書，搭乗が確認できる搭乗券の写し

＊国内線のスーパーシート料金は計上できない。

(エ)　高速道路料金，駐車場料金

・　実費充当　領収書又は利用明細書の写しを添付

(オ)　自家用車

・　燃料代相当として，政務活動に要した走行距離１㎞当たり３７円で計算した額

・　領収書は不要

ウ　宿泊費等

(ア)　宿泊費

・　実費充当　領収書の写しを添付

・　２０，０００円を上限とする

(イ)　食卓料

・　定額３，０００円　領収書は不要　内訳（朝１０００円・夜２，０００円）

エ　調査委託費（事務所費，人件費を含む）

・　契約書，活動記録票，成果品などにより確認

・　民間調査機関・会派内の研究会等への調査委託費

※　会派から議員個人が調査研究委託を受け，事務所を使用した場合は事務所費，事務員を雇用した時は人件費を計上できる。会派への報告は調査研究費となる。

(2)　研修費

会派が行う研修会，講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会，講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費（会場費，機材借上げ料，講師謝金，会費，交通費，宿泊費等）

ア　交通費

・　調査研究費の交通費と同じ

イ　宿泊費等

・　調査研究費の宿泊費等と同じ

ウ　会費，参加費等

・　領収書の写しを添付

・　研修会資料等を保管する

＊　研修会に付随して又は連続して懇親会がある場合は，会費・参加費の

内訳で懇親会の経費が分かる場合は，当該懇親会経費を除いて充当する。

なお，会費・参加費と懇親会の内訳が分からない場合は，５，０００円を懇親会経費として除いて充当する。

⑶　会議費

県政に関する地域住民の要望・意見等を聴取する等，政務調査のために会派及び会派から委託された議員が開催する各種会議に要する経費（会場費，機材借上げ料，資料印刷費等）

ア　会場費，会場運営費，講師謝金，機材借り上げ費，資料印刷費

・　領収書の写しを添付。

・　活動記録票による実績報告を行うことで，調査研究活動であることを確認する。

イ　食糧費（調査研究活動として開催する朝食会等及び調査研究活動として開催する会議の茶菓等）

・　領収書の写しを添付

・　公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当な範囲であることが必要である。

⑷　資料作成費

会派の調査研究活動に必要な資料の作成に要する経費（印刷・製本代，原稿料等）

印刷製品費，写真代，パネル等作成費

・　領収書の写しを添付。

⑸　資料購入費

会派にの調査研究活動に必要な図書・資料等の購入に要する経費（書籍購入代，新聞・雑誌購読料等）

書籍購入代，新聞等購読料，定期刊行物購読料，その他資料購入費（ＣＤ－ＲＯＭ，ビデオテープ等）

・　領収書の写しを添付。

・　資料の内容及び購入数量の妥当性を確認する。

(6)　広報費

会派の議会活動及び県政に関する施策等の広報活動に要する経費（広報紙など印刷費，送料等）

広報紙などの印刷代，送料，ホームページ作成費

・　領収書の写しを添付

・　後援会と共同で作成の場合は，経費を按分して政務調査費を充当する。

(7)　事務費

会派による調査研究活動に伴う事務処理に必要な経費（事務用品・備品購入費・通信費等）

ア　備品

(ア)　購入費

・　領収書の写しを添付（使用実態に応じて按分）

・　資産形成につながる高額なものは不可

(イ)　リース

契約書等の写しを添付（使用実態に応じて按分）

イ　通信費（郵送料，電話料，プロバイダー料）

・　領収書等の写しを添付（使用実態に応じて按分）。

ウ　消耗品（購入費）

・　領収書の写しを添付（使用実態に応じて按分）。

・　内容及び購入数量の妥当性を確認する。

(8)　人件費

会派による調査研究活動を補助する者を雇用するための経費（給料，手当，社会保険料，賃金等）

給料，社会保険料，アルバイト賃金

・　政務調査に従事する割合に応じて按分する

・　補助職員を調査研究以外の事務に従事させた場合には，それぞれの事務に従事した割合を明確にし，政務調査費により支出する人件費の額はその割合以内とする

＊　議員の親族を政務活動の補助職員として雇用し，政務活動費を充当することは，誤解を招きやすいので適当でない。

ただし，社会通念上妥当と判断される雇用形態を有している場合に限り，政務活動費を充当することができるものとする。

＊　人件費への政務調査費の充当については，議員１人当たり月額１５万円を超えない範囲で，かつ，最低賃金法等関係法令を遵守する。

5　経費の範囲の運用指針

(1)　交通費，宿泊費，ガソリン代等

交通費，宿泊費，ガソリン代等の支出は，政務調査における調査研究活動が自発的活動であり，所要金額を議員自身が把握できるものであることから，実費弁償が原則となる。

ア　調査研究活動は，議員の自発的意思に基づいて行うものであり，いわば旅行者自身が旅費の支給権者であることから，一定の基準に基づく支給を行うのではなく，現に要した費用を充当する，所謂，「実費」による。

イ　ガソリン代について

自家用車を使用した際のガソリン代は，交通費について実費支出が原則であるものの，自家用車を使用した際の交通費は，その算出が困難なこと等から，特例として，１㎞当たり３７円を「走行距離」に乗じて得た額を支出することとする。なお，走行距離は議員の実測による。また，この支出は，政務調査費の支払証明書により議員が証明する。

ウ　交通費，宿泊費について

交通費，宿泊費等の内容や額は，社会通念上許容される範囲のものである

必要がある。

エ　自己所有の自動車を，政務調査活動に使用する場合の自動車の車検代，保険料，修理代の取り扱いについて

調査研究活動に自動車を使用できる際の費用は，交通費として取扱うこととなる。従って，政務調査費で支出できるのは，ガソリン代及び有料道路通行料，駐車場料等の実費のみであり，その他の維持管理に要する費用に支出することは適当でない。

(2)　会費等

議員が選挙区等において，各種団体等からの要請によって参加する会合や集会に負担する会費等については，その出席する会合や集会の目的が，「政務調査」として適当か否か，その会合や集会の個々具体的な内容や実態により判断することとなる。

ア　所謂，「会費等」の支出は多様性があり，個別具体的な支出にあたっては，判断が難しいものがあるが，「県政に関する地域住民の要望・意見等を聴取する等，政務調査のために議員が出席する各種会議等に要する経費」をいうものである。

イ　従って，議員として参加する会議や会合であっても，その内容が，飲食を主目的とするもの，懇親が目的であるもの等，外形的に，或いは社会通念上，一般県民の常識上，政務調査の目的を有する会議や会合ではないと認識されるものは，政務調査費の支出対象とはならない。

ウ　例えば，学生時代の同窓会に議員が出席した場合，その席上で，友人や参加者と県政に関する話題で有益な意見交換がなされたとしても，その同窓会の参加費用は，一般的にはセレモニーの後の懇親のための飲食代というのが相場と思料されるので，政務調査費の支出対象にはなり得ない。

エ　また，議員が主催する会議や会合で茶菓の提供は支出可能であるが，ア

ルコール・食事代等の支出は適当ではない。

オ　なお，政務調査費から支出できない会議や会合の費用の具体例としては，次のような例が考えられる。

①　政党活動経費への支出

党大会への出席費用，政党活動・県連（政党等）活動費用，党大会賛助金，党大会参加費用，会派の役員経費等

②　後援会活動経費への支出

後援会活動への出席費用，他議員の後援会や祝賀会への出席会費等

③　私的活動経費への支出

宗教活動経費（檀家総代会，報恩講，宮参り，等）

祝賀会・祭り等の参加経費，親睦会・レクリェーション等経費

ロータリークラブ・ライオンズクラブ・趣味の会等経費

議会内の親睦団体（野球部，ゴルフクラブ等）の会費

冠婚葬祭への出席費用（葬儀，祝賀会，結婚式，祭り，等）

慶弔餞別費等（見舞金，香典，餞別，中元，歳暮，電報，年賀状，等）等

④　挨拶，会食やテープカットだけの出席費用の支出

ＪＡ・漁協・地区改良区・森林組合等の総会における挨拶だけの出席費用

町内会・老人クラブ・青年団・壮年会・婦人会等会食だけの出席費用

県有施設・県道等の起工式や竣工式の出席費用

⑤　飲食を主目的とする懇親会や会合の出席費用の支出

⑥　議員が他の団体の役職を兼ねている場合における，その団体の理事会・役員会・総会の出席費用の支出

(3)　按分による支出の考え方

使途項目のうち，「人件費」，「事務費」及び「事務所費」は，調査研究活動の他，その他の各種活動に要した時間を含めた総時間に対する調査研究活動に要

した時間の割合等によって経費を按分し，調査研究活動に要した経費相当額のみを政務調査費から支出することとする。ただし，原則２分の１を上限とする。

ア　人件費

①　事務所職員を他の活動にも従事させている場合

調査研究活動に従事する平均時間，日数等により按分する。

②　調査研究活動に専従している場合全額を政務調査費から支出できる。

（按分の例）

・勤務実績表に基づく按分

政務調査に関する勤務実績表を作成して，政務調査費の充当比率を求める。

・業務実績（推計）に基づく按分

按分割合を，調査研究業務（Ａ％）とそれ以外の活動（Ｂ％）の和で，調査研究業務（Ａ％）を除することによって求める。

イ　事務費（通信費）

政務調査費に係る通話時間（概数），使用頻度で按分する。

なお，ＦＡＸの使用状況のように，一般通話，携帯電話の使用明細を発行してもらい，相手先番号により振り分け，按分する方法も考えられる。

・使用実績の割合（推計）に基づく按分

按分割合を，調査研究業務（Ａ％）とそれ以外の活動（Ｂ％）の和で，調査研究業務（Ａ％）を除することによって求める。

(ｱ)　事務費（備品・消耗品等）

・使用実績の割合（推計）に基づく按分

按分割合は，調査研究業務（Ａ％）とそれ以外の活動（Ｂ％）の和で，調査研究業務（Ａ％）を除することによって求める。

(ｲ)　事務所費（光熱水費を含む）

議員が事務所を設置している場合には，会派の経理責任者に「事務所設

置状況報告書」を提出し，所有区分，兼用の有無及び面積を明確にする。

事務所が複数の機能を兼ねる場合の按分率算出の基準例を次のとおりとする。

a　使用実績（活動時間）による按分

賃借料，光熱費などは調査研究活動実績による按分する。

その按分割合は，政務調査活動の活動時間（時間A）とそれ以外の活動の時間（時間B）の和で，政務調査活動の活動時間（時間A）を除することによって求める。

b　使用領域（面積）による按分

事務所が複数の機能を兼ねる場合，可能な限り外形的な分離・区分を示せる区切りなどを設ける等，分離独立させることが望ましい

分離区分できる場合は，政務調査活動に使用する部分とそれ以外の使用部分の使用領域（面積）で按分する。

その按分割合は，事務所全体の面積（A）で，政務調査活動に使用する面積（B）を除することによって求める。

以　上

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1	調査研究費 事務所費	中島宏事務所賃借料 1月～12月	960,000	480,000	50%	甲4-1～12	480,000	有限会社アールディケイの代表者である加藤哲男は、中島宏の後援会会長である（甲３０５）。中島宏の事務所は、後援会事務所も兼ねている（甲３０６）。 調査研究活動を行うにあたって活動の拠点は必要であることから、その使用対価は調査研究活動に要した支出として必要性、合理性を有する。しかし、後援会会長である加藤哲男が代表取締役となっている会社に賃借料を支払うことは、実質的には後援会に資金が流用されており、調査研究の実態がないものといえ、必要性も合理性もない。	政務調査執行状況報告書において、事務所費は「事務所家賃」として調査研究費の項目に計上している。議員は年度当初に「事務所設置状況報告書」により、所在地、賃貸借契約額、按分率等を報告して事務所家賃を算出している。 議員としての調査研究のための事務所としての実態を有する限り、家族等であっても当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明らかにしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということはできず、賃貸借契約が実態を欠くものであると推認することはできない（大阪地判平18.7.19判タ1248-167）。 なお，当時，㈲アールディケィ代表者と後援会会長は，は同一人物であったが，現在は後援会会長は別の人物である。		
2		佐藤良事務所賃借料 ４月～３月	1,200,000	600,000	50%	甲5-1～12	600,000	佐藤木材株式会社の代表取締役である佐藤典子は、佐藤良の親族である。調査研究活動を行うにあたって活動の拠点は必要であるが、実質的には親族に資金が流用されており、調査研究の実態がないものといえ、必要性も合理性もない。	同上。		
3		岩崎信事務所賃借料 ４月～３月	1,200,000	600,000	50%	甲6-1～12	600,000	有限会社エム・アイ・シーの代表取締役は岩崎信本人である。有限会社エム・アイ・シーが所在する栃木県芳賀郡益子町大沢４７－７には議員事務所、後援会事務所もある（甲３０７）。調査研究活動を行うにあたって活動の拠点は必要であるが、有限会社エム・アイ・シー実体のない会社であり、実質的には岩崎信本人に資金が流用されている。したがって、調査研究の実態がないものといえ、必要性も合理性もない。	同上。 なお、有限会社エム・アイ・シーは、実在する法人組織であり、賃貸借契約に基づく賃料が発生しているものである。		賃貸借契約書を提出されたい。 また，支出の按分割合の根拠となっている書証を提出されたい。
4		小林幹夫事務所賃借料 ４月～３月	2,400,000	1,200,000	50%	甲7-1～12	1,200,000	小林ビルは、未登記であるものと思料されるが、小林幹夫の親族の所有にかかるものである。小林ビルには小林幹夫後援会事務所もあることから（甲３０８）、調査研究活動は行われていない。調査研究活動を行うにあたって活動の拠点は必要であるが、実質的には親族へ資金が流用されている。したがって、調査研究の実態がないものといえ、必要性も合理性もない。	同上。		
5		神谷幸伸事務所賃借料	1,200,000	600,000	50%	甲8-1～12	600,000	神興不動産の代表取締役は神谷幸伸議員本人である（甲３０９）。したがって、実質的には議員個人へ資金が流用されており、調査研究の実態がないものといえ、必要性も合理性もない。	同上。 なお、神興不動産株式会社は、議員個人とは別の実在する法人組織であり、議員本人は代表取締役ではなく（甲309、丙A4）、賃貸借契約に基づく賃料が発生しているものである。		賃貸借契約書を提出されたい。
6		高橋文吉事務所賃借料 ４月～３月	1,440,000	720,000	50%	甲9-1～12	720,000	株式会社大高商事代表取締役は高橋文吉議員本人であり、実質的に賃料が発生しておらず、政務調査費に当たらない為、違法である。	同上。		
7		平池秀光事務所賃借料 ４月～３月	2,400,000	1,200,000	50%	甲10-1～12	1,200,000	富士ベトン礦業株式会社の代表取締役は平池秀光議員本人である（甲３１３）。したがって、実質的には議員個人へ資金が流用されており、調査研究の実態がないものといえ、必要性も合理性もない。	同上。 なお、富士ベトン鉱業株式会社は、議員個人とは別の実在する法人組織であり、契約当時は議員本人は代表取締役ではなく（甲313、丙A5）、賃貸借契約に基づく賃料が発生しているものである。		賃貸借契約書を提出されたい。
8		梶克之事務所賃借料 ４月～１月	1,500,000	750,000	50%	甲11-1～10	750,000	梶浄氏は、梶克之議員本人と親族関係にある。調査研究活動を行うにあたって活動の拠点は必要であるが、実質的には梶克之の親族に資金が流用されており、調査研究の実態がないものといえ、必要性も合理性もない。	同上。		

123

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
9		板橋一好事務所賃借料４月～３月	480,000	229,280	50%	甲12-1～12	229,280	同事務所は、実質的に賃料が発生しておらず、政務調査費に当たらない為、違法である（甲19及び甲20参照）。	当該事務所は、栃木県県南舗装協同組合が管理所有する木造プレハブ平屋建であり、賃貸借契約に基づく賃料が発生しているものである。		
10		五十畑一幸事務所賃借料１２月～３月	400,000	200,000	50%	甲13-1～4	200,000	五十畑一実氏は、五十畑一幸議員と親族関係にある。調査研究活動を行うにあたって活動の拠点は必要であるが、実質的には五十畑一幸議員の親族に資金が流用されており、調査研究の実態がないものといえ、必要性も合理性もない。	上記１の補助参加人の主張に同じ。		
11		関谷暢之事務所賃借料１２月～３月	352,000	176,000	50%	甲14-1～4	176,000	関谷直人氏は、関谷暢之議員と親族関係にある。調査研究活動を行うにあたって活動の拠点は必要であるが、実質的には関谷暢之議員の親族に資金が流用されており、調査研究の実態がないものといえ、必要性も合理性もない。	同上。		
12		池田忠事務所賃借料１月～３月	300,000	150,000	50%	甲15-1～3	150,000	株式会社アイアールエステートの代表取締役は池田忠議員本人である（甲３１１）。したがって、実質的には議員個人へ資金が流用されており、調査研究の実態がないものといえ、必要性も合理性もない。	同上。 なお、株式会社アイアールエステートは、議員個人とは別の実在する法人組織であり、賃貸借契約に基づく賃料が発生しているものである。		賃貸借契約書を提出されたい。
13		中島宏研修費等４月、６月、７月、９月～３月	30,000	30,000		甲16-1～10	30,000	研進会における研修会は、個人的な研修（私的活動経費）にすぎず、政務調査費に当たらない。	栃木県政務調査費マニュアルにおいては、研修費として「会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費」のほか「他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費」が認められており（乙1）、研修会のテーマや内容が政務調査実施要綱に基づく会派の調査研究の範囲内で、会派から委託を受けて議員が調査研究するものであって、政務調査活動の経費である。		
14		高志会講演会及び懇親会会費	5,000	5,000		甲17-1～3	5,000	高志会における講演会・懇親会は、個人的に参加したにすぎないものであり、政務調査費に当たらない為、違法である。	同上。	どの議員の支出に係るものか特定されたい。 原告にはこれ以上の特定はできないので、補助参加人が特定されたい。	
15		五月女裕久彦内外情勢調査会懇親会経費	110,250	89,250	80%	甲18	89,250	内外情勢調査会・懇親会は、個人的に参加したにすぎないものであり、政務調査費に当たらない為、違法である。	同上。		

124

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
16	調査研究費 交通費	花塚隆志交通費 観光振興、樹木管理について現地調査、意見交換 （青森県弘前市）	10,550	10,550		甲21-5	10,550	平成２４年４月２３日から同月７日にかけて、弘前公園において、「弘前さくらまつり」が開催されていた（甲３１２）。 花塚議員は、弘前公園を訪問した際に、弘前市公園緑地課職員に名刺を渡している（甲２１の３）。しかし、ゴールデンウィークに、公園緑地課職員に名刺を渡しているだけで、職員と意見交換をしたことなどは一切明らかとなっていない。 したがって、花塚隆志議員は、弘前さくらまつりを観るために観光旅行に行ったにすぎないのであり、政務調査に当たらないため、違法である。	政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、政務調査活動の具体的な目的や内容等について逐一明らかになっていないとの一事をもって、当該政務調査活動が適正に行われたものではないと推定を及ぼすことはできない（最判平21.12.17集民232-649）。 証拠書類の添付様式の「使途の内容」の「1.事業名」及び「2．目的・内容」欄の記載（甲21-5～15）から、政務調査活動であることが明らかである。 「調査研究費中の交通費の内容や額は、会派が行う調査研究について会派の委託を受けてする調査研究との間に合理的関連性を有するものであり、かつ社会通念上許容される範囲のものである必要がある一方、それで足りるのであるから、出発地、目的地及び調査先の記載がないことをもって政務調査費からの支出が許されないということにはならない」（宇都宮地判平27.6.24）のである。 ５月２日は、青森県弘前市において、弘前公園管理事務所長らとの間で、観光振興、樹木管理についての現地調査、意見交換などを行い（甲２１－５～１０），同３日は、青森県青森市において、青森市文化観光施設等の視察や地域振興策についての現地調査、意見交換などを行った（甲２１－１１～１３）。		
17		同上	820	820		甲21-6	820				
18		同上	8,480	8,480		甲21-7	8,480				
19		同上	500	500		甲21-8	500				
20		同上	820	820		甲21-9	820				
21		同上	640	640		甲21-10	640				
22		同上 地域振興策について現地調査、意見交換 （青森県弘前市青森	1,100	1,100		甲21-11	1,100				
23		花塚隆志施設観光費 （青森県弘前市青森市）	600	600		甲21-12	600				
24		花塚隆志交通費（青森県弘前市青森市）	220	220		甲21-13	220				
25		同上	6,550	6,550		甲21-14	6,550				
26		同上	5,350	5,350		甲21-15	5,350				
27		とちぎ自民党議員会交通費　「奈良県山の日川の日」の条例制定について調査、意見交換（奈良県）	3,680			甲22-3	3,680	甲２２の３によれば、平成２４年７月１３日及び同月１４日に、奈良を訪れているものと思われる。平成２４年７月１４日は土曜日であり、通常は奈良県庁を訪問することはできない。 さらに、同月１３日は京都のホテルに宿泊したとのことであるが、奈良県庁を訪問するのに京都のホテルに宿泊する必要性はない。７月１３日に奈良にいたにもかかわらず、わざわざ奈良から京都に戻っていることからすると、平成２４年７月は祇園祭の期間中であり、単なる観光目的しかなかったことが推測される。	同上。 奈良県庁において、議会事務局、環境政策課、河川課の職員との間で、奈良県が独自に制定している「奈良県山の日川の日」の条例の制定について調査、意見交換などを行ったものである（甲２２－３～４）。		
28		同上	43,990			甲22-4	43,990				
29		板橋一好交通費 農村環境の整備・対策について（栃木市・東京都）	10,730	7,900	73%	甲23-1	7,900	栃木市下都賀農業振興事務所や農林水産省農村整備課長補佐と具体的にどのような情報収集、意見交換を行ったのか不明である。按分率もなぜ７３%なのか不明である。政務調査に当たらない為、違法である。	同上。		
30		同上 治安維持対策について（東京都）	8,880	7,900	88%	甲23-2	0	返還があった。			
31		同上 土砂災害による災害復旧対策について（東京都）	8,880	7,900	88%	甲23-3	0	返還があった。			
32		同上 東京都と地方の国際協力・外国人支援について（東京都）	7,740	7,740	100%	甲23-4	7,740	東京都国際交流委員会において、東京都と地方の国際協力・外国人支援についてどのような情報収集、意見交換を行ったのか不明である。按分率もなぜ100%になるのか不明である。したがって、政務調査費に当たらない為、違法である。	同上。		
33		同上 私学振興について（東京都）	8,140	7,900	97%	甲23-5	7,900	私学振興について、どのような情報収集、意見交換を行ったのか不明である。またなぜ按分率が９７%なのかも不明である。したがって、政務調査費に当たらない為、違法である。	同上。		

125

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
34		同上 難病対策について（東京都）	8,580	7,900	92%	甲23-6	0	返還があった。			
35		同上 総合型地域スポーツクラブにおける高齢者の運動・スポーツ活動への参加について（東京都）	8,580	7,900	92%	甲23-7	7,900	総合型地域スポーツクラブにおける高齢者の運動・スポーツ活動への参加について、どのような情報収集、意見交換を行ったのか、不明である。また、なぜ按分率が９２％なのかも不明である。したがって、政務調査費に当たらない為、違法である。	同上。		
36		同上 産業団地の用地造成・分譲について（小山市・東京都）	10,730	7,900	73%	甲23-8	7,900	経済産業政策局において、産業団地の用地造成・分譲についてどのような情報収集、意見交換を行ったのか不明である。なぜ、按分率が７３％なのか不明である。したがって、政務調査費に当たらない。	同上。		
37		同上 非営利活動法人（ＮＰＯ）設立までの経緯・活動内容・問題点等について（東京都）	6,140	6,140	100%	甲23-9	6,140	トムネットの設立経緯、活動内容、問題点等について、どのような情報収集、意見交換を行ったのか不明である。なぜ按分率が１００％になるのか不明である。したがって、政務調査費に当たらない為、違法である。	同上。		
38		同上 観光振興について（東京都）	8,580	7,900	92%	甲23-10	7,900	観光振興について、どのような情報収集、意見交換を行ったのか不明である。イベント広報担当者と意見交換をしても意味がない。按分率もなぜ９２％なのか不明である。したがって、政務調査費に当たらない為、違法である。	同上。		
39		同上 地方分権改革について（東京都）	8,880	7,900	88%	甲23-11	0	返還があった。			
40		同上 ユネスコ無形文化遺産の文化振興について（東京都）	8,580	7,900	92%	甲23-12	7,900	ユネスコ無形文化遺産について、どのような情報収集、意見交換を行ったのか不明である。なぜ按分率が９２％になるのかも不明である。したがって、政務調査費に当たらない為、違法である。	同上。		
41		同上 道路保全について（東京都）	8,880	7,900	88%	甲23-13	7,900	道路保全について、どのような情報収集、意見交換を行ったのか不明である。按分率もなぜ８８％になるのか不明である。したがって、政務調査費に当たらない為、違法である。	同上。		
42		同上 保健医療行政について（東京都）	8,580	7,900	92%	甲23-14	0	返還があった。			
43		同上 ＬＲＴ構想の現状と課題について（東京都）	8,580	7,900	92%	甲23-15	7,900	ＬＲＴ構想の現状と課題について、どのような情報収集、意見交換を行ったのか不明である。なぜ按分率が９２％なのかも不明であり、違法である。	同上。		
44		同上 道州制を見据えた地方分権改革について（東京都）	8,540	7,900	92%	甲23-16	0	返還があった。			
45		同上 東京都と地方の国際協力・外国人支援について（東京都）	8,580	7,900	92%	甲23-17	7,900	東京都と地方の国際協力・外国人支援について、どのような情報収集、意見交換をしたのか不明である。５月６日にも東京都国際交流委員会を訪問しており、２度も訪問する必要性がない。また、２回とも交通費が異なるものであり、本当に東京都国際交流委員会を訪問したのかも疑わしい。領収証について、２６００円と５９８０円に別れており、不自然な買い方になっている。したがって、政務調査費に当たらない為。違法である。	同上。 なお、領収書は小山・東京間の普通乗車券と特急、指定、グリーンであるところ、片道をグリーン使用したりとまちまちであるが、グリーンは認められないため、7,900円を上限として政務調査費を充当したものであり、7,900円は、普通乗車券2,900円に特急指定の往復5,000円の合計額である。		金額の異なる領収書が２枚存在することについて理由を明らかにされたい。 ※また，以下同趣旨の質問につき，小山⇔料金（の合計額）が異なっていることについて理由を明らかにされたい。

126

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目										裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額	原告の主張	補助参加人の主張	原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
46		同上 総合型地域スポーツクラブにおける高齢者の運動・スポーツ活動への参加について（栃木市・東京都）	8,580	7,900	92%	甲23-18	0	返還があった。			
47		同上 発達障害者の就労支援等について（東京都）	8,580	7,900	92%	甲23-19	7,900	訪問があったのかどうか不明である（甲３０３）。発達障害者の就労支援等について、どのような情報収集、意見交換を行ったのか不明である。なぜ按分率が９２％なのかも不明である。したがって、政務調査費に当たらない為、違法である。	上記45のとおり。		金額の異なる領収書が２枚存在することについて理由を明らかにされたい。
48		同上 健康増進対策について（結城市・東京都）	7,580	7,580	100%	甲23-20	7,580	健康増進対策について、どのような情報収集、意見交換をしたのか不明である。城西病院理事長、東京慈恵会医科大学付属青戸病院長と健康増進対策について意見交換する必要性が不明である。按分率もなぜ１００％なのか不明である。したがって、政務調査費に当たらない為、違法である。	上記45のとおり。		金額の異なる領収書が２枚存在することについて理由を明らかにされたい。
49		同上 生涯学習の振興について（東京都）	8,380	7,900	94%	甲23-21	7,900	生涯学習の振興について、どのような情報収集、意見交換をしたのか不明である。日本大学学生支援部長と意見交換をする必要性もない。また、按分率９４％になる理由も不明である。したがって、政務調査費に当たらない為、違法である。	上記45のとおり。		金額の異なる領収書が３枚存在することについて理由を明らかにされたい。
50		同上 工業用水道事業の助成について（東京都）	8,580	7,900	92%	甲23-22	7,900	工業用水道事業の助成について、どのような情報収集、意見交換をしたのか不明である。按分率が９２％である理由も不明である。したがって、政務調査費には当たらない為、違法である。	上記16～26と同じ。		
51		同上 老人保健医療制度について（東京都）	8,580	7,900	92%	甲23-23	0	返還があった。		監査請求の前置があるか確認されたい。 取り下げる。	
52		同上 文化財保護について（栃木市・東京都）	8,880	7,900	88%	甲23-24	7,900	文化財保護について、どのような情報収集、意見交換をしたのか不明である。また、按分率８８％の根拠も不明である。したがって、政務調査費に当たらない為、違法である。	同上。		
53		同上 市町村地域振興について（下野市・東京	8,880	7,800	88%	甲23-25	0	返還があった。			
54		同上 雇用対策と職業能力開発について（東京都）	8,580	7,900	92%	甲23-26	7,900	雇用対策と職業能力開発について、どのような情報収集、意見交換をしたのか不明である。按分率９２％の根拠も不明である。したがって政務調査費に当たらない為、違法である。	同上。		
55		同上 アンテナショップの推進と観光の振興と対策について（東京都）	8,580	7,900	92%	甲23-27	7,900	甲２３－１７と購入方法が同じであるにもかかわらず、視察先は日本観光協会となっており、異なる。イベント広報部長とどのような意見交換、情報収集をしたのかも不明である。按分率９２％の根拠も不明である。したがって、政務調査費に当たらない為、違法である。	上記45のとおり。		金額の異なる領収書が２枚存在することについて理由を明らかにされたい。
56		同上 水田を中心とした土地利用型農業活性化について（栃木市・東京都）	8,800	7,900	88%	甲23-28	7,900	水田を中心とした土地利用型農業活性化について、どのような情報収集、意見交換をしたのか不明である。按分率８８％の根拠も不明である。したがって、政務調査費に当たらない為、違法である。	上記45のとおり。		金額の異なる領収書が２枚存在することについて理由を明らかにされたい。
57		同上 葬事行政について（結城市・東京都）	8,580	7,900	92%	甲23-29	0	返還があった。			

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
58		同上 文化財保護について（栃木市・東京都）	8,580	7,900	92%	甲23-30	7,900	文化財保護について、どのような情報収集、意見交換をしたのか不明である。また、按分率９２%の根拠も不明である。甲２３－２４においては８８%となっている。したがって、政務調査費に当たらない為、違法である。	上記16～26と同じ。		
59		同上 非営利活動法人（ＮＰＯ）の管理・運営について（東京都）	8,380	7,900	94%	甲23-31	7,900	ＮＰＯの管理運営について、県議が政務調査をする必要性がない。どのような情報収集、意見交換をしたのかも不明である。按分率９４%の根拠も不明である。したがって、政務調査費に当たらない為、違法である。	上記45のとおり。		金額の異なる領収書が３枚存在することについて理由を明らかにされたい。
60		同上 東京都と地方の国際協力・外国人支援について（東京都）	8,580	7,900	92%	甲23-32	7,900	東京都国際交流委員会において、東京都と地方の国際協力・外国人支援についてどのような情報収集、意見交換を行ったのか不明である。５月６日、７月２９日にも同じ調査を行っており、頻繁に行う必要はない。按分率もなぜ９２%になるのか不明である。したがって、政務調査費に当たらない為、違法である。	上記16～26と同じ。		
61		同上 ラムサール条約登録後の渡良瀬遊水地の自然環境保全等について（東京都）	8,880	7,900	88%	甲23-33	0	返還があった。			
62		同上 総合スポーツゾーンの推進並びにスポーツの振興について（栃木市・東京都）	8,880	7,900	88%	甲23-34	7,900	総合スポーツゾーンの推進並びにスポーツの振興について、どのような情報収集、意見交換をしたのか不明である。按分率８８%の根拠も不明である。したがって政務調査費に当たらない為、違法である。	同上。		
63		同上 発達障害者の就労支援等について（東京都・野木町）	10,730	7,900	73%	甲23-35	7,900	発達障害者の就労支援等について、どのような情報収集、意見交換を行ったのか不明である。なぜ按分率が７３%なのかも不明である。甲２３－１９においても、同じような調査を行っている。したがって、政務調査費に当たらない為、違法である。	同上。		
64		同上 県南地区における文化財保護について（栃木市・東京都）	8,880	7,900	88%	甲23-36	7,900	県南地区における文化財保護について、どのような情報収集、意見交換を行ったのか不明である。按分率８８%の根拠も不明である。したがって、政務調査費に当たらない為、違法である。	同上。		
65		同上 工業用水道事業の助成等について（東京都）	10,730	7,900	73%	甲23-37	7,900	工業用水道事業の助成について、どのような情報収集、意見交換を行ったのか不明である。按分率７３%の根拠も不明である。したがって、政務調査費に当たらない為、違法である。	同上。		
66		同上 保健医療行政と医療安全対策について（東京都）	10,730	7,900	73%	甲23-38	7,900	保険医療行政と医療安全対策について、どのような情報収集、意見交換を行ったのか不明である。按分率９２%の根拠も不明である。したがって、政務調査費には当たらない為、違法である。	同上。		
67		同上 土地区画整理事業の減価補償地区について（栃木市・東京都）	8,580	7,900	92%	甲23-39	7,900	土地区画整理事業の減価補償地区について、どのような情報収集、意見交換を行ったのか不明である。按分率９２%の根拠も不明である。したがって、政務調査費には当たらない為、違法である。	同上。		
68		同上 栃木県バイオマスタウン構想地について（野木町・東京都）	8,510	7,900	92%	甲23-40	7,900	栃木県バイオマスタウン構想地について、どのような情報収集、意見交換を行ったのか不明である。按分率９２%の根拠も不明である。したがって、政務調査費には当たらない為、違法である。	同上。		

128

別紙４－１

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
69		同上 総合スポーツゾーンの推進並びにスポーツの振興について（東京都）	8,580	7,900	92%	甲23-41	7,900	総合スポーツゾーンの推進並びにスポーツの振興について、どのような情報収集、意見交換を行ったのか不明である。按分率９２%の根拠も不明である。したがって、政務調査費には当たらない為、違法である。	同上。		
70		同上 工業団地内における工業用水道事業の助成について（東京都）	10,730	7,900	73%	甲23-42	7,900	工業団地内における工業用水道事業の助成について、どのような情報収集、意見交換を行ったのか不明である。按分率７３%の根拠も不明である。したがって、政務調査費には当たらない為、違法である。	同上。		
71		同上 発達障害者の就労支援等について（東京都）	8,880	7,900	88%	甲23-43	7,900	訪問があったのかどうか不明である（甲３０３）。発達障害者の就労支援等について、どのような情報収集、意見交換を行ったのか不明である。按分率８８%の根拠も不明である。したがって、政務調査費には当たらない。	同上。		
72		同上 小型家電リサイクル法について（東京	8,880	7,900	88%	甲23-44	0	返還があった。			
73		同上 震災復興に関わる消防防火施設整備費補助金等について（東京都	8,880	7,900	88%	甲23-45	7,900	消防庁防災課長を訪問した記録がない（甲３０1）。震災復興に関わる消防防火施設整備費補助金等について、どのような情報収集、意見交換を行ったのか不明である。按分率８８%の根拠も不明である。したがって、政務調査費に当たらない為、違法である。	同上。	甲３０１によれば，本件で問題となっている1(6)及び4については特に回答がされていないように思われるが，「消防庁防災課長を訪問した記録がない」との主張の趣旨を明らかにされたい。 甲３０１のとおりである。消防庁防災課長を訪問したという記載がない。	
74		同上 地域観光の復興対策について（東京都）	8,580	7,900	92%	甲23-46	7,900	地域観光の復興対策について、どのような情報収集、意見交換を行ったのか不明である。按分率９２%の根拠も不明である。したがって、政務調査費に当たらない為、違法である。	同上。		
75	調査研究費	東京スカイツリー視察	113,930	113,930		甲27-1,2	113,930	東京スカイツリーは、平成２４年５月２２日に開業しており、本件視察は、開業前に行われている。視察団は合計１５名であり、これほどの多人数で視察を行う必要はない。報告書においても、一般的に言われている課題等が述べられているにすぎない。東京スカイツリーが開業になり、これに託けて行われた、単なる観光旅行である。 また、視察報告書（甲２７の３）によれば、事務局も帯同している。当然、帯同している事務局は県議会議員ではない。甲２７の２によれば、１５名分の乗車券が購入されており、議員ではない事務局の分まで支出されている。 したがって、政務調査に当たらないため、違法である。	本県の観光振興のための誘客対策等及び栃木県アンテナショップと地元商店街の連携取組みについてを調査研究したものであり、政務調査活動である。 なお、詳細は、「東京スカイツリーに係る視察報告書」（甲27-3）のとおりであり，議員以外の者については，政務調査活動の補助として調査先との調整や資料の収集・整理などのために同行したものである。		

129

別紙４－１

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
76		兵庫視察 旅費	802,628	802,628		甲28-1,2	802,628	兵庫県庁とＪＡＳＲＩに視察に行くのであれば、あえて２日分（合計１２万６０００円）のバスを借りる必要性は全くなく、新幹線と在来線、バスの移動で十分である。また、観光地にある神戸メリケンパークホテルにわざわざ宿泊する必要もない。連絡添乗費用７万５０００円や企画手配料４５００円が計上されているが、これらの施設を視察するだけであれば、このような費用はかからないはずである。 また、視察報告書（甲２８の４）によれば、事務局である田子貴章も帯同している。田子氏は県議会議員ではない。甲２８の２によれば、９名分の費用が支出されており、田子氏の分の支出されている。したがって、田子氏ために支出された費用は政務調査費に当たらないことは明らかである。 以上より、単なる観光旅行であり、政務調査費に当たらないため、違法である。	風水害に強い県土づくりの推進について及び放射光産業利用の推進について調査研究したものであり、政務調査活動である。 なお、詳細は、「商工・建設部会県外（兵庫県）調査　視察報告書」（甲28-4）のとおりであり，議員以外の者については，政務調査活動の補助として調査先との調整や資料の収集・整理などのために同行したものである。		
77		兵庫視察 食卓料	27,000	27,000		甲28-3	27,000	合計９名分の食卓料であり、参加した議員及び同行した田子氏が食事をしているだけである。仮に政務調査に当たるとしても、議員ではない田子氏の食卓料を支出するべきではない。 以上より、単なる観光旅行の一環としての食事であり、政務調査費に当たらないため、違法である。			
78		ゼビオアリーナ仙台 視察	309,650	309,650		甲29-1,2	309,650	[illegible]アリーナ仙台において、レバンガ北海道とリンク栃木ブレックスのＪＢＬ（バスケットボール）の試合が行われていた（甲３１４）。参加した議員らは、この試合を観戦していたにすぎない。甲２９の３には、「感動した」などという試合を見た感想を述べていると思われる記載もある。 この視察に参加している花塚議員は、１０月２０日に仙台で県政経営について調査し、２１日は石巻や松島をまわって危機管理・災害対策について調査している（甲４８－１２、１３）。松島などあえて行く必要はなく、単なる観光であろう。 また、事務局の内山氏は議員ではなく、視察費を支出するべきではない。 [illegible]	本県の総合スポーツゾーン整備・あり方検討のため広域集客型産業誘致についてを調査研究したものであり、政務調査活動である。 なお、詳細は、「とちぎ自民党議員会政調会視察報告書（宮城県：ゼビオアリーナ仙台）」（甲29-3）のとおりであり、議員以外の者については、政務調査活動の補助として調査先との調整や資料の収集・整理などのために同行したものである。 尚、参加議員１１名のうち、花塚議員は自車にて移動したものである（丙A7）。		甲２９の２に係る支出と，花塚議員が自家用車で仙台へ行っていること（甲４８の１３）との関係を明らかにされたい。
79		京都・三重・滋賀視察　　旅費	735,190	735,190		甲30-1,2	735,190	甲３０の２の請求書を見る限り、京都駅までの新幹線乗車券を購入しており、三重や滋賀に行くために途中で下車した記録はなく、京都まで直行している。したがって、実際に伊賀の里手づくりモクモクファームやクリーンセンター滋賀を訪問したかどうかも疑わしい。 観光旅行であるからこそ、ガイドがついているのであり、視察であればガイドをつける必要はない。 また、東京から京都までグリーン車を利用する必要はない。事務局の佐藤氏は議員ではないことから、視察費を出すべきではない。	６次産業化の取組み、管理型最終処分場及び再生可能エネルギーについてを調査研究したものであり、政務調査活動である。 なお、詳細は、「農林・環境部会県外（京都府・滋賀県・三重県）調査　視察報告書」（甲30-4）のとおりであり，議員以外の者については，政務調査活動の補助として調査先との調整や資料の収集・整理などのために同行したものである。		
80		京都・三重・滋賀視察　　食卓料	27,000	27,000		甲30-3	0	合計９名分の食卓料であり、参加した議員及び同行した佐藤氏が食事をしているだけである。仮に政務調査に当たるとしても、議員ではない佐藤氏の食卓料を支出するべきではない。 以上より、単なる観光旅行の一環としての食事であり、政務調査費に当たらないため、違法である。 ⇒取り下げる。			

130

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
81		新潟視察 旅費	649,465	649,465		甲31-1,2	649,465	グリーン車を利用する必要はない。また、連絡添乗費用も必要はない。 単なる観光旅行であり、政務調査費に当たらないため、違法である。	国際情報高等学校、食育・花育及びスポーツ施設の整備・運営についてを調査研究したものであり、政務調査活動である。 なお、詳細は、「文教・警察部会県外（新潟県）調査　視察報告書」（甲31-4）のとおりであり，議員以外の者については，政務調査活動の補助として調査先との調整や資料の収集・整理などのために同行したものである。		
82		新潟視察 食卓料	33,000	33,000		甲31-3	0	合計１１名分の食卓料であり、参加した議員及び同行した田子氏が食事をしているだけである。仮に政務調査に当たるとしても、議員ではない田子氏の食卓料を支出するべきではない。 以上より、単なる観光旅行の一環としての食事であり、政務調査費に当たらないため、違法である。 ⇒取り下げる。			
83		福岡視察 旅費	1,250,350	1,250,350		甲32-1,2	1,250,350	議員の感想にもあるとおり、「率直には、やはり被災地から遠いこともあり、意識レベルが高くなく参考になるものが少なかったと思う」という意見があるほどであり、危機防災管理に関しては、必要性のない視察である。 したがって、単なる観光旅行であり、政務調査費に当たらないため、違法である。	子どもの村福岡及び危機防災管理についてを調査研究したものであり、政務調査活動である。 なお、詳細は、「生活・保健部会　視察報告書」（甲32-4）のとおりであり，議員以外の者については，政務調査活動の補助として調査先との調整や資料の収集・整理などのために同行したものである。		
84		福岡視察 食卓料	36,000	36,000		甲32-3	0	合計１２名分の食卓料であり、参加した議員及び同行した田子氏が食事をしているだけである。仮に政務調査に当たるとしても、議員ではない田子氏の食卓料を支出するべきではない。 以上より、単なる観光旅行の一環としての食事であり、政務調査費に当たらないため、違法である。 ⇒取り下げる。			

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
85		中国遼寧省大連市視察　旅費	112,580	89,000	79%	甲33-1,4	89,000	三森議員は、大連に２泊しているが、大連中村を訪問したこと、起業誘致を行った人物と面談したことだけである。２泊３日をしていたにしては、視察が少なすぎる。そのほかに視察していたのであれば、明らかにされたい。 単なる観光旅行であり、政務調査費に当たらないため、違法である。	本県中小企業の海外進出を促進させるためその可能性について調査研究をしたものであり、政務調査活動である。 なお、詳細は、「大連市視察報告」（甲33-6）のとおりである。		
86		中国遼寧省大連市視察　通行料	1,250	1,250		甲33-2,5	1,250	単なる観光旅行の一環であり、政務調査費に当たらないため、違法である。 成田から桜土浦まで、約５０キロの距離があり、桜土浦から高速道路を利用する必然性がない。また、友部で降りる必要もないものと思われる。			
87		中国遼寧省大連市視察　駐車場代	5,880	5,880		甲33-3	5,880	上記のとおり、単なる観光旅行の一環であり、政務調査費に当たらないため、違法である。			
88	調査研究費　交通費	阿部博美　交通費４月	8,732	8,732		甲278	8,732	抽象的な記載があるにすぎず、成果物の明らかでない。したがって政務調査費に当たらない為、違法である。	上記16～26に同じ。		
89		同　５月	13,727	13,727		甲34-1	13,727	調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。したがって、明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。			
90		同　６月	10,360	10,360		甲34-2	10,360				
91		同　７月	10,582	10,582		甲34-3	10,582				
92		同　８月	10,582	10,582		甲34-4	10,582				
93		同　９月	6,068	6,068		甲34-5	6,068				
94		同　１０月	9,768	9,768		甲34-6	9,768				
95		同　１１月	18,093	18,093		甲34-7	18,093				
96		同　１２月	6,771	6,771		甲34-8	6,771				
97		同　１月	2,664	2,664		甲34-9	2,664				
98		同　３月	3,848	3,848		甲34-10	3,848				
99		亀田清交通費４月	55,093	55,093		甲35-1,2	55,093	明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。 103について、3,182円の返還があった。			
100		同　５月	69,876	69,876		甲35-3,4	69,876				
101		同　６月	55,944	55,944		甲35-5,6	55,944				
102		同　７月	66,267	66,267		甲35-7,8	66,267				
103		同　８月	68,857	68,857		甲35-9,10	68,857				
104		同　９月	61,494	61,494		甲35-11,12	61,494				
105		同　１０月	63,418	63,418		甲35-13,14	63,418				
106		同　１１月	61,346	61,346		甲35-15,16	61,346				
107		同　１２月	24,124	24,124		甲35-17	24,124				
108		同　１月	65,231	65,231		甲35-18,19	65,231				
109		同　２月	66,454	66,454		甲35-20,21	66,454				領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
110		同　３月	55,944	55,944		甲35-22,23	55,944				

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
111		中島宏交通費４月	2,072	2,072		甲36-1	2,072	調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。 したがって、明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。		
112		同　５月	2,220	2,220		甲36-2	2,220				
113		同　６月	5920	5,920		甲36-3	5,920				
114		同　７月	2,590	2,590		甲36-4	2,590				
115		同　８月	6,734	6,734		甲36-5	6,734				
116		同　９月	8,553	8,553		甲36-6	8,553				
117		同　１０月	1,924	1,924		甲36-7	1,924				
118		同　１１月	370	370		甲36-8	370				
119		同　１月	296	296		甲36-9	296				
120		同　２月	296	296		甲36-10	296				
121		横松盛人交通費４月	32,375	32,375		甲37-1, 2	32,375	甲３７－３にあるとおり、横松議員は、５月１１日、自宅から兵庫塚まで県の経営管理について政務調査を行ったとしている。一方で、甲２７－３にあるとおり、東京スカイツリーの視察もしており、これは矛盾する記載であると思われることから、その理由について明らかにされたい。 「県土整備行政について」など調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。 なお，５月１１日は，自宅から兵庫塚に行き，県の経営管理について政務調査を実施し，その後，東京スカイツリーの視察を実施したものであり，特に矛盾はない。		
122		同　５月	23,125	23,125		甲37-3, 4	23,125				
123		同　６月	54,982	54,982		甲37-5, 6	54,982				
124		同　７月	26,196	26,196		甲37-7, 8	26,196				
125		同　８月	24,901	24,901		甲37-9, 10	24,901				
126		同　９月	29,008	29,008		甲37-11, 12	29,008				
127		同　１０月	30,190	30,190		甲37-13, 14	30,190				領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
128		同　１１月	42,974	42,974		甲37-15, 16	42,974				領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
129		同　１２月	44,326	44,326		甲37-17	44,326				
130		同　１月	27,158	27,158		甲37-18, 19	27,158				
131		同　２月	25,752	25,752		甲37-20	25,752				
132		阿部寿一交通費４月	61,275	61,275		甲38-1, 2	61,275	甲２８にあるとおり、阿部議員は、５月２９日、３０日には兵庫県に視察に行っており、視察以外の政務調査はできないはずである。しかし、甲３８－４によれば、５月２９日には「県民生活行政について」、５月３０日には「産業労働観光行政について」政務調査をしたとしている。これは明らかに矛盾した記載であるから、その理由を明らかにされたい。 また、調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。 なお，５月２９日は，自宅から車でＪＲ那須塩原駅に行き，電車で兵庫県に向かい，翌３０日，兵庫県から那須塩原駅に戻り，車で帰宅したものである。		
133		同　５月	73,966	73,966		甲38-3, 4	73,966				
134		同　６月	51,729	51,729		甲38-5, 6	51,729				
135		同　７月	46,620	46,620		甲38-7, 8	46,620				
136		同　８月	35,930	35,930		甲38-9	35,930				
137		同　９月	47,360	47,360		甲38-10, 11	47,360				
138		同　１０月	50,431	50,431		甲38-12	50,431				
139		同　１１月	28,527	28,527		甲38-13	28,527				
140		同　１２月	23,925	23,925		甲38-14	23,925				領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
141		同　１月	71,003	71,003		甲38-15, 16	71,003				
142		同　２月	36,038	36,038		甲38-17	36,038				
143		同　３月	39,270	39,270		甲38-18	39,270				領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
144		金子裕交通費４月	46,108	46,108		甲39-1	46,108	調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。 したがって、明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。		
145		同　５月	63,307	63,307		甲39-2,3	63,307				
146		同　６月	39,895	39,895		甲39-4,5	39,895				６月５日，６月２７日の調査研究が，宿泊を伴ったものであるか否か，またそれを裏付ける証拠を提出されたい。
147		同　７月	54,538	54,538		甲39-6,7	54,538				
148		同　８月	57,692	57,692		甲39-8,9	57,692				
149		同　９月	51,174	51,174		甲39-10,11	51,174				
150		同　１０月	70,562	70,562		甲39-12,13	70,562				１０月９日の調査研究が，宿泊を伴ったものであるか否か，またそれを裏付ける証拠を提出されたい。
151		同　１１月	58,386	58,386		甲39-14,15	58,386				
152		同　１２月	25,974	25,974		甲39-16	25,974				
153		同　１月	62,052	62,052		甲39-17、18	62,052				１月２８日の調査研究が，宿泊を伴ったものであるか否か，またそれを裏付ける証拠を提出されたい。
154		同　２月	51,655	51,655		甲39-19,20	51,655				２月５日の調査研究が，宿泊を伴ったものであるか否か，またそれを裏付ける証拠を提出されたい。
155		同　３月	32,560	32,560		甲39-21	32,560				
156		琴寄昌男交通費４月	17,390	17,390		甲40-1	17,390	調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。 したがって、明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。		
157		同　５月	45,880	45,880		甲40-2	45,880				
158		同　６月	8,880	8,880		甲40-3	8,880				
159		同　７月	23,717	23,717		甲40-4	23,717				
160		同　８月	15,392	15,392		甲40-5	15,392				
161		同　９月	9,250	9,250		甲40-6	9,250				
162		同　１０月	16,986	16,986		甲40-7	16,986				
163		同　１１月	24,642	24,642		甲40-8	24,642				
164		同　１２月	15,244	15,244		甲40-9	15,244				
165		同　１月	15,207	15,207		甲40-10	15,207				
166		同　２月	13,172	13,172		甲40-11	13,172				
167		同　３月	2,183	2,183		甲40-12	2,183				
168		佐藤良交通費４月	23,976	23,976		甲41-1,2	23,976	調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。 したがって、明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。		
169		同　５月	25,345	25,345		甲41-3,4	25,345				
170		同　６月	26,458	26,458		甲41-5,6	26,458				
171		同　７月	32,893	32,893		甲41-7,8	32,893				
172		同　８月	32,708	32,708		甲41-9,10	32,708				
173		同　９月	29,415	29,415		甲41-11,12	29,415				
174		同　１０月	37,111	37,111		甲41-13、14	37,111				
175		同　１１月	38,443	38,443		甲41-15,16	38,443				
176		同　１２月	27,898	27,898		甲41-17,18	27,898				
177		同　１月	26,825	26,825		甲41-19,20	26,825				
178		同　２月	28,453	28,453		甲41-21	28,453				
179		同　３月	30,636	30,636		甲41-22,23	30,636				
180		山形修治交通費４月	36,778	36,778		甲42-1,2	36,778	調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。 したがって、明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。 なお，５月１１日は，自宅から車で県庁に行き，政務調査会にて危機管理・災害対策について調査をし，その後，東京スカイツリーに行き，調査後，県庁に戻り，車で帰宅したものである。		
181		同　５月	44,918	44,918		甲42-3,4	44,918				
182		同　６月	27,195	27,195		甲42-5	27,195				
183		同　７月	39,072	39,072		甲42-6,7	39,072				
184		同　８月	34,447	34,447		甲42-8	34,447				
185		同　９月	44,326	44,326		甲42-9,10	44,326				
186		同　１０月	42,439	42,439		甲42-11、12	42,439				
187		同　１１月	41,810	41,810		甲42-13、14	41,810				
188		同　１２月	30,747	30,747		甲42-15、16	30,747				
189		同　１月	33,115	33,115		甲42-17	33,115				
190		同　２月	27,084	27,084		甲42-18	27,084				
191		同　３月	50,283	50,283		甲42-19,20	50,283				

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
192		若林和雄交通費４月	15,614	15,614		甲43-1	15,614	調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。 明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。		
193		同　５月	25,370	25,370		甲43-2,3	25,370				領収書がないバス代について、当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
194		同　６月	17,161	17,161		甲43-4	17,161				領収書がない電車代について、当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
195		同　７月	22,015	22,015		甲43-5,6	22,015				
196		同　８月	20,728	20,728		甲43-7	20,728				領収書がない電車代について、当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
197		同　９月	25,271	25,271		甲43-8,9	25,271				
198		同　１０月	18,078	18,078		甲43-10	18,078				領収書がない電車代について、当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
199		同　１１月	27,602	27,602		甲43-11,12	27,602				
200		同　１２月	6,512	6,512		甲43-13	6,512				
201		同　１月	23,088	23,088		甲43-14,15	23,088				
202		同　２月	23,914	23,914		甲43-16,17	23,914				領収書がない電車代について、当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
203		同　３月	9,324	9,324		甲43-18	9,324				

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
204		五十嵐清交通費４月	61,021	61,021		甲44-1,2	61,021	調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。 したがって、明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。 ５月１１日，自宅から車で宇都宮市に行き，保育団体役員と保健環境の現状と課題について意見交換後，県庁に行き，スカイツリーに行った。調査後，県庁に戻り，車で帰宅した。 １０月２０日，自宅から車で宇都宮市に行き，ＪＲ宇都宮駅から電車で仙台に向かった。翌２１日，仙台から宇都宮市に戻り，車で帰宅後，喜沢自治会役員と地域の課題について意見交換した。		領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
205		同　５月	75,001	75,001		甲44-3,4	75,001				領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
206		同　６月	60,077	60,077		甲44-5,6	60,077				領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
207		同　７月	53,194	53,194		甲44-7,8	53,194				領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
208		同　８月	63,455	63,455		甲44-9，10	63,455				
209		同　９月	51,158	51,158		甲44-11	51,158				領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
210		同　１０月	55,105	55,105		甲44-13,14	55,105				領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
211		同　１１月	62,320	62,320		甲44-15,16	62,320				領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
212		同　１２月	38,332	38,332		甲44-17,18	38,332				
213		同　１月	65,618	65,618		甲44-19,20	65,618				領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
214		同　２月	42,710	42,710		甲44-21,22	42,710				領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
215		同　３月	67,596	67,596		甲44-23,24	67,596				領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
216		小林幹夫交通費４月	7,770	7,770		甲45-1	7,770	調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。		
217		同　５月	6,105	6,105		甲45-2	6,105				
218		同　６月	9,065	9,065		甲45-3,4	9,065				
219		同　７月	9,509	9,509		甲45-5	9,509				
220		同　８月	9,768	9,768		甲45-6,7	9,768				
221		同　９月	9,953	9,953		甲45-8	9,953				
222		同　１０月	16,650	16,650		甲45-9,10	16,650				
223		同　１１月	7,585	7,585		甲45-11	7,585				
224		同　１２月	2,923	2,923		甲45-12	2,923				
225		同　１月	2,479	2,479		甲45-13	2,479				
226		同　２月	4,144	4,144		甲45-14	4,144				
227		同　３月	3,737	3,737		甲45-15	3,737				

別紙４－１

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
228		岩崎信交通費４月	13,468	13,468		甲46-1	13,468	調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。		
229		同　５月	18,278	18,278		甲46-2	18,278				
230		同　６月	12,691	12,691		甲46-3	12,691				
231		同　７月	17,501	17,501		甲46-4	17,501				
232		同　８月	17,316	17,316		甲46-5	17,316				
233		同　９月	14,208	14,208		甲46-6	14,208				
234		同　１０月	27,232	27,232		甲46-7	27,232				
235		同　１１月	40,700	40,700		甲46-8,9	40,700				
236		同　１２月	19,462	19,462		甲46-10	19,462				
237		同　１月	22,311	22,311		甲46-11	22,311				
238		同　２月	12,617	12,617		甲46-12	12,617				
239		同　３月	8,547	8,547		甲46-13	8,547				
240		五月女裕久彦交通費４月	3,774	3,774		甲47-1	3,774	調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。		
241		同　５月	296	296		甲47-2	296				
242		同　６月	851	851		甲47-3	851				
243		同　７月	1,554	1,554		甲47-4	1,554				
244		同　８月	1,258	1,258		甲47-5	1,258				
245		同　９月	1,184	1,184		甲47-6	1,184				
246		同　１０月	3,219	3,219		甲47-7	3,219				
247		同　１１月	2,220	2,220		甲47-8	2,220				
248		同　１２月	1,702	1,702		甲47-9	1,702				
249		同　１月	7,104	7,104		甲47-10	7,104				
250		同　２月	6,216	6,216		甲47-11	6,216				
251		花塚隆志交通費４月	76,149	76,149		甲48-1,2	76,149	花塚議員は、１０月２０日、２１日は仙台の視察をしているはずである（甲２９）。一方で、１０月２０日には県政経営について調査し、２１日には危機管理・災害対策について調査しているという記載もある（甲４８－１２、１３）。１０月２１日には、松島に行ったという記載があり、単なる観光をしていたにすぎない。 調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。 なお、１０月２０日は、車で仙台に行き視察を実施し、翌２１日、車で石巻、、松島に行って、震災復興・地域防災対策について現地調査、意見交換を行い（丙A32）、自宅に戻ったものである。		
252		同　５月	131,794	131,794		甲48-3,4	131,794				
253		同　６月	83,299	83,299		甲48-5,6	83,299				
254		同　７月	88,769	88,769		甲48-7,8	88,769			奈良県庁および県議会より視察に来た事実はないとする証拠を特定されたい。 甲２４の６には「奈良県議会において請求に係る事実はなく、当該行政文書を取得または作成していないため」としている。甲２４の９においても、「当該文書を作成又は取得していないため」としている。	
255		同　８月	62,869	62,869		甲48-9,10	62,869				
256		同　９月	9,583	9,583		甲48-11	9,583				
257		同　１０月	58,423	58,423		甲48-12,13	58,423				１０月２１日に係るガソリン代の支出につき、松島においてどのような政務活動を行ったのか明らかにしたうえで、それを裏付ける証拠を提出されたい。
258		同　１１月	52,392	52,392		甲48-14,15	52,392				
259		同　１２月	52,688	52,688		甲48-16,17	52,688				
260		同　１月	60,498	60,498		甲48-18、19	60,498				
261		同　２月	35,594	35,594		甲48-20	35,594				
262		同　３月	68,191	68,191		甲48-21,22	68,191				

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
263		早川尚秀交通費４月	55,204	55,204		甲49-1,2	55,204	「環境森林行政について」など調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。 明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。 なお、5月23日は誤りであり、5月22日である。		
264		同　５月	55,145	55,145		甲49-3,4	55,145				領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
265		同　６月	56,378	56,378		甲49-5,6	56,378				領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
266		同　７月	59,089	59,089		甲49-7,8	59,089				
267		同　８月	61,719	61,719		甲49-9,10	61,719				
268		同　９月	44,437	44,437		甲49-11,12	44,437				
269		同　１０月	41,662	41,662		甲49-13,14	41,662				
270		同　１１月	57,794	57,794		甲49-15,16	57,794				
271		同　１２月	18,759	18,759		甲49-17	18,759				
272		同　１月	49,842	49,842		甲49-18,19	49,842				
273		同　２月	36,149	36,149		甲49-20,21	36,149				
274		同　３月	18,717	18,717		甲49-22,23	18,717				領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
275		神谷幸信交通費４月	12,395	12,395		甲50-1	12,395	「保健福祉行政について」など調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。 明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。		
276		同　５月	14,060	14,060		甲50-2	14,060				
277		同　６月	16,835	16,835		甲50-3	16,835				
278		同　７月	16,095	16,095		甲50-4,5	16,095				
279		同　８月	14,985	14,985		甲50-6	14,985				
280		同　９月	15,910	15,910		甲50-7	15,910				
281		同　１０月	14,245	14,245		甲50-8	14,245				
282		同　１１月	19,795	19,795		甲50-9,10	19,795				
283		同　１２月	13,505	13,505		甲50-11	13,505				
284		同　１月	20,165	20,165		甲50-12,13	20,165				
285		同　２月	18,500	18,500		甲50-14,15	18,500				
286		同　３月	20,350	20,350		甲50-16	20,350				
287		蝶良昭人交通費４月	9,990	9,990		甲51-1,2	9,990	「保健福祉行政について」など調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。 明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。		
288		同　５月	22,287	22,287		甲51-3	22,287				領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
289		同　６月	15,079	15,079		甲51-4	15,079				領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
290		同　７月	11,729	11,729		甲51-5	11,729				
291		同　８月	37,222	37,222		甲51-6	37,222				
292		同　９月	11,174	11,174		甲51-7	11,174				
293		同　１０月	12,284	12,284		甲51-8	12,284				
294		同　１１月	33,226	33,226		甲51-9	33,226				
295		同　１２月	9,287	9,287		甲51-10	9,287				
296		同　１月	14,134	14,134		甲51-11	14,134				
297		同　２月	6,105	6,105		甲51-12	6,105				
298		同　３月	666	666		甲51-13	666				

別紙４－１

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
299		三森文徳交通費４月	47,027	47,027		甲52-1,2	47,027	９月７日、８日には、三森議員は新潟に視察しており、７日は新潟に宿泊している（甲３１）。一方で、９月７日には自宅と県庁を往復して７２ｋｍを移動している（甲５２－１１）。両者は矛盾した記載となっており、その理由について説明されたい。 「県土整備行政について」など調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。 304について、1,332円の返還があった。	同上。 なお，９月７日は，自宅から県庁に車で行き，ＪＲ宇都宮駅から電車で新潟に行って視察調査をし，翌８日に県庁に戻り，車で帰宅したものであり，同日の政務調査費支払明細書（甲５２－１１）の「自宅－県庁　自家用車７２km」との記載は「自宅－県庁　自家用車３６km」の誤記であり，過払いとなる１，３３２円は返還済みである。		
300		同　５月	47,064	47,064		甲52-3,4	47,064				
301		同　６月	55,246	55,246		甲52-5,6	55,246				食卓料について，宿泊を伴ったか否かを明らかにするとともに，それを裏付ける書証を提出されたい。
302		同　７月	48,100	48,100		甲52-7,8	48,100				
303		同　８月	42,513	42,513		甲52-9,10	42,513				
304		同　９月	36,038	36,038		甲52-11,12	36,038				
305		同　１０月	48,852	48,852		甲52-13,14	48,852				
306		同　１１月	46,435	46,435		甲52-15,16	46,435				
307		同　１２月	24,679	24,679		甲52-17	24,679				
308		同　１月	9,065	9,065		甲52-18	9,065				
309		同　２月	13,949	13,949		甲52-19	13,949				
310		同　３月	35,002	35002		甲52-20	35002				
311		石坂真一交通費４月	31,894	31,894		甲53-1	31,894	「県土整備行政について」など調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。		
312		同　５月	31,487	31,487		甲53-2,3	31,487				
313		同　６月	43,919	43,919		甲53-4	43,919				
314		同　７月	37,900	37,900		甲53-5	37,900				領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
315		同　８月	20,461	20,461		甲53-6	20,461				
316		同　９月	36,556	36,556		甲53-7	36,556				
317		同　１０月	26,694	26,694		甲53-8	26,694				領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
318		同　１１月	25,456	25,456		甲53-9	25,456				
319		同　１２月	22,792	22,792		甲53-10	22,792				
320		同　１月	28,675	28,675		甲53-11	28,675				
321		同　２月	20,831	20,831		甲53-12	20,831				
322		同　３月	21,090	21,090		甲53-13	21,090				
323		木村好文交通費４月	54,612	54,612		甲54-1,2	54,612	「保健福祉行政について」など調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。		
324		同　５月	57,239	57,239		甲54-3,4	57,239				
325		同　６月	32,856	32,856		甲54-5	32,856				
326		同　７月	31,043	31,043		甲54-6	31,043				
327		同　９月	35,594	35,594		甲54-7	35,594				
328		同　１０月	54,945	54,945		甲54-8,9	54,945				
329		同　１１月	43,438	43,438		甲54-10	43,438				
330		同　１２月	25,345	25,345		甲54-11,12	25,345				
331		同　１月	61,679	61,679		甲54-13,14	61,679				
332		同　２月	44,030	44,030		甲54-15	44,030				
333		同　３月	13,468	13,468		甲54-16	13,468				
334		高橋文吉交通費４月	5,587	5,587		甲55-1	5,587	「県土整備行政について」など調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。		
335		同　５月	2,368	2,368		甲55-2	2,368				
336		同　６月	3,219	3,219		甲55-3	3,219				
337		同　７月	3,996	3,996		甲55-4	3,996				
338		同　８月	6,253	6,253		甲55-5	6,253				
339		同　９月	5,180	5,180		甲55-6	5,180				
340		同　１０月	4,662	4,662		甲55-7	4,662				
341		同　１１月	5,217	5,217		甲55-8	5,217				
342		同　１２月	3,034	3,034		甲55-9	3,034				
343		同　１月	5,735	5,735		甲55-10	5,735				
344		同　２月	6,512	6,512		甲55-11	6,512				
345		同　３月	6,401	6,401		甲55-12	6,401				

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
346		平池秀光交通費 ４月	15,244	15,244		甲56-1	15,244	「県民生活行政について」など調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。		
347		同　５月	19,610	19,610		甲56-2	19,610				
348		同　６月	12,913	12,913		甲56-3	12,913				
349		同　７月	14,023	14,023		甲56-4	14,023				
350		同　８月	18,019	18,019		甲56-5	18,019				
351		同　９月	13,505	13,505		甲56-6	13,505				
352		同　１０月	19,795	19,795		甲56-7	19,795				
353		同　１１月	29,304	29,304		甲56-8	29,304				
354		同　１２月	23,162	23,162		甲56-9	23,162				
355		同　１月	13,283	13,283		甲56-10	13,283				
356		同　２月	11,507	11,507		甲56-11	11,507				
357		同　３月	21,830	21,830		甲56-12	21,830				
358		渡辺渡交通費 ４月	58,867	58,867		甲57-1,2	58,867	「農林行政について」など調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。 なお、平成25年3月31日の「上三川町」（甲57-24）は誤記であり、正しくは「農林行政について」である。		
359		同　５月	42,957	42,957		甲57-3,4	42,957				
360		同　６月	50,986	50,986		甲57-5,6	50,986				
361		同　７月	49,840	49,840		甲57-7,8	49,840				領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
362		同　８月	46,879	46,879		甲57-9,10	46,879				
363		同　９月	48,026	48,026		甲57-11,12	48,026				
364		同　１０月	46,065	46,065		甲57-13,14	46,065				
365		同　１１月	46,398	46,398		甲57-15,16	46,398				
366		同　１２月	44,622	44,622		甲57-17,18	44,622				
367		同　１月	46,287	46,287		甲57-19,20	46,287				
368		同　２月	54,723	54,723		甲57-21,22	54,723				
369		同　３月	51,504	51,504		甲57-23,24	51,504				
370		梶克之交通費 ４月	7,585	7,585		甲58-1	7,585	調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。		
371		同　５月	9,842	9,842		甲58-2	9,842				
372		同　６月	7,844	7,844		甲58-3	7,844				
373		同　７月	9,583	9,583		甲58-4,5	9,583				
374		同　８月	9,065	9,065		甲58-6	9,065				
375		同　９月	8,510	8,510		甲58-7	8,510				
376		同　１０月	5,402	5,402		甲58-8	5,402				
377		同　１１月	5,772	5,772		甲58-9	5,772				
378		同　１２月	3,552	3,552		甲58-10	3,552				
379		同　１月	7,363	7,363		甲58-11	7,363				

140

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
380		板橋一好交通費４月	68,228	68,228		甲59-1,2	68,228	「保健福祉行政について」など調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。 甲59の1の番号14、16の合計1,332円が返還されたことから、58,228円とした。	同上。 なお、５月分、７月分、９月分、１０月分、１２月分円は、修正申告の上、一部返還している。		
381		同　５月	78,921	78,921		甲59-3,4	78,921	調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらない為、違法である。			
382		同　６月	71,891	71,891		甲59-5,6	71,225	調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらない為、違法である。 甲59の5の番号13の666円が返還されたことから、71,225円とした。			
383		同　７月	74,222	74,222		甲59-7,8	74,222	調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらない為、違法である。 甲59の8の番号19の666円が返還されたことから、74,222円とした。			
384		同　８月	72,964	72,964		甲59-9,10	72,298	調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらない為、違法である。 甲59の9の番号1の58km（2，146円）を40km（1,480円）に修正したことによる減額分が666円とされたことから、72,298円とした。			
385		同　９月	50,801	50,801		甲59-11,12	50,801	調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらない為、違法である。 甲59の11の番号11の64km・2,368円を46km1,702円に修正したことによる減額分が666円とされたことから、50,801円とした。			
386		同　１０月	60,865	60,865		甲59-13,14	60,865	調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらない為、違法である。			
387		同　１１月	67,821	67,821		甲59-15,16	67,155	調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらない為、違法である。 甲59の15の番号18の666円が減額されたことから、67,155円とした。			
388		同　１２月	64,269	64,269		甲59-17,18	64,269	調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらない為、違法である。			
389		同　１月	45,880	45,880		甲59-19,20	45,880				
390		同　２月	32,856	32,856		甲59-21	32,856				
391		同　３月	48,211	48,211		甲59-22	48,211				
392		五十畑一幸交通費１２月	36,704	36,704		甲60-1	36,704	「保健福祉行政について」など調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。		
393		同　１月	52,620	52,620		甲60-2,3	52,620				
394		同　２月	44,326	44,326		甲60-4,5	44,326				
395		同　３月	56,909	56,909		甲60-6,7	56,909				

141

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
396		関谷暢之交通費　１２月	39,324	39,324		甲61-1	39,324	「農林行政について」など調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。		領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
397		同　　１月	77,404	77,404		甲61-2,3	77,404				
398		同　　２月	50,172	50,172		甲61-4	50,172				
399		同　　３月	64,063	64,063		甲61-5,6	64,063				領収書がない電車代について，当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。
400		池田忠交通費　１月	45,066	45,066		甲62-1,2	45,066	「農林行政について」など調査内容が抽象的であり、成果物も明らかにされていない。明らかに政務調査活動以外の用件での走行も含まれていると言わざるを得ず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。		
401		同　　２月	46,142	46,142		甲62-3,4	46,142				
402		同　　３月	59,977	59,977		甲62-5,6	59,977				
403	研修費	若林和雄講座受講料	10,000	10,000		甲63	10,000	ＰＨＰ地域経営塾主宰の政策力アップ講座「教育政策は誰が担うのか」は個人的な研修に過ぎず、政務調査に当たらないため、違法である。	上記13と同じであるが、同講座は、教育振興に関連するテーマで、教育行政を調査研究するための研修であり、政務調査活動である。		
404	会議費	自民党議会会場費	367,500	367,500		甲64-1～７	367,500	県政報告は、政党活動である（甲６４－１、２、４、５、６）。また、活動記録票による実績の確認ができない。会議の全てが政務調査のための会議とは考えられず、政務調査に当たらないため、違法である。	議員は、地域住民等を対象に県の情勢や県議会の質疑・応答の状況を説明・周知するとともに、地域住民の意見・要望を聴取するために随時県政報告会等を実施しているが、会議費は、これら報告会などを開催したことに伴う会場費である。内容については、使途の内容欄の事業名、目的・内容等記載のとおりである（甲64-1～7）。		
405		横松盛人会場費	22,418	22,418		甲65-1	22,418	活動記録票による実績報告の確認ができない。また、甲６５－４、５、６のような高額の費用のかかる会場を借りる必要性もない。 会議の全てが政務調査のための会議とは考えられず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。		
406			15,165	15,165		甲65-2,3	15,165				
407			231,000	231,000		甲65-4,5,6	231,000				
408			105,000	105,000		甲65-4,5,6	105,000				
409		木村好文会場費	138,000	138,000		甲66-1～６	138,000	５月１１日には、木村議員はスカイツリーを視察しているが（甲２７）、一方で、足利市において懇談会も行っており（甲６６－３）、スケジュールとしてかなりの無理がある。 会議の全てが政務調査のための会議とは考えられず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。 なお，５月１１日は，東京スカイツリーの現地調査を行い，その後，浅草駅から電車で足利市まで戻り，１９時３０分から足利市のミヤコホテルにおいて県政懇談会を開催したものである。		５月１１日の県政懇談会が行われたことを裏付ける証拠を提出されたい。
410			484,000	484,000		甲66-7～２８	484,000				
411		自民党議会会場費	15,000	15,000		甲67-1～３	15,000	活動記録票による実績報告の確認ができない。会議の全てが政務調査のための会議とは考えられず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。		
412		早川尚秀自治会館使用料	1,500	1,500		甲68-1	1,500	活動記録票による実績報告の確認ができない。会議の全てが政務調査のための会議とは考えられず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。 なお，１１月２８日，足利市葉鹿上町自治会館において，葉鹿地区住民と県政懇談会を実施したものであり，甲６８－１は，会場使用料の領収証である。		
413			5,000	5,000		甲68-2	5,000				
414			61,120	61,120		甲68-3	61,120				
415		五十畑一幸会場費	100,000	100,000		甲69	100,000	活動記録票による実績報告の確認ができない。県政報告会は，政党活動である。したがって、会議の全てが政務調査のための会議とは考えられず、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。		

142

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
416	資料作成費	螺良昭人企画・資料作成費	58,000	58,000		甲70-1	58,000	議員活動の一環として支出しているものであるから、政務調査に当たらない為、違法である。	資料作成費は、会派の調査研究活動に必要な資料を作成するために要する経費で、印刷・製本代、原稿料等が認められるところ（乙1）、当該資料は、パソコンのパワーポイントを利用したビジュアルな企画提案型の県政報告資料等を作成・印刷し、県政報告会等で使用したものである。 会派からの委託を受けた調査研究項目に添ったテーマを調査研究したものであり、政務調査活動である。		
417		同　調査・企画料	47,000	47,000		甲70-2	47,000				
418		同　企画・資料作成費	53,000	53,000		甲70-3	53,000				
419			51,000	51,000		甲70-4	51,000				
420			48,000	48,000		甲70-5	48,000				
421			52,000	52,000		甲70-6	52,000				
422			52,500	52,500		甲70-7	52,500				
423			55,650	55,650		甲70-8	55,650				
424			37,227	37,227		甲70-9	37,227				
425	広報費	亀田清折込料	8,142	7,327	90%	甲110-1	0	別訴請求と重複している。	同左。	別訴訴訟と重複されているものについて取り下げを検討されたい。 取り下げる。欠番とする。	
426		同　ホームページ更新料	10,500	5,250	50%	甲110-2	0			欠番とする。	
427		五月女裕久彦印刷代	342,300	171,150	50%	甲110-3	0			欠番とする。	
428		同　折込代	58,212	29,106	50%	甲110-4	0			欠番とする。	
429		同　ハガキ代	822,292	616,719	75%	甲110-5,6	0			欠番とする。	
430		同　印刷代	163,800	122,850	75%	甲110-7	0			欠番とする。	
431		同　印刷代	342,300	222,495	65%	甲110-8	0			欠番とする。	
432		同　ホームページ更新代	30,000	15,000	50%	甲110-9	0			欠番とする。	
433		阿部勇一　ホームページ更新料	120,000	60,000	50%	甲111-1～21,23～37	0			欠番とする。	
434		若林和雄印刷代	176,000	149,940	85%	甲111-22	0			欠番とする。	
435		等寄昌男報告書作成	378,000	189,000	50%	甲112-1	0			欠番とする。	
436		同　折込代	169,958	849,979	50%	甲112-2	0			欠番とする。	
437		同　印刷代	403,200	322,560	80%	甲112-3	0			欠番とする。	
438		同　折込代	195,016	156,012	80%	甲112-4	0			欠番とする。	
439		五十嵐清印刷費	155,500	75,075	65%	甲113	0			欠番とする。	
440		早川尚秀ホームページ更新料	85,050	42,525	50%	甲114-1	0			欠番とする。	
441		同　資料作成費	191,625	134,137	70%	甲114-2	0			欠番とする。	
442		同　ホームページ更新料	85,050	42,525	50%	甲114-3	0			欠番とする。	
443		阿部博美印刷代	151,410	75,705	50%	甲115-1	0			欠番とする。	
444		同　郵送料	250,185	125,092	50%	甲115-2	0			欠番とする。	
445		同	37,115	18,557	50%	甲115-3	0			欠番とする。	
446		同	50,765	25,382	50%	甲115-4	0			欠番とする。	
447		同	11,960	5,980	50%	甲115-5	0			欠番とする。	
448		同	46,930	23,465	50%	甲115-6	0			欠番とする。	
449		同	60,920	30,460	50%	甲115-7	0			欠番とする。	
450		同　印刷代	226,800	192,780	85%	甲115-8	0			欠番とする。	
451		同　郵送代	238,420	202,657	50%	甲115-9	0			欠番とする。	
452		同	65,915	56,027	85%	甲115-10	0			欠番とする。	
453		同	49,985	42,487	85%	甲115-11	0			欠番とする。	
454		同	11,505	9,779	85%	甲115-12	0			欠番とする。	
455		同	3,440	2,924	85%	甲115-13	0			欠番とする。	

143

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
456		若林和雄作業委託費	30,000	25,500	85%	甲116-1	25,500	会派の調査研究活動に必要な資料ではない。単に議員活動の報告にすぎず、政務調査活動と合理的関連性が認められず、政党活動費と見るべきであり、必要な支出とは認められないため、違法である。	会派として実施する調査研究活動を具体的に決定した上で、会派の調査研究活動を会派に所属する議員が分担して行う場合には、個々の議員が実施する調査研究活動へも政務調査費を充当することができるものであり、会派の議会活動及び県政に関する施策等の広報活動に要する経費である広報費においても、何ら変わることはなく、広報誌の丁合作業、印刷にかかる経費につき、全体に占める政務調査に係る部分の割合を印刷代、作業代に乗じて算出している。		印刷に係る現物を提出されたい。
457		同　新聞発行費	189,000	151,200	80%	甲116-2	0	別訴請求と重複している。	同左。	欠番とする。	
458		中島宏郵送代	183,570	156,034	85%	甲117-1,2	156,034	会派の調査研究活動に必要な資料ではない。単に議員活動の報告にすぎず、政務調査活動と合理的関連性が認められないことから、政党活動費と見るべきであり、必要な支出とは認められないため、違法である。	上記456と同様であり、広報誌を印刷、郵送にかかるものである。		
459		同　印刷代	86,415	73,452	85%	甲117-3	73,452	会派の調査研究活動に必要な資料ではない。単に議員活動の報告にすぎず、政務調査活動と合理的関連性が認められないことから、政党活動費と見るべきであり、必要な支出とは認められないため、違法である。			印刷に係る現物を提出されたい。
460		同　紙代	6,476	5,504	85%	甲117-4	5,504	会派の調査研究活動に必要な資料ではない。単に議員活動の報告にすぎず、政務調査活動と合理的関連性が認められないことから、政党活動費と見るべきであり、必要な支出とは認められないため、違法である。			
461		山形修治印刷折込代	406,901	264,485	65%	甲118-1,2	0	別訴請求と重複している。	同左。	別訴請求と重複しているため、取下げを検討されたい。取り下げる。欠番とする。	
462		石坂真一印刷折込代	43,500	365,925	85%	甲119	0	同上	同上。	別訴請求と重複しているか否か確認し、重複していれば、取下げを検討されたい。取り下げる。欠番とする。	別訴請求と重複していないのであれば、印刷に係る現物を提出されたい。
463	事務費	石坂真一コピーリース代	24,150	12,075	50%	甲121-1～9	12,075	政務調査活動と合理的関連性が認められず、政党活動費と見るべきであり、必要な支出とは認められないため、違法である。	政務調査活動の具体的な目的や内容等について逐一明らかになっていないとの一事をもって、当該政務調査活動が適正に行われたものではないと推定を及ぼすことはできないところ（最判平21.12.17集民232-649）、按分した額をもって政務調査費とすべき場合、特段の資料がない限り、例えば政務調査活動とそれ以外の二つの目的のために支出した場合には２分の１とするなど、社会通念に従った相当な割合をもって政務調査費を確定すべきである（仙台高判平19.4.26裁判所ウェブサイト）。 複写機、パソコン、カメラ等事務機器類は、社会通念に照らし、議員が常に迅速かつ適切な政務調査活動事務処理を行うための環境整備に必要不可欠であり、備品の購入費、リース代等として事務費として認められるものである（乙1,2）。 なお、石坂議員の事務所には、コピー機が１台あるが、リース料はリコーリース株式会社へ、カウンター料金は大塚商会株式会社へ、それぞれ支払っており、大塚商会に対するコピー代とされているものもカウンター料金であって（甲１２１－１７，１８参照）、事務費である。		
464		同　コピー代	4,687	2,343	50%	甲121-10	2,343	同上			
465		同	2,661	1,330	50%	甲121-11	1,330	同上			
466		同	5,367	2,683	50%	甲121-12	2,683	同上			
467		同	5,367	2,683	50%	甲121-13	2,683	同上			
468		同	10,451	5,225	50%	甲121-14	5,225	同上			
469		同	11,578	5,789	50%	甲121-15	5,789	同上			
470		同	11,995	5,997	50%	甲121-16	5,997	同上			
471		同	4,621	2,310	50%	甲121-17	2,310	同上			

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
472		同	9,716	4,858	50%	甲121-18	4,858	同上			
473		五十畑一幸の支出	228,000	114,000	50%	甲122	114,000	自らの趣味や私生活での使用のためであると考えられるから、政務調査に当たらないため、違法である。	同上。		
474		関谷鰻之パソコン代	238,000	119,000	50%	甲123	119,000	同上	同上。		
475		とちぎ自民党議員会	126,000	63,000	50%	甲124	63,000	同上	同上。		
476	人件費	阿部博美４月	140,000	56,500		甲125-1	56,500	業務内容に具体性がなく、実際にどのような業務を行ったのか明らかではない。したがって、政務調査活動に必要な支出とは認められない為、違法である。	政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、政務調査活動の具体的な目的や内容等について逐一明らかになっていないとの一事をもって、当該政務調査活動が適正に行われたものではないと推定を及ぼすことはできないところ（最判平21.12.17集民232-649）、人件費の目的・内容は、会派の調査研究活動を補助する者を雇用するための経費であり、給料、手当、社会保険料、アルバイト賃金をいうが、①事務職員を他の活動にも従事させている場合には、調査研究活動に従事する平均時間、日数等により按分し、②調査研究活動に専従している場合全額を政務調査費から支出できる、とされており（乙1）、政務調査活動実績により按分率を算出し、原則２分の１を上限に充当している。		
477		同	93,500	93,500		甲125-2	93,500				
478		同　５月	140,000	52,100		甲125-3	52,100				
479		同	97,900	97,900		甲125-4	97,900				
480		同　６月	140,000	51,000		甲125-5	51,000				
481		同	99,000	99,000		甲125-6	99,000				
482		同　７月	140,000	47,700		甲125-7	47,700				
483		同	102,300	102,300		甲125-8	102,300				
484		同　８月	140,000	51,000		甲125-9	51,000				
485		同	99,000	99,000		甲125-10	99,000				
486		同　９月	140,000	56,500		甲125-11	56,500				
487		同	93,500	93,500		甲125-12	93,500				
488		同　１０月	140,000	41,100		甲125-13	41,100				
489		同	108,900	108,900		甲125-14	108,900				
490		同　１１月	140,000	47,700		甲125-15	47,700				
491		同	102,300	102,300		甲125-16	102,300				
492		同　１２月	140,000	55,400		甲125-17	55,400				
493		同	94600	94,600		甲125-18	94,600				
494		同　１月	140,000	56,500		甲125-19	56,500				
495		同	93,500	93,500		甲125-20	93,500				
496		同　２月	140,000	49,900		甲125-21	49,900				
497		同	100,100	100,100		甲125-22	100,100				
498		同　３月	140,000	46,600		甲125-23	46,600				
499		同	103,400	103,400		甲125-24	103,400				
500		亀田清４月～１２月	3,600,000	1,800,000	50%	甲126-1～12	1,800,000	同上	同上。		
501		中島宏　４月	180,000	88,000		甲127－１	88,000	同上	同上。		
502		同	62,000	62,000		甲127－２	62,000				
503		同　５月	180,000	80,000		甲127－３	80,000				
504		同	70,000	70,000		甲127－４	70,000				
505		同　６月	180,000	90,000		甲127－５	90,000				
506		同	60,000	60,000		甲127－６	60,000				
507		同　７月	180,000	90,000		甲127－７	90,000				
508		同	60,000	60,000		甲127－８	60,000				
509		同　８月	180,000	86,000		甲127－９	86,000				
510		同	64,000	64,000		甲127－１０	64,000				
511		同　９月	180,000	88,000		甲127－１１	88,000				
512		同	62,000	62,000		甲127－１２	62,000				
513		同　１０月	180,000	59,000		甲127－１３	59,000				
514		同	91,000	91,000		甲127－１４	91,000				
515		同　１１月	180,000	84,000		甲127－１５	84,000				
516		同	66,000	66,000		甲127－１６	66,000				
517		同　１２月	180,000	84,000		甲127－１７	84,000				
518		同	66,000	66,000		甲127－１８	66,000				
519		同　１月	180,000	90,000		甲127－１９	90,000				
520		同	60,000	60,000		甲127－２０	60,000				
521		同　２月	180,000	90,000		甲127－２１	90,000				
522		同	60,000	60,000		甲127－２２	60,000				
523		同　３月	180,000	87,000		甲127－２３	87,000				
524		同	63,000	63,000		甲127－２４	63,000				

145

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
525		横松盛　４月	56,000	56,000		甲128-1	56,000				
526		同	75,000	75,000		甲128-2	75,000				
527		同　５月	70,000	70,000		甲128-3	70,000				
528		同	78,000	78,000		甲128-4	78,000				
529		同　６月	56,000	56,000		甲128-5	56,000				
530		同	78,000	78,000		甲128-6	78,000				
531		同　７月	56,000	56,000		甲128-7	56,000				
532		同	74,000	74,000		甲128-8	74,000				
533		同　８月	63,000	63,000		甲128-9	63,000				
534		同	78,000	78,000		甲128-10	78,000				
535		同　９月	56,000	56,000		甲128-11	56,000	同上	同上。		
536		同	79,000	79,000		甲128-12	79,000				
537		同　１０月	70,000	70,000		甲128-13	70,000				
538		同	79,000	79,000		甲128-14	79,000				
539		同　１１月	48,000	48,000		甲128-15	48,000				
540		同	84,000	84,000		甲128-16	84,000				
541		同　１２月	56,000	56,000		甲128-17	56,000				
542		同	80,000	80,000		甲128-18	80,000				
543		同　１月	56,000	56,000		甲128-19	56,000				
544		同	27,000	27,000		甲128-20	27,000				
545		同　２月	56,000	56,000		甲128-21	56,000				
546		同	39,000	39,000		甲128-22	39,000				
547		阿部寿一４月	60,000	60,000		甲129－１	60,000				
548		同	60,000	60,000		甲129－２	60,000				
549		同　５月	60,000	60,000		甲129－３	60,000				
550		同	50,000	50,000		甲129－４	50,000				
551		同　６月	70,000	70,000		甲129－５	70,000				
552		同	60,000	60,000		甲129－６	60,000				
553		同　７月	60,000	60,000		甲129－７	60,000				
554		同	70,000	70,000		甲129－８	70,000				
555		同　８月	70,000	70,000		甲129－９	70,000				
556		同	60,000	60,000		甲129－１０	60,000				
557		同　９月	60,000	60,000		甲129－１１	60,000				
558		同	70,000	70,000		甲129－１２	70,000	同上	同上。		
559		同　１０月	60,000	60,000		甲129－１３	60,000				
560		同	70,000	70,000		甲129－１４	70,000				
561		同　１１月	60,000	60,000		甲129－１５	60,000				
562		同	70,000	70,000		甲129－１６	70,000				
563		同　１２月	60,000	60,000		甲129－１７	60,000				
564		同	70,000	70,000		甲129－１８	70,000				
565		同　１月	60,000	60,000		甲129－１９	60,000				
566		同	50,000	50,000		甲129－２０	50,000				
567		同　２月	60,000	60,000		甲129－２１	60,000				
568		同	60,000	60,000		甲129－２２	60,000				
569		同　３月	70,000	70,000		甲129－２３	70,000				
570		同	70,000	70,000		甲129－２４	70,000				
571		金子裕　４月	126,900	126,900		甲130-1	126,900				
572		同　５月	118,800	118,800		甲130-2	118,800				
573		同　６月	124,200	124,200		甲130-3	124,200				
574		同　７月	134,100	134,100		甲130-4	134,100				
575		同　８月	141,300	141,300		甲130-5	141,300				
576		同　９月	122,400	122,400		甲130-6	122,400	同上	同上。		
577		同　１０月	139,500	139,500		甲130-7	139,500				
578		同　１１月	134,100	134,100		甲130-8	134,100				
579		同　１２月	117,900	117,900		甲130-9	117,900				
580		同　１月	113,400	113,400		甲130-10	113,400				
581		同　２月	115,200	115,200		甲130-11	115,200				
582		同　３月	122,009	122,009		甲130-12	122,009				

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
583		琴寄昌男　４月	145,500	145,500		甲131-1	145,500	同上	同上。		
584		同　５月	145,500	145,500		甲131-2	145,500				
585		同　６月	147,000	147,000		甲131-3	147,000				
586		同　７月	141,000	141,000		甲131-4	141,000				
587		同　８月	142,500	142,500		甲131-5	142,500				
588		同　９月	145,500	145,500		甲131-6	145,500				
589		同　10月	147,000	147,000		甲131-7	147,000				
590		同　11月	145,500	145,500		甲131-8	145,500				
591		同　12月	142,500	142,500		甲131-9	142,500				
592		同　１月	144,000	144,000		甲131-10	144,000				
593		同　２月	136,500	136,500		甲131-11	136,500				
594		同　３月	129,389	129,389		甲131-12	129,389				
595		佐藤良　４月～３月	1,800,000	1,800,000		甲132-1～12	1,800,000	同上	同上。		
596		山形修二　４月	123,000	123,000		甲133－1	123,000	同上	同上。		
597		同　５月	121,000	121,000		甲133－2	121,000				
598		同　６月	118,000	118,000		甲133－3	118,000				
599		同　７月	123,000	123,000		甲133－4	123,000				
600		同　８月	124,000	124,000		甲133－5	124,000				
601		同　９月	124,000	124,000		甲133－6	124,000				
602		同　10月	125,000	125,000		甲133－7	125,000				
603		同　11月	115,000	115,000		甲133－8	115,000				
604		同　12月	100,000	100,000		甲133－9	100,000				
605		同　１月	109,000	109,000		甲133－10	109,000				
606		同　２月	116,000	116,000		甲133－11	116,000				
607		同　３月	128,000	128,000		甲133－12	128,000				
608		若林和雄　４月	126,000	126,000		甲134-1	126,000	同上	同上。		
609		同　５月	132,300	132,300		甲134-2	132,300				
610		同　６月	142,200	142,200		甲134-3	142,200				
611		同　７月	132,300	132,300		甲134-4	132,300				
612		同　８月	119,700	119,700		甲134-5	119,700				
613		同　９月	119,700	119,700		甲134-6	119,700				
614		同　１０	138,600	138,600		甲134-7	138,600				
615		同　１１	132,300	132,300		甲134-8	132,300				
616		同　１２	119,700	119,700		甲134-9	119,700				
617		同　１月	119,700	119,700		甲134-10	119,700				
618		同　２月	119,700	119,700		甲134-11	119,700				
619		同　３月	126,000	83,152		甲134-12	83,152				
620		五十嵐清　４月～３月	3,420,000	1,765,742	50%	甲135-1～12	1,765,742	同上	同上。		
621		岩崎信　４月～３月	3,720,000	1,785,338	48%	甲136-1～12	1,785,338	同上	同上。		

147

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
622		小林幹夫　４月	82,000	82,000		甲137-1	82,000				
623		同	82,800	68,000	82%	甲137-2	68,000				
624		同　５月	86,400	65,000	75%	甲137-3	65,000				
625		同	85,000	85,000		甲137-4	85,000				
626		同　６月	91,800	75,000	81%	甲137-5	75,000				
627		同	75,000	75,000		甲137-6	75,000				
628		同　７月	81,000	81,000		甲137-7	81,000				
629		同	86,400	69,000	79%	甲137-8	69,000				
630		同　８月	81,000	81,000		甲137-9	81,000				
631		同	76,000	69,000	90%	甲137-10	69,000				
632		同　９月	86,400	75,000	86%	甲137-11	75,000				
633		同	75,000	75,000		甲137-12	75,000	同上	同上。		
634		同　１０	97,200	81,000	83%	甲137-13	81,000				
635		同	69,000	69,000		甲137-14	69,000				
636		同　１１	86,400	69,000	79%	甲137-15	69,000				
637		同	81,000	81,000		甲137-16	81,000				
638		同　１２	89,100	68,000	76%	甲137-17	68,000				
639		同	82,000	82,000		甲137-18	82,000				
640		同　１月	91,800	87,000	94%	甲137-19	87,000				
641		同	63,000	63,000		甲137-20	63,000				
642		同　２月	86,400	78,000	90%	甲137-21	78,000				
643		同	72,000	72,000		甲137-22	72,000				
644		同　３月	91,800	88,000	95%	甲137-23	88,000				
645		同	62,000	53,815		甲137-24	53,815				
646		五月女裕久彦　４月	176,000	150,000	85%	甲138-1	150,000				
647		同　５月	184,800	150,000	81%	甲138-2	150,000				
648		同　６月	184,800	150,000	81%	甲138-3	150,000				
649		同　７月	184,800	150,000	81%	甲138-4	150,000				
650		同　８月	202,400	150,000	74%	甲138-5	150,000				
651		同　９月	167,200	150,000	89%	甲138-6	150,000	同上	同上。		
652		同　１０月	193,600	150,000	77%	甲138-7	150,000				
653		同　１１月	184,800	150,000	81%	甲138-8	150,000				
654		同　１２月	167,200	150,000	89%	甲138-9	150,000				
655		同　１月	167,200	150,000	89%	甲138-10	150,000				
656		同　２月	167,200	150,000	89%	甲138-11	150,000				
657		同　３月	176,000	150,000	85%	甲138-12	150,000				
658		神谷幸信　４月	160,000	150,000	93%	甲139-1	150,000				
659		同　５月	152,000	150,000	98%	甲139-2	150,000				
660		同　６月	168,000	150,000	89%	甲139-3	150,000				
661		同　７月	176,000	150,000	85%	甲139-4	150,000				
662		同　８月	168,000	150,000	89%	甲139-5	150,000				
663		同　９月	168,000	150,000	89%	甲139-6	150,000	同上	同上。		
664		同　１０月	176,000	150,000	85%	甲139-7	150,000				
665		同　１１月	168,000	150,000	89%	甲139-8	150,000				
666		同　１２月	152,000	150,000	98%	甲139-9	150,000				
667		同　１月	152,000	150,000	98%	甲139-10	150,000				
668		同　２月	152,000	150,000	98%	甲139-11	150,000				
669		同　３月	168,000	150,000	89%	甲139-12	150,000				
670		螺良昭人　４月	153,600	150,000	98%	甲140-1	150,000				
671		同　５月	156,000	150,000	96%	甲140-2	150,000				
672		同　６月	153,600	150,000	98%	甲140-3	150,000				
673		同　７月	144,000	144,000		甲140-4	144,000				
674		同　８月	146,400	146,400		甲140-5	146,400				
675		同　９月	144,000	144,000		甲140-6	144,000	同上	同上。		
676		同　１０月	148,800	148,800		甲140-7	148,800				
677		同　１１月	150,000	150,000		甲140-8	150,000				
678		同　１２月	150,000	150,000		甲140-9	150,000				
679		同　１月	141,600	141,600		甲140-10	141,600				
680		同　２月	148,800	148,800		甲140-11	148,800				
681		同　３月	148,800	148,800		甲140-12	148,800				

148

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
682		三森文徳 ４月～３月	3,000,000	1,496,792		甲141-1～12	1,496,792	同上	同上。		
683		石坂真一 ４月～３月	3,600,000	1,800,000		甲142-1～12	1,800,000	同上	同上。		契約書を提出されたい。
684		木村好文 ４月～３月	4,560,000	1,779,332		甲143-1～12	1,779,332	同上	同上。		
685		高橋文吉 ４月～３月	4,200,000	1,773,535		甲144-1～12	1,773,535	同上	同上。		
686		平池秀光 ４月～１２月	3,600,000	1,792,405		甲145-1～12	1,792,405	同上	同上。		
687		渡辺渡　４月	82,200	82,200		甲146-1	82,200				
688		同	67,800	67,800		甲146-2	67,800				
689		同　５月	88,800	88,800		甲146-3	88,800				
690		同	61,200	61,200		甲146-4	61,200				
691		同　６月	86,400	86,400		甲146-5	86,400				
692		同	63,600	63,600		甲146-6	63,600				
693		同　７月	85,200	85,200		甲146-7	85,200				
694		同	64,800	64,800		甲146-8	64,800				
695		同　８月	87,600	87,600		甲146-9	87,600				
696		同	62,400	62,400		甲146-10	62,400				
697		同　９月	87,600	87,600		甲146-11	87,600				
698		同	62,400	62,400		甲146-12	62,400	同上	同上。		
699		同　１０月	84,000	84,000		甲146-13	84,000				
700		同	66,000	66,000		甲146-14	66,000				
701		同　１１月	86,400	86,400		甲146-15	86,400				
702		同	63,600	63,600		甲146-16	63,600				
703		同　１２月	87,600	87,600		甲146-17	87,600				
704		同	62,400	62,400		甲146-18	62,400				
705		同　１月	86,400	86,400		甲146-19	86,400				
706		同	63,600	63,600		甲146-20	63,600				
707		同　２月	88,800	88,800		甲146-21	88,800				
708		同	61,200	61,200		甲146-22	61,200				
709		同　３月	86,400	86,400		甲146-23	86,400				
710		同	63,600	63,600		甲146-24	63,600				
711		梶克之　４月	63,970	63,970		甲147-1	63,970				
712		同	67,391	67,391		甲147-2	67,391				
713		同	11,000	11,000		甲147-3	11,000				
714		同　５月	63,043	63,043		甲147-4	63,043				
715		同	68,918	68,918		甲147-5	68,918				
716		同	11,000	11,000		甲147-6	11,000				
717		同　６月	65,131	65,131		甲147-7	65,131				
718		同	66,176	66,176		甲147-8	66,176				
719		同	11,000	11,000		甲147-9	11,000				
720		同　７月	68,750	68,750		甲147-10	68,750				
721		同	67,682	67,682		甲147-11	67,682				
722		同	11,000	11,000		甲147-12	11,000				
723		同　８月	67,500	67,500		甲147-13	67,500				
724		同	67,307	67,307		甲147-14	67,307				
725		同	11,000	11,000		甲147-15	11,000	同上	同上。		
726		同　９月	68,181	68,181		甲147-16	68,181				
727		同	66,233	66,233		甲147-17	66,233				
728		同	11,000	11,000		甲147-18	11,000				
729		同　１０月	69,863	69,863		甲147-19	69,863				
730		同	68,750	68,750		甲147-20	68,750				
731		同	11,000	11,000		甲147-21	11,000				
732		同　１１月	66,279	66,279		甲147-22	66,279				
733		同	65,753	65,753		甲147-23	65,753				
734		同	11,000	11,000		甲147-24	11,000				
735		同　１２月	67,307	67,307		甲147-25	67,307				
736		同	67,307	67,307		甲147-26	67,307				
737		同	11,000	11,000		甲147-27	11,000				
738		同　１月	67,105	67,105		甲147-28	67,105				
739		同	68,023	68,023		甲147-29	68,023				
740		同	11,000	11,000		甲147-30	11,000				

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
741		欠番									
742											
743											
744											
745											
746											
747		板橋一好　４月～３月	3,600,000	1,800,000		甲148-1～12	1,800,000	同上	同上。		
748		花塚隆志　４月	176,000	150,000	85%	甲149-1	150,000	同上	同上。		
749		同　５月	184,000	150,000	81%	甲149-2	150,000				
750		同　６月	168,000	150,000	89%	甲149-3	150,000				
751		同　７月	160,000	150,000	93%	甲149-4	150,000				
752		同　８月	168,000	150,000	89%	甲149-5	150,000				
753		同　９月	156,000	150,000	96%	甲149-6	150,000				
754		同　１０月	180,000	150,000	83%	甲149-7	150,000				
755		同　１１月	176,000	150,000	85%	甲149-8	150,000				
756		同　１２月	152,000	150,000	98%	甲149-9	150,000				
757		同　１月	152,000	150,000	98%	甲149-10	150,000				
758		同　２月	152,000	150,000	98%	甲149-11	150,000				
759		同　３月	141,129	141,129	89%	甲149-12	141,129				
760		五十畑一幸　１２月	91,000	91,000		甲150-1	91,000	同上	同上。		
761		五十畑一幸　１月	90,000	90,000		甲150-2	90,000				
762		五十畑一幸　２月	96,000	96,000		甲150-3	96,000				
763		五十畑一幸　３月	93,000	93,000		甲150-4	93,000				
764		池田忠　１月	163,200	150,000	91%	甲151-1	150,000	同上	同上。		
765		同　２月	158,400	150,000	94%	甲151-2	150,000				
766		同　３月	140,040	140,040	95%	甲151-3	140,040				
767		関谷幌之　１２月	120,000	120,000		甲152-1	120,000	同上	同上。		
768		同　１月	104,000	104,000		甲152-2	104,000				
769		同　２月	104,000	104,000		甲152-3	104,000				
770		同　３月	104,000	104,000		甲152-4	104,000				
771		自由民主党人件費	218,570	218,570		甲252-1	218,570				契約書を提出されたい。また，複数名雇用されているようにうかがわれるので，その対応関係も明らかにされたい。
772		同	145,480	145,480		甲252-2	145,480				同上
773		同	32,104	32,104		甲252-3	32,104			支出の主体を確認されたい（平松議員宛ての領収書であるとうかがわれる）。甲２５２の３にあるとおり、平池秀光議員である。	
774		同	218,570	218,570		甲252-4	218,570				同上
775		同	152,480	152,480		甲252-5	152,480				同上
776		同	37,575	37,575		甲252-6	37,575				同上
777		同	32,104	32,104		甲252-7	32,104			支出の主体を確認されたい（平松議員宛ての領収書であるとうかがわれる）。甲２５２の３にあるとおり、平池秀光議員である。	
778		同	218,570	218,570		甲252-8	218,570				同上
779		同	152,480	152,480		甲252-9	152,480				同上
780		同	32,104	32,104		甲252-10	32,104			支出の主体を確認されたい（平松議員宛ての領収書であるとうかがわれる）。甲２５２の３にあるとおり、平池秀光議員である。	
781		同	218,570	218,570		甲252-11	218,570				同上
782		同	152,480	152,480		甲252-12	152,480				同上

150

別紙4－1

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（とちぎ自民党議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
783		同	32,104	32,104		甲252-13	32,104	同上	同上。 とちぎ自民党議員会（会長・平池秀光）において、月給20万円と日給7,000円の2名の職員を雇用している（丙A48,49）。	支出の主体を確認されたい（平松議員宛ての領収書であるとうかがわれる）。 甲２５２の３にあるとおり、平池秀光議員である。	
784		同	166,480	166,480		甲252-14	166,480				同上
785		同	32,104	32,104		甲252-15	32,104			支出の主体を確認されたい（平松議員宛ての領収書であるとうかがわれる）。 甲２５２の３にあるとおり、平池秀光議員である。	
786		同	218,570	218,570		甲252-16	218,570				同上
787		同	218,570	218,570		甲252-17	218,570				同上
788		同	138,480	138,480		甲252-18	138,480				同上
789		同	218,570	218,570		甲252-19	218,570				同上
790		同	159,480	159,480		甲252-20	159,480				同上
791		同	32,370	32,370		甲252-21	32,370			支出の主体を確認されたい（平松議員宛ての領収書であるとうかがわれる）。 甲２５２の３にあるとおり、平池秀光議員である。	
792		同	32,370	32,370		甲252-22	32,370			支出の主体を確認されたい（平松議員宛ての領収書であるとうかがわれる）。 甲２５２の３にあるとおり、平池秀光議員である。	
793		同	218,570	218,570		甲252-23	218,570				同上
794		同	151,580	151,580		甲252-24	151,580				同上
795		同	218,570	218,570		甲252-25	218,570				同上
796		同	138,480	138,480		甲252-26	138,480				同上
797		同	32,370	32,370		甲252-27	32,370			支出の主体を確認されたい（平松議員宛ての領収書であるとうかがわれる）。 甲２５２の３にあるとおり、平池秀光議員である。	
798		同	32,370	32,370		甲252-28	32,370			支出の主体を確認されたい（平松議員宛ての領収書であるとうかがわれる）。 甲２５２の３にあるとおり、平池秀光議員である。	
799		同	218,570	218,570		甲252-29	218,570				同上
800		同	138,480	138,480		甲252-30	138,480				同上
801		同	32,370	32,370		甲252-31	32,370			支出の主体を確認されたい（平松議員宛ての領収書であるとうかがわれる）。 甲２５２の３にあるとおり、平池秀光議員である。	
802		同	218,570	218,570		甲252-32	218,570				同上
803		同	124,480	124,480		甲252-33	124,480				同上
804		同	32,370	32,370		甲252-34	32,370			支出の主体を確認されたい（平松議員宛ての領収書であるとうかがわれる）。 甲２５２の３にあるとおり、平池秀光議員である。	
805		同	32,370	32,370		甲252-35	32,370			支出の主体を確認されたい（平松議員宛ての領収書であるとうかがわれる）。 甲２５２の３にあるとおり、平池秀光議員である。	
806		同	218,570	218,570		甲252-36	218,570				同上
807		同	131,480	131,480		甲252-37	131,480				同上
合計額			72,364,999								

別紙４－２

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（元気クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1699	調査研究費	池田忠　事務所賃貸料 ４月～１２月	900,000	450,000		甲275-1～9	450,000	事務所としての使用実態が疑わしく、また、政務調査活動との関連性も認められない。 按分率算出の根拠も不明であり、違法である。	政務調査執行状況報告書において、事務所費は「事務所家賃」として調査研究費の項目に計上している。議員は年度当初に「事務所設置状況報告書」により、所在地、賃貸借契約額、按分率等を報告して事務所家賃を算出している。議員としての調査研究のための事務所としての実態を有する限り、…当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明らかにしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということはできず、賃貸借契約が実態を欠くものであると推認することはできない。 （株）アイアールエステートは、議員個人とは別の実在する法人組織であり、賃貸借契約に基づく賃料が現に発生している。 賃貸借契約書（丙Ｅ５）を提出する。		賃貸借契約書を提出されたい。
1700		同　　会費	189,000	110,250		甲275-10	110,250	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。また、内外情勢調査会の会費とされているが、会員は「全国懇談会と支部懇談会に出席いただけます。※懇談会ごとの参加費はいただきません。年会費に全て含まれています。」とのHP上の記載からすると、実質的には懇親会費と言わざるを得ない為、違法である。	本件マニュアルにおいて「研修費」として、「他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費（会場費、機材借上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費）」が認められている。 一般社団法人内外情勢調査会は、公正な世論の醸成を目的に設立された団体であり、政治、経済、国際、防衛、文化等さまざまな分野の著名な専門家を招いて講演会を行っている。 懇談会とはこれらの専門家による講演会のことである。このことは内外情勢調査会のHP「内外情勢調査会とは」、「懇談会情報」との欄を見れば明らかであるのに、原告は、懇談会の趣旨を曲解し、また「懇談会」を「懇親会」と語句を原告に都合よく変容させ不当な主張をしているにすぎない。 出席したのは内外情勢調査会県北支部の講演であり活動内容は以下のとおりである（丙E6）。 平成２４年４月１３日 ジャーナリスト長谷川幸洋　どうなる！景気と政局 平成２４年５月１０日 仙台大学教授　高成田　享　震災復興と日本の再生 平成２４年６月８日 女流棋士　矢内理絵子　勝負を左右する思考と決断 平成24年7月13日 神奈川工科大学特任教授　ジョンムウェテムルアカ　ムルアカが語る！政界とアフリカ 平成２４年９月７日 日本大学法学部教授岩井奉信　現代日本政治と政局の行方 平成２４年１０月５日 笹川平和財団理事長　高木雄次　これからのエネルギーと環境ビジネス 平成２４年１１月７日 横浜国立大学大学院教授髙田良平　高まる喋のリスクとわが国の食料安全保障 平成２５年１月１７日 法政大学特任教授　山中正竹　わたしのリーダー論 平成２５年２月１８日 時事通信社解説委員長　明石和康　歴史転換期の世界と日本 平成２５年３月１５日 日本政策投資銀行地域企画部課長大西達也　地域再生の経営戦略		活動内容を明らかにされたい。
1701		同　　視察費	94,500	94,500		甲275-11	94,500	JAMPは視察費には該当しえない。また、会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。したがって、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができない為、違法である。	JAMPとは行財政情報サービスであり、左記支出はインターネット情報サービス「iJAMP」の会費ないし購読料である。会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究のための費用であって、本件マニュアルにより「調査研究費」として認められる費用である。		

別紙４－２

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（元気クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1702		白石資隆　会費	16,100	16,100		甲276-1	16,100	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。したがって、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができない為、違法である。	本件マニュアルにおいて「研修費」として、「他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費（会場費、機材借上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費）」が認められている。 研修会のテーマや内容が政務調査実施要綱に基づく会派の調査研究の範囲内で、会派から委託を受けて議員が調査研究するものであって政務調査活動の経費である。		
1703		同　高速代	6,700	6,700		甲276-2	0	同上	同上 なお平成２４年５月２３日地域学研究会の講演、翌日に内外情勢調査会の講演に参加し、そのためにホテルに宿泊し、高速代を支出したものであり、政務調査活動の経費として正当な支出である。	監査請求前置がされているか確認されたい。 取り下げる。	
1704		同　交通費	8,910	8,910		甲276-3	0	同上	同上	監査請求前置がされているか確認されたい。 取り下げる。	
1705		同	15,780	15,780		甲276-4	0	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。したがって、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができない。また、６月１７日は日曜日であり、祝日にどのような調査を行ったのか、調査自体が疑わしいものと言わざるを得ない為、違法である。 議員の誰が旅行して、いつ、どこの誰と会ったのか不明である。調査研究だとしても、その成果物（活動記録票による実績報告）がない。甲２７７についても、領収証だけであり、その内訳も不明である。	同上 なお、祝日であることをもって調査自体が疑わしいとする合理的な論拠はない。祝日においても調査費用が発生していることは、むしろ積力的に政務調査活動を行っていたことの表れである。	監査請求前置がされているか確認されたい 取り下げる。	
1706		同	20,020	20,020		甲276-5	0		同上	監査請求前置がされているか確認されたい 取り下げる。	
1707		元気クラブ　交通費、宿泊費	97,600	92,920		甲277	0	同上	同上 なお、政務調査費の充当額は92,920円であり、97,600円ではない。	監査請求前置がされているか確認されたい 取り下げる。	
1708		阿部博美　交通費	8,732	8,732		甲278	0	支払証明書には、「備考」欄に「保健　福祉行政について」といった抽象的な記載しかなく、具体的にどこに行き、どのような調査活動を行ったのかが不明である。したがって、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができない。　また、高速代については、すべて「紛失」との記載があり、高速料金支払いの事実が存在しないものと言わざるを得ない為、違法である。 たしかに阿部氏は自民党であることから、主張については変更する。	阿部博美は元気クラブの所属議員ではない。	本番号を後で欠番とされたい。 ⇒８８番で計上済み 欠番とする。	

別紙４－２

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（元気クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1709		池田忠　交通費	35,520	35,520		甲279-1,2	35,520	支払証明書には、「使途の内容」欄に「教育行政について」といった抽象的な記載しかなく、具体的にどこに行き、どのような調査活動を行ったのかが不明である。したがって、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができない。　また、高速代については、すべて「紛失」との記載があり、高速料金支払いの事実が存在しないものと言わざるを得ない為、違法である。 高速料金については計上がないことから、主張を撤回する。	政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、政務調査活動の具体的な目的や内容等について逐一明らかになっていないことの一事をもって、当該政務調査活動が適正に行われたものではないと推定を及ぼすことはできない。 調査研究費中の交通費の内容や額は、会派が行う調査研究について会派の委託を受けてする調査研究との間に合理的関連性を有するものであり、かつ社会通念上許容される範囲のものである必要がある一方、それで足りるのであるから、出発地、目的地及び調査先の記載がないことをもって政務調査費からの支出が許されないということにはならない。		
1710		同	35,483	35,483		甲279-3,4	35,483		同上		
1711		同	12,987	12,987		甲279-5	12,987		同上		
1712		同	48,692	48,692		甲279-6,7	48,692		同上		
1713		同	38,184	38,184		甲279-8	38,184		同上		
1714		同	42,772	42,772		甲279-9	42,772		同上		
1715		同	42,291	42,291		甲279-10	42,291		同上		
1716		同	37,518	37,518		甲279-11,12	37,518		同上		
1717		同	18,981	18,981		甲279-13	18,981		同上		
1718		白石資隆　交通費	21,608	21,608		甲280-1	21,608	支払証明書には、「備考」欄に「県土整備」といった抽象的な記載しかなく、具体的にどこに行き、どのような調査活動を行ったのかが不明である。したがって、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができない。　また、本会議開催日においては、費用弁償との差額を請求しているところ、どのような計算方法について説明がなく、二重取りの虞があるものと言わざるを得ない為、違法である。 甲280-26について、手書きで「食卓料」として３０００円計上されているが、宿泊を裏付ける資料がない。朝夕食の費用弁償としているが、いつの朝食なのか、いつの夕食なのかも明らかではない。１１月４日から同月５日に矢印が引かれている点も不明である。	同上 本会議開催日は、費用弁償額（白石資隆の自宅がある小山から栃木県庁までの往復距離６８km、１kmあたり37円、2516円分）を差し引いて計上している。原告所論の二重取りの虞などなく、原告の主張に合理的な論拠はない。		
1719		同	14,763	14,763		甲280-2	14,763				
1720		同	15,318	15,318		甲280-3	15,318				
1721		同	666	666		甲280-4	666				
1722		同	20,461	20,461		甲280-5	20,461				
1723		同	26,159	26,159		甲280-6	26,159				
1724		同	32,341	32,341		甲280-7	32,341				
1725		同	6,956	6,956		甲280-8	6,956				
1726		同	23,854	23,854		甲280-9	23,854				
1727		同	21,238	21,238		甲280-10	21,238				
1728		同	16,950	16,950		甲280-11	16,950				
1729		同	22,422	22,422		甲280-12	22,422				
1730		同	8,325	8,325		甲280-13	8,325				
1731		同	3,000	3,000		甲280-14	3,000				
1732		同	22,755	22,755		甲280-15	22,755				
1733		同	18,537	18,537		甲280-16	18,537				
1734		同	6,586	6,586		甲280-17	6,586				
1735		同	17,612	17,612		甲280-18	17,612				
1736		同	27,454	27,454		甲280-19	27,454				
1737		同	12,839	12,839		甲280-20	12,839				
1738		同	5,846	5,846		甲280-21	5,846				
1739		同	13,680	13,680		甲280-22	13,680				
1740		同	15,540	15,540		甲280-23	15,540				
1741		同	17,020	17,020		甲280-24	17,020				
1742		同	5,106	5,106		甲280-25	5,106				
1743		同	22,573	22,573		甲280-26	22,573				
1744		同	19,156	19,156		甲280-27	19,156				
1745		同	15,984	15,984		甲280-28	15,984				
1746		同	28,268	28,268		甲280-29	28,268				
1747		同	13,394	13,394		甲280-30	13,394				
1748		同	7,141	7,141		甲280-31	7,141				
1749		同	22,015	22,015		甲280-32	22,015				
1750		同	4,588	4,588		甲280-33	4,588				
1751		同	16,280	16,280		甲280-34	16,280				
1752		同	20,831	20,831		甲280-35	20,831				
1753		同	14,282	14,282		甲280-36	14,282				
1754		同	12,395	12,395		甲280-37	12,395				

別紙４－２

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（元気クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1755	研修費	白石資隆	12,395	6,610		甲281-1	6,610	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。むしろ、研修会の参加については個人もしくは政治活動としてのものであると推測される。さらに、電車代については、すべて「紛失」との記載があり、料金支払いの事実が存在しないものと言わざるを得ない為、違法である。 甲281-1について、４月１０日のＪＲ東海社長の講演があったのかどうか明らかではない。また、仮にあったとしても、ＪＲ東海社長が原発の必要性について説くことは、県政との直接的な関連性が薄く、一般的知識・教養に準じる内容にすぎない。あえて東京まで行くのは調査研究の方法としての相当性を欠いている。 ４月１１日の構想日本事務局にて事業仕分けの調査をしたとあるが、事業仕分けの目的、成果、具体的手法については県政と何ら関連性がなく、これにかかる交通費には相当性がない。 ４月２１日の戦略経営研究会についても、「千代田プラットフォーム」とは何か不明であり、県政との関連性が希薄であり、講師が誰なのかも不明であり、相当性がない。 ４月２２日の自治体サミット研究会についても、大阪都構想と県政との関連性が希薄であり、相当性がない。甲２８１－４の領収証では、ローカルマニュフェスト推進議員連盟が発行しているが、甲２８１－３では自治体サミット研究会とされており、結局なんの研修なのか不明である。	本件マニュアルにおいて「研修費」として、「他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費（会場費、機材借上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費）」が認められている。 電車代は「紛失」ではなく「未取得」であり、SUICA等のICカードを利用したため、領収書等を取得しなかったにすぎず合理的な理由がある。 また食卓料についても宿泊の事実が領収書から認められる。 ４月１０日 東京都市ヶ谷グランドヒルにて いい国構想研究会主催 講師　ＪＲ東海社長　葛西敬之氏 研修の内容　原発の必要性について 大企業の経営者から世界規模で大局的に見た原発の必要性を調査するため。 県政経営行政、農林環境行政、経済企業行政において原発問題及び新エネルギーの導入を考える際に有効である。		４月１０日、４月２１日の研修の内容について明らかにされたい。 また、それぞれの活動と政務活動との関連性を明らかにされたい。
1756		同	16,880	16,880		甲281-2	16,880				

別紙４－２

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（元気クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1757		同	12,150	12,150		甲281-3	12,150	同上。さらに、４月２２日に参加した会議が添付資料によって異なるなど、実際に調査を行ったことすら疑わしい。当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができない為、違法である。	同上 4月22日にローカルマニフェスト推進地方議員連盟主催の研修会に参加したことは領収証によって認められる。 ４月２１日 東京都竹橋千代田プラットフォームにて 行政書士の茂木正光氏が主宰する政治戦略研究会。有志による勉強会。 研修内容　若手地方議員の仕事 都内の女性区議会議員３名が意見発表し、出産、子育て等における行政サービスについて議論。地方と違う都内の子育て対策や女性の視点にて調査。 県政経営行政、生活保健福祉行政において有効な勉強会である。 ４月２２日 横浜市議会にて 自治体サミット研究会（ローカルマニフェスト研究会主催） 「大阪都構想とこれからの自治、議会のあり方～」 講師　元三重県知事　北川正恭氏他 地方議員を対象にした勉強会であり、大阪都構想を通して国に対する地方自治体のあり方について議論。国のひも付き行政にならない、地方から国を変える気概を持った自治体運営をするため首長経験者などから意見を聞く。 県政経営行政に非常に有効である。		
1758		同	16,320	16,320		甲281-4	16,320		同上		
1759		同	7,900	7,900		甲281-5	7,900	同上。むしろ、懇談会の参加については個人もしくは政治活動としてのものであると推測されるので、違法である。 一般社団法人内外情勢調査会は、公正な世論の醸成を目的に、報道機関の株式会社時事通信社の関連団体として、1954年12月に設立されたものであるが、富山和彦氏による「日本経済について」という講演となっている。これは、県政となんら関連性があるものではないことから、個人もしくは政治活動としてのものである。	1700と同じ。内外情勢調査会の懇談会とは専門家による講演会のことを意味している。 原告は内外情勢調査会のHPから一見して明らかであるのに懇談会の趣旨を曲解している。 内外情勢調査会全国懇談会 講師　富山和彦　氏 「日本経済、終焉から再生へ」 企業再生の専門家の講師から見た日本経済の動きと東日本大震災からの経済再生への処方箋について本県経済政策の参考とする。（経済企業行政）		講演の内容及び政務活動との関連性を明らかにされたい。

159

別紙４－２

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（元気クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1760		同	189,000	189,000		甲281-6	189,000	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。また、内外情勢調査会の会費とされているが、会員は「全国懇談会と支部懇談会に出席いただけます。※懇談会ごとの参加費はいただきません。年会費に全て含まれています。」とのHP上の記載からすると、実質的には懇親会費と言わざるを得ない為、違法である。	1700と同じ。内外情勢調査会の懇談会とは専門家による講演会のことを意味している。 原告は内外情勢調査会のHPから一見して明らかであるのに懇談会の趣旨を曲解し、「懇談会」を「懇親会」と不合理に語句を変容させている。 出席したのは県央支部と県南支部の講演であり活動内容は以下のとおりである。 ４月１６日（佐野） 講師　川田茂雄氏 行政へのクレーム対応について 県行政職員の研修で有効（県政経営行政） ４月２０日 講師　小枝義人氏 日本政界の動きについて 国の動向を知り本県への影響を調査（県政経営行政） ５月１８日 講師　宮端清次氏（常任委員会のため欠席） ５月２４日（佐野） 講師　植浩一氏 東日本大震災による日本経済について 本県経済への影響を調査（経済企業、県政経営行政） ６月１５日 講師　ふくだ友子氏 人材育成について 本県職員育成の参考（県政経営行政） ７月１１日 講師　石平氏（所用のため欠席） ８月休会 ９月１９日 講師　伊藤俊行氏 日本政治の先行きについて 国の動向を展望し本県の政策に反映（県政経営行政） １０月１５日 講師　西元徹也氏 国際軍事情勢について 国際軍事情勢を知り自衛隊も駐屯し軍事技術を持つ企業もある本県への影響を調査（県政経営行政） １１月３０日 講師　嶌峰義清氏（所用のため欠席） １２月休会 １月１６日 講師　橋川武郎氏 今後の資源エネルギーについて 原発以外の自然エネルギー政策の参考（農林環境行政） １月２３日（佐野） 講師　中村智彦氏 国際経済の動きについて 国際経済の動きから本県経済の影響を調査（経済企業行政） ２月１４日 講師　佐藤栄一氏（所用のため欠席） ２月２０日（佐野） 講師　嶌峰義清氏 日本経済の展望について 国の経済の展望を知り本県経済への影響を調査（経済企業行政） ３月６日 講師　佐藤優氏 ロシアの動き世界インテリジェンスについて ロシア始め世界の上層部の動きを知り本県への影響を調査（県政経営行政）		研究会の内容及び政務活動との関連性を明らかにされたい。

別紙４－２

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（元気クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1761		同	6,870	6,870		甲281-7	6,870	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。　むしろ、研修会の参加については個人もしくは政治活動としてのものであると推測される。また、電車代については、すべて「紛失」との記載があり、料金支払いの事実が存在しないものと言わざるを得ない為、違法である。	1755と同じ 5月１１日については番号1759記載のとおり		活動の内容及び政務活動との関連性を明らかにされたい。
1762		同	7,700	7,700		甲281-8	7,700	同上。　また、電車代については、すべて「紛失」との記載があり、料金支払いの事実が存在しないものと言わざるを得ない為、違法である。 ５月３０日の日本財団の「仕分けで政治の再生を」という講演は、河野太郎氏、蓮舫氏が講師となっており、県政では事業仕分けを行っておらず、県政となんら関連性がなく、これにかかる交通費には相当性がない。 ５月３１日の細川茲孝氏との打合せについて、細川氏は「政策プランナー」であり、白石氏の政策をどうするかについて打ち合わせをしたにすぎないであろうから、政治活動である。	同上、なお電車代については、領収証を添付しており、原告の主張は事実と異なる虚偽の主張であり不当である。 ５月３０日 東京都日本財団にて 構想日本主催のＪＩフォーラム 講師　河野太郎氏　蓮舫氏 演題　「仕分けで政治の再生を」 国の行政事業の事業仕分けの仕分け人を経験して政治家から事業仕分けの有効性について講演。本県でも無駄を省くための事業仕分けが必要であるとの視点から、内容について調査。 県政経営行政の参考とする。 ５月３１日 県営住宅を管理する栃木県住宅供給公社の内情と改革の方法について調査依頼を行うため専門家の細川氏と住宅供給公社改革について打ち合わせを行う。 県土整備行政改革として、今後力を入れる。 その際の、喫茶店にて打ち合わせで要した費用である。 なお、飲料代は３００円ではなく５２０円である。		講演の内容及び政務活動との関連性を明らかにされたい。 飲料代３００円が計上されていることについて，追加の主張があれば，反論されたい。
1763		同	11,300	11,300		甲281-9	11,300	同上。いずれも主催者、内容からして個人もしくは政治活動による参加であることが強く推認される。	本件マニュアルにおいて「研修費」として、「他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費（会場費、機材借上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費）」が認められている（5月30日分）。 政策専門家に調査を依頼し、そのための打ち合わせをすることは、会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究のための費用であり「調査研究費」にあたる（5月31日分）。		
1764		同	7,300	7,300		甲281-10	7,300	同上。いずれも主催者、内容からして個人もしくは政治活動による参加であることが強く推認される為、違法である。 ６月２９日の日経グローカル研修については、これに参加したかどうか不明である。ＪＩフォーラムについては、「孤独」から「居住」へという講演内容と思われるが、県政との関連性がないものである。結局、細川氏と打ち合わせているが、これも白石氏の政策に関する打合せであり政治活動にすぎない。	1755と同じ、なお新幹線の領収証は紛失しているが、JIフォーラムに参加したことは領収証から認められ、小山から東京への新幹線代が片道3440円であることは他の証拠（甲281の８）から認められ、往復で6880円が認められる。		
1765		同	2,000	2,000		甲281-11	2,000	同上。いずれも主催者、内容からして個人もしくは政治活動による参加であることが強く推認される為、違法である。	1702と同じ		
1766		同	9,520	9,520		甲281-12	9,520	同上。 また、電車代については、すべて「紛失」との記載があり、料金支払いの事実が存在しないものと言わざるを得ない為、違法である。	1764と同じ。 なお、食卓料については宿泊の事実が領収書から認められる。丙E1の１，２、丙E2から白石資隆が公会計シンポジウムに出席したことが認められる。		

別紙4－2

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（元気クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1767		同	17,490	17,490		甲281-13	17,490	同上。いずれも主催者、内容からして個人もしくは政治活動による参加であることが強く推認される。 ８月１７日のＰＨＰ研究所の「政策力アップ講座」については、県政との関連性が希薄であり、白石氏が個人的に自らのスキルアップのために受講しているにすぎない。	1702と同じ		
1768		同	100	100		甲281-14	100	同上。 また、電車代については、すべて「紛失」との記載があり、料金支払いの事実が存在しないものと言わざるを得ない為、違法である。	1702、1764と同じ。 丙E1の１，２、丙E2から白石資隆が公会計シンポジウムに出席したことが認められる。		
1769		同	12,000	12,000		甲281-15	12,000	同上。 いずれも主催者、内容からして個人もしくは政治活動による参加であることが強く推認される。また、研修は８月２４日のみであり、宿泊の必要性がない為、違法である。	1702と同じ。 なお、研修開催場所が滋賀県大津市であり、受付開始時間が午前11時からであることから（丙E4）前泊する必要があり、正当な費用である。		
1770		同	45,670	45,670		甲281-16,17	45,670	甲281-15～17について、８月２３日の滋賀県大津市全国市町村研修センターでの再生可能エネルギーの勉強会は、白石氏が書くように、政府による太陽光の普及に関するものでしかなく、県政にはなんら関係がない。また、大津で行われる研修であるにもかかわらず、あえて京都に泊まる必要性はなく観光するためであり、合理性がない。	同上		
1771		同	470	470		甲281-18	470	甲281-18～20について、９月４日の「日本経済について」という富山和彦氏の講演は、甲２８１－５でも記載があり、何度も講演に参加しているとは思われない。また、竹中平蔵氏の講演があったとしても、「政策学校」については県政との関連性が薄く、個人的なもの若しくは政治活動としての参加にすぎない。 また、９月４日には、「政策学校」の領収証が３枚あるが（甲２８１－２０）、同時に行われたものとは思われず、研修を受けた事実が不明である。「政策学校」については県政との関連性が不明であり、個人的若しくは政治活動の一環である。	1755と同じ。 なお甲２８１の１８は9月4日の交通費にかかる証明書であり、宿泊などしていない。 ９月４日 衆議院第二会館にて 全国若手都道府県議会議員の会 日本経済について 講師　竹中平蔵氏　富山和彦氏 若手県議会議員１０数名で経済専門家を招き、質疑応答の時間を多く設けて日本経済について学ぶ。日本、そして世界の動きを知り、各都道府県議が地方経済の活性化対策を打ち出せるよう学ぶ。 経済企業行政で大変有効。		当該活動と政務活動との関連性を明らかにされたい。
1772		同	8,040	8,040		甲281-19	8,040	同上。若手都道府県議の会主催のものであり、個人もしくは政治活動による参加であることが強く推認される為、違法である。	1702と同じ		
1773		同	30,000	30,000		甲281-20	30,000		同上 なお、1講座1万円の受講料であり、3講座受講したことから1万円の領収証が3枚ある。		
1774		同	7,320	7,320		甲281-21	7,320	同上。 また、電車代については、すべて「紛失」との記載があり、料金支払いの事実が存在しないものと言わざるを得ない為、違法である。 甲281-21～25について、白石氏は、１０月２１日に京都に宿泊し（甲２８１－２４）、１０月２２日に大阪に宿泊（甲２８１－２５）、１０月２３日は不明で、１０月２４日は東京に宿泊している（甲２８１－２３）。なお、白石氏は、１０月２３日には東京に戻っている。 １０月２２日に京都府議団による事業仕分けがあるにもかかわらず、領収証は１０月２０日付けのものであり、不自然である。 そもそも、東京に宿泊する必要はない。この期間中のセミナーや事業仕分けについては、県政とのかかわりが薄く、個人的なもの若しくは政治活動である。	1755と同じ。食卓料については宿泊の事実が領収書から認められる。		
1775		同	35,550	35,550		甲281-22	35,550	同上。	1702と同じ		
1776		同	41,000	41,000		甲281-23	41,000	いずれも主催者、内容からして個人もしくは政	同上		

159

別紙4－2

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（元気クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1777		同	14,790	14,790		甲281-24	14,790	治活動による参加であることが強く推認される為、違法である。	同上		
1778		同	9,975	9,975		甲281-25	9,975		同上		
1779		同	9,840	9,840		甲281-26	9,840	同上。 また、電車代については、すべて「紛失」との記載があり、料金支払いの事実が存在しないものと言わざるを得ない為、違法である。	1755と同じ。 新幹線代の片道代金が3440円であることは他の証拠からも認められる。		
1780		同	42,100	42,100		甲281-27	42,100	同上。 いずれも主催者、内容からして個人もしくは政治活動による参加であることが強く推認される為、違法である。 甲281-27、28について、１１月８、９日のセミナーであるが、東京に宿泊する必要はない。また、政務調査費の活用法について、とか、地方議員の広報活動については、政務調査活動とは何ら関係がなく、これらは個人的なもの若しくは政治活動である。	1702と同じ		
1781		同	3,440	3,440		甲281-28	0	同上。いずれも主催者、内容からして個人もしくは政治活動による参加であることが強く推認される為、違法である。	同上	監査請求で対象とされているのは、１１月９日の電車代とされており、１１月８日の電車代は監査請求が前置されていないようにうかがわれる。 １７８１番の支出の根拠の証拠としては、甲２８１の２８（１１月８日の３４４０円の支出）と甲２８１の２６（１１月９日の３４４０円の支出）があり得ると思われるが、どちらを問題にしているのか特定されたい。 なお、監査請求においては、１１月８日の電車代については対象となっていないように思われるため、その部分について取り下げを検討されたい。 １１月８日については、１７７９で主張しているものであるが、監査請求前置がある。１１月９日の１７８１番については取り下げる。	
1782		同	7,100	7,100		甲281-29	7,100	同上。 いずれも主催者、内容からして個人もしくは政治活動による参加であることが強く推認される為、違法である。 甲281-29、30について、１１月２６、２７日のセミナーは、地方議員研究会であるが、政務調査活動とは何ら関係がなく、個人的なもの若しくは政治活動である。	同上		
1783		同	71,470	71,470		甲281-30	71,470	同上。 いずれも主催者、内容からして個人もしくは政治活動による参加であることが強く推認される為、違法である。	同上		

160

別紙４－２

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（元気クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1784		同	17,060	17,060		甲281-31	17,060	同上。 また、電車代については、すべて「紛失」との記載があり、料金支払いの事実が存在しないものと言わざるを得ない。さらに、懇親会費として５，０００円のみを差し引いた根拠が不明であり、違法である。 懇親会費として５０００円差し引くことがマニュアルに記載されているが、県政との関連性が薄いことから、差し引くことはなんら関係がない。	1702、1779と同じ １月１５日 事業仕分けの中心団体である構想日本事務局に行き、事業仕分けの効果、また、どのように地方自治体に事業仕分けを導入するか、並びに今後の構想日本の活動について意見交換。 事業仕分けは地方行政の改革に非常に有効な方法であり、その効果や最適な手段を学ぶことは県政経営行政において非常に有効である。 １月２１日～２２日 福島市にて 全国若手都道府県議会議員の会 福島大学副学長　清水修二教授 演題　「チェルノブイリ事故から福島へ　原発事故からの復興」 原発事故からの復興という、福島県の当事者から何が必要なのか、また不必要な対策は何か当事者でしか言えない率直な意見から、今後の復興の課題について意見を頂く。 県政経営、経済企業、農林環境、県土整備行政、あらゆる観点で有効である。 また、全国の若手都道府県議会議員が集う勉強会であり、各都道府県から様々な議論を交わしあった。		各活動内容とと政務活動との関連性を明らかにされたい。
1785		同	3,440	3,440		甲281-32	3,440	同上。いずれも主催者、内容からして個人もしくは政治活動による参加であることが強く推認される為、違法である。 甲281-32～37について、平成２５年１月１５日の構想日本では、政権が変わったことで政府運営がどのようになるか、事業仕分けがどうなるかを聞き取ったとのことである。これは、県政との関連性がなく、政務調査活動とは言えず、個人的なもの若しくは政治活動である。 平成２５年１月２１、２２日の勉強会（甲２８１－３３）は、誰が講師なのかも不明である。福島であれば日帰りも可能であり宿泊の必要性はない。また、放射能について勉強会をすることが、県政に関連するものではないから、個人的若しくは政治活動である。 ２月１日の農山漁村資源開発協会（甲２８１－３５）、みつばちプロジェクトについは、どのような会合が開かれたのかも不明である。また、ＴＰＰに関することが県政との関連性はなく個人的若しくは政治活動である。 ２月１５日の日経グローカル研修（甲２８１－３６）は、どのような研修が行われたかどうかも不明である。仮に空き家対策の研修だったとしても、片道だけの領収証しかないのであり、参加したのかどうか疑わしい。 ２月２７日の構想日本のＪＩフォーラム（甲２８１－３７）については、国政の報告があるだけであり、県政との関連性は薄いため、個人的なもの若しくは政治活動にすぎない。			同上
1786		同	17,840	17,840		甲281-33	17,840	同上。 いずれも主催者、内容からして個人もしくは政治活動による参加であることが強く推認される為、違法である。			同上
1787		同	4,700	4,700		甲281-34	4,700	同上。 また、電車代については、すべて「紛失」との記載があり、料金支払いの事実が存在しないものと言わざるを得ない為、違法である。	1779と同じ		
1788		同	9,390	9,390		甲281-35	9,390	同上。 いずれも主催者、内容からして個人もしくは政治活動による参加であることが強く推認される。	1702と同じ ２月１日 農村資源開発協会、みつばちプロジェクト主催のＴＰＰについて パネルディスカッション 経済評論家　藻谷浩介氏　　ＴＰＰ推進 農林中金　　農業関係者　　ＴＰＰ反対 他数名が加わり、ＴＰＰの善と悪の部分について議論。 ＴＰＰの判断、そして自動車などの製造系の輸出企業が多く、一方で農業県である本県にとってＴＰＰの影響は非常に大きい。その影響を学ぶことは経済企業行政、農林環境行政において非常に有効である。		活動内容と政務活動との関連性を明らかにされたい。

別紙４－２

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（元気クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1789		同	3,580	3,580		甲281-36	3,580	同上。 いずれも主催者、内容からして個人もしくは政治活動による参加であることが強く推認される為、違法である。	同上		
1790		同	9,020	9,020		甲281-37	9,020	同上。 いずれも主催者、内容からして個人もしくは政治活動による参加であることが強く推認される為、違法である。	同上		
1791		同	4,020	4,020		甲281-38	4,020	同上。 また、電車代については、すべて「紛失」との記載があり、料金支払いの事実が存在しないものと言わざるを得ない為、違法である。	1779と同じ ３月１３日 ホテルニューオオタニにて 内外情勢調査会　全国懇談会 講師　楽天社長　三木谷浩志氏 ＩＴ業界を代表する楽天社長から、ＩＴ業界から見た今後の日本の経済に問題点から将来の展望、そして対策すべき課題を聞く。 県政経営行政、経済企業行政の政策を考える上で非常に有効である。 プレスセンタービル 呉竹会　「憲法改正について」 講師　平沼赳夫氏 パネルディスカッション数名 政界きっての保守派の論客から憲法改正の問題点について講演。 憲法は地方自治体運営における条例の最高法規であり憲法のあり方は地方行政に大きな影響を及ぼす。 県政経営行政において憲法の議論は大変有効である		当該活動と政務活動との関連性を明らかにされたい。
1792		同	5,440	5,440		甲281-39	5,440	同上。 いずれも主催者、内容からして個人もしくは政治活動による参加であることが強く推認される。 内外情勢調査会と、呉竹会アジアフォーラムの領収証もある。いかなる研修を受けたのか不明である。いずれの研修に参加したとしても、その活動は個人的なもの若しくは政治活動にすぎない。	1702と同じ 活動内容及び関連性は上記のとおり		同上
1793	資料作成費	白石資隆	252,000	252,000		甲282	252,000	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。したがって、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができない為、違法である。	会派が議会審議に必要な資料の作成に要する経費は「資料作成費」として認められるところ、栃木県住宅供給公社、栃木県土地開発公社について、全国の公社と比較しながら内情を調査すべく、政策プランナーに資料の作成を依頼したものであり、正当な資料作成費用である。		
1794	資料購入費	池田忠	16,247	16,247		甲283-1,2	16,247	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。したがって、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができない。　特に、聖教新聞・公明新聞については、一般紙を超えてさらにこれら一団体の機関紙を購読する必要性がまったくなく、違法である。	会派が行う調査研究のために必要な図書、資料などの購入に要する経費が資料購入費として認められるところ、新聞は日々変化する政治・経済情勢について最新の情報が記載されており、情報を簡易、迅速かつ広範囲に収集する有効な手段である。そうすると、新聞を購読することは、情勢や世論を県政に反映させるのに有益であると言え、県政に関する調査研究に関係するものである。この理は聖教新聞・公明新聞でも変わりはない。 なお、公明新聞等は、公明党の施策等を研究するために購読していたものである。		

別紙４－２

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（元気クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1795		同	14,412	14,412		甲283-3～9	14,412	同上（公明新聞については除く）	同上		
1796		白石資隆	14,188	14,188		甲284-1	14,188	具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載がなく、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ない。県政に関するような事情は明らかではなく、違法である。	領収証に購入した書籍名が記載されており、これらの書籍は、会派が行う調査研究のために合理的関連性を認めることができるものである。 ・　つなみの子どもたち 東日本大震災で甚大な津波の被害を受けたや、生き残った子どもたちの物語であり、復興支援のために何が必要か、また防災対策に何かが必要か参考とする。 生活保健福祉行政、県土整備行政、文教警察行政等で参考となる。 ・　中国共産党　支配者たちの秘密の世界 リチャード・マグレガー著 外部からは見えにくい中国共産党の機能と権限について、国の最高指導部から民衆までの様々な人々の声や事象を具体的に紹介。 中央集権化と分権化、株保有の国営企業としてどのように経済に関わっているか、社会のあるゆる部門に統制を及ぼす人事、文民統制に入った党と軍の関係（強硬派と穏健派）、汚職と腐敗について、党と地方政府の関係、どのように資本主義を取り入れたか、歴史の支配の仕方など、中国の実情を知ることで、今後の日本経済、本県経済への影響、企業の中国進出政策、中国人の観光誘客の参考とする。 県政経営行政、経済企業行政など幅広く参考となる。 ・　日本経済の真相、「経済ニュース」はウソをつく 高橋洋一著 財務省の影響を受けたマスコミや、地方自治体の財政政策の異論を唱える立場から、ニュースで報道されない事象を紹介することで、通常と違う観点から今後の本県の財政政策を考える上での参考とする。 県政経営行政で参考となる。 ・　財務省のマインドコントロール 江田憲司著 財務省改革に取り組んできた立場から財務省支配のからくりを明らかに。 財務省に支配される地方自治体の財政政策に対する異議の立場から、今後の本県の財政政策を考える上での参考とする。 県政経営行政で参考となる。 ・　メディアの大罪　テレビ、新聞はなぜ「ＴＰＰ報争」を伝えないのか 三橋貴明著 ＴＰＰの参加に際しては、スポンサーである大手企業の忖度をしたメディアでの情報操作が行われているとの立場から、ＴＰＰ参加に対するメディアが報じない実態を紹介することで、農業、経済などＴＰＰ参加に対する本県への影響の参考とする。 農林環境、経済企業行政等で参考となる。 ・　僕と日本が震えた日 鈴木みそ著 東日本大震災の実態について取材した内容を本としており、東日本大震災の実態、なぜ災害が起きたか、現地で何が起きているか、どのように復興が必要か、本県で今後何をすべきかの参考とする。 県政経営行政、県土整備行政等の幅広い分野で参考となる。 ・　略奪大国　あなたの貯金が盗まれている ジェームス・スキナー著 世界最大級コンサルティング会社の日本の社長、２０００億円を運用するヘッジ・ファンドの会長という経歴から、他にない視点で日本の現状と将来を説明。 日本人の貯金がどのように運用されているのか、日本経済、地方経済、そして国民県民の将来を考えると上で参考とする。 県政経営行政で参考となる。 ・　Ｑ＆Ａ　日本経済の基本　２０１２年版 日本経済新聞社著 日本経済新聞社が注目する日本経済のテーマを１００トピックに分け解説する。 新聞の年間におけるトピックをまとめた物であり、新聞同様に参考とする。 経済企業行政で参考となる。 ・　震災で本当にあった泣ける話 イーストプレス編集部著 東日本大震災で実際にあった話をまとめた物である。震災からの恐ろしさ、そして人々の心の動き、復興に何が必要か、本県として何をすべきかの参考とする。 生活保健福祉行政、県土整備行政等を含め幅広く参考となる。 ・　１年後の３、１１　被災地の１３のオフレコ話 ゆうみ　えこ著 東日本大震災から１年経ち、この１年で何が起きていたか。マスコミ等では報じない事実を紹介。表に出ない現実を知ることで、災害が起きた時に、どのようなことが起きるか参考とする。 生活保健福祉行政、県土整備行政等で幅広く参考となる。 ・　記者は何を見たのか　３、１１東日本大震災 読売新聞社 東日本大震災の現場において読売新聞の記者が何かを見たのか。新聞記事とは別に現地で記者が何を見たのかを紹介。災害が起きた時に、どのようなことが現場で起きるか、そして何が必要か参考とする。 生活保健福祉行政、県土整備行政等で参考となる		各書籍の題名・内容と，政務活動との関連を明らかにされたい。

別紙4－2

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（元気クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1797		同	2,500	2,500		甲284-2	2,500	同上	同上		
1798		同	10,408	10,408		甲284-3	10,408	購入した書籍名も不明であり、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認められる余地がなく、違法である。	購入した書籍名は、90分解説TPP入門1050円（農林環境行政、経済企業行政調査のため）、宇宙太陽光発電所1260円（農林環境行政、経済企業行政調査のため）、日本の秘密1680円（経済企業行政調査のため）、官僚1575円（県政経営行政調査のため）、守るべき日本の国益1575円（文教警察行政調査のため）、日本経済「円」の真実1050円（経済企業行政調査のため）、原発と正義861円（農林環境行政調査のため）、なぜ日本の教育は間違えるのか777円（文教警察行政調査のため）、要説日本史640円（文教生活行政調査のため）、である。		

別紙4－2

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（元気クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1799		同	9,240	9,240		甲284-4	9,240	具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載がなく、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ない。県政に関するような事情は明らかではなく、違法である。	1796と同じ ・「反日」包囲網の正体　国際社会でのネット戦争は始まっている 水間政憲著 東日本大震災という未曽有の大災害で受けた日本に対して、日本の弱みを狙う諸外国がどのように日本を狙い、自国の利益に繋げようとしているのか、その手口を紹介。インターネットは救世主の半面、「反日」ネットワークにも繋がる。 世界で何が起きているのか、福島原発による放射能被害を悪意で拡散するなど、ネット戦争の実態を知ることで日本、地方である栃木県の農産物輸出を含めてどのような影響が起きるか、情報に左右されないようどうすべきか、参考とする。 県政経営行政、経済企業行政、農林環境行政において参考となる。 ・　この国の不都合な真実　日本はなぜここまで劣化したのか？ 菅沼光弘著 ＴＰＰを始めとするアメリカによる日本への経済戦争にどう対抗すべきであるか。 自動車など製造業の輸出企業、そして農業県で本県としてＴＰＰの影響は非常に大きく、経済競争が本県にどのような影響を及ぼすか参考とする。 経済企業行政、農林環境行政で参考となる。 ・　ＴＰＰで日本は世界一の農業大国になる　ついに始まる大躍進の時代 浅川芳裕著 農業界においてはＴＰＰは悪であるという論調が大多数の中で、逆にＴＰＰは農業にプラスになるという観点から農業改革を紹介。内向きであった日本農政に対して、改革の必要を説く意味で参考とする。 農林環境行政で参考となる。 ・　最高幹部の独白　福島原発の真実 今西憲之著 福島原発についてマスコミが報じない事実について、手帳に残ったメモから当時の事実を紹介。福島原発の真実が分からない中、今後の原発のあり方、自然エネルギーの普及を考える意味で参考とする。 農林環境行政で参考となる。 ・　大災害から復活する日本 副島隆彦著 東日本大震災という未曽有の危機から、どのように日本が復活するか、地方が復活するか、その処方箋を紹介。今後の本県経済、農業等の政策で参考とする。 経済企業行政、農林環境行政で参考となる。 ・　２０１５年放射能クライシス 武田邦彦著 放射性物質が拡散してしまった今日、原発事故から４年後の何が起きるか、原発の専門家の立場から、がん患者の増加など、何が起きるか、そしてその対策を紹介。 生活保健福祉行政、農林環境行政で参考となる。		各書籍の題名・内容と、政務活動との関連を明らかにされたい。

195

別紙4－2

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（元気クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1800		同	7,446	7,446		甲284-5	7,446	同上	同上 ・　偽善エコロジー 武田邦彦著 地球に優しい生活は、実は消費者にとって無駄しかなく、何の意味ももたらさない。何が本当のエコか、環境問題について解説する。 農林環境行政で参考となる。 ・　医療防衛なぜ日本医師会は闘うのか 今村聡、海堂尊著 ＴＰＰで影響が懸念される混合診療の解禁によって日本の医療がどうなるのか、医療の仕組みのついて解説。 生活保健福祉行政で参考となる。 ・　騙されたあなたにも責任がある　脱原発の真実 小出裕章著 この国に安全な食べ物はない。原発を即時全停止しても電力不足にはならない。メルトダウンから１年、次なる放射能拡散危機が迫るといった観点から政府、保安院、東電の内情を説明する。 農林環境行政で参考となる。 ・　反原発の不都合な真実 藤沢数希著 原発は悪とする論調が多い中、この世にリスクのない技術は存在せず、原子力を代替する自然エネルギの実力、転換のリスクや懸念材料など、他と違う論点から解説する。 農林環境行政で参考となる。 ・　原発事故、放射能、ケンカ対談 副島隆彦、武田邦彦著 原発問題で議論となる今の基準であるシーベルト問題は対立ばかりである。そのあえて対立する立場から両方の持論を説明。 農林環境行政で参考となる。 ・　生活保護３兆円の衝撃 ＮＨＫ取材班著 生活保護の現場を密着した取材内容。働かないのか、働けないのか。自立、就職支援の現場。受給者の実態から貧困ビジネスの闇の制度まで矛盾を浮き彫りにする。 生活保健福祉行政で参考となる。 ・　先送りできない日本の課題４０ 池上彰著 今の日本が猶予ないし解決を迫られている政治や経済における４０の課題を解説。 県政経営行政、経済企業行政等、多肢にわたる範囲で参考となる。		各書籍の内容と、政務活動との関連を明らかにされたい。

別紙4－2

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（元気クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1801		同	1，734	1，734		甲284-6	1，734	同上	同上 ・　ＴＰＰ興国論　元財務官僚の日本が強くなるシナリオ 松田学著 ＴＰＰに参加することが、真の独立国として社会的立場を築くという観点から、ＴＰＰにおける諸問題と日本の改革を求める観点から解説。 県政経営行政、経済企業行政等、幅広く参考となる。 ・「未納が増えると年金が破綻する」って誰が言った？ 細野真宏著 サブプライムローン問題といったアメリカ発の世界不況の仕組み、年金問題を取り上げ、不安視されている年金問題について解説。 生活保健福祉行政において参考となる。		各書籍の内容と，政務活動との関連を明らかにされたい。
1802		同	2，784	2，784		甲284-7	2，784	同上	同上 ・　ハイエクの大予言 渡辺昇一著 ノーベル賞経済学者であるハイエクの大予言から税と社会保障の一体化について解説。福祉を増やすと同時に税を増やすと、税は限りなく高くなる。耳障りの良い政策を続ける結果、イギリスはGDPを大きく下げた。福祉対策と税について考える点で参考とする。 生活保健福祉行政で参考となる。 ・　この国で起きている本当のこと 辛坊治郎著 年金制度の崩壊、財政破綻に大増税、迫りくる次の大地震、原発の悪夢など、日本を取り巻く大問題について解説。 県政経営行政において参考となる。		各書籍の内容と，政務活動との関連を明らかにされたい。
1803		同	88，490	88，490		甲284-8	88，490	政務調査活動に有用と認めた記事のタイトル等の記載も一切ない。 会派の調査研究活動のために同紙を購読する必要性については一切の説明がなされていなく、違法である。	同上 なお、日経グローカルとは地方自治体の情報誌であり、会派が行う調査研究との間に合理的関連性を有する書籍である。		

別紙4－2

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（元気クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1804		同	2,468	2,468		甲284-9	2,468	同上	購入した書籍は、子育て説法979円、TPPターゲット649円、TPPと日本の論点840円であり、会派が行う調査研究との間に合理的関連性を有する書籍である。 ・　子育て説法 林覚雅著 教育委員長も務めた南蔵院住職による子育て及び教育について論じた本。 教育並びに子育ての分野において重要。 文教警察行政、生活保健福祉行政において参考となる。 ・　ＴＰＰターゲット 佐藤洋著 ＴＰＰがアジア太平洋地域でのアメリカ経済覇権を狙って構想されたことから、経済、農業あらゆる分野においてＴＰＰ交渉が今後どうなるか、日本経済、農業分野等にどのような影響があるか説明。 経済企業行政、農林環境行政において参考となる。 ・　ＴＰＰと日本の論点 農山漁村文化協会著 ＴＰＰが日本の政治、経済、財政、金融、労働規制緩和、食、医療（保険）、生物多様性、環境など、どのような影響を及ぼすか徹底分析。 県政経営行政、生活保健福祉行政、経済企業行政、農林環境行政において参考となる。		各書籍の内容と，政務活動との関連を明らかにされたい。
1805		同	1,260	1,260		甲284-10	1,260	同上、また、題名からして私的趣味または政治活動に基づく購入であることが強く推認される為、違法である。	1796と同じ ほんとに彼らが日本を滅ぼす 佐々淳行著 なぜ、被災地支援が進まないのか。なぜ、原発事故の対応は後手後手なのか。 原因を究明し日本の再生プランを検証。 県政経営行政、農林環境行政、県土整備行政等幅広く参考となる。		書籍の内容と，政務活動との関連を明らかにされたい。
1806		同	3,045	3,045		甲284-11	3,045	購入した書籍名も不明であり、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認められる余地がなく、違法である。	購入した書籍名はアジアをみる眼1470円、電池で負ければ日本は終わる1575円である ・　アジアを見る眼 三井物産戦略研究所著 世界の成長センター・アジアを見る眼。貧困層から中間層へ、収入増の背景。急増する中間層がもたらす世界最大の消費マーケット。巨龍、中国。巨象、インド。経済統合で力を増すアジア。インフラ整備、アジア総合開発計画。アジアに広がる巨大イスラム市場。アジアの少子・高齢化。 本県の観光誘客、市場進出、農産物の輸出等でアジアの成長を確認。 経済企業行政、農林環境行政で参考となる。 ・　電池で負ければ日本は終わる 岸宣仁著 電気自動車、スマートグリッド時代に需要が伸びる「リチウムイオン電池」は日本のオリジナル技術であるが、韓国にシェアを奪われる。特許出願件数でも中国の台頭が著しく、国際標準化競争でも遅れを取っている日本の実情と方策を検証。製造業の多い本県では重要なこと。 経済企業行政で参考となる。		各書籍の内容と，政務活動との関連を明らかにされたい。

別紙４－２

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（元気クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1807		同	840	840		甲284-12	840	同上。題名からして私的趣味または政治活動に基づく購入であることが強く推認される為、違法である。	1796と同じ ・　栃木県謎解き散歩 福田三男著 日本東照宮、足利学校、中禅寺湖、しもつかれ、ギョーザ、プロスポーツなど栃木県の魅力を解説。 県政経営行政で参考となる。		書籍の内容と，政務活動との関連を明らかにされたい。
1808		同	2,562	2,562		甲284-13	2,562	同上	同上 ・　カイシャ維新　変革期の資本主義の教科書 冨山和彦著 ポスト金融危機の今、日本だけがなぜ低迷から抜け出せないのか。「株式会社」「資本主義」の本態を歴史的視点から洞察し、日本の企業が世界で勝つための処方箋を提案。 経済企業行政で参考となる。 ・　経済古典は役に立つ 竹中平蔵著 「国富論」、「資本論」など経済の本質を学び、スミス、ケインズらの今日意味を考え、経済の問題解決力を学ぶ。 経済企業行政で参考となる。		各書籍の内容と，政務活動との関連を明らかにされたい。
1809		同	3,600	3,600		甲284-14	1,800	同上	同上	監査請求前置がされているのが１冊分（１８００円）であるとうかがわれるので，確認されたい。 監査請求前置になっているのは１８００円の１冊分だけであるので、１８００円分については取り下げる。	

169

別紙４－２

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（元気クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1810		同	6,541	6,541		甲284-15	6,541	具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載がなく、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ない。県政に関するような事情は明らかではなく、違法である。	同上 ・　日本国境戦争 山田吉彦著 尖閣諸島、竹島、北方領土、日本の国力低下に比例するかのように領土、領海を巡る攻防は近年激しさを増している。海上の国境を巡る日本、中国、台湾、韓国、北朝鮮、ロシアそれぞれの思惑と攻防を描き、日本の選ぶべき道を提言。 友好都市、海外への企業進出、観光誘客等で隣国の考えを知ることは非常に重要であり、また外国による本県の森林の買収や、地方自治体への隣国の浸透など、海外の方策を知ることは本県の防衛に重要である。 県政経営行政で参考となる。 ・　習近平　共産中国最弱の帝王 矢板明夫著 習近平はなぜ選ばれたのか、指導者はどのように選ばれるのか、太子党とは何か、長老政治が復活するか、権力闘争激化で不安定な時代へ。 習近平時代の中国はどうなるか、軍は掌握できるのか、中国外交は強硬路線に転じるのか、少数民族問題はどうなるか、言論統制はいつまでできるか。など、中国の実情を解説。 中国への企業進出、観光誘客、農産物の輸出など中国の影響は本県にとって非常の大きく、中国の動向を知ることは重要である。 経済企業行政、農林環境行政で参考となる。 ・　日本経済円の真実 榊原英資著 財政悪化の日本がなぜ円高なのか。経済大国なのに、なぜ世界に翻弄されるのか。世界の通貨は今後どうなっていくのか。経済ニュースでは語られない日本円の真相を解説。輸出系企業の多い本県にとって、日本円の動きは重要である。 経済企業行政で参考となる。 ・　iPS細胞が分かる本 日本科学未来館著 IPS細胞について図解解説。IPS細胞の今後の医療における活躍について知る。 生活保健福祉行政で参考となる。 ・　日経大予測　２０１３年の日本はどうなるか 日本経済新聞社著　２０１３年の日本がどうなるか、日経新聞の新聞記事では載らない、日経独自の分析を掲載。 経済企業行政で参考となる。		各書籍の題名・内容と，政務活動との関連を明らかにされたい。

別紙4－2

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（元気クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1811		同	2,135	2,135		甲284-16	2,135	同上、さらに、一冊は文芸書であり、個人的趣味に基づくものであることが強く推認される為、違法である。	同上、なお「救国の八策」は経済企業行政、農林環境行政調査のために購入したものである。 ・　中国がなくても、日本経済はまったく心配ない 三橋貴明著 日本経済は中国なしでは成り立たないというイメージが強い中、地方行政も中国を意識し過ぎるが、日本のGDP５兆ドルのところ、中国・香港への輸出は１４５０億ドルに過ぎないなど、他にない視点で解説。 経済企業行政、農林環境行政で参考となる。 ・　救国の八策 海防論　海上保安庁を強化「武器使用法」の制定 外交論　日米安保を「１００年同盟」に　集団的自衛権を認める 皇室論　旧宮家男系相続人との養子縁組を「摂政官」の設置 憲法論　「廃止」か「改正」を　総理リコール制の導入 国防論　海兵隊と揚陸強襲艦の装備　ハリネズミ防衛論 治安・危機管理論　危険管理中の秘密保持　交番相談員を一万人に エネルギー・食糧論　大飯原発再稼働は英断　輸入資源の有効活用 経済論　「政務官試験」の導入　日本人の優先的雇用確保 危機管理のプロによる危機管理、エネルギー政策、経済政策等の提言。 文教警察行政、経済企業行政、農林環境行政で参考となる。		各書籍の内容と、政務活動との関連を明らかにされたい。

別紙4－2

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（元気クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1812		同	9,000	9,000		甲284-17	9,000	同上	同上 ・　日本経済はこのままでは預金封鎖になってしまう 小宮一慶著 日本の莫大な財政赤字の中、どのように財政運営し預金を確保すべきか解説。日本の財政赤字は地方財政にも直結する。 県政経営行政で参考となる。 ・　アメリカは日本経済の復活を知っている 浜田宏一著 日本は２０年もデフレに苦しんでいるが、金融緩和による金融政策で解決できるため、そのインフレ政策を指南。地方においてもインフレに対する対策は欠かせない。 県政経営行政で参考となる。 ・　「１テーマ５分」で分かる世界のニュースの基礎知識 池上彰著 世界各国の情勢を１ニュース５分で解説。地方行政は経済を始めとして世界情勢に大きく左右されるため、世界の動きは知る必要がある。 経済企業行政で参考となる。 ・　ニュースがもっと面白くなる　竹中教授の経済教室 竹中平蔵著 複雑化していく経済の基本的な仕組みを図解と会話形式で解説。日経新聞等の経済新聞の複雑な経済用語や動きを読み解き、地方の経済政策を学ぶために必要。 経済企業行政で参考となる。 ・　現実を視よ 柳井正著 ユニクロの社長による世界から見た日本の現状と対策を提言。 成長しなければ、即死する。いまやアジアは「ゴールドラッシュ」、「資本主義の精神」を忘れた日本人、政治家が国を滅ぼす日、あなたが変われば未来も変わる 経済企業行政で参考となる。 ・　約束の日　安倍晋三試論 小川栄太郎著 安倍政権の今後の政策を説明。 政権の今後の政策を知ることは地方行政にとって非常に重要である。 県政経営行政、経済企業行政、生活保健福祉行政等、幅広く参考となる。		各書籍の内容と，政務活動との関連を明らかにされたい（特に末尾２冊）。

172

別紙4－2

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（元気クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1813		同	7,770	7,770		甲284-18	7,770	同上	同上 ・　グラフで見ると全部わかる日本国の深層 高橋洋一著 政治、官僚、日銀、マスコミが発表する財政データではなく、政治、官僚、日銀、マスコミが意図的に公表しない財政データについて元財務省官僚の立場から掲示。 県政経営行政で参考とする。 ・　国難　政治に幻想はいらない 石破茂著 自民党の安倍政権と対峙する石破氏の政策を提言。地方創生に詳しい著者から政権とは違う論点からの政策を知り、地方行政の参考とする。 県政経営行政で参考となる。 ・　日本買収計画 苫米地英人著 長年の不況、東日本大震災で国力が衰退している日本に対して、復活する政策を提言。 県政経営行政、経済企業行政で参考となる。 ・　よくわかるTPP４８のまちがい　TPPが日本の暮らしと経済を壊す　これだけの理由 木下順子、鈴木宣弘著 TPP賛成派の論法に反論した提言。 アジアの成長を取り込むため、関税撤廃の恩恵、貿易自由化の世界的潮流。TPPに参加しないと孤立する、FTAAPが目標、中国も韓国も参加する。農家には戸別保障で安全、輸入米は９０００円、１０年猶予で農業コスト削減し財政に貢献。 この賛成派の意見に反論。 経済企業行政、農林環境行政で参考となる。 ・　TPP反対が国を滅ぼす　農水省・JA農協を解体せよ 中川八洋著 TPP賛成派であり、農業改革を提言。 日本農業再生はオランダに学べ。日本農業の堕落と衰退のA級戦犯農水省。農水省が固執する北朝鮮型国家貿易。スターリン計画経済の残滓、JA農協の害毒。日本農業の再生を妨害するTPP反対論。時代錯誤の保護貿易、戦争主義の自給自足。 農林環境行政で参考となる。 ・　TPP知財戦争の始まり 渡辺惣樹著 TPPは農業、関税ばかり論点とされる中、アメリカの真の狙いを知財を護ることであると解説。 影のプランナーを探せ。コメの自由化は目くらまし。知財財産権の輸出こそが本命。ルール無視の大国中国。アメリカの宣戦布告。アメリカの生存をかけた通商戦争。アメリカ型法システムの実際。企業対国家の紛争解決システム（ISD条項）の構築。中国の横暴を抑え込むルール作り。TPP参加で日本の将来はどうなる。 県政経営行政、経済企業行政、農林環境行政で参考となる。		各書籍の題名・内容と，政務活動との関連を明らかにされたい。

別紙4－2

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（元気クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1814	広報費	池田忠	308,280	308,280		甲285-1	308,280	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。また、仮に一定の支出が認められるとしても、これらは県政報告に関する支出であるところ、会派及び議員の活動の多面性に照らせば、県政報告にも政務調査活動以外の活動が混在しているといえるので、上記支出にも政務調査活動以外の活動の経費が含まれている。そして、県政報告のように政務調査活動と議員活動の区別が容易でない場合には政務調査活動として支出が可能な割合は全体の３分の１を限度と考えるべきであり（大阪高判１９・１２・２６参照）、それを超える支出は目的外支出であり、違法である。	元気クラブの会派紙2万5000枚を作成した費用であり、会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に関連する支出であるから広報費として認められる。政務調査費支出による広報誌にかかる講座を受講し、議会事務局に確認したてで、議員個人ではなく会派の広報といえることから、広報誌として全額計上したものである。 印刷物現物は丙E4である。		印刷物現物を提出されたい。
1815		同	31,300	31,300		甲285-2	0	返還があった。			
1816	広報費	白石資隆	17,000	8,500	50%	甲286	8,500	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。また、仮に一定の支出が認められるとしても、これらは県政報告に関する支出であるところ、会派及び議員の活動の多面性に照らせば、県政報告にも政務調査活動以外の活動が混在しているといえるので、上記支出にも政務調査活動以外の活動の経費が含まれている。そして、県政報告のように政務調査活動と議員活動の区別が容易でない場合には政務調査活動として支出が可能な割合は全体の３分の１を限度と考えるべきであり（大阪高判１９・１２・２６参照）、それを超える支出は目的外支出であり、違法である。 白石氏の「県政報告」がいかなるものであるのか提出を待って主張する。	県政報告資料を作成した費用であり、会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に関連する支出であるから広報費として認められる。 印刷物現物は丙E７である。		印刷物現物を提出されたい。
2268	事務費	池田忠	135,970	67,985	50%	甲287	67,985	10万円以上の物品の購入は、その金額が高額であることからすれば、資産の形成に繋がるものであり、政務調査費の充当は認めるべきではない。「証拠書類の添付様式」では、単に按分割合５０%と記載されるのみで、具体的な使用実績の割合に基づく按分がなされていない。 マニュアルでは使用実績の割合に基づく按分がなされるべきことが規定されているところ、按分率のみの記載では、使用実績が全く不明である。 このような根拠なき按分では調査研究活動に用いられたものと到底認められない。 調査研究活動との関連性及び具体的な按分の根拠が示されない限り、違法な支出といわざるを得えず、違法である。	政務調査活動の具体的な目的や内容等について逐一明らかになっていないとの一事をもって、当該政務調査活動が適正に行われたものではないと推定を及ぼすことはできないところ、按分した額をもって政務調査費とすべき場合、特段の資料がない限り、例えば政務調査活動とそれ以外の二つの目的のために支出した場合には2分の１とするなど、社会通念に従った相当な割合をもって政務調査費を確定すべきである。 パソコンなどの事務機器類は、社会通念に照らし、議員が常に迅速かつ適切な政務調査活動事務処理を行うための環境整備に必要不可欠であり、事務費として認められるものである。		

別紙４－２

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（元気クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1817	人件費	池田忠	163,200	150,000	91%	甲288-1	150,000	１　人件費が政務調査費として支出が認められるのは、あくまでも会派の調査研究活動を補助するための人的経費にあたる給料、手当、社会保険料、賃金等のみであって、政党活動、選挙活動、後援会活動、私的経費に対し政務調査費として支出することは認められない。議員が人を雇うのはまずはこうした政治活動の補助のためであり、政務調査のためどうしても人手が必要であるとすれば、臨時に雇うのが通常想定される政務調査のための人件費である。マニュアルにおいても、調査研究活動に従事する平均時間、日数等の実績により案分すべきとされているのであり、政務調査費に従事した実績を示して政務調査費への案分率を定めていない限り違法な支出である。 　会派から提出されている勤務実績表は、実際になされた政務調査活動が何であり、その職員がそのために何をし、全体の就労時間内でどれだけをそのために費やしたのかおよそ判断できるものではない。このような具体的な内容が判断できる程度に示されていない以上、政務調査費としての支出として使途基準に適合するものではない為、違法である。 ２　補助業務内容の記載に具体性がなく、実際にどのような業務を行ったのか不明であり使途基準との適合性を判断できず、違法である。	政務調査活動の具体的な目的や内容等について逐一明らかになっていないとの一事をもって、当該政務調査活動が適正に行われたものではないと推定を及ぼすことはできないところ、人件費の目的・内容は、会派の調査研究活動を補助するものを雇用するための経費であり、給料、手当、社会保険料、アルバイト賃金をいうが一事務職員を他の活動にも従事させている場合には、調査研究活動に従事する平均時間、日数などにより按分し、②調査研究活動に専従している場合全額を政務調査費から支出できる、とされている。 　政務調査活動のための事務職員は、臨時の事務職員として複数の事務職員を雇用しており、合計で月１５万円を超える支払いをしているものの、政務調査費からの支出は、月１５万円に抑え、残金は自己資金にて負担している。事務職員には専従でないものが一人いるが、その者は政務調査に関わった部分のみを計上している。		
1818		同	156,000	150,000	96%	甲288-2	150,000		同上		
1819		同	152,400	150,000	98%	甲288-3	150,000		同上		
1820		同	164,400	150,000	91%	甲288-4	150,000		同上		
1821		同	151,200	150,000	99%	甲288-5	150,000		同上		
1822		同	159,600	150,000	93%	甲288-6	150,000		同上		
1823		同	159,600	150,000	93%	甲288-7	150,000		同上		
1824		同	153,600	150,000	97%	甲288-8	150,000		同上		
1825		同	158,400	150,000	94%	甲288-9	150,000		同上		
1826		白石資隆	60,000	60,000		甲289-1	60,000	１　上記１と同じ ２　業務内容の記載に具体性がなく、実際にどのような業務を行ったのか不明であり使途基準との適合性を判断できない為、違法である。	同上 なお、事務職員は専従者である。 選挙管理委員会調査は栃木県知事選における選挙管理委員会の活動状況について現地調査。 県政経営行政の現地調査である。 農業従事者からＴＰＰによる農政への影響について現地調査。並びに資料等にてＴＰＰについて研究。		契約書を提出するとともに、選挙管理委員会調査、ＴＰＰ調査等の内容を明らかにされたい。
1827		同	50,000	50,000		甲289-2	50,000		同上		同上
1828		同	54,000	54,000		甲289-3	54,000		同上		同上
1829		同	30,000	30,000		甲289-4	30,000		同上		同上
1830		同	30,000	30,000		甲289-5	30,000		同上		同上
1831		同	36,000	36,000		甲289-6	36,000		同上		同上
1832		同	34,500	34,500		甲289-7	34,500		同上		同上
1833		同	30,000	30,000		甲289-8	30,000		同上		同上
1834		同	51,000	51,000		甲289-9	51,000		同上		同上
1835		同	50,000	50,000		甲289-10	50,000		同上		同上
1836		同	58,500	58,500		甲289-11	58,500		同上		同上
1837		同	50,000	50,000		甲289-12	50,000		同上		同上
1838		同	7,500	7,500		甲289-13	7,500		同上		同上
1839		同	30,000	30,000		甲289-14	30,000		同上		同上
1840		同	40,000	40,000		甲289-15	40,000		同上		同上
1841		同	40,000	40,000		甲289-16	40,000		同上		同上
		合計額					5,141,311				

別紙4－3

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（民主市民クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1367	調査研究費	斉藤たかあき駐車場代・家賃	350,000	75,000	50%？	甲212-1	75,000	・　平成２３年度の事務所家賃については、平成２３年度の収支報告書訂正届出書を議長に提出して、平成２３年度の政務調査費として計上しなければならず（政務調査費条例第９条の２第１項）、平成２４年度の政務調査費に計上してはならない。 ・　領収の宛名は「斉藤たかあきを支える会」となっており、後援会による支払いである。領収書は単に後援会が賃料を支払ったことを証するに過ぎず、議員または会派の支出については領収書もなく何ら証明されていない。後援会による支払いである以上、後援会活動の支出と推認され、政務調査費との関連性は認められない。後援会による支出の一部を政務調査費として認めることは、政務調査費で後援会の経費を賄うことに他ならず、違法な支出である。 ・　賃借料総額のうち案分率を５０％とした金額１７５，０００円のうち７５，０００円を計上しているが、当該駐車場が何と兼ねているのか不明であるし、案分の根拠も不明であり、違法である。	斉藤孝明議員は，野中善久から賃借する事務所について，会派会計責任者に対し，「事務所設置状況報告書」（丙Ｃ２）を提出し，平成２４年度中に斉藤議員が支出した平成２４年４月～平成２５年３月分の家賃３０万円の調査委託費（事務所費）の支給を受けた。また，同議員は，谷中俊介から賃借する駐車場について，事務所と同様に，会派会計責任者に対し，「駐車場賃貸借状況報告書」（丙Ｃ３）を提出し，平成２４年度中に斉藤議員が支出した平成２３年８月～平成２４年１０月分の駐車場代５２万５０００円の調査委託費（駐車場代）の支給を受けた。斉藤議員は，上記事務所及び駐車場を後援会である「斉藤たかあきを支える会」と兼用しているが，政務調査活動に使用する面積を，事務所については，全体の面積（７０㎡）の５０％である３５㎡，駐車場については，全体の面積（１２０㎡）の５０％である６０㎡として，事務所費については，賃料（月額５万円）の５０％である月額２万５０００円を，駐車場代については，賃料（月額７万円）の５０％である月額３万５０００円を，調査委託費として支給を受けたものである。なお，駐車場代については，平成２３年度分（平成２３年８月～平成２４年３月分の賃料）が含まれているが，賃貸人との関係で，後援会の賃料支払いが後ずれし，さらに斉藤議員の後援会への立替払い金の返還が後ずれし，結局斉藤議員が実際に駐車場代を支出したのが，平成２４年度となってしまったため，平成２４年度に調査委託費として支給を受けたものである。 なお，賃貸人の「斉藤たかあきを支える会」あての領収証と同会の斉藤孝明個人への領収証の対応関係は，丙Ｃ８の１～８の４６のとおりである。 事務所家賃及び駐車場代は，いったん一括して斉藤議員の後援会である「斉藤たかあきを支える会」から支払われている。この時点では，後援会が斉藤議員の政務調査費分を立替払いしていたことになる。そして，斉藤議員は，斉藤孝明個人で，「斉藤たかあきを支える会」に入金しており，その平成２４年度（平成２４年４月～平成２５年３月）の合計額は１１０万円である（丙Ｃ７の１，８の１）が，これらの入金の中に，後援会に立替払いしてもらっていた家賃分及び駐車場代分の返還金が含まれている。		
1368		同	210,000	100,000	50%?	甲212-2	100,000				
1369		同	210,000	5,000	50%?	甲212-3	5,000				
1370		同	50,000	25,000	50%	甲212-5	25,000	・　領収の宛名は「斉藤たかあきを支える会」となっており、後援会による支払いである。領収書は単に後援会が賃料を支払ったことを証するに過ぎず、議員または会派の支出については領収書もなく何ら証明されていない。後援会による支払いである以上、後援会活動の支出と推認され、政務調査費との関連性は認められない。後援会による支出の一部を政務調査費として認めることは、政務調査費で後援会の経費を賄うことに他ならず、違法な支出である。 ・　案分率を５０％としているが、当該建物が何と兼ねているのか不明であるし、案分の根拠も不明であり、違法である。		領収書の名目がいずれも「寄付金」とされていることについて，理由を明らかにされたい。	
1371		同	50,000	25,000	50%	甲212-8	25,000				
1372		同	210,000	35,000	50%	甲212-11	35,000	・　領収の宛名は「斉藤たかあきを支える会」となっており、後援会による支払いである。領収書は単に後援会が賃料を支払ったことを証するに過ぎず、議員または会派の支出については領収書もなく何ら証明されていない。後援会による支払いである以上、後援会活動の支出と推認され、政務調査費との関連性は認められない。後援会による支出の一部を政務調査費として認めることは、政務調査費で後援会の経費を賄うことに他ならず、違法な支出である。 ・　案分率を５０％としているが、当該建物が何と兼ねているのか不明であるし、案分の根拠も不明であり、違法である。			
1373		同	210,000	35,000	50%	甲212-12	0			甲２１２の１１と記載内容が全く同じであるように思われるが，重複して計上しているものでないか確認されたい。 甲２１２の１１と重複していることから取り下げる。	
1374		同	210,000	35,000	50%	甲212-13	35,000				

別紙4－3

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（民主市民クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1375		同	50,000	25,000	50%	甲212-14	25,000	・　領収の宛名は「斉藤たかあきを支える会」となっており、後援会による支払いである。領収書は単に後援会が資料を支払ったことを証するに過ぎず、議員または会派の支出については領収書もなく何ら証明されていない。後援会による支払いである以上、後援会活動の支出と推認され、政務調査費との関連性は認められない。後援会による支出の一部を政務調査費として認めることは、政務調査費で後援会の経費を賄うことに他ならず、違法な支出である。 ・　案分率を５０％としているが、当該建物が何と兼ねているのか不明であるし、案分の根拠も不明であり、違法である。	なお，斉藤たかあきを支える会は，これまで政治資金規制法に基づく栃木県選挙管理委員会への報告の仕方を間違えていた（事務所を後援会の活動と議員活動に兼用しており，事務所家賃や事務所光熱費等を，後援会がまず家主や水道事業者・電気事業者に一括して支払い，後に議員個人が立替払いをしてもらっていた政務活動に使用した分を後援会に返還していたのであるから，政治資金規制法に基づく後援会の「収支報告書」には，政務調査費の立替分は，「その他の収入」として計上して届出をなすべきところを，誤って，それを寄附に含めて届出てしまっていた。）ので，本件で問題になっている平成２４年度の政務調査費に対応する平成２４年分及び平成２５年分の「収支報告書」（丙Ｃ６の１，７の１）について，平成２４年分については平成３０年１２月３日に，平成２５年分については，令和１年５月９日に，それぞれ「訂正願」（丙６の２，７の２）を，栃木県選挙管理委員会に提出し，同日受理された（丙６の３，７の３）。 ※　なお，上記のような誤りが生じた原因は，斉藤議員が，賃貸人と斉藤議員個人と同議員の後援会との関係を，（１）斉藤議員及び後援会が賃貸人から共同で（法的には双方とも賃借人）賃借しているのか，（２）後援会が賃貸人から賃借した事務所・駐車場を斉藤議員が後援会から転借しているのか，法的にはっきりと認識せず，漠然と斉藤議員と後援会が共同で賃借していると考えていたため，斉藤議員は，政務調査活動に使用した分を後日後援会に戻せば（支払えば），名目は何でもよいものと，認識してしまっていた。もし，三者の上記の法的関係をきちんと認識していれば，（１）であれば，斉藤議員は，政務調査活動として使用した個人で負担すべき賃料分については，賃料立替金の返還として処理し，後援会からそのような名目で領収証をもらっていたであろうし，（２）であれば，転借料の支払いとして処理し，後援会からそのような名目で領収証をもらっておいたものと思われる。しかるに，法律には必ずしも精通していなかった斉藤議員は，個人で負担すべき賃料分を，斉藤議員から後援会に実質的に入れればそれでよいと甘く考え，斉藤議員が後援会に支払った寄附の中に，それを加えて処理してしまったものである。 　それが，「賃料立替金返還金」または「転借料」として表示すべき領収証の名目が「寄附」になってしまっている理由である。本件の場合，議員個人から後援会に，個人で負担すべき賃料分は実質的に支払われているのであり，その支払いに関し厳密な対応関係を求めるのは，法律家でない県議に対しては酷である。		甲２１２－１５以下の対応関係を明らかにされたい。
1376		同	50,000	25,000	50%	甲212-20	25,000				
1377		同	50,000	25,000	50%	甲212-22	25,000				
1378		同	50,000	25,000	50%	甲212-24	25,000				
1379		同	280,000	35,000	50%	甲212-26	35,000				斉藤議員が支出していることを明らかにされたい。
1380		同	280,000	35,000	50%	甲212-27	0	・領収の宛名は「斉藤たかあきを支える会」となっており、後援会による支払いである。領収書は単に後援会が資料を支払ったことを証するに過ぎず、議員または会派の支出については領収書もなく何ら証明されていない。後援会による支払いである以上、後援会活動の支出と推認され、政務調査費との関連性は認められない。後援会による支出の一部を政務調査費として認めることは、政務調査費で後援会の経費を賄うことに他ならず、違法な支出である。 ・案分率を５０％としているが、当該駐車場が何と兼ねているのか不明であるし、案分の根拠も不明であり、違法である。		甲２１２の２６と記載内容が全く同じであるように思われるが，重複して計上しているものでないか確認されたい。 重複しているので，取り下げる。	
1381		同	280,000	35,000	50%	甲212-29	35,000				斉藤議員が支出していることを明らかにされたい。
1382		同	280,000	35,000	50%	甲212-30	0			甲２１２の３０と記載内容が全く同じであるように思われるが，重複して計上しているものでないか確認されたい。 甲２１２の２９と重複しているので，取り下げる。	
1383		同	50,000	25,000	50%	甲212-31	25,000	・　領収の宛名は「斉藤たかあきを支える会」となっており、後援会による支払いである。領収書は単に後援会が資料を支払ったことを証するに過ぎず、議員または会派の支出については領収書もなく何ら証明されていない。後援会による支払いである以上、後援会活動の支出と推認され、政務調査費との関連性は認められない。後援会による支出の一部を政務調査費として認めることは、政務調査費で後援会の経費を賄うことに他ならず、違法な支出である。 ・　案分率を５０％としているが、当該建物が何と兼ねているのか不明であるし、案分の根拠も不明であり、違法である。			
1384		同	50,000	25,000	50%	甲212-36	25,000				
1385		同	50,000	25,000	50%	甲212-38	25,000				
1386		同	50,000	25,000	50%	甲212-40	25,000				
1387		同	50,000	25,000	50%	甲212-42	25,000				
1388		同	50,000	25,000	50%	甲212-44	25,000				

177

別紙4－3

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（民主市民クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1389		同	350,000	100,000	28%	甲212-46	100,000	・　平成２３年度の事務所家賃については、平成２３年度の収支報告書訂正届出書を議長に提出して、平成２３年度の政務調査費として計上しなければならず（政務調査費条例第９条の２第１項）、平成２４年度の政務調査費に計上してはならない。 ・　領収の宛名は「斉藤たかあきを支える会」となっており、後援会による支払いである。領収書は単に後援会が賃料を支払ったことを証するに過ぎず、議員または会派の支出については領収書もなく何ら証明されていない。後援会による支払いである以上、後援会活動の支出と推認され、政務調査費との関連性は認められない。後援会による支出の一部を政務調査費として認めることは、政務調査費で後援会の経費を賄うことに他ならず、違法な支出である。 ・　賃借料総額のうち案分率を５０％とした金額１７５，０００円のうち７５，０００円を計上しているが、当該駐車場が何と兼ねているのか不明であるし、案分の根拠も不明であり、違法である。	※　甲２１２の１～２１２の４６は，原告が情報開示請求によって取得した証拠を，本件の書証とする際に，開示を受けた順番どおりに書証番号をふらなかったために，賃貸人から後援会あての領収証と後援会から斉藤議員個人への領収証の対応関係がくるってしまっている。これについては，補助参加人民主市民クラブが正しい対応関係を示す丙Ｃ８の１～８の４６を提出しているので，それを参照されたい。		
1390		松井正一家賃	100,000	50,000	50%	甲213-1,2	50,000	・　領収証の宛名は「松井正一サポーターズクラブ代表松井正一」、但し書きは「後援会事務所家賃として」となっており、後援会による、後援会のための支払いである。松井議員の事務所の所在地は、後援会事務所及び松井議員が代表を務める特定非営利活動法人鹿沼学舎と同一の住所地である。事務所の実態があるかどうか極めて疑わしく、政務調査に使用されているか不明である。 ・　案分率を５０％（一部４２％）としているが、当該建物が何と兼ねているのか不明であるし、案分の根拠も不明であり、違法である。 ・　甲２１３－２等の、松井正一サポーターズクラブによる領収証によれば、議員が毎月５万円を家賃として支出している。つまり、議員が５万円、後援会が５万円を支出する形になっている。 政務調査費として５万円が毎月支出されているが、松井氏の活動のすべてが政務活動ではないことからすれば、５万円の充当は高すぎ、松井氏の負担している家賃分の５０％である、せいぜい２万５０００円である。	松井正一議員は，篠原久之から賃借する事務所について，会派会計責任者に対し，「事務所設置状況報告書」（丙Ｃ４の１）を提出して，平成２４年４月から平成２５年３月までの間，委託調査費（事務所家賃）の支給を受けた。松井議員は，政務調査活動に使用する事務所と後援会事務所を兼用していたものであるが，その費用の負担割合は，「政務調査実績表」に基づいて算出した各月ごとの「政務調査充当率」によって算出し，政務調査費の支給を受けることとしていたものである。したがって，按分率は，一律５０％ではない。なお，「栃木県政務調査費マニュアル」で，「政務調査実績表」に基づいて算出した「政務調査充当率」が５０％を超える場合には，５０％を上限とすることとされているので，そのルールに則って支給を受けている。なお，平成２４年度の松井議員の「政務調査実績表」に基づいて算出した「政務調査充当率」は，丙Ｃ９の１～９の１２のとおりである。 また，特定非営利法人鹿沼学舎の主たる事務所の所在地は，政務活動に使用する事務所の所在地とは，まったく別の場所（丙Ｃ５）にある。鹿沼学舎あての文書が，松井議員の後援会である「松井正一サポーターズクラブ」の事務所に送られて来ることがまれにあるが，それをもって，この事務所を鹿沼学舎の事務所と評価するのは，相当でない。		
1391		同	100,000	50,000	50%	甲213-3,4	50,000				
1392		同	100,000	50,000	50%	甲213-5,6	50,000				
1393		同	100,000	40,000	40%	甲213-7,8	40,000				
1394		同	100,000	50,000	50%	甲213-9,10	50,000				
1395		同	100,000	42,000	42%	甲213-11,12	42,000				
1396		同	100,000	50,000	50%	甲213-13,14	50,000				
1397		同	100,000	50,000	50%	甲213-15,16	50,000				
1398		同	100,000	35,000	35%	甲213-17,18	35,000				
1399		同	100,000	50,000	50%	甲213-19,20	50,000				
1400		同	100,000	50,000	50%	甲213-21,22	50,000				
1401		同	100,000	50,000	50%	甲213-23,24	50,000				

別紙4－3

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（民主市民クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1402		斉藤たかあき電気代	5,813	2,906	50%	甲214-1,2	2,906	・　領収の宛名は「斉藤たかあきを支える会」となっており、後援会による支払いである。領収書は単に後援会が賃料を支払ったことを証するに過ぎず、議員または会派の支出については領収書もなく何ら証明されていない。後援会による支払いである以上、後援会活動の支出と推認され、政務調査費との関連性は認められない。後援会による支出の一部を政務調査費として認めることは、政務調査費で後援会の経費を賄うことに他ならず、違法な支出である。 ・　案分率を５０％としているが、電気を使用している当該建物が何と兼ねているのか不明であるし、案分の根拠も不明であり、違法である。 ・　甲２１４－２等の、斉藤たかあきを支える会の領収証によれば、議員が毎月電気料金の半額を負担している。つまり、議員と後援会が電気料金を折半している。 　議員の活動のすべてが政務活動ではないことからすれば、議員が負担する電気料金のすべてが政務調査費とするのは高すぎ、議員負担額の５０％が妥当である。	政務調査活動に使用する事務所の水道・光熱費は，「調査委託費」の事務所費の一部として支出することが認められている。斉藤議員は，事務所を後援会である「斉藤たかあきを支える会」と兼用しており，経費負担の按分率は，事務所家賃と同じく，面積割としており，５０％を調査委託費として支給を受けている。 ※　なお，１４２４（甲２１５の２１・２２）は，平成２５年度の支出であり，本件の対象外のものである。		
1403		同	6,023	3,011	50%	甲214-3,4	3,011				
1404		同	5,806	2,903	50%	甲214-5,6	2,903				
1405		同	8,604	4,302	50%	甲214-7,8	4,302				
1406		同	7,917	3,958	50%	甲214-9,10	3,958				
1407		同	6,868	3,434	50%	甲214-11,12	3,434				
1408		同	6,212	3,106	50%	甲214-13,14	3,106				
1409		同	6,516	3,258	50%	甲214-15,16	3,258				
1410		同	6,348	3,174	50%	甲214-17,18	3,174				
1411		同	6,945	3,472	50%	甲214-19,20	3,472				
1412		同	7,482	3,741	50%	甲214-21,22	3,741				
1413		同	8,193	4,096	50%	甲214-23,24	4,096				
1414		斉藤たかあき水道	4,746	1,186	50%	甲215-1	1,186	・領収の宛名は「斉藤たかあきを支える会」となっており、後援会による支払いである。領収書は単に後援会が賃料を支払ったことを証するに過ぎず、議員または会派の支出については領収書もなく何ら証明されていない。後援会による支払いである以上、後援会活動の支出と推認され、政務調査費との関連性は認められない。後援会による支出の一部を政務調査費として認めることは、政務調査費で後援会の経費を賄うことに他ならず、違法な支出である。 ・案分率を５０％としているが、水道を使用している当該建物が何と兼ねているのか不明であるし、案分の根拠も不明であり、違法である。 ・甲２１５－２等の、斉藤たかあきを支える会の領収証によれば、議員が毎月水道料金の半額を負担している。つまり、議員と後援会が水道料金を折半している。 　議員の活動のすべてが政務活動ではないことからすれば、議員が負担する水道料金のすべてが政務調査費とするのは高すぎ、せいぜい議員負担額の５０％が妥当である。			
1415		同	4,746	1,186	50%	甲215-3	1,186				
1416		同	4,746	1,186	50%	甲215-5	1,186				斉藤議員が支出したとする領収書の対応関係を明らかにされたい。
1417		同	4,746	1,186	50%	甲215-6	0			甲２１５の６と内容が全く同じであるように思われるが，重複して計上しているものでないか確認されたい。 甲２１５の５と重複しているので、取り下げる。	
1418		同	4,746	1,186	50%	甲215-9	1,186				
1419		同	4,746	1,186	50%	甲215-10	1,186				
1420		同	4,746	1,186	50%	甲215-13	1,186				
1421		同	4,746	1,186	50%	甲215-14	0			甲２１５の１３と内容が全く同じように思われるが，重複して計上しているものでないか確認されたい。 甲２１５の１３と重複しているので、取り下げる。	
1422		同	4,746	1,186	50%	甲215-17	1,186				
1423		同	4,746	1,186	50%	甲215-18	0			甲２１５の１７と内容が全く同じように思われるが，重複して計上しているものでないか確認されたい。 甲２１５の１７と重複しているので、取り下げる。	
1424		同	4,746	1,186	50%	甲215-21	1,186				

別紙4－3

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（民主市民クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1425		斉藤たかあきガス代	3,540	1,770	50%	甲216-1	1,770	・　領収の宛名は「斉藤たかあきを支える会」となっており、後援会による支払いである。領収書は単に後援会が賃料を支払ったことを証するに過ぎず、議員または会派の支出については領収書もなく何ら証明されていない。後援会による支払いである以上、後援会活動の支出と推認され、政務調査費との関連性は認められない。後援会による支出の一部を政務調査費として認めることは、政務調査費で後援会の経費を賄うことに他ならず、違法な支出である。 ・　案分率を５０％としているが、ガスを使用している当該建物が何と兼ねているのか不明であるし、案分の根拠も不明であり、違法である。 ・　甲２１６－２等の、斉藤たかあきを支える会の領収証によれば、議員が毎月ＬＰガス料金の半額を負担している。つまり、議員と後援会がガス料金を折半している。 　議員の活動のすべてが政務活動ではないことからすれば、議員が負担するガス料金のすべてが政務調査費とするのは高すぎ、せいぜい議員負担額の５０％が妥当である。			
1426		同	2,230	1,115	50%	甲216-3	1,115				
1427		同	2,170	1,085	50%	甲216-5	1,085				
1428		同	1,940	970	50%	甲216-7	970				
1429		同	1,890	945	50%	甲216-9	945				
1430		同	1,890	945	50%	甲216-11	945				
1431		同	2,160	1,080	50%	甲216-13	1,080				
1432		同	2,400	1,200	50%	甲216-15	1,200				
1433		同	2,970	1,485	50%	甲216-17	1,485				
1434		同	2,290	1,145	50%	甲216-19	1,145				
1435		同	3,820	1,910	50%	甲216-21	1,910				
1436		同	3,480	1,740	50%	甲216-23	1,740				
1437		松井正一電気料	8,335	4,167	50%	甲217-1,2	4,167	・領収証の宛名は「松井正一サポーターズクラブ代表松井正一」となっており、後援会による、後援会のための支払いである。松井議員の事務所の所在地は、後援会事務所及び松井議員が代表を務める特定非営利活動法人鹿沼学舎と同一の住所地である。事務所の実態があるかどうか極めて疑わしく、政務調査に使用されているか不明である。 ・案分率を３５～５０％としているが、電気を使用している当該建物が何と兼ねているのか不明であるし、案分の根拠も不明であり、違法である。 ・甲２１７－２等の、松井正一サポーターズクラブの領収証によれば、議員が毎月電気料金の半額を負担している。つまり、議員と後援会が電気料金を折半している。 　議員の活動のすべてが政務活動ではないことからすれば、議員が負担する電気料金のすべてが政務調査費とするのは高すぎ、せいぜい議員負担額の５０％が妥当である。	政務調査活動に使用する事務所の水道・光熱費は，「調査委託費」の事務所費の一部として支出することが認められている。松井議員は，事務所を後援会である「松井正一サポーターズクラブ」と兼用しており，経費負担の按分率は，事務所家賃と同じく，「政務調査実績表」に基づいて算出した「政務調査充当率」としている。		
1438		同	8,133	4,066	50%	甲217-3,4	4,066				
1439		同	7,902	3,951	50%	甲217-5,6	3,951				
1440		同	9,551	3,820	40%	甲217-7,8	3,820				
1441		同	11,590	5,795	50%	甲217-9,10	5,795				
1442		同	14,295	6,003	42%	甲217-11,12	6,003				
1443		同	8,643	4,321	50%	甲217-13,14	4,321				
1444		同	9,541	4,770	50%	甲217-15,16	4,770				
1445		同	14,835	5,192	35%	甲217-17,18	5,192				
1446		同	7,256	3,628	50%	甲217-19,20	3,628				
1447		同	8,244	4,122	50%	甲217-21,22	4,122				
1448		同	8,285	4,142	50%	甲217-23,24	4,142				

別紙4－3

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（民主市民クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1449		松井正一水道料	1,617	808	50%	甲218-1,2	808	・　領収証の宛名は「松井正一サポーターズクラブ代表松井正一」となっており、後援会による、後援会のための支払いである。松井議員の事務所の所在地は、後援会事務所及び松井議員が代表を務める特定非営利活動法人鹿沼学舎と同一の住所地である。事務所の実態があるかどうか極めて疑わしく、政務調査に使用されているか不明である。 ・案分率を３５～５０％としているが、水道を使用している当該建物が何と兼ねているのか不明であるし、案分の根拠も不明であり、違法である。 ・甲２１８－２等の、松井正一サポーターズクラブの領収証によれば、議員が毎月水道料金の半額を負担している。つまり、議員と後援会が水道料金を折半している。 　議員の活動のすべてが政務活動ではないことからすれば、議員が負担する水道料金のすべてが政務調査費とするのは高すぎ、せいぜい議員負担額の５０％が妥当である。			
1450		同	1,617	808	50%	甲218-3,4	808				
1451		同	2,194	1,097	50%	甲218-5,6	1,097				
1452		同	1,617	646	40%	甲218-7,8	646				
1453		同	1,617	808	50%	甲218-9,10	808				
1454		同	1,617	679	42%	甲218-11,12	679				
1455		同	1,617	808	50%	甲218-13,14	808				
1456		同	1,617	808	50%	甲218-15,16	808				
1457		同	1,732	606	35%	甲218-17,18	606				
1458		同	2,772	1,386	50%	甲218-19,20	1,386				
1459		同	1,617	808	50%	甲218-21,22	808				
1460		同	1,617	808	50%	甲218-23,24	808				
1461		松井正一交通費	23,660	23,660		甲219	23,660	調査内容について抽象的な記載があるのであり、成果物の有無も不明であるため、調査の実態も不明であり、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができない為、違法である。	平成２４年１１月１２日から１３日にかけて、自治体議員連合会の学習会に参加し、東日本大震災被災現場である仙台市の下水処理施設を調査した際の交通費である。		
1462	調査研究費	佐藤栄交通費　4月	31,043	31,043		甲220-1	31,043	支払証明書には、「備考」欄に「鹿沼市、佐野市：再生可能エネルギー対策」等の抽象的な記載しかなく、具体的にどこに行き、どのような調査活動を行ったのかが不明である。したがって、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができない為、違法である。	政務調査活動の具体的内容を明らかにすると、県の執行部及び他会派からの牽制、干渉を招く恐れがあるので、非開示とすべきものと認識している。		
1463		同　5月	35,668	35,668		甲220-2	35,668				
1464		同　6月	29,674	29,674		甲220-3	29,674				
1465		同　7月	36,889	36,889		甲220-4	36,889				
1466		同　8月	32,412	32,412		甲220-5	32,412				
1467		同　9月	27,787	27,787		甲220-6	27,787				
1468		同　10月	42,735	42,735		甲220-7	42,735				
1469		同　11月	28,786	28,786		甲220-8	28,786				
1470		同　12月	21,090	21,090		甲220-9	21,090				
1471		同　1月	25,382	25,382		甲220-10	25,382				
1472		同　2月	17,871	17,871		甲220-11	17,871				
1473		同　3月	29,711	29,711		甲220-12	29,711				
1474		一木弘司　4月	29,933	29,933		甲221-1,2	29,933	支払証明書には、「備考」欄に「県民スポーツの推進　真岡二宮運動公園」等の抽象的な記載しかなく、具体的にどこに行き、どのような調査活動を行ったのかが不明である。したがって、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができない為、違法である。	政務活動の内容は，丙Ｃ１０の１～１０の４の「政務調査活動実績表」記載のとおりである。		
1475		同　5月	39,923	39,923		甲221-3,4	39,923				
1476		同　6月	37,444	37,444		甲221-5,6	37,444				
1477		同　7月	36,260	36,260		甲221-7,8	36,260				

別紙４－３

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（民主市民クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1478		加藤正一　4月	10,360	10,360		甲222-1	10,360	支払証明書には、「備考」欄に「とちぎ健康の森　講演会」等の抽象的な記載しかなく、具体的にどこに行き、どのような調査活動を行ったのかが不明である。中には「宇都宮市県立博物館「尊氏名宝展」事実調査」（甲２２２－７）のように、単なる美術鑑賞としかいいようがないものもある。したがって、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができない為、違法である。	政務活動の内容は，丙Ｃ１１の１～１１の２９の「政務調査活動記録票」記載のとおりである。 ※　なお，１４７８（甲２２１の１）～１４８８（甲２２１の１１）との対応関係は次のとおりである。 1478　丙Ｃ１１の１，１１の２ 1479　丙Ｃ１１の３～１１の７ 1480　丙Ｃ１１の８～１１の１１ 1481　丙Ｃ１１の１２～１１の１４ 1482　丙Ｃ１１の１５，１１の１６ 1483　丙Ｃ１１の１７～１１の１９ 1484　丙Ｃ１１の２０，１１の２１ 1485　丙Ｃ１１の２２ 1486　丙Ｃ１１の２３ 1487　丙Ｃ１１の２４，１１の２５ 1488　丙Ｃ１１の２７，１１の２９		講演会，事業説明会の内容を明らかにされたい。
1479		同　5月	26,381	26,381		甲222-2	26,381				講演会，ねんりんピック大会，研修講演会の内容を明らかにされたい。
1480		同　6月	17,945	17,945		甲222-3	17,945				男女共同参画県民の集いの内容を明らかにされたい。
1481		同　7月	10,360	10,360		甲222-4	10,360				研修会の内容を明らかにされたい。
1482		同　8月	6,771	6,771		甲222-5	6,771				現地調査の内容を明らかにされたい。
1483		同　9月	18,019	18,019		甲222-6	18,019				障害者スポーツ大会視察の目的を明らかにされたい。
1484		同　10月	10,360	10,360		甲222-7	10,360				「尊氏名宝展」事業調査の内容を明らかにされたい。
1485		同　11月	5,180	5,180		甲222-8	5,180				
1486		同　12月	5,180	5,180		甲222-9	5,180				
1487		同　2月	16,687	16,687		甲222-10	16,687				
1488		同　3月	13,320	13,320		甲222-11	13,320				
1489		佐藤栄　交通費	3,500	3,500		甲223-1	3,500	関東バス組合会議室において、県政への各種要望調査とあるが、なぜ関東バスの労働組合を対象としたのか不明である。政務調査活動の一環というよりも、自身の支持団体への挨拶まわりの意味合いも兼ねていると推測される。また、「課題についての調査研究を約束した。」とあるが、どのような課題が出て、どのような調査研究を行ったのかも不明である。 そもそも佐藤議員は住所を宇都宮市に置く議員である。そして、ガソリン代相当額を請求している（甲２２０）ことから、自家用車を有していることは明らかである。そうすると、そもそもタクシーを使用する必要性があるのか疑問である。また、タクシー代も計上されているほど高額になるのか疑問であり、違法である。 ・　関東バス組合が民主党の支持団体であることについて（甲223-1），補助参加人に認否することを求める。 ・　タクシー金額の相当額について（甲２２３－１～５，７，９～１１，１３～１９），タクシーを利用する必要はないということが前提であるから、全額である。	自家用車ではなくタクシーを利用している理由は，これらの調査はいずれも夜間に及ぶ調査であったところ，佐藤議員は高齢のため，夜間に及ぶ政務調査については，運転を控えているためである。		
1490		同	6,100	6,100		甲223-2	6,100	抽象的な記載があるのみで、具体的に誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明である。 そもそも佐藤議員は住所を宇都宮市に置く議員である。そして、ガソリン代相当額を請求している（甲２２０）ことから、自家用車を有していることは明らかである。そうすると、そもそもタクシーを使用する必要性があるのか疑問である。また、タクシー代も計上されているほど高額になるのか疑問であり、違法である。 ・　タクシー金額の相当額について（甲２２３－１～５，７，９～１１，１３～１９），タクシーを利用する必要はないということが前提であるから、全額である。			

別紙4－3

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（民主市民クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1491		同	3,320	3,320		甲223-3	3,320	抽象的な記載があるのみで、具体的に誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明である。 そもそも佐藤議員は住所を宇都宮市に置く議員である。そして、ガソリン代相当額を請求している（甲２２０）ことから、自家用車を有していることは明らかである。そうすると、そもそもタクシーを使用する必要性があるのか疑問である。また、タクシー代も計上されているほど高額になるのか疑問である。 ・　タクシー金額の相当額について（甲２２３－１～５、７、９～１１、１３～１９）、タクシーを利用する必要はないということが前提であるから、全額である。			
1492		同	3,950	3,950		甲223-4	3,950	抽象的な記載があるのみで、具体的に誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明である。 そもそも佐藤議員は住所を宇都宮市に置く議員である。そして、ガソリン代相当額を請求している（甲２２０）ことから、自家用車を有していることは明らかである。そうすると、そもそもタクシーを使用する必要性があるのか疑問である。また、タクシー代も計上されているほど高額になるのか疑問であり、違法である。 ・　タクシー金額の相当額について（甲２２３－１～５、７、９～１１、１３～１９）、タクシーを利用する必要はないということが前提であるから、全額である。			
1493		同	3,420	3,420		甲223-5	3,420	抽象的な記載があるのみで、具体的に誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明である。 そもそも佐藤議員は住所を宇都宮市に置く議員である。そして、ガソリン代相当額を請求している（甲２２０）ことから、自家用車を有していることは明らかである。そうすると、そもそもタクシーを使用する必要性があるのか疑問である。また、タクシー代も計上されているほど高額になるのか疑問である為、違法である。 ・　タクシー金額の相当額について（甲２２３－１～５、７、９～１１、１３～１９）、タクシーを利用する必要はないということが前提であるから、全額である。			
1494		同	3,780	3,780		甲223-6	3,780	抽象的な記載があるのみで、具体的に誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明である。 連合議員懇談会という団体の活動のための出費であり、政務調査費を充当させることは許されない為、違法である。	「連合栃木議員懇談会運営要綱」に基づき，連合栃木・地協の要求する政策制度課題について，意見交換と議会活動を通じて，実現に努めることとされているため，政務調査が必要である。		

別紙4－3

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（民主市民クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1495		同	2,960	2,960		甲223-7	2,960	抽象的な記載があるのみで、具体的に誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明である。 そもそも佐藤議員は住所を宇都宮市に置く議員である。そして、ガソリン代相当額を請求している（甲２２０）ことから、自家用車を有していることは明らかである。そうすると、そもそもタクシーを使用する必要性があるのか疑問である。また、タクシー代も計上されているほど高額になるのか疑問である。 ・　タクシー金額の相当額について（甲２２３－１～５、７、９～１１、１３～１９）、タクシーを利用する必要はないということが前提であるから、全額である。	自家用車ではなくタクシーを利用している理由は，これらの調査はいずれも夜間に及ぶ調査であったところ，佐藤議員は高齢のため，夜間に及ぶ政務調査については，運転を控えているためである。		
1496		同	9,770	9,770		甲223-8	9,770	抽象的な記載があるのみで、具体的に誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明である。 また、自治労は自身の支持団体であり、支持団体への挨拶も兼ねていると考えられる。 ・　自治労が民主党の支持団体であることについて（甲２２３－８）、補助参加人において認否することを求める。			
1497		同	3,770	3,770		甲223-9	3,770	抽象的な記載があるのみで、具体的に誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明である。 そもそも佐藤議員は住所を宇都宮市に置く議員である。そして、ガソリン代相当額を請求している（甲２２０）ことから、自家用車を有していることは明らかである。そうすると、そもそもタクシーを使用する必要性があるのか疑問である。また、タクシー代も計上されているほど高額になるのか疑問であり、違法である。 ・　タクシー金額の相当額について（甲２２３－１～５、７、９～１１、１３～１９）、タクシーを利用する必要はないということが前提であるから、全額である。			
1498		同	3,230	3,230		甲223-10	3,230	抽象的な記載があるのみで、具体的に誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明である。 そもそも佐藤議員は住所を宇都宮市に置く議員である。そして、ガソリン代相当額を請求している（甲２２０）ことから、自家用車を有していることは明らかである。そうすると、そもそもタクシーを使用する必要性があるのか疑問である。また、タクシー代も計上されているほど高額になるのか疑問であり、違法である。 ・　タクシー金額の相当額について（甲２２３－１～５、７、９～１１、１３～１９）、タクシーを利用する必要はないということが前提であるから、全額である。			

別紙４－３

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（民主市民クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1499		同	890	890		甲223-11	890	抽象的な記載があるのみで、具体的に誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明である。 そもそも佐藤議員は住所を宇都宮市に置く議員である。そして、ガソリン代相当額を請求している（甲２２０）ことから、自家用車を有していることは明らかである。そうすると、そもそもタクシーを使用する必要性があるのか疑問である。また、タクシー代も計上されているほど高額になるのか疑問であり、違法である。 ・　タクシー金額の相当額について（甲２２３－１～５、７、９～１１、１３～１９）、タクシーを利用する必要はないということが前提であるから、全額である。			
1500		同	1,790	1,790		甲223-12	0	返還があった。			
1501		同	3,320	3,320		甲223-13	3,320	抽象的な記載があるのみで、具体的に誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明である。 そもそも佐藤議員は住所を宇都宮市に置く議員である。そして、ガソリン代相当額を請求している（甲２２０）ことから、自家用車を有していることは明らかである。そうすると、そもそもタクシーを使用する必要性があるのか疑問である。また、タクシー代も計上されているほど高額になるのか疑問であり、違法である。 ・　タクシー金額の相当額について（甲２２３－１～５、７、９～１１、１３～１９）、タクシーを利用する必要はないということが前提であるから、全額である。			
1502		同	3,950	3,950		甲223-14	3,950	抽象的な記載があるのみで、具体的に誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明である。 そもそも佐藤議員は住所を宇都宮市に置く議員である。そして、ガソリン代相当額を請求している（甲２２０）ことから、自家用車を有していることは明らかである。そうすると、そもそもタクシーを使用する必要性があるのか疑問である。また、タクシー代も計上されているほど高額になるのか疑問であり、違法である。 ・　タクシー金額の相当額について（甲２２３－１～５、７、９～１１、１３～１９）、タクシーを利用する必要はないということが前提であるから、全額である。			
1503		同	3,500	3,500		甲223-15	3,500	抽象的な記載があるのみで、具体的に誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明である。 そもそも佐藤議員は住所を宇都宮市に置く議員である。そして、ガソリン代相当額を請求している（甲２２０）ことから、自家用車を有していることは明らかである。そうすると、そもそもタクシーを使用する必要性があるのか疑問である。また、タクシー代も計上されているほど高額になるのか疑問であり、違法である。 ・　タクシー金額の相当額について（甲２２３－１～５、７、９～１１、１３～１９）、タクシーを利用する必要はないということが前提であるから、全額である。			

別紙4－3

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（民主市民クラブ）

支出項目							原告が違法と主張する額	原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証				原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1504		同	3,860	3,860		甲223-16	3,860	抽象的な記載があるのみで、具体的に誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明である。 そもそも佐藤議員は住所を宇都宮市に置く議員である。そして、ガソリン代相当額を請求している（甲２２０）ことから、自家用車を有していることは明らかである。そうすると、そもそもタクシーを使用する必要性があるのか疑問である。また、タクシー代も計上されているほど高額になるのか疑問であり、違法である。 ・　タクシー金額の相当額について（甲２２３－１～５、７、９～１１、１３～１９）、タクシーを利用する必要はないということが前提であるから、全額である。			
1505		同	3,320	3,320		甲223-17	3,320	抽象的な記載があるのみで、具体的に誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明である。 そもそも佐藤議員は住所を宇都宮市に置く議員である。そして、ガソリン代相当額を請求している（甲２２０）ことから、自家用車を有していることは明らかである。そうすると、そもそもタクシーを使用する必要性があるのか疑問である。また、タクシー代も計上されているほど高額になるのか疑問であり、違法である。 ・　タクシー金額の相当額について（甲２２３－１～５、７、９～１１、１３～１９）、タクシーを利用する必要はないということが前提であるから、全額である。			
1506		同	3,680	3,680		甲223-18	3,680	抽象的な記載があるのみで、具体的に誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明である。 そもそも佐藤議員は住所を宇都宮市に置く議員である。そして、ガソリン代相当額を請求している（甲２２０）ことから、自家用車を有していることは明らかである。そうすると、そもそもタクシーを使用する必要性があるのか疑問である。また、タクシー代も計上されているほど高額になるのか疑問であり、違法である。 ・　タクシー金額の相当額について（甲２２３－１～５、７、９～１１、１３～１９）、タクシーを利用する必要はないということが前提であるから、全額である。			
1507		同	3,590	3,590		甲223-19	3,590	抽象的な記載があるのみで、具体的に誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明である。 そもそも佐藤議員は住所を宇都宮市に置く議員である。そして、ガソリン代相当額を請求している（甲２２０）ことから、自家用車を有していることは明らかである。そうすると、そもそもタクシーを使用する必要性があるのか疑問である。また、タクシー代も計上されているほど高額になるのか疑問であり、違法である。 ・　タクシー金額の相当額について（甲２２３－１～５、７、９～１１、１３～１９）、タクシーを利用する必要はないということが前提であるから、全額である。			

別紙4－3

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（民主市民クラブ）

支出項目							原告が違法と主張する額	原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証				原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1508		一木弘司公民館使用料	3,700	1,850	50%	甲224	1,850	抽象的な記載があるのみで、具体的に誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明である。 案分率を５０％としているが、この根拠が不明であり、違法である。	政務活動報告会の際の会場使用料である。なお、後援会との按分による計上を行っており、マニュアルに沿った支出である。		
1509		加藤正一	5,000	5,000		甲225	5,000	抽象的な記載があるのみで、具体的に誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明である。 連合栃木わたらせ地域協議会は自身の支持団体だと思われるが、連合栃木わたらせ地域協議会の活動としての研修への参加費なので、それに政務調査費を充当することは許されないのであり、違法である。	連合栃木わたらせ地域協議会主催の「首相官邸」視察見学会参加費であり、議員として国政にまつわる施設の調査をしたものである。		
1510		民主党・無所属クラブ	142,520	142,520		甲226-1,2	142,520	抽象的な記載があるのみで、具体的に誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明である。 また、甲２２６－２をみると「スカイツリー」や「浅草」との記載があり、浅草周辺の観光も兼ねていることが推測される。	「スカイツリー」については，東武線スカイツリー駅を最寄駅とする栃木県アンテナショップ「とちまるショップ」の現地調査であり，「浅草」は県外調査の帰路における加藤議員の東武線の足利市までの最寄駅である。したがって観光ではない。		
1511		同	40,000	40,000		甲226-3	40,000	抽象的な記載があるのみで、具体的に誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明であり、違法である。	この支出は、宮城県鬼首地熱発電所の現地調査を行った際のバス代である。再生可能エネルギー施策の参考とするものであり、県政に関する関連性は大である。なお、非公開資料に基づき、調査研究報告を議長宛て行っている。		
1512		同	194,500	194,500		甲226-4,5	194,500	抽象的な記載があるのみで、具体的に誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明であり、違法である。	この支出は、岐阜県可児市における「いじめ防止対策」に関する調査及び愛知県における「脱法ハーブ対策」に関する調査であり、いずれも規制条例等の制定経過や運用状況等を調査している。まさに、本県の県政に関する課題であり、今後の県議会活動の参考にする内容である。なお、非公開資料に基づき、調査研究報告を議長宛て行っている。		
1513		同　県外調査費用（交通費、宿泊費）	173,640	173,640		甲226-6,7	173,640	抽象的な記載があるのみで、具体的に誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明である。 観光旅行であり、政務調査に当たらない為、違法である。	この支出は、山形県における「食産業王国やまがた構築プロジェクト」及び「６次産業化に係る人材育成（ビジネス・スクール）」並びに岩手県における「岩手県広域防災拠点整備構想」に関する調査であり、いずれも県政の喫緊の課題に関する調査である。なお、非公開資料に基づき、調査研究報告を議長宛て行っている。		
1514	研修費	佐藤栄　会費	5,000	5,000		甲227	5,000	議員としての活動とは離れた、「青少年の自立を支える会」の会員としての出費であり、政務調査費を充当させることは許されない為、違法である。	「特定非営利法人青少年の自立を支える会」は、本県の社会的擁護体制の確立に向けて、児童擁護施設退所後の自立支援を支える組織であり、県政における社会的擁護体制の大半を担う重要な役割を果たしているものであり、県政との関連性は明らかである。		

別紙4－3

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（民主市民クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1515	資料購入費	加藤正一　織姫新聞　4月	630	630		甲228-1	630		この支出については、「政務調査活動のための資料」という記載により、支出目的を明らかにしている。織姫新聞は、足利地域の細かな情報を掲載する地域新聞であり、同地域の政策課題を調査研究するには欠かせない情報源である。		
1516		同　5月	630	630		甲228-2	630	政務調査活動に有用と認めた記事のタイトル等の記載も一切ない。 一般紙に加えて会派の調査研究活動のために同紙を購読する必要性については一切の説明がなされていない為、違法である。			
1517		同　6月	630	630		甲228-3	630				
1518		同　7月	630	630		甲228-4	630				
1519		同　8月	630	630		甲228-5	630				
1520		同　9月	630	630		甲228-6	630				
1521		同　10月	630	630		甲228-7	630				
1522		同　11月	630	630		甲228-8	630				
1523		同　12月	630	630		甲228-9	630				
1524		同　1月	630	630		甲228-10	630				
1525		同　2月	630	630		甲228-11	630				
1526		同　3月	630	630		甲228-12	630				
1527		松井正一 Newsがわかる　4月	330	330		甲229-1	330		本書籍は、社会的政策課題や諸外国の状況を考察するうえで、大変参考になるものである。なお、テーマ毎の特集記や解説は、分かりやすく詳細に記載されているため、政務調査活動において、大変参考になっている。		
1528		同　5月	330	330		甲229-2	330	政務調査活動に有用と認めた記事のタイトル等の記載も一切ない。 一般紙に加えて会派の調査研究活動のために同紙を購読する必要性については一切の説明がなされていない為、違法である。			
1529		同　6月	330	330		甲229-3	330				
1530		同　7月	330	330		甲229-4	330				
1531		同　8月	330	330		甲229-5	330				
1532		同　9月	330	330		甲229-6	330				
1533		同　１０月	330	330		甲229-7	330				
1534		同　１１月	330	330		甲229-8	330				
1535		同　１２月	330	330		甲229-9	330				
1536		同　1月	330	330		甲229-10	330				
1537		同　2月	330	330		甲229-11	330				
1538		同　3月	330	330		甲229-12	330				
1539		佐藤栄 戦争体験を後世に残すために ３００円×２０冊購入。 （勉強会資料）	6,000	6,000		甲230-1	6,000	作者が佐藤氏の友人であり、個人的な付き合いから購入したものである。さらに、配布先は後援会及び学習会メンバーとなっているが、後援会への配布は明らかに後援会活動であり、政務活動とは無関係である。また、学習会メンバーへの配布はどのような団体なのか不明であり、違法である。	これは，平和問題を考察する学習会メンバーによる学習会である。		
1540		同 朝日新聞発刊「プロメテウスの罠（第２巻）」	1,299	1,299		甲230-2	1,299	題名からして私的趣味または政治活動に基づく購入であることが強く推認される。 どのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載も、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ない為、違法である。	本書籍は、証拠書類にも記載がある通り、福島原発事故の真相を探るために購入したもので、栃木県も当該事故の影響を受ける被災県であるため、同事故の真相究明は、政務調査活動の対象であることは明らかである。		
1541		同 新自治用語辞典 地方自治問題解決事例集（１～３巻）	13,900	13,900		甲230-3	13,900	具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載がなく、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ない。県政に関するような事情は明らかではないので、違法である。	「新自治用語辞典」及び「地方自治問題解決事例集」（１～３巻）の購入費用である。なお、当該書籍は政務活動に使用することは性質的にも明らかである。		
1542		同 とちぎ地方自治と住民第４７５号 ４００円×１００冊購入。 （勉強会資料）	40,000	40,000		甲230-4	40,000	配布先は後援会及び学習会メンバーとなっているが、後援会への配布は明らかに後援会活動であり、政務活動とは無関係である。また、学習会メンバーへの配布はどのような団体なのか不明である。 内容が不明であり、県政との関係が不明であり、違法である。	県政報告参加者への配布である。当該資料は報告資料として活用した。		

別紙4－3

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（民主市民クラブ）

支出項目										裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額	原告の主張	補助参加人の主張	原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1543		同 とちぎ地方自治と住民第４７６号 ４００円×１００冊購入。 （勉強会資料）	40,000	40,000		甲230-5	40,000	配布先は後援会及び学習会メンバーとなっているが、後援会への配布は明らかに後援会活動であり、政務活動とは無関係である。また、学習会メンバーへの配布はどのような団体なのか不明である。 内容が不明であり、県政との関係が不明であり、違法である。	県政報告参加者への配布である。当該資料は報告資料として活用した。		
1544		同 連合栃木総合研究所発刊の研究と提言シリーズ第４５号 ４５０円×１００冊購入。 （勉強会資料）	45,000	45,000		甲230-6	45,000	配布先は後援会及び県政研究家メンバーとなっているが、後援会への配布は明らかに後援会活動であり、政務活動とは無関係である。また、県政研究会メンバーへの配布はどのような団体なのか、なぜ佐藤氏が全て購入しなければならないのか不明である。 内容が不明であり、県政との関係が不明であり、違法である。	県政報告参加者への配布である。当該資料は報告資料として活用した。		
1545		同 福島第一原子力発電所所長 門田隆将著 死の淵を見た男	1,785	1,785		甲230-7	1,785	題名からして私的趣味または政治活動に基づく購入であることが強く推認される。 どのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載も、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切なく、違法である。	本書籍は、証拠書類にも記載がある通り、福島原発事故の真相を探るために購入したもので、栃木県も当該事故の影響を受ける被災県であるため、同事故の真相究明は、政務調査活動の対象であることは明らかである。		
1546		同 連合栃木総合研究所発刊の研究と提言シリーズ第４６号 ４２０円×１００冊購入。 （勉強会資料）	42,000	42,000		甲230-8	42,000	配布先は県政研究家メンバーとなっているが、県政研究会メンバーへの配布はどのような団体なのか、なぜ佐藤氏が全て購入しなければならないのか不明である。 内容が不明であり、県政との関係が不明であり、違法である。	県政報告参加者への配布である。当該資料は報告資料として活用した。 当該書籍は、証拠資料にも記載がある通り、「地域における高齢化に対応した街づくり」に関する調査研究のため購入しているとされており、政務調査活動のためであることは明白である。		
1547		同 地方自治と住民第４８０号 ４００円×１００冊	40,000	40,000		甲230-9	40,000	なぜ１００冊も購入する必要があったのか不明である。 内容が不明であり、県政との関係は不明である。	県政報告参加者への配布である。当該資料は報告資料として活用した。 なお、２０１３地方財政計画と財源保証の展望に関する調査研究としており、政務調査活動のためであることは明白である。		
1548		斉藤孝明 ・デフレの正体－経済は「人口の波」で動く ・日本経済の真相 ・デフレの真実－大地震で日本経済はデフレ脱却できるか	2,761	2,761		甲231-1	2,761	題名からして私的趣味または政治活動に基づく購入であることが強く推認される。 どのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載も、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切なく、違法である。	これらの書籍は、いずれも会派の調査研究に資する事項が記載されており、かつ、時事社会問題の政治的・行政的課題についての調査・研究及び情報収集のための参考資料として購入したものである。なお、９条連ニュースについては、憲法９条に関する問題についての調査・研究のため、及び護憲の立場で活動する「９条連」についての情報収集のため、有用である。		
1549		同 ・日本の税金 ・日本は世界一の環境エネルギー大	1,719	1,719		甲231-2	1,719				書籍の内容と政務活動との関連性を明らかにされたい。
1550		同 ９条連ニュース（２０１３年３月～２０１４年２月購読分）	1,500	1,500		甲231-3	1,500			他の違法事由がないか確認されたい。 購読期間が、本件の対象外である。	内容と政務活動との関連性を明らかにされたい。
1551		同 なるほど知図帳２０１３	1,680	1,680		甲231-4	1,680				書籍の内容と政務活動との関連性を明らかにされたい。
1552		同 「原発とは結局何だったのか」今福島で生きる意味	1,470	1,470		甲231-5	1,470				書籍の内容と政務活動との関連性を明らかにされたい。
1553		同 プロメテウスの罠	1,299	1,299		甲231-6	1,299				書籍の内容と政務活動との関連性を明らかにされたい。

別紙4－3

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（民主市民クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1554		加藤正一 とちぎ（地方と自治」定期購読料	4,880	4,880		甲232	4,880	具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から上記資料を購入したのかについての記載も、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切なく、違法である。	「とちぎ地方自治と住民」の購読料である。栃木県の財政をはじめ、県政の諸課題についてタイムリーに取り上げた書籍であり、政務調査活動に大いに参考となるものである。		
1555		松井正一 とちぎ「地方自治と住民」購読料	5,000	5,000		甲233	5,000	具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から上記資料を購入したのかについての記載も、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切なく、違法である。			
1556	広報費	加藤正一広報費発行代	10,000	5,000	50%	甲234-1	5,000	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。また、仮に一定の支出が認められるとしても、これらは県政報告に関する支出であるところ、会派及び議員の活動の多面性に照らせば、県政報告にも政務調査活動以外の活動が混在しているといえるので、上記支出にも政務調査活動以外の活動の経費が含まれている。そして、県政報告のように政務調査活動と議員活動の区別が容易でない場合には政務調査活動として支出が可能な割合は全体の3分の１を限度と考えるべきであり（大阪高判１９・１２・２６参照）、それを超える支出は目的外支出であり、違法である。 ・　議員がいかなる「県政治活動報告」を発行したのか不明であり、これ以上主張することはできない。補助参加人からの証拠提出を待って主張する。	広報の発行については、会派内で各自の紙面について確認しており、すべて政務調査活動と関連した事項をテーマとした紙面になっており、５０%の按分率が相当である。本件広報費について、大阪高判１９・１２・２６をあてはめるのは、妥当でない。		
1557		同	308,000	154,000	50%	甲234-2	154,000				
1558		同	308,000	154,000	50%	甲234-3	154,000				
1559		一木弘司広報誌代	176,400	88,200	50%	甲235-1	88,200	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。また、仮に一定の支出が認められるとしても、これらは県政報告に関する支出であるところ、会派及び議員の活動の多面性に照らせば、県政報告にも政務調査活動以外の活動が混在しているといえるので、上記支出にも政務調査活動以外の活動の経費が含まれている。そして、県政報告のように政務調査活動と議員活動の区別が容易でない場合には政務調査活動として支出が可能な割合は全体の3分の１を限度と考えるべきであり（大阪高判１９・１２・２６参照）、それを超える支出は目的外支出であり、違法である。 ・　議員がいかなる「広報紙」を発行したのか不明であり、これ以上主張することはできない。補助参加人からの証拠提出を待って主張する。	※　１５５９の支出に対応する成果物は，丙Ｃ１８である。		広報紙の現物を提出されたい。

別紙4－3

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（民主市民クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1560		松井正一会派通信代	113,400	113,400		甲235-2	113,400	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。また、仮に一定の支出が認められるとしても、これらは県政報告に関する支出であるところ、会派及び議員の活動の多面性に照らせば、県政報告にも政務調査活動以外の活動が混在しているといえるので、上記支出にも政務調査活動以外の活動の経費が含まれている。そして、県政報告のように政務調査活動と議員活動の区別が容易でない場合には政務調査活動として支出が可能な割合は全体の3分の1を限度と考えるべきであり（大阪高判19・12・26参照）、それを超える支出は目的外支出であり、違法である。 ・ 会派において、いかなる「通信」を発行したのか不明であり、これ以上主張することはできない。補助参加人からの証拠提出を待って主張する。	※　１５６０～１５６２の支出に対応する成果物は，丙Ｃ１２であり，１５６３・１５６４の支出に対応する成果物は，丙Ｃ１３である。この広報紙の内容は，全て政務調査活動に関する事項であり，これの発行，配布に要した費用は，１００％政務調査費として認められてしかるべきである。		広報紙の現物を提出されたい。
1561		同	348,000	348,000		甲235-3,4	348,000				広報紙の現物を提出されたい。
1562		同	268,656	268,656		甲235-5,6	268,656				広報紙の現物を提出されたい。
1563		同	214,200	214,200		甲235-7	214,200				広報紙の現物を提出されたい。
1564		同	251,500	251,500		甲235-8	251,500				広報紙の現物を提出されたい。
1565	事務費	佐藤栄パソコン代	128,000	64,000	50%	甲236	64,000	10万円以上の物品の購入は、その金額が高額であることからすれば、資産の形成に繋がるものであり、政務調査費の充当は認めるべきではない。 「証拠書類の添付様式」では、単に按分割合50%と記載されるのみで、具体的な使用実績の割合に基づく按分がなされていない。 マニュアルでは使用実績の割合に基づく按分がなされるべきことが規定されているところ、按分率のみの記載では、使用実績が全く不明である。 このような根拠なき按分では調査研究活動に用いられたものと到底認められない。 調査研究活動との関連性及び具体的な按分の根拠が示されない限り、違法な支出といわざるを得なく、違法である。	パソコンの購入費である。特別高価なものではなく、資産形成につながる支出とは言えない。後援会と兼用のため、按分率については、政務調査に使用する実績に基づき、上限の５０％を計上したものである。		
1566		一木弘司複合機代	18,315	9,157	50%	甲237-1	9,157	「証拠書類の添付様式」では、単に按分割合50%と記載されるのみで、具体的な使用実績の割合に基づく按分がなされていない。 マニュアルでは使用実績の割合に基づく按分がなされるべきことが規定されているところ、按分率のみの記載では、使用実績が全く不明である。このような根拠なき按分では調査研究活動に用いられたものと到底認められない。調査研究活動との関連性及び具体的な按分の根拠が示されない限り、違法な支出といわざるを得なく、違法である。 ・ 甲237－1～4にあるとおり、領収書の名義が後援会事務所になっており、後援会事務所のカウンター代となっている。補助参加人は後援会との兼用であるからとしているが、議員の活動のすべてが政務調査活動ではないことから、せいぜい議員の負担額の50%とするべきである。	※　これらの支払いの領収証は，「一木弘司後援会事務所」あてになっているが，これらは，実際には，一木弘司議員自身が支払ったものである。これらの領収証を発行した側が，「一木弘司議員」，「民主党・無所属クラブ芳賀支部」，「一木弘司後援会事務所」の違いがわからないまま，「一木弘司」あてに出すべき領収証を，「一木弘司後援会事務所」あてに出してしまったものである。なお，「民主党・無所属クラブ芳賀支部」は，地元芳賀地区において，一木弘司議員がそのように名乗って活動しているもので，一木弘司議員とイコールである。		一木議員が費用を代金を負担したことを裏付ける証拠を提出されたい。
1567		同	23,022	11,511	50%	甲237-2	11,511				同上
1568		同	21,978	10,989	50%	甲237-3	10,989				同上
1569		同	29,138	14,569	50%	甲237-4	14,569				同上
1570		一木弘司電話料	5,554	2,777	50%	甲237-5	2,777	同上 ・ 甲237－5～11にあるとおり、領収書の名義が後援会事務所になっており、後援会事務所の電話料金となっている。補助参加人は後援会との兼用であるからとしているが、議員の活動のすべてが政務調査活動ではないことから、せいぜい議員の負担額の50%とするべきである。			同上
1571		同	5,554	2,777	50%	甲237-6	2,777				同上
1572		同	10,754	5,377	50%	甲237-7	5,377				同上
1920		同	5,554	2,777	50%	甲237-8	2,777				同上
1921		同	4,754	2,377	50%	甲237-9	2,377				同上
1922		同	4,781	2,390	50%	甲237-10	2,390				同上
1923		同	5,554	2,777	50%	甲237-11	2,777				同上

別紙4－3

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（民主市民クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1924		松井正一コピー機リース代	19,463	9,731	50%	甲238-1,2,4	9,731	・　領収証の宛名は「松井正一サポーターズクラブ代表松井正一」となっており、後援会による、後援会のための支払いである。松井議員の事務所の所在地は、後援会事務所及び松井議員が代表を務める特定非営利活動法人鹿沼学舎と同一の住所地である。事務所の実態があるかどうか極めて疑わしく、政務調査に使用されているか不明である。 ・　案分率をおおむね５０％としているが、使用実績が不明であり、案分の根拠も不明であり、違法である。	松井議員は，事務所を後援会である「松井正一サポーターズクラブ」と兼用しており，その兼用事務所に設置しているコピー機，電話も兼用している。経費負担の按分率は，事務所家賃と同じく，「政務調査実績表」に基づいて算出した「政務調査充当率」としている。		
1925		同	19,463	9,731	50%	甲238-3,5,6	9,731				
1926		同	19,463	9,731	50%	甲238-7,8,9	9,731				
1927		同	19,463	7,785	40%	甲238-10,11,12	7,785				
1928		同	19,463	9,731	50%	甲238-13,14,15	9,731				
1929		同	19,463	8,174	42%	甲238-16,17,18	8,174				
1930		同	19,463	9,731	50%	甲238-19,20,21	9,731				
1931		同	19,463	9,731	50%	甲238-22,23,24	9,731				
1932		同	19,463	6,812	35%	甲238-25,26,27	6,812				
1933		同	19,463	9,731	50%	甲238-28,29,30	9,731				
1934		同	19,463	9,731	50%	甲238-31,32,33	9,731				
1935		同	19,463	9,731	50%	甲238-34,35,36	9,731				
1936		松井正一電話料	8,229	4,114	50%	甲239-1,2,3	4,114	同上			
1937		同	10,247	5,123	50%	甲239-4,5,6	5,123				
1938		同	9,880	4,940	50%	甲239-7,8,9	4,940				
1939		同	10,690	4,276	40%	甲239-10,11	4,276				
1940		同	9,742	4,871	50%	甲239-12,13,14	4,871				
1941		同	8,011	3,364	42%	甲239-15,16	3,364				
1942		同	9,188	4,594	50%	甲239-17,18,19	4,594				
1943		同	9,073	4,536	50%	甲239-20,21	4,536				
1944		同	12,517	4,380	35%	甲239-22,23	4,380				
1945		同	10,438	5,219	50%	甲239-24,25,26	5,219				
1946		同	10,477	5,238	50%	甲239-27,28	5,238				
1947		同	9,356	4,678	50%	甲239-29,30	4,678				
1948		斉藤孝明ＯＡ機器リース代	19,031	9,515	50%	甲240-1,2,3,4	9,515	・　領収の宛名は「斉藤たかあきを支える会」となっており、後援会による支払いである。領収書は単に後援会が資料を支払ったことを証するに過ぎず、議員または会派の支出については領収書もなく何ら証明されていない。 後援会による支払いである以上、後援会活動の支出と推認され、政務調査費との関連性は認められない。後援会による支出の一部を政務調査費として認めることは、政務調査費で後援会の経費を賄うことに他ならず、違法な支出である。 ・　案分率を50%としているが、使用実績が不明であり、案分の根拠も不明であり、違法である。 ・　甲240－4によれば、議員はOA機器リース代の半額を負担している。つまり、議員は後援会とOA機器リース代を折半している。議員の活動のすべてが政務調査活動ではないことから、議員の負担額のせいぜい50%とするべきである。	斉藤孝明議員は，事務所を後援会である「斉藤たかあきを支える会」と兼用しており，コピー機，電話，パソコン，事務用品も兼用している。経費負担の按分率は，事務所家賃の５０％としている。なお，斉藤議員は，これらについても，家賃及び駐車料と同様に，栃木県選挙管理委員会に，政治資金規制法に基づく報告書の内容を訂正した（丙Ｃ６の１～６の３，７の１～７の３）。		
1949		同	22,837	11,418	50%	甲240-5,6,7	11,418				

192

別紙４－３

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（民主市民クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1950		斉藤孝明電話料	14,999	7,499	50%	甲241-1,2	7,499	・　領収の宛名は「斉藤たかあきを支える会」となっており、後援会による支払いである。領収書は単に後援会が資料を支払ったことを証するに過ぎず、議員または会派の支出については領収書もなく何ら証明されていない。 後援会による支払いである以上、後援会活動の支出と推認され、政務調査費との関連性は認められない。後援会による支出の一部を政務調査費として認めることは、政務調査費で後援会の経費を賄うことに他ならず、違法な支出である。 ・　案分率を50%としているが、使用実績が不明であり、案分の根拠も不明であり、違法である。 ・　甲241－2等によれば、議員は電話代の半額を負担している。つまり、議員は後援会と電話代を折半している。議員の活動のすべてが政務調査活動ではないことから、議員の負担額のせいぜい50%とするべきである。			
1951		同	15,828	7,914	50%	甲241-3,4	7,914				
1952		同	15,151	7,575	50%	甲241-5,6	7,575				
1953		同	15,592	7,796	50%	甲241-7,8	7,796				
1954		同	13,359	6,679	50%	甲241-9,10	6,679				
1955		同	14,560	7,280	50%	甲241-11,12	7,280				
1956		同	14,121	7,060	50%	甲241-13,14	7,060				
1957		同	15,323	7,661	50%	甲241-15,16	7,661				
1958		同	13,408	6,704	50%	甲241-17,18	6,704				
1959		同	12,992	6,496	50%	甲241-19,20	6,496				
1960		同	15,207	7,603	50%	甲241-21,22	7,603				
1961		同	13,923	6,961	50%	甲241-23,24	6,961				
1962		斉藤孝明コピー用紙代	5,496	2,748	50%	甲242-1,2,3	2,748	・　領収の宛名は「斉藤たかあきを支える会」となっており、後援会による支払いである。領収書は単に後援会が資料を支払ったことを証するに過ぎず、議員または会派の支出については領収書もなく何ら証明されていない。 後援会による支払いである以上、後援会活動の支出と推認され、政務調査費との関連性は認められない。後援会による支出の一部を政務調査費として認めることは、政務調査費で後援会の経費を賄うことに他ならず、違法な支出である。 ・　案分率を５０%としているが、使用実績が不明であり、案分の根拠も不明であり、違法である。 ・　甲２４２－３等によれば、議員はコピー用紙代の半額を負担している。つまり、議員は後援会とコピー用紙代を折半している。議員の活動のすべてが政務調査活動ではないことから、議員の負担額のせいぜい５０%とするべきである。			
1963		同	2,059	1,029	50%	甲242-4,5,6	1,029				
1964		同	5,218	2,609	50%	甲242-7,8,9	2,609				
1965		同	2,568	1,284	50%	甲242-10,11,12	1,284				
1966		同	1,941	820	50%	甲242-13,14,15	820				
1967		同	3,980	1,990	50%	甲242-16,17,18	1,990				
1968		同	5,856	1,284	50%	甲242-19,20,21	1,284				
1969		同	3,288	1,644	50%	甲242-22,23,24	1,644				
1970		斉藤孝明プリンター代	45,000	22,500	50%	甲243-1,2	22,500	・　領収の宛名は「斉藤たかあきを支える会」となっており、後援会による支払いである。領収書は単に後援会が資料を支払ったことを証するに過ぎず、議員または会派の支出については領収書もなく何ら証明されていない。 後援会による支払いである以上、後援会活動の支出と推認され、政務調査費との関連性は認められない。後援会による支出の一部を政務調査費として認めることは、政務調査費で後援会の経費を賄うことに他ならず、違法な支出である。 ・　案分率を５０%としているが、使用実績が不明であり、案分の根拠も不明であり、違法である。 ・　甲２４３－１によれば、議員はプリンター代の半額を負担している。つまり、議員は後援会とプリンター代を折半している。議員の活動のすべてが政務調査活動ではないことから、議員の負担額のせいぜい５０%とするべきである。			

193

別紙4－3

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（民主市民クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1971		斉藤孝明印刷機インキ代	18,900	9,450	50%	甲243-3,4	9,450	・　領収の宛名は「斉藤たかあきを支える会」となっており、後援会による支払いである。領収書は単に後援会が賃料を支払ったことを証するに過ぎず、議員または会派の支出については領収書もなく何ら証明されていない。 後援会による支払いである以上、後援会活動の支出と推認され、政務調査費との関連性は認められない。後援会による支出の一部を政務調査費として認めることは、政務調査費で後援会の経費を賄うことに他ならず、違法な支出である。 ・　案分率を５０％としているが、使用実績が不明であり、案分の根拠も不明であり、違法である。 ・　甲２４３－４によれば、議員は印刷機インキ代の半額を負担している。つまり、議員は後援会と印刷機インキ代を折半している。議員の活動のすべてが政務調査活動ではないことから、議員の負担額のせいぜい５０％とするべきである。			
1972		斉藤孝明チャージ代	14,642	7,321	50%	甲243-5,6,7	7,321	・　領収の宛名は「斉藤たかあきを支える会」となっており、後援会による支払いである。領収書は単に後援会が賃料を支払ったことを証するに過ぎず、議員または会派の支出については領収書もなく何ら証明されていない。 後援会による支払いである以上、後援会活動の支出と推認され、政務調査費との関連性は認められない。後援会による支出の一部を政務調査費として認めることは、政務調査費で後援会の経費を賄うことに他ならず、違法な支出である。 ・　案分率を５０％としているが、使用実績が不明であり、案分の根拠も不明であり、違法である。 ・　甲２４３－７等によれば、議員はパフォーマンスチャージ代の半額を負担している。つまり、議員は後援会とパフォーマンスチャージ代を折半している。議員の活動のすべてが政務調査活動ではないことから、議員の負担額のせいぜい５０％とするべきである。			
1973		同	14,272	7,136	50%	甲243-8,9,10	7,136				
1974		同	9,185	4,592	50%	甲243-11,12,13	4,592				
1975		同	7,544	3,772	50%	甲243-14,15,16	3,772				
1976		同	7,846	3,923	50%	甲243-17,18,19	3,923				
1977		同	10,796	5,398	50%	甲243-20,21,22	5,398				
1978		同	7,787	3,893	50%	甲243-23,24,25	3,893				
1979		同	7,996	3,998	50%	甲243-26,27,28	3,998				
1980		同	4,603	2,301	50%	甲243-29,30,31	2,301				
1981		同	5,058	2,529	50%	甲243-32,33,34	2,529				
1982		同	3,629	1,814	50%	甲243-35,36,37	1,814				
1983		同	13,086	6,543	50%	甲243-38,39,40	6,543				
1984		斉藤孝明パソコン代	84,800	42,400	50%	甲244-1,2	42,400	・領収の宛名は「斉藤たかあきを支える会」となっており、後援会による支払いである。領収書は単に後援会が賃料を支払ったことを証するに過ぎず、議員または会派の支出については領収書もなく何ら証明されていない。 後援会による支払いである以上、後援会活動の支出と推認され、政務調査費との関連性は認められない。後援会による支出の一部を政務調査費として認めることは、政務調査費で後援会の経費を賄うことに他ならず、違法な支出である。 ・案分率を50%としているが、使用実績が不明であり、案分の根拠も不明であり、違法である。 ・甲244－2によれば、議員はパソコン代の半額を負担している。つまり、議員は後援会とパソコン代を折半している。議員の活動のすべてが政務調査活動ではないことから、議員の負担額のせいぜい50%とするべきである。			

194

別紙4－3

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（民主市民クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1985	人件費	民主党・無所属クラブ人件費	10,500	10,500		甲245-1	10,500	1　人件費が政務調査費として支出が認められるのは、あくまでも会派の調査研究活動を補助するための人的経費にあたる給料、手当、社会保険料、賃金等のみであって、政党活動、選挙活動、後援会活動、私的経費に対し政務調査費として支出することは認められない。議員が人を雇うのはまずはこうした政治活動の補助のためであり、政務調査のためどうしても人手が必要であるとすれば、臨時に雇うのが通常想定される政務調査のための人件費である。 　マニュアルにおいても、調査研究活動に従事する平均時間、日数等の実績により案分すべきとされているのであり、政務調査費に従事した実績を示して政務調査費への案分率を定めていない限り違法な支出である。会派から提出されている勤務実績表は、実際になされた政務調査活動が何であり、その職員がそのために何をし、全体の就労時間内でどれだけをそのために費やしたのかおよそ判断できるものではない。このような具体的な内容が判断できる程度に示されていない以上、政務調査費としての支出として使途基準に適合するものではない。 2　補助業務の内容は、単に「政務調査事務補助」との記載のみであり、補助業務内容を何ら記載していないに等しく、違法である。	この支出は、政務調査活動のための証拠資料の整理や書類作成など、政務調査活動補助活動を行う事務員に関する人件費である。業務内容については、専ら政務調査活動補助業務を行わせているので、記載内容が同一になるのは、やむを得ない。		
1986		同	9,000	9,000		甲245-2～9	9,000				
1987		同	6,000	6,000		甲245-10	6,000				
1988		一木弘司人件費	60,000	60,000		甲246-丙Ｃ１４－１	60,000	1　上記１と同じ 2　補助業務内容の記載に具体性がなく、実際にどのような業務を行ったのか不明であり使途基準との適合性を判断できない為、違法である。	※　一木議員は，政務調査補助業務従事者として，３名の職員を雇用していた。その雇用契約書が丙Ｃ１５～１７である。具体的な業務内容は，①広報紙・資料の配布，②県政に対する要望聴取への同行，③政務調査に係る資料整理，④情報収集，などである。一木議員は，各担当者ごとに補助業務の内容を決めているが，いずれの職員も，雇用契約書に記載されているとおり，政務調査に係る調査補助業務のみを行っていたものである。 　なお，丙Ｃ１５の職員に対応する支出は，1988，1991，1994，1997，丙Ｃ１６の職員に対応する支出は，1989，1992，1995，1998，丙Ｃ１７の職員に対応する支出は，1990，1993，1996，1999である。		契約書を提出されたい。 また，複数名雇用しているものとうかがわれるが，その対応関係も明らかにされたい。
1989		同	36,000	36,000		丙Ｃ１４－	36,000				同上
1990		同	54,000	54,000		丙Ｃ１４－	54,000				同上
1991		同	60,000	60,000		丙Ｃ１４－	60,000				同上
1992		同	36,000	36,000		丙Ｃ１４－	36,000				同上
1993		同	54,000	54,000		丙Ｃ１４－	54,000				同上
1994		同	60,000	60,000		丙Ｃ１４－	60,000				同上
1995		同	36,000	36,000		丙Ｃ１４－	36,000				同上
1996		同	54,000	54,000		丙Ｃ１４－	54,000				同上
1997		同	60,000	60,000		甲246-10 丙Ｃ１４－１０	60,000				同上
1998		同	36,000	36,000		甲246-11 丙Ｃ１４－１１	36,000				同上
1999		同	54,000	54,000		甲246-12 丙Ｃ１４－１２	54,000				同上

195

別紙4－3

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（民主市民クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
2000		佐藤栄人件費	87,000	87,000		甲247-1	87,000	1　上記１と同じ 2　補助業務の内容は、単に「政務調査事務補助」との記載のみであり、補助業務内容を何ら記載していないに等しい為、違法である。			
2001		同	63,000	63,000		甲247-2	63,000				
2002		同	97,500	97,500		甲247-3	97,500				
2003		同	52,500	52,500		甲247-4	52,500				
2004		同	90,000	90,000		甲247-5	90,000				
2005		同	60,000	60,000		甲247-6	60,000				
2006		同	78,000	78,000		甲247-7	78,000				
2007		同	72,000	72,000		甲247-8	72,000				
2008		同	81,000	81,000		甲247-9	81,000				
2009		同	69,000	69,000		甲247-10	69,000				
2010		同	63,000	63,000		甲247-11	63,000				
2011		同	87,000	87,000		甲247-12	87,000				
2012		同	67,500	67,500		甲247-13	67,500				
2013		同	82,500	82,500		甲247-14	82,500				
2014		同	75,000	75,000		甲247-15～	75,000				
2015		同	72,000	72,000		甲247-19	72,000				
2016		同	78,000	78,000		甲247-20	78,000				
2017		同	90,000	90,000		甲247-21	90,000				
2018		同	60,000	60,000		甲247-22	60,000				
2019		同	75,000	75,000		甲247-23	75,000				
2020		同	75,000	75,000		甲247-24	75,000				
2021		保母鉄一郎人件費	50,000	50,000		甲248-1	50,000	1　上記１と同じ 2　補助業務内容の記載に具体性がなく、実際にどのような業務を行ったのか不明であり使途基準との適合性を判断できない為、違法である。			
2022		同	70,000	70,000		甲248-2	70,000				
2023		同	30,000	30,000		甲248-3	30,000				
2024		同	30,000	30,000		甲248-4	30,000				
2025		同	50,000	50,000		甲248-5	50,000				
2026		同	70,000	70,000		甲248-6	70,000				
2027		同	30,000	30,000		甲248-7	30,000				
2028		同	50,000	50,000		甲248-8	50,000				
2029		同	70,000	70,000		甲248-9	70,000				
2030		同	30,000	30,000		甲248-10	30,000				
2031		同	70,000	70,000		甲248-11	70,000				
2032		同	50,000	50,000		甲248-12	50,000				
2033		斉藤孝明人件費	1,800,000	1,800,000		甲249-1～12	1,800,000	1　上記１と同じ 2　補助業務内容の記載に具体性がなく、実際にどのような業務を行ったのか不明であり使途基準との適合性を判断できない為、違法である。 3　斉藤氏は補助職員について、業務内容として、ほとんど政務調査活動しか担当させていない。議員の職務としては政務調査活動以外の活動も多岐にわたるのであり、当然させているのが通常であり、全額とするのは不自然である。また、人件費について、上限が１５万円とされており（乙１・９頁）、各月がその上限になっていることも不自然である。			

196

別紙4－3

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（民主市民クラブ）

支出項目									裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額	原告の主張	原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
2034		松井正一人件費	64,800	32,000	49%	甲250-1	32,000	1　上記１と同じ 2　補助業務の内容は、単に「県政への要望事項の整理補助」「政務調査費の整理補助」との記載のみであり、補助業務内容を何ら記載していないに等しい為、違法である。		
2035		同	64,000	32,000	50%	甲250-2	32,000			
2036		同	9,600	4,800	50%	甲250-3	4,800			
2037		同	50,400	24,800	49%	甲250-4	24,800			
2038		同	48,800	24,000	49%	甲250-5	24,000			
2039		同	52,800	26,400	50%	甲250-6	26,400			
2040		同	52,000	25,600	49%	甲250-7	25,600			
2041		同	53,600	26,400	49%	甲250-8	26,400			
2042		同	53,600	26,400	49%	甲250-9	26,400			
2043		同	57,600	28,800	50%	甲250-10	28,800			
2044		同	56,800	28,000	49%	甲250-11	28,000			
2045		同	54,400	27,200	50%	甲250-12	27,200			
2046		同	60,000	29,600	49%	甲250-13	29,600			
2047		同	57,600	28,800	50%	甲250-14	28,800			
2048		同	44,000	21,600	49%	甲250-15	21,600			
2049		同	43,200	21,600	50%	甲250-16	21,600			
2050		同	48,000	24,000	50%	甲250-17	24,000			
2051		同	48,000	24,000	50%	甲250-18	24,000			
2052		同	52,800	26,400	50%	甲250-19	26,400			
2053		同	56,000	28,000	50%	甲250-20	28,000			
2054		同	49,600	24,800	50%	甲250-21	24,800			
2055		同	60,000	29,600	49%	甲250-22	29,600			
2056		同	78,400	39,200	50%	甲250-23	39,200			
2057		同	80,000	40,000	50%	甲250-24	40,000			
2058		同	24,800	12,000	48%	甲250-25	12,000			
2059		同	12,800	6,400	50%	甲250-26	6,400			
2060		同	24,800	12,000	48%	甲250-27	12,000			
2061		同	64,800	32,000	49%	甲250-28	32,000			
2062		同	69,600	34,400	49%	甲250-29	34,400			
2063		同	26,400	12,800	48%	甲250-30	12,800			
2064		同	49,600	24,800	50%	甲250-31	24,800			
2065		同	44,800	22,400	50%	甲250-32	22,400			
2066		同	38,400	19,200	50%	甲250-33	19,200			
2067		同	48,000	24,000	50%	甲250-34	24,000			
2068		同	48,000	24,000	50%	甲250-35	24,000			
2069		同	42,400	20,800	49%	甲250-36	20,800			
2070		加藤正一人件費	90,000	90,000		甲251-1	90,000	1　上記１と同じ 2　補助業務の内容は、単に「政務調査事務補助」との記載のみであり、補助業務内容を何ら記載していないに等しい為、違法である。	証拠番号が誤っているので訂正されたい。 甲２５１に訂正した。	
2071		同	54,000	54,000		甲251-2	54,000			
2072		同	90,000	90,000		甲251-3	90,000			
2073		同	54,000	54,000		甲251-4	54,000			
2074		同	90,000	90,000		甲251-5	90,000			
2075		同	54,000	54,000		甲251-6	54,000			
2076		同	90,000	90,000		甲251-7	90,000			
2077		同	54,000	54,000		甲251-8	54,000			
2078		同	90,000	90,000		甲251-9	90,000			
2079		同	54,000	54,000		甲251-10	54,000			
2080		同	90,000	90,000		甲251-11	90,000			
2081		同	54,000	54,000		甲251-12	54,000			
2082		同	90,000	90,000		甲251-13	90,000			
2083		同	54,000	54,000		甲251-14	54,000			
2084		同	90,000	90,000		甲251-15	90,000			
2085		同	54,000	54,000		甲251-16	54,000			
2086		同	90,000	90,000		甲251-17	90,000			
2087		同	54,000	54,000		甲251-18	54,000			
2088		同	90,000	90,000		甲251-19	90,000			
2089		同	54,000	54,000		甲251-20	54,000			
2090		同	90,000	90,000		甲251-21	90,000			
2091		同	54,000	54,000		甲251-22	54,000			
2092		同	90,000	90,000		甲251-23	90,000			
2093		同	54,000	54,000		甲251-24	54,000			

合計額　12,338,906

197

別紙4－4

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（公明党栃木県議会議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1573	調査研究費	野澤和一交通費	44,036	44,036		甲253-1	44,036	支払証明書には、「備考」欄に「現地調査等」といった抽象的な記載しかなく、具体的にどこに行き、どのような調査活動を行ったのかが不明である。したがって、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができない。　また、高速代については、すべて「紛失」との記載があり、高速料金支払いの事実が存在しないものと言わざるを得ない為、違法である。	支払証明については，使途の内容欄に行き先を記しており，別紙活動記録票に調査内容を記載してある（丙Ｄ１の１～１２）。 高速代については，領収書紛失・未取得の為，支払い証明書に記載。4/17佐野市，8/31日光市，10/22矢板市，10/25日光市での調査活動であり，内容は活動記録票に記載してある（丙Ｄ１の１，５，７）。なお，調査研究費の中の交通費の内容や額は，会派が行う調査研究について会費の委託を受けてする調査研究との間に合理的関連性を有するものであり，かつ社会通念上許容される範囲のものである必要がある一方，それで足りるものであるから，出発地，目的地及び調査先の記載がないことをもって政務調査費からの支出が許されないということにはならない。		
1574		同	36,038	36,038		甲253-2	36,038		同上		
1575		同	30,377	30,377		甲253-3	30,377		同上		
1576		同	26,949	26,949		甲253-4	26,949		同上		
1577		同	37,108	37,108		甲253-5	37,108		同上		
1578		同	23,569	23,569		甲253-6	23,569		同上		
1579		同	27,523	27,523		甲253-7	27,523		同上		
1580		同	16,613	16,613		甲253-8	16,613		同上		
1581		同	11,618	11,618		甲253-9	11,618		同上		
1582		同	27,380	27,380		甲253-10	27,380		同上		
1583		同	19,647	19,647		甲253-11	19,647		同上		
1584		同	27,639	27,639		甲253-12	27,639		同上		
1585		西村眞治交通費	4,290	4,290		甲254-1	4,290	支払証明書には、「備考」欄に「防災対策（防災教育）に関する調査」といった抽象的な記載しかなく、具体的にどこに行き、どのような調査活動を行ったのかが不明である。したがって、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができない。　また、鉄道料金については、すべて「領収書未取得」との記載があり、高速料金支払いの事実が存在しないものと言わざるを得ない為、違法である。	栃木県教育委員会において，平成24年4月3日（火）に古澤健教育長により「栃木県における防災教育の今後の取組等」について調査を実施した交通費である。 そのほかも，詳細については，栃木県の監査委員にも提出済みの「政務調査活動記録票」に記載しており，全て事実に基づいた交通費である。 鉄道料金についてすべて「領収書未取得」とあるが，これについても，「政務調査活動記録票」に記載しており，全て事実に基づいた交通費である（丙Ｄ１の１～５）		
1586		同	10,530	10,530		甲254-2	10,530		同上		
1587		同	14,985	14,985		甲254-3	14,985		同上		
1588		同	12,752	12,752		甲254-4	12,752		同上		
1589		同	15,021	15,021		甲254-5	15,021		同上		
1590		同	2,294	2,294		甲254-6	2,294		同上		
1591		同	9,620	9,620		甲254-7	9,620		同上		
1592		同	2,960	2,960		甲254-8	2,960		同上		
1593		同	2,294	2,294		甲254-9	2,294		同上		
1594		同	10,397	10,397		甲254-10	10,397		同上		
1595		同	10,545	10,545		甲254-11	10,545		同上		
1596		同	4,477	4,477		甲254-12	4,477		同上		
1597		山口恒夫交通費	70,670	70,670		甲255-1,2	70,670	支払証明書には、「使途の内容」欄に「県民相談」といった抽象的な記載しかなく、具体的にどこに行き、どのような調査活動を行ったのかが不明である。したがって、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができない。　また、高速代については、すべて「紛失」との記載があり、高速料金支払いの事実が存在しないものと言わざるを得ない為、違法である。	県民相談として表記してあるが，その詳細の事業名・目的・内容・結果及び場所について，明確に「政務調査活動記録票」に明記している（丙Ｄ３の１～１２）。高速代については，領収書紛失・未取得の為支払証明書に付記しているし，内容は「政務調査活動記録票」に記載してある〈同〉。		
1598		同	14,430	14,430		甲255-3	14,430	同上	同上		
1599		同	19,795	19,795		甲255-4	19,795	同上	同上		
1600		同	30,955	30,955		甲255-5,6	30,955	950円の返還があった。	同上		

198

別紙4－4

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（公明党栃木県議会議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1601		同	20,095	20,095		甲255-7	20,095	支払証明書には、「使途の内容」欄に「県民相談」といった抽象的な記載しかなく、具体的にどこに行き、どのような調査活動を行ったのかが不明である。したがって、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができない。　また、高速代については、すべて「紛失」との記載があり、高速料金支払いの事実が存在しないものと言わざるを得ない為、違法である。	同上		
1602		同	32,650	32,650		甲255-8,9	32,650		同上		
1603		同	18,900	18,900		甲255-10	18,900		同上		
1604		同	15,730	15,730		甲255-11	15,730		同上		
1605		同	44,585	44,585		甲255-12	44,585		同上		
1606		同	11,470	11,470		甲255-13	11,470		同上		
1607		同	46,625	46,625		甲255-14,15	46,625		同上	甲２５５の１５に記載の高速道路料については監査請求が前置されているか確認されたい。	
1608		同	27,235	27,235		甲255-16,17	27,235		同上		
1609		同	28,305	28,305		甲255-18	28,305		同上		
1610		同	27,830	27,830		甲255-19	27,830		同上		
1611		西村眞治事務所等経費	13,650	6,825	50%	甲256-1	6,825	証拠書類の添付様式には、領収書は添付されず、通帳に「パークサイドイシザキ」なる振込先に振り込まれたとの記録のみであり、現実に同議員の通帳から振り込みが行われたかすら明らかではなく、支払いの事実自体が確認できない。賃貸借契約書もなく、賃借の事実すら疑われる。 また、県民相談者用の駐車場を借りる必要性、合理性もなく、政務調査活動との関連性がない。按分率も何の根拠もなく上限の2分の１としているので、違法である。	賃貸借契約書が存在し，それに基づく振込である（丙Ｄ４）。個人使用の駐車場以外に，県民相談専用に借りた駐車場であるが，県民相談業務は，政務調査活動の一環であり，「政務調査活動マニュアル」に基づいた支出である。県政報告書等にも記載しており，按分率１／２は妥当である。 甲２５６の１～１０は西村慎治の口座であり（丙Ｄ５），西村慎治が駐車場代を支払っている。	今主張されている以上に違法事由を主張しないか確認されたい。 小山市駅東通り２丁目２６－２２ダイヤパレスパークサイド小山３０５号がなんのために使用されているのか不明である。	
1612		同	13,650	6,825	50%	甲256-2	6,825		同上		
1613		同	13,650	6,825	50%	甲256-3	6,825		同上		
1614		同	13,650	6,825	50%	甲256-4	6,825		同上		
1615		同	13,650	6,825	50%	甲256-5	6,825		同上		
1616		同	13,650	6,825	50%	甲256-6	6,825		同上		
1617		同	13,650	6,825	50%	甲256-7	6,825		同上		
1618		同	13,650	6,825	50%	甲256-8	6,825		同上		
1619		同	13,650	6,825	50%	甲256-9	6,825		同上		
1620		同	13,650	6,825	50%	甲256-10	6,825		同上		
1621		山口恒夫政　警備保障費	7,665	1,517	19.8%	甲257-1	1,517	契約がホームセキュリティであり、実際に事務所の警備であるのかについて疑いがある。また、按分率も不明であり、違法である。	栃木県政務調査費マニュアルＰ２ア－２（エ）事務所費として，政務調査費から認められうる事例④に記載の通りである。 政務調査事務所が自宅と兼ねており，自宅内の政務調査活動（事務処理）を行う面積の割合を明確に按分したのが１９．８％として請求した。その計算式も正式書類として提出してある。		
1622		同	7,665	1,517	19.8%	甲257-2	1,517		同上		
1623		同	7,665	1,517	19.8%	甲257-3	1,517		同上		
1624		同	7,665	1,517	19.8%	甲257-4	1,517		同上		
1625		同	7,665	1,517	19.8%	甲257-5	1,517		同上		
1626		同	7,665	1,517	19.8%	甲257-6	1,517		同上		
1627		同	7,665	1,517	19.8%	甲257-7	1,517		同上		
1628		同	7,665	1,517	19.8%	甲257-8	1,517		同上		
1629		同	7,665	1,517	19.8%	甲257-9	1,517		同上		
1630		同	7,665	1,517	19.8%	甲257-10	1,517		同上		
1631		同	7,665	1,517	19.8%	甲257-11	1,517		同上		
1632		同	7,665	1,517	19.8%	甲257-12	1,517		同上		
1633		山口恒夫　県外視察宿泊代等	36,800	36,800		甲257-13	36,800	添付書類上、「視察」との記載しかなく、具体的にどこに行き、どのような調査活動を行ったのか、どのような成果が上がったのかについて、またｔく不明である。むしろ、観光地の視察といった記載からすると、単なる観光であることを強く推認させる為、違法である。	４月４日から４月６日にかけての「政務調査活動記録票」に明記しており，総合スポーツゾーン構想及び地域振興対策，県民協同の取組について，札幌，砂川，小樽を視察した際に要した費用である（丙Ｄ３の１～１２）		
1634		県外視察　交通費	900	900		甲257-14	900		同上		
1635		同	900	900		甲257-15	900		同上		
1636		県外視察　駐車場代	600	600		甲257-16	600		同上		
1637		県外視察　駐車場代	1,000	1,000		甲257-17	1,000		同上		

199

別紙4－4

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（公明党栃木県議会議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1638		駐車場代	200	200		甲257-18	200	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。また、仮に一定の支出が認められるとしても、これらは県政報告に関する支出であるところ、会派及び議員の活動の多面性に照らせば、県政報告にも政務調査活動以外の活動が混在しているといえるので、上記支出にも政務調査活動以外の活動の経費が含まれている。そして、県政報告のように政務調査活動と議員活動の区別が容易でない場合には政務調査活動として支出が可能な割合は全体の3分の１を限度と考えるべきであり（大阪高判１９・１２・２６参照）、それを超える支出は目的外支出であり、違法である。 甲257-19について、議員の誰が県民相談を行ったのか不明である。コーヒーは２名分となっており、議員がただ２人でコーヒーを飲んだだけであろう。甲２５７－２０の駐車場代もＪＲ宇都宮駅前のものであるが、これも２名でコーヒーを飲むためである。 補助参加人は、総合スポーツゾーン構想について地元地域住民を集めたというが、２名にすぎない。また、脳脊髄液減少症の患者会と懇談会をしたというが、２名にすぎない。このような集まりをしたのかどうか疑わしい。	６月６日，１０月３日の県政報告のチラシ配布は，平成２４年度スタートとなる栃木県議会通年議会の案内・周知の為の活動であり，政務調査活動の一環である（丙Ｄ３の３）。 ６月６日に実施した街頭演説の際に配布したチラシは「とちぎの通年議会」（丙Ｄ６）である。このチラシは最後に公明党栃木県議会議員会の表示はあるものの，栃木県議会が作成したものであり，その内容は「通年議会の導入による県政への監視機能の強化」，「常任委員会における政策立案機能の強化」等である。このようなチラシを配布し，県民の要望意見の集約を図るために調査研究を目的として行った街頭演説であって，政党の活動ではないから按分ではなく全額支給が相当である。 ６月９日の内容は「政務調査活動記録票」に明確に記載されている通り，脳脊髄液減少症患者様と活動，現状，症例の経過など懇談的に意見交換した際に要した経費であり，政務調査活動の一環である（丙Ｄ３の３）。		
1639		県民相談を行うに要する飲み物代	1,000	1,000		甲257-19	1,000		同上		
1640		駐車場代	400	400		甲257-20	400		同上		
1641		同	200	200		甲257-21	200		１０月３日に実施した街頭演説の内容は，平成２４年度補正予算の編成と宇都宮競馬場跡地に建設予定の総合スポーツゾーン構想についての経過報告と必要な施設整備，要望等についての意見交換である（丙Ｄ３の７）。議員の職務は，自治体の政策形成にかかわる調査・企画・立案を行うこと，政策形成に必要な情報収集，意向調査，住民との意見交換などの活動を行うこと，等であり，このような職務を果たすために行う政務調査活動に資するための，必要な経費として交付されるのが政務調査費である。前記の通り，予算編成や県民において重大な関心のある宇都宮競馬場跡地の開発に関する報告と意見交換のために街頭演説を行ったものであり，まさに政務調査であって，政党の活動ではないから按分ではなく全額支給が相当である。		

002

別紙4－4

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（公明党栃木県議会議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1642	研修費	野澤和一交通費	1,258	1,258		甲258-1	1,258	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。むしろ、研修会の参加については個人もしくは政治活動としてのものであると推測される。さらに、電車代については、すべて「紛失」との記載があり、料金支払いの事実が存在しないものと言わざるを得なく、違法である。 甲258-1～甲259-7の電車代について「紛失」の記載はないことから訂正する。	電車代のうち，ＪＲ等，領収書を取得できるものは証拠書類として全て添付してあり，身取得の私鉄は領収書発券がなかった為，支払証明書に記載した（７月２６日分）（丙Ｄ１の４） １１月７日の講演会は，県土整備部主催東京大学教授堀繁氏の「景観後援会」である。景観を考えることは地域振興対策に密接に関わる重要なものである（丙Ｄ１１の１）		１１月７日の講演会の内容を明らかにされたい。
1643		同	1,258	1,258		甲258-2	1,258		同上 １月８日の講演会は，「１００年先も持続可能なまちづくり」と題する宇都宮市佐藤栄一氏の講演であり，国と地方のあり方，設ける・投資の発想を行政に，という内容である（丙Ｄ１１の２）。		１月８日の講演会の内容を明らかにされたい。
1644		同	4,625	4,625		甲258-3	4,625		同上 ３月３日の講演会は，「時代を読む」と題する与良正男氏，「グローバル時代の大学教育」山本英夫創価大学学長の講演であり，内政・外交・経済の立て直し等や，グローバル人材の育成，という内容である（丙Ｄ１１の３） ３月９日の講演は，「日本の課題」と題する福岡正行氏の講演と，「地方から日本を元気に」と題するパネルディスカッションであり，地方分権・地域主権を考える，という内容である（丙Ｄ１１の４）		各講演会の内容を明らかにされたい。
1645		野澤和一しもつけ２１フォーラム入会金	10,000	10,000		甲258-4	10,000		しもつけ２１フォーラムは，毎月の講演会の受講を通し，本県の県政経営行政全般にわたる課題解決につながる情報を得る場となっており，政務調査活動の一環である。 その内容や成果については，「政務調査活動記録票」に記載してある（丙Ｄ１の１～１２）。		
1646		上記１月分会費	7,500	7,500		甲258-5	7,500		同上		
1647		上記２月分会費	7,500	7,500		甲258-6	7,500		同上 当該研修は，「慈覚大師円仁の真実」と題する天台宗齋藤圓眞氏の講演であり，円仁は，栃木県生誕で，向上心が強く唐に渡るなど，幅広い視野と見聞を持つ人物で，まさに現在のグローバル人材に繋がるものであるから，国際経営感覚を目指す教育に重点に置く政務調査活動と関連するものである（丙Ｄ１１の５）。		当該研修と政務活動との関連性を明らかにされたい。
1648		上記３月分会費	7,500	7,500		甲258-7	7,500		同上		
1649		山口恒夫しもつけ21フォーラム４～９月分会費	45,000	45,000		甲258-8	45,000		同上		
1650		上記１０月～３月分会費，振込手数料	45,315	45,315		甲258-9	45,315		同上		
1651		西村眞治交通費	2,220	2,220		甲259-1	2,220		番号１５８５に同じ		
1652		西村眞治しもつけフォーラム２１入会金	10,000	10,000		甲259-3	10,000		「政務調査実施要綱」に基づく県政経営行政事業等の政務調査を行うための費用であり，「政務調査活動マニュアル」に基づいたものである。		
1653		上記１月分会費	7,500	7,500		甲259-4	7,500		同上		
1654		上記２月分会費	7,500	7,500		甲259-5	7,500		同上		
1655		上記３月分会費	7,500	7,500		甲259-7	7,500		同上		

201

別紙４－４

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（公明党栃木県議会議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1656	資料購入費	野澤和一　書籍購入費	7,350	7,350		甲260-1	7,350	具体的に生活福祉・環境・環境交流等についてのどのような調査研究に取り組むに際して、なぜ森林セラピーの効果を調査する必要が生じたのかといったことについての記載がなく、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ない。県政に関するような事情は明らかではない。。むしろ、題名からして私的趣味または政治活動に基づく購入であることが強く推認される為、違法である。	森林セラピーの医学的効果や観光交流効果の観点から，森林環境を整備し，本県の豊富な森林資源を活用するための調査に関する書籍であり，正当な費用である。		
1657		同	4,730	4,730		甲260-2	4,730	具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載がなく、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ない。県政に関するような事情は明らかではない為、違法である。	農産物の流通及びマーケ戦略及び日本経済の課題など，地域経済活性化のポイントを調査するための物である。		
1658		同	1,800	1,800		甲260-3	1,800		本県歴史文化の発信を調査するための物である。		
1659		同	10,920	10,920		甲260-4	10,920		地方経済及び行政効率化の為の金融とＰＦＩを調査する為の物である。		
1660		同	11,550	11,550		甲260-5	11,550		本県の観光，地方経済，環境に関わる書籍であり，その調査の為のものである。		
1661		同	11,340	11,340		甲260-6	11,340		景観行政及び地域振興等の調査の為の物である。		
1662		同	6,205	6,205		甲260-7	6,205		日本周辺の社会環境全般の理解と対応を調査する為の物である。		
1663		西村慎治　資料購入費	2,800	2,800		甲261-1	2,800	具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載がなく、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ない。県政に関するような事情は明らかではない為、違法である。	平成２３年の３・１１い発生した東日本大震災の記録をまとめたＤＶＤであり，今後本県における「防災教育」推進政策資料として購入した物であり，政務調査活動費として正当な支出である。		
1664		同	1,800	1,800		甲261-2	1,800		「英語で発信　栃木の歴史」は海外誘客・観光振興政策の資料として購入した物であり，「政務調査活動マニュアル」に基づいた支出である。		
1665		山口恒夫　資料購入費	1,617	1,617		甲262-1	1,617	具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載がなく、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ない。県政に関するような事情は明らかではなく、違法である。	グローバル人材育成，グローバルビジネスサポート事業が調査計画の中にあり，本県人材育成のための留学先，ビジネスサポートの必要性を調査研究するために購入した書籍であり，正当な支出である。		
1666		同	840	840		甲262-2	840	同上。そもそも記念行事の成功は、それ自体結構なことではあるが、会派の調査活動には関係がない。さらに、「中国政局を読む」と題する書籍と記念行事の成功との間にどのような具体的な関連性があるのかについて、一切説明がなく、違法である。	同上		
1667		同	1,400	1,400		甲262-3	1,400	具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載がなく、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ない。県政に関するような事情は明らかではなく、違法である。	３・１１東日本大震災以降の本県の復旧復興に資する書籍であり，政務調査費として正当な支出である。		
1668		同	1,800	1,800		甲262-4	1,800	具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載がなく、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ない。県政に関するような事情は明らかではなく、違法である。	調査計画にある，グローバル人材育成，グローバルビジネスサポート事業において，本県の歴史文化を海外に発信させるための書籍の必要性を実感し，その費用を支出させて頂いた。		

202

別紙4－4

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（公明党栃木県議会議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1669	広報費	西村慎治　交通費	1,702	1,702		甲262-5	1,702	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。また、仮に一定の支出が認められるとしても、これらは県政報告に関する支出であるところ、会派及び議員の活動の多面性に照らせば、県政報告にも政務調査活動以外の活動が混在しているといえるので、上記支出にも政務調査活動以外の活動の経費が含まれている。そして、県政報告のように政務調査活動と議員活動の区別が容易でない場合には政務調査活動として支出が可能な割合は全体の3分の１を限度と考えるべきであり（大阪高判１９・１２・２６参照）、それを超える支出は目的外支出であり、違法である。	県議会報告の内容を明らかにするため政務調査活動記録票を提出する（丙Ｄ７の１～３）。広報資料（丙Ｄ８の１，２）を示しながら第３１０回定例議会報告を行ったものであり，まさに政務調査であって，政党の活動ではないから按分ではなく全額支給が相当である。		
1670		西村慎治　県政報告書印刷代	32,760	16,380	50%	甲262-6	16,380		県政報告書については，政務調査活動とそれ以外を面積比で按分した結果，政務調査活動に資する面積が１／２以上の面積を占める事となったことから「政務調査活動マニュアル」に基づき算出した印刷代であり，違法性はない。		
1671		西村慎治　交通費	925	925		甲263-1	925		県議会報告の内容を明らかにするため政務調査活動記録票（丙Ｄ９の１～７）。広報資料（丙Ｄ８の１，２）を示しながら第３１０回定例議会報告を行ったものであり，まさに政務調査であって，政党の活動ではないから按分ではなく全額支給が相当である。		
1672		同	222	222		甲263-2	222		同上		
1673		同	1,517	1,517		甲263-3	1,517		同上		
1674		同	296	296		甲263-4	296		同上		
1675		同	851	851		甲263-5	851		同上		
1676		西村慎治　県政報告書送料	221,600	110,800	50%	甲263-6	110,800	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。また、仮に一定の支出が認められるとしても、これらは県政報告に関する支出であるところ、会派及び議員の活動の多面性に照らせば、県政報告にも政務調査活動以外の活動が混在しているといえるので、上記支出にも政務調査活動以外の活動の経費が含まれている。そして、県政報告のように政務調査活動と議員活動の区別が容易でない場合には政務調査活動として支出が可能な割合は全体の3分の１を限度と考えるべきであり（大阪高判１９・１２・２６参照）、それを超える支出は目的外支出であり、違法である。	県政報告書については，政務調査活動とそれ以外を面積比で按分した結果，政務調査活動に資する面積が１／２以上の面積を占める事となったことから「政務調査活動マニュアル」に基づき算出した印刷代であり，違法性はない。		
1677		山口恒夫　交通費	1,110	1,110		甲264	1,110	甲236-6について、いかなる「県政報告書」を発行したのか不明であり、これ以上主張することはできない。補助参加人からの証拠提出を待って主張する。	街頭演説の内容を明らかにするため政務調査活動記録票（丙Ｄ３の１０・平成２５年１月２３日）を提出する。平成２５年度予算について，会派予算要望の主要項目や今までの実績などを県政報告し，それに関連する内容について県民への意見を求めるため街頭演説を行ったものであり，まさに自治体の政策形成にかかわる調査・企画・立案を行うこと，政策形成に必要な情報収集，意向調査，住民との意見交換などの活動であり，政務調査であって，政党の活動ではないから按分ではなく全額支給が相当である。		
1678		公明党栃木県議会議員　会派会報発行に要する印刷代	95,025	95,025		甲265-1	95,025	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。また、仮に一定の支出が認められるとしても、これらは県政報告に関する支出であるところ、会派及び議員の活動の多面性に照らせば、県政報告にも政務調査活動以外の活動が混在しているといえるので、上記支出にも政務調査活動以外の活動の経費が含まれている。そして、県政報告のように政務調査活動と議員活動の区別が容易でない場合には政務調査活動として支出が可能な割合は全体の3分の１を限度と考えるべきであり（大阪高判１９・１２・２６参照）、それを超える支出は目的外支出であり、違法である。	印刷した会報は「とちぎの通年議会」（丙Ｄ６）である。前記のとおり，県議会の説明が会報の内容であり，政党の活動ではないから按分ではなく全額支給が相当である。		
1679		同	59,063	59,063		甲265-2	59,063		印刷したのは，「公明党県議会議員会会報Ｖｏｌ．４」である（丙１０）。県政報告の内容は，平成２５年度の予算要望書の提出，県内県外の各種視察，調査，県議会報告であって，県民，地域住民に対し議会活動や県政の施策に関する報告を行うことなどを目的とするものであるから，按分ではなく全額支給が相当である。		

別紙4－4

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（公明党栃木県議会議員会）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1680		野澤和一　人件費	2,590	2,590		甲266	2,590	１　人件費が政務調査費として支出が認められるのは、あくまでも会派の調査研究活動を補助するための人的経費にあたる給料、手当、社会保険料、賃金等のみであって、政党活動、選挙活動、後援会活動、私的経費に対し政務調査費として支出することは認められない。議員が人を雇うのはまずはこうした政治活動の補助のためであり、政務調査のためどうしても人手が必要であるとすれば、臨時に雇うのが通常想定される政務調査のための人件費である。マニュアルにおいても、調査研究活動に従事する平均時間、日数等の実績により案分すべきとされているのであり、政務調査費に従事した実績を示して政務調査費への案分率を定めていない限り違法な支出である。 会派から提出されている勤務実績表は、実際になされた政務調査活動が何であり、その職員がそのために何をし、全体の就労時間内でどれだけをそのために費やしたのかおよそ判断できるものではない。このような具体的な内容が判断できる程度に示されていない以上、政務調査費としての支出として使途基準に適合するものではない為、違法である。 ２　補助業務内容の記載に具体性がなく、実際にどのような業務を行ったのか不明であり使途基準との適合性を判断できない為、違法である。	人件費支給分は，「県政経営行政」「生活保護福祉行政」「農林環境行政」「経済企業行政」「文教・警察行政」「県土整備行政」等の調査テーマ毎に，情報を分類する作業に充てられたものであり，政務調査活動の補助業務として正当な支出である。 勤務時間については，政務調査（上記業務）にかかった時間数を記載している。	１６８０はガソリン代の支出であると思われる。	
1681	人件費	同	55,000	55,000		甲267-1	55,000		同上		
1682		同	55,000	55,000		甲267-2	55,000		同上		
1683		同	53,000	53,000		甲267-3	53,000		同上		
1684		同	55,000	55,000		甲267-4	55,000		同上		
1685		同	55,000	55,000		甲267-5	55,000		同上		
1686		同	55,000	55,000		甲267-6	55,000		同上		
1687		同	55,000	55,000		甲267-7	55,000		同上		
1688		同	55,000	55,000		甲267-8	55,000		同上		
1689		同	55,000	55,000		甲267-9	55,000		同上		
1690		同	65,000	65,000		甲267-10	65,000		同上		
1691		同	55,000	55,000		甲267-11	55,000		同上		
1692		西村しんじ　人件費	57,400	57,400		甲268-1	57,400	１　上記１と同じ ２　業務内容の記載に具体性がなく、実際にどのような業務を行ったのか不明であり使途基準との適合性を判断できない為、違法である。	当該人件費は，「政務調査活動マニュアル」に基づく「政務調査に係る調査補助業務報告書」に内容・成果を記載しており，正当な支出である。		
1693		同	61,600	61,600		甲268-2	61,600		同上		
1694		同	42,000	42,000		甲268-3	42,000		同上		
1695		同	44,100	44,100		甲268-4	44,100		同上		
1696		同	25,200	25,200		甲268-5	25,200		同上		
1697		同	25,200	25,200		甲268-6	25,200		同上		
1698		同	41,300	41,300		甲268-7	41,300		同上		
		合計額	2,395,500								

204

別紙４－５

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
808	調査研究費	相馬憲一事務所駐車場代	30,000	15,000	50%	甲153-1	15,000	証拠書類の添付様式には、領収証は添付されず、通帳の表紙と引き落としがあったことを証明する旨の相馬憲一氏の署名押印があるのみで、送金履歴が記載された通帳の写しそれ自体ではなく、インターネットバンキングの該当部分を張り付けたようにも思われるが、支払日も不明であることから支払いの事実が確認できない（甲１５３－１～８）。賃貸借契約書もなく、賃借の事実すら疑われる。 また、那須塩原駅前に複数の駐車場を借りる必要性、合理性もなく、政務調査活動との関連性がない（甲１５３－９～１６）。相馬議員は調査研究の出張の際に利用しているとするが、いかなる調査研究をしているかも不明である。按分率も何の根拠もなく上限の２分の１としている。 したがって、違法である。	甲１５３－１ないし１６「証拠書類のちょう付欄」には、銀行インターネットバンキング取引明細書から印刷したものを切り抜き貼り付けている。それに加え、引き落としがあったことを証明する旨の署名押印があることにより、支払いの事実は確認でき、賃貸借の事実も認められる。 また、事務所駐車場は、県に対する要望、意見を訴える県民が使用する目的もあり、那須塩原駅駐車場については調査研究のための出張の際利用している。原告は，那須塩原駅前に賃借している駐車場が複数であるとして，いかなる調査研究をしているのかも不明である旨主張するが，出張は補助参加人みんな「準備書面（３）」別紙のとおり頻繁に長期間に渡り出張するため，都度コインパーキング等を利用するのは現実的ではなく，那須塩原駅前に駐車場を借りる合理性がある。そのため、駐車場賃借の必要性、合理性、及び政務調査活動との関連性は認められる。 甲１５３－１～１６の按分率は，活動実績（活動時間）による按分（乙１の１３頁（ｄ）①）を採用し，政務調査費充当率（丙Ｂ４（政務調査活動実績表平成２４年４月分～１１月分））を上限の５０％として適用したものである。	原告として，事務所駐車場についてさらに主張立証がないか確認されたい。 事務所賃料についての支出がなく、駐車場代として月額３万円の支出は多すぎる。複数台借りているのであれば、相馬議員がこれほど多数の駐車場を借りる必要性は	
809		同	30,000	15,000	50%	甲153-2	15,000				
810		同	30,000	15,000	50%	甲153-3	15,000				
811		同	30,000	15,000	50%	甲153-4	15,000				
812		同	30,000	15,000	50%	甲153-5	15,000				
813		同	30,000	15,000	50%	甲153-6	15,000				
814		同	30,000	15,000	50%	甲153-7	15,000				
815		同	30,000	15,000	50%	甲153-8	15,000				
816		同那須塩原駅駐車場代	6,457	3,228	50%	甲153-9	3,228				那須塩原駅前に駐車場を借りる必要性について明らかにされたい。 補助参加人の主張済
817		同	6,457	3,228	50%	甲153-10	3,228				
818		同	6,457	3,228	50%	甲153-11	3,228				
819		同	6,457	3,228	50%	甲153-12	3,228				
820		同	6,457	3,228	50%	甲153-13	3,228				
821		同	6,457	3,228	50%	甲153-14	3,228				
822		同	6,457	3,228	50%	甲153-15	3,228				
823		同	6,457	3,228	50%	甲153-16	3,228				
824		中川幹雄事務所費	68,000	34,000	50%	甲154-1	34,000	賃貸マンションの一室が事務所兼自宅とされており、政務調査活動としての使用実態は明らかではなく、賃料に政務調査費を充当することは許されない。 また、中川氏は政務調査比率によるとしているが、時間的根拠も不明である。 電気代については、「中川幹雄総合政策研究会」宛てになっており（甲１５４－１３～２４）、調査研究とは全く関係のない私的な団体の支出となっており、調査研究とは一切関係のない支出である。 本件賃借物件は後援会事務所をも兼ねており、自宅としての使用分を考慮すれば少なくとも２５％を超える支出は違法である。	事務所であるマンション「政邦コーポ１０４号室」と自宅とは別個の賃貸物件であり、すべて政務調査活動のための事務所及び後援会事務所である。原告は、賃貸マンションの一室が事務所件自宅であると主張するが、その具体的な根拠が不明である。なお、按分比率については、政務調査比率（政務調査時間／議員活動時間）によるものである。 原告は，賃貸マンションの一室が事務所兼自宅とされている旨主張するが（準備書面（４）２頁上から２行目），そのような事実はない（丙Ｂ５）。 甲１５４－１～２４の按分率は，実績（活動時間）による按分（乙１の１３頁（ｄ）①）を採用し，政務調査費充当率（丙Ｂ６（政務調査活動実績表平成２４年４月分～平成２５年３月分））を上限の５０％として適用したものである。 証拠丙B5提出済 賃料の負担を裏付ける証拠として丙B63号証		中川議員が賃料の半額を負担したことを裏付ける証拠を提出されたい。 証拠丙B5提出済 証拠丙B63号証
825		同	68,000	34,000	50%	甲154-2	34,000				同上　同上
826		同	68,000	34,000	50%	甲154-3	34,000				同上　同上
827		同	68,000	34,000	50%	甲154-4	34,000				同上　同上
828		同	68,000	34,000	50%	甲154-5	34,000				同上　同上
829		同	68,000	34,000	50%	甲154-6	34,000				同上　同上
830		同	68,000	34,000	50%	甲154-7	34,000				同上　同上
831		同	68,000	34,000	50%	甲154-8	34,000				同上　同上
832		同	68,000	34,000	50%	甲154-9	34,000				同上　同上
833		同	68,000	34,000	50%	甲154-10	34,000				同上　同上
834		同	68,000	34,000	50%	甲154-11	34,000				同上　同上
835		同	68,000	34,000	50%	甲154-12	34,000				同上　同上
836		中川幹雄電気代	9,732	4,866	50%	甲154-13	4,866				
837		同	8,300	4,150	50%	甲154-14	4,150				
838		同	6,386	3,193	50%	甲154-15	3,193				
839		同	6,635	3,317	50%	甲154-16	3,317				
840		同	8,184	4,092	50%	甲154-17	4,092				
841		同	8,798	4,399	50%	甲154-18	4,399				
842		同	7,692	3,846	50%	甲154-19	3,846				
843		同	7,870	3,935	50%	甲154-20	3,935				
844		同	11,811	5,905	50%	甲154-21	5,905				
845		同	10,947	5,473	50%	甲154-22	5,473				
846		同	13,281	6,640	50%	甲154-23	6,640				
847		同	13,567	6,783	50%	甲154-24	6,783				

2505

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
848		早川佳子事務所費	90,000	43,200	48%	甲155-1,2	43,200	事務所としての使用実態が疑わしく、また、政務調査活動との関連性も認められない。 按分率が毎月まちまちの数字になっており、その算出の根拠も不明である。たとえば、平成２４年５月分の事務所費は４８％であるにもかかわらず（甲１５５－１）、電気代については４２％（甲１５５－１５）などとなっている。 したがって、調査研究としての実質がなく違法である。	原告は，具体的な根拠を示さずに事務所としての使用実態が疑わしいとし，また按分率も不明である旨を主張するようである（準備書面（４）２頁上から１１行目）。 甲１５５－１～３７は，使用実績（活動時間等）による按分（乙１の１３頁（ｄ）①）を採用し，按分率は，政務調査費充当率（丙Ｂ７（政務調査活動実績表平成２４年５月分～平成２５年３月分））を適用したものである。 なお，事務所費と電気代で按分率が衝々となっているのは，振替日の属する月の政務調査活動実績表の実績を充当率としているからである。例えば，甲１５５－１は振替日が５月１日であるので，５月の実績表の按分率４８％を適用し，甲１５５-１５は振替日が７月６日になっているので，７月の実績表の按分率４２％を適用している。	甲１５５の１（お取り扱い日５月１日）と同２（入金日５月３０日）に係る支出はは別の支出でないか確認されたい。 別の支出であるので、原告が違法と主張する額を43,200円に修正する。	
849		同	45,000	21,600	48%	甲155-3	21,600				
850		同	45,000	17,550	39%	甲155-4,5	17,550				
851		同	45,000	22,050	49%	甲155-6	22,050				
852		同	45,000	22,050	49%	甲155-7	22,050				
853		同	45,000	20,700	46%	甲155-8	20,700				
854		同	45,000	18,900	42%	甲155-9,10	18,900				
855		同	45,000	19,350	43%	甲155-11	19,350				
856		同	45,000	20,250	45%	甲155-12,13	20,250				
857		同	45,000	21,600	48%	甲155-14	21,600				
858		早川佳子電気代	2,846	1,195	42%	甲155-15	1,195				
859		同	2,408	1,011	42%	甲155-16	1,011				
860		同	2,096	880	42%	甲155-17	880				
861		同	2,014	966	48%	甲155-18	966				
862		同	1,840	772	42%	甲155-19	772				
863		同	2,090	898	43%	甲155-20	898				
864		同	1,923	865	45%	甲155-21	865				
865		同	1,795	861	48%	甲155-22	861				
866		早川佳子ガス代	918	440	48%	甲155-23	440				
867		同	918	440	48%	甲155-24	440				
868		同	630	264	42%	甲155-25	264				
869		同	756	317	42%	甲155-26	317				
870		同	756	370	49%	甲155-27	370				
871		同	756	347	46%	甲155-28	347				
872		同	756	317	42%	甲155-29	317				
873		同	756	317	42%	甲155-30	317				
874		同	756	325	43%	甲155-31	325				
875		同	756	362	48%	甲155-32	362				
876		同水道代	3,470	1,665	48%	甲155-33	1,665				
877		同	3,470	1,457	42%	甲155-34	1,457				
878		同	3,470	1,700	49%	甲155-35	1,700				
879		同	3,470	1,665	48%	甲155-36	1,665				
880		同	3,470	1,492	43%	甲155-37	1,492				

205

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
881		相馬憲一香港視察 航空運賃、現地宿泊代等	228,700	228,700		甲156-1	228,700	観光旅行にすぎず政務調査に当たらないため、違法である。	甲１５６－１ないし１６４の「使途の内容」欄に目的の記載があり、政務調査活動であることがわかる。 ①　５月６日から５月１０日　韓国 平成２３年１１月に野田佳彦総理がＴＰＰ交渉に向けた協議に入ると表明したことを受け，県内の農業関係者が大きな不安を抱えていたことから，韓国とアメリカのＦＴＡ締結により韓国の農業にどのような影響が出ているのかについて調査するため，平澤市における農業の現状について視察を行った（甲１５６－２「使途の内容」欄参照）。 中部国際空港に帰国した理由は，５月１１日に開催される一般社団法人日本経営協会の研修が名古屋で行われたためである。 ②　６月２６日から６月２９日　香港 フェリーを利用した理由は，フェリーが深圳からマカオに向かうに当たり一般的に利用されている交通手段であり，陸上移動と比較して費用対効果の面で適切だからである。マカオでは，市街地にある新ヤオハンが我が国の大手スーパーマーケットチェーンの出店を基礎としており，かつて栃木県産のコメ等が販売されていたことから，販売状況の調査等を行った（甲１６５－２の４頁参照）。甲１６５－２の２頁以下において，訪問先における聞き取り内容が具体的に記載されており，政務調査活動であることは明らかである。６月２７日，２８日は午前，午後の両方とも政務調査活動に従事している（甲１６５－２の１頁参照）。 ③　７月２２日から７月２６日　中国 使用したクーポンは，旅費を支払った旅行会社からのものであり，旅行会社へ現実の支出を行っている（丙Ｂ８）。７月２２日に東武ホテルへ宿泊した理由は，鉄道事故等による遅延を回避し，７月２３日からの中国視察を予定通り行うためである。７月２３日から７月２６日は，日本における自然エネルギー買い取り制度は太陽光発電による売電が相当量を占めているところ，太陽光発電パネルの多くが輸入によるものであることから，輸出国である中国の生産現場を視察しパネル性能等について調査研究活動を行った。 ④　８月１６日から８月１９日　香港 ８月１６日に品川プリンスホテルへ宿泊した理由は，鉄道事故等による遅延を回避し，８月１７日からの香港視察を予定通り行うためである。８月１７日から８月１９日は，栃木県の農産物，加工食品の販売状況等について調査研究活動を行った。		丙B60号証
882		韓国視察 航空運賃、現地宿泊代等	189,900	189,900		甲156-2, 4	189,900				丙B59号証
883		韓国視察 宿泊代	5,700	5,700		甲156-3	5,700				丙B59号証
884		香港フードエキスポ視察 航空運賃	201,090	201,090		甲156-5	201,090				丙B62号証
885		香港フードエキスポ視察 品川プリンスホテル宿泊代	5,600	5,600		甲156-6, 7	5,600				丙B62号証
886		中国華南地域栃木県企業人会香港支部参加負担金	4,056	2,028	50%	甲156-8	2,028				丙B62号証
887		香港フードエキスポ視察 現地宿泊代	40,000	40,000		甲156-9, 10	40,000				丙B62号証
888		中国視察 航空運賃	190,190	190,190		甲156-11, 12	190,190				丙B61号証
889		中国視察 宿泊代	9,809	9,809		甲156-13, 14	9,809				丙B61号証
890		中国視察 宿泊代	13,357	13,357		甲156-15, 16	13,357				丙B61号証
891		香港視察 通訳料、車借り上げ料、フェリー代	11,442	11,442		甲156-17～22	11,442				丙B60号証
892		香港視察 旅費、宿泊代、通訳料	248,852	248,852		甲156-23	248,852				丙B60号証
893		香港視察 旅費	0	0		甲157-1	0			甲１５６の２３は，どの議員に係るものか特定されたい。 相馬憲一議員、齊藤淳一郎議員、神林秀治議員である。	
894		香港視察 通訳料、車両借上料、フェリー料金	0	0		甲157-2乃至6	0				
895		鶴見大祐 宿泊費	0	0		甲157-7	0				
896		香港視察 通訳料、車借り上げ料、フェリー代	11,442	11,442		甲158-1～6	11,442				
897		香港視察 交通費、宿泊代	306,990	306,990		甲158-7, 8	306,990				
898		香港視察 通訳料、車借り上げ料、フェリー代	240,337	240,337		甲159-1, 2	11,442				
899		海外視察	209,360	209,360		甲160	209,360		丙Ｂ２６号証		どのような活動を行ったのかを裏付ける証拠を提出されたい。 丙Ｂ２６号証

207

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
900		香港視察	207,120	207,120		甲161	207,120		甲１５６－１ないし１６４の「使途の内容」欄に目的の記載があり、政務調査活動であることがわかる。８月１７日から８月１９日は、栃木県の農産物、加工食品の販売状況等について調査研究活動を行った。		
901		香港視察 宿泊代	39,000	39,000		甲162-1	39,000		甲１５６－１ないし１６４の「使途の内容」欄に目的の記載があり、政務調査活動であることがわかる。原告は、観光旅行であり政務調査活動ではない旨主張するがその具体的な根拠を明らかにされたい。なお、甲１６３－７における宿泊費については、「使途の内容」欄に「９／６新宿一泊」とある。当該宿泊は、「使徒の内容」欄に「６日細野環境大臣・７日国立市子ども家庭部」とあるように、２日続けて東京で政務調査活動があったところ、時間調整の都合上やむなく行ったものであり、宿泊の必要性は認められる。 甲１６５－１の２頁以下において、訪問先における聞き取り内容が具体的に記載されており、政務調査活動であることは明らかである。		
902		香港視察 航空運賃	182,790	182,790		甲162-2	182,790				
903		香港視察 航空運賃	97,540	97,540		甲162-3	97,540			監査請求前置がされているか確認されたい。 監査請求前置されていない	
904		香港視察 航空運賃、宿泊代、旅行雑費	209,360	209,360		甲163-1,2	209,360				
905		仙台視察 宿泊代	7,700	7,700		甲163-3	7,700	同上			
906		群馬視察 中之条温泉宿泊代	27,600	27,600		甲163-4	27,600	同上			
907		観光振興対策 交通費（佐野田沼一渋川伊香保）	950	950		甲163－5	950	同上			
908		観光振興対策 交通費（渋川伊香保一佐野田沼）	950	950		甲163－6	0	同上		監査請求前置がされているか確認されたい。 取り下げる。	
909		除染対策について・家庭学習の充実対策について 新宿での宿泊代	12,900	12,900		甲163－7	12,900	宿泊の必要性がない為、違法である。			
910		県行政の総合的企画について 食卓料	3,000	3,000		甲164	3,000	同上	甲１５６－１ないし１６４の「使途の内容」欄に目的の記載があり、政務調査活動であることがわかる。 県執行部との災害関連補正予算等について、意見交換を行ったものであり、議員会館に宿泊するに伴い食卓料を支出したものである。食卓料３０００円の支出はマニュアル６頁に沿ったものであり、何ら問題はない。		

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
911		角田まさのぶ交通費	74,315	74,315		甲166-1	74,315	支払証明書には、「備考」欄に「雇用の促進と人材育成地策について」等の抽象的な記載しかなく、具体的にどこに行き、どのような調査活動を行ったのかが不明である。甲１６６－３、４に至っては、備考欄に場所の記載しかなく、何を行ったのかすら記載されていない。したがって、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができない。 また、高速代については、すべて「紛失」との記載があり、高速料金支払いの事実も認められないため、違法である。	政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、政務調査活動の具体的な目的や内容等について逐一明らかになっていないとの一事をもって、当該政務調査活動が適正に行われたものでないと推定を及ぼすことはできない（最判平成２１．１２．１７集民２３２－６４９）。なお、政務調査費支払証明書の備考欄に目的や場所等の記載があり（甲１６６－１ないし１６６－９）、政務調査活動であることが認められるため、当該支出と調査研究との間に合理的関連性が認められる。原告は，支払証明書の備考欄に抽象的な記載しかなく，支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができない旨主張するが（準備書面（４）５頁の１３参照），宇都宮地判平成２９年６月２９日によれば「調査研究に関連する事項…が記載されていること」（同判決２２頁上から１１行目）をもって足り，「出発地，目的地及び調査先の記載がないことをもって政務調査費からの支出が許されないということにはならない。」（同判決２２頁下から１１行目）とされている。そして，甲１６６－１，２，５～１３の「備考」欄には「雇用の促進と人材育成対策について」等調査研究に関連する事項が記載されており，甲１６６－３，４についても，政務調査活動実績表平成２４年６～７月分（丙Ｂ１０）の政務調査活動内容欄に「自然環境の保全と活用について」等調査研究に関連する事項が記載されていることから，支出と調査研究との間に合理的関連性が認められる。 №911，丙B27号証 №912，５月１１日（４月４日については上記提出）の電車代については，丙B２８号証 №913，丙B10号証の１提出済 №914，丙B10号証の２提出済		４月４日の電車代の支出に係る政務活動を行ったことを裏付ける証拠を提出されたい。 丙B27号証
912		同	31,809	31,809		甲166-2	31,809				４月４日の電車代の支出に係る政務活動を行ったことを裏付ける証拠を提出されたい。 ５月１１日（４月４日については上記提出）の電車代については，丙B２８号証
913		同	34,266	34,266		甲166-3	34,266				甲１６６の３について，どのような活動を行っていたかについて，主張の補充が必要であればされたい。 丙B10号証の１提出済
914		同	9,476	9,476		甲166-4	9,476				甲１６６の４について，どのような活動を行っていたかについて，主張の補充が必要であればされたい。 丙B10号証の２提出済
915		同	13,550	13,550		甲166-5	13,550				
916		同	14,504	14,504		甲166-6	14,504				
917		同	36,955	36,955		甲166-7	36,955				
918		同	38,049	38,049		甲166-8,9	38,049				
919		同	19,832	19,832		甲166-10	19,832				
920		同	38,924	38,924		甲166-11	38,924				
921		同	15,170	15,170		甲166-12	15,170				
922		同	16,058	16,058		甲166-13	16,058				
923		神林秀治交通費	14,176	14,176		甲167-1	14,176	支払証明書には、「使途の内容」欄に「道路の新設、改良及び管理状況についての意見交換」等の抽象的な記載しかなく、具体的にどこに行き、誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明である。 したがって、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができないため、違法である。	上記最判平成２１．１２．１７のとおりである。なお、政務調査費支払証明書の備考欄に目的や場所等の記載があり（甲１６７－１ないし１６７－１２）、政務調査活動であることが認められるため、当該支出と調査研究との間に合理的関連性が認められる。 甲１６７－１～１２の「使途の内容」欄には「道路の新設，改良及び管理状況についての意見交換」等調査研究に関連する事項が記載されていることから，支出と調査研究との間に合理的関連性が認められる。		
924		同	16,937	16,937		甲167-2	16,937				
925		同	18,024	18,024		甲167-3	18,024				
926		同	18,565	18,565		甲167-4	18,565				
927		同	7,826	7,826		甲167-5	7,826				
928		同	9,796	9,796		甲167-6	9,796				
929		同	8,612	8,612		甲167-7	8,612				
930		同	21,354	21,354		甲167-8	21,354				
931		同	10,301	10,301		甲167-9	10,301				
932		同	11,031	11,031		甲167-10	11,031				
933		同	12,455	12,455		甲167-11	12,455				
934		同	11,549	11,549		甲167-12	11,549				

602

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目									裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額	原告の主張	補助参加人の主張	原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
935		齊藤　淳一郎交通費	12,773	12,773		甲168-1	12,773	支払証明書には、「備考」欄に「県政経営行政」等の抽象的な記載しかなく、具体的にどこに行き、どのような調査活動を行ったのかが不明である。 したがって、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができないため、違法である。	上記最判平成２１．１２．１７のとおりである。なお、政務調査費支払証明書の備考欄に目的や場所等の記載があり（甲１６８－１ないし１６８－４）、政務調査活動であることが認められるため、当該支出と調査研究との間に合理的関連性が認められる。 甲１６８－１～４の「備考」欄には「県政経営行政」等調査研究に関連する事項が記載されていることから，支出と調査研究との間に合理的関連性が認められる。		
936		同	31,096	31,096		甲168-2	31,096				
937		同	13,254	13,254		甲168-3	13,254				
938		同	10,948	10,948		甲168-4	10,948				
939		佐原吉大	26,056	26,056		甲169-1	26,056	支払証明書には、「使途の内容」欄に「子育て・児童福祉についての調査」等の抽象的な記載しかなく、具体的にどこに行き、誰と意見交換を行い、その結果どのような成果をあげたのか等が一切不明である。そのほとんどが県議会に来ただけである。 ５月３日には屋久島視察したとあるが（甲１６９－２）、なんら成果物はなく、単にゴールデンウィークに旅行に行ったにすぎない。 ６月２２日にも羽田空港往復とあるが、その合理性、必要性もない。 したがって、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができないため、違法である。	上記最判平成２１．１２．１７のとおりである。なお、政務調査費支払証明書の備考欄に目的や場所等の記載があり（甲１６９－１ないし１６９－１０）、政務調査活動であることが認められるため、当該支出と調査研究との間に合理的関連性が認められる。 甲１６９－１～１２の「使途の内容」欄には「子育て・児童福祉についての調査」等調査研究に関連する事項が記載されていることから，支出と調査研究との間に合理的関連性が認められる。 ５月３日の屋久島視察では，屋久島の世界遺産への取り組み等について現地調査を行った（丙Ｂ１１（政務調査活動記録表平成２４年５月３日～平成２４年５月５日））。 ６月２２日の羽田空港往復分は，栃木県香港駐在員事務所において現地調査を行うことから支出したものであり，合理性，必要性が認められる（丙Ｂ１２（政務調査活動記録表平成２４年６月２２日～平成２４年６月２４日））。 No.940，５月３日については，丙Ｂ１１号証提出済 同月２０日は丙Ｂ２９号証，同月２４日は丙B30号証 No.941，丙Ｂ１２号証提出済		５月３日，同月２０日，同月２４日の活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。 ５月３日については，丙Ｂ１１号証提出済 同月２０日は丙Ｂ２９号証，同月２４日は丙B30号証
940		同	36,287	36,287		甲169-2	36,287				６月２２日の活動を行っていることを裏付ける書証を提出されたい。 丙Ｂ１２号証提出済
941		同	13,301	13,301		甲169-3	13,301				
942		同	6,734	6,734		甲169-4	6,734				
943		同	2,220	2,220		甲169-5	2,220				
944		同	6,142	6,142		甲169-6	6,142				
945		同	2,738	2,738		甲169-7	2,738				
946		同	1,665	1,665		甲169-8	1,665				
947		同	555	555		甲169-9	555				
948		同	4,181	4,181		甲169-10	4,181				
949		同	4,847	4,847		甲169-11	4,847				
950		同	3,034	3,034		甲169-12	3,034				
951		相馬政二交通費	23,632	23,632		甲170-1	23,632	支払証明書には、「備考」欄に「農林水産業の振興対策」等の抽象的な記載しかなく、具体的にどこに行き、どのような調査活動を行ったのかが不明である。 したがって、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができないため、違法である。	上記最判平成２１．１２．１７のとおりである。なお、政務調査費支払証明書の備考欄に目的や場所等の記載があり（甲１７０－１ないし１７０－１０）、政務調査活動であることが認められるため、当該支出と調査研究との間に合理的関連性が認められる。 甲１７０－１～１２の「備考」欄には「農林水産業の振興対策」等調査研究に関連する事項が記載されていることから，支出と調査研究との間に合理的関連性が認められる。 丙Ｂ３１号証		※５月１１日の鉄道代支出に係る当該政務活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。 丙Ｂ３１号証
952		同	34,737	34,737		甲170-2	34,737				
953		同	19,057	19,057		甲170-3	19,057				
954		同	22,038	22,038		甲170-4	22,038				
955		同	22,770	22,770		甲170-5	22,770				
956		同	11,561	11,561		甲170-6	11,561				
957		同	17,221	17,221		甲170-7	17,221				
958		同	25,652	25,652		甲170-8	25,652				
959		同	3,089	3,089		甲170-9	3,089				
960		同	29,090	29,090		甲170-10	29,090				
961		同	25,137	25,137		甲170-11	25,137				
962		同	11,412	11,412		甲170-12	11,412				

210

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
963		早川けいこ交通費	78,760	78,760		甲171-1	78,760	支払証明書には、「備考」欄に「公共の安全と秩序の維持について」等の抽象的な記載しかなく、具体的にどこに行き、どのような調査活動を行ったのかが不明である。 したがって、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができないため、違法である。	上記最判平成２１．１２．１７のとおりである。なお、政務調査費支払証明書の備考欄に目的や場所等の記載があり（甲１７０－１ないし１７１－１２）、政務調査活動であることが認められるため、当該支出と調査研究との間に合理的関連性が認められる。 甲１７１－１～１２の「備考」欄には「公共の安全と秩序の維持について」等調査研究に関連する事項が記載されていることから、支出と調査研究との間に合理的関連性が認められる。 No.963，丙Ｂ３２号証の１～２ No.964，丙Ｂ３３号証 No.967，丙Ｂ３４号証 No.973，丙Ｂ３５号証		鉄道代の支出に係る当該活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。 丙Ｂ３２号証の１～２
964		同	38,529	38,529		甲171-2	38,529				鉄道代の支出に係る当該活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。 丙Ｂ３３号証
965		同	41,588	41,588		甲171-3	41,588				
966		同	43,734	43,734		甲171-4	43,734				
967		同	54,571	54,571		甲171-5	54,571				鉄道代の支出に係る当該活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。 丙Ｂ３４号証
968		同	52,725	52,725		甲171-6	52,725				
969		同	57,202	57,202		甲171-7	57,202				
970		同	66,433	66,433		甲171-8	66,433				鉄道代の支出に係る当該活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。 丙Ｂ３５号証
971		同	29,230	29,230		甲171-9	29,230				
972		同	54,871	54,871		甲171-10	54,871				
973		同	57,068	57,068		甲171-11	57,068				鉄道代の支出に係る当該活動を行ったことを裏付ける書証を提出されたい。 丙Ｂ３６号証
974		同	62,012	62,012		甲171-12	62,012				
975		増渕三津男交通費	67,303	67,303		甲172-1,2	67,303	支払証明書には、「備考」欄に「地域振興対策について」等の抽象的な記載しかなく、具体的にどこに行き、どのような調査活動を行ったのかが不明である。 したがって、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができないため、違法である。	上記最判平成２１．１２．１７のとおりである。なお、政務調査費支払証明書の備考欄に目的や場所等の記載があり（甲１７０－１ないし１７１－１２）、政務調査活動であることが認められるため、当該支出と調査研究との間に合理的関連性が認められる。 甲１７２－１～２１の「備考」欄には「地域振興対策について」等調査研究に関連する事項が記載されていることから、支出と調査研究との間に合理的関連性が認められる。		
976		同	46,472	46,472		甲172-3	46,472				
977		同	52,873	52,873		甲172-4,5	52,873				
978		同	71,336	71,336		甲172-6,7	71,336				
979		同	79,661	79,661		甲172-8,9	79,661				
980		同	50,135	50,135		甲172-10	50,135				
981		同	58,793	58,793		甲172-11,12	58,793				
982		同	58,090	58,090		甲172-13,14	58,090				
983		同	38,073	38,073		甲172-15,16	38,073				
984		同	56,610	56,610		甲172-17	56,610				
985		同	73,223	73,223		甲172-18,19	73,223				
986		同	52,355	52,355		甲172-20,21	52,355				
987		渡辺さちこ交通費	10,286	10,286		甲173-1	10,286	支払証明書には、「使途の内容」欄に「くらしの安全安心対策について」等の抽象的な記載しかなく、具体的にどこに行き、どのような調査活動を行ったのかが不明である。 したがって、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができないため、違法である。	上記最判平成２１．１２．１７のとおりである。なお、政務調査費支払証明書の備考欄に目的や場所等の記載があり（甲１７３－１ないし１７３－１２）、政務調査活動であることが認められるため、当該支出と調査研究との間に合理的関連性が認められる。 甲１７３－１～１２の「使途の内容」欄には「くらしの安全安心対策について」等調査研究に関連する事項が記載されていることから、支出と調査研究との間に合理的関連性が認められる。		
988		同	8,177	8,177		甲173-2	8,177				
989		同	6,216	6,216		甲173-3	6,216				
990		同	15,947	15,947		甲173-4	15,947				
991		同	8,325	8,325		甲173-5	8,325				
992		同	35,139	35,139		甲173-6	35,139				
993		同	17,797	17,797		甲173-7	17,797				
994		同	6,327	6,327		甲173-8	6,327				
995		同	14,171	14,171		甲173-9	14,171				
996		同	17,464	17,464		甲173-10	17,464				
997		同	7,955	7,955		甲173-11	7,955				
998		同	3,959	3,959		甲173-12	3,959				

211

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
999		増渕三津男会費	5,000	2,000	40%	甲174-1	2,000	道路の新設、改良について、意見交換を行ったとあるが、懇親会も催されている。議員の活動を離れ個人として参加したものであり、また、議員の活動として参加したとしても懇親を主目的とする会合であり、政務調査を目的とした会合とは認められないため、違法である。	当該懇親会は、道路の新設、改良について、意見を聴取した後、さらなる意見交換を行うため、議員として参加したものであり、政務調査を目的とした会合である。 甲１７４－１は，那須町建設業安全協議会の終了後に行った会合のものである。増渕議員は，栃木県当初予算の中で土木関係の状況の講話を行い，町における道路の新設・改良について意見交換を行った。		
1000		同	5,000	3,000	60%	甲174-2	3,000	地場産業の振興対策と景気動向等について、意見交換を行ったとあるが、懇親会も催されている。議員の活動を離れ個人として参加したものであり、また、議員の活動として参加したとしても懇親を主目的とする会合であり、政務調査を目的とした会合とは認められないため、違法である。	当該懇親会は、地場産業の振興対策と景気動向等について聴取した後、さらなる意見交換を行うために、議員として参加したものであり、政務調査を目的とした会合である。 甲１７４－２は，芦野石振興会の総会終了後に行った会合のものである。増渕議員は，栃木県の地場産業の振興対策と景気動向等について説明を行い，意見交換を行った。		
1001		同	10,000	5,000	50%	甲174-3	5,000	台湾トップセールスの実施に伴った成果等について、意見交換を行ったとあるが、懇親会も催されている。議員の活動を離れ個人として参加したものであり、また、議員の活動として参加したとしても懇親を主目的とする会合であり、政務調査を目的とした会合とは認められないため、違法である。	当該懇親会は台湾の要人に対し栃木県のPRを実施した成果等について意見を聴取した後、さらなる意見交換を行うために、議員として参加したものであり、政務調査を目的とした会合である。甲１７４－３は，台湾の要人に対し栃木県のＰＲを実施した成果等について意見交換を行うための政務調査を目的とした会合のものである。		
1002		同	4,000	4,000		甲174-4	4,000	那須町振興対策等について、意見交換を行ったとあるが、領収書記載のとおり「新春懇談会」に出席したものである。議員の活動を離れ個人として参加したものであり、また、議員の活動として参加したとしても懇親を主目的とする会合であり、政務調査を目的とした会合とは認められないため、違法である。	当該懇親会は、議員として、新年の抱負を述べ、あいさつし、那須町振興対策等について意見を聴取した後、さらなる意見交換を行うために議員として参加したものであり、政務調査を目的とした会合である。甲１７４－４は，那須町振興対策について意見交換を行うための会合のものである（丙１３）。親睦を目的とする懇親会ではなく，那須町振興対策という議題の基での意見交換を主目的とする懇談会であって，原告の主張は当たらない。		
1003		同	5,000	5,000		甲174-5	5,000	公共事業の今後の対応について、意見交換を行ったとあるが、領収書記載のとおり「懇談会」に出席したものである。議員の活動を離れ個人として参加したものであり、また、議員の活動として参加したとしても懇親を主目的とする会合であり、政務調査を目的とした会合とは認められないため、違法である。	当該懇親会は、公共事業の今後の対応について意見交換を聴取した後、さらなる意見交換を行うことを主目的として、議員として参加したものであり、政務調査を目的とした会合である。甲１７５－５は，那須町建設業安全協議会の終了後，公共事業の今後の対応について意見交換を行った会合である。親睦を目的とする懇親会ではなく，意見交換を主目的とする懇談会である。		

212

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1004		同	5,000	5,000		甲174-6	0				
1005		同	10,000	5,000	50%	甲174-7	0				
1006		同	5,000	3,000	60%	甲174-8	0				
1007		同	10,000	10,000		甲174-9	0				
1008		同	5,000	2,000	40%	甲174-10	0				
1009		同	5,000	2,000	40%	甲174-11	0				
1010		同	5,000	3,000	60%	甲174-12	0				
1011		同	5,000	2,000	40%	甲174-13	0				
1012		同	5,000	5,000		甲174-14	0				
1013		同	5,000	5,000		甲174-15	0				
1014		同	5,000	5,000		甲174-16	0				
1015		同	5,000	5,000		甲174-17	0				
1016		同	5,000	2,000	40%	甲174-18	0				
1017		同	5,000	3,000	60%	甲174-19	0				
1018		同	5,000	3,000	40%	甲174-20	0				
1019		同	5,000	3,000	60%	甲174-21	0				
1020		同	5,000	5,000		甲174-22	0	返還があった。			
1021		同	5,000	5,000		甲174-23	0				
1022		同	5,000	5,000		甲174-24	0				
1023		同	5,000	5,000		甲174-25	0				
1024		同	5,000	5,000		甲174-26	0				
1025		同	5,000	5,000		甲174-27	0				
1026		同	5,000	5,000		甲174-28	0				
1027		同	5,000	5,000		甲174-29	0				
1028		同	5,000	5,000		甲174-30	0				
1029		同	5,000	5,000		甲174-31	0				
1030		同	10,000	5,000	50%	甲174-32	0				
1031		同	10,000	10,000		甲174-33	0				
1032		同	10,000	5,000		甲174-34	0				
1033		同	5,000	5,000		甲174-35	0				
1034		同	10,000	5,000		甲174-36	0				
1035		同	5,000	5,000		甲174-37	0				
1036		同	5,000	3,000	60%	甲174-38	0				
1037		同	5,000	3,000	60%	甲174-39	0				
1038		同	0	0		甲174-40	0				
1039		同	0	0		甲174-41	0				
1040		相馬政二会費	0	0		甲175-1	0				
1041		同	0	0		甲175-2	0				
1042		同	0	0		甲175-3	0				
1043		同	0	0		甲175-4	0				
1044		同	0	0		甲175-5	0				
1045		同	0	0		甲175-6	0				
1046		同	0	0		甲175-7	0				
1047		同	0	0		甲175-8	0				
1048		同	0	0		甲175-9	0	返還があった。			
1049		同	0	0		甲175-10	0				
1050		同	0	0		甲175-11	0				
1051		同	0	0		甲175-12	0				
1052		同	0	0		甲175-13	0				
1053		同	0	0		甲175-14	0				
1054		同	0	0		甲175-15	0				
1055		同	0	0		甲175-16	0				
1056		同	0	0		甲175-17	0				
1057		同	0	0		甲175-18	0				
1058		同	0	0		甲175-19	0				
1059		同	0	0		甲175-20	0				

213

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1060	研修費	相馬政二研修費	7,460	7,460		甲176-1	7,460	相馬氏は「平成２４年度ファシリティマネジャー資格試験実力養成講座（４日間コース）」に参加しているが（甲１７６－２），当該講座は，個人として参加したとしか考えられず，政務調査活動とは認められないため，違法である。	当該講座については，栃木県がファシリティマネジメント手法を新たに導入し県有財産を管理し，コスト削減を目指すこととなったため，議員として県有財産の利活用の妥当性をチェックするためにも当該手法について知識を取得する必要があると判断して受講している。そのため，当該講座の受講は，政務調査活動にあたる。相馬政二議員が「平成２４年度ファシリティマネジャー資格試験実力養成講座（４日間コース）」を受講した理由は，栃木県がファシリティマネジメント手法を新たに導入し県有財産管理のコスト削減を目指していく意向であることを知ったことから，議員として県有財産の利活用の妥当性をチェックするためには，当該手法について知識を得る必要性があると判断したからであり，当該講座の受講は政務調査活動に当たる。個人的な趣味による参加ではないことから，資格試験は受験していない。		
1061		同　講座代	60,000	60,000		甲176-2	60,000				
1062		同　交通費	10,480	10,480		甲176-5	10,480				
1063		同　駐車場代	1,000	1,000		甲176-6	1,000				
1064		同　宿泊代	8,800	8,800		甲176-7,8	8,800				
1065		同　研修費	7,460	7,460		甲176-9	7,460				
1066		同　交通費	10,480	10,480		甲176-10	10,480				
1067		同　駐車場代	1,000	1,000		甲176-11	1,000				
1068		同　宿泊代	9,900	9,900		甲176-12,13	9,900				
1069	会議費	相馬憲一会費	0	0		甲177	0	減通があった。			
1070		中川幹雄会場費	21,000	21,000		甲178-1	21,000	「県行政の総合的企画についての会議に使用」とあるが，その具体的内容は明らかでなく，だれが出席したかも不明である。政務調査活動との関連性は認められないため，違法である。	当該「会議」は，、開催を広報するチラシを多数、配布して参加を募り、出席者から県政運営に対する意見を聴取し、政策課題について討議するものであり、政務調査活動にあたる。甲１７８－１の会議は，地域主権改革等について，開催を広報するチラシを多数配布して参加を募った出席者との間で討論を行ったものであり（丙Ｂ１４（政務調査活動記録票平成２４年６月９日分参照）），政務調査活動に当たる。		領収書が事務所宛てになっているが，議員が会費を負担したことを明らかにされたい。
1071	研修費	同　会費	13,500	8,500	62%	甲178-2	8,500	耐震、防災等について、調査研修を行ったとあるが、懇親会も催されている。議員の活動として参加したとしても懇親を主目的とする会合であり、政務調査を目的とした会合とは認められないため、違法である。	当該「会議」は、、開催を広報するチラシを多数、配布して参加を募り、出席者から県政運営に対する意見を聴取し、政策課題について討議するものであり、政務調査活動にあたる 甲１７８－２の懇親会は，耐震・防災対策について自衛隊関係者との間で意見交換を行うための政務調査を目的とした会合であり，これに議員の活動として参加した（丙Ｂ１５（政務調査活動記録票平成２４年１２月２日分参照））。		領収書が事務所宛てになっているが，議員が会費を負担したことを明らかにされたい。

214

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1072	会議費	増渕三津男会場費	70,000	70,000		甲179	70,000	増渕氏が那須町における地域振興対策と県の対策について意見交換を行ったとするが、誰といかなる意見交換を行ったのか不明である。また、「レストラン大原」をなぜ会議で利用するのか、なぜ７万円もするのかも不明である。 したがって、政務調査活動ではないため違法である。 「栃木県議会みんなのクラブタウンミーティングｉｎ矢板」の経費を政務調査費として支出している。チラシは、矢板市建設業協会加盟２７社宛てに送っている（甲１８０－５）。また新聞折り込みをしている。さらに、わざわざタウンミーティングの参加者に配るジュースまで用意している（甲１８０－２）。政務調査をするのであれば、このような支出は必要のないものである。 これらの支出は、政党本来の活動であり、政務調査活動ではないため、違法である。	当該支出は、「栃木県議会みんなのクラブタウンミーティングin矢板」とは無関係な経費であり、県政についての意見交換を行うための会場費である。甲１７９の会議は，那須町の町議会議員らと那須町における地域振興対策と県の対策について，意見交換を行ったものであり（丙Ｂ１６（政務調査活動記録票平成２４年６月２６日分参照）），政務調査活動に当たる。		
1073		みんなのクラブ郵	13,000	13,000		甲180-1	13,000		「栃木県議会みんなのクラブタウンミーティングin矢板」は，広く住民から意見を聴取するものであり，あくまでも会派の議会活動の延長である。そのため，政務調査活動にあたる。「栃木県議会みんなのクラブタウンミーティングｉｎ矢板」は，「みんなで考える矢板市の土地利用と土地整備」をテーマに開催されたものであり，会派が定める政務調査実施要項（丙Ｂ１７）中の「県政運営行政について__地域振興対策について」及び「県土整備行政について__道路の新設，改良及び管理状況について」に則して行われた政務調査活動である。チラシや新聞折り込みは，タウンミーティング開催に当たり，広く参加を呼び掛けるためのものであり，また，ジュース代は，栃木県政務調査費マニュアルにおいて，「食糧費」として支出が容認されている（乙１の７頁「会議費」欄参照）。		
1074		同　食糧費	14,280	14,280		甲180-2	14,280				
1075		同　折込料	89,460	89,460		甲180-3、4	89,460				
1076	欠番										
1077		同　郵送費	2,160	2,160		甲180-5	2,160			同費用は切手の購入費ということでよいか確認されたい。 ８０円切手を２７枚購入したものである。	
1078		同　会場費	94,500	94,500		甲180-6	94,500				
1079		同　印刷費	26,250	26,250		甲180-7	26,250				
1080		同　会場費	99,750	99,750		甲180-8	99,750				
1081		同　紙代	35,445	35,445		甲180-9	35,445				
1082		同　折込代	42,151	42,151		甲180-10,11,12	42,151				
1083		同　会場費	103,950	103,950		甲180-13	103,950				
1084		角田正展会場費	307,500	307,500		甲181-1,2	307,500	「県行政の総合的企画について」と抽象的な記載があるのみで、具体的内容が明らかでなく、どのように政務調査活動に寄与したか不明である。政務調査活動との関連性が認められないため、違法である。	当該支出は、震災後の放射能による健康被害について栃木県及び他県の対応についての調査を住民に報告し、意見を聴取する報告会の会場費である。甲１８１－１，２の会議費は，震災後の放射能による健康被害に対する栃木県及び他県の対応を調査した結果を住民に報告し，意見を聴取するため開催した報告会の会場費である。		
1085	資料購入費	中川幹雄	4,125	4,125		甲182	4,125	具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載がなく、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ない。	当該書籍「マンションみんなの地震防災BOOK」、「巨大地震から子どもを守る５０の方法」、「震度７から日国を守る家」は、安全・安心な県土づくりの一環として減災について研究する必要があり購入した。甲１８２の書籍は，安全・安心な県土づくりに取り組むに当たり，減災について研究する必要性から購入したものであり，地方議会の議員としての政治活動全般に必要，有益な知識を得るために必要な図書，資料購入といえる。		

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1086		佐原吉大	7,350	7,350		甲183	7,350	題名（「よくわかる卒論の書き方」）からして私的趣味または政治活動に基づく購入であることが強く推認される。また、どのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載も、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ないため、違法である。	当該書籍のうち、「よくわかる卒論の書き方」については、政策課題の調べ方や文章化、焦点の当て方、さらには、まとめ方を学ぶために購入した。「地域からのエコツーリズム」及び「観光のビジネスモデル」は観光立県を目指す本県が打ち出すべき施策について学ぶ必要があり購入した。甲１８３のうち「地域からのエコツーリズム」及び「観光のビジネスモデル」は，観光立県化を目指すに当たり，栃木県が打ち出すべき施策について研究する必要性から購入したものであり，「よくわかる卒論の書き方」は，県への要望・一般質問・予算特別委員会質疑等に臨むに当たり，政策課題の抽出・調査・起案方法を研究する必要性から購入したものであることから，政務調査活動及び政治活動全般に必要，有益な知識を得るために必要な図書，資料購入といえる。		
1087		渡辺さちこ	1,260	1,260		甲184-1	1,260	具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載がなく、当該書籍（栃木県職員録２冊、地球の歩き方・香港、栃木発「待ったなし！」在宅緩和医療等）に会派の調査研究に資する事項が記載されている等の具体的な説明も一切ない。 県政に関するような事情は明らかではないため、違法である。	当該書籍「栃木県職員録」については、県政経営行政等に関する調査の必要があり購入した（甲１８４－１）。 当該書籍「地球の歩き方・香港」については、平成２４年６月に実施された会派視察の事前調査の必要があり購入した（１８４－２）。 当該書籍「首長パンチ一最少年市長GABBA奮戦記」については、地域振興対策等に関する調査が必要であり購入した（甲１８４－３）。 当該書籍「職業としての政治　職業としての学問」については、文教行政等に関する調査が必要であり購入した（甲１８４－４）。 当該書籍「栃木発「待ったなし！」在宅緩和医療」については、在宅医療等に関する調査が必要であり購入した（甲１８４－５）。 甲１８４の書籍は，それぞれ，各種の政務調査を行う上で必要な情報を収集する際の照会先である栃木県の各部局担当者を明確にし，直接問い合わせをする際の電話番号を調査するため（甲１８４－１）平成２４年６月実施の会派視察（甲１６５－１参照）について事前調査するため（甲１８４－２），地域振興対策等について調査するため（甲１８４－３），文教行政等について調査するため（甲１８４－４），在宅医療等について調査するため（甲１８４－５），購入したものであり，政務調査活動及び政治活動全般に必要，有益な知識を得るために必要な図書，資料購入といえる。 No.1088，丙Ｂ３７号証 No.1089，丙Ｂ３８号証 No.1090，丙Ｂ３９号証		
1088		同	1,260	1,260		甲184-2	1,260	同上			書籍の内容が政務活動に関連することを明らかにされたい。 補助参加人の主張済 丙Ｂ３７号証
1089		同	1,575	1,575		甲184-3	1,575	同上			書籍の内容及び政務活動との関連性を明らかにされたい。 補助参加人の主張済 丙Ｂ３８号証
1090		同	1,680	1,680		甲184-4	1,680	同上			書籍の内容及び政務活動との関連性を明らかにされたい。 補助参加人の主張済 丙Ｂ３９号証
1091		同	1,300	1,300		甲184-5	1,300	同上			

216

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1092		相馬政二	8,295	8,295		甲185-1,2	8,295	題名（総解説ファシリティマネジメント、英語で発信栃木の歴史、ポケット六法）からして私的趣味または政治活動に基づく購入であることが強く推認される。どのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載も、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ないため、違法である。	当該書籍「総解説ファシリティマネジメント」、「総解説ファシリティマネジメント追補版」は、「平成２４年度ファシリティマネジャー資格試験実力養成講座（４日間コース）」を受講する上で主催者から事前購入指示があり購入したものである。なお、本講座は、栃木県がファシリティマネジメント手法を新たに導入し県有財産を管理し、コスト削減を目指すこととなったため、議員として県有財産の利活用の妥当性をチェックするためにも当該手法について知識を取得する必要があると判断し受講したものである。甲１８５－１，２の書籍は，「平成２４年度ファシリティマネジャー資格試験実力養成講座（４日間コース）」を受講するに際し，主催者から自洗購入の指示があったため購入したものであり，当該講座を受講した理由は，県有財産の利活用の妥当性をチェックするためには，ファシリティマネジメント手法について知識を得る必要性があると判断したからである（前記第１の２３参照）。そのため，当該書籍は，政務調査活動及び政治活動全般に必要な図書，資料購入といえる。		
1093		同	3,360	3,360		甲185-3,4	3,360	環境管理ハンドブック、栃木県職員録２冊、日刊建設新聞、東洋経済については、具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載がなく、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ない。県政に関するような事情は明らかではないため、違法である。	当該書籍「環境管理ハンドブック」については、証拠書類の添付様式の下段に記載されている通り、議員がくらしの安全安心対策に関して、住民からの騒音苦情に対処するため購入したものであり、また栃木県の環境関連条例について調査研究を行うために購入したものである。なお、環境管理ハンドブックは環境管理にかかわる規制値等をまとめたものである。甲１８５－３，４の書籍は，住民からの騒音苦情等に対応するため購入したものであり，政務調査活動及び政治活動全般に必要な書籍といえる。		
1094		同	1,260	1,260		甲185-5	1,260	同上	当該書籍「栃木県職員録」については、議員が各種の政務調査を行う上で必要な情報を収集するために、照会先である県の各部局担当者を明確にするほか、直接問い合わせする際に電話番号を調査するために購入したものである。甲１８５－５の書籍は，各種の政務調査を行う上で必要な情報を収集する際の照会先である栃木県の各部局担当者を明確にし，直接問い合わせをする際の電話番号を調査するため購入したものであり，政務調査活動及び政治活動全般に必要な図書，資料購入といえる。		
1095		同	1,800	1,800		甲185-6	1,800	題名（総解説ファシリティマネジメント、英語で発信栃木の歴史、ポケット六法）からして私的趣味または政治活動に基づく購入であることが強く推認される。どのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載も、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ないため、違法である。	当該書籍「英語で発信、栃木の歴史」については、議員が国際交流にかかわる調査研究を行う上で、特に外国人と英語で意見交換を行う等、国際交流に役だてられるものと判断し購入したものである。甲１８５－６の書籍は，国際交流に関する調査研究を行う上で，外国人と英語で意見交換を行うため購入したものであり，政務調査活動に必要な図書，資料購入といえる。		
1096		同	1,890	1,890		甲185-7	1,890	同上	当該書籍「ポケット六法」については、議員が各種の政務調査時に根拠となる法律等を参照するために必要と判断し購入したものである。甲１８５－７の書籍は，各種の政務調査を行う際に，根拠法令等を参照するため購入したものであり，政務調査活動に必要な図書，資料購入といえる。		

217

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1097		同	23,888	23,888		甲185-8,9	23,888	環境管理ハンドブック、栃木県職員録２冊、日刊建設新聞、東洋経済については、具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載がなく、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ない。県政に関するような事情は明らかではないため、違法である。	当該新聞「日刊建設新聞栃木版」については、県土整備行政全般について調査研究するため、県内の建設関連情報を収集する等必要な情報源として３ケ月間のみ購読する必要があった。甲１８５－８，９の書籍は，県土整備行政全般について調査研究をするに当たり，県内の建設関連情報を収集するため購入したものであり，政務調査活動に必要な書籍である。		
1098		同	3,450	3,450		甲185-10	3,450	同上	当該雑誌「週刊東洋経済」については、会派の政務調査実施要項に基づく各種の調査研究を行う上で、有意な情報源となるものと判断し継続的に購読しているものである。甲１８５－１０の書籍は，会派の政務調査実施要項に基づく各種の政務調査を行う上で，有意な情報源となることから購入したものである。		書籍の内容及び政務活動との関連性を明らかにされたい。 補助参加人の主張済
1099		齋藤淳一郎	12,000	12,000		甲186-1	12,000	雑誌「選択」、日本興業経済新聞、栃木県職員録３冊、矢板市の白地図を購入しているが、具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載がなく、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ない。県政に関するような事情は明らかではないため、違法である。	当該雑誌「選択」は、政治経済社会問題に関する総合誌であり、各号において政務調査全般に関する内容が含まれている。。甲１８６－１の書籍は，政治経済社会問題に関する総合誌であり，各号において政務調査全般に関する内容が含まれていて政務調査活動に有用であることから購入したものである（具体的な内容については，丙Ｂ１８（代表的記事一覧）参照）。		書籍の内容及び政務活動との関連性を明らかにされたい。 補助参加人の主張済
1100		同	47,250	47,250		甲186-2	47,250	同上	当該新聞「日本工業経済新聞」は県県土整備部でも購読されている土木分野の日刊紙であり、各号において県土整備行政、農林環境行政（農業土木）に関する内容が含まれている。甲１８６－２の書籍は，栃木県庁をはじめとする各種行政機関，建設関係団体・企業等で幅広く購読されている日刊紙であるところ，各号の内容が県土整備行政・農林環境行政に関する内容で占められており，土木分野の政務調査活動に有用であることから購入したものである。		
1101		同	1,890	1,890		甲186-3	1,890	同上	当該書籍「栃木県職員録」は政務調査にあたっての各種照会にあたって必須の書籍である。甲１８６－３の書籍は，各種の政務調査を行う上で必要な情報を収集する際の照会先である栃木県の各部局担当者を明確にし，直接問い合わせをする際の電話番号を調査するため購入したものであり，政務調査活動に必要な資料である。		
1102		同	4,600	4,600		甲186-4	4,600	同上	当該書籍「矢板市の白地図セット」は、各種の政務調査資料において、位置、図、案内図等を作成する際に必要な書籍である。甲１８６－４の書籍は，県土整備行政について政務調査を実施するに当たり，矢板市内の整備予定箇所をプロット等して明示するため購入したものであり，政務調査活動に有益な書籍である。		

218

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1103		神林秀治	2,100	2,100		甲187-1	2,100	題名（ワークシフト、ヒトはなぜ先延ばしをしてしまうのか、傷ついたあなたへ、サーバントリーダー「権力」ではない。「権威」を求めよ、現代思想、職員録、日本はスウェーデンになるべきか、プラグマティズムの作法）からして私的趣味または政治活動に基づく購入であることが強く推認される。どのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載も、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ないため、違法である。	当該書籍「ワークシフト－孤独と貧困から事由になる働き方の未来」については、雇用の促進についての調査研究に取り組むに際し、リーマンショック以降の働き方について孤独と貧困から抜け出す働き方についての必要性から購入した（甲１８７－１）。 当該書籍「ヒトはなぜ先延ばしにしてしまうのか」については、人材育成についての調査研究に取り組むに際し、労働生産性の向上についての必要性から購入した（甲１８７－２）。 当該書籍「傷ついたあなたへ１・２」については、人権対策についての調査研究に取り組むに際して、ＤＶ対策の必要性から購入した（甲１８７－３）。 当該書籍「サーバント・リーダー」については、商店街の活性化・街づくりについての調査研究に取り組むに際して、企業支援に関わる経営マネジメントやリーダー育成などの必要性から購入した（甲１８７－４）。 当該書籍「現代思想」２０１１年１２月号については、男女共同参画行政についての調査研究に取り組むに際して、女性の活動家として、どのように日本の男女平等を進めてきたのか、社会学者である立場から様々な理論をいろいろな分野の学者と討議している中から、これまでの社会の背景を考える必要性があり購入した（甲１８７－６）。 １　当該書籍「平等と効率の福祉革命」については、男女共同参画行政についての調査研究に取り組むに際して、キャリア及びジェンダー平等を追及する女性と、性別役割分業に従う女生徒の間で経済格差が広がっている。格差問題対策の必要性から購入した。 ２　当該書籍「アイデンティティと暴力」については、人権対策についての調査研究に取り組むに際して、虐待防止などの仕組みを考える必要性から購入した。 ３　当該書籍「置かれた場所で咲きなさい」については、高齢者対策についての調査研究に取り組むに際して、高齢者のロールモデルとして独居老人世帯への対策についての必要性から購入した。 ４　当該書籍「国際教育の課題と展望」については、教育行政の調査研究に取り組むに際し、子供ひとりひとりの国際体験・異文化体験を教育的な意味で経験化するために様々な視点から考察する必要性があり購入した（甲１８７－７）。甲１８７－１～４・６～７・９・１１の書籍は、それぞれ，雇用促進に取り組むに当たりリーマンショック以降の働き方（甲１８７－１），人材育成に取り組むに当たり労働生産性の向上（甲１８７－２），人権対策に取り組むに当たりＤＶ対策（甲１８７－３），商店街の活性化・街づくりに取り組むに当たり企業支援に関わる経営マネジメントやリーダー育成（甲１８７－４），男女共同参画行政に取り組むに当たり我が国のこれまでの社会背景（甲１８７－６），男女共同参画行政に取り組むに当たり格差問題対策（甲１８７－７「平等と効率の福祉革命」）・人権対策に取り組むに当たり虐待防止の仕組み（甲１８７－７「アイデンティティと暴力」）・高齢者対策に取り組むに当たり独居老人世帯対策（甲１８７－７「置かれた場所で咲きなさい」）・教育行政に取り組むに当たり子供の国際異文化体験（甲１８７－７「国際教育の課題と展望」）について研究するため購入したものであり，政務調査に必要，有益なものである。 No.1104，丙Ｂ４０号証 No.1105，丙Ｂ４１号証の１～２ No.1106，丙Ｂ４２号証 No.1109，丙Ｂ４３号証		書籍の内容及び政務活動との関連性を明らかにされたい。 補助参加人の主張済 丙Ｂ４０号証
1104		同	1,890	1,890		甲187-2	1,890				
1105		同	3,150	3,150		甲187-3	3,150				書籍の内容及び政務活動との関連性を明らかにされたい。 補助参加人の主張済 丙Ｂ４１号証の１～２
1106		同	1,680	1,680		甲187-4	1,680				書籍の内容及び政務活動との関連性を明らかにされたい。 補助参加人の主張済 丙Ｂ４２号証
1107		同	2,415	2,415		甲187-5	0	返還があった。			
1108		同	1,500	1,500		甲187-6	1,500	題名（ワークシフト、ヒトはなぜ先延ばしをしてしまうのか、傷ついたあなたへ、サーバントリーダー「権力」ではない。「権威」を求めよ、現代思想、職員録、日本はスウェーデンになるべきか、プラグマティズムの作法）からして私的趣味または政治活動に基づく購入であることが強く推認される。どのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載も、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ないため、違法である。		現代思想は、私的趣味または政治活動に基づく購入であることが強く推認される。どのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載も、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ないため、違法である。	書籍の内容及び政務活動との関連性を明らかにされたい。 補助参加人の主張済

219

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1109		同	9,505	9,505		甲187-7	9,505			当該証拠に記載されていない書籍についての主張が記載されているので，確認して整理されたい。 平等と効率の福祉革命、アイデンティティと暴力、置かれた場所で咲きなさい、国際教育の課題と展望は、具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載がなく、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ない。県政に関するような事情は明らかではないため、違法である。	書籍の内容及び政務活動との関連性を明らかにされたい。 補助参加人の主張済 丙Ｂ４３号証
1110		同	1,890	1,890		甲187-8	1,890	平等と効率の福祉革命、アイデンティティと暴力、置かれた場所で咲きなさい、国際教育の課題と展望、ゼンリン地図については、具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載がなく、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ない。県政に関するような事情は明らかではないため、違法である。	当該書籍「栃木県職員録」については、政務調査実施に際して、それぞれの事案の調査研究のために県の各部局職員と協議をする必要性があり購入した。甲１８７－８の書籍は，各種の政務調査を行う上で必要な情報を収集する際の照会先である栃木県の各部局担当者を明確にし，直接問い合わせをする際の電話番号を調査するため購入したものであり，地方議会の議員としての政治活動全般に必要，有益な知識を得るために必要なものといえる。	職員録は、具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載がなく、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ない。県政に関するような事情は明らかではないため、違法である。	
1111		同	756	756		甲187-9	756	題名（ワークシフト、ヒトはなぜ先延ばしをしてしまうのか、傷ついたあなたへ、サーバントリーダー「権力」ではない。「権威」を求めよ、現代思想、職員録、日本はスウェーデンになるべきか、プラグマティズムの作法）からして私的趣味または政治活動に基づく購入であることが強く推認される。どのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載も、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ないため、違法である。	当該書籍「日本はスウェーデンになるべきか」については、医療行政や高齢者対策についての調査研究に取り組むに際して、高福祉国家であるスウェーデンという国を深く多面的に理解する必要性があり購入した。甲１８７－９の書籍は，医療行政に取り組むに当たり福祉国家であるスウェーデンについて研究するため購入したものであり，政務調査に必要，有益なものである。	日本はスウェーデンになるべきか、少子社会日本は、具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載がなく、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ない。県政に関するような事情は明らかではないため、違法である。	
1112		同	1,785	1,785		甲187-10	0	返還があった。			
1113		同	1,659	1,659		甲187-11	1,659	題名（ワークシフト、ヒトはなぜ先延ばしをしてしまうのか、傷ついたあなたへ、サーバントリーダー「権力」ではない。「権威」を求めよ、現代思想、職員録、日本はスウェーデンになるべきか、プラグマティズムの作法）からして私的趣味または政治活動に基づく購入であることが強く推認される。どのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載も、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ないため、違法である。	当該書籍「プラグマティズムの作法」については、中小企業の振興対策についての調査研究に取り組むに際して、景気の低迷など閉塞感を打開するための方策を見出す必要性があり購入した。中小企業の振興対策に取り組むに当たり景気低迷の打開策（甲１８７－１１）について研究するため購入したものであり，政務調査に必要，有益なものである。 丙Ｂ４４号証	プラグマティズムの作法は、具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載がなく、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ない。県政に関するような事情は明らかではないため、違法である。	書籍の内容及び政務活動との関連性を明らかにされたい。 補助参加人の主張済 丙Ｂ４４号証

220

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1114		同	12,285	12,285		甲187-12	12,285	平等と効率の福祉革命、アイデンティティと暴力、置かれた場所で咲きなさい、国際教育の課題と展望、ゼンリン地図については、具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載がなく、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ない。県政に関するような事情は明らかではないため、違法である。	当該書籍「ゼンリン地図」については、政務調査実施に際して、高根沢町におけるそれぞれの事案の調査研究に対して場所を特定する必要性から購入した。甲１８７－１２の書籍は、高根沢町において政務調査を実施するに当たり、問題となる事案が発生している場所を特定する必要があったことから購入したものであり、政務調査活動に必要な図書といえる。	ゼンリン地図については、具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載がなく、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ない。県政に関するような事情は明らかではないため、違法である。	
1115		みんなのクラブ	1,470	1,470		甲188-1	1,470	領収証から、そもそも書籍の名称が分からない（甲１８８－１）。 「地球の歩き方・香港」「ＪＴＢ時刻表」については（甲１８８－２）、会派の観光旅行のために購入したものと思われる。会派で、このような書籍を購入することからも観光旅行であることが裏付けられる。 題名からして私的趣味または政治活動に基づく購入であることが強く推認される。どのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載も、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ないため、違法である。	当該書籍「内部被曝の真実」、「地域再生の経済学」は、会派活動として、原発問題、地域再生問題に取り組む際、調査の必要性があり購入した（甲１８８－１）。当該書籍「地球の歩き方香港」、「JTB時刻表」については、香港との国際交流を図る際、調査の必要性があり購入した。（甲１８８－２）当該書籍「最新よくわかる！介護保険」、「〈図解〉介護保険の改正早わかり」、「TPP入門」については、介護保険及びTPP問題に取り組む際、調査の必要性があり購入した（甲１８８－３）。甲１８８－１～３の書籍は、それぞれ、原発問題・地域再生問題に取り組むに当たり調査するため（甲１８８－１），平成２４年６月実施の会派視察（甲１６５－１，２参照）に当たり事前調査するため（甲１８８－２），介護保険及びＴＰＰ問題に取り組むに当たり調査するため（甲１８８－３）に購入したものであり，政務調査活動に必要，有益な知識を得るために必要な図書，資料購入といえる。		
1116		同	2,934	2,934		甲188-2	2,934	同上			書籍と政務活動との関連性を明らかにされたい。 補助参加人の主張済
1117		同	3,675	3,675		甲188-3	3,675	同上			

221

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1118		同	11,550	11,550		甲188-4	11,550	具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載がなく、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ない。県政に関するような事情は明らかではないため、違法である。	当該書籍「塩谷町住宅地図」については、政務調査、特に現地調査をする際、必要性があり購入した（甲１８８－４）。 当該書籍「文藝春秋」平成２４年６月号については、「使途の内容」欄にもあるとおり、医療行政問題に取り組む際に、当該書籍における「大型企画よりよく生きるために最善の医療」という記事を参考にする必要性があり購入した（甲１８８－５）。 当該書籍「矢板市住宅地図」は、政務調査、特に現地調査をする際の必要性から購入した（甲１８８－６）。 当該書籍のうち、「地方自治職員研修」については、地方自治職員研修に取り組む際の必要性から購入した。 また、当該書籍のうち、「文藝春秋」平成２４年７月号については、産業基盤の整備と企業の立地促進に取り組む際に、当該書籍における「ものづくり日本の栄光と挫折」という記事を参考にする必要性があり購入した（甲１８８－７）。 当該書籍「救国の八策」については、会派活動として、政策論について調査する必要があり購入した（甲１８８－８）。 当該書籍「弁護士ナビとちぎ」については、政務調査、特に専門家への問い合わせの際、必要であり購入した（甲１８８－９）。 当該書籍「世界憲法集」については、政務調査、特に諸外国の憲法を調査する必要があり購入した（甲１８８－１０）。 当該書籍（「税と社会保障の抜本改革」）については、政務調査、特に税金と社会保障を調査する必要があり購入した（甲１８８－１１）。 当該書籍「日本工業経済新聞」については、各号に掲載されている県土整備行政、農林環境行政（農業土木）を調査する必要があり購入した（甲１８８－１２）。 当該書籍「自治六法」、「日本の医療制度」、「日本の財政」、「介護福祉業界」、「医療業界」、「都市防災学」、「観光振興と魅力あるまちづくり」、「都市計画まちづくり」については、法律、医療福祉制度、財政、まちづくりをそれぞれ調査する必要があり購入した（甲１８８－１３）。 当該書籍「模範六法」、「国会事故調査報告書」、「原発ゼロ社会へ」、「アメリカは日本経済の復活を知っている」、「戦後史の正体」、「戦後日本外交史」については、法律、外交、原発等各分野について調査する必要があり購入した（甲１８８－１４）。 当該書籍「総理の器量」については、政務調査、特に政治に関し調査する必要があり購入した（甲１８８－１５）。 当該書籍「アメリカは日本経済の復活を知っている」については、日本経済及び外交問題に関し調査する必要があり購入した（甲１８８－１６）。		
1119		同	840	840		甲188-5	840	文藝春秋平成２４年６月号、７月号については、具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載がない。県政に関するような事情は明らかではないため、違法である。			
1120		同	16,800	16,800		甲188-6	16,800	具体的にどのような調査研究に取り組むに際して、どのような必要性から購入したのかについての記載がなく、当該書籍に会派の調査研究に資する事項が記載された等の具体的な説明も一切ない。県政に関するような事情は明らかではないため、違法である。			
1121		同	1,640	1,640		甲188-7	1,640	同上			
1122		同	1,155	1,155		甲188-8	1,155	同上			書籍の内容と政務活動との関連性を明らかにされたい。 補助参加人の主張済 丙Ｂ４５号証
1123		同	1,260	1,260		甲188-9	1,260	同上			書籍の内容と政務活動との関連性を明らかにされたい。 補助参加人の主張済 丙Ｂ４６号証
1124		同	1,449	1,449		甲188-10	1,449	同上			書籍の内容と政務活動との関連性を明らかにされたい。 補助参加人の主張済 丙Ｂ４７号証
1125		同	2,100	2,100		甲188-11	2,100	同上			
1126		同	47,460	47,460		甲188-12	47,460	同上			

222

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1127		同	20,719	20,719		甲188-13	20,719	同上	甲１８８－４～１６の書籍は，それぞれ，塩谷町において現地調査するため（甲１８８－４），医療行政問題に取り組むに当たり「大型企画よりよく生きるために最善の医療」という記事を参考にするため（甲１８８－５），矢板市において現地調査するため（甲１８８－６），地方自治職員研修に取り組むに当たり参考にするため（甲１８８－７「地方自治職員研修」），産業基盤の整備と企業の立地促進に取り組むに当たり「ものづくり日本の栄光と挫折」という記事を参考にするため（甲１８８－７「文藝春秋平成２４年７月号」），会派活動として政策論について調査するため（甲１８８－８），政務調査をする際専門家へ問い合わせをするため（甲１８８－９），政務調査をする際諸外国の憲法を調査するため（甲１８８－１０），政務調査をする際税金と社会保障を調査するため（甲１８８－１１），県土整備行政・農林環境行政について調査するため（甲１８８－１２），法律・医療福祉制度・財政・まちづくりについて調査するため（甲１８８－１３），法律・外交・原発について調査するため（甲１８８－１４），政務調査をする際政治について調査するため（甲１８８－１５），日本経済及び外交問題について調査するため（甲１８８－１６）購入したものであり，政務調査活動及び政治活動に必要な図書，資料購入といえる。 No.1122，丙Ｂ４５号証 No.1123，丙Ｂ４６号証 No.1124，丙Ｂ４７号証 No.1128，丙Ｂ４８号証の１～６ No.1129，丙Ｂ４９号証		
1128		同	14,343	14,343		甲188-14	14,343	同上			書籍の内容及び政務活動との関連性を明らかにされたい。 補助参加人の主張済 丙Ｂ４８の１～６
1129		同	777	777		甲188-15	777	同上			書籍の内容及び政務活動との関連性を明らかにされたい。 補助参加人の主張済 丙Ｂ４９号証
1130		同	1,680	1,680		甲188-16	1,680	同上			
1131	広報費	相馬憲一便り作成費	500,000	250,000	50%	甲189-1	250,000	「後援会便り」作成費は、議員個人の後援会活動に関する経費であって、政務調査活動と全く関連性がないため、違法である。	「栃木県政務調査費マニュアルの運用について」（Ｚ２の５頁）によれば、広報費として認められる例として、「議員としての調査研究活動等の内容について、住民に報告することを前提に作成された報告書（県民からの意見等を収集、把握する手段、方法等が明示されていていつでも県民の意見を受信できるようになっている）及びこれらに類するものが挙げられている。「相馬憲一便り」（甲１８９－１ないし１８９－２）は、名称こそ後援会便りとなっているが、後援会会員のみならず多数の方に配布し、県政に対する意見聴取のため作成したものである。そのため、政務調査費の充当が認められる上記報告書に当たる。 No.1131，丙Ｂ５０号証		後援会だよりの現物を提出されたい。 丙Ｂ５０号証
1132		同	130,000	65,000	50%	甲189-2	65,000				

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1133		みんなのクラブ号外作成費	188,265	94,132	50%	甲189-3	94,132	みんなのクラブ「号外」が、具体的に、どのような内容であるか明らかでなく、政務調査活動との関連性が認められないため、違法である。	広報費として認められる例については同上。当該「号外」は、シャープ栃木工場の撤退を受けて、会派として緊急要望を知事あてに提出したという内容を住民に報告し、住民からの意見を聴取するものである。そのため、政務調査費の充当が認められる上記報告書に当たる。 丙Ｂ５１号証の１～２		同広報紙の現物を提出されたい。 丙Ｂ５１号証の１～２
1134		早川けい子送料	16,000	7,200	45%	甲190-1	7,200	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。 また、仮に一定の支出が認められるとしても、これらは県政報告に関する支出であるところ、会派及び議員の活動の多面性に照らせば、県政報告にも政務調査活動以外の活動が混在しているといえるので、上記支出にも政務調査活動以外の活動の経費が含まれている。 そして、県政報告のように政務調査活動と議員活動の区別が容易でない場合には政務調査活動として支出が可能な割合は全体の３分の１を限度と考えるべきであり（大阪高判１９・１２・２６参照）、それを超える支出は目的外支出であるため、違法である。	栃木県政務調査マニュアル（乙１）では、県政報告会、傍聴案内の作成などに要する経費は、議会活動報告としての意味を有するなど政務活動との関連性及び有用性を有する範囲内で、政務活動費を充当することが可能である。按分率は、政務活動実績表を基に最大５０％としている。		
1135		同	13,600	6,120	45%	甲190-2	6,120				
1136		同	1,600	720	45%	甲190-3	720				
1137		同	16,000	7,200	45%	甲190-4	7,200				
1138		同	16,000	7,200	45%	甲190-5	7,200				
1139		みんなのクラブ印刷費	91,980	45,990	50%	甲191-1,2	45,990	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。また、仮に一定の支出が認められるとしても、これらは県政報告に関する支出であるところ、会派及び議員の活動の多面性に照らせば、県政報告にも政務調査活動以外の活動が混在しているといえるので、上記支出にも政務調査活動以外の活動の経費が含まれている。栃木県内で起きた竜巻被害やシャープ工場縮小について縷々述べるが、これは政務調査以外の活動であり、ただの議員としての活動である。 そして、県政報告のように政務調査活動と議員活動の区別が容易でない場合には政務調査活動として支出が可能な割合は全体の３分の１を限度と考えるべきであり（大阪高判１９・１２・２６参照）、それを超える支出は目的外支出であるため、違法である。	みんなのクラブ広報誌（号外）は丙Ｂ１９，「さいとう淳一郎が取り組む矢板市の道づくり」は丙Ｂ２０のとおりである。		広報紙の現物を提出されたい。 丙Ｂ１９号証の１提出済
1140		同 送料	114,240	57,120	50%	甲191-3,4	57,120		当該「号外」は、シャープ栃木工場縮小に向けて、会派として緊急要望を知事あてに提出したという内容である。そのため、会派としての広報活動である。		広報紙の現物を提出されたい。 丙Ｂ１９号証の２提出済
1141		同 製本代	142,800	71,400	50%	甲191-5,6	71,400		当該「号外」は、県道矢板那須線矢板バイパスの２期工区工事発注に対し、会派として取り組みをしてきたという内容である。そのため、会派としての広報活動である。		
1142		同 折込代	54,516	27,258	50%	甲191-7,8	27,258				
1143		同	131,985	65,992	50%	甲191-9,10	65,992		当該「号外」は、矢板市が放射線指定廃棄物最終処分場候補地になったことを受けて、会派として緊急要望を環境大臣あてに提出したという内容である。そのため、会派としての広報活動である。		
1144		同 製本代	22,680	11,340	50%	甲191-11,12	11,340		当該「みんなのクラブ通信」は、これまで取り組んできた矢板市の道づくりについてのものであり、政務調査活動の一貫である。		
1145		増渕三津男 ホームページ更新料	50,000	25,000	50%	甲192	25,000	ホームページが県民の意見を聴取するためのものであるとするが、ホームページとは本来そのようなものではない。どのような内容のホームページで、どのように更新したのかも不明である。また、なぜ那須自然学校がホームページを更新するのかも不明である。 したがって、政務調査活動に必要な支出とは認められないため、違法である。	ホームページの内容は，丙Ｂ２１のとおりである。		ホームページの内容が分かるような書証を提出されたい。 丙Ｂ２１号証提出済

224

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目							原告が違法と主張する額	原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証				原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1146		相馬政二郵送代	12,680	4,983	#####	甲193-1	4,983	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。また、仮に一定の支出が認められるとしても、これらは県政報告に関する支出であるところ、会派及び議員の活動の多面性に照らせば、県政報告にも政務調査活動以外の活動が混在しているといえるので、上記支出にも政務調査活動以外の活動の経費が含まれている。 そして、県政報告のように政務調査活動と議員活動の区別が容易でない場合には政務調査活動として支出が可能な割合は全体の３分の１を限度と考えるべきであり、（大阪高判１９・１２・２６参照）、それを超える支出は目的外支出であるため、違法である。	甲１９３－１，２，３の郵送代は，平成２４年３月６日開催の予算特別委員会における相馬議員の質問内容及びそれに関する新聞記事等をまとめた「相馬政二県議の活動報告（第２号）」（丙Ｂ１）を後援会会員，要望者及び調査協力者へ送付するために支払ったものであり，県政報告に関する支出である。原告は按分率について，大阪高判１９．１２．２６を引用して３分の１を限度と考えるべきと主張するが，大阪高判１９．１２．２６は広報費について判示したものではなく，また，寝屋川市と栃木県では使途基準の定め方も異なるため，本件には妥当しない。この点，宇都宮地裁２９．６．２９は，調査研究の前提として必要とされる広報活動に該当する部分と，議員個人の宣伝や後援会活動，政党活動，選挙活動に該当する部分が併存する場合，「特段の事情が立証されない限りは，５０％で按分し，その限度を超えた支出は違法」と判示している。そして，上記「相馬政二県議の活動報告（第２号）」のうち，調査研究の前提として必要とされる広報活動に該当する部分は，紙面全体の約５割以上を占めており，按分率も３９．３０％，２８．１６％，３７．６８％と５０％以内に計上しているのだから，目的外支出には当たらない。		
1147		同	1,360	382	#####	甲193-2	382				
1148		同	19,395	7,308	#####	甲193-3	7,308				
1149		同	14,000	4,312	#####	甲193-4	4,312		甲１９３－４，５の郵送代は，平成２４年１２月２１日開催の本会議において，相馬議員が一般質問を予定していることを後援会会員，要望者及び調査協力者へ告知するためにハガキを送付した際に支払ったものであり，県政報告に関する支出である。広報費の按分率について，前記のように，宇都宮地裁２９．６．２９は「特段の事情が立証されない限りは，５０％で按分」と判示しているところ，上記ハガキは全て送付してしまっており，調査研究の前提として必要とされる広報活動に該当する部分の紙面全体に占める割合は定かではないが，按分率は３０．８０％と５０％以内に計上しているのだから，目的外支出には当たらない。		
1150		同	10,000	3,080	#####	甲193-5	3,080				

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1151		同　　ダビング代	21,000	7,362	#####	甲193-6,7	7,362		甲１９３－６，７，８，９のダビング代は，平成２４年１２月２１日開催の本会議における相馬議員の一般質問（丙Ｂ２）を撮影した映像をＤＶＤ（丙Ｂ３）にダビングするため支払ったものである。ダビングの目的は，県政改善要望について相馬議員がどのように政策提言したのかを要望者に報告すること及び一般質問の様子を知ってもらい更に要望を吸い上げることにあり，当該支出は県政報告に関する支出である。広報費の按分率について，前記のように，宇都宮地裁２９．６．２９は「特段の事情が立証されない限りは，５０％で按分」と判示しているところ，調査研究の前提として必要とされる広報活動に該当する部分は，上記ＤＶＤ全体の約９割以上を占めており，按分率も３５．０６％，４８．５１％と５０％以内に計上しているのだから，目的外支出には当たらない。		現物を提出されたい。 丙Ｂ３号証提出済
1152		同	21,000	10,187	#####	甲193-8,9	10,187				
1153		鶴見大祐「みんなのクラブ通信」作成費	398,200	199,100	50%	甲194-1	199,100	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。また、仮に一定の支出が認められるとしても、これらは県政報告に関する支出であるところ、会派及び議員の活動の多面性に照らせば、県政報告にも政務調査活動以外の活動が混在しているといえるので、上記支出にも政務調査活動外の活動の経費が含まれている。 そして、県政報告のように政務調査活動と議員活動の区別が容易でない場合には政務調査活動として支出が可能な割合は全体の３分の１を限度と考えるべきであり（大阪高判１９・１２・２６参照）、それを超える支出は目的外支出であるため、違法である。	当該「みんなのクラブ通信」は、後援会会員のみならず不特定多数の市民に配布するもので、県政に対する意見聴取を考慮し会派の政策要望等に反映させるために作成された。 丙Ｂ５２号証の１～２		広報紙の現物を提出されたい。 丙Ｂ５２号証の１～２
1154		鶴見大祐ポスティング代	80,000	40,000	50%	甲194-2	40,000				広報紙の現物を提出されたい。 同上
1155		同	80,000	40,000	50%	甲194-3	40,000				広報紙の現物を提出されたい。 同上
1156		同	200,000	100,000	50%	甲194-4	100,000				広報紙の現物を提出されたい。 同上
1157		同	200,000	100,000	50%	甲194-5	100,000				広報紙の現物を提出されたい。 同上
1158		渡辺さちこ送料	106,080	37,216	35%	甲195-1	37,216	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。また、仮に一定の支出が認められるとしても、これらは県政報告に関する支出であるところ、会派及び議員の活動の多面性に照らせば、県政報告にも政務調査活動以外の活動が混在しているといえるので、上記支出にも政務調査活動以外の活動の経費が含まれている。 そして、県政報告のように政務調査活動と議員活動の区別が容易でない場合には政務調査活動として支出が可能な割合は全体の３分の１を限度と考えるべきであり（大阪高判１９・１２・２６参照）、それを超える支出は目的外支出であるため、違法である。	栃木県政務調査費マニュアル（乙１）に沿って支出した。 丙Ｂ５３号証		広報紙の現物を提出されたい。 丙Ｂ５３号証
1159		同	540	216	40%	甲195-2	216				広報紙の現物を提出されたい。 同上
1160		同	8,400	3,360	40%	甲195-3	3,360				広報紙の現物を提出されたい。 同上
1161		同　　チラシ作成費	5,250	2,100	40%	甲195-4	2,100				広報紙の現物を提出されたい。 同上
1162		同	31,500	12,000	40%	甲195-5	12,000				広報紙の現物を提出されたい。 同上
1163		角田まさのぶ印刷	52,500	26,250	50%	甲196	0	返還があった。			

226

別紙４－５

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1164	事務費	中川幹雄印刷機リース代	11,088	5,544	50%	甲197-1	5,544	「証拠書類の添付様式」では、単に按分割合５０％と記載されるのみで、具体的な使用実績の割合に基づく按分がなされていない。マニュアルでは使用実績の割合に基づく按分がなされるべきことが規定されているところ、按分率のみの記載では、使用実績が全く不明である。 このような根拠なき按分では、調査研究活動に用いられたものと到底認められない。調査研究活動との関連性及び具体的な按分の根拠が示されない限り、違法な支出と言わざるを得ないため、違法である。 「証拠書類の添付様式」では、単に按分割合５０％と記載されるのみで、具体的な使用実績の割合に基づく按分がなされていない。マニュアルでは使用実績の割合に基づく按分がなされるべきことが規定されているところ、按分率のみの記載では、使用実績が全く不明である。 このような根拠なき按分では、調査研究活動に用いられたものと到底認められない。調査研究活動との関連性及び具体的な按分の根拠が示されない限り、違法な支出と言わざるを得ないため、違法である。	按分率については、按分した額をもって政務調査費とすべき場合、特段の資料がない限り、例えば政務調査活動とそれ以外の２つの目的のために支出した場合には、２分の１とするなど、社会通念に従った相当な割合をもって政務調査費を確定すべきである（仙台高判平１９．４．２６裁判所ウェブサイト）。 また、印刷機、コピー機、電話等事務機類は、政務調査活動のために日常的に必要なものであり、「事務費」として認められる。		
1165		同　コピー機リース代	17,850	8,925	50%	甲197-2	8,925				
1166		同	17,325	8,662	50%	甲197-3	8,662				
1167		同	17,325	8,662	50%	甲197-4	8,662				
1168		同	17,325	8,662	50%	甲197-5	8,662				
1169		同	17,325	8,662	50%	甲197-6	8,662				
1170		同	17,325	8,662	50%	甲197-7	8,662				
1171		同	17,325	8,662	50%	甲197-8	8,662				
1172		同	17,325	8,662	50%	甲197-9	8,662				
1173		同	17,325	8,662	50%	甲197-10	8,662				
1174		同	17,325	8,662	50%	甲197-11	8,662				
1175		同	17,325	8,662	50%	甲197-12	8,662				
1176		同	17,325	8,662	50%	甲197-13	8,662				
1177		相馬憲一電話代	11,090	5,545	50%	甲197-14, 15	3,999		同上	甲１９７の１４，１５に係る支出のうち，電話代１５４６円については，監査請求の対象となっていないと思われるので確認されたい（監査請求では相馬幸子名義の３９９９円分の支出のみを問題としているように思われる）。 電話代１５４６円につい[illegible]	
1178		相馬幸子ＦＡＸ代	8,113	4,056	50%	甲198-1	4,056	相馬幸子宛ての領収書であり（甲１９８－１～７），相馬憲一議員が支払った事実は認められず、政務調査費を充当することは許されないため、違法である。	甲１９８－１ないし７「使途の内容」欄にも記載しているが，相馬幸子名義を事務所にて使用しているため相馬憲一が支払いを行っている。按分比率に関しては同上。 No.1179，丙Ｂ５４号証の１ No.1180，丙Ｂ５４号証の２ No.1181，丙Ｂ５４号証の３ No.1182，丙Ｂ５４号証の４ No.1183，丙Ｂ５４号証の５		相馬議員が当該支出をしたことを裏付ける証拠を提出されたい。
1179		同	8,013	4,006	50%	甲198-2	4,006				同上 丙Ｂ５４号証の１
1180		同	8,175	4,087	50%	甲198-3	4,087				同上 丙Ｂ５４号証の２
1181		同	8,073	4,036	50%	甲198-4	4,036				同上 丙Ｂ５４号証の３
1182		同	8,048	4,024	50%	甲198-5	4,024				同上 丙Ｂ５４号証の４
1183		同	8,005	4,002	50%	甲198-6	4,002				同上 丙Ｂ５４号証の５
1184		同	8,076	4,038	50%	甲198-7	4,038				同上
1185		角田まさのぶ印刷代	96,010	48,005	50%	甲199-1	48,005	「証拠書類の添付様式」では、単に按分割合５０％と記載されるのみで、具体的な使用実績の割合に基づく按分がなされていない。マニュアルでは使用実績の割合に基づく按分がなされるべきことが規定されているところ、按分率のみの記載では、使用実績が全く不明である。 このような根拠なき按分では、調査研究活動に用いられたものと到底認められない。調査研究活動との関連性及び具体的な按分の根拠が示されない限り、違法な支出と言わざるを得ないため、違法である。	政務活動の印刷物とハガキを使って活動の報告（周知）をしたものである。按分比率に関しては同上。		
1186		同 葉書代	32,500	16,250	50%	甲199-2	16,250		県政報告と県民との意見交換のための案内に要した費用であり、政務活動関連の事務費である。按分比率に関しては同上。		

227

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1187		同　　パソコン代	170,000	85,000	50%	甲199-3	85,000	「証拠書類の添付様式」では、単に按分割合５０％と記載されるのみで、パソコンの具体的な使用実績の割合に基づく按分がなされていない。マニュアルでは使用実績の割合に基づく按分がなされるべきことが規定されているところ、按分率のみの記載では、使用実績が全く不明である。 このような根拠なき按分では、調査研究活動に用いられたものと到底認められない。調査研究活動との関連性及び具体的な按分の根拠が示されない限り、違法な支出と言わざるを得ないため、違法である。 加えて、１０万円以上の物品の購入は、その金額が高額であることからすれば、資産の形成につながるものであり、政務調査費の充当は認めるべきではないため、違法である。	当該パソコンは、政務活動に使用する機器として購入した。政務活動以外では使用していないため、資産の形成には繋がらない。		
1188		みんなのクラブ封筒代	220,000	110,000	50%	甲200-1	110,000	「証拠書類の添付様式」では、単に按分割合５０％と記載されるのみで、具体的な使用実績の割合に基づく按分がなされていない。マニュアルでは使用実績の割合に基づく按分がなされるべきことが規定されているところ、按分率のみの記載では、使用実績が全く不明である。 このような根拠なき按分では、調査研究活動に用いられたものと到底認められない。調査研究活動との関連性及び具体的な按分の根拠が示されない限り、違法な支出と言わざるを得ないため、違法である。	政務活動の書類を郵送するために購入している。みんなのクラブとして、政治活動の報告等を行う際に使用した。按分に関しては同上。		
1189		同　　HP管理費	277,860	139,192	50%	甲200-2	139,192		県政報告等政務活動の一環としてＨＰにて情報を発信する中でその管理として管理費支出した。案分に関しては同上。		
1190	人件費	増渕美津男人件費	63,000	63,000		甲201-1	63,000	「書類作成」や「観光振興」「書類整理」などの抽象的な記載しかなく、人件費が政務調査費として支出が認められるのは、あくまでも会派の調査研究活動を補助するための人的経費にあたる給料、手当、社会保険料、賃金等のみであって、政党活動、選挙活動、後援会活動、私的経費に対し政務調査費として支出することは認められない。議員が人を雇うのはまずこうした政治活動の補助のためであり、政務調査のためどうしても人手が必要であるとすれば、臨時に雇うのが通常想定される政務調査のための人件費である。マニュアルにおいても、調査研究活動に従事する平均時間、日数等の実績に寄り按分すべきとされているのであり、政務調査費に従事した実績を示して政務調査費への按分率を定めていない限り、違法な支出である。 会派から提出されている勤務実績表は、実際になされた政務調査活動が何であり、その職員がそのために何をし、全体の就労時間内でどれだけをそのために費やしたかのかおよそ判断できるものではない。このような具体的な内容が判断できる程度に示されていない以上、政務調査費としての支出として使途基準に適合するものではないため、違法である。 補助業務内容の記載に具体性がなく、実際にどのような業務を行ったのか不明であり使途基準との適合性を判断できないため、違法である。	人件費については、栃木県政務調査費マニュアル（乙１の９、１２頁）の規定に則り、会派の調査研究活動を補助する者を雇用するため経費として支出している。なお、①事務職員を他の活動にも従事させている場合には、調査研究活動に従事する平均時間、日数等により按分し、②調査研究活動に専従している場合全額を政務調査費から支出できるとしており（乙１）、政務調査活動実績により按分率を算出し、原則２分の１を上限に充当している。		契約書を提出されたい。
1191		同	60,000	60,000		甲201-2	60,000				同上
1192		同	60,000	60,000		甲201-3	60,000				同上
1193		同	60,000	60,000		甲201-4	60,000				同上
1194		同	56,000	56,000		甲201-5	56,000				同上
1195		同	53,000	53,000		甲201-6	53,000				同上
1196		同	62,000	62,000		甲201-7	62,000				同上
1197		同	64,000	64,000		甲201-8	64,000				同上
1198		同	55,000	55,000		甲201-9	55,000				同上
1199		同	63,000	63,000		甲201-10	63,000				同上
1200		同	60,000	60,000		甲201-11	60,000				同上
1201		同	62,000	62,000		甲201-12	62,000				同上

228

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1202		中川幹雄人件費	170,000	85,000	50%	甲202-1	85,000	現地調査同行、資料収集など抽象的な記載しかなく、会派から提出されている勤務実績表は、実際になされた政務調査活動が何であり、その職員がそのために何をし、全体の就労時間内でどれだけをそのために費やしたかのかおよそ判断できるものではない。このような具体的な内容が判断できる程度に示されていない以上、政務調査費としての支出として使途基準に適合するものではないため、違法である。 業務内容の記載に具体性がなく、実際にどのような業務を行ったのか不明であり使途基準との適合性を判断できないため、違法である。	人件費については、栃木県政務調査費マニュアル（乙１の９、１２頁）の規定に則り、会派の調査研究活動を補助する者を雇用するため経費として支出している。なお、①事務職員を他の活動にも従事させている場合には、調査研究活動に従事する平均時間、日数等により按分し、②調査研究活動に専従している場合全額を政務調査費から支出できるとしており（乙１）、政務調査活動実績により按分率を算出し、原則２分の１を上限に充当している。 丙Ｂ５５号証		契約書を提出されたい。 丙Ｂ５５号証
1203		同	170,000	85,000	50%	甲202-2	85,000				同上
1204		同	170,000	85,000	50%	甲202-3	85,000				同上
1205		同	170,000	85,000	50%	甲202-4	85,000				同上
1206		同	170,000	85,000	50%	甲202-5	85,000				同上
1207		同	170,000	85,000	50%	甲202-6	85,000				同上
1208		同	170,000	85,000	50%	甲202-7	85,000				同上
1209		同	170,000	85,000	50%	甲202-8	85,000				同上
1210		同	170,000	85,000	50%	甲202-9	85,000				同上
1211		同	170,000	85,000	50%	甲202-10	85,000				同上
1212		同	170,000	85,000	50%	甲202-11	85,000				同上
1213		同	170,000	85,000	50%	甲202-12	85,000				同上
1214		渡辺さちこ人件費	80,000	80,000		甲203-1	80,000	月ごとに、日給１万円であったり時間給９００円となっており、不自然な出勤簿になっている。 会派から提出されている勤務実績表は、実際になされた政務調査活動が何であり、その職員がそのために何をし、全体の就労時間内でどれだけをそのために費やしたかのかおよそ判断できるものではない。このような具体的な内容が判断できる程度に示されていない以上、政務調査費としての支出として使途基準に適合するものではないため、違法である。 業務内容の記載に具体性がなく、実際にどのような業務を行ったのか不明であり使途基準との適合性を判断できないため、違法である。	人件費については、栃木県政務調査費マニュアル（乙１の９、１２頁）の規定に則り、会派の調査研究活動を補助する者を雇用するため経費として支出している。なお、①事務職員を他の活動にも従事させている場合には、調査研究活動に従事する平均時間、日数等により按分し、②調査研究活動に専従している場合全額を政務調査費から支出できるとしており（乙１）、政務調査活動実績により按分率を算出し、原則２分の１を上限に充当している。		
1215		同	50,000	50,000		甲203-2	50,000				
1216		同	15,750	15,750		甲203-3	15,750				
1217		同	100,000	100,000		甲203-4	100,000				
1218		同	27,900	27,900		甲203-5	27,900				
1219		同	100,000	100,000		甲203-6	100,000				
1220		同	23,400	23,400		甲203-7	23,400				
1221		同	120,000	120,000		甲203-8	120,000				
1222		同	130,000	130,000		甲203-9	130,000				
1223		同	22,500	22,500		甲203-10	22,500				
1224		同	90,000	90,000		甲203-11	90,000				
1225		同	25,200	25,200		甲203-12	25,200				
1226		同	120,000	120,000		甲203-13	120,000				
1227		同	33,750	33,750		甲203-14	33,750				
1228		同	110,000	110,000		甲203-15	110,000				
1229		同	15,300	15,300		甲203-16	15,300				
1230		同	100,000	100,000		甲203-17	100,000				
1231		同	100,000	100,000		甲203-18	100,000				
1232		同	14,400	14,400		甲203-19	14,400				
1233		同	70,000	70,000		甲203-20	70,000				
1234		同	36,900	36,900		甲203-21	36,900				
1235		同	32,400	32,400		甲203-22	32,400				
1236		同	9,600	9,600		甲203-23	9,600				
1237		同	36,000	36,000		甲203-24	36,000				
1238		同	110,000	110,000		甲203-25	110,000				

622

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1239		早川けいこ人件費	55,250	55,250		甲204-1	55,250	「現地調査」「資料整理」など、会派から提出されている勤務実績表は、実際になされた政務調査活動が何であり、その職員がそのために何をし、全体の就労時間内でどれだけをそのために費やしたかのかおよそ判断できるものではない。このような具体的な内容が判断できる程度に示されていない以上、政務調査費としての支出として使途基準に適合するものではないため、違法である。 業務内容の記載に具体性がなく、実際にどのような業務を行ったのか不明であり使途基準との適合性を判断できないため、違法である。	人件費については、栃木県政務調査費マニュアル（乙１の９、１２頁）の規定に則り、会派の調査研究活動を補助する者を雇用するため経費として支出している。なお、①事務職員を他の活動にも従事させている場合には、調査研究活動に従事する平均時間、日数等により按分し、②調査研究活動に専従している場合全額を政務調査費から支出できるとしており（乙１）、政務調査活動実績により按分率を算出し、原則２分の１を上限に充当している。 丙Ｂ５６号証の１～２		実績書を提出されたい。 事務員が２名いるものとうかがわれるので，それぞれの対応関係も明らかにされたい。 丙Ｂ５６号証の１～２
1240		同	48,000	48,000		甲204-2	48,000				同上
1241		同	57,800	57,800		甲204-3	57,800				同上
1242		同	49,000	49,000		甲204-4	49,000				同上
1243		同	59,500	59,500		甲204-5	59,500				同上
1244		同	49,000	49,000		甲204-6	49,000				同上
1245		同	62,050	62,050		甲204-7	62,050				同上
1246		同	49,000	49,000		甲204-8	49,000				同上
1247		同	54,400	54,400		甲204-9	54,400				同上
1248		同	77,000	77,000		甲204-10	77,000				同上
1249		同	52,700	52,700		甲204-11	52,700				同上
1250		同	67,000	67,000		甲204-12	67,000				同上
1251		同	56,100	56,100		甲204-13	56,100				同上
1252		同	61,000	61,000		甲204-14	61,000				同上
1253		同	48,450	48,450		甲204-15	48,450				同上
1254		同	73,000	73,000		甲204-16	73,000				同上
1255		同	42,500	42,500		甲204-17	42,500				同上
1256		同	79,000	79,000		甲204-18	79,000				同上
1257		同	45,900	45,900		甲204-19	45,900				同上
1258		同	51,000	51,000		甲204-20	51,000				同上
1259		同	47,600	47,600		甲204-21	47,600				同上
1260		同	48,000	48,000		甲204-22	48,000				同上
1261		同	56,100	56,100		甲204-23	56,100				同上
1262		同	59,000	59,000		甲204-24	59,000				同上

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1263		鶴見大祐人件費	150,000	150,000		甲205-1	150,000	「医療行政に関する資料収集」「自然エネルギーに関する資料収集」など、会派から提出されている勤務実績表は、実際になされた政務調査活動が何であり、その職員がそのために何をし、全体の就労時間内でどれだけをそのために費やしたかのかおよそ判断できるものではない。 このような具体的な内容が判断できる程度に示されていない以上、政務調査費としての支出として使途基準に適合するものではないため、違法である。 業務内容の記載に具体性がなく、実際にどのような業務を行ったのか不明であり使途基準との適合性を判断できないため、違法である。	人件費については、栃木県政務調査費マニュアル（乙１の９、１２頁）の規定に則り、会派の調査研究活動を補助する者を雇用するため経費として支出している。なお、①事務職員を他の活動にも従事させている場合には、調査研究活動に従事する平均時間、日数等により按分し、②調査研究活動に専従している場合全額を政務調査費から支出できるとしており（乙１）、政務調査活動実績により按分率を算出し、原則２分の１を上限に充当している。		
1264		同	150,000	150,000		甲205-2	150,000				
1265		同	150,000	150,000		甲205-3	150,000				
1266		同	150,000	150,000		甲205-4	150,000				
1267		同	150,000	150,000		甲205-5	150,000				
1268		同	150,000	150,000		甲205-6	150,000				
1269		同	150,000	150,000		甲205-7	150,000				
1270		同	150,000	150,000		甲205-8	150,000				
1271		同	150,000	150,000		甲205-9	150,000				
1272		同	150,000	150,000		甲205-10	150,000				
1273		同	150,000	150,000		甲205-11	150,000				
1274		同	150,000	150,000		甲205-12	150,000				
1275		相馬政二人件費	66,000	66,000		甲206-1	66,000	「地域振興対策」「観光の振興対策」など、会派から提出されている勤務実績表は、実際になされた政務調査活動が何であり、その職員がそのために何をし、全体の就労時間内でどれだけをそのために費やしたかのかおよそ判断できるものではない。このような具体的な内容が判断できる程度に示されていない以上、政務調査費としての支出として使途基準に適合するものではないため、違法である。 業務内容の記載に具体性がなく、実際にどのような業務を行ったのか不明であり使途基準との適合性を判断できないため、違法である。	人件費については、栃木県政務調査費マニュアル（乙１の９、１２頁）の規定に則り、会派の調査研究活動を補助する者を雇用するため経費として支出している。なお、①事務職員を他の活動にも従事させている場合には、調査研究活動に従事する平均時間、日数等により按分し、②調査研究活動に専従している場合全額を政務調査費から支出できるとしており（乙１）、政務調査活動実績により按分率を算出し、原則２分の１を上限に充当している。 契約書は丙Ｂ５７号証 一般質問は丙Ｂ２号証及び丙Ｂ３号証提出済		
1276		同	72,000	72,000		甲206-2	72,000				
1277		同	73,500	73,500		甲206-3	73,500				
1278		同	72,000	72,000		甲206-4	72,000				
1279		同	63,000	63,000		甲206-5	63,000				
1280		同	75,000	75,000		甲206-6	75,000				
1281		同	75,000	75,000		甲206-7	75,000				
1282		同	66,000	66,000		甲206-8	66,000				契約書を提出されたい。 甲２０６の８に記載されている「一般質問」とは何か明らかにされたい。 契約書は丙Ｂ５７号証 一般質問は丙Ｂ２号証及び丙Ｂ３号証提出済
1283		同	43,500	43,500		甲206-9	43,500				契約書を提出されたい。 甲２０６の９に記載されている「一般質問」とは何か明らかにされたい。 同上
1284		同	72,000	72,000		甲206-10	72,000				
1285		同	73,500	73,500		甲206-11	73,500				
1286		同	75,000	75,000		甲206-12	75,000				
1287		佐原吉大人件費	300,000	150,000	50%	甲207-1	150,000	「政務調査報告書作成」「県政経営行政について資料取りまとめ」など、会派から提出されている勤務実績表は、実際になされた政務調査活動が何であり、その職員がそのために何をし、全体の就労時間内でどれだけをそのために費やしたかのかおよそ判断できるものではない。このような具体的な内容が判断できる程度に示されていない以上、政務調査費としての支出として使途基準に適合するものではないため、違法である。 業務内容の記載に具体性がなく、実際にどのような業務を行ったのか不明であり使途基準との適合性を判断できないため、違法である。	人件費については、栃木県政務調査費マニュアル（乙１の９、１２頁）の規定に則り、会派の調査研究活動を補助する者を雇用するため経費として支出している。なお、①事務職員を他の活動にも従事させている場合には、調査研究活動に従事する平均時間、日数等により按分し、②調査研究活動に専従している場合全額を政務調査費から支出できるとしており（乙１）、政務調査活動実績により按分率を算出し、原則２分の１を上限に充当している。		
1288		同	300,000	150,000	50%	甲207-2	150,000				
1289		同	300,000	150,000	50%	甲207-3	150,000				
1290		同	300,000	150,000	50%	甲207-4	150,000				
1291		同	300,000	150,000	50%	甲207-5	150,000				
1292		同	300,000	150,000	50%	甲207-6	150,000				
1293		同	300,000	150,000	50%	甲207-7	150,000				
1294		同	300,000	150,000	50%	甲207-8	150,000				
1295		同	300,000	150,000	50%	甲207-9	150,000				
1296		同	300,000	150,000	50%	甲207-10	150,000				
1297		同	300,000	150,000	50%	甲207-11	150,000				
1298		同	300,000	150,000	50%	甲207-12	150,000				

231

別紙4－5

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1299		齋藤淳一郎人件費	98,400	98,400		甲208-1	98,400	「資料整理（新聞記事等のクリッピング）」に１日に８時間や１０時間も政務調査を行ったとしている。そのこと自体が不自然である。 会派から提出されている勤務実績表は、実際になされた政務調査活動が何であり、その職員がそのために何をし、全体の就労時間内でどれだけをそのために費やしたかのかおよそ判断できるものではない。このような具体的な内容が判断できる程度に示されていない以上、政務調査費としての支出として使途基準に適合するものではないため、違法である。 業務内容の記載に具体性がなく、実際にどのような業務を行ったのか不明であり使途基準との適合性を判断できないため、違法である。	人件費については、栃木県政務調査費マニュアル（乙１の９、１２頁）の規定に則り、会派の調査研究活動を補助する者を雇用するため経費として支出している。なお、①事務職員を他の活動にも従事させている場合には、調査研究活動に従事する平均時間、日数等により按分し、②調査研究活動に専従している場合全額を政務調査費から支出できるとしており（乙１）、政務調査活動実績により按分率を算出し、原則２分の１を上限に充当している。 丙Ｂ５８号証の１～５		契約書を提出されたい。 また、事務員が複数名いる場合には、その対応関係も明らかにされたい。 丙Ｂ５８号証の１～５
1300		同	120,000	120,000		甲208-2	120,000				
1301		同	136,800	136,800		甲208-3	136,800				
1302		同	124,800	124,800		甲208-4	124,800				
1303		同	59,200	59,200		甲208-5	59,200				
1304		同	74,400	74,400		甲208-6	74,400				
1305		同	77,600	77,600		甲208-7	77,600				
1306		同	67,200	67,200		甲208-8	67,200				
1307		同	77,600	77,600		甲208-9	77,600				
1308		同	68,800	68,800		甲208-10	68,800				
1309		同	75,200	75,200		甲208-11	75,200				
1310		同	64,800	64,800		甲208-12	64,800				
1311		同	66,400	66,400		甲208-13	66,400				
1312		同	79,200	79,200		甲208-14	79,200				
1313		同	83,200	83,200		甲208-15	83,200				
1314		同	40,800	40,800		甲208-16	40,800				
1315		同	70,400	70,400		甲208-17	70,400				
1316		同	68,800	68,800		甲208-18	68,800				
1317		同	50,400	50,400		甲208-19	50,400				
1318		同	92,000	92,000		甲208-20	92,000				
1319		神林秀治人件費	120,000	120,000		甲209-1	120,000	「県行政の総合的企画について」「中小企業の振興対策について」など、会派から提出されている勤務実績表は、実際になされた政務調査活動が何であり、その職員がそのために何をし、全体の就労時間内でどれだけをそのために費やしたかのかおよそ判断できるものではない。このような具体的な内容が判断できる程度に示されていない以上、政務調査費としての支出として使途基準に適合するものではないため、違法である。 業務内容の記載に具体性がなく、実際にどのような業務を行ったのか不明であり使途基準との適合性を判断できないため、違法である。	人件費については、栃木県政務調査費マニュアル（乙１の９、１２頁）の規定に則り、会派の調査研究活動を補助する者を雇用するため経費として支出している。なお、①事務職員を他の活動にも従事させている場合には、調査研究活動に従事する平均時間、日数等により按分し、②調査研究活動に専従している場合全額を政務調査費から支出できるとしており（乙１）、政務調査活動実績により按分率を算出し、原則２分の１を上限に充当している。		
1320		同	112,000	112,000		甲209-2	112,000				
1321		同	128,000	128,000		甲209-3	128,000				
1322		同	126,000	126,000		甲209-4	126,000				
1323		同	120,000	114,000		甲209-5	114,000				
1324		同	120,000	120,000		甲209-6	120,000				
1325		同	134,000	134,000		甲209-7	134,000				
1326		同	144,000	144,000		甲209-8	144,000				
1327		同	117,000	117,000		甲209-9	117,000				
1328		同	112,000	112,000		甲209-10	112,000				
1329		同	120,000	120,000		甲209-11	120,000				
1330		同	128,000	128,000		甲209-12	128,000				
1331		用田まさのぶ人件費	150,000	150,000		甲210-1	150,000	「交通対策について」「災害対策について」など、会派から提出されている勤務実績表は、実際になされた政務調査活動が何であり、その職員がそのために何をし、全体の就労時間内でどれだけをそのために費やしたかのかおよそ判断できるものではない。このような具体的な内容が判断できる程度に示されていない以上、政務調査費としての支出として使途基準に適合するものではないため、違法である。 業務内容の記載に具体性がなく、実際にどのような業務を行ったのか不明であり使途基準との適合性を判断できないため、違法である。	人件費については、栃木県政務調査費マニュアル（乙１の９、１２頁）の規定に則り、会派の調査研究活動を補助する者を雇用するため経費として支出している。なお、①事務職員を他の活動にも従事させている場合には、調査研究活動に従事する平均時間、日数等により按分し、②調査研究活動に専従している場合全額を政務調査費から支出できるとしており（乙１）、政務調査活動実績により按分率を算出し、原則２分の１を上限に充当している。		
1332		同	150,000	150,000		甲210-2	150,000				
1333		同	150,000	150,000		甲210-3	150,000				
1334		同	150,000	150,000		甲210-4	150,000				
1335		同	150,000	150,000		甲210-5	150,000				
1336		同	150,000	150,000		甲210-6	150,000				
1337		同	150,000	150,000		甲210-7	150,000				
1338		同	150,000	150,000		甲210-8	150,000				
1339		同	150,000	150,000		甲210-9	150,000				
1340		同	150,000	150,000		甲210-10	150,000				
1341		同	150,000	150,000		甲210-11	150,000				
1342		同	150,000	150,000		甲210-12	150,000				

232

別紙４－５

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表（みんなのクラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所の求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告に対する求釈明	被告・補助参加人に対する求釈明
1343		担馬憲一人件費	150,000	150,000		甲211-1	150,000	「社会福祉対策について」「都市計画事業について」など、会派から提出されている勤務実績表は、実際になされた政務調査活動が何であり、その職員がそのために何をし、全体の就労時間内でどれだけをそのために費やしたかのかおよそ判断できるものではない。このような具体的な内容が判断できる程度に示されていない以上、政務調査費としての支出として使途基準に適合するものではないため、違法である。 業務内容の記載に具体性がなく、実際にどのような業務を行ったのか不明であり使途基準との適合性を判断できないため、違法である。	人件費については、栃木県政務調査費マニュアル（乙１の９、１２頁）の規定に則り、会派の調査研究活動を補助する者を雇用するため経費として支出している。なお、①事務職員を他の活動にも従事させている場合には、調査研究活動に従事する平均時間、日数等により按分し、②調査研究活動に専従している場合全額を政務調査費から支出できるとしており（乙１）、政務調査活動実績により按分率を算出し、原則２分の１を上限に充当している。 （丙Ｂ２２，同２３，２４）		
1344		同	150,000	150,000		甲211-2	150,000				
1345		同	150,000	150,000		甲211-3	150,000				
1346		同	150,000	150,000		甲211-4	150,000				
1347		同	150,000	150,000		甲211-5	150,000				
1348		同	150,000	150,000		甲211-6	150,000				
1349		同	150,000	150,000		甲211-7	150,000				
1350		同	150,000	150,000		甲211-8	150,000				
1351		同	150,000	150,000		甲211-9	150,000				
1352		同	150,000	150,000		甲211-10	150,000				
1353		同	150,000	150,000		甲211-11	150,000				
1354		同	150,000	150,000		甲211-12	150,000				
1355		同	150,000	150,000		甲211-13	0			証拠上，１３４３番以降（甲２１１の１以降）の支出に関する証拠であるとうかがわれ，甲２１１の１３以降の支出については別途計上することはできないのではないか確認されたい。 取り下げる。以降も同様である。	
1356		同	150,000	150,000		甲211-14	0			同上	
1357		同	150,000	150,000		甲211-15	0			同上	
1358		同	150,000	150,000		甲211-16	0			同上	
1359		同	150,000	150,000		甲211-17	0			同上	
1360		同	150,000	150,000		甲211-18	0			同上	
1361		同	150,000	150,000		甲211-19	0			同上	
1362		同	150,000	150,000		甲211-20	0			同上	
1363		同	150,000	150,000		甲211-21	0			同上	
1364		同	150,000	150,000		甲211-22	0			同上	
1365		同	150,000	150,000		甲211-23	0			同上	
1366		同	150,000	150,000		甲211-24	0			同上	

合計額　24,717,332

233

別紙４－６

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表　（県民クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所からの求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告	補助参加人
1842	調査研究費	一木弘司　交通費	34,484	34,484		甲290-1,2	34,484	支払証明書には、「備考」欄に「地域行事の振興対策」といった抽象的な記載しかなく、具体的にどのような調査活動を行ったのかが不明である。したがって、当該支出と調査研究との間に合理的関連性を認めることができない為、違法である。	政務調査活動の具体的内容を明らかにすると、県の執行部及び他会派からの牽制、干渉を招く恐れがあるので、非開示とすべきものと認識している。		
1843		同	29,526	29,526		甲290-3,4	29,526				
1844		同	26,169	26,169		甲290-5,6	26,169				
1845		同	32,412	32,412		甲290-7,8	32,412				
1846		同	22,644	22,644		甲290-9,10	22,644				
1847		同	27,195	27,195		甲290-11,12	27,195				
1848		同	38,739	38,739		甲290-13,14	38,739				
1849		同	21,867	21,867		甲290-15	21,867				
1850	広報費	一木弘司　広報紙代	405,300	202,650	50%	甲291-1	202,650	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。また、仮に一定の支出が認められるとしても、これらは県政報告に関する支出であるところ、会派及び議員の活動の多面性に照らせば、県政報告にも政務調査活動以外の活動が混在しているといえるので、上記支出にも政務調査活動以外の活動の経費が含まれている。そして、県政報告のように政務調査活動と議員活動の区別が容易でない場合には政務調査活動として支出が可能な割合は全体の3分の1を限度と考えるべきであり(大阪高判19・12・26参照)、それを超える支出は目的外支出であり、違法である。	広報の発行については、大半が政務調査活動と関連した事項をテーマとした紙面になっており、５０％の按分率が相当である。本件広報費について、大阪高判１９・１２・２６をあてはめるのは、妥当でない。 ※　１８５０～１８５２の支出に対応する成果物は，丙Ｆ２の１～Ｆ２の３である。		
1851		同	302,400	151,200	50%	甲291-2	151,200				
1852		同	34,650	17,325	50%	甲291-3	17,325				
1853		一木弘司　OA機器リース代	26,042	13,021	50%	甲293－1	13,021	領収の宛名は「一木弘司後援会事務所」となっており、後援会による支払いである。領収書は単に後援会がリース代を支払ったことを証するに過ぎず、議員または会派の支出については領収書もなく何ら証明されていない。後援会による支払いである以上、後援会活動の支出と推認され、政務調査費との関連性は認められない。後援会による支出の一部を政務調査費として認めることは、政務調査費で後援会の経費を賄うことに他ならず、違法な支出である。 また、仮に一定額の支出が認められるとしても、事務所代のような政務調査活動と議員活動の区別が容易でない場合には政務調査活動として支出が可能な割合は全体の３分の１を限度と考えるべきであり（大阪高判１９・１２・２６参照）、本件では、後援会との按分５０%の１／３を超える支出は目的外支出であり、違法である。	領収書の宛名は、「一木弘司後援会事務所」となっているが、一木議員の場合、事務所を後援会活動と政務調査活動に兼用しており、同事務所に設置しているOA機器も、兼用しているので、栃木県政務調査費マニュアルに従って、OA機器のリース代の５０%を政務調査費として計上したものである。		領収書が後援会事務所名義であるため，議員がその半分を支出したことを主張立証されたい。
1854		同	20,562	10,281	50%	甲293－2	10,281				
1855		同	19,228	9,614	50%	甲293－3	9,614				
1856		同	45,251	22,625	50%	甲293－4	22,625				
1857		同	32,713	16,356	50%	甲293－5	16,356				
1858		同	21,445	10,722	50%	甲293－6	10,722				
1859		同	19,432	9,716	50%	甲293－7	9,716				
1860		同	25,146	12,573	50%	甲293－8	12,573				
1861		同	10,186	5,093	50%	甲293－9	5,093				
1862		同	10,247	5,123	50%	甲293－10	5,123				
1863		同	5,554	2,777	50%	甲293－11	2,777				
1864		同	4,911	2,455	50%	甲293－12	2,455				
1865		同	24,368	12,184	50%	甲293－13	12,184				
1866		同	4,650	2,325	50%	甲293－14	2,325				
1867		同	5,554	2,777	50%	甲293－15	2,777				
1868		同	10,153	5,076	50%	甲293－16	5,076				
1869		同	10,138	5,069	50%	甲293－17	5,069				
1870		同	10,087	5,043	50%	甲293－18	5,043				
1871		保母飲一郎　封筒代	250,000	125,000	50%	甲294－1	125,000	会派の計画に基づく調査研究活動とどのような関係があり、それによりどのような成果が得られたのか全く不明である。また、仮に一定額の支出が認められるとしても、事務費のような政務調査活動と議員活動の区別が容易でない場合には政務調査活動として支出が可能な割合は全体の３分の１を限度と考えるべきであり（大阪高判１９・１２・２６参照）、本件では、後援会との按分５０%の１／３を超える支出は目的外支出であり、違法である。	保母議員の場合、封筒は、政務調査活動用と後援会用の封筒を分けて２種類作成しており、ここに計上した封筒は、政務調査活動用のものなので、１００%計上してもよいと思われるが、栃木県政務調査費マニュアルを踏まえて、念のため５０%を計上したものである。		
1872		同	220,000	110,000	50%	甲294－2	110,000				
1873		同	250,000	125,000	50%	甲294－3	125,000				

231

別紙4－6

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表　（県民クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所からの求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告	補助参加人
1874	人件費	一木弘司	60,000	60,000		甲295－1	60,000	1　人件費が政務調査費として支出が認められるのは、あくまでも会派の調査研究活動を補助するための人的経費にあたる給料、手当、社会保険料、賃金等のみであって、政党活動、選挙活動、後援会活動、私的経費に対し政務調査費として支出することは認められない。議員が人を雇うのはまずはこうした政治活動の補助のためであり、政務調査のためどうしても人手が必要であるとすれば、臨時に雇うのが通常想定される政務調査のための人件費である。マニュアルにおいても、調査研究活動に従事する平均時間、日数等の実績により案分すべきとされているのであり、政務調査費に従事した実績を示して政務調査費への案分率を定めていない限り違法な支出である。 会派から提出されている勤務実績表は、実際になされた政務調査活動が何であり、その職員がそのために何をし、全体の就労時間内でどれだけをそのために費やしたのかおよそ判断できるものではない。このような具体的な内容が判断できる程度に示されていない以上、政務調査費としての支出として使途基準に適合するものではない為、違法である。 2　補助業務内容の記載に具体性がなく、実際にどのような業務を行ったのか不明であり使途基準との適合性を判断できない為、違法である。	※　一木議員は，政務調査補助業務従事者として，3名の職員を雇用していた。その雇用契約書が丙F3～5である。具体的な業務内容は，①広報紙・資料の配布，②県政に対する要望聴取への同行，③政務調査に係る資料整理，④情報収集，などである。一木議員は，各担当者ごとに補助業務の内容を決めているが，いずれの職員も，雇用契約書に記載されているとおり，政務調査に係る調査補助業務のみを行っていたものである。 なお，丙F3の職員に対応する支出は，1874，1877，1880，1883，1886，1889，1892であり，丙F4の職員に対応する支出は，1875，1878，1881，1884，1887，1890，1893，であり，丙F5の職員に対応する支出は，1876，1879，1882，1885，1888，1891，1894，1895である。	業務内容を明らかにし，按分でなく全額給付が相当であることを主張等されたい。
1875		同	36,000	36,000		甲295－2	36,000				
1876		同	54,000	54,000		甲295－3	54,000				業務内容を明らかにし，按分でなく全額給付が相当であることを主張等されたい。
1877		同	60,000	60,000		甲295－4	60,000				業務内容を明らかにし，按分でなく全額給付が相当であることを主張等されたい。
1878		同	36,000	36,000		甲295－5	36,000				
1879		同	54,000	54,000		甲295－6	54,000				業務内容を明らかにし，按分でなく全額給付が相当であることを主張等されたい。
1880		同	60,000	60,000		甲295－7	60,000				業務内容を明らかにし，按分でなく全額給付が相当であることを主張等されたい。
1881		同	36,000	36,000		甲295－8	36,000				
1882		同	54,000	54,000		甲295－9	54,000				業務内容を明らかにし，按分でなく全額給付が相当であることを主張等されたい。
1883		同	60,000	60,000		甲295－10	60,000				業務内容を明らかにし，按分でなく全額給付が相当であることを主張等されたい。
1884		同	36,000	36,000		甲295－11	36,000				
1885		同	54,000	54,000		甲295－12	54,000				業務内容を明らかにし，按分でなく全額給付が相当であることを主張等されたい。
1886		同	60,000	60,000		甲295－13	60,000				業務内容を明らかにし，按分でなく全額給付が相当であることを主張等されたい。
1887		同	36,000	36,000		甲295－14	36,000				
1888		同	54,000	54,000		甲295－15	54,000				業務内容を明らかにし，按分でなく全額給付が相当であることを主張等されたい。
1889		同	60,000	60,000		甲295－16	60,000				業務内容を明らかにし，按分でなく全額給付が相当であることを主張等されたい。
1890		同	36,000	36,000		甲295－17	36,000				
1891		同	54,000	54,000		甲295－18	54,000				業務内容を明らかにし，按分でなく全額給付が相当であることを主張等されたい。
1892		同	60,000	60,000		甲295-19	60,000				業務内容を明らかにし，按分でなく全額給付が相当であることを主張等されたい。
1893		同	36,000	36,000		甲295-20	36,000				
1894		同	54,000	54,000		甲295-21	54,000				業務内容を明らかにし，按分でなく全額給付が相当であることを主張等されたい。
1895		同	54,000	54,000		甲295-22	54,000				業務内容を明らかにし，按分でなく全額給付が相当であることを主張等されたい。

別紙4－6

平成２６年（行ウ）第９号　主張整理表　（県民クラブ）

支出項目								原告の主張	補助参加人の主張	裁判所からの求釈明	
番号	費目	支出内容	支出額	政務調査費の充当額	按分率	支出に関する書証	原告が違法と主張する額			原告	補助参加人
1896	人件費	民主党・無所属クラブ　保母欽一郎	30,000	30,000		甲296-1	30,000				
1897		同	70,000	70,000		甲296-2	70,000				
1898		同	50,000	50,000		甲296-3	50,000				
1899		同	30,000	30,000		甲296-4	30,000				
1900		同	50,000	50,000		甲296-5	50,000				
1901		同	70,000	70,000		甲296-6	70,000				
1902		同	50,000	50,000		甲296-7	50,000				
1903		同	30,000	30,000		甲296-8	30,000				
1904		同	70,000	70,000		甲296-9	70,000				
1905		同	30,000	30,000		甲296-10	30,000	1　上記１と同じ 2　業務内容の記載に具体性がなく、実際にどのような業務を行ったのか不明であり使途基準との適合性を判断できない為、違法である。			
1906		同	70,000	70,000		甲296-11	70,000				
1907		同	50,000	50,000		甲296-12	50,000				
1908		同	30,000	30,000		甲296-13	30,000				
1909		同	70,000	70,000		甲296-14	70,000				
1910		同	50,000	50,000		甲296-15	50,000				
1911		同	30,000	30,000		甲296-16	30,000				
1912		同	70,000	70,000		甲296-17	70,000				
1913		同	50,000	50,000		甲296-18	50,000				
1914		同	75,000	75,000		甲296-19	75,000				
1915		同	75,000	75,000		甲296-20	75,000				
1916		同	60,000	60,000		甲296-21	60,000				
1917		同	36,000	36,000		甲296-22	36,000				
1918		同	75,000	75,000		甲296-23	75,000				
1919		同	75,000	75,000		甲296-24	75,000				

合計額　　3,517,041

236

別紙5－1
とちぎ自民党
調査研究費・交通費（ガソリン代）

別紙５－１
とちぎ自民党
調査研究費・交通費（ガソリン代）

【注】別紙５以下において，網掛けとなっている項目は，いずれも主張が撤回されたものである。

議員	支出月	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：）	認容額（円）
阿部博美	4月分	ガソリン代	8,732	100	保健福祉行政、警察行政、産業労働観光行政など	甲２７８	88	×	
阿部博美	5月分	ガソリン代	13,727	100	県土整備行政、危機管理・災害対策、県民行政など	甲３４－１	89	×	
阿部博美	6月分	ガソリン代	10,360	100	産業労働行政、県民生活行政、県土整備行政など	甲３４－２	90	×	
阿部博美	7月分	ガソリン代	10,582	100	保健福祉行政、警察行政、県土整備行政など	甲３４－３	91	×	
阿部博美	8月分	ガソリン代	10,582	100	保健福祉行政、教育行政、産業労働観光行政など	甲３４－４	92	×	
阿部博美	9月分	ガソリン代	6,068	100	保健福祉行政、教育行政など	甲３４－５	93	×	
阿部博美	10月分	ガソリン代	9,768	100	産業労働行政、県土整備行政、教育行政など	甲３４－６	94	×	
阿部博美	11月分	ガソリン代	18,093	100	県土整備、危機管理・災害対策、保健福祉行政など	甲３４－７	95	×	
阿部博美	12月分	ガソリン代	6,771	100	保健福祉行政、教育行政など	甲３４－８	96	×	
阿部博美	1月分	ガソリン代	2,664	100	県土整備行政、環境森林行政など	甲３４－９	97	×	
阿部博美	2月分	ガソリン代	0	100	なし				
阿部博美	3月分	ガソリン代	3,848	100	保健福祉行政、県民生活行政など	甲３４－１０	98	×	
	計		101,195						
亀田　清	4月分	ガソリン代	55,093	100	警察、保健福祉、産業労働観光、教育、農林行政等	甲35-1,2	99	×	
亀田　清	5月分	ガソリン代	69,876	100	農林、環境森林、産業労働観光、教育、県土整備等	甲35-3,4	100	×	
亀田　清	6月分	ガソリン代	55,944	100	農林、環境森林、産業労働観光、教育、県土整備等	甲35-5,6	101	×	
亀田　清	7月分	ガソリン代	66,267	100	県土整備、産業労働観光、警察、経営管理行政等	甲35-7,8	102	×	
亀田　清	8月分	ガソリン代	72,039	100	農林、環境森林、県土整備、県民生活、警察行政等	甲35-9,10	103	×	
亀田　清	9月分	ガソリン代	61,494	100	環境森林、農林、教育、県土整備、県民生活等	甲35-11,12	104	×	
亀田　清	10月分	ガソリン代	63,418	100	保健福祉、経営管理、、教育、産業労働観光行政等	甲35-13,14	105	×	
亀田　清	11月分	ガソリン代	61,346	100	県土整備、環境森林、県行政、産業労働観光行政等	甲35-15,16	106	×	
亀田　清	12月分	ガソリン代	24,124	100	県民生活、県土整備、保健福祉、教育行政等	甲35-17	107	×	
亀田　清	1月分	ガソリン代	65,231	100	産業労働観光、農林、危機管理、災害対策等	甲35-18,19	108	×	
亀田　清	2月分	ガソリン代	61,494	100	環境森林、農林、教育、県土整備、県議会活性化等	甲35-20,21	109	×	
亀田　清	3月分	ガソリン代	55,944	100	農林、教育、県土整備、産業労働観光等	甲35-22,23	110	×	
	計		712,270						
中島　宏	4月分	ガソリン代	2,072	100	県土整備、産業労働観光、県経営管理等	甲３６－１	111	×	
中島　宏	5月分	ガソリン代	2,220	100	県土整備、県行政総合企画等	甲３６－２	112	×	
中島　宏	6月分	ガソリン代	5,920	100	環境森林、県生活、産業労働観光等	甲３６－３	113	×	
中島　宏	7月分	ガソリン代	2,590	100	県行政総合企画、文教警察行政等	甲３６－４	114	×	
中島　宏	8月分	ガソリン代	6,734	100	県民生活、県土整備、県政経営、危機管理等	甲３６－５	115	×	
中島　宏	9月分	ガソリン代	8,553	100	県民生活、県土整備、県政総合企画、危機管理等	甲３６－６	116	×	

別紙5－1
とちぎ自民党
調査研究費・交通費（ガソリン代）

中島　宏	10月分	ガソリン代	1,924	100	県土整備、保健福祉、教育行政等	甲３６―７	117	×	
中島　宏	11月分	ガソリン代	370	100	保健福祉行政	甲３６―８	118	×	
中島　宏	12月分		0						
中島　宏	1月分	ガソリン代	296	100	県行政総合企画	甲３８―９	119	×	
中島　宏	2月分	ガソリン代	296	100	県経営管理	甲３８―１０	120	×	
中島　宏	3月分	ガソリン代	0						
	計		30,975						
横松盛人	4月分	ガソリン代	32,375	100	県行政総合企画、教育、産業労働観光、県土整備等	甲37-1,2	121	×	
横松盛人	5月分	ガソリン代	23,125	100	県土整備、県行政総合企画等	甲37-3,4	122	○	1,184
横松盛人	6月分	ガソリン代	54,982	100	保健福祉、県民生活、教育、県土整備等	甲37-5,6	123	×	
横松盛人	7月分	ガソリン代	26,196	100	保健福祉、経営管理、教育、県民生活、県土整備等	甲37-7,8	124	×	
横松盛人	8月分	ガソリン代	24,901	100	県土整備、産業労働観光、農林、教育、県行政等	甲37-9,10	125	×	
横松盛人	9月分	ガソリン代	29,008	100	保健福祉、教育、県政経営管理、警察行政等	甲37-11,12	126	×	
横松盛人	10月分	ガソリン代	25,900	100	保健福祉、教育、県土整備、農林行政等	甲37-13,14	127	×	
横松盛人	11月分	ガソリン代	38,554	100	教育、環境森林、保健福祉、県土整備行政等	甲37-15,16	128	×	
横松盛人	12月分	ガソリン代	44,326	100	保健福祉、教育、文教警察行政等	甲37-17	129	×	
横松盛人	1月分	ガソリン代	27,158	100	教育、産業労働観光、保健福祉、県土整備行政等	甲37-18,19	130	×	
横松盛人	2月分	ガソリン代	25,752	100	教育、県政経営管理、県民生活、議会活性化等	甲37-20	131	×	
横松盛人	3月分	ガソリン代	0						
	計		352,277						
阿部寿一	4月分	ガソリン代	58,275	100	県土整備、教育、農林、環境森林、健康福祉等	甲38-1,2	132	×	
阿部寿一	5月分	ガソリン代	70,966	100	環境森林、県土整備、県民生活行政等	甲38-3,4	133	×	
阿部寿一	6月分	ガソリン代	48,729	100	保健福祉、森林環境、県経営管理、県民生活等	甲38-5,6	134	×	
阿部寿一	7月分	ガソリン代	46,620	100	教育、県民生活、警察、県土整備等	甲38-7,8	135	×	
阿部寿一	8月分	ガソリン代	35,930	100	農林、教育、県行政、県政経営管理行政等	甲38-9	136	×	
阿部寿一	9月分	ガソリン代	47,360	100	県政経営管理、行政総合企画、県土整備行政等	甲38-10,11	137	×	
阿部寿一	10月分	ガソリン代	50,431	100	県土整備、保健福祉、農林行政等	甲38-12	138	×	
阿部寿一	11月分	ガソリン代	2,827	100	県土整備、県民生活、農林、警察行政等	甲38-13	139	×	
阿部寿一	12月分	ガソリン代	12,025	100	農林、県土整備、教育、産業労働観光行政等	甲38-14	140	×	
阿部寿一	1月分	ガソリン代	71,003	100	県民生活、県土整備、教育行政等	甲38-15,16	141	×	
阿部寿一	2月分	ガソリン代	36,038	100	教育、環境森林、県経営管理、県民生活行政等	甲38-17	142	×	
阿部寿一	3月分	ガソリン代	37,370	100	危機管理・災害対策、農林、環境森林行政等	甲38-18	143	×	
	計		517,574						
金子　裕	4月分	ガソリン代	40,108	100	文教警察、健康福祉、県土整備行政等	甲３９―１	144	×	
金子　裕	5月分	ガソリン代	63,307	100	教育、県民生活、県土整備、産業労働観光行政等	甲３９―２	145	×	
金子　裕	6月分	ガソリン代	30,895	100	教育、森林環境、文教警察、産業労働観光等	甲３９―３	146	×	
金子　裕	7月分	ガソリン代	54,538	100	産業労働観光、県民生活、森林環境行政等	甲３９―４	147	×	
金子　裕	8月分	ガソリン代	48,692	100	農林、環境森林、県土整備行政等	甲３９―５	148	×	

別紙5－1
とちぎ自民党
調査研究費・交通費（ガソリン代）

金子　裕	9月分	ガソリン代	48,174	100	教育、県政経営、県民生活、文教警察行政等	甲３９―６	149	×	
金子　裕	10月分	ガソリン代	67,562	100	教育、危機管理・災害対策、県土整備、警察行政等	甲３９―７	150	×	
金子　裕	11月分	ガソリン代	58,386	100	健康福祉、県民生活、産業労働観光、教育行政等	甲３９―８	151	×	
金子　裕	12月分	ガソリン代	25,974	100	健康福祉、県政経営、教育行政等	甲３９―９	152	×	
金子　裕	1月分	ガソリン代	59,052	100	県民生活、保健福祉、教育、産業労働観光行政等	甲３９―１０	153	×	
金子　裕	2月分	ガソリン代	48,655	100	県土整備、健康福祉、教育、県民生活行政等	甲３９―１１	154	×	
金子　裕	3月分	ガソリン代	32,560	100	保健福祉、県土整備行政等	甲３９―１２	155	×	
	計		577,903						
琴寄昌男	4月分	ガソリン代	17,390	100	環境森林、産業労働観光、保健福祉行政等	甲40-1	156	×	
琴寄昌男	5月分	ガソリン代	45,880	100	県土整備、危機管理・災害対策、産業労働観光行政等	甲40-2	157	×	
琴寄昌男	6月分	ガソリン代	8,880	100	県土整備、産業労働観光、農林行政等	甲40-3	158	×	
琴寄昌男	7月分	ガソリン代	23,717	100	環境森林、文教警察、教育、県土整備行政等	甲40-4	159	×	
琴寄昌男	8月分	ガソリン代	15,392	100	県政政経営、保健福祉、県土整備、産業労働観光行政等	甲40-5	160	×	
琴寄昌男	9月分	ガソリン代	9,250	100	環境森林、県政経営、農林、教育行政等	甲40-6	161	×	
琴寄昌男	10月分	ガソリン代	13,986	100	産業労働観光、農林、教育行政等	甲40-7	162	×	
琴寄昌男	11月分	ガソリン代	24,642	100	農林、健康福祉、県民生活、教育行政等	甲40-8	163	×	
琴寄昌男	12月分	ガソリン代	15,244	100	環境森林、農林、県民生活行政等	甲40-9	164	×	
琴寄昌男	1月分	ガソリン代	15,207	100	県行政総合企画、県経営管理、環境森林行政等	甲40-10	165	×	
琴寄昌男	2月分	ガソリン代	13,172	100	健康福祉、農林、警察、県経営管理行政等	甲40-11	166	×	
琴寄昌男	3月分	ガソリン代	2,183	100	農林行政	甲40-12	167	×	
	計		204,943						
佐藤　良	4月分	ガソリン代	23,976	100	県土整備、県政経営管理、環境森林行政等	甲41-1,2	168	×	
佐藤　良	5月分	ガソリン代	25,345	100	議会活性化、県土整備、危機管理・災害対策行政等	甲41-3,4	169	×	
佐藤　良	6月分	ガソリン代	23,458	100	県民生活、農林、文教警察、産業労働観光行政等	甲41-5,6	170	×	
佐藤　良	7月分	ガソリン代	32,893	100	産業労働観光、県土整備、県民生活行政等	甲41-7,8	171	×	
佐藤　良	8月分	ガソリン代	32,708	100	教育、産業労働観光、県土整備行政等	甲41-9,10	172	×	
佐藤　良	9月分	ガソリン代	29,415	100	教育、産業労働観光、保健福祉行政等	甲41-11,12	173	×	
佐藤　良	10月分	ガソリン代	37,111	100	保健福祉、警察、教育、県土整備行政等	甲41-13、14	174	×	
佐藤　良	11月分	ガソリン代	38,443	100	文教警察、健康福祉、教育、農林行政等	甲41-15,16	175	×	
佐藤　良	12月分	ガソリン代	27,898	100	県民生活、農林、県政政経営行政等	甲41-17,18	176	×	
佐藤　良	1月分	ガソリン代	26,825	100	健康福祉、農林、警察、県経営管理行政等	甲41-19,20	177	×	
佐藤　良	2月分	ガソリン代	28,453	100	教育、企業局、健康福祉、農林、行政等	甲41-21	178	×	
佐藤　良	3月分	ガソリン代	30,636	100	県民生活、警察、保健福祉、企業局等	甲41-22,23	179	×	
	計		357,161						
山形修治	4月分	ガソリン代	36,778	100	環境森林、県行政総合企画、議会活性化等	甲42-1,2	180	×	
山形修治	5月分	ガソリン代	44,918	100	農林、危機管理・災害対策行政等	甲42-3,4	181	×	
山形修治	6月分	ガソリン代	27,195	100	農林、県土整備、教育行政等	甲42-5	182	×	

別紙5－1
とちぎ自民党
調査研究費・交通費（ガソリン代）

山形修治	7月分	ガソリン代	39,072	100	危機管理・災害対策、産業労働観光行政等	甲42-6,7	183	一部○（政務活動と関連性のある	2,664
山形修治	8月分	ガソリン代	34,447	100	教育、警察、県経営管理、県土整備行政等	甲42-8	184	×	
山形修治	9月分	ガソリン代	44,326	100	教育、県民生活、県土整備、保健福祉行政等	甲42-9,10	185	×	
山形修治	10月分	ガソリン代	42,439	100	農林、環境森林、県土整備、県民生活行政等	甲42-11、12	186	×	
山形修治	11月分	ガソリン代	41,810	100	産業労働観光、保健福祉、教育行政等	甲42-13、14	187	×	
山形修治	12月分	ガソリン代	30,747	100	県行政総合企画、県土整備、産業労働観光行政等	甲42-15、16	188	×	
山形修治	1月分	ガソリン代	33,115	100	県土整備、保健福祉、教育行政等	甲42-17	189	×	
山形修治	2月分	ガソリン代	27,084	100	県行政総合企画、県土整備、保健福祉行政等	甲42-18	190	×	
山形修治	3月分	ガソリン代	50,283	100	農林、環境森林、保健福祉行政等	甲42-19,20	191	×	
	計		452,214						
若林和雄	4月分	ガソリン代	15,614	100	県民生活、農林、教育、県土整備行政等	甲43-1	192	×	
若林和雄	5月分	ガソリン代	24,420	100	危機管理・災害対策、県土整備行政等	甲43-2,3	193	×	
若林和雄	6月分	ガソリン代	13,801	100	環境森林、教育、県土整備、農林行政等	甲43-4	194	×	
若林和雄	7月分	ガソリン代	22,015	100	県土整備、県民生活、県政経営行政等	甲43-5,6	195	×	
若林和雄	8月分	ガソリン代	13,468	100	農林、県経営管理、県土整備行政等	甲43-7	196	×	
若林和雄	9月分	ガソリン代	25,271	100	教育、産業振興対策、県政経営管理行政等	甲43-8,9	197	×	
若林和雄	10月分	ガソリン代	10,878	100	教育、環境森林、農林、保健福祉行政等	甲43-10	198	×	
若林和雄	11月分	ガソリン代	27,602	100	農林、県民生活、教育、県土整備行政等	甲43-11,12	199	×	
若林和雄	12月分	ガソリン代	6,512	100	県行政総合企画、農林、産業労働観光行政等	甲43-13	200	×	
若林和雄	1月分	ガソリン代	23,088	100	教育、県行政総合企画、県民生活行政等	甲43-14,15	201	×	
若林和雄	2月分	ガソリン代	17,094	100	県行政総合企画、教育、農林行政等	甲43-16,17	202	×	
若林和雄	3月分	ガソリン代	9,324	100	県行政総合企画、県経営管理、健康福祉行政等	甲43-18	203	×	
	計		209,087						
五十嵐清	4月分	ガソリン代	45,621	100	県土整備、県政経営管理、議会活性化等	甲44-1,2	204	×	
五十嵐清	5月分	ガソリン代	50,801	100	議会活性化、危機管理・災害対策行政等	甲44-3,4	205	×	
五十嵐清	6月分	ガソリン代	52,577	100	保健福祉、産業労働観光、県土整備行政等	甲44-5,6	206	×	
五十嵐清	7月分	ガソリン代	44,844	100	県民生活、農林、産業労働観光、文教警察行政等	甲44-7,8	207	×	
五十嵐清	8月分	ガソリン代	63,455	100	県政経営管理、農林、議会活性化、保健福祉行政等	甲44-9、10	208	×	
五十嵐清	9月分	ガソリン代	41,958	100	教育、県政経営管理、議会活性化、保健福祉行政等	甲44-11	209	×	
五十嵐清	10月分	ガソリン代	46,805	100	教育、議会活性化、保健福祉行政等	甲44-13,14	210	×	
五十嵐清	11月分	ガソリン代	54,020	100	議会活性化、農林、県土整備行政等	甲44-15,16	211	×	
五十嵐清	12月分	ガソリン代	38,332	100	県民生活、議会活性化、産業労働観光行政等	甲44-17,18	212	×	
五十嵐清	1月分	ガソリン代	56,018	100	県行政総合企画、警察、教育行政等	甲44-19,20	213	×	
五十嵐清	2月分	ガソリン代	34,410	100	産業労働観光、保健福祉、教育行政等	甲44-21,22	214	×	
五十嵐清	3月分	ガソリン代	48,396	100	議会活性化、県土整備、農林、保健福祉行政等	甲44-23,24	215	×	
	計		577,237						

別紙5－1
とちぎ自民党
調査研究費・交通費（ガソリン代）

小林幹夫	4月分	ガソリン代	7,770	100	危機管理・災害対策、県土整備行政等	甲45-1	216	×	
小林幹夫	5月分	ガソリン代	6,105	100	県民生活、県土整備、産業労働観光行政等	甲45-2	217	×	
小林幹夫	6月分	ガソリン代	9,065	100	産業振興、教育、保健福祉行政等	甲45-3,4	218	×	
小林幹夫	7月分	ガソリン代	9,509	100	農林、保健福祉、県行政総合企画行政等	甲45-5	219	×	
小林幹夫	8月分	ガソリン代	9,768	100	農林、環境森林、県土整備行政等	甲45-6,7	220	×	
小林幹夫	9月分	ガソリン代	9,953	100	産業労働観光、危機管理・災害対策、保健福祉行政等	甲45-8	221	×	
小林幹夫	10月分	ガソリン代	16,650	100	保健福祉、県土整備、産業労働観光行政等	甲45-9,10	222	×	
小林幹夫	11月分	ガソリン代	7,585	100	警察、保健福祉、教育、県経営管理行政等	甲45-11,	223	×	
小林幹夫	12月分	ガソリン代	2,923	100	教育、危機管理・災害対策、県民生活行政等	甲45-12	224	×	
小林幹夫	1月分	ガソリン代	2,479	100	教育、県土整備・保健福祉行政等	甲45-13	225	×	
小林幹夫	2月分	ガソリン代	4,144	100	県土整備、産業労働観光、健康福祉行政等	甲45-14	226	×	
小林幹夫	3月分	ガソリン代	3,737	100	教育、環境森林、産業労働観光、農林行政等	甲45-15	227	×	
	計		89,688						
岩崎　信	4月分	ガソリン代	13,468	100	県経営管理、県民生活、産業労働観光行政等	甲46-1	228	×	
岩崎　信	5月分	ガソリン代	18,278	100	議会活性化、危機管理・災害対策行政等	甲46-2	229	×	
岩崎　信	6月分	ガソリン代	12,691	100	環境森林、保健福祉、県民生活行政等	甲46-3	230	×	
岩崎　信	7月分	ガソリン代	17,501	100	県民生活、県土整備、保健福祉、教育、警察行政等	甲46-4	231	×	
岩崎　信	8月分	ガソリン代	17,316	100	農林、保健福祉、県民生活、議会活性化等	甲46-5	232	×	
岩崎　信	9月分	ガソリン代	14,208	100	保健福祉、県政経営、議会活性化、農林行政等	甲46-6	233	×	
岩崎　信	10月分	ガソリン代	27,232	100	保健福祉、県土整備、産業労働観光行政等	甲46-7	234	×	
岩崎　信	11月分	ガソリン代	40,700	100	教育、県民生活、、農林、農林行政等	甲46-8,9	235	×	
岩崎　信	12月分	ガソリン代	19,462	100	産業労働観光、県民生活、危機管理・災害対策行政等	甲46-10	236	×	
岩崎　信	1月分	ガソリン代	22,311	100	危機管理・災害対策、産業労働観光行政等	甲46-11	237	×	
岩崎　信	2月分	ガソリン代	12,617	100	県民生活、保健福祉、県土整備行政等	甲46-12	238	×	
岩崎　信	3月分	ガソリン代	8,547	100	警察、県行政総合企画、教育、産業労働観光行政等	甲46-13	239	×	
	計		224,331						
五月女裕久彦	4月分	ガソリン代	3,774	100	産業労働観光、県経営管理、保健福祉行政等	甲47-1	240	×	
五月女裕久彦	5月分	ガソリン代	296	100	農林行政	甲47-2	241	×	
五月女裕久彦	6月分	ガソリン代	851	100	県民生活、産業労働観光	甲47-3	242	×	
五月女裕久彦	7月分	ガソリン代	1,554	100	農林、県経営管理行政	甲47-4	243	×	
五月女裕久彦	8月分	ガソリン代	1,258	100	農林、教育行政	甲47-5	244	×	
五月女裕久彦	9月分	ガソリン代	1,184	100	教育行政	甲47-6	245	×	
五月女裕久彦	10月分	ガソリン代	3,219	100	環境森林行政	甲47-7	246	×	
五月女裕久彦	11月分	ガソリン代	2,220	100	県民生活、産業労働観光、農林行政	甲47-8	247	×	
五月女裕久彦	12月分	ガソリン代	1,702	100	産業労働観光行政	甲47-9	248	×	
五月女裕久彦	1月分	ガソリン代	7,104	100	農林、産業労働観光、教育行政等	甲47-10	249	×	
五月女裕久彦	2月分	ガソリン代	6,216	100	農林、県経営管理、警察行政	甲47-11	250	×	

別紙5－1
とちぎ自民党
調査研究費・交通費（ガソリン代）

五月女裕久彦	3月分	ガソリン代	0						
	計		29,378						
花塚隆志	4月分	ガソリン代	73,149	100	県行政総合企画、県土整備、産業労働観光行政等	甲48-1,2	251	×	
花塚隆志	5月分	ガソリン代	131,794	100	県土整備、産業労働観光行政等	甲48-3,4	252	×	
花塚隆志	6月分	ガソリン代	71,299	100	教育、産業労働観光、県土整備、保健福祉行政等	甲48-5,6	253	×	
花塚隆志	7月分	ガソリン代	80,549	100	県民生活、危機管理・災害対策、県土整備行政等	甲48-7,8	254	×	
花塚隆志	8月分	ガソリン代	56,869	100	県行政総合企画、県政経営、危機管理・災害対策等	甲48-9,10	255	×	
花塚隆志	9月分	ガソリン代	9,583	100	教育、農林、行政総合企画行政	甲48-11	256	×	
花塚隆志	10月分	ガソリン代	58,423	100	危機管理・災害対策、県土整備等	甲48-12,13	257	×	
花塚隆志	11月分	ガソリン代	52,392	100	農林、危機管理・災害対策、産業労働観光等	甲48-14,15	258	×	
花塚隆志	12月分	ガソリン代	52,688	100	農林、危機管理・災害対策、産業労働観光等	甲48-16,17	259	×	
花塚隆志	1月分	ガソリン代	57,498	100	行政総合企画、県土整備、環境森林行政等	甲48-18、19	260	×	
花塚隆志	2月分	ガソリン代	35,594	100	環境森林、産業労働観光、農林、教育行政等	甲48-20	261	×	
花塚隆志	3月分	ガソリン代	68,191	100	産業振興対策、県政経営、県土整備行政等	甲48-21,22	262	×	
	計		748,029					×	
早川尚秀	4月分	ガソリン代	55,204	100	県土整備、産業労働観光行政等	甲49-1,2	263	×	
早川尚秀	5月分	ガソリン代	45,695	100	警察、産業労働観光行政等	甲49-3,4	264	×	
早川尚秀	6月分	ガソリン代	51,578	100	教育、産業労働観光、県土整備、保健福祉行政等	甲49-5,6	265	×	
早川尚秀	7月分	ガソリン代	59,089	100	産業労働観光、保健福祉、教育、農林行政等	甲49-7,8	266	×	
早川尚秀	8月分	ガソリン代	58,719	100	産業労働観光、経営管理、教育、農林行政等	甲49-9,10	267	×	
早川尚秀	9月分	ガソリン代	44,437	100	産業労働観光、教育、環境森林、農林行政等	甲49-11,12	268	×	
早川尚秀	10月分	ガソリン代	41,662	100	県土整備、産業労働観光行政等	甲49-13,14	269	×	
早川尚秀	11月分	ガソリン代	57,794	100	教育、産業労働観光、農林、保健福祉等	甲49-15,16	270	×	
早川尚秀	12月分	ガソリン代	18,759	100	保健福祉、産業労働観光等	甲49-17	271	×	
早川尚秀	1月分	ガソリン代	46,842	100	危機管理・災害対策、環境森林、農林行政等	甲49-18,19	272	×	
早川尚秀	2月分	ガソリン代	36,149	100	県民生活、警察、産業労働観光、農林行政等	甲49-20,21	273	×	
早川尚秀	3月分	ガソリン代	14,837	100	教育、農林、産業振興対策行政等	甲49-22,23	274	×	
	計		530,765					×	
神谷幸伸	4月分	ガソリン代	12,395	100	教育、保健福祉、県土整備、環境森林行政等	甲50-1	275	×	
神谷幸伸	5月分	ガソリン代	14,060	100	県土整備、農林、教育行政等	甲50-2	276	×	
神谷幸伸	6月分	ガソリン代	16,835	100	環境森林、県土整備、行政総合企画行政等	甲50-3	277	×	
神谷幸伸	7月分	ガソリン代	16,095	100	県民生活、県土整備、行政総合企画行政等	甲50-4,5	278	×	
神谷幸伸	8月分	ガソリン代	14,985	100	農林、行政総合企画、産業労働観光行政等	甲50-6	279	×	
神谷幸伸	9月分	ガソリン代	15,910	100	保健福祉、教育、県土整備行政等	甲50-7	280	×	
神谷幸伸	10月分	ガソリン代	14,245	100	県土整備、産業労働観光行政等	甲50-8	281	×	
神谷幸伸	11月分	ガソリン代	19,795	100	産業労働観光、保健福祉、環境森林行政等	甲50-9,10	282	×	
神谷幸伸	12月分	ガソリン代	13,505	100	県土整備、産業労働観光行政等	甲50-11	283	×	

別紙5－1
とちぎ自民党
調査研究費・交通費（ガソリン代）

神谷幸伸	1月分	ガソリン代	20,165	100	保健福祉、産業労働観光、県土整備行政等	甲50-12,13	284	×	
神谷幸伸	2月分	ガソリン代	18,500	100	環境森林、産業労働観光、農林行政等	甲50-14,15	285	×	
神谷幸伸	3月分	ガソリン代	20,350	100	環境森林、県土整備、産業労働観光、農林行政等	甲50-16	286	×	
	計		196,840					×	
螺良昭人	4月分	ガソリン代	9,990	100	保健福祉、危機管理・災害対策、県土整備行政等	甲51-1,2	287	×	
螺良昭人	5月分	ガソリン代	4,107	100	産業労働観光、教育、県民生活行政等	甲51-3	288	×	
螺良昭人	6月分	ガソリン代	10,989	100	警察、県土整備行政等	甲51-4	289	×	
螺良昭人	7月分	ガソリン代	11,729	100	保健福祉、県土整備行政等	甲51-5	290	×	
螺良昭人	8月分	ガソリン代	37,222	100	県土整備、保健福祉行政等	甲51-6	291	×	
螺良昭人	9月分	ガソリン代	11,174	100	保健福祉、教育、県土整備行政等	甲51-7	292	×	
螺良昭人	10月分	ガソリン代	12,284	100	教育、県民生活、県土整備行政等	甲51-8	293	×	
螺良昭人	11月分	ガソリン代	33,226	100	県民生活、県土整備行政等	甲51-9	294	×	
螺良昭人	12月分	ガソリン代	9,287	100	県土整備、警察、保健福祉行政等	甲51-10	295	×	
螺良昭人	1月分	ガソリン代	14,134	100	産業労働観光、県土整備行政等	甲51-11	296	×	
螺良昭人	2月分	ガソリン代	6,105	100	県土整備、教育、保健福祉行政等	甲51-12	297	×	
螺良昭人	3月分	ガソリン代	666	100	教育行政	甲51-13	298	×	
	計		160,913					×	
三森文徳	4月分	ガソリン代	47,027	100	環境森林、産業労働観光、議会活性化等	甲52-1,2	299	×	
三森文徳	5月分	ガソリン代	47,064	100	経営管理、行政総合企画、県土整備、農林行政等	甲52-3,4	300	×	
三森文徳	6月分	ガソリン代	50,246	100	農林、教育、保健福祉、経営管理等	甲52-5,6	301	×	
三森文徳	7月分	ガソリン代	48,100	100	保健福祉、農林、議会活性化、県土整備行政等	甲52-7,8	302	×	
三森文徳	8月分	ガソリン代	42,513	100	県政経営、保健福祉、県土整備行政等	甲52-9,10	303	×	
三森文徳	9月分	ガソリン代	37,370	100	県民生活、県土整備、県政管理、教育行政等	甲52-11,12	304	×	
三森文徳	10月分	ガソリン代	48,852	100	教育、環境森林、農林、県土整備行政等	甲52-13,14	305	×	
三森文徳	11月分	ガソリン代	46,435	100	産業労働観光、森林環境、保健福祉行政等	甲52-15,16	306	×	
三森文徳	12月分	ガソリン代	24,679	100	環境森林、県民生活、農林行政等	甲52-17	307	×	
三森文徳	1月分	ガソリン代	9,065	100	農林、教育、県土整備行政等	甲52-18	308	×	
三森文徳	2月分	ガソリン代	13,949	100	農林、県政経営、環境森林、保健福祉行政等	甲52-19	309	×	
三森文徳	3月分	ガソリン代	35,002	100	環境森林、行政総合企画、教育行政等	甲52-20	310	×	
	計		450,302					×	
石坂真一	4月分	ガソリン代	31,894	100	議会活性化、経営管理、教育、企業局等	甲53-1	311	×	
石坂真一	5月分	ガソリン代	29,933	100	危機管理・災害対策、県土整備行政等	甲53-2,3	312	×	
石坂真一	6月分	ガソリン代	43,919	100	警察、教育、危機管理・災害対策等	甲53-4	313	×	
石坂真一	7月分	ガソリン代	29,600	100	危機管理・災害対策、保健福祉、警察行政等	甲53-5	314	×	
石坂真一	8月分	ガソリン代	20,461	100	県行政総合企画、教育、県土整備行政等	甲53-6	315	×	
石坂真一	9月分	ガソリン代	36,556	100	産業労働観光、議会活性化委、森林環境行政等	甲53-7	316	×	
石坂真一	10月分	ガソリン代	17,094	100	県土整備、危機管理・災害対策、農林行政等	甲53-8	317	×	

別紙5－1
とちぎ自民党
調査研究費・交通費（ガソリン代）

石坂真一	11月分	ガソリン代	25,456	100	森林環境、議会活性化、環境森林行政等	甲53-9	318	×	
石坂真一	12月分	ガソリン代	22,792	100	県土整備、議会活性化、農林行政等	甲53-10	319	×	
石坂真一	1月分	ガソリン代	28,675	100	危機管理・災害対策、議会活性化、教育行政等	甲53-11	320	×	
石坂真一	2月分	ガソリン代	20,831	100	県土整備、環境森林、産業労働観光行政等	甲53-12	321	×	
石坂真一	3月分	ガソリン代	21,090	100	警察、議会活性化、県政経営行政等	甲53-13	322	×	
	計		328,301					×	
木村好文	4月分	ガソリン代	54,612	100	保健福祉、経営管理、教育、県土整備行政等	甲54-1,2	323	×	
木村好文	5月分	ガソリン代	57,239	100	県土整備、教育、農林行政等	甲54-3,4	324	×	
木村好文	6月分	ガソリン代	32,856	100	教育、保健福祉、農林、県土整備行政等	甲54-5	325	×	
木村好文	7月分	ガソリン代	51,837	100	教育、県土整備、保健福祉、警察行政等			×	
木村好文	8月分	ガソリン代	31,043	100	保健福祉、教育、県土整備行政等	甲54-6	326	×	
木村好文	9月分	ガソリン代	35,594	100	行政総合企画、教育、産業労働観光、保健福祉行政等	甲54-7	327	×	
木村好文	10月分	ガソリン代	54,945	100	県民生活、保健福祉、県土整備、教育、農林行政等	甲54-8,9	328	×	
木村好文	11月分	ガソリン代	43,438	100	県民生活、県土整備、教育行政等	甲54-10	329	×	
木村好文	12月分	ガソリン代	25,345	100	保健福祉、教育、県土整備、県民生活行政等	甲54-11,12	330	×	
木村好文	1月分	ガソリン代	61,679	100	産業労働観光、保健福祉、教育、県土整備行政等	甲54-13,14	331	×	
木村好文	2月分	ガソリン代	44,030	100	県経営管理、保健福祉、農林、教育行政等	甲54-15	332	×	
木村好文	3月分	ガソリン代	13,468	100	教育、保健福祉、農林、県土整備行政等	甲54-16	333	×	
	計		506,086					×	
高橋文吉	4月分	ガソリン代	5,587	100	産業労働観光、県民生活、教育、県土整備行政等	甲５５－１	334	×	
高橋文吉	5月分	ガソリン代	2,368	100	産業労働観光、県土整備、保健福祉行政等	甲５５－２	335	×	
高橋文吉	6月分	ガソリン代	3,219	100	保健福祉、県土整備、産業労働観光行政等	甲５５－３	336	×	
高橋文吉	7月分	ガソリン代	3,996	100	保健福祉、農林、産業労働観光行政等	甲５５－４	337	×	
高橋文吉	8月分	ガソリン代	6,253	100	県民生活、保健福祉、教育、産業振興、農林行政等	甲５５－５	338	×	
高橋文吉	9月分	ガソリン代	5,180	100	危機管理・災害対策、県土整備、産業労働観光行政等	甲５５－６	339	×	
高橋文吉	10月分	ガソリン代	4,662	100	保健福祉、教育、農林行政等	甲５５－７	340	×	
高橋文吉	11月分	ガソリン代	5,217	100	産業労働観光、県民生活、県土整備行政等	甲５５－８	341	×	
高橋文吉	12月分	ガソリン代	3,034	100	産業労働観光、県民生活行政等	甲５５－９	342	×	
高橋文吉	1月分	ガソリン代	5,735	100	県民生活、保健福祉、教育、産業振興行政等	甲５５－１０	343	×	
高橋文吉	2月分	ガソリン代	6,512	100	保健福祉、県土整備、環境森林行政等	甲５５－１１	344	×	
高橋文吉	3月分	ガソリン代	6,401	100	教育、県土整備、保健福祉行政等	甲５５－１２	345	×	
	計		58,164					×	
平池秀光	4月分	ガソリン代	15,244	100	警察、保健福祉、産業労働観光行政等	甲５６－１	346	×	
平池秀光	5月分	ガソリン代	19,610	100	環境森林、保健福祉、県土整備、産業振興行政等	甲５６－２	347	×	
平池秀光	6月分	ガソリン代	12,913	100	危機管理・災害対策、保健福祉、産業労働観光行政等	甲５６－３	348	×	
平池秀光	7月分	ガソリン代	14,023	100	保健福祉、県土整備、産業労働観光行政等	甲５６－４	349	×	
平池秀光	8月分	ガソリン代	18,019	100	保健福祉、教育、産業振興、県土整備行政等	甲５６－５	350	×	

別紙5－1
とちぎ自民党
調査研究費・交通費（ガソリン代）

平池秀光	9月分	ガソリン代	13,505	100	教育、産業労働観光、危機管理・災害対策等	甲５６－6	351	×	
平池秀光	10月分	ガソリン代	19,795	100	教育、県土整備、産業労働観光行政等	甲５６－7	352	×	
平池秀光	11月分	ガソリン代	29,304	100	産業労働観光、警察、県土整備行政等	甲５６－8	353	×	
平池秀光	12月分	ガソリン代	23,162	100	産業労働観光、保健福祉、県土整備行政等	甲５６－9	354	×	
平池秀光	1月分	ガソリン代	13,283	100	産業労働観光、県民生活、保健福祉、県土整備行政等	甲５６－１０	355	×	
平池秀光	2月分	ガソリン代	11,507	100	環境森林、警察、保健福祉行政等	甲５６－１１	356	×	
平池秀光	3月分	ガソリン代	21,830	100	教育、産業振興、県土整備、県民生活行政等	甲５６－１２	357	×	
	計		212,195					×	
渡辺　渡	4月分	ガソリン代	58,867	100	環境森林、県民生活、農林、県土整備、教育行政等	甲57-1,2	358	×	
渡辺　渡	5月分	ガソリン代	42,957	100	県土整備、農林、保健福祉、産業労働観光行政等	甲57-3,4	359	×	
渡辺　渡	6月分	ガソリン代	50,986	100	農林、県民生活、教育、産業労働観光行政等	甲57-5,6	360	×	
渡辺　渡	7月分	ガソリン代	41,440	100	農林、産業労働観光、県民生活、教育行政等	甲57-7,8	361	×	
渡辺　渡	8月分	ガソリン代	46,879	100	環境森林、農林、県民生活、県土整備、教育行政等	甲57-9,10	362	×	
渡辺　渡	9月分	ガソリン代	48,026	100	保健福祉、産業労働観光、教育、経営管理行政等	甲57-11,12	363	×	
渡辺　渡	10月分	ガソリン代	46,065	100	保健福祉、環境森林、産業労働観光、県土整備行政等	甲57-13,14	364	×	
渡辺　渡	11月分	ガソリン代	46,398	100	保健福祉、県土整備、産業労働観光行政等	甲57-15,16	365	×	
渡辺　渡	12月分	ガソリン代	44,622	100	教育、県民生活、環境森林、県土整備行政等	甲57-17,18	366	×	
渡辺　渡	1月分	ガソリン代	46,287	100	農林、環境森林、産業労働観光、教育行政等	甲57-19,20	367	×	
渡辺　渡	2月分	ガソリン代	54,723	100	環境森林、農林、産業労働観光行政等	甲57-21,22	368	×	
渡辺　渡	3月分	ガソリン代	51,504	100	農林、教育、県土整備、産業労働観光行政等	甲57-23,24	369	一部○（政務活動と関連性のある記載なし）	2,738
	計		578,754					×	
梶　克之	4月分	ガソリン代	7,585	100	県総合企画、危機管理・災害対策、環境森林行政等	甲58-1	370	×	
梶　克之	5月分	ガソリン代	9,842	100	経営管理、県総合企画行政等	甲58-2	371	×	
梶　克之	6月分	ガソリン代	7,844	100	教育、農林、産業労働観光行政等	甲58-3	372	×	
梶　克之	7月分	ガソリン代	9,583	100	環境森林、教育、危機管理・災害対策、農林行政等	甲58-4,5	373	×	
梶　克之	8月分	ガソリン代	9,065	100	経営管理、農林、県土整備、環境森林行政等	甲58-6	374	×	
梶　克之	9月分	ガソリン代	8,510	100	教育、産業労働観光、保健福祉行政等	甲58-7	375	×	
梶　克之	10月分	ガソリン代	5,402	100	保健福祉、県土整備行政等	甲58-8	376	×	
梶　克之	11月分	ガソリン代	5,772	100	県土整備行政等	甲58-9	377	×	
梶　克之	12月分	ガソリン代	3,552	100	教育、経営管理、県土整備行政等	甲58-10	378	×	
梶　克之	1月分	ガソリン代	7,363	100	経営管理、農林、教育行政等	甲58-11	379	×	
梶　克之	2月分	ガソリン代	0						
梶　克之	3月分	ガソリン代	0						
	計		74,518						

別紙5－1
とちぎ自民党
調査研究費・交通費（ガソリン代）

板橋一好	4月分	ガソリン代	69,560	100	県土整備、警察、企業局、産業振興行政等	甲59-1,2	380	×	
板橋一好	5月分	ガソリン代	79,587	100	産業振興、教育、保健福祉行政等	甲59-3,4	381	×	
板橋一好	6月分	ガソリン代	71,891	100	保健福祉、農林、県土整備、警察行政等	甲59-5,6	382	×	
板橋一好	7月分	ガソリン代	75,554	100	危機管理・災害対策、教育、県土整備、農林行政等	甲59-7,8	383	×	
板橋一好	8月分	ガソリン代	72,964	100	教育、県土整備、環境森林行政等	甲59-9,10	384	×	
板橋一好	9月分	ガソリン代	52,133	100	保健福祉、経済企業、保健福祉行政等	甲59-11,12	385	×	
板橋一好	10月分	ガソリン代	61,531	100	農林、県土整備、警察、環境森林行政等	甲59-13,14	386	×	
板橋一好	11月分	ガソリン代	67,821	100	企業局、県土整備、保健福祉、教育行政等	甲59-15,16	387	×	
板橋一好	12月分	ガソリン代	64,269	100	保健福祉、県土整備、警察行政等	甲59-17,18	388	×	
板橋一好	1月分	ガソリン代	45,880	100	保健福祉、企業局、県土整備、教育、県民生活行政等	甲59-19,20	389	×	
板橋一好	2月分	ガソリン代	33,522	100	保健福祉、環境森林、県土整備、警察、農林行政等	甲59-21	390	×	
板橋一好	3月分	ガソリン代	48,211	100	農林、警察、保健福祉、県土整備、教育行政等	甲59-22	391	×	
	計		742,923						
五十畑一幸	12月分	ガソリン代	36,704	100	経営管理、農林、教育、県土整備行政等	甲６０―１	392	×	
五十畑一幸	1月分	ガソリン代	46,620	100	産業労働観光、保健福祉、環境森林、県土整備行政等	甲６０―２，３	393	×	
五十畑一幸	2月分	ガソリン代	44,326	100	県土整備、文教警察、保健福祉、農林行政等	甲６０―４，５	394	×	
五十畑一幸	3月分	ガソリン代	56,909	100	環境森林、行政総合企画、企業局、教育行政等	甲６０―６，７	395	×	
	計		184,559						
関谷暢之	12月分	ガソリン代	27,824	100	農林、県土整備、教育行政等	甲６１―１	396	×	
関谷暢之	1月分	ガソリン代	77,404	100	教育、県民生活、保健福祉、環境森林行政等	甲６１―２，３	397	×	
関谷暢之	2月分	ガソリン代	50,172	100	環境森林、保健福祉、農林、警察行政等	甲６１―４	398	×	
関谷暢之	3月分	ガソリン代	53,983	100	危機管理・災害対策、教育、農林、保健福祉行政等	甲６１―５，６	399	×	
	計		209,383						
池田　忠	2013.1月分	ガソリン代	45,066	100	農林、教育、県民生活、文教警察行政等	甲６２―１，２	400	×	
池田　忠	2013.2月分	ガソリン代	43,142	100	農林、危機管理・災害対策、企業局、議会活性化等	甲６２―３，４	401	×	
池田　忠	2013.3月分	ガソリン代	59,977	100	農林、保健福祉、県土整備行政等	甲６２―５，６	402	×	
	計		148,185						

認容額合計　6,586

別紙５－２
とちぎ自民党
調査研究費・交通費（電車代・バス代・タクシー代・高速代等）

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
亀田　清	24.5.22	電車代	3,720	100	県行政の総合企画	甲３５―４	100	×	
亀田　清	25.2.6	電車代	4,960	100	県土整備行政について	甲３５―２０	109	×	
横松盛人	24.10.20	電車代	4,290	100	教育行政について	甲３７―１３	127	×	
横松盛人	24.11.11	電車代	4,420	100	産業労働観光行政について	甲３７―１５	128	×	
阿部寿一	24.12.26	電車代	11,900	100	産業労働観光行政について	甲３８―１４	140	×	
阿部寿一	25.3.4	電車代	1,900	100	農林行政について	甲３８―１８	143	×	
若林和雄	24.5.7	電車代	800	100	県の経営管理について	甲４３―２	193	×	
若林和雄	24.5.7	バス代	150	100	県の経営管理について	甲４３―２	193	×	
若林和雄	24.6.30	電車代	3,360	100	県政経営について	甲４３―４	194	×	
若林和雄	24.8.17	電車代	7,260	100	教育行政について	甲４３―７	196	×	
若林和雄	24.10.5	電車代	7,200	100	環境森林行政について	甲４３―１０	198	×	
若林和雄	25.2.16	電車代	6,820	100	県土整備行政について	甲４３―１７	202	×	
五十嵐　清	24.4.3	電車代	7,500	100	県の経営管理について	甲４４―１	204	×	
五十嵐　清	24.4.12	電車代	7,900	100	危機管理・災害対策について	甲４４―１	204	×	
五十嵐　清	24.5.7	電車代	9,200	100	県土整備行政について	甲４４―３	205	×	
五十嵐　清	24.5.21	電車代	7,500	100	県民生活行政について	甲４４―４	205	×	
五十嵐　清	24.5.28	電車代	7,500	100	環境森林行政について	甲４４―４	205	×	
五十嵐　清	24.6.4	電車代	7,500	100	産業労働観光行政について	甲４４―５	206	×	
五十嵐　清	24.7.9	電車代	8,350	100	保健福祉行政について	甲４４―７	207	×	
五十嵐　清	24.9.19	電車代	9,200	100	県の経営管理について	甲４４―１１	209	×	
五十嵐　清	24.10.28	電車代	8,300	100	県行政の総合企画について	甲４４―１４	210	×	
五十嵐　清	24.11.13	電車代	8,300	100	議会活性化対策について	甲４４―１５	211	×	
五十嵐　清	25.1.9	電車代	9,600	100	環境森林行政について	甲４４―１９	213	×	
五十嵐　清	25.2.10	電車代	8,300	100	危機管理・災害対策について	甲４４―２１	214	×	
五十嵐　清	25.3.7	電車代	9,600	100	保健福祉行政について	甲４４―２３	215	×	
五十嵐　清	25.3.26	電車代	9,600	100	産業労働観光行政について	甲４４―２４	215	×	
早川尚秀	24.5.3	電車代	7,360	100	産業労働観光行政について	甲４９―３	264	×	
早川尚秀	24.5.23	電車代	2,090	100	産業労働観光行政について	甲４９―３	264	×	

別紙5－2
とちぎ自民党
調査研究費・交通費（電車代・バス代，タクシー代，高速代等）

早川尚秀	24. 6. 23	電車代	4, 800	100	産業労働観光行政について	甲４９―５	265	×	
早川尚秀	25. 3. 29	電車代	3, 880	100	農林行政について	甲４９―２２	274	×	
螺良昭人	24. 5. 16	電車代	8, 580	100	県の経営管理について	甲５１―３	288	×	
螺良昭人	24. 5. 28	電車代	9, 600	100	県の経営管理について	甲５１―３	288	×	
螺良昭人	24. 6. 26	電車代	4, 090	100	県の経営管理について	甲５１―４	289	×	
石坂真一	24. 7. 26	電車代	8, 300	100	県行政の総合企画 地方自治制度	甲５３―５	314	×	
石坂真一	24. 10. 5	電車代	9, 600	100	危機管理・災害対策について	甲５３―５―８	317	×	
渡辺　渡	24. 7. 31	電車代	8, 400	100	農林行政	甲５７―８	361	×	
関谷　暢之	24. 12. 26	電車代	11, 500	100	産業労働観光行政について	甲６１―１	396	×	
関谷　暢之	25. 3. 27	電車代	10, 080	100	危機管理・災害対策について	甲６１―５	399	×	
花塚隆志	24. 5. 2	タクシー	820	100	産業労働観光行政 観光振興 樹木管理について 現地調査，意見交換，資料調査	甲２１―６	17	×	
花塚隆志	24. 5. 2	タクシー	820	100	産業労働観光行政 観光振興 樹木管理について 現地調査，意見交換，資料調査	甲２１―９	20	×	
花塚隆志	24. 5. 2	タクシー	640	100	産業労働観光行政 観光振興 樹木管理について 現地調査，意見交換，資料調査	甲２１―１０	21	×	
花塚隆志	24. 5. 2	高速代	10, 550	100	産業労働観光行政 観光振興 樹木管理について 現地調査，意見交換，資料調査	甲２１―５	16	×	
花塚隆志	24. 5. 2	駐車場	500	100	産業労働観光行政 観光振興 樹木管理について 現地調査，意見交換，資料調査	甲２１―８	19	×	
花塚隆志	24. 5. 2	ホテル代	8, 480	100	産業労働観光行政 観光振興 樹木管理について 現地調査，意見交換，資料調査	甲２１―７	18	×	
花塚隆志	24. 5. 3	高速代	1, 100	100	産業労働観光行政 県産品の販売促進 樹木管理について 現地調査，意見交換，資料調査	甲２１―１１	22	×	
花塚隆志	24. 5. 3	駐車場	220	100	産業労働観光行政 県産品の販売促進 樹木管理について 現地調査，意見交換，資料調査	甲２１―１３	24	×	
花塚隆志	24. 5. 3	青森市文化観光交流施設入場料	600	100	産業労働観光行政 観光振興 樹木管理について 現地調査，意見交換，資料調査	甲２１―１２	23	×	
花塚隆志	24. 5. 3	高速代	6, 550	100	産業労働観光行政 県産品の販売促進 樹木管理について 現地調査，意見交換，資料調査	甲２１―１４	25	×	

別紙5－2
とちぎ自民党
調査研究費・交通費（電車代・バス代，タクシー代，高速代等）

花塚隆志	24.5.4	高速代	5,350	100	産業労働観光行政 県産品の販売促進 樹木管理について 現地調査，意見交換，資料調査	甲２１―１５	26	×	
花塚隆志	24.7.13	電車代	2,220	100	京都～近鉄奈良	甲４８―７	254	○	2,220
板橋一好	24.4.9	電車代	7,900	73	農村行政，農村環境対策	甲２３―１	29	×	
板橋一好	24.4.19	新幹線乗車券	7,900	88	警察行政，治安維持対策	甲２３―２	30		返還あり
板橋一好	24.4.24	新幹線乗車券	7,900	88	県土整備行政，災害復旧対策	甲２３―３	31		返還あり
板橋一好	24.5.6	新幹線乗車券	7,740	100	産業労働観光行政，国際交流	甲２３―４	32	×	
板橋一好	24.5.14	新幹線乗車券	7,900	97	県の経営管理，私学振興	甲２３―５	33	×	
板橋一好	24.5.19	新幹線乗車券	7,900	92	保健福祉行政，難病対策	甲２３―６	34		返還あり
板橋一好	24.5.26	新幹線乗車券	7,900	92	教育行政，スポーツの振興	甲２３―７	35	×	
板橋一好	24.5.30	新幹線乗車券	7,900	73	企業局　産業団地の用地造成・分譲	甲２３―８	36	×	
板橋一好	24.6.16	新幹線乗車券	6,140	100	県民生活行政，非営利活動法人（ＮＰＯ）	甲２３―９	37	×	
板橋一好	24.6.17	新幹線乗車券	7,900	92	産業労働観光行政，観光振興	甲２３―１０	38	×	
板橋一好	24.6.20	新幹線乗車券	7,900	88	県行政の総合企画，地方分権改革	甲２３―１１	39		返還あり
板橋一好	24.6.23	新幹線乗車券	7,900	92	県民生活行政，文化振興	甲２３―１２	40	×	
板橋一好	24.6.26	新幹線乗車券	7,900	88	県土整備行政，道路保全	甲２３―１３	41	×	
板橋一好	24.7.7	新幹線乗車券	7,900	92	保健福祉行政，保健医療行政	甲２３―１４	42		返還あり
板橋一好	24.7.22	新幹線乗車券	7,900	92	県土整備行政，交通政策	甲２３―１５	43	×	
板橋一好	24.7.23	新幹線乗車券	7,900	92	県行政の総合企画，地方分権改革	甲２３―１６	44		返還あり
板橋一好	24.7.29	新幹線乗車券	7,900	92	産業労働観光行政，国際交流	甲２３―１７	45	×	
板橋一好	24.8.1	新幹線乗車券	7,900	92	教育行政，スポーツの振興	甲２３―１８	46		返還あり
板橋一好	24.8.8	新幹線乗車券	7,900	92	保健福祉行政，障害者福祉対策	甲２３―１９	47	×	
板橋一好	24.8.14	新幹線乗車券	7,580	100	保健福祉行政，健康増進対策	甲２３―２０	48	×	
板橋一好	24.8.18	新幹線乗車券	7,900	94	教育行政，生涯学習の振興	甲２３―２１	49	×	
板橋一好	24.8.28	新幹線乗車券	7,900	92	企業局　水道事業	甲２３―２２	50	×	
板橋一好	24.9.6	新幹線乗車券	7,900	88	教育行政，文化財保護	甲２３―２４	52	×	甲２３－２３（５１番）については取り下げられているため，表に入っていない。
板橋一好	24.9.14	新幹線乗車券	7,800	88	県行政の総合企画，市町村地域振興	甲２３―２５	53		返還あり

別紙5－2
とちぎ自民党
調査研究費・交通費（電車代・バス代，タクシー代，高速代等）

板橋一好	24. 9. 23	新幹線乗車券	7,900	92	産業労働観光行政，雇用対策と職業能力開発	甲２３―２６	54	×	
板橋一好	24. 9. 29	新幹線乗車券	7,900	92	産業労働観光行政，アンテナショップ	甲２３―２７	55	×	
板橋一好	24. 10. 1	新幹線乗車券	7,900	88	農林行政，農林水産業の振興対策	甲２３―２８	56	×	
板橋一好	24. 10. 13	新幹線乗車券	7,900	92	保健福祉行政，薬事行政	甲２３―２９	57		返還あり
板橋一好	24. 10. 14	新幹線乗車券	7,900	92	教育行政，文化財保護	甲２３―３０	58	×	
板橋一好	24. 10. 20	新幹線乗車券	7,900	94	県民生活行政，非営利活動法人（ＮＰＯ）	甲２３―３１	59	×	
板橋一好	24. 10. 27	新幹線乗車券	7,900	92	産業労働観光行政，国際交流	甲２３―３２	60	×	甲２３－３３（６１番）については，取下げなので，一覧表には記載されていない
板橋一好	24. 11. 23	新幹線乗車券	7,900	88	教育行政，スポーツの振興	甲２３―３４	62	×	
板橋一好	24. 11. 28	新幹線乗車券	7,900	73	保健福祉行政，障害者福祉対策	甲２３―３５	63	×	
板橋一好	24. 12. 7	新幹線乗車券	7,900	88	教育行政，文化財保護	甲２３―３６	64	×	
板橋一好	24. 12. 11	新幹線乗車券	7,900	73	企業局　水道事業	甲２３―３７	65	×	
板橋一好	24. 12. 17	新幹線乗車券	7,900	73	保健福祉行政，保健医療行政	甲２３―３８	66	×	
板橋一好	24. 12. 24	新幹線乗車券	7,900	92	県土整備行政，都市計画	甲２３―３９	67	×	
板橋一好	24. 12. 27	新幹線乗車券	7,900	92	環境森林行政，地球温暖化対策	甲２３―４０	68	×	
板橋一好	25. 1. 14	新幹線乗車券	7,900	92	教育行政，スポーツの振興	甲２３―４１	69	×	
板橋一好	25. 1. 16	新幹線乗車券	7,900	73	企業局　水道事業	甲２３―４２	70	×	
板橋一好	25. 1. 21	新幹線乗車券	7,900	88	保健福祉行政，障害者福祉対策	甲２３―４３	71	×	
板橋一好	25. 2. 4	新幹線乗車券	7,900	88	環境森林行政，産業廃棄物対策	甲２３―４４	72		返還あり
板橋一好	25. 2. 13	新幹線乗車券	7,900	88	危機管理・災害対策，震災復興・地域防災対策	甲２３―４５	73	×	
板橋一好	25. 3. 17	新幹線乗車券	7,900	92	産業労働観光行政，観光振興	甲２３―４６	74	×	

認容額合計　2,220

別紙５－３
とちぎ自民党
調査研究費　交通費（旅費及びそれに関連する支出）

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
とちぎ自民党議員会	24.7.13	宿泊代・JR	43,990	100	「奈良県山の日川の日」の条例制定について調査，意見交換	甲２２―４	28	○	43,990
とちぎ自民党議員会	24.7.13	タクシー代	3,680	100	「奈良県山の日川の日」の条例制定について調査，意見交換	甲２２―３	27	○	3,680
とちぎ自民党議員会	24.5.9	旅費（鉄道代等）	113,930	100	東京スカイツリーの内覧視察，地元商店街との意見交換	甲２７―１ないし３	75	×	
とちぎ自民党議員会	24.6.11	旅費（バス代，鉄道代，宿泊費等）	802,628	100	風水害に強い県土つくり他	甲２８―１，２及び４	76	×	
とちぎ自民党議員会	24.7.20	旅費（バス代，鉄道代，航空券代，宿泊費等）	1,250,350	100	子供の村福岡ほか	甲３２―１，２，４	83	×	
とちぎ自民党議員会	24.8.30	旅費（鉄道代，宿泊費，バス代，入場料等）	735,190	100	6次産業化の取り組み	甲３０―１，２	79	×	
とちぎ自民党議員会	24.9.12	旅費（バス代，鉄道代，宿泊費等）	649,465	100	教育行政	甲３１―１，２，４	81	×	
とちぎ自民党議員会	24.10.22	旅費（バス代，鉄道代，宿泊費等）	309,650	100	スポーツ振興	甲２９―１，２	78	×	
	計		3,861,213						
三森文徳	24.6.15	旅費（航空券代，宿泊費）	89,000	79	大連中村の工場見学	甲３３―１	85	×	
三森文徳	24.6.15	宿泊代	23,580	79	大連中村の工場見学	甲３３―４	85	×	
三森文徳	24.6.22	高速代	1,250	100	大連中村の工場見学	甲３３―２	86	×	
三森文徳	24.6.24	高速代	1,250	100	大連中村の工場見学	甲３３―５	86	×	
三森文徳	24.6.22	駐車場代	5880	100	大連中村の工場見学	甲３３―３	87	×	
	計		120,960						
								認容額合計	47,670

別紙5－4
とちぎ自民党
調査研究費（食卓費）

別紙５－４
とちぎ自民党議員会
調査研究費（食卓費）

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	内容（宿泊先）	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
阿部寿一	24.4.9	食卓料	3,000	100	教育行政について	議員会館宿泊	甲３８－１	132	×	
阿部寿一	24.5.10	食卓料	3,000	100	農林行政について	議員会館宿泊	甲３８－３	133	×	
阿部寿一	24.6.14	食卓料	3,000	100	県土整備行政について	議員会館宿泊	甲３８－５	134	×	
	計		9,000							
金子裕	24.4.12	食卓料	3,000	100	県の経営管理について	議員会館宿泊	甲３９－１	144	×	
金子裕	24.4.19	食卓料	3,000	100	文教警察行政について	議員会館宿泊	甲３９－１	144	×	
金子裕	24.6.5	食卓料	3,000	100	文教警察行政について	宿泊の有無不明	甲３９－４	146	○	3,000
金子裕	24.6.9	食卓料	3,000	100	産業労働観光行政について	ホテル・ザ・セントレ	甲３９－４	146	×	
金子裕	24.6.27	食卓料	3,000	100	環境森林行政について	宿泊の有無不明	甲３９－５	146	○	3,000
金子裕	24.8.6	食卓料	3,000	100	県行政の総合企画について	議員会館宿泊	甲３８－８	148	×	
金子裕	24.8.7	食卓料	3,000	100	農林行政について	議員会館宿泊	甲３９－８	148	×	
金子裕	24.8.29	食卓料	3,000	100	議会活性化対策について	議員会館宿泊	甲３９－９	148	×	
金子裕	24.9.10	食卓料	3,000	100	県の経営管理について	議員会館宿泊	甲３９－１０	149	×	
金子裕	24.10.9	食卓料	3,000	100	県土整備行政について	宿泊の有無不明	甲３９－１２	150	○	3,000
金子裕	25.1.28	食卓料	3,000	100	県民生活行政について	宿泊の有無不明	甲３９－１７	153	○	3,000
金子裕	25.2.5	食卓料	3,000	100	教育行政について	宿泊の有無不明	甲３９－１９	154	○	3,000
	計		36,000							
琴寄昌男	24.10.7	食卓料	2,000	100	産業労働観光行政について	宿泊の有無不明	甲４０－７	162	○	2,000
琴寄昌男	24.10.8	食卓料	1,000	100	教育行政について	宿泊の有無不明	甲４０－７	162	○	1,000
	計		3,000							
佐藤良	24.6.25	食卓料	3,000	100	保健福祉行政について	宿泊の有無不明	甲４１－５	170	○	3,000
花塚隆志	24.4.9	食卓料	3,000	100	県土整備行政について	宿泊の有無不明	甲４８－１	251	○	3,000
花塚隆志	24.6.6	食卓料	3,000	100	県土整備行政について	宿泊の有無不明	甲４８－５	253	○	3,000
花塚隆志	24.6.14	食卓料	3,000	100	県土整備行政について	宿泊の有無不明	甲４８－５	253	○	3,000
花塚隆志	24.6.18	食卓料	3,000	100	保健福祉行政について	宿泊の有無不明	甲４８－６	253	○	3,000
花塚隆志	24.6.20	食卓料	3,000	100	県行政の総合企画について	宿泊の有無不明	甲４８－６	253	○	3,000
花塚隆志	24.8.22	食卓料	3,000	100	環境森林行政について	宿泊の有無不明	甲４８－９	255	○	3,000
花塚隆志	24.8.29	食卓料	3,000	100	環境森林行政について	宿泊の有無不明	甲４８－１０	255	○	3,000

別紙5－4
とちぎ自民党
調査研究費（食卓費）

花塚隆志	24.1.12	食卓料	3,000	100	産業労働観光行政について	宿泊の有無不明	甲４８－１８	260	○	3,000
	計		21,000							
早川尚秀	24.8.2	食卓料	3,000	100	県の経営管理について	宿泊の有無不明	甲４９－９	267	○	3,000
早川尚秀	25.1.16	食卓料	3,000	100	県行政の総合企画について	宿泊の有無不明	甲４９－１８	272	○	3,000
	計		6,000							
池田忠	25.2.4	食卓料	2,000	100	農林行政について	宿泊の有無不明	甲６２－３	401	○	2,000
池田忠	25.2.5	食卓料	1,000	100	農林行政について	宿泊の有無不明	甲６２－３	401	○	1,000
		食卓料	80,000							
	合計		80,000							
花塚隆志	24.7.13	食卓料	3,000	100	環境森林行政について	宿泊の有無不明（京都・近鉄奈良付近か？）	甲４８－７	254	○	3,000
花塚隆志	24.7.24	食卓料	3,000	100	県の経営管理について	宿泊の有無不明	甲４８－８	254	○	3,000
	計		6,000							
三森文徳	24.6.22	食卓料	2000	100	産業労働観光行政について	宿泊の有無不明	甲５２－５	301	○	2,000
三森文徳	24.6.23	食卓料	3000	100	産業労働観光行政について	宿泊の有無不明	甲５２－５	301	○	3,000
五十畑一幸	25.1.17	食卓料	3000	100	保健福祉行政について	宿泊の有無不明	甲６０－２	393	○	3,000
五十畑一幸	25.1.19	食卓料	3000	100	教育行政について	宿泊の有無不明	甲６０－２	393	○	3,000
									認容額合計	71,000

別紙５－５
とちぎ自民党
調査研究費・事務所費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
中島　宏	24.4.27	事務所費	40,000	50	事務所家賃	甲４－１	1	×	
中島　宏	24.5.31	事務所費	40,000	50	事務所家賃	甲４－２	1	×	
中島　宏	24.6.30	事務所費	40,000	50	事務所家賃	甲４－３	1	×	
中島　宏	24.7.31	事務所費	40,000	50	事務所家賃	甲４－４	1	×	
中島　宏	24.8.31	事務所費	40,000	50	事務所家賃	甲４－５	1	×	
中島　宏	24.9.28	事務所費	40,000	50	事務所家賃	甲４－６	1	×	
中島　宏	24.10.3	事務所費	40,000	50	事務所家賃	甲４－７	1	×	
中島　宏	24.11.3	事務所費	40,000	50	事務所家賃	甲４－８	1	×	
中島　宏	24.12.2	事務所費	40,000	50	事務所家賃	甲４－９	1	×	
中島　宏	25.1.29	事務所費	40,000	50	事務所家賃	甲４－１０	1	×	
中島　宏	25.2.28	事務所費	40,000	50	事務所家賃	甲４－１１	1	×	
中島　宏	25.3.29	事務所費	40,000	50	事務所家賃	甲４－１２	1	×	
	計		480,000						
佐藤　良	24.4.30	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲５－１	2	×	
佐藤　良	24.5.31	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲５－２	2	×	
佐藤　良	24.6.30	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲５－３	2	×	
佐藤　良	24.7.31	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲５－４	2	×	
佐藤　良	24.8.31	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲５－５	2	×	
佐藤　良	24.9.30	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲５－６	2	×	
佐藤　良	24.10.3	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲５－７	2	×	
佐藤　良	24.11.3	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲５－８	2	×	
佐藤　良	24.12.3	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲５－９	2	×	
佐藤　良	25.1.31	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲５－１０	2	×	
佐藤　良	25.2.28	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲５－１１	2	×	
佐藤　良	25.3.31	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲５－１２	2	×	
	計		600,000						
岩崎　信	24.4.30	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲６－１	3	×	
岩崎　信	24.5.31	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲６－２	3	×	
岩崎　信	24.6.30	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲６－３	3	×	
岩崎　信	24.7.31	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲６－４	3	×	
岩崎　信	24.8.31	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲６－５	3	×	
岩崎　信	24.9.30	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲６－６	3	×	
岩崎　信	24.10.3	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲６－７	3	×	
岩崎　信	24.11.3	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲６－８	3	×	
岩崎　信	24.12.2	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲６－９	3	×	
岩崎　信	25.1.31	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲６－１０	3	×	
岩崎　信	25.2.28	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲６－１１	3	×	
岩崎　信	25.3.30	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲６－１２	3	×	
	計		600,000						
小林幹夫	24.4.30	事務所費	100,000	50	事務所家賃	甲７－１	4	×	
小林幹夫	24.5.31	事務所費	100,000	50	事務所家賃	甲７－２	4	×	
小林幹夫	24.6.30	事務所費	100,000	50	事務所家賃	甲７－３	4	×	
小林幹夫	24.7.31	事務所費	100,000	50	事務所家賃	甲７－４	4	×	
小林幹夫	24.8.31	事務所費	100,000	50	事務所家賃	甲７－５	4	×	
小林幹夫	24.9.30	事務所費	100,000	50	事務所家賃	甲７－６	4	×	
小林幹夫	24.10.3	事務所費	100,000	50	事務所家賃	甲７－７	4	×	
小林幹夫	24.11.3	事務所費	100,000	50	事務所家賃	甲７－８	4	×	
小林幹夫	24.12.2	事務所費	100,000	50	事務所家賃	甲７－９	4	×	
小林幹夫	25.1.31	事務所費	100,000	50	事務所家賃	甲７－１０	4	×	
小林幹夫	25.2.28	事務所費	100,000	50	事務所家賃	甲７－１１	4	×	
小林幹夫	25.3.30	事務所費	100,000	50	事務所家賃	甲７－１２	4	×	
	計		1,200,000						
神谷幸伸	24.4.30	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲８－１	5	×	
神谷幸伸	24.5.31	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲８－２	5	×	
神谷幸伸	24.6.30	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲８－３	5	×	
神谷幸伸	24.7.31	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲８－４	5	×	
神谷幸伸	24.8.31	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲８－５	5	×	
神谷幸伸	24.9.30	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲８－６	5	×	
神谷幸伸	24.10.3	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲８－７	5	×	
神谷幸伸	24.11.3	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲８－８	5	×	
神谷幸伸	24.12.3	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲８－９	5	×	
神谷幸伸	25.1.31	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲８－１０	5	×	
神谷幸伸	25.2.28	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲８－１１	5	×	

別紙5－5
とちぎ自民党
調査研究費・事務所費

神谷幸伸	25.3.31	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲８―１２	5	×
	計		600,000					
高橋文吉	24.4.30	事務所費	60,000	50	事務所家賃	甲９―１	6	×
高橋文吉	24.5.31	事務所費	60,000	50	事務所家賃	甲９―２	6	×
高橋文吉	24.6.30	事務所費	60,000	50	事務所家賃	甲９―３	6	×
高橋文吉	24.7.31	事務所費	60,000	50	事務所家賃	甲９―４	6	×
高橋文吉	24.8.31	事務所費	60,000	50	事務所家賃	甲９―５	6	×
高橋文吉	24.9.30	事務所費	60,000	50	事務所家賃	甲９―６	6	×
高橋文吉	24.10.3	事務所費	60,000	50	事務所家賃	甲９―７	6	×
高橋文吉	24.11.3	事務所費	60,000	50	事務所家賃	甲９―８	6	×
高橋文吉	24.12.3	事務所費	60,000	50	事務所家賃	甲９―９	6	×
高橋文吉	25.1.31	事務所費	60,000	50	事務所家賃	甲９―１０	6	×
高橋文吉	25.2.28	事務所費	60,000	50	事務所家賃	甲９―１１	6	×
高橋文吉	25.3.31	事務所費	60,000	50	事務所家賃	甲９―１２	6	×
	計		720,000					
平池秀光	24.4.30	事務所費	100,000	50	事務所家賃	甲１０―１	7	×
平池秀光	24.5.31	事務所費	100,000	50	事務所家賃	甲１０―２	7	×
平池秀光	24.6.30	事務所費	100,000	50	事務所家賃	甲１０―３	7	×
平池秀光	24.7.31	事務所費	100,000	50	事務所家賃	甲１０―４	7	×
平池秀光	24.8.31	事務所費	100,000	50	事務所家賃	甲１０―５	7	×
平池秀光	24.9.30	事務所費	100,000	50	事務所家賃	甲１０―６	7	×
平池秀光	24.10.3	事務所費	100,000	50	事務所家賃	甲１０―７	7	×
平池秀光	24.11.3	事務所費	100,000	50	事務所家賃	甲１０―８	7	×
平池秀光	24.12.3	事務所費	100,000	50	事務所家賃	甲１０―９	7	×
平池秀光	25.1.31	事務所費	100,000	50	事務所家賃	甲１０―１０	7	×
平池秀光	25.2.28	事務所費	100,000	50	事務所家賃	甲１０―１１	7	×
平池秀光	25.3.31	事務所費	100,000	50	事務所家賃	甲１０―１２	7	×
	計		1,200,000					
梶　克之	24.4.30	事務所費	75,000	50	事務所家賃	甲１１―１	8	×
梶　克之	24.5.31	事務所費	75,000	50	事務所家賃	甲１１―２	8	×
梶　克之	24.6.30	事務所費	75,000	50	事務所家賃	甲１１―３	8	×
梶　克之	24.7.31	事務所費	75,000	50	事務所家賃	甲１１―４	8	×
梶　克之	24.8.31	事務所費	75,000	50	事務所家賃	甲１１―５	8	×
梶　克之	24.9.30	事務所費	75,000	50	事務所家賃	甲１１―６	8	×
梶　克之	24.10.3	事務所費	75,000	50	事務所家賃	甲１１―７	8	×
梶　克之	24.11.3	事務所費	75,000	50	事務所家賃	甲１１―８	8	×
梶　克之	24.12.3	事務所費	75,000	50	事務所家賃	甲１１―９	8	×
梶　克之	25.1.31	事務所費	75,000	50	事務所家賃	甲１１―１０	8	×
梶　克之	25.2.28	事務所費	0	50	事務所家賃		8	×
梶　克之	25.3.31	事務所費	0	50	事務所家賃		8	×
	計		750,000					
板橋一好	24.4.25	事務所費	20,000	50	事務所家賃	甲１２―１	9	×
板橋一好	24.5.25	事務所費	20,000	50	事務所家賃	甲１２―２	9	×
板橋一好	24.6.25	事務所費	20,000	50	事務所家賃	甲１２―３	9	×
板橋一好	24.7.25	事務所費	20,000	50	事務所家賃	甲１２―４	9	×
板橋一好	24.8.24	事務所費	20,000	50	事務所家賃	甲１２―５	9	×
板橋一好	24.9.25	事務所費	20,000	50	事務所家賃	甲１２―６	9	×
板橋一好	24.10.2	事務所費	20,000	50	事務所家賃	甲１２―７	9	×
板橋一好	24.11.2	事務所費	20,000	50	事務所家賃	甲１２―８	9	×
板橋一好	24.12.2	事務所費	20,000	50	事務所家賃	甲１２―９	9	×
板橋一好	25.1.25	事務所費	20,000	50	事務所家賃	甲１２―１２	9	×
板橋一好	25.2.25	事務所費	20,000	50	事務所家賃	甲１２―１１	9	×
板橋一好	25.3.25	事務所費	20,000	50	事務所家賃	甲１２―１０	9	×
	計		240,000					
五十畑一幸	24.12.31	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲１３―１	10	×
五十畑一幸	25.1.31	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲１３―２	10	×
五十畑一幸	25.2.28	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲１３―３	10	×
五十畑一幸	25.3.31	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲１３―４	10	×
	計		200,000					
関谷　暢之	24.12.31	事務所費	44,000	50	事務所家賃	甲１４―１	11	×
関谷　暢之	25.1.31	事務所費	44,000	50	事務所家賃	甲１４―２	11	×
関谷　暢之	25.2.28	事務所費	44,000	50	事務所家賃	甲１４―３	11	×
関谷　暢之	25.3.31	事務所費	44,000	50	事務所家賃	甲１４―４	11	×
	計		176,000					
池田　忠	25.1.31	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲１５―１	12	×
池田　忠	25.2.28	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲１５―２	12	×
池田　忠	25.3.31	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲１５―３	12	×
	計		150,000					

認容額合計　0

別紙５－６
とちぎ自民党
調査研究費・会費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
中島　宏	24.4.26	会費	3,000	100	県の経営管理・情報公開	甲１６―１	13	×	
中島　宏	24.6.26	会費	3,000	100	県行政の総合企画，市町村地域振興	甲１６―２	13	×	
中島　宏	24.7.26	会費	3,000	100	県土整備行政，道路整備	甲１６―３	13	×	
中島　宏	24.9.20	会費	3,000	100	警察行政，治安維持対策	甲１６―４	13	×	
中島　宏	24.10.25	会費	3,000	100	県行政の総合企画「新とちぎ元気プラン」	甲１６―５	13	×	
中島　宏	24.11.13	会費	3,000	100	県行政の総合企画，市町村地域振興	甲１６―６	13	×	
中島　宏	24.12.19	会費	3,000	100	議会活性化対策，議会の活性化対策	甲１６―７	13	×	
中島　宏	25.1.24	会費	3,000	100	県行政の総合企画「新とちぎ元気プラン」	甲１６―８	13	×	
中島　宏	25.2.21	会費	3,000	100	県の経営管理，国の地方財政計画	甲１６―９	13	×	
中島　宏	25.3.21	会費	3,000	100	県土整備行政，都市計画	甲１６―１０	13	×	
	小計		30,000						
不明	24.4.10	会費	5,000	100	産業労働観光行政，国際交流	甲１７―１	14	×	
不明	24.12.7	会費	5,000	100	産業労働観光行政，地域資源活用・農商工連携	甲１７―２	14	×	
不明	25.1.29	会費	5,000	100	産業労働観光行政，商店街の活性化・街づくり	甲１７―３	14	×	
	小計		15,000						
五月女裕久彦	24.9.14	会費	89,250	100	内外情勢調査会９月～3月	甲１８	15	×	
								認容額合計	0

別紙５－７
とちぎ自民党
研修費・会費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
若林和雄	24.8.17	受講料	10,000	100	PHP地域経営塾、政策力アップ講座受講料	甲６３	403	×	
								認容額合計	0

別紙５－８
とちぎ自民党議員会
会議費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
議員名不明	24.4.13	会場費	52,500	100	社会貢献活動	甲６４―１	404	×	
議員名不明	24.5.24	会場費	52,500	100	危機管理・災害対策	甲６４―２	404	×	
議員名不明	24.6.14	会場費	52,500	100	市町村地域振興	甲６４―３	404	×	
議員名不明	24.7.5	会場費	52,500	100	県民相談県政広聴	甲６４―４	404	×	
議員名不明	24.9.9	会場費	52,500	100	中小地場産業・観光業の活力向上	甲６４―５	404	×	
議員名不明	24.10.7	会場費	52,500	100	教育施設	甲６４―６	404	×	
議員名不明	24.11.8	会場費	52,500	100	市町村地域振興	甲６４―７	404	×	
	計		367,500						
横松盛人	24.4.15	会場費	22,418	100	県の経営管理財政について	甲６５―１	405	×	
横松盛人	24.8.12	会場費	15,165	100	県政報告、地域振興（コーヒー代11人分含）	甲６５―２，３	406	×	
横松盛人	24.12.18	会場費	336,000	100	県政報告（お茶代@300×350分含）	甲６５―４	407,408	×	
	計		373,583						
木村好文	24.4.10	会場費	23,000	100	道路整備	甲６６―１	409	×	
木村好文	24.4.25	会場費	23,000	100	危機管理・災害対策	甲６６―２	409	×	
木村好文	24.5.11	会場費	23,000	100	幼児教育の充実	甲６６―３	409	×	
木村好文	24.5.21	会場費	23,000	100	商店街の活性化	甲６６―４	409	×	
木村好文	24.6.7	会場費	23,000	100	県産農産物の販路拡大	甲６６―５	409	×	
木村好文	24.6.22	会場費	23,000	100	減災・防災対策	甲６６―６	409	×	
木村好文	24.7.6	会場費	22,000	100	高齢者対策	甲６６―７	410	×	
木村好文	24.7.27	会場費	22,000	100	建設業の活性化対策	甲６６―８	410	×	
木村好文	24.8.6	会場費	22,000	100	児童福祉	甲６６―９	410	×	
木村好文	24.8.19	会場費	22,000	100	市町村地域振興	甲６６―１０	410	×	
木村好文	24.8.29	会場費	22,000	100	義務教育の充実	甲６６―１１	410	×	
木村好文	24.9.11	会場費	22,000	100	定住促進・団塊の世代対策	甲６６―１２	410	×	
木村好文	24.9.29	会場費	22,000	100	子育て環境づくり	甲６６―１３	410	×	
木村好文	24.10.3	会場費	22,000	100	都市計画	甲６６―１４	410	×	
木村好文	24.10.18	会場費	22,000	100	中小地場産業・観光業の活力向上	甲６６―１５	410	×	
木村好文	24.10.26	会場費	22,000	100	農業関係団体の活性化	甲６６―１６	410	×	
木村好文	24.11.6	会場費	22,000	100	建設業の活性化対策	甲６６―１７	410	×	
木村好文	24.11.20	会場費	22,000	100	児童福祉	甲６６―１８	410	×	
木村好文	24.12.1	会場費	22,000	100	高齢者対策	甲６６―１９	410	×	
木村好文	24.12.18	会場費	22,000	100	県産農産物の販路拡大	甲６６―２０	410	×	
木村好文	24.12.22	会場費	22,000	100	子育て環境づくり	甲６６―２１	410	×	
木村好文	25.1.23	会場費	22,000	100	子どもの安全・安心の確保	甲６６―２２	410	×	
木村好文	25.2.4	会場費	22,000	100	国の地方財政計画	甲６６―２３	410	×	
木村好文	25.2.13	会場費	22,000	100	交通政策	甲６６―２４	410	×	
木村好文	25.2.21	会場費	22,000	100	交通安全対策	甲６６―２５	410	×	
木村好文	25.3.5	会場費	22,000	100	健康増進対策	甲６６―２６	410	×	
木村好文	25.3.13	会場費	22,000	100	観光振興	甲６６―２７	410	×	
木村好文	25.3.21	会場費	22,000	100	都市計画	甲６６―２８	410	×	
	計	28回	622,000						
石坂真一	24.6.21	会場費	15,000	100	中小地場産業・観光業の活力向上	甲６７―１	411	×	
石坂真一	24.7.8	会場費	15,000	100	中小地場産業・観光業の活力向上	甲６７―２	411	×	
石坂真一	24.8.6	会場費	15,000	100	商工団体の運営指導・連携	甲６７―３	411	×	
	計		45,000						
早川尚秀	24.11.21	会場費	1,500	100	地域振興懇談	甲６８―１	412	×	
早川尚秀	24.11.28	飲食代	5,000	100	お茶代金　20人×@250	甲６８―２	413	×	
早川尚秀	25.3.19	会場費	24,040	100	地域振興懇談	甲６８―３	414	×	
早川尚秀	25.3.19	飲食代	37,080	100	地域振興懇談	甲６８―４	414	×	
	計		67,620						
五十畑一幸	25.3.25	会場費	100,000	100	県政報告会	甲６９	415	×	
								認容額合計	0

別紙５－９
とちぎ自民党
資料作成費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
螺良昭人	24.4.27	資料作成代	58,000	100	環境森林行政・地球温暖化対策対策	甲７０―１	416	×	
螺良昭人	24.5.30	資料作成代	47,000	100	スポーツ振興（最新アリーナについての資料収集と資料作成）	甲７０―２	417	×	
螺良昭人	24.6.29	資料作成代	53,000	100	スポーツ振興（第１種公認陸上競技場の基本仕様について資料収集と作成）	甲７０―３	418	×	
螺良昭人	24.7.31	資料作成代	51,000	100	環境森林行政・地球温暖化対策対策	甲７０―４	419	×	
螺良昭人	24.8.31	資料作成代	48,000	100	都市計画	甲７０―５	420	×	
螺良昭人	24.9.30	資料作成代	52,000	100	危機管理・災害対策、震災復興・地域防災対策	甲７０―６	421	×	
螺良昭人	24.10.31	資料作成代	52,500	100	通年議会の制度について説明資料作成	甲７０―７	422	×	
螺良昭人	24.11.30	資料作成代	55,650	100	通年議会の制度について説明資料作成	甲７０―８	423	×	
螺良昭人	25.1.25	資料作成代	37,227	100	都市計画	甲７０―９	424	×	
	合　計		454,377						
								認容額合計	0

別紙５－１０
とちぎ自民党　自民党議員会
広報費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	印刷物に占める政務活動関連内容割合（%）	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
亀田　清	24.4.18		8,142	90%	県政報告折込料			425		
	24.6.12		10,500	50%	ホームページ更新料			426		
阿部寿一	24.4.10		120,000	50%	ホームページ更新料1年分			433		
五月女裕久彦	24.5.21		342,300	50%	県政報告印刷代			427		
	24.5.21		58,212	50%	新聞折込代			428		
	25.2.1		822,292	75%	県政報告ハガキ代			429		
	25.2.5		163,800	75%	県政報告印刷代			430		
	25.3.9		342,300	65%	県政報告印刷代			431		
	24.6.30		30,000	50%	ホームページ更新料			432		
琴寄昌男	24.6.14		378,000	50%	県政報告書作成代			435		
	24.6.30		169,958	50%	新聞折込料			436		
	24.12.13		403,000	80%	県政報告書作成代			437		
	24.12.18		195,016	80%	新聞折込料			438		
五十嵐　清	24.6.13		115,500	65%	県政通信代			439		
早川尚秀	24.6.22		85,050	50%	ホームページ更新料			440		
	24.12.15		85,050	50%	ホームページ更新料			442		
	24.12.28		191,625	70%	県政調査資料作成費			441		
阿部博美	24.10.16		151,410	50%	活動報告書印刷代			443		
〃	24.10.17		250,185	50%	県政報告書郵送料			444		
〃	24.10.17		37,115	50%	県政報告書郵送料			445		
〃	24.10.18		50,765	50%	県政報告書郵送料			446		
	24.10.18		11,960	50%	県政報告書郵送料			447		
	24.10.18		46,930	50%	県政報告書郵送料			448		
	24.10.19		60,920	50%	県政報告書郵送料			449		
	25.3.28		226,800	85%	活動報告書印刷代			450		
	25.3.25		238,420	85%	県政報告書郵送料			451		
	25.3.25		65,915	85%	県政報告書郵送料			452		
	25.3.25		49,985	85%	県政報告書郵送料			453		
	25.3.25		11,505	85%	県政報告書郵送料			454		
	25.3.25		3,440	85%	県政報告書郵送料			455		
若林和雄	24.10.31	広報費	30,000	85%	さわやか通信秋号丁合	85	甲１１６―１，丙Ａ４５	456	×	
	25.3.28	広報費	189,000	80%	さわやか通信発行費		甲１１６―２	457		
中島　宏	25.1.12	広報費	6476	85	会報誌紙代	100	甲１１７―４	460	×	
中島　宏	25.1.22	広報費	183,570	85%	会報誌郵送料	100	甲１１７―４―１，２，丙Ａ４６	458	×	
中島　宏	25.2.18	広報費	86,415	85%	会報誌印刷代	100	甲１１７―３，丙Ａ４６	459	×	
山形修治	25.3.31		406,901	65%	チラシ印刷、折込料			461		
石坂真一	25.3.28		430,500	85%	広報誌・制作・印刷・折込料			462		
									認容額合計	0

別紙5－11
とちぎ自民党
事務費

別紙５－１１
とちぎ自民党
事務費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内　容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
石坂真一	24.4.4	事務費	12,075	50	コピーリース代	甲１２１―１	463	×	
石坂真一	24.5.7	事務費	12,075	50	コピーリース代	甲１２１―２	463	×	
石坂真一	24.6.7	事務費	12,075	50	コピーリース代	甲１２１―３	463	×	
石坂真一	24.7.9	事務費	12,075	50	コピーリース代	甲１２１―４	463	×	
石坂真一	24.8.9	事務費	12,075	50	コピーリース代	甲１２１―５	463	×	
石坂真一	24.9.7	事務費	12,075	50	コピーリース代	甲１２１―６	463	×	
石坂真一	24.10.10	事務費	12,075	50	コピーリース代	甲１２１―７	463	×	
石坂真一	24.11.8	事務費	12,075	50	コピーリース代	甲１２１―８	463	×	
石坂真一	24.12.7	事務費	12,075	50	コピーリース代	甲１２１―９	463	×	
石坂真一	24.4.26	事務費	2,343	50	コピー代	甲１２１―１０	464	×	
石坂真一	24.5.31	事務費	1,330	50	コピー代	甲１２１―１１	465	×	
石坂真一	24.6.23	事務費	2,683	50	コピー代	甲１２１―１２	466	×	
石坂真一	24.8.3	事務費	2,683	50	コピー代	甲１２１―１３	467	×	
石坂真一	24.9.7	事務費	5,225	50	コピー代	甲１２１―１４	468	×	
石坂真一	24.9.25	事務費	5,789	50	コピー代	甲１２１―１５	469	×	
石坂真一	24.11.28	事務費	5,997	50	コピー代	甲１２１―１６	470	×	
石坂真一	25.1.6	事務費	2,310	50	コピー代	甲１２１―１７	471	×	
石坂真一	25.1.31	事務費	4,858	50	コピー代	甲１２１―１８	472	×	
関谷暢之	24.12.20	事務費	119,000	50	パソコン代	甲１２３	474	×	
五十畑一幸	24.12.28	事務費	114,000	50	パソコン代	甲１２２	473	×	
栃木自民党議会	25.3.5	事務費	126,000	50	パソコン代	甲１２４	475	×	
								認容額合計	0

別紙５－１２
とちぎ自民党
人件費

議員	支出月	費目	金額（円）	按分割合（%）	契約書上の契約内容	活動内容（勤務実績表）	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
阿部博美	４月分	人件費	56,500	50	×（提出なし。以下同じ）	保健福祉行政，県土整備行政	甲125-1	476	×	
阿部博美	４月分	人件費	93,500	100	×	生活・保健福祉行政	甲125-2	477	×	
阿部博美	５月分	人件費	52,100	46	×	県土整備行政，生活・保健福祉行政	甲125-3	478	×	
阿部博美	５月分	人件費	97,900	100	×	県土整備行政，生活・保健福祉行政	甲125-4	479	×	
阿部博美	６月分	人件費	51,000	48	×	生活・保健福祉行政，県土整備行政	甲125-5	480	×	
阿部博美	６月分	人件費	99,000	100	×	生活・保健福祉行政，県土整備行政	甲125-6	481	×	
阿部博美	７月分	人件費	47,700	46	×	文教・警察行政	甲125-7	482	×	
阿部博美	７月分	人件費	102,300	100	×	文教・警察行政	甲125-8	483	×	
阿部博美	８月分	人件費	51,000	50	×	県土整備行政，生活・保健福祉行政	甲125-9	484	×	
阿部博美	８月分	人件費	99,000	100	×	県土整備行政，生活・保健福祉行政	甲125-10	485	×	
阿部博美	９月分	人件費	56,500	50	×	生活・保健福祉行政，商工・経済企業行政	甲125-11	486	×	
阿部博美	９月分	人件費	93,500	100	×	生活・保健福祉行政，県土整備行政	甲125-12	487	×	
阿部博美	１０月分	人件費	41,100	50	×	県土整備行政，文教・警察行政	甲125-13	488	×	
阿部博美	１０月分	人件費	108,900	100	×	県土整備行政，文教・警察行政	甲125-14	489	×	
阿部博美	１１月分	人件費	47,700	49	×	生活・保健福祉行政，県土整備行政	甲125-15	490	×	
阿部博美	１１月分	人件費	102,300	100	×	生活・保健福祉行政	甲125-16	491	×	
阿部博美	１２月分	人件費	55,400	54	×	文教・警察行政，生活・保健福祉行政	甲125-17	492	×	
阿部博美	１２月分	人件費	94,600	100	×	文教・警察行政，生活・保健福祉行政	甲125-18	493	×	
阿部博美	１月分	人件費	56,500	55	×	県土整備行政，文教・警察行政	甲125-19	494	×	
阿部博美	１月分	人件費	93,500	100	×	県土整備行政，文教・警察行政	甲125-20	495	×	
阿部博美	２月分	人件費	49,900	57	×	生活・保健福祉行政，文教・警察行政	甲125-21	496	×	
阿部博美	２月分	人件費	100,100	100	×	生活・保健福祉行政，文教・警察行政	甲125-22	497	×	
阿部博美	３月分	人件費	46,600	61	×	県土整備行政，農林・環境行政	甲125-23	498	×	
阿部博美	３月分	人件費	103,400	100	×	県土整備行政，農林・環境行政	甲125-24	499	×	
亀田清	４月分	人件費	150,000	50	×	警察行政，県土整備行政等	甲126－1	500	×	
亀田清	５月分	人件費	150,000	50	×	農林行政，環境森林行政等	甲126－2	500	×	
亀田清	６月分	人件費	150,000	50	×	県行政の総合企画，環境森林行政等	甲126－3	500	×	
亀田清	７月分	人件費	150,000	50	×	環境森林行政，県土整備行政等	甲126－4	500	×	
亀田清	８月分	人件費	150,000	50	×	産業労働観光行政，農林行政等	甲126－5	500	×	
亀田清	９月分	人件費	150,000	50	×	環境森林行政，県民生活行政等	甲126－6	500	×	
亀田清	１０月分	人件費	150,000	50	×	県土整備行政，県民生活行政等	甲126－7	500	×	
亀田清	１１月分	人件費	150,000	50	×	産業労働観光行政，保健福祉行政等	甲126－8	500	×	

別紙5－12
とちぎ自民党
人件費

亀田清	１２月分	人件費	150,000	50	×	保健福祉行政，県行政の総合企画等	甲126－9	500	×	
亀田清	１月分	人件費	150,000	50	×	商工・経済企業行政等	甲126－10	500	×	
亀田清	２月分	人件費	150,000	50	×	農林・環境行政，文教・警察行政等	甲126－11	500	×	
亀田清	３月分	人件費	150,000	50	×	農林・環境行政，文教・警察行政等	甲126－12	500	×	
中島宏	４月分	人件費	88,000	100	×	生活・保健福祉行政，県土整備行政等	甲127－１	501	×	
中島宏	４月分	人件費	62,000	100	×	県土整備行政，生活・保健福祉行政等	甲127－２	502	×	
中島宏	５月分	人件費	80,000	100	×	県土整備行政，農林・環境行政等	甲127－３	503	×	
中島宏	５月分	人件費	70,000	100	×	県土整備行政，文教・警察行政等	甲127－４	504	×	
中島宏	６月分	人件費	90,000	100	×	生活・保健福祉行政，県土整備行政等	甲127－５	505	×	
中島宏	６月分	人件費	60000	100	×	県土整備行政，農林・環境行政等	甲127－６	506	×	
中島宏	７月分	人件費	90,000	100	×	県土整備行政，生活・保健福祉行政等	甲127－７	507	×	
中島宏	７月分	人件費	60,000	100	×	県政経営行政，県土整備行政等	甲127－８	508	×	
中島宏	８月分	人件費	86,000	100	×	県土整備行政，文教・警察行政等	甲127－９	509	×	
中島宏	８月分	人件費	64,000	100	×	県土整備行政，生活・保健福祉行政等	甲127－１０	510	×	
中島宏	９月分	人件費	88,000	100	×	県土整備行政，県政経営行政等	甲127－１１	511	×	
中島宏	９月分	人件費	62,000	100	×	文教・警察行政等	甲127－１２	512	×	
中島宏	１０月分	人件費	59,000	100	×	県政経営行政，県土整備行政等	甲127－１３	513	×	
中島宏	１０月分	人件費	91,000	100	×	文教・警察行政，県土整備行政等	甲127－１４	514	×	
中島宏	１１月分	人件費	84,000	100	×	生活・保健福祉行政，県土整備行政等	甲127－１５	515	×	
中島宏	１１月分	人件費	66,000	100	×	農林・環境行政，県政経営行政等	甲127－１６	516	×	
中島宏	１２月分	人件費	84,000	100	×	県政経営行政，県土整備行政等	甲127－１７	517	×	
中島宏	１２月分	人件費	66,000	100	×	商工・経済企業行政等，生活・保健福祉行政等	甲127－１８	518	×	
中島宏	１月分	人件費	90,000	100	×	県政経営行政，県土整備行政等	甲127－１９	519	×	
中島宏	１月分	人件費	60,000	100	×	県土整備行政，農林・環境行政等	甲127－２０	520	×	
中島宏	２月分	人件費	90,000	100	×	県政経営行政，生活・保健福祉行政等	甲127－２１	521	×	
中島宏	２月分	人件費	60,000	100	×	文教・警察行政，農林・環境行政等	甲127－２２	522	×	
中島宏	３月分	人件費	87,000	100	×	生活・保健福祉行政，県政経営行政等	甲127－２３	523	×	
中島宏	３月分	人件費	63,000	100	×	農林・環境行政，県土整備行政等	甲127－２４	524	×	
横松盛人	４月分	人件費	56,000	100	×	県政経営行政，生活・保健福祉行政等	甲128-1	525	×	
横松盛人	４月分	人件費	75,000	100	×	県土整備行政，商工・経済企業行政等	甲128-2	526	×	
横松盛人	５月分	人件費	70,000	100	×	県政経営行政，生活・保健福祉行政等	甲128-3	527	×	
横松盛人	５月分	人件費	78,000	100	×	農林・環境行政，県政経営行政等	甲128-4	528	×	
横松盛人	６月分	人件費	56,000	100	×	文教・警察行政，農林・環境行政等	甲128-5	529	×	
横松盛人	６月分	人件費	78,000	100	×	農林・環境行政，文教・警察行政等	甲128-6	530	×	
横松盛人	７月分	人件費	56,000	100	×	商工・経済企業行政，文教・警察行政等	甲128-7	531	×	
横松盛人	７月分	人件費	74,000	100	×	県政経営行政，商工・経済企業行政	甲128-8	532	×	
横松盛人	８月分	人件費	63,000	100	×	文教・警察行政，農林・環境行政等	甲128-9	533	×	
横松盛人	８月分	人件費	78,000	100	×	県土整備行政，県政経営行政等	甲128-10	534	×	
横松盛人	９月分	人件費	56,000	100	×	生活・保健福祉行政，文教・警察行政等	甲128-11	535	×	

別紙5－12
とちぎ自民党
人件費

横松盛人	９月分	人件費	79,000	100	×	県土整備行政，県政経営行政等	甲128-12	536	×	
横松盛人	１０月分	人件費	70,000	100	×	県政経営行政，農林・環境行政等	甲128-13	537	×	
横松盛人	１０月分	人件費	79,000	100	×	文教・警察行政，県政経営行政等	甲128-14	538	×	
横松盛人	１１月分	人件費	48,000	100	×	県政経営行政，生活・保健福祉行政等	甲128-15	539	×	
横松盛人	１１月分	人件費	84,000	100	×	県政経営行政，県土整備行政等	甲128-16	540	×	
横松盛人	１２月分	人件費	56,000	100	×	農林・環境行政，県政経営行政等	甲128-17	541	×	
横松盛人	１２月分	人件費	80,000	100	×	県政経営行政，商工・経済企業行政等	甲128-18	542	×	
横松盛人	１月分	人件費	56,000	100	×	県政経営行政，文教・警察行政等	甲128-19	543	×	
横松盛人	１月分	人件費	27,000	100	×	商工・経済企業行政，文教・警察行政等県政経営行政等	甲128-20	544	×	
横松盛人	２月分	人件費	56,000	100	×	商工・経済企業行政，県政経営行政等	甲128-21	545	×	
横松盛人	２月分	人件費	39,000	100	×	県政経営行政，商工・経済企業行政等	甲128-22	546	×	
阿部寿一	４月分	人件費	60,000	100	×	県土整備行政，農林・環境行政等	甲129－１	547	×	
阿部寿一	４月分	人件費	60,000	100	×	県土整備行政，文教・警察行政等	甲129－２	548	×	
阿部寿一	５月分	人件費	60,000	100	×	生活・保健福祉行政，県土整備行政等	甲129－３	549	×	
阿部寿一	５月分	人件費	50,000	100	×	県土整備行政，農林・環境行政等	甲129－４	550	×	
阿部寿一	６月分	人件費	70,000	100	×	農林・環境行政，県土整備行政等	甲129－５	551	×	
阿部寿一	６月分	人件費	60,000	100	×	文教・警察行政，農林・環境行政等	甲129－６	552	×	
阿部寿一	７月分	人件費	60,000	100	×	農林・環境行政，県土整備行政等	甲129－７	553	×	
阿部寿一	７月分	人件費	70,000	100	×	県土整備行政，農林・環境行政等	甲129－８	554	×	
阿部寿一	８月分	人件費	70,000	100	×	農林・環境行政，県土整備行政等	甲129－９	555	×	
阿部寿一	８月分	人件費	60,000	100	×	農林・環境行政，県土整備行政等	甲129－１０	556	×	
阿部寿一	９月分	人件費	60,000	100	×	農林・環境行政，県土整備行政等	甲129－１１	557	×	
阿部寿一	９月分	人件費	70,000	100	×	農林・環境行政，県土整備行政等	甲129－１２	558	×	
阿部寿一	１０月分	人件費	60,000	100	×	農林・環境行政，県土整備行政等	甲129－１３	559	×	
阿部寿一	１０月分	人件費	70,000	100	×	県土整備行政，農林・環境行政等	甲129－１４	560	×	
阿部寿一	１１月分	人件費	60,000	100	×	生活・保健福祉行政，農林・環境行政等	甲129－１５	561	×	
阿部寿一	１１月分	人件費	70,000	100	×	県土整備行政，農林・環境行政等	甲129－１６	562	×	
阿部寿一	１２月分	人件費	60,000	100	×	農林・環境行政，県土整備行政等	甲129－１７	563	×	
阿部寿一	１２月分	人件費	70,000	100	×	生活・保健福祉行政，商工・経済企業行政等	甲129－１８	564	×	
阿部寿一	１月分	人件費	60,000	100	×	県土整備行政，農林・環境行政等	甲129－１９	565	×	
阿部寿一	１月分	人件費	50,000	100	×	生活・保健福祉行政，商工・経済企業行政等	甲129－２０	566	×	
阿部寿一	２月分	人件費	60,000	100	×	文教・警察行政，農林・環境行政等	甲129－２１	567	×	
阿部寿一	２月分	人件費	60,000	100	×	県土整備行政，文教・警察行政等	甲129－２２	568	×	
阿部寿一	３月分	人件費	70,000	100	×	県土整備行政，農林・環境行政等	甲129－２３	569	×	
阿部寿一	３月分	人件費	70,000	100	×	商工・経済企業行政，県土整備行政等	甲129－２４	570	×	
金子裕	４月分	人件費	126,900	100	×	文教・警察行政，県政経営行政等	甲130-1	571	×	
金子裕	５月分	人件費	118,800	100	×	県土整備行政，生活・保健福祉行政等	甲130-2	572	×	
金子裕	６月分	人件費	124,200	100	×	県土整備行政，農林・環境行政等	甲130-3	573	×	
金子裕	７月分	人件費	134,100	100	×	文教・警察行政，農林・環境行政等	甲130-4	574	×	

別紙5－12
とちぎ自民党
人件費

金子裕	８月分	人件費	141,300	100	×	県土整備行政，農林・環境行政等	甲130-5	575	×	
金子裕	９月分	人件費	122,400	100	×	商工・経済企業行政，文教・警察行政等	甲130-6	576	×	
金子裕	１０月分	人件費	139,500	100	×	文教・警察行政，生活・保健福祉行政等	甲130-7	577	×	
金子裕	１１月分	人件費	134,100	100	×	生活・保健福祉行政，農林・環境行政等	甲130-8	578	×	
金子裕	１２月分	人件費	117,900	100	×	生活・保健福祉行政，県政経営行政等	甲130-9	579	×	
金子裕	１月分	人件費	113,400	100	×	生活・保健福祉行政，文教・警察行政等	甲130-10	580	×	
金子裕	２月分	人件費	115,200	100	×	生活・保健福祉行政，県政経営行政等	甲130-11	581	×	
金子裕	３月分	人件費	122,400	100	×	商工・経済企業行政，農林・環境行政等	甲130-12	582	×	
琴寄昌男	４月分	人件費	145,500	100	×	まちづくり，中心市街地活性化	甲131-1	583	×	
琴寄昌男	５月分	人件費	145,500	100	×	文教・警察行政，農林・環境行政等	甲131-2	584	×	
琴寄昌男	６月分	人件費	147,000	100	×	農林・環境行政，地方分権等	甲131-3	585	×	
琴寄昌男	７月分	人件費	141,000	100	×	農林・環境行政，合併問題等	甲131-4	586	×	
琴寄昌男	８月分	人件費	142,500	100	×	まちづくり，中心市街地活性化等	甲131-5	587	×	
琴寄昌男	９月分	人件費	145,500	100	×	農林・環境行政，合併問題等	甲131-6	588	×	
琴寄昌男	１０月分	人件費	147,000	100	×	まちづくり，中心市街地活性化等	甲131-7	589	×	
琴寄昌男	１１月分	人件費	145,500	100	×	文教・警察行政，農林・環境行政等	甲131-8	590	×	
琴寄昌男	１２月分	人件費	142,500	100	×	まちづくり，中心市街地活性化等	甲131-9	591	×	
琴寄昌男	１月分	人件費	144,000	100	×	まちづくり，中心市街地活性化等	甲131-10	592	×	
琴寄昌男	２月分	人件費	136,500	100	×	文教・警察行政，県土整備行政等	甲131-11	593	×	
琴寄昌男	３月分	人件費	147,000	100	×	文教・警察行政，農林・環境行政等	甲131-12	594	×	
佐藤良	４月分	人件費	150,000	100	×	県土整備行政，生活・保健福祉行政等	甲132-1	595	×	
佐藤良	５月分	人件費	150,000	100	×	商工・経済企業行政，農林・環境行政等	甲132-2	595	×	
佐藤良	６月分	人件費	150,000	100	×	文教・警察行政，県土整備行政等	甲132-3	595	×	
佐藤良	７月分	人件費	150,000	100	×	県土整備行政，生活・保健福祉行政等	甲132-4	595	×	
佐藤良	８月分	人件費	150,000	100	×	農林・環境行政，商工・経済企業行政等	甲132-5	595	×	
佐藤良	９月分	人件費	150,000	100	×	生活・保健福祉行政，県政経営行政等	甲132-6	595	×	
佐藤良	１０月分	人件費	150,000	100	×	生活・保健福祉行政，県土整備行政等	甲132-7	595	×	
佐藤良	１１月分	人件費	150,000	100	×	県土整備行政，商工・経済企業行政等	甲132-8	595	×	
佐藤良	１２月分	人件費	150,000	100	×	県土整備行政，文教・警察行政等	甲132-9	595	×	
佐藤良	１月分	人件費	150,000	100	×	県土整備行政，農林・環境行政等	甲132-10	595	×	
佐藤良	２月分	人件費	150,000	100	×	生活・保健福祉行政，商工・経済企業行政等	甲132-11	595	×	
佐藤良	３月分	人件費	150,000	100	×	県土整備行政，商工・経済企業行政等	甲132-12	595	×	
山形修二	４月分	人件費	123,000	100	×	商工・経済企業行政，農林・環境行政等	甲133－1	596	×	
山形修二	５月分	人件費	121,000	100	×	県土整備行政，生活・保健福祉行政等	甲133－2	597	×	
山形修二	６月分	人件費	118,000	100	×	県政経営行政，生活・保健福祉行政等	甲133－3	598	×	
山形修二	７月分	人件費	123,000	100	×	農林・環境行政，商工・経済企業行政等	甲133－4	599	×	
山形修二	８月分	人件費	124,000	100	×	生活・保健福祉行政，県土整備行政等	甲133－5	600	×	
山形修二	９月分	人件費	124,000	100	×	農林・環境行政，商工・経済企業行政等	甲133－6	601	×	
山形修二	１０月分	人件費	125,000	100	×	商工・経済企業行政，文教・警察行政等	甲133－7	602	×	

別紙5－12
とちぎ自民党
人件費

山形修二	１１月分	人件費	115,000	100	×	県政経営行政，生活・保健福祉行政等	甲133－8	603	×	
山形修二	１２月分	人件費	100,000	100	×	生活・保健福祉行政，文教・警察行政等	甲133－9	604	×	
山形修二	１月分	人件費	109,000	100	×	県政経営行政，商工・経済企業行政等	甲133－10	605	×	
山形修二	２月分	人件費	116,000	100	×	文教・警察行政，農林・環境行政等	甲133－11	606	×	
山形修二	３月分	人件費	128,000	100	×	文教・警察行政，県土整備行政等	甲133－12	607	×	
若林和雄	４月分	人件費	126,000	100	×	生活・保健福祉行政，県政経営行政等	甲134-1	608	×	
若林和雄	５月分	人件費	132,300	100	×	生活・保健福祉行政，文教・警察行政等	甲134-2	609	×	
若林和雄	６月分	人件費	142,200	100	×	生活・保健福祉行政，文教・警察行政等	甲134-3	610	×	
若林和雄	７月分	人件費	132,300	100	×	生活・保健福祉行政，県政経営行政等	甲134-4	611	×	
若林和雄	８月分	人件費	119,700	100	×	生活・保健福祉行政，県政経営行政等	甲134-5	612	×	
若林和雄	９月分	人件費	119,700	100	×	生活・保健福祉行政，県政経営行政等	甲134-6	613	×	
若林和雄	１０月分	人件費	138,600	100	×	生活・保健福祉行政，県政経営行政等	甲134-7	614	×	
若林和雄	１１月分	人件費	132,300	100	×	商工・経済企業行政，文教・警察行政等	甲134-8	615	×	
若林和雄	１２月分	人件費	119,700	100	×	生活・保健福祉行政，文教・警察行政等	甲134-9	616	×	
若林和雄	１月分	人件費	119,700	100	×	県政経営行政，商工・経済企業行政等	甲134-10	617	×	
若林和雄	２月分	人件費	119,700	100	×	生活・保健福祉行政，文教・警察行政等	甲134-11	618	×	
若林和雄	３月分	人件費	83,152	100	×	生活・保健福祉行政，文教・警察行政等	甲134-12	619	×	
五十嵐清	４月分	人件費	150,000	50	×	県土整備行政，生活・保健福祉行政等	甲135-1	620	×	
五十嵐清	５月分	人件費	150,000	50	×	県土整備行政，農林・環境行政等	甲135-2	620	×	
五十嵐清	６月分	人件費	150,000	50	×	文教・警察行政，県政経営行政等	甲135-3	620	×	
五十嵐清	７月分	人件費	150,000	50	×	文教・警察行政，県土整備行政等	甲135-4	620	×	
五十嵐清	８月分	人件費	150,000	50	×	生活・保健福祉行政，県政経営行政等	甲135-5	620	×	
五十嵐清	９月分	人件費	150,000	50	×	文教・警察行政，生活・保健福祉行政等	甲135-6	620	×	
五十嵐清	１０月分	人件費	150,000	50	×	県土整備行政，文教・警察行政等	甲135-7	620	×	
五十嵐清	１１月分	人件費	150,000	50	×	商工・経済企業行政，生活・保健福祉行政等	甲135-8	620	×	
五十嵐清	１２月分	人件費	150,000	50	×	文教・警察行政，生活・保健福祉行政等	甲135-9	620	×	
五十嵐清	１月分	人件費	150,000	50	×	県土整備行政，生活・保健福祉行政等	甲135-10	620	×	
五十嵐清	２月分	人件費	150,000	50	×	生活・保健福祉行政，県土整備行政等	甲135-11	620	×	
五十嵐清	３月分	人件費	115,742	50	×	生活・保健福祉行政，文教・警察行政等	甲135-12	620	×	
岩崎信	４月分	人件費	150,000	48	×	文教・警察行政，生活・保健福祉行政等	甲136-1	621	×	
岩崎信	５月分	人件費	150,000	48	×	商工・経済企業行政，生活・保健福祉行政等	甲136-2	621	×	
岩崎信	６月分	人件費	150,000	48	×	県政経営行政，商工・経済企業行政等	甲136-3	621	×	
岩崎信	７月分	人件費	150,000	48	×	農林・環境行政，県土整備行政等	甲136-4	621	×	
岩崎信	８月分	人件費	150,000	48	×	生活・保健福祉行政，農林・環境行政等	甲136-5	621	×	
岩崎信	９月分	人件費	150,000	48	×	生活・保健福祉行政，農林・環境行政等	甲136-6	621	×	
岩崎信	１０月分	人件費	150,000	48	×	農林・環境行政，生活・保健福祉行政等	甲136-7	621	×	
岩崎信	１１月分	人件費	150,000	48	×	生活・保健福祉行政，県政経営行政等	甲136-8	621	×	
岩崎信	１２月分	人件費	150,000	48	×	県政経営行政，農林・環境行政等	甲136-9	621	×	
岩崎信	１月分	人件費	150,000	48	×	農林・環境行政，生活・保健福祉行政等	甲136-10	621	×	

別紙5－12
とちぎ自民党
人件費

岩崎信	２月分	人件費	150,000	48	×	県政経営行政，生活・保健福祉行政等	甲136-11	621	×	
岩崎信	３月分	人件費	150,000	48	×	文教・警察行政，生活・保健福祉行政等	甲136-12	621	×	
小林幹夫	４月分	人件費	82,000	100	×	県土整備行政，農林・環境行政等	甲137-1	622	×	
小林幹夫	４月分	人件費	68,000	82	×	商工・経済企業行政，生活・保健福祉行政等	甲137-2	623	×	
小林幹夫	５月分	人件費	65,000	75	×	商工・経済企業行政，県土整備行政等	甲137-3	624	×	
小林幹夫	５月分	人件費	85,000	100	×	県土整備行政，商工・経済企業行政等	甲137-4	625	×	
小林幹夫	６月分	人件費	75,000	81	×	生活・保健福祉行政，県政経営行政等	甲137-5	626	×	
小林幹夫	６月分	人件費	75,000	100	×	県土整備行政，商工・経済企業行政等	甲137-6	627	×	
小林幹夫	７月分	人件費	81,000	100	×	生活・保健福祉行政，県土整備行政等	甲137-7	628	×	
小林幹夫	７月分	人件費	69,000	79	×	生活・保健福祉行政，文教・警察行政等	甲137-8	629	×	
小林幹夫	８月分	人件費	81,000	100	×	生活・保健福祉行政，県政経営行政等	甲137-9	630	×	
小林幹夫	８月分	人件費	69,000	90	×	県土整備行政，農林・環境行政等	甲137-10	631	×	
小林幹夫	９月分	人件費	75,000	86	×	生活・保健福祉行政，文教・警察行政等	甲137-11	632	×	
小林幹夫	９月分	人件費	75,000	100	×	県土整備行政，農林・環境行政等	甲137-12	633	×	
小林幹夫	１０月分	人件費	81,000	83	×	生活・保健福祉行政，県土整備行政等	甲137-13	634	×	
小林幹夫	１０月分	人件費	69,000	100	×	県土整備行政，商工・経済企業行政等	甲137-14	635	×	
小林幹夫	１１月分	人件費	69,000	79	×	生活・保健福祉行政，商工・経済企業行政等	甲137-15	636	×	
小林幹夫	１１月分	人件費	81,000	100	×	県土整備行政，商工・経済企業行政等	甲137-16	637	×	
小林幹夫	１２月分	人件費	68,000	76	×	生活・保健福祉行政，県土整備行政等	甲137-17	638	×	
小林幹夫	１２月分	人件費	82,000	100	×	県土整備行政，農林・環境行政等	甲137-18	639	×	
小林幹夫	１月分	人件費	87,000	94	×	生活・保健福祉行政，商工・経済企業行政等	甲137-19	640	×	
小林幹夫	１月分	人件費	63,000	100	×	県土整備行政，商工・経済企業行政等	甲137-20	641	×	
小林幹夫	２月分	人件費	78,000	90	×	生活・保健福祉行政，農林・環境行政等	甲137-21	642	×	
小林幹夫	２月分	人件費	72,000	100	×	生活・保健福祉行政，県土整備行政等	甲137-22	643	×	
小林幹夫	３月分	人件費	88,000	95	×	生活・保健福祉行政，県土整備行政等	甲137-23	644	×	
小林幹夫	３月分	人件費	53,815	100	×	県土整備行政，文教・警察行政等	甲137-24	645	×	
五月女裕久彦	４月分	人件費	150,000	85	×	県土整備行政，生活・保健福祉行政等	甲138-1	646	×	
五月女裕久彦	５月分	人件費	150,000	81	×	農林・環境行政，文教・警察行政等	甲138-2	647	×	
五月女裕久彦	６月分	人件費	150,000	81	×	県土整備行政，商工・経済企業行政等	甲138-3	648	×	
五月女裕久彦	７月分	人件費	150,000	81	×	農林・環境行政，文教・警察行政等	甲138-4	649	×	
五月女裕久彦	８月分	人件費	150,000	74	×	商工・経済企業行政，生活・保健福祉行政等	甲138-5	650	×	
五月女裕久彦	９月分	人件費	150,000	89	×	県土整備行政，農林・環境行政等	甲138-6	651	×	
五月女裕久彦	１０月分	人件費	150,000	77	×	県政経営行政，農林・環境行政等	甲138-7	652	×	
五月女裕久彦	１１月分	人件費	150,000	81	×	生活・保健福祉行政，文教・警察行政等	甲138-8	653	×	
五月女裕久彦	１２月分	人件費	150,000	89	×	文教・警察行政，農林・環境行政等	甲138-9	654	×	
五月女裕久彦	１月分	人件費	150,000	89	×	県政経営行政，生活・保健福祉行政等	甲138-10	655	×	
五月女裕久彦	２月分	人件費	150,000	89	×	商工・経済企業行政，農林・環境行政等	甲138-11	656	×	
五月女裕久彦	３月分	人件費	150,000	85	×	商工・経済企業行政，農林・環境行政等	甲138-12	657	×	
神谷幸信	４月分	人件費	150,000	93	×	商工・経済企業行政，農林・環境行政等	甲139-1	658	×	

別紙5－12
とちぎ自民党
人件費

神谷幸信	5月分	人件費	150,000	98	×	県土整備行政，文教・警察行政等	甲139-2	659	×	
神谷幸信	6月分	人件費	150,000	89	×	農林・環境行政，生活・保健福祉行政等	甲139-3	660	×	
神谷幸信	7月分	人件費	150,000	85	×	文教・警察行政，生活・保健福祉行政等	甲139-4	661	×	
神谷幸信	8月分	人件費	150,000	89	×	農林・環境行政，県土整備行政等	甲139-5	662	×	
神谷幸信	9月分	人件費	150,000	89	×	農林・環境行政，商工・経済企業行政等	甲139-6	663	×	
神谷幸信	10月分	人件費	150,000	85	×	文教・警察行政，商工・経済企業行政等	甲139-7	664	×	
神谷幸信	11月分	人件費	150,000	89	×	県政経営行政，生活・保健福祉行政等	甲139-8	665	×	
神谷幸信	12月分	人件費	150,000	98	×	生活・保健福祉行政，文教・警察行政等	甲139-9	666	×	
神谷幸信	1月分	人件費	150,000	98	×	商工・経済企業行政，県土整備行政等	甲139-10	667	×	
神谷幸信	2月分	人件費	150,000	98	×	農林・環境行政，文教・警察行政等	甲139-11	668	×	
神谷幸信	3月分	人件費	150,000	89	×	商工・経済企業行政，県政経営行政等	甲139-12	669	×	
螺良昭人	4月分	人件費	150,000	98	×	生活・保健福祉行政等	甲140-1	670	×	
螺良昭人	5月分	人件費	150,000	96	×	県政経営行政等	甲140-2	671	×	
螺良昭人	6月分	人件費	150,000	98	×	県土整備行政等	甲140-3	672	×	
螺良昭人	7月分	人件費	144,000	100	×	生活・保健福祉行政等	甲140-4	673	×	
螺良昭人	8月分	人件費	146,400	100	×	県土整備行政等	甲140-5	674	×	
螺良昭人	9月分	人件費	144,000	100	×	県政経営行政等	甲140-6	675	×	
螺良昭人	10月分	人件費	148,800	100	×	文教・警察行政等	甲140-7	676	×	
螺良昭人	11月分	人件費	150,000	100	×	商工・経済企業行政等	甲140-8	677	×	
螺良昭人	12月分	人件費	150,000	100	×	県土整備行政等	甲140-9	678	×	
螺良昭人	1月分	人件費	141,600	100	×	県政経営行政等	甲140-10	679	×	
螺良昭人	2月分	人件費	148,800	100	×	生活・保育福祉行政等	甲140-11	680	×	
螺良昭人	3月分	人件費	148,800	100	×	県土整備行政等	甲140-12	681	×	
三森文徳	4月分	人件費	125,000	100	×	農林・環境行政等	甲141-1	682	×	
三森文徳	5月分	人件費	125,000	100	×	県政経営行政等	甲141-2	682	×	
三森文徳	6月分	人件費	125,000	100	×	県政経営行政等	甲141-3	682	×	
三森文徳	7月分	人件費	125,000	100	×	商工・経済企業行政等	甲141-4	682	×	
三森文徳	8月分	人件費	123,437	100	×	文教・警察行政等	甲141-5	682	×	
三森文徳	9月分	人件費	125,000	100	×	文教・警察行政等	甲141-6	682	×	
三森文徳	10月分	人件費	125,000	100	×	生活・保健福祉行政等	甲141-7	682	×	
三森文徳	11月分	人件費	125,000	100	×	県政経営行政等	甲141-8	682	×	
三森文徳	12月分	人件費	123,355	100	×	県政経営行政等	甲141-9	682	×	
三森文徳	1月分	人件費	125,000	100	×	県政経営行政等	甲141-10	682	×	
三森文徳	2月分	人件費	125,000	100	×	農林・環境行政等	甲141-11	682	×	
三森文徳	3月分	人件費	125,000	100	×	商工・経済企業行政等	甲141-12	682	×	
石坂真一	4月分	人件費	150,000	100	×	農林・環境行政等	甲142-1	683	×	
石坂真一	5月分	人件費	150,000	100	×	生活・保健福祉行政等	甲142-2	683	×	
石坂真一	6月分	人件費	150,000	100	×	県土整備行政等	甲142-3	683	×	

別紙5－12
とちぎ自民党
人件費

石坂真一	７月分	人件費	150,000	100	×	調査補助，商工・経済企業行政等	甲142-4	683	一部○	26,627
石坂真一	８月分	人件費	150,000	100	×	調査補助，県土整備行政等	甲142-5	683	一部○	5,882
石坂真一	９月分	人件費	150,000	100	×	調査補助，県土整備行政等	甲142-6	683	一部○	12,963
石坂真一	１０月分	人件費	150,000	100	×	調査補助，商工・経済企業行政等	甲142-7	683	一部○	5,866
石坂真一	１１月分	人件費	150,000	100	×	調査補助，農林・環境行政等	甲142-8	683	一部○	21,557
石坂真一	１２月分	人件費	150,000	100	×	調査補助，生活・保健福祉行政等	甲142-9	683	一部○	18,038
石坂真一	１月分	人件費	150,000	100	×	調査補助，生活・保健福祉行政等	甲142-10	683	一部○	12,745
石坂真一	２月分	人件費	150,000	100	×	県土整備行政等	甲142-11	683	×	
石坂真一	３月分	人件費	150,000	100	×	生活・保健福祉行政等	甲142-12	683	×	
木村好文	４月分	人件費	150,000	100	×	県土整備行政等	甲143-1	684	×	
木村好文	５月分	人件費	150,000	100	×	農林・環境行政等	甲143-2	684	×	
木村好文	６月分	人件費	146,933	100	×	生活・保健福祉行政等	甲143-3	684	×	
木村好文	７月分	人件費	149,285	100	×	県土整備行政等	甲143-4	684	×	
木村好文	８月分	人件費	150,000	100	×	農林・環境行政等	甲143-5	684	×	
木村好文	９月分	人件費	150,000	100	×	商工・経済企業行政等	甲143-6	684	×	
木村好文	１０月分	人件費	150,000	100	×	県土整備行政等	甲143-7	684	×	
木村好文	１１月分	人件費	150,000	100	×	生活・保健福祉行政等	甲143-8	684	×	
木村好文	１２月分	人件費	150,000	100	×	文教・警察行政等	甲143-9	684	×	
木村好文	１月分	人件費	150,000	100	×	商工・経済企業行政等	甲143-10	684	×	
木村好文	２月分	人件費	145,138	100	×	文教・警察行政等	甲143-11	684	×	
木村好文	３月分	人件費	137,976	100	×	県土整備行政等	甲143-12	684	×	
高橋文吉	４月分	人件費	146,562	100	×	生活・保健福祉行政等	甲144-1	685	×	
高橋文吉	５月分	人件費	147,916	100	×	生活・保健福祉行政等	甲144-2	685	×	
高橋文吉	６月分	人件費	145,833	100	×	商工・経済企業行政等	甲144-3	685	×	
高橋文吉	７月分	人件費	147,159	100	×	県政経営行政等	甲144-4	685	×	
高橋文吉	８月分	人件費	146,467	100	×	商工・経済企業行政等	甲144-5	685	×	
高橋文吉	９月分	人件費	148,750	100	×	文教・警察行政等	甲144-6	685	×	
高橋文吉	１０月分	人件費	148,369	100	×	生活・保健福祉行政等	甲144-7	685	×	
高橋文吉	１１月分	人件費	149,147	100	×	文教・警察行政等	甲144-8	685	×	
高橋文吉	１２月分	人件費	147,916	100	×	県土整備行政等	甲144-9	685	×	
高橋文吉	１月分	人件費	148,750	100	×	商工・経済企業行政等	甲144-10	685	×	
高橋文吉	２月分	人件費	148,750	100	×	県土整備行政等	甲144-11	685	×	
高橋文吉	３月分	人件費	147,916	100	×	生活・保健福祉行政等	甲144-12	685	×	
平池秀光	４月分	人件費	150,000	100	×	農林・環境行政等	甲145-1	686	×	
平池秀光	５月分	人件費	150,000	100	×	農林・環境行政等	甲145-2	686	×	
平池秀光	６月分	人件費	150,000	100	×	文教・警察行政等	甲145-3	686	×	
平池秀光	７月分	人件費	150,000	100	×	生活・保健福祉行政等	甲145-4	686	×	
平池秀光	８月分	人件費	150,000	100	×	生活・保健福祉行政等	甲145-5	686	×	

別紙5－12
とちぎ自民党
人件費

平池秀光	９月分	人件費	150,000	100	×	文教・警察行政等	甲145-6	686	×	
平池秀光	１０月分	人件費	150,000	100	×	県土整備行政等	甲145-7	686	×	
平池秀光	１１月分	人件費	150,000	100	×	生活・保健福祉行政等	甲145-8	686	×	
平池秀光	１２月分	人件費	150,000	100	×	県土整備行政等	甲145-9	686	×	
平池秀光	１月分	人件費	150,000	100	×	生活・保健福祉行政等	甲145-10	686	×	
平池秀光	２月分	人件費	150,000	100	×	県土整備行政等	甲145-11	686	×	
平池秀光	３月分	人件費	142,405	100	×	県土整備行政等	甲145-12	686	×	
渡辺渡	４月分	人件費	82,200	100	×	生活・保健福祉行政等	甲146-1	687	×	
渡辺渡	４月分	人件費	67,800	100	×	農林・環境行政等	甲146-2	688	×	
渡辺渡	５月分	人件費	180,000	100	×	生活・保健福祉行政等	甲146-3	689	×	
渡辺渡	５月分	人件費	61,200	100	×	県土整備行政等	甲146-4	690	×	
渡辺渡	６月分	人件費	86,400	100	×	商工・経済企業行政等	甲146-5	691	×	
渡辺渡	６月分	人件費	63,600	100	×	農林・環境行政等	甲146-6	692	×	
渡辺渡	７月分	人件費	85,200	100	×	商工・経済企業行政等	甲146-7	693	×	
渡辺渡	７月分	人件費	64,800	100	×	県土整備行政等	甲146-8	694	×	
渡辺渡	８月分	人件費	87,600	100	×	商工・経済企業行政等	甲146-9	695	×	
渡辺渡	８月分	人件費	62,400	100	×	農林・環境行政等	甲146-10	696	×	
渡辺渡	９月分	人件費	87,600	100	×	生活・保健福祉行政等	甲146-11	697	×	
渡辺渡	９月分	人件費	62,400	100	×	商工・経済企業行政等	甲146-12	698	×	
渡辺渡	１０月分	人件費	84,000	100	×	商工・経済企業行政等	甲146-13	699	×	
渡辺渡	１０月分	人件費	66,000	100	×	生活・保健福祉行政等	甲146-14	700	×	
渡辺渡	１１月分	人件費	86,400	100	×	商工・経済企業行政等	甲146-15	701	×	
渡辺渡	１１月分	人件費	63,600	100	×	生活・保健福祉行政等	甲146-16	702	×	
渡辺渡	１２月分	人件費	87,600	100	×	生活・保健福祉行政等	甲146-17	703	×	
渡辺渡	１２月分	人件費	62,400	100	×	文教・警察行政等	甲146-18	704	×	
渡辺渡	１月分	人件費	8,600	100	×	商工・経済企業行政等	甲146-19	705	×	
渡辺渡	１月分	人件費	63,600	100	×	生活・保健福祉行政等	甲146-20	706	×	
渡辺渡	２月分	人件費	88,800	100	×	商工・経済企業行政等	甲146-21	707	×	
渡辺渡	２月分	人件費	61,200	100	×	文教・警察行政等	甲146-22	708	×	
渡辺渡	３月分	人件費	86,400	100	×	商工・経済企業行政等	甲146-23	709	×	
渡辺渡	３月分	人件費	63,600	100	×	文教・警察行政等	甲146-24	710	×	
梶克之	４月分	人件費	63,970	100	×	県政経営行政等	甲147-1	711	×	
梶克之	４月分	人件費	67,391	100	×	県政経営行政等	甲147-2	712	×	
梶克之	４月分	人件費	11,000	100	×	農林・環境行政等	甲147-3	713	×	
梶克之	５月分	人件費	63,043	100	×	県政経営行政	甲147-4	714	×	
梶克之	５月分	人件費	68,918	100	×	県政経営行政等	甲147-5	715	×	
梶克之	５月分	人件費	11,000	100	×	県政経営行政等	甲147-6	716	×	
梶克之	６月分	人件費	65,131	100	×	県政経営行政等	甲147-7	717	×	
梶克之	６月分	人件費	66,176	100	×	農林・環境行政等	甲147-8	718	×	

別紙5－12
とちぎ自民党
人件費

梶克之	６月分	人件費	11,000	100	×	農林・環境行政等	甲147-9	719	×	
梶克之	７月分	人件費	68,750	100	×	農林・環境行政等	甲147-10	720	×	
梶克之	７月分	人件費	67,682	100	×	生活・保健福祉行政等	甲147-11	721	×	
梶克之	７月分	人件費	11,000	100	×	県土整備行政等	甲147-12	722	×	
梶克之	８月分	人件費	67,500	100	×	県土整備行政等	甲147-13	723	×	
梶克之	８月分	人件費	67,307	100	×	県政経営行政等	甲147-14	724	×	
梶克之	８月分	人件費	11,000	100	×	農林・環境行政等	甲147-15	725	×	
梶克之	９月分	人件費	68,181	100	×	文教・警察行政等	甲147-16	726	×	
梶克之	９月分	人件費	66,233	100	×	商工・経済企業行政等	甲147-17	727	×	
梶克之	９月分	人件費	11,000	100	×	生活・保健福祉行政等	甲147-18	728	×	
梶克之	１０月分	人件費	69,863	100	×	生活・保健福祉行政等	甲147-19	729	×	
梶克之	１０月分	人件費	68,750	100	×	生活・保健福祉行政等	甲147-20	730	×	
梶克之	１０月分	人件費	11,000	100	×	生活・保健福祉行政等	甲147-21	731	×	
梶克之	１１月分	人件費	66,279	100	×	県土整備行政	甲147-22	732	×	
梶克之	１１月分	人件費	65,753	100	×	県土整備行政	甲147-23	733	×	
梶克之	１１月分	人件費	11,000	100	×	県土整備行政	甲147-24	734	×	
梶克之	１２月分	人件費	67,307	100	×	県土整備行政等	甲147-25	735	×	
梶克之	１２月分	人件費	67,307	100	×	文教・警察行政等	甲147-26	736	×	
梶克之	１２月分	人件費	11,000	100	×	文教・警察行政等	甲147-27	737	×	
梶克之	１月分	人件費	67,105	100	×	県政経営行政等	甲147-28	738	×	
梶克之	１月分	人件費	68,023	100	×	県政経営行政等	甲147-29	739	×	
梶克之	１月分	人件費	11,000	100	×	県政経営行政等	甲147-30	740	×	
梶克之		人件費	150,000		×		甲147-31	741		
梶克之		人件費	150,000		×		甲147-32	742		
梶克之		人件費	11,000		×		甲147-33	743		
梶克之		人件費	150,000		×		甲147-34	744		
梶克之		人件費	150,000		×		甲147-35	745		
梶克之		人件費	11,000		×		甲147-36	746		
板橋一好	４月分	人件費	150,000	100	×	県土整備行政等	甲148-1	747	×	
板橋一好	５月分	人件費	150,000	100	×	文教・警察行政等	甲148-2	747	×	
板橋一好	６月分	人件費	150,000	100	×	県政経営行政等	甲148-3	747	×	
板橋一好	７月分	人件費	150,000	100	×	文教・警察行政等	甲148-4	747	×	
板橋一好	８月分	人件費	150,000	100	×	生活・保健福祉行政等	甲148-5	747	×	
板橋一好	９月分	人件費	150,000	100	×	県政経営行政等	甲148-6	747	×	
板橋一好	１０月分	人件費	150,000	100	×	県土整備行政等	甲148-7	747	×	
板橋一好	１１月分	人件費	150,000	100	×	生活・保健福祉行政等	甲148-8	747	×	
板橋一好	１２月分	人件費	150,000	100	×	文教・警察行政等	甲148-9	747	×	
板橋一好	１月分	人件費	150,000	100	×	商工・経済企業行政等	甲148-10	747	×	
板橋一好	２月分	人件費	150,000	100	×	商工・経済企業行政等	甲148-11	747	×	

別紙5－12
とちぎ自民党
人件費

板橋一好	3月分	人件費	150,000	100	×	文教・警察行政等	甲148-12	747	×	
花塚隆志	4月分	人件費	150,000	85	×	県土整備行政等	甲149-1	748	×	
花塚隆志	5月分	人件費	150,000	81	×	生活・保健福祉行政等	甲149-2	749	×	
花塚隆志	6月分	人件費	150,000	89	×	商工・経済企業行政等	甲149-3	750	×	
花塚隆志	7月分	人件費	150,000	93	×	生活・保健福祉行政等	甲149-4	751	×	
花塚隆志	8月分	人件費	150,000	89	×	県政経営行政等	甲149-5	752	×	
花塚隆志	9月分	人件費	150,000	96	×	県政経営行政等	甲149-6	753	×	
花塚隆志	10月分	人件費	150,000	83	×	生活・保健福祉行政等	甲149-7	754	×	
花塚隆志	11月分	人件費	150,000	85	×	県政経営行政等	甲149-8	755	×	
花塚隆志	12月分	人件費	150,000	98	×	商工・経済企業行政等	甲149-9	756	×	
花塚隆志	1月分	人件費	150,000	98	×	商工・経済企業行政等	甲149-10	757	×	
花塚隆志	2月分	人件費	150,000	98	×	商工・経済企業行政等	甲149-11	758	×	
花塚隆志	3月分	人件費	150,000	89	×	生活・保健福祉行政等	甲149-12	759	×	
五十畑一幸	12月分	人件費	91,000	100	×	県政経営行政等	甲150-1	760	×	
五十畑一幸	1月分	人件費	90,000	100	×	県土整備行政等	甲150-2	761	×	
五十畑一幸	2月分	人件費	96,000	100	×	県政経営行政等	甲150-3	762	×	
五十畑一幸	3月分	人件費	93,000	100	×	生活・保健福祉行政等	甲150-4	763	×	
池田忠	1月分	人件費	150,000	91	×	県政経営行政等	甲151-1	764	×	
池田忠	2月分	人件費	150,000	94	×	県政経営行政等	甲151-2	765	×	
池田忠	3月分	人件費	150,000	95	×	生活・保健福祉行政等	甲151-3	766	×	
関谷暢之	12月分	人件費	120,000	100	×	県政経営行政等	甲152-1	767	×	
関谷暢之	1月分	人件費	104,000	100	×	県政経営行政等	甲152-2	768	×	
関谷暢之	2月分	人件費	104,000	100	×	農林・環境行政等	甲152-3	769	×	
関谷暢之	3月分	人件費	104,000	100	×	生活・保健福祉行政等	甲152-4	770	×	
とちぎ自民党	4月分	人件費	203,095	100	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成，その他関係業務	資料整理	甲252-1，丙A48	771	×	
とちぎ自民党	4月分	人件費	118,509	100	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成，その他関係業務	資料整理	甲252-2，丙A49	772	×	
平池秀光	4月分	人件費	32,104	100		4月分社会保険料	甲252-3	773	×	
とちぎ自民党	5月分	人件費	203,095	100	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成，その他関係業務	資料整理	甲252-4，丙A48	774	×	
とちぎ自民党	5月分	人件費	125,074	100	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成，その他関係業務	資料整理	甲252-5，丙A49	775	×	
とちぎ自民党	24.6.20	人件費	37,575	100		雇用保険料	甲252-6	776	×	
とちぎ自民党	5月分	人件費	32,104	100		5月分社会保険料	甲252-7	777	×	
とちぎ自民党	6月分	人件費	201,695	100	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成，その他関係業務	資料整理	甲252-8，丙A48	778	×	

別紙5－12
とちぎ自民党
人件費

とちぎ自民党	6月分	人件費	125,074	100	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成，その他関係業務	資料整理	甲252-9，丙Ａ４９	779	×	
平池秀光	6月分	人件費	32,104	100		6月分社会保険料	甲252-10	780	×	
とちぎ自民党	7月分	人件費	201,695	100	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成，その他関係業務	資料整理	甲252-11，丙Ａ４８	781	×	
とちぎ自民党	7月分	人件費	125,274	100	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成，その他関係業務	資料整理	甲252-12，丙Ａ４９	782	×	
平池秀光	7月分	人件費	32,104	100		7月分社会保険料	甲252-13	783	×	
とちぎ自民党	8月分	人件費	138,594	100	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成，その他関係業務	資料整理	甲252-14，丙Ａ４９	784	×	
平池秀光	8月分	人件費	32,104	100		8月分社会保険料	甲252-15	785	×	
とちぎ自民党	8月分	人件費	138,594	100	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成，その他関係業務	資料整理	甲252-16，丙Ａ４８	786	×	
とちぎ自民党	9月分	人件費	138,594	100	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成，その他関係業務	資料整理	甲252-17，丙Ａ４８	787	×	
とちぎ自民党	9月分	人件費	138,594	100	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成，その他関係業務	資料整理	甲252-18，丙Ａ４９	788	×	
とちぎ自民党	１０月分	人件費	138,594	100	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成，その他関係業務	資料整理	甲252-19，丙Ａ４８	789	×	
とちぎ自民党	１０月分	人件費	138,594	100	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成，その他関係業務	資料整理	甲252-20，丙Ａ４９	790	×	
平池秀光	9月分	人件費	32,370	100		9月分社会保険料	甲252-21	791	×	
平池秀光	１０月分	人件費	32,370	100		１０月分社会保険料	甲252-22	792	×	
とちぎ自民党	１１月分	人件費	201,695	100	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成，その他関係業務	資料整理	甲252-23，丙Ａ４８	793	×	
とちぎ自民党	１１月分	人件費	124,113	100	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成，その他関係業務	資料整理	甲252-24，丙Ａ４９	794	×	
とちぎ自民党	１２月分	人件費	201,695	100	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成，その他関係業務	資料整理	甲252-25，丙Ａ４８	795	×	
とちぎ自民党	１２月分	人件費	111,779	100	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成，その他関係業務	資料整理	甲252-26，丙Ａ４９	796	×	
平池秀光	１１月分	人件費	32,370	100		１１月分社会保険料	甲252-27	797	×	
平池秀光	１２月分	人件費	32,370	100		１２月分社会保険料	甲252-28	798	×	

別紙5－12
とちぎ自民党
人件費

とちぎ自民党	１月分	人件費	201,695	100	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成，その他関係業務	資料整理	甲252-29，丙Ａ４８	799	×	
とちぎ自民党	１月分	人件費	111,779	100	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成，その他関係業務	資料整理	甲252-30	800	×	
平池秀光	１月分	人件費	32,370	100		１月分社会保険料	甲252-31	801	×	
とちぎ自民党	２月分	人件費	201,695	100	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成，その他関係業務	資料整理	甲252-32，丙Ａ４８	802	×	
とちぎ自民党	２月分	人件費	98,579	100	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成，その他関係業務	資料整理	甲252-33，丙Ａ４９	803	×	
平池秀光	２月分	人件費	32,370	100		２月分社会保険料	甲252-34	804	×	
平池秀光	３月分	人件費	32,370	100		３月分社会保険料	甲252-35	805	×	
とちぎ自民党	３月分	人件費	201,695	100	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成，その他関係業務	資料整理	甲252-36，丙Ａ４８	806	×	
とちぎ自民党	３月分	人件費	105,214	100	政務活動に係る調査補助及び関係書類の作成，その他関係業務	資料整理	甲252-37，丙Ａ４９	807	×	

認容額合計　103,678

別紙６－１
元気クラブ
調査研究費・交通費（ガソリン代）

議員	支出月	費目	金額（円）	按分割合（％）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
池田忠	4月分	ガソリン代	35,520	100	教育、経営管理、県土整備、農林、警察行政等	甲２７９―１，２	1709	×	
池田忠	5月分	ガソリン代	35,483	100	農林、危機管理・災害対策、議会活性化対策等	甲２７９―３，４	1710	×	
池田忠	6月分	ガソリン代	12,987	100	環境森林、県土整備、警察、産業労働観光行政等	甲２７９―５	1711	×	
池田忠	7月分	ガソリン代	48,692	100	農林、県土整備、保健福祉、教育行政等	甲２７９―６，７	1712	×	
池田忠	8月分	ガソリン代	38,184	100	保健福祉、農林、教育県土整備行政等	甲２７９―８	1713	×	
池田忠	9月分	ガソリン代	42,772	100	産業労働観光、危機管理・災害対策、教育行政等	甲２７９―９	1714	×	
池田忠	10月分	ガソリン代	42,291	100	環境森林、議会活性化、県土整備、警察、行政等	甲２７９―１０	1715	×	
池田忠	11月分	ガソリン代	37,518	100	県土整備、産業労働観光、教育、保健福祉行政等	甲２７９―１１，１２	1716	×	
池田忠	12月分	ガソリン代	18,981	100	農林、教育、議会活性化、教育行政等	甲２７９―１３	1717	×	
	計		312,428						
白石資隆	4月分	ガソリン代	52,355	100	県土整備、県政経営管理等	甲２８０―１～４	1718～1721	×	
白石資隆	5月分	ガソリン代	82,917	100	県土整備、県政経営管理等	甲２８０―５～８	1722～1725	×	
白石資隆	6月分	ガソリン代	59,102	100	県土整備、県政経営管理等	甲２８０―９～１１	1726～1728	×	
白石資隆	7月分	ガソリン代	30,747	100	県土整備、県政経営管理等	甲２８０―１２，１３	1729～1731	×	
白石資隆	8月分	ガソリン代	47,878	100	県土整備、県政経営管理等	甲２８０―１５～１７	1732～1734	×	
白石資隆	9月分	ガソリン代	63,751	100	県土整備、県政経営管理等	甲２８０―１８～２１	1735～1738	×	
白石資隆	10月分	ガソリン代	51,346	100	県土整備、県政経営管理等	甲２８０―２２～２５	1739～1742	×	
白石資隆	11月分	ガソリン代	54,713	100	県土整備、県政経営管理等	甲２８０―２６～２８	1743～1745	×	
白石資隆	12月分	ガソリン代	41,662	100	県土整備、県政経営管理等	甲２８０―２９～３０	1746～1747	×	
白石資隆	1月分	ガソリン代	33,744	100	県土整備、県政経営管理等	甲２８０―３１～３３	1748～1750	×	
白石資隆	2月分	ガソリン代	37,111	100	県土整備、県政経営管理等	甲２８０―３４～３５	1751～1752	×	
白石資隆	3月分	ガソリン代	26,677	100	県土整備、県政経営管理等	甲２８０―３６～３７	1753～1754	×	
	計		387,629						

別紙６－２
元気クラブ
調査研究費・交通費（食卓料）

議員	支出日	費目	金額（円）	内容	内容（宿泊先）	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
白石資隆	5.23	食卓料	3,000	形成経営行政調査（財政調査），危機学研究会（東京竹橋）	不明（宿泊あり）	甲２８０―７	1724	×	
白石資隆	6.17～19	食卓料	4,000	広島県・山口県出張	不明（宿泊あり）	甲２８０―１１	1728	○	4,000
白石資隆	7.1～2	食卓料	3,000	大田原出張（生活保健福祉行政調査等）	不明（宿泊あり）	甲２８０―１４，甲２８０―１２	1731	×	
白石資隆	11.4	食卓料	3,000	大田原出張（県土整備）	不明（宿泊あり）	甲２８０―２６	1743	×	
	計		13,000						
								認容額合計	4,000

別紙６－３
元気クラブ
調査研究費・交通費（地下鉄・バス）

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
白石資隆	6.4	地下鉄・バス	470	100	県土整備等	甲２８０－９	1726	×	
								認容額合計	0

別紙6－4
元気クラブ
調査研究費・事務所費

別紙６－４
元気クラブ
調査研究費・事務所費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分率（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
池田忠	24.4.28	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲２７５―１，丙Ｅ５	1699	×	
池田忠	24.5.28	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲２７５―２，丙Ｅ５	1699	×	
池田忠	24.6.30	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲２７５―３，丙Ｅ５	1699	×	
池田忠	24.7.29	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲２７５―４，丙Ｅ５	1699	×	
池田忠	24.8.31	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲２７５―５，丙Ｅ５	1699	×	
池田忠	24.9.29	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲２７５―６，丙Ｅ５	1699	×	
池田忠	24.10.28	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲２７５―７，丙Ｅ５	1699	×	
池田忠	24.11.30	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲２７５―８，丙Ｅ５	1699	×	
池田忠	24.12.25	事務所費	50,000	50	事務所家賃	甲２７５―９，丙Ｅ５	1699	×	
								認容額合計	0

別紙6－5
元気クラブ
調査研究費・会費

別紙６－５
元気クラブ
調査研究費・会費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
池田忠	24.1.11	会費	110,250	100	講演会「どうなる！景気と政局」等	甲２７５―１０，丙Ｅ６	1700	×	
池田忠	24.9.28	会費	94,500	100	JAMP（時事行政情報）会費・購読料	甲２７５―１１	1701	×	
白石資隆	24.5.24	会費	3,000	100	危機学研究会会費／講演「震災で活躍したツイッターを駆使しての危機管理」	甲２７６―１	1702	×	
								認容額合計	0

別紙6－6
元気クラブ
研修費・交通費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
白石資隆	24.4.10	食卓料	2,000	100	JR東海社長講演「原発の必要性について」	甲２８１－１	1755	×	
白石資隆	24.4.10	駐輪場	200	100	JR東海社長講演「原発の必要性について」	甲２８１－１	1755	×	
白石資隆	24.4.10	ホテル代	10,000	100	JR東海社長講演「原発の必要性について」	甲２８１－２	1756	×	
白石資隆	24.4.10	電車代	6,880	100	JR東海社長講演「原発の必要性について」	甲２８１－２	1756	×	
白石資隆	24.4.11	地下鉄	320	100	構想日本事務局（事業仕分け調査）	甲２８１－１，甲２８１－２	1755	×	
白石資隆	24.4.21	駐輪場	200	100	ローカルマニフェスト研究会（横浜市議会）「大阪の都構想について」	甲２８１－１，甲２８１－４	1755	×	
白石資隆	24.4.21	地下鉄	350	100	戦略経営研究会	甲２８１－１	1755	×	
白石資隆	24.4.21	食卓料	3,000	100	ローカルマニフェスト研究会（横浜市議会）「大阪の都構想について」	甲２８１－１，甲２８１－４	1755	×	
白石資隆	24.4.21	電車代	540	100	ローカルマニフェスト研究会（横浜市議会）「大阪の都構想について」	甲２８１－１，甲２８１－４	1755	×	
白石資隆	24.4.22	ホテル代	9,150	100	政治戦略研究会，自治体サミット研究会	甲２８１－３	1757	×	
白石資隆	24.4.22	会費	3,000	100	政治戦略研究会（戦略経営研究会）参加費	甲２８１－３	1757	×	
白石資隆	24.4.22	会費	9,000	100	ローカルマニフェスト研究会参加費「大阪の都構想について」	甲２８１－４	1758	×	
白石資隆	24.4.22	電車代	7,320	100	ローカルマニフェスト研究会「大阪の都構想について」	甲２８１－４	1758	×	
	24.4.22	小　計	51,960						
白石資隆	24.5.11	駐輪場	100	100	内外情勢調査会全国懇談会／講演「日本経済について」	甲２８１－７	1761	×	
白石資隆	24.5.11	地下鉄	320	100	内外情勢調査会全国懇談会／講演「日本経済について」	甲２８１－７	1761	×	
白石資隆	24.5.11	電車代	7,900	100	内外情勢調査会全国懇談会／講演「日本経済について」	甲２８１－５	1759	×	
白石資隆	24.5.22	会費	189,000	100	内外情勢調査会平成２４年４月～平成２５年３月分会費	甲２８１－６	1760	×	
白石資隆	24.5.30	食卓料	3,000	100	構想日本ＪＩフォーラム「仕分けで政治の再生を」，細川氏打合せ（県土整備調整調査）	甲２８１－７，甲２８１－８	1761	×	
白石資隆	24.5.30	地下鉄	320	100	構想日本ＪＩフォーラム「仕分けで政治の再生を」，細川氏打合せ（県土整備調整調査）	甲２８１－７，甲２８１－８	1761	×	
白石資隆	24.5.30	電車代	130	100	構想日本ＪＩフォーラム「仕分けで政治の再生を」，細川氏打合せ（県土整備調整調査）	甲２８１－７，甲２８１－８	1761	×	
白石資隆	24.5.30	電車代	6,880	100	構想日本ＪＩフォーラム「仕分けで政治の再生を」，細川氏打合せ（県土整備調整調査）	甲２８１－８	1762	×	
白石資隆	24.5.30	駐輪場	300	100	構想日本ＪＩフォーラム「仕分けで政治の再生を」，細川氏打合せ（県土整備調整調査）	甲２８１－８	1762	×	
白石資隆	24.5.30	喫茶代	520	100	細川氏打合せ（県土整備調整調査）	甲２８１－８	1762	×	
白石資隆	24.5.30	ホテル代	9,300	100	構想日本JIフォーラム「仕分けで政治の再生を」参加	甲２８１－９，甲２８	1763	×	
白石資隆	24.5.30	会費	2,000	100	構想日本JIフォーラム「仕分けで政治の再生を」参加	甲２８１－９，甲２８	1763	×	
	24.5.30	小　計	219,770						
白石資隆	24.6.29	駐輪場	100	100	日経グローカル研修「自治体クラウドの推進」，構想日本ＪＩフォーラム「孤独から居住へ」	甲２８１－１０，甲２８１－１１	1764	×	
白石資隆	24.6.29	地下鉄	320	100	日経グローカル研修「自治体クラウドの推進」，構想日本ＪＩフォーラム「孤独から居住へ」	甲２８１－１０，甲２８１－１１	1764	×	
白石資隆	24.6.29	電車代	6,880	100	日経グローカル研修「自治体クラウドの推進」，構想日本ＪＩフォーラム「孤独から居住へ」	甲２８１－１０，甲２８１－１１	1764	×	
白石資隆	24.6.29	会費	2,000	100	構想日本ＪＩフォーラム「孤独から居住へ」参加費	甲２８１－１１	1765	×	
	24.6.29	小　計	9,300						

白石資隆	24.8.17	地下鉄	320	100	政策力アップ講座「自治体改革　次の一手を考える」第２回　教育政策は誰が担うのか	甲２８１－１２，甲２８１－１３	1766	×
白石資隆	24.8.17	駐輪場	100	100	政策力アップ講座「自治体改革　次の一手を考える」第２回　教育政策は誰が担うのか	甲２８１－１３	1767	×
白石資隆	24.8.17	電車代	7,880	100	政策力アップ講座「自治体改革　次の一手を考える」第２回　教育政策は誰が担うのか	甲２８１－１３	1767	×
白石資隆	24.8.17	受講料	10,000	100	政策力アップ講座「自治体改革　次の一手を考える」第２回　教育政策は誰が担うのか	甲２８１－１３	1767	×
白石資隆	24.8.21	電車代	6,880	100	公会計シンポジウム「公会計改革による行政経営の革新―変革が求められる行政経営―」	甲２８１－１２，丙Ｅ１―１，丙Ｅ１―２，丙Ｅ２	1766	×
白石資隆	24.8.21	地下鉄	320	100	公会計シンポジウム「公会計改革による行政経営の革新―変革が求められる行政経営―」	甲２８１－１２，丙Ｅ１―１，丙Ｅ１―２，丙Ｅ２	1766	×
白石資隆	24.8.21	駐輪場	100	100	公会計シンポジウム「公会計改革による行政経営の革新―変革が求められる行政経営―」	甲２８１－１４，丙Ｅ１―１，丙Ｅ１―２，丙Ｅ２	1768	×
白石資隆	24.8.23～24	食卓料	2,000	100	京都、滋賀出張「再生可能エネルギーの活用と地域活性化政策（緑の分権改革）セミナー」（宿泊あり）	甲２８１－１２，丙Ｅ３	1766	×
白石資隆	24.8.23	ホテル代	12,000	100	京都、滋賀出張「再生可能エネルギーの活用と地域活性化政策（緑の分権改革）セミナー」	甲２８１－１５，丙Ｅ３	1769	×
白石資隆	24.8.22	電車代	43,620	100	京都、滋賀出張「再生可能エネルギーの活用と地域活性化政策（緑の分権改革）セミナー」	甲２８１－１６，丙Ｅ３	1770	×
白石資隆	24.8.22	駐輪場	200	100	京都、滋賀出張「再生可能エネルギーの活用と地域活性化政策（緑の分権改革）セミナー」	甲２８１－１６，丙Ｅ３		×
白石資隆	24.8.22	会費	1,850	100	京都、滋賀出張「再生可能エネルギーの活用と地域活性化政策（緑の分権改革）セミナー」	甲２８１－１６，丙Ｅ３		×
白石資隆		小　計	85,270	100		甲２８１－１６		
白石資隆	24.9.4	バス代	150	100	若手都道府県議の会「政策学校」，竹中平蔵氏講演「日本経済について」	甲２８１―１８	1771	×
白石資隆	24.9.4	地下鉄	320	100	若手都道府県議の会「政策学校」，竹中平蔵氏講演「日本経済について」	甲２８１―１８	1771	×
白石資隆	24.9.4	電車代	8,040	100	若手都道府県議の会「政策学校」，竹中平蔵氏講演「日本経済について」	甲２８１―１９	1772	×
白石資隆	24.9.4	受講料	30,000	100	若手都道府県議の会「政策学校」，竹中平蔵氏講演「日本経済について」	甲２８１―２０	1773	×
		小　計	38,510					
白石資隆	24.10.21～23	食卓料	7,000	100	京都出張／京都府議会民主党会派主催の事業仕分けの傍聴，大阪出張／山中俊之氏講演「給料表と人事評価制度」，東京出張／全国	甲２８１―２１，甲２８１―２２	1774	×
白石資隆	24.10.21～23	電車代	33,230	100	京都出張／京都府議会民主党会派主催の事業仕分けの傍聴，大阪出張／山中俊之氏講演「給料表と人事評価制度」，東京出張／全国	甲２８１―２２	1775	×
白石資隆	24.10.21～23	タクシー代	2,320	100	京都出張／京都府議会民主党会派主催の事業仕分けの傍聴，大阪出張／山中俊之氏講演「給料表と人事評価制度」，東京出張／全国	甲２８１―２２	1775	×
白石資隆	24.10.22	ホテル代	11,000	100	京都府議民主党会派主催事業仕分けの傍聴	甲２８１―２３	1776	×
白石資隆	24.10.22	受講料	30,000	100	大阪市／山中俊之氏講演「給料表と人事評価制度」	甲２８１―２３	1776	×
白石資隆	24.10.22	ホテル代	11,500	100	京都府議民主党会派主催事業仕分けの傍聴	甲２８１―２４	1777	×
白石資隆	24.10.22	タクシー代	3,290	100	京都府議民主党会派主催事業仕分けの傍聴	甲２８１―２４	1777	×
白石資隆	24.10.23	ホテル代	9,975	100	京都府議民主党会派主催事業仕分けの傍聴	甲２８１―２５	1778	×
白石資隆	24.10.23	地下鉄	160	100	政策学校「全国若手都道府県議の会」	甲２８１―２１，甲２８１―２２	1774	×
白石資隆	24.10.24	地下鉄	160	100	政策学校「全国若手都道府県議の会」	甲２８１―２１，甲２８１―２２	1774	×
白石資隆		小　計	108,635	100				
白石資隆	24.11.8～9	食卓料	3,000	100	東京出張／田村亮氏「政務調査費の活用について」，「地方議員の広報活動」	甲２８１―２６，甲２８１―２７	1779	×
白石資隆	24.11.8～9	駐輪場	200	100	東京出張／田村亮氏「政務調査費の活用について」，「地方議員の広報活動」	甲２８１―２６	1779	×
白石資隆	24.11.8	ホテル代	12,100	100	東京出張／田村亮氏「政務調査費の活用について」，「地方議員の広報活動」	甲２８１―２７	1780	×
白石資隆	24.11.9	電車代	3,440	100	東京出張／田村亮氏「政務調査費の活用について」，「地方議員の広報活動」	甲２８１―２８	1781	
白石資隆	24.11.9	受講料	30,000	100	東京出張／田村亮氏「政務調査費の活用について」，「地方議員の広報活動」	甲２８１―２７	1780	×
白石資隆	24.11.26～27	食卓料	3,000	100	大坂出張／川本氏「自治体財政のポイント」，「協働と地方自治」	甲２８１―２６，甲２８１―２９	1779	×
白石資隆	24.11.26～27	駐輪場	200	100	大坂出張／川本氏「自治体財政のポイント」，「協働と地方自治」	甲２８１―２６，甲２	1779	×
白石資隆	24.11.27	ホテル代	7,100	100	大坂出張／川本氏「自治体財政のポイント」，「協働と地方自治」	甲２８１―２９	1782	×
白石資隆	24.11.26	電車代	41,470	100	大坂出張／川本氏「自治体財政のポイント」，「協働と地方自治」	甲２８１―３０	1783	×
白石資隆	24.11.26～27	受講料	30,000	100	大坂出張／川本氏「自治体財政のポイント」，「協働と地方自治」	甲２８１―３０	1783	×
		小　計	130,510					

白石資隆	25. 1. 15	電車代	3,440	100	構想日本（県政経営行政調査）	甲２８１―３１，甲２８１―３２	1784	×	
白石資隆	25. 1. 15	地下鉄	320	100	構想日本（県政経営行政調査）	甲２８１―３１，甲２８１―３２	1784	×	
白石資隆	25. 1. 15	駐輪場	100	100	構想日本（県政経営行政調査）	甲２８１―３１，甲２８１―３２	1784	×	
白石資隆	25. 1. 21～22	食卓料	3,000	100	福島出張／全国若手都道府県議の会　福島大学教授「放射能について」	甲２８１―３１，甲２８１－３３	1784	×	
白石資隆	25. 1. 21～22	駐輪場	200	100	福島出張／全国若手都道府県議の会　福島大学教授「放射能について」	甲２８１―３１，甲２	1784	×	
白石資隆	25. 1. 21～22	会費	10,000	100	福島出張／全国若手都道府県議の会　福島大学教授「放射能について」	甲２８１―３１，甲２８１－３３	1784	×	
白石資隆	25. 1. 15	電車代	3,440	100	構想日本（県政経営行政調査）	甲２８１―３２	1785	×	
白石資隆	25. 1. 21～22	ホテル代	5,980	100	福島出張／全国若手都道府県議の会　福島大学教授「放射能について」	甲２８１―３３	1786	×	
		小　計	26,480						
白石資隆	25. 2. 1	駐輪場	100	100	農山漁村資源開発協会勉強会，みつばちプロジェクト（ＴＰＰについて等）	甲２８１―３４，甲２	1787	×	
白石資隆	25. 2. 1	地下鉄	320	100	農山漁村資源開発協会勉強会，みつばちプロジェクト（ＴＰＰについて等）	甲２８１―３４，甲２８１－３５	1787	×	
白石資隆	25. 2. 1	電車代	7,390	100	農山漁村資源開発協会勉強会，みつばちプロジェクト（ＴＰＰについて等）	甲２８１―３５，甲２８１－３５	1788	×	
白石資隆	25. 2. 1	会費	2,000	100	農山漁村資源開発協会勉強会，みつばちプロジェクト（ＴＰＰについて等）	甲２８１―３５，甲２８１－３５	1788	×	
白石資隆	25. 2. 15	電車代	3,440	100	日経グローカル研修／米山秀隆氏「空家対策について」	甲２８１―３４，甲２８１－３６	1787	×	
白石資隆	25. 2. 15	地下鉄	320	100	日経グローカル研修／米山秀隆氏「空家対策について」	甲２８１―３４，甲２８１－３６	1787	×	
白石資隆	25. 2. 15	駐輪場	100	100	日経グローカル研修／米山秀隆氏「空家対策について」	甲２８１―３４，甲２	1787	×	
白石資隆	25. 2. 15	電車代	3,580	100	日経グローカル研修／米山秀隆氏「空家対策について」	甲２８１―３６	1789	×	
白石資隆	25. 2. 27	地下鉄	320	100	構想日本JIフォーラム（新人議員からみた国会報告。具体的な国と地方の問題点を指摘）	甲２８１―３４，甲２	1787	×	
白石資隆	25. 2. 27	駐輪場	100	100	構想日本JIフォーラム（新人議員からみた国会報告。具体的な国と地方の問題点を指摘）	甲２８１―３４，甲２	1787	×	
白石資隆	25. 2. 27	電車代	7,020	100	構想日本JIフォーラム（新人議員からみた国会報告。具体的な国と地方の問題点を指摘）	甲２８１―３７	1790	×	
白石資隆	25. 2. 27	会費	2,000	100	構想日本JIフォーラム（新人議員からみた国会報告。具体的な国と地方の問題点を指摘）	甲２８１―３７	1790	×	
		小　計	26,690						
白石資隆	25. 3. 13	電車代	3,440	100	内外情勢調査会／楽天社長三木谷氏講演，呉竹会アジアフォーラム／平沼氏「憲法改正について」	甲２８１―３８，甲２	1791	×	
白石資隆	25. 3. 13	地下鉄	480	100	内外情勢調査会／楽天社長三木谷氏講演，呉竹会アジアフォーラム／平沼氏「憲法改正について」	甲２８１―３８，甲２	1791	×	
白石資隆	25. 3. 13	駐輪場	100	100	内外情勢調査会／楽天社長三木谷氏講演，呉竹会アジアフォーラム／平沼氏「憲法改正について」	甲２８１―３８，甲２	1791	×	
白石資隆	25. 3. 13	電車代	3,440	100	内外情勢調査会／楽天社長三木谷氏講演，呉竹会アジアフォーラム／平沼氏「憲法改正について」	甲２８１―３９	1792	×	
白石資隆	25. 3. 13	会費	2,000	100	呉竹会アジアフォーラム／平沼氏「憲法改正について」	甲２８１―３９	1792	×	
		小　計	9,460						

認容額合計　0

別紙6－7
元気クラブ
資料作成費

別紙６－７
元気クラブ
資料作成費

議員	支出日	費目	金額（円）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
白石資隆	24.9.12	資料作成代	252,000	住宅供給公社、土地開発公社の資料作成	甲２８２	1793	×	
							認容額合計	0

別紙６－８
元気クラブ
資料購入費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
池田　忠	24.4.30	新聞購入費	1,880	100	聖教新聞	甲２８３－１	1794	×	
池田　忠	24.5.31	新聞購入費	1,880	100	聖教新聞	甲２８３－２	1795	×	
池田　忠	24.6.30	新聞購入費	1,880	100	聖教新聞	甲２８３－３	1795	×	
池田　忠	24.7.31	新聞購入費	1,880	100	聖教新聞	甲２８３－４	1795	×	
池田　忠	24.8.31	新聞購入費	1,880	100	聖教新聞	甲２８３－５	1795	×	
池田　忠	24.9.30	新聞購入費	1,880	100	聖教新聞	甲２８３－６	1795	×	
池田　忠	24.10.31	新聞購入費	1,880	100	聖教新聞	甲２８３－７	1795	×	
池田　忠	24.11.30	新聞購入費	1,880	100	聖教新聞	甲２８３－８	1795	×	
池田　忠	24.12.31	新聞購入費	1,880	100	聖教新聞	甲２８３－９	1795	×	
	小計		16,920						
池田　忠	24.8.31	書籍代	1,800		英語で発音　栃木の歴史				
白石資隆	24.4.4	書籍代	14,188	100	①つなみの子どもたち，②中国共産党　支配者たちの秘密の世界，③日本経済の真相「経済ニュース」はウソをつく，④財務省のマインドコントロール，⑤メディアの大罪テレビ，新聞はなぜ「ＴＰＰ戦争」を伝えないのか，⑥僕と日本が震えた日，⑦略奪大国　あなたの貯金が盗まれている，⑧Ｑ＆Ａ　日本経済の基本，⑨震災で本当にあった泣ける話，⑩１年後の３．１１被災地の１３のオフレコ話，⑪記者は何を見たのか３．１１東日本大震災	甲２８４－１	1796	×	
白石資隆	24.4.10	書籍代	2,500	100	①日本よい国構想，世界の「楽市・日本」をつくろう，②「減税自治体」実現への道	甲２８４－２	1797	×	
白石資隆	24.4.11	書籍代	10,408	100	不明	甲２８４－３	1798	○	10,408
白石資隆	24.4.19	書籍代	9,240	100	①反日包囲網の正体国際社会でのネット戦争は始まっている，②この国の不都合な真実にほんはなぜここまで劣化したのか？，③ＴＰＰで日本は世界一の農業大国になるついに始まる大躍進の時代，④最高幹部の独白福島原発の真実，⑤大災害から復活する日本，⑥２０１５年放射能クライシス	甲２８４－４	1799	×	
白石資隆	24.4.30	書籍代	7,446	100	①偽善エコロジー，②医療防衛なぜ日本医師会は闘うのか，③騙されたあなたにも責任がある脱原発の真実，④反原発の不都合な真実，⑤原発事故，放射能，ケンカ対談，⑥生活保護３兆円の衝撃，⑦先送りできない日本の課題４０	甲２８４－５	1800	×	
白石資隆	24.5.2	書籍代	1,734	100	①TPP興国論元財務官僚の日本が強くなるシナリオ，②「未納が増えると年金が破綻する」って誰が言った？	甲２８４－６	1801	×	
白石資隆	24.5.14	書籍代	2,784	100	①ハイエイクの大予言，②この国で起きている本当のこと	甲２８４－７	1802	×	
白石資隆	24.5.1	雑誌	88,490	100	自治体情報誌1年分	甲２８４－８	1803	×	

別紙6－8
元気クラブ
資料購入費

白石資隆	24. 6. 20	書籍代	2, 468	100	不明	甲２８４－９	1804	○	2, 468
白石資隆	24. 8. 16	書籍代	1, 260	100	ほんとに彼らが日本を滅ぼす	甲２８４－１０	1805	×	
白石資隆	24. 8. 21	書籍代	3, 045	100	不明	甲２８４－１１	1806	○	3, 045
白石資隆	24. 8. 31	書籍代	840	100	栃木県誤解解き散歩	甲２８４－１２	1807	×	
白石資隆	24. 8. 31	書籍代	2, 562	100	①カイシャ維新　変革期の資本主義の教科書，②経済古典は役に立つ	甲２８４－１３	1808	×	
白石資隆		書籍代	1, 800	100	英語で発音　栃木の歴史	甲２８４－１４	1809	×	
白石資隆	24. 11. 23	書籍代	6, 541	100	①日本国境戦争，②習近平共産中国最弱の帝王，③日本経済円の真実，④ｉＰＳ細胞が分かる本，⑤日経大予測２０１３年の日本はどうなるか	甲２８４－１５	1810	×	
白石資隆	25. 1. 15	書籍代	2, 135	100	①中国はなくても日本は心配ない，②救国の八策	甲２８４－１６	1811	×	
白石資隆	25. 1. 28	書籍代	9, 000	100	①日本経済このままでは預金封鎖になってしまう，②アメリカは日本経済の復活を知っている，③「１テーマ５分」で分かる世界のニュースの基礎知識，④ニュースがもっと面白くなる竹中教授の経済教室，⑤現実を見よ，⑥約束の日　安倍晋三試論	甲２８４－１７	1812	×	
白石資隆	25. 3. 25	書籍代	7, 770	100	①グラフで見ると全部わかる日本国の深層，②国難政治に幻想はいらない，**③不明**，④よくわかるＴＰＰ４８の間違いＴＰＰが日本の暮らしと経済を壊すこれだけの理由，⑤ＴＰＰ反対が国を滅ぼす　農水省・ＪＡ農協を解体せよ，⑥ＴＰＰ知財戦争の始まり	甲２８４－１８	1813	一部○	1, 365
	小　計		176, 011						
								認容額合計	17, 286

別紙6－9
元気クラブ
広報費

別紙６－９
元気クラブ
広報費

議員	支出日	金額（円）	按分割合（%）	支出金額	内容	印刷物に占める政務活動関連内容割合（%）	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
池田　忠	24. 11. 22	308, 280	100%	308, 280	元気クラブの会派誌紙	100	甲２８５－１，丙Ｅ４	1814	×	
	24. 12. 22	31, 300	100%	31, 300	ホームページ更新料		甲２８５－２	1815		
白石資隆	25. 3. 24	17, 000	50%	8, 500	県政報告印刷	100	甲２８５－３，丙Ｅ７	1816	×	

認容額合計　0

別紙6－10
元気クラブ
事務費

別紙６－１０
元気クラブ
事務費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内　　容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
池田忠	24.10.25	事務費	67,985	50	パソコン購入費	甲２８７	2268	×	

0

別紙7－1
民主市民クラブ民主
調査研究費・交通費（ガソリン代）

別紙７－１
民主市民クラブ
調査研究費・交通費（ガソリン代）

議員	支出月	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
佐藤　栄	4月～3月	ガソリン代	359,048						
佐藤　栄	4月分	ガソリン代	31,043	100	再生可能エネルギー対策、地域活性化対策等	甲２２０－１	1462	×	
佐藤　栄	5月分	ガソリン代	35,668	100	文化財保護、交通安全等	甲２２０－２	1463	×	
佐藤　栄	6月分	ガソリン代	29,674	100	農業振興、原子力災害対策等	甲２２０－３	1464	×	
佐藤　栄	7月分	ガソリン代	36,889	100	農業振興、スポーツ振興等	甲２２０－４	1465	×	
佐藤　栄	8月分	ガソリン代	32,412	100	地域活性化、障碍者自立支援等	甲２２０－５	1466	×	
佐藤　栄	9月分	ガソリン代	27,787	100	農業振興、観光振興対策等	甲２２０－６	1467	×	
佐藤　栄	10月分	ガソリン代	42,735	100	中小企業、放射能汚染物質対策等	甲２２０－７	1468	×	
佐藤　栄	11月分	ガソリン代	28,786	100	子育環境、放射能汚染物質対策等	甲２２０－８	1469	×	
佐藤　栄	12月分	ガソリン代	21,090	100	県民要望、障碍者自立支援等	甲２２０－９	1470	×	
佐藤　栄	1月分	ガソリン代	25,382	100	農業振興、雇用対策等	甲２２０－１０	1471	×	
佐藤　栄	2月分	ガソリン代	17,871	100	農業振興、観光振興対策等	甲２２０－１１	1472	×	
佐藤　栄	3月分	ガソリン代	29,711	100	林業対策、農業振興対策等	甲２２０－１２	1473	×	
	計		359,048						
一木弘司	4月～3月	ガソリン代	143,560						
一木弘司	4月分	ガソリン代	29,933	100	県民スポーツ推進、要望調査等	甲２２１－１，２	1474	×	
一木弘司	5月分	ガソリン代	39,923	100	文化財保護、交通安全等	甲２２１－３，４	1475	×	
一木弘司	6月分	ガソリン代	37,444	100	広報活動、要望調査等	甲２２１－５，６	1476	×	
一木弘司	7月分	ガソリン代	36,260	100	消防力向上対策、要望調査等	甲２２１－７，８	1477	×	
	計		143,560						
加藤正一	4月～3月	ガソリン代	140,563						
加藤正一	4月分	ガソリン代	10,360	100	とちぎ健康の森「税と社会保障対話集会」等	甲２２２－１，丙Ｃ１１－１，丙Ｃ１１－２	1478	×	
加藤正一	5月分	ガソリン代	26,381	100	政務調査資料整理、講演会等	甲２２２－２，丙Ｃ１１－３～丙Ｃ１１－７	1479	×	
加藤正一	6月分	ガソリン代	17,945	100	男女共同参画県民の集い等	甲２２２－３，丙Ｃ１１－８～丙Ｃ１１－１１	1480	×	
加藤正一	7月分	ガソリン代	10,360	100	公契約条例制定の取組に関する学習会等	甲２２２－４，丙Ｃ１１－１２～丙Ｃ１１－１４	1481	×	
加藤正一	8月分	ガソリン代	6,771	100	県土地改良事業現地視察調査事業等	甲２２２－５，丙Ｃ１１－１５，丙Ｃ１１－１６	1482	×	
加藤正一	9月分	ガソリン代	18,019	100	県総合防災訓練視察、障碍者スポーツ大会視察等	甲２２２－６，丙Ｃ１１－１７～丙Ｃ１１－１９	1483	×	
加藤正一	10月分	ガソリン代	10,360	100	県立博物館「尊氏名宝展」調査等	甲２２２－７，丙Ｃ１１－２０，丙Ｃ１１－２１	1484	×	
加藤正一	11月分	ガソリン代	5,180	100	栃木県民生委員等大会視察事業	甲２２２－８，丙Ｃ１１－２２	1485	×	
加藤正一	12月分	ガソリン代	5,180	100	県民要望、障碍者自立支援等	甲２２２－９，丙Ｃ１１－２３	1486	×	
加藤正一	1月分	ガソリン代	0						

別紙7－1
民主市民クラブ民主
調査研究費・交通費（ガソリン代）

加藤正一	2月分	ガソリン代	16,687	100	森林・林業等産業活性化事業	甲２２－１０，丙Ｃ１１－２４，丙Ｃ１１－２５	1487	×	
加藤正一	3月分	ガソリン代	13,320	100	平成２５年度新規事業等調査研究等	甲２２２－１１，丙Ｃ１１－２７，丙Ｃ１１－２９	1488	×	
	計		140,563						

認容額合計　0

別紙7－2
民主市民クラブ
調査研究費・事務所費

別紙７－２
民主市民クラブ
調査研究費・事務所費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
斉藤孝明	4月～3月	家賃50%	525,000						
斉藤孝明	24.1.31	駐車場代	100,000	28	平成２３年８月～１２月分駐車場代	甲２１２―４６，丙Ｃ８―２	1389	○	100,000
斉藤孝明	24.1.31	駐車場代	75,000		平成２３年８月～１２月分駐車場代	甲２１２―１，丙Ｃ８―６	1367	○	75,000
斉藤孝明	24.3.30	駐車場代	100,000		平成２４年１月～３月分駐車場代	甲２１２―２，丙Ｃ８―１０	1368	○	100,000
斉藤孝明	24.3.30	駐車場代	5,000		平成２４年１月～３月分駐車場代	甲２１２―３，丙Ｃ８―２０	1369	○	5,000
斉藤孝明	24.6.29	駐車場代	35,000	50	平成２４年４月～６月分駐車場代	甲２１２―１１，丙Ｃ８―１４	1372	×	
斉藤孝明	24.6.29	駐車場代	35,000		24.5月分	甲２１２―１２，丙Ｃ８―１５	1373		
斉藤孝明	24.6.29	駐車場代	35,000	50		甲２１２―１３，丙Ｃ８―１８	1374	×	
斉藤孝明	24.10.31	駐車場代	35,000	50	平成２４年７月～１０月分駐車場代	甲２１２―２６，丙Ｃ８―２８	1379	×	
斉藤孝明	24.10.31	駐車場代	35,000	50	24.8月分	甲２１２―２７，丙Ｃ８―３０	1380		
斉藤孝明	24.10.31	駐車場代	35,000	50	24.9月分	甲２１２―２９，丙Ｃ８―３２	1381	×	
斉藤孝明	24.10.31	駐車場代	35,000	50	24.10月分	甲２１２―３０，丙Ｃ８―３４	1382		
	計		525,000						
斉藤孝明	4月～3月	家賃50%	300,000						
斉藤孝明	24.4.27	事務所家賃	25,000	50	24.4月分事務所賃料	甲２１２―５，丙Ｃ８―４	1370	×	
斉藤孝明	24.5.31	事務所家賃	25,000	50	24.5月分事務所賃料	甲２１２―８，丙Ｃ８―８	1371	×	
斉藤孝明	24.6.29	事務所家賃	25,000	50	24.6月分事務所賃料	甲２１２―１４，丙Ｃ８―１２	1375	×	
斉藤孝明	24.7.31	事務所家賃	25,000	50	24.7月分事務所賃料	甲２１２―２０，丙Ｃ８―２２	1376	×	
斉藤孝明	24.8.31	事務所家賃	25,000	50	24.8月分事務所賃料	甲２１２―２２，丙Ｃ８―２４	1377	×	
斉藤孝明	24.9.28	事務所家賃	25,000	50	24.9月分事務所賃料	甲２１２―２４，丙Ｃ８―２６	1378	×	
斉藤孝明	24.10.31	事務所家賃	25,000	50	24.10月分事務所賃料	甲２１２―３１，丙Ｃ８―３６	1383	×	
斉藤孝明	24.11.30	事務所家賃	25,000	50	24.11月分事務所賃料	甲２１２―３６，丙Ｃ８―３８	1384	×	
斉藤孝明	24.12.28	事務所家賃	25,000	50	24.12月分事務所賃料	甲２１２―３８，丙Ｃ８―４０	1385	×	
斉藤孝明	25.1.31	事務所家賃	25,000	50	25.1月分事務所賃料	甲２１２―４０，丙Ｃ８―４２	1386	×	
斉藤孝明	25.2.28	事務所家賃	25,000	50	25.2月分事務所賃料	甲２１２―４２，丙Ｃ８―４４	1387	×	
斉藤孝明	25.3.29	事務所家賃	25,000	50	25.3月分事務所賃料	甲２１２―４４，丙Ｃ８―４６	1388	×	
	計		300,000						

別紙7－2
民主市民クラブ
調査研究費・事務所費

松井正一	4月～3月	家賃50%	600,000						
松井正一	24.4.25	事務所家賃	50,000	50	24.4月分事務所賃料	甲２１３－１，２	1390	×	
松井正一	24.5.25	事務所家賃	50,000	50	24.5月分事務所賃料	甲２１３－３，４	1391	×	
松井正一	24.6.25	事務所家賃	50,000	50	24.6月分事務所賃料	甲２１３－５，６	1392	×	
松井正一	24.7.25	事務所家賃	50,000	40	24.7月分事務所賃料	甲２１３－７，８	1393	×	
松井正一	24.8.24	事務所家賃	50,000	50	24.8月分事務所賃料	甲２１３－９，１０	1394	×	
松井正一	24.9.25	事務所家賃	50,000	42	24.9月分事務所賃料	甲２１３－１１，１２	1395	×	
松井正一	24.10.25	事務所家賃	50,000	50	24.10月分事務所賃料	甲２１３－１３，１４	1396	×	
松井正一	24.11.22	事務所家賃	50,000	50	24.11月分事務所賃料	甲２１３－１５，１６	1397	×	
松井正一	24.12.25	事務所家賃	50,000	35	24.12月分事務所賃料	甲２１３－１７，１８	1398	×	
松井正一	25.1.25	事務所家賃	50,000	50	25.1月分事務所賃料	甲２１３－１９，２０	1399	×	
松井正一	25.2.25	事務所家賃	50,000	50	25.2月分事務所賃料	甲２１３－２１，２２	1400	×	
松井正一	25.3.25	事務所家賃	50,000	50	25.3月分事務所賃料	甲２１３－２３，２４	1401	×	
	計		600,000						
	合計		1,425,000						
斉藤孝明	4月～3月	電気代50%	41,361						
斉藤孝明	24.5.28	電気代	2,906	50	24.4月分電気代	甲214-1,2	1402	×	
斉藤孝明	24.6.29	電気代	3,011	50	24.5月分電気代	甲214-3,4	1403	×	
斉藤孝明	24.7.31	電気代	2,903	50	24.6月分電気代	甲214-5,6	1404	×	
斉藤孝明	24.8.31	電気代	4,302	50	24.7月分電気代	甲214-7,8	1405	×	
斉藤孝明	24.10.1	電気代	3,958	50	24.8月分電気代	甲214-9,10	1406	×	
斉藤孝明	24.11.2	電気代	3,434	50	24.9月分電気代	甲214-11,12	1407	×	
斉藤孝明	24.11.29	電気代	3,106	50	24.10月分電気代	甲214-13,14	1408	×	
斉藤孝明	24.12.26	電気代	3,258	50	24.11月分電気代	甲214-15,16	1409	×	
斉藤孝明	25.2.1	電気代	3,174	50	24.12月分電気代	甲214-17,18	1410	×	
斉藤孝明	25.2.28	電気代	3,472	50	25.1月分電気代	甲214-19,20	1411	×	
斉藤孝明	25.3.29	電気代	3,741	50	25.2月分電気代	甲214-21,22	1412	×	
斉藤孝明	25.4.30	電気代	4,096	50	25.3月分電気代	甲214-23,24	1413	×	
	計		41,361						
斉藤孝明	4月～3月	上下水道代50%	13,046						
斉藤孝明	24.5.1	上下水道代	1,186	50	24.1月～2月上下水道	甲２１５－１，２	1414	×	
斉藤孝明	24.6.29	上下水道代	1,186	50	24.3月～4月上下水道	甲２１５－３，４	1415	×	

別紙7－2
民主市民クラブ
調査研究費・事務所費

斉藤孝明	24.8.31	上下水道代	1,186	50	24.5月～6月上下水道代	甲２１５―５，７	1416	×
斉藤孝明	24.8.31	上下水道代	1,186	50	24.5月～6月上下水道代	甲２１５―７，８	1417	
斉藤孝明	24.10.31	上下水道代	1,186	50	24.7月～8月上下水道代	甲２１５―９，１１？	1418	×
斉藤孝明	24.10.31	上下水道代	1,186	50	24.7月～8月上下水道代	甲２１５―１０	1419	×
斉藤孝明	24.12.26	上下水道代	1,186	50	24.9月～10月上下水道代	甲２１５－１３，甲２１５－１５	1420	×
斉藤孝明	24.12.26	上下水道代	1,186	50	24.9月～10月上下水道代		1421	
斉藤孝明	25.3.22	上下水道代	1,186	50	24.11月～12月上下水道	甲２１５－１７，甲２１５－１９	1422	×
斉藤孝明	25.3.22	上下水道代	1,186	50	24.11月～12月上下水道代		1423	
斉藤孝明	25.5.1	上下水道代	1,186	50	25.1月～2月上下水道代	甲２１５－２１，甲２１５－２２	1424	×
	計		13,046					
斉藤孝明	4月～3月	ガス代50%	15,390					
斉藤孝明	24.5.28	ガス代	1,770	50	24.4月分ガス代	甲２１６―１，２	1425	×
斉藤孝明	24.5.28	ガス代	1,115	50	24.5月分ガス代	甲２１６―３，４	1426	×
斉藤孝明	24.6.29	ガス代	1,085	50	24.6月分ガス代	甲２１６―５，６	1427	×
斉藤孝明	24.7.31	ガス代	970	50	24.7月分ガス代	甲２１６―７，８	1428	×
斉藤孝明	24.8.31	ガス代	945	50	24.8月分ガス代	甲２１６―９，１０	1429	×
斉藤孝朗	24.10.1	ガス代	945	50	24.9月分ガス代	甲２１６―１１，１２	1430	×
斉藤孝明	24.10.31	ガス代	1,080	50	24.10月分ガス代	甲２１６―１３，１４	1431	×
斉藤孝明	24.11.29	ガス代	1,200	50	24.11月分ガス代	甲２１６―１５，１６	1432	×
斉藤孝明	24.12.28	ガス代	1,485	50	24.12月分ガス代	甲２１６―１７，１８	1433	×
斉藤孝明	25.1.31	ガス代	1,145	50	25.1月分ガス代	甲２１６―１９，２０	1434	×
斉藤孝明	25.2.28	ガス代	1,910	50	25.2月分ガス代	甲２１６―２１，２２	1435	×
斉藤孝明	25.3.29	ガス代	1,740	50	25.3月分ガス代	甲２１６―２３，２４	1436	×
	計		15,390					
松井正一	4月～3月	電気代50%	53,977					
松井正一	24.4.26	電気代	4,167	50	24.4月分	甲２１７―１，２	1437	×
松井正一	24.5.30	電気代	4,066	50	24.5月分	甲２１７―３，４	1438	×
松井正一	24.6.28	電気代	3,951	50	24.6月分	甲２１７―５，６	1439	×
松井正一	24.7.30	電気代	3,820	40	24.7月分	甲２１７―７，８	1440	×
松井正一	24.8.29	電気代	5,795	50	24.8月分	甲２１７―９，１０	1441	×
松井正一	24.9.28	電気代	6,003	42	24.9月分	甲２１７―１１，１２	1442	×
松井正一	24.10.30	電気代	4,321	50	24.10月分	甲２１７―１３，１４	1443	×

別紙7－2
民主市民クラブ
調査研究費・事務所費

松井正一	24.11.29	電気代	4,770	50	24.11月分	甲２１７―１５，１６	1444	×	
松井正一	24.12.28	電気代	5,192	35	24.12月分	甲２１７―１７，１８	1445	×	
松井正一	25.1.29	電気代	3,628	50	25.1月分	甲２１７―１９，２０	1446	×	
松井正一	25.2.28	電気代	4,122	50	25.2月分	甲２１７―２１，２２	1447	×	
松井正一	25.3.29	電気代	4,142	50	25.3月分	甲２１７―２３，２４	1448	×	
	計		53,977						
松井正一	4月～3月	上水道代50%	10,070						
松井正一	24.5.15	上水道代	808	50	24.4月分上水道代	甲２１８―１，２	1449	×	
松井正一	24.6.15	上水道代	808	50	24.5月分上水道代	甲２１８―３，４	1450	×	
松井正一	24.7.17	上水道代	1,097	50	24.6月分上水道代	甲２１８―５，６	1451	×	
松井正一	24.8.15	上水道代	646	40	24.7月分上水道代	甲２１８―７，８	1452	×	
松井正一	24.9.18	上水道代	808	50	24.8月分上水道代	甲２１８―９，１０	1453	×	
松井正一	24.10.15	上水道代	679	42	24.9月分上水道代	甲２１８―１１，１２	1454	×	
松井正一	24.11.15	上水道代	808	50	24.10月分上水道代	甲２１８―１３，１４	1455	×	
松井正一	24.12.17	上水道代	808	50	24.11月分上水道代	甲２１８―１５，１６	1456	×	
松井正一	25.1.15	上水道代	606	35	24.12月分上水道代	甲２１８―１７，１８	1457	×	
松井正一	25.2.15	上水道代	1,386	50	25.1月分上水道代	甲２１８―１９，２０	1458	×	
松井正一	25.3.15	上水道代	808	50	25.2月分上水道代	甲２１８―２１，２２	1459	×	
松井正一	25.4.15	上水道代	808	50	24.3月分上水道代	甲２１８―２３，２４	1460	×	
	計		10,070						

認容額合計　280,000

別紙7－3
民主市民クラブ
調査研究費・電車代，タクシー代

別紙７－３
民主市民クラブ
調査研究費・電車代，タクシー代

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内　容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
佐藤　栄	24.4.5	タクシー代	3,500	100	交通運輸に関する各種要望調査	甲223-1	1489	×	
佐藤　栄	24.4.9	タクシー代	6,100	100	林業振興対策	甲223-2	1490	×	
佐藤　栄	24.4.13	タクシー代	3,320	100	障害者の自立支援	甲223-3	1491	×	
佐藤　栄	24.4.24	タクシー代	3,950	100	観光復興対策	甲223-4	1492	×	
佐藤　栄	24.4.25	電車代	3,780	100	地方財政の確立	甲223-6	1494	×	
佐藤　栄	24.5.24	タクシー代	3,420	100	県政への各種要望	甲223-5	1493	×	
佐藤　栄	24.6.15	タクシー代	2,960	100	県政への各種要望	甲223-7	1495	×	
佐藤　栄	24.7.24	電車代	6,180	100	地財対策・県政への要望	甲223-8	1496	×	
佐藤　栄	24.7.24	タクシー代	3,590	100	地財対策・県政への要望	甲223-8	1496	×	
佐藤　栄	24.10.13	タクシー代	3,770	100	県民要望調査	甲223-9	1497	×	
佐藤　栄	24.10.27	タクシー代	3,230	100	畜産業振興	甲223-10	1498	×	
佐藤　栄	24.11.12	タクシー代	890	100	県民要望調査	甲223-11	1499	×	
佐藤　栄	24.12.22	タクシー代	1,790	100	東京の領収書なのに宇都宮市内の方々との懇談	甲223-12	1500		
佐藤　栄	24.12.26	タクシー代	3,320	100	公共交通の確立	甲223-13	1501	×	
佐藤　栄	25.1.12	タクシー代	3,950	100	県民要望調査	甲223-14	1502	×	
佐藤　栄	25.1.15	タクシー代	3,500	100	幼児教育調査	甲223-15	1503	×	
佐藤　栄	25.1.24	タクシー代	3,860	100	再生可能エネルギー対策	甲223-16	1504	×	
佐藤　栄	25.1.26	タクシー代	3,320	100	高校再編後の課題	甲223-17	1505	×	
佐藤　栄	25.2.6	タクシー代	3,680	100	交通対策	甲223-18	1506	×	
佐藤　栄	25.2.20	タクシー代	3,590	100	交通対策	甲223-19	1507	×	

認容額合計　0

別紙７－４
民主市民クラブ
調査研究費・旅費等

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（％）	内　容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
民主党・無所属クラブ	24.8.3	旅費（交通費，宿泊費）	142,520	100	内閣府地域主権戦略室（地方分権推進一括法について等）／静岡県庁（買物弱者対策支援事業について等）	甲２２６－１，２	1510	×	
民主党・無所属クラブ	24.10.19	旅費（バス代）	40,000	100	宮城県鬼首地熱発電所（現地調査及び概要説明）	甲２２６－３	1511	×	
民主党・無所属クラブ	24.11.9	旅費（交通費，宿泊費）	194,500	100	岐阜県調査（いじめ防止施策関連），愛知県調査（脱法ハーブ施策関連）	甲２２６－４，５	1512	×	
民主党・無所属クラブ	25.3.22	旅費（交通費，宿泊費）	173,640	100	山形県調査（食産業王国やまがた構築プロジェクト等），岩手県調査（岩手県広域防災拠点整備構想）	甲２２６－６，７	1513	×	
松井正一	24.11.12～13	旅費（交通費）	23,660	100	仙台市調査（東日本大震災に関する県外調査）	甲２１９	1461	×	
								認容額合計	0

別紙7－5
民主市民クラブ
調査研究費・会費

別紙７－５
民主市民クラブ
調査研究費・会費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内　　容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
加藤正一	24. 7. 13	会費	5, 000	100	わたらせ地協役員研修会／国会首相鑑定見学及び危機管理機能等の概要聴取	甲２２５	1509	×	
一木弘司	24. 7. 5	会場使用料	1, 850	100	政務活動報告会	甲２２４	1508	○	1, 850
								認容額合計	1, 850

別紙7－6
民主市民クラブ
研修費

別紙７－６
民主市民クラブ
研修費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
佐藤栄	24.8.23	会　　費	5,000	100	「青少年の自立を支える会」24年度正会員会費	甲２２７	1514	×	
								認容額合計	0

別紙7－7
民主市民クラブ
資料購入費

別紙７－７
民主市民クラブ
資料購入費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
加藤正一	24.4.30	新聞購読料	630	100	織姫新聞４月分	甲228-1	1515	×	
加藤正一	24.5.30	新聞購読料	630	100	織姫新聞５月分	甲228-2	1516	×	
加藤正一	24.6.30	新聞購読料	630	100	織姫新聞６月分	甲228-3	1517	×	
加藤正一	24.7.31	新聞購読料	630	100	織姫新聞７月分	甲228-4	1518	×	
加藤正一	24.8.30	新聞購読料	630	100	織姫新聞８月分	甲228-5	1519	×	
加藤正一	24.9.29	新聞購読料	630	100	織姫新聞９月分	甲228-6	1520	×	
加藤正一	24.10.30	新聞購読料	630	100	織姫新聞１０月分	甲228-7	1521	×	
加藤正一	24.11.30	新聞購読料	630	100	織姫新聞１１月分	甲228-8	1522	×	
加藤正一	24.12.28	新聞購読料	630	100	織姫新聞１２月分	甲228-9	1523	×	
加藤正一	25.1.30	新聞購読料	630	100	織姫新聞１月分	甲228-10	1524	×	
加藤正一	25.2.28	新聞購読料	630	100	織姫新聞２月分	甲228-11	1525	×	
加藤正一	25.3.30	新聞購読料	630	100	織姫新聞３月分	甲228-12	1526	×	
	小　計		7,560	100					
松井正一	24.4.30	月刊誌購読料	330	100	毎日新聞Newsがわかる４月分	甲229-1	1527	×	
松井正一	24.5.31	月刊誌購読料	330	100	毎日新聞Newsがわかる5月分	甲229-2	1528	×	
松井正一	24.6.30	月刊誌購読料	330	100	毎日新聞Newsがわかる6月分	甲229-3	1529	×	
松井正一	24.7.31	月刊誌購読料	330	100	毎日新聞Newsがわかる7月分	甲229-4	1530	×	
松井正一	24.8.31	月刊誌購読料	330	100	毎日新聞Newsがわかる8月分	甲229-5	1531	×	
松井正一	24.9.30	月刊誌購読料	330	100	毎日新聞Newsがわかる9月分	甲229-6	1532	×	
松井正一	24.10.31	月刊誌購読料	330	100	毎日新聞Newsがわかる10月分	甲229-7	1533	×	
松井正一	24.11.30	月刊誌購読料	330	100	毎日新聞Newsがわかる11月分	甲229-8	1534	×	
松井正一	24.12.31	月刊誌購読料	330	100	毎日新聞Newsがわかる12月分	甲229-9	1535	×	
松井正一	25.1.31	月刊誌購読料	330	100	毎日新聞Newsがわかる1月分	甲229-10	1536	×	
松井正一	25.2.28	月刊誌購読料	330	100	毎日新聞Newsがわかる2月分	甲229-11	1537	×	
松井正一	25.3.31	月刊誌購読料	330	100	毎日新聞Newsがわかる3月分	甲229-12	1538	×	
佐藤　栄	24.8.15	書籍代	6,000	100	「戦争体験を後世にのこすため」20冊	甲230-1	1539	○	6,000
佐藤　栄	24.8.22	書籍代	1,299	100	「プロメテウスの罠（第２巻）」福島原発事故の真相について	甲230-2	1540	×	
佐藤　栄	24.9.7	書籍代	13,900	100	新自治用語辞典、地方自治問題解決事例集	甲230-3	1541	×	
佐藤　栄	24.10.10	書籍代	40,000	100	「とちぎ地方自治と住民№475」400円×100冊（勉強会資料）	甲230-4	1542	×	
佐藤　栄	24.11.13	書籍代	40,000	100	「とちぎ地方自治と住民№476」400円×100冊（勉強会資料）	甲230-5	1543	×	
佐藤　栄	24.12.14	書籍代	45,000	100	栃木県における着地型観光の現状と課題450円×100冊（勉強会資料）	甲230-6	1544	×	
佐藤　栄	24.12.27	書籍代	1,785	100	福島第一原子力発電所所長門田隆将著「死の淵を見た男」	甲230-7	1545	×	

別紙7－7
民主市民クラブ
資料購入費

佐藤　栄	25. 1. 16	書籍代	42,000	100	地域における高齢化に対応した街づくり調査研究420円×100冊（勉強会資料）	甲230-8	1546	×	
佐藤　栄	25. 3. 20	書籍代	40,000	100	「とちぎ地方自治と住民№480」400円×100冊（勉強会資料）	甲230-9	1547	×	
斉藤孝明	24. 4. 2	書籍代	1,719	100	日本の税金、日本は世界一の環境エネルギー大国	甲231－2	1549	×	
斉藤孝明	24. 5. 9	書籍代	2,761	100	デフレの正体　経済は人口の波で動く、日本経済の真相ほか	甲231－1	1548	×	
斉藤孝明	25. 1. 31	書籍代	1,500	100	９条連ニュース2013. 3月～2014. 2月分購読料前払い	甲231-3	1550	○	1,375
斉藤孝明	25. 2. 17	書籍代	1,680	100	なるほど地図帳2013	甲231-4	1551	×	
斉藤孝明	25. 2. 7	書籍代	1,470	100	福島大学教授清水修著「原発とは結局何だったのか」今福島で生きる意味	甲231-5	1552	×	
斉藤孝明	25. 2. 18	書籍代	1,299	100	プロメテウスの罠	甲231-6	1553	×	
加藤正一	24. 5. 18	書籍代	4,880	100	「とちぎ地方自治と住民」定期購読料	甲232	1554	×	
加藤正一	24. 5. 18	書籍代	5,000	100	「とちぎ地方自治と住民」購読料	甲233	1555	×	
	小　計		254,253						
								認容額合計	7,375

別紙7－7
民主市民クラブ
資料購入費

佐藤　栄	25.1.16	書籍代	42,000	100	地域における高齢化に対応した街づくり調査研究420円×100冊（勉強会資料）	甲230-8	1546	×	
佐藤　栄	25.3.20	書籍代	40,000	100	「とちぎ地方自治と住民№480」400円×100冊（勉強会資料）	甲230-9	1547	×	
斉藤孝明	24.4.2	書籍代	1,719	100	日本の税金、日本は世界一の環境エネルギー大国	甲231－2	1549	×	
斉藤孝明	24.5.9	書籍代	2,761	100	デフレの正体　経済は人口の波で動く、日本経済の真相ほか	甲231－1	1548	×	
斉藤孝明	25.1.31	書籍代	1,500	100	９条連ニュース2013．３月～2014．2月分購読料前払い	甲231-3	1550	○	1,375
斉藤孝明	25.2.17	書籍代	1,680	100	なるほど地図帳2013	甲231-4	1551	×	
斉藤孝明	25.2.7	書籍代	1,470	100	福島大学教授清水修著「原発とは結局何だったのか」今福島で生きる意味	甲231-5	1552	×	
斉藤孝明	25.2.18	書籍代	1,299	100	プロメテウスの罠	甲231-6	1553	×	
加藤正一	24.5.18	書籍代	4,880	100	「とちぎ地方自治と住民」定期購読料	甲232	1554	×	
加藤正一	24.5.18	書籍代	5,000	100	「とちぎ地方自治と住民」購読料	甲233	1555	×	
	小　計		254,253						
								認容額合計	7,375

別紙7－9
民主市民クラブ
事務費

別紙７－９
民主市民クラブ
事務費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内　容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
佐藤　栄	24.6.20	パソコン代	64,000	50	パソコン代周辺機器代	甲２３６	1565	×	
	小計		64,000						
一木弘司	24.5.31	リース料	9,157	50	４月分複合機代	甲２３７－１	1566	○	9,157
一木弘司	24.6.29	リース料	11,511	50	５月分複合機代	甲２３７－２	1567	○	11,511
一木弘司	24.7.31	リース料	10,989	50	６月分複合機代	甲２３７－３	1568	○	10,989
一木弘司	24.8.31	リース料	14,569	50	７月分複合機代	甲２３７－４	1569	○	14,569
	小計		46,226						
一木弘司	24.4.17	電話代	2,777	50	４月分電話料	甲２３７－５	1570	○	2,777
一木弘司	24.4.23	電話代	2,777	50	４月分電話料	甲２３７－６	1571	○	2,777
一木弘司	24.5.25	電話代	5,377	50	５月分電話料	甲２３７－７	1572	○	5,377
一木弘司	24.6.20	電話代	2,777	50	６月分電話料	甲２３７－８	1920	○	2,777
一木弘司	24.6.14	電話代	2,377	50	６月分電話料	甲２３７－９	1921	○	2,377
一木弘司	24.7.21	電話代	2,390	50	７月分電話料	甲２３７－１０	1922	○	2,390
一木弘司	24.7.23	電話代	2,777	50	７月分電話料	甲２３７－１１	1923	○	2,777
	小計		21,252						
斉藤孝明	24.4.9	リース料	9,515	50	４月ＯＡ機器リース代	甲２４０－１，２，３，４，	1948	×	
斉藤孝明	24.6.7	再リース料	11,418	50	ＯＡ機器再リース料金（１年分）	甲２４０－５，６，７	1949	×	
	小　計		20,933						
斉藤孝明	24.5.28	電話代	7,499	50	電話料金４月分	甲２４１－１，２	1950	×	
斉藤孝明	24.6.29	電話代	7,914	50	電話料金５月分	甲２４１－３，４	1951	×	
斉藤孝明	24.7.31	電話代	7,575	50	電話料金６月分	甲２４１－５，６	1952	×	
斉藤孝明	24.8.31	電話代	7,796	50	電話料金７月分	甲２４１－７，８	1953	×	
斉藤孝明	24.10.1	電話代	6,679	50	電話料金８月分	甲２４１－９，１０	1954	×	
斉藤孝明	24.10.31	電話代	7,280	50	電話料金９月分	甲２４１－１１，１２	1955	×	
斉藤孝明	24.11.29	電話代	7,060	50	電話料金１０月分	甲２４１－１３，１４	1956	×	
斉藤孝明	24.12.26	電話代	7,661	50	電話料金１１月分	甲２４１－１５，１６	1957	×	
斉藤孝明	25.1.31	電話代	6,704	50	電話料金１２月分	甲２４１－１７，１８	1958	×	
斉藤孝明	25.2.28	電話代	6,496	50	電話料金１月分	甲２４１－１９，２０	1959	×	
斉藤孝明	25.3.29	電話代	7,603	50	電話料金２月分	甲２４１－２１，２２	1960	×	
斉藤孝明	25.4.30	電話代	6,961	50	電話料金３月分	甲２４１－２３，２４	1961	×	
	小　計		87,228						
斉藤孝明	24.6.29	事務用品品	2,748	50	コピー用紙	甲２４２－１，２，３	1962	×	
斉藤孝明	24.7.31	事務用品品	1,029	50	クリアフォルダー他	甲２４２－４，５，６	1963	×	
斉藤孝明	24.8.31	事務用品品	2,609	50	コピー用紙ほか	甲２４２－７，８，９	1964	×	

別紙7－9
民主市民クラブ
事務費

斉藤孝明	24. 10. 1	事務用品品	1, 284	50	コピー用紙	甲２４２－１０，１１，１２	1965	×	
斉藤孝明	24. 12. 26	事務用品品	820	50	クリアフォルダー	甲２４２－１３，１４，１５，	1966	×	
斉藤孝明	25. 2. 28	事務用品品	1, 990	50	封筒	甲２４２－１６，１７，１８	1967	×	
斉藤孝明	25. 3. 29	事務用品品	1, 284	50	コピー用紙	甲２４２－１９，２０，２１	1968	×	
斉藤孝明	25. 3. 29	事務用品品	1, 644	50	コピー用紙	甲２４２－２２，２３，２４	1969	×	
斉藤孝明	24. 4. 25	事務用品品	22, 500	50	カラーレザープリンター	甲２４３－１，２	1970	×	
斉藤孝明	24. 4. 25	事務用品品	9, 450	50	インキ代	甲２４３－３，４	1971	×	
斉藤孝明	24. 5. 31	使用料	7, 321	50	OA機器使用料（４月分）	甲２４３－５，６，７	1972	×	
斉藤孝明	24. 6. 29	使用料	7, 136	50	OA機器使用料　（５月分）	甲２４３－８，９，１０	1973	×	
斉藤孝明	24. 7. 31	使用料	4, 592	50	OA機器使用料（６月分）	甲２４３－１１，１２，１３	1974	×	
斉藤孝明	24. 8. 31	使用料	3, 772	50	OA機器使用料（７月分）	甲２４３－１４，１５，１６	1975	×	
斉藤孝明	24. 9. 28	使用料	3, 923	50	OA機器使用料（８月分）	甲２４３－１７，１８，１９	1976	×	
斉藤孝明	24. 10. 31	使用料	5, 398	50	OA機器使用料（９月分）	甲２４３－２０，２１，２２	1977	×	
斉藤孝明	24. 11. 30	使用料	3, 893	50	OA機器使用料（１０月分）	甲２４３－２３，２４，２５	1978	×	
斉藤孝明	24. 12. 28	使用料	3, 998	50	OA機器使用料（１１月分）	甲２４３－２６，２７，２８	1979	×	
斉藤孝明	25. 1. 31	使用料	2, 301	50	OA機器使用料（１２月分）	甲２４３－２９，３０，３１	1980	×	
斉藤孝明	25. 2. 28	使用料	2, 529	50	OA機器使用料（１月分）	甲２４３－３２，３３，３４	1981	×	
斉藤孝明	25. 3. 29	使用料	1, 814	50	OA機器使用料（２月分）	甲２４３－３５，３６，３７	1982	×	
斉藤孝明	25. 4. 30	使用料	6, 543	50	OA機器使用料（３月分）	甲２４３－３８，３９，４０	1983	×	
	小　計		98, 578						
斉藤孝明	24. 12. 19	パソコン	42, 400	50	パソコン代	甲２４４－１，２	1984	×	
	小　計		42, 400						
松井正一	24. 4. 9	リース料	9, 731	50	コピー機リース料（４月分）	甲２３８－１，２，４	1924	×	
松井正一	24. 5. 7	リース料	9, 731	50	コピー機リース料（５月分）	甲２３８－３，５，６	1925	×	
松井正一	24. 6. 7	リース料	9, 731	50	コピー機リース料（６月分）	甲２３８－７，８，９	1926	×	
松井正一	24. 7. 9	リース料	9, 731	50	コピー機リース料（７月分）	甲２３８－１０，１１，１２	1927	×	
松井正一	24. 8. 7	リース料	7, 785	50	コピー機リース料（８月分）	甲２３８－１３，１４，１５	1928	×	
松井正一	24. 9. 7	リース料	9, 731	50	コピー機リース料（９月分）	甲２３８－１６，１７，１８	1929	×	
松井正一	24. 10. 9	リース料	8, 174	50	コピー機リース料（１０月分）	甲２３８－１９，２０，２１	1930	×	
松井正一	24. 11. 7	リース料	9, 731	50	コピー機リース料（１１月分）	甲２３８－２２，２３，２４	1931	×	
松井正一	24. 12. 7	リース料	6, 812	50	コピー機リース料（１２月分）	甲２３８－２５，２６，２７	1932	×	
松井正一	25. 1. 7	リース料	9, 731	50	コピー機リース料（１月分）	甲２３８－２８，２９，３０	1933	×	
松井正一	25. 2. 7	リース料	9, 731	50	コピー機リース料（２月分）	甲２３８－３１，３２，３３	1934	×	
松井正一	25. 3. 7	リース料	9, 731	50	コピー機リース料（３月分）	甲２３８－３４，３５，３６	1935	×	
	小　計		110, 350						
松井正一	24. 5. 1	電話代	4, 114	50	電話代４月分	甲２３９－１，２，３	1936	×	

別紙7－9
民主市民クラブ
事務費

松井正一	24.5.31	電話代	5,123	50	電話代５月分	甲２３９－４，５，６	1937	×	
松井正一	24.7.2	電話代	4,940	50	電話代６月分	甲２３９－７，８，９	1938	×	
松井正一	24.7.31	電話代	4,276	40	電話代７月分	甲２３９－１０，１１	1939	×	
松井正一	24.8.31	電話代	4,871	50	電話代８月分	甲２３９－１２，１３，１４	1940	×	
松井正一	24.10.1	電話代	3,364	50	電話代９月分	甲２３９－１５，１６	1941	×	
松井正一	24.10.31	電話代	4,594	50	電話代１０月分	甲２３９－１７，１８，１９	1942	×	
松井正一	24.11.30	電話代	4,536	50	電話代１１月分	甲２３９－２０，２１	1943	×	
松井正一	25.1.4	電話代	4,380	35	電話代１２月分	甲２３９－２２，２３	1944	×	
松井正一	25.1.31	電話代	5,219	50	電話代１月分	甲２３９－２４，２５，２６	1945	×	
松井正一	25.2.28	電話代	5,238	50	電話代２月分	甲２３９－２７，２８	1946	×	
松井正一	25.4.1	電話代	4,678	50	電話代３月分	甲２３９－２９，３０	1947	×	
	小　計		55,333						

認容額合計　67,478

別紙７－１０
民主市民クラブ
人件費

議員	支出月	費目	金額（円）	按分割合（%）	契約書上の契約内容	活動内容（勤務実績表）	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
民主党・無所属クラブ	４月分	人件費	10,500	100	×（提出なし。以下同じ）	政務調査事務補助	甲245-1	1985	×	
民主党・無所属クラブ	５月分	人件費	9,000	100	×	政務調査事務補助	甲245-2	1986	×	
民主党・無所属クラブ	５月分	人件費	9,000	100	×	政務調査事務補助	甲245-3	1986	×	
民主党・無所属クラブ	５月分	人件費	9,000	100	×	政務調査事務補助	甲245-4	1986	×	
民主党・無所属クラブ	５月分	人件費	9,000	100	×	政務調査事務補助	甲245-5	1986	×	
民主党・無所属クラブ	５月分	人件費	9,000	100	×	政務調査事務補助	甲245-6	1986	×	
民主党・無所属クラブ	５月分	人件費	9,000	100	×	政務調査事務補助	甲245-7	1986	×	
民主党・無所属クラブ	５月分	人件費	9,000	100	×	政務調査事務補助	甲245-8	1986	×	
民主党・無所属クラブ	５月分	人件費	9,000	100	×	政務調査事務補助	甲245-9	1986	×	
民主党・無所属クラブ	１２月分	人件費	6,000	100	×	政務調査事務補助	甲245-10	1987	×	
一木弘司	4月分	人件費	60,000	100	政務調査に係る調査補助（毎月当初に打ち合わせを行い，指示された「調査補助内容」に専従する）	広報紙の配布と要望聴取同行	甲246-1，丙Ｃ１５	1988	×	
一木弘司	４月分	人件費	36,000	100	政務調査に係る関係書類の処理及び作成（情報収集・実態調査専従）	政務調査に係る資料整理	甲246-2，丙Ｃ１６	1989	×	
一木弘司	４月分	人件費	54,000	100	政務調査に係る情報収集及び調査補助（女性対応専従）	資料・広報紙配布及び情報収集	甲246-3，丙Ｃ１７	1990	×	
一木弘司	５月分	人件費	60,000	100	政務調査に係る調査補助（毎月当初に打ち合わせを行い，指示された「調査補助内容」に専従する）	広報紙の配布と要望聴取同行	甲246-4，丙Ｃ１５	1991	×	
一木弘司	５月分	人件費	36,000	100	政務調査に係る関係書類の処理及び作成（情報収集・実態調査専従）	政務調査に係る資料整理	甲246-5，丙Ｃ１６	1992	×	
一木弘司	５月分	人件費	54,000	100	政務調査に係る情報収集及び調査補助（女性対応専従）	資料・広報紙配布及び情報収集	甲246-6，丙Ｃ１７	1993	×	
一木弘司	６月分	人件費	60,000	100	政務調査に係る調査補助（毎月当初に打ち合わせを行い，指示された「調査補助内容」に専従する）	広報紙の配布と要望聴取同行	甲246-7，丙Ｃ１５	1994	×	
一木弘司	６月分	人件費	36,000	100	政務調査に係る関係書類の処理及び作成（情報収集・実態調査専従）	政務調査に係る資料整理	甲246-8，丙Ｃ１６	1995	×	
一木弘司	６月分	人件費	54,000	100	政務調査に係る情報収集及び調査補助（女性対応専従）	資料・広報紙配布及び情報収集	甲246-9，丙Ｃ１７	1996	×	
一木弘司	７月分	人件費	60,000	100	政務調査に係る調査補助（毎月当初に打ち合わせを行い，指示された「調査補助内容」に専従する）	広報紙の配布と要望聴取同行	甲246-10，丙Ｃ１５	1997	×	
一木弘司	７月分	人件費	36,000	100	政務調査に係る関係書類の処理及び作成（情報収集・実態調査専従）	政務調査に係る資料整理	甲246-11，丙Ｃ１６	1998	×	
一木弘司	７月分	人件費	54,000	100	政務調査に係る情報収集及び調査補助（女性対応専従）	資料・広報紙配布及び情報収集	甲246-12，丙Ｃ１７	1999	×	
佐藤栄	４月分	人件費	87,000	100	×	政務調査事務補助	甲247-1	2000	×	
佐藤栄	４月分	人件費	63,000	100	×	政務調査事務補助	甲247-2	2001	×	
佐藤栄	５月分	人件費	97,500	100	×	政務調査事務補助	甲247-3	2002	×	
佐藤栄	５月分	人件費	52,500	100	×	政務調査事務補助	甲247-4	2003	×	
佐藤栄	６月分	人件費	90,000	100	×	政務調査事務補助	甲247-5	2004	×	
佐藤栄	６月分	人件費	60,000	100	×	政務調査事務補助	甲247-6	2005	×	
佐藤栄	７月分	人件費	78,000	100	×	政務調査事務補助	甲247-7	2006	×	
佐藤栄	７月分	人件費	72,000	100	×	政務調査事務補助	甲247-8	2007	×	
佐藤栄	８月分	人件費	81,000	100	×	政務調査事務補助	甲247-9	2008	×	
佐藤栄	８月分	人件費	69,000	100	×	政務調査事務補助	甲247-10	2009	×	
佐藤栄	９月分	人件費	63,000	100	×	政務調査事務補助	甲247-11	2010	×	
佐藤栄	９月分	人件費	87,000	100	×	政務調査事務補助	甲247-12	2011	×	
佐藤栄	１０月分	人件費	67,500	100	×	政務調査事務補助	甲247-13	2012	×	
佐藤栄	１０月分	人件費	82,500	100	×	政務調査事務補助	甲247-14	2013	×	

別紙7－10
民主市民クラブ
人件費

佐藤栄	１１月分	人件費	75,000	100	×	政務調査事務補助	甲247-15	2014	×	
佐藤栄	１１月分	人件費	75,000	100	×	政務調査事務補助	甲247-16		×	
佐藤栄	１２月分	人件費	75,000	100	×	政務調査事務補助	甲247-17		×	
佐藤栄	１２月分	人件費	75,000	100	×	政務調査事務補助	甲247-18		×	
佐藤栄	１月分	人件費	72,000	100	×	政務調査事務補助	甲247-19	2015	×	
佐藤栄	１月分	人件費	78,000	100	×	政務調査事務補助	甲247-20	2016	×	
佐藤栄	２月分	人件費	90,000	100	×	政務調査事務補助	甲247-21	2017	×	
佐藤栄	２月分	人件費	60,000	100	×	政務調査事務補助	甲247-22	2018	×	
佐藤栄	３月分	人件費	75,000	100	×	政務調査事務補助	甲247-23	2019	×	
佐藤栄	３月分	人件費	75,000	100	×	政務調査事務補助	甲247-24	2020	×	
保母鉄一郎	４月分	人件費	50,000	100	×	介護施設の整備について等	甲248-1	2021	×	
保母鉄一郎	４月分	人件費	70,000	100	×	介護施設の整備について等	甲248-2	2022	×	
保母鉄一郎	４月分	人件費	30,000	100	×	救急医療体制の問題点について等	甲248-3	2023	×	
保母鉄一郎	５月分	人件費	30,000	100	×	保育支援の実情について等	甲248-4	2024	×	
保母鉄一郎	５月分	人件費	50,000	100	×	保育支援の実情について等	甲248-5	2025	×	
保母鉄一郎	５月分	人件費	70,000	100	×	保育支援の実情について等	甲248-6	2026	×	
保母鉄一郎	６月分	人件費	30,000	100	×	認知症対策について等	甲248-7	2027	×	
保母鉄一郎	６月分	人件費	50,000	100	×	本件における地域間格差について等	甲248-8	2028	×	
保母鉄一郎	６月分	人件費	70,000	100	×	本件における地域間格差について等	甲248-9	2029	×	
保母鉄一郎	７月分	人件費	30,000	100	×	経済景気動向について等	甲248-10	2030	×	
保母鉄一郎	７月分	人件費	70,000	100	×	経済景気動向について等	甲248-11	2031	×	
保母鉄一郎	７月分	人件費	50,000	100	×	経済景気動向について等	甲248-12	2032	×	
斉藤孝明	４月分	人件費	150,000	100	×	県土整備部所管事項に関する現況調査等	甲249-1	2033	×	
斉藤孝明	５月分	人件費	150,000	100	×	県土整備部所管事項に関する現況調査等	甲249-2	2033	×	
斉藤孝明	６月分	人件費	150,000	100	×	県経営管理部所管事項に関する事例調査等	甲249-3	2033	×	
斉藤孝明	７月分	人件費	150,000	100	×	県産業労働観光部所管事項に関する調査等	甲249-4	2033	×	
斉藤孝明	８月分	人件費	150,000	100	×	県保健福祉部所管事項に関する調査等	甲249-5	2033	×	
斉藤孝明	９月分	人件費	150,000	100	×	県経営管理部所管事項に関する調査等	甲249-6	2033	×	
斉藤孝明	１０月分	人件費	150,000	100	×	県土整備部所管事項に関する現況調査等	甲249-7	2033	×	
斉藤孝明	１１月分	人件費	150,000	100	×	県土整備部所管事項に関する事例調査等	甲249-8	2033	×	
斉藤孝明	１２月分	人件費	150,000	100	×	県土整備部所管事項に関する事例調査等	甲249-9	2033	×	
斉藤孝明	１月分	人件費	150,000	100	×	議会活動の充実・機能強化に関する調査等	甲249-10	2033	×	
斉藤孝明	２月分	人件費	150,000	100	×	県産業労働観光部所管事項に関する調査等	甲249-11	2033	×	
斉藤孝明	３月分	人件費	150,000	100	×	県民生活部所管事項に関する現況調査等	甲249-12	2033	×	
松井正一	４月分	人件費	32,000	49%	×	県政への要望事項の整理補助等	甲250-1	2034	×	
松井正一	４月分	人件費	32,000	50%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-2	2035	×	
松井正一	４月分	人件費	4,800	50%	×	政務調査の整理補助等	甲250-3	2036	×	
松井正一	５月分	人件費	24,800	49%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-4	2037	×	
松井正一	５月分	人件費	24,000	49%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-5	2038	×	
松井正一	５月分	人件費	26,400	50%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-6	2039	×	
松井正一	６月分	人件費	25,600	49%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-7	2040	×	
松井正一	６月分	人件費	26,400	49%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-8	2041	×	
松井正一	６月分	人件費	26,400	49%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-9	2042	×	
松井正一	７月分	人件費	28,800	50%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-10	2043	×	
松井正一	７月分	人件費	28,000	49%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-11	2044	×	
松井正一	７月分	人件費	27,200	50%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-12	2045	×	
松井正一	８月分	人件費	29,600	49%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-13	2046	×	
松井正一	８月分	人件費	28,800	50%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-14	2047	×	
松井正一	８月分	人件費	21,600	49%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-15	2048	×	
松井正一	９月分	人件費	21,600	50%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-16	2049	×	
松井正一	９月分	人件費	24,000	50%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-17	2050	×	
松井正一	９月分	人件費	24,000	50%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-18	2051	×	
松井正一	１０月分	人件費	26,400	50%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-19	2052	×	
松井正一	１０月分	人件費	28,000	50%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-20	2053	×	
松井正一	１０月分	人件費	24,800	50%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-21	2054	×	
松井正一	１１月分	人件費	29,600	49%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-22	2055	×	
松井正一	１１月分	人件費	39,200	50%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-23	2056	×	
松井正一	１１月分	人件費	40,000	50%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-24	2057	×	
松井正一	１２月分	人件費	12,000	48%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-25	2058	×	
松井正一	１２月分	人件費	6,400	50%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-26	2059	×	
松井正一	１２月分	人件費	12,000	48%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-27	2060	×	
松井正一	１月分	人件費	32,000	49%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-28	2061	×	

別紙7－10
民主市民クラブ
人件費

松井正一	１月分	人件費	34,400	49%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-29	2062	×	
松井正一	１月分	人件費	12,800	48%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-30	2063	×	
松井正一	２月分	人件費	24,800	50%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-31	2064	×	
松井正一	２月分	人件費	22,400	50%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-32	2065	×	
松井正一	２月分	人件費	19,200	50%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-33	2066	×	
松井正一	３月分	人件費	24,000	50%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-34	2067	×	
松井正一	３月分	人件費	24,000	50%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-35	2068	×	
松井正一	３月分	人件費	20,800	49%	×	県政への要望事項の整理補助	甲250-36	2069	×	
加藤正一	４月分	人件費	90,000	100	×	政務調査事務補助	甲251-1	2070	×	
加藤正一	４月分	人件費	54,000	100	×	政務調査事務補助	甲251-2	2071	×	
加藤正一	５月分	人件費	90,000	100	×	政務調査事務補助	甲251-3	2072	×	
加藤正一	５月分	人件費	54,000	100	×	政務調査事務補助	甲251-4	2073	×	
加藤正一	６月分	人件費	90,000	100	×	政務調査事務補助	甲251-5	2074	×	
加藤正一	６月分	人件費	54,000	100	×	政務調査事務補助	甲251-6	2075	×	
加藤正一	７月分	人件費	90,000	100	×	政務調査事務補助	甲251-7	2076	×	
加藤正一	７月分	人件費	54,000	100	×	政務調査事務補助	甲251-8	2077	×	
加藤正一	８月分	人件費	90,000	100	×	政務調査事務補助	甲251-9	2078	×	
加藤正一	８月分	人件費	54,000	100	×	政務調査事務補助	甲251-10	2079	×	
加藤正一	９月分	人件費	90,000	100	×	政務調査事務補助	甲251-11	2080	×	
加藤正一	９月分	人件費	54,000	100	×	政務調査事務補助	甲251-12	2081	×	
加藤正一	１０月分	人件費	90,000	100	×	政務調査事務補助	甲251-13	2082	×	
加藤正一	１０月分	人件費	54,000	100	×	政務調査事務補助	甲251-14	2083	×	
加藤正一	１１月分	人件費	90,000	100	×	政務調査事務補助	甲251-15	2084	×	
加藤正一	１１月分	人件費	54,000	100	×	政務調査事務補助	甲251-16	2085	×	
加藤正一	１２月分	人件費	90,000	100	×	政務調査事務補助	甲251-17	2086	×	
加藤正一	１２月分	人件費	54,000	100	×	政務調査事務補助	甲251-18	2087	×	
加藤正一	１月分	人件費	90,000	100	×	政務調査事務補助	甲251-19	2088	×	
加藤正一	１月分	人件費	54,000	100	×	政務調査事務補助	甲251-20	2089	×	
加藤正一	２月分	人件費	90,000	100	×	政務調査事務補助	甲251-21	2090	×	
加藤正一	２月分	人件費	54,000	100	×	政務調査事務補助	甲251-22	2091	×	
加藤正一	３月分	人件費	90,000	100	×	政務調査事務補助	甲251-23	2092	×	
加藤正一	３月分	人件費	54,000	100	×	政務調査事務補助	甲251-24	2093	×	
									認容額合計	0

別紙8－1
公明党
調査研究費・交通費（ガソリン代）

別紙８－１
公明党
調査研究費・交通費（ガソリン代）

議員	支出月	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
野澤和一	4月～3月	ガソリン代	322,677						
野澤和一	４月分	ガソリン代	41,736	100	調査まとめ、県民相談、県政報告等	甲２５３－１，丙Ｄ１の１	1573	×	
野澤和一	５月分	ガソリン代	36,038	100	現地調査、説明聴取、情報収集等	甲２５３－２，丙Ｄ１の２	1574	×	
野澤和一	６月分	ガソリン代	30,377	100	現地調査、調査まとめ、県民相談等	甲２５３－３，丙Ｄ１の３	1575	×	
野澤和一	７月分	ガソリン代	26,529	100	説明聴取、情報収集、県政報告等	甲２５３－４，丙Ｄ１の４	1576	×	
野澤和一	8月分	ガソリン代	36,408	100	県内視察、調査まとめ、現地調査等	甲２５３－５，丙Ｄ１の５	1577	×	
野澤和一	9月分	ガソリン代	23,569	100	現地調査、説明聴取、調査まとめ等	甲２５３－６，丙Ｄ１の６	1578	×	
野澤和一	10月分	ガソリン代	25,123	100	県民相談、県政報告、現地調査等	甲２５３－７，丙Ｄ１の７	1579	×	
野澤和一	１１月分	ガソリン代	16,613	100	県政報告、県民相談、現地調査等	甲２５３－８，丙Ｄ１の８	1580	×	
野澤和一	１２月分	ガソリン代	11,618	100	説明聴取、県民相談、調査まとめ等	甲２５３－９，丙Ｄ１の９	1581	×	
野澤和一	１月分	ガソリン代	27,380	100	県政報告、現地調査、調査まとめ等	甲２５３－１０，丙Ｄ１の１０	1582	×	
野澤和一	２月分	ガソリン代	19,647	100	県政報告、説明聴取、県民相談等	甲２５３－１１，丙Ｄ１の１１	1583	×	
野澤和一	3月分	ガソリン代	27,639	100	説明聴取、調査まとめ、県民相談等	甲２５３－１２，丙Ｄ１の１２	1584	×	
	計		322,677						
西村眞治	4月～3月	ガソリン代	97,865						
西村眞治	４月分	ガソリン代	3,330	100	防災対策調査、議会報告等	甲２５４の１	1585	×	
西村眞治	５月分	ガソリン代	10,360	100	被害調査、防災対策等	甲２５４の２	1586	×	
西村眞治	６月分	ガソリン代	14,985	100	被害調査、保健医療対策、県民相談等	甲２５４の３	1587	×	
西村眞治	７月分	ガソリン代	12,062	100	震災対策、特別支援、県民相談等	甲２５４の４	1588	×	
西村眞治	8月分	ガソリン代	14,541	100	県民相談、防災対策、現地調査等	甲２５４の５	1589	×	
西村眞治	9月分	ガソリン代	2,294	100	引きこもり支援対策	甲２５４の６	1590	×	
西村眞治	10月分	ガソリン代	9,620	100	県民相談、現地調査、学校教育対策等	甲２５４の７	1591	×	
西村眞治	１１月分	ガソリン代	2,960	100	資料作成、情報収集、現地調査等	甲２５４の８	1592	×	
西村眞治	１２月分	ガソリン代	2,294	100	経済調査・研究	甲２５４の９	1593	×	
西村眞治	１月分	ガソリン代	10,397	100	災害対策・環境対策・県民相談等	甲２５４の１０	1594	×	
西村眞治	２月分	ガソリン代	10,545	100	農林振興対策、県民相談、安全対策等	甲２５４の１１	1595	×	
西村眞治	3月分	ガソリン代	4,477	100	県民相談、防災対策、現地調査等	甲２５４の１２	1596	×	
	計		97,865						
山口恒夫	4月～3月	ガソリン代	398,125						
山口恒夫	４月分	ガソリン代	70,670	100	県民相談等	甲２５５－１，２，丙Ｄ３の１	1597	×	
山口恒夫	５月分	ガソリン代	14,430	100	県民相談等	甲２５５－３，丙Ｄ３の２	1598	×	
山口恒夫	６月分	ガソリン代	19,795	100	県民相談等	甲２５５－４，丙Ｄ３の３	1599	×	
山口恒夫	７月分	ガソリン代	28,305	100	県民相談等	甲２５５－５，６，丙Ｄ３の４	1600	×	

別紙８－１
公明党
調査研究費・交通費（ガソリン代）

山口恒夫	8月分	ガソリン代	19,795	100	県民相談等	甲２５５－７，丙Ｄ３の５	1601	×	
山口恒夫	9月分	ガソリン代	30,710	100	県民相談等	甲２５５－８，９，丙Ｄ３の６	1602	×	
山口恒夫	10月分	ガソリン代	32,930	100	県民相談等	甲２５５－１０，１１，丙Ｄ３の７	1603, 1604	×	
山口恒夫	１１月分	ガソリン代	56,055	100	県民相談等	甲２５５－１２，１３，丙Ｄ３の８	1605, 1606	×	
山口恒夫	１２月分	ガソリン代	46,625	100	県民相談等	甲２５５－１４，１５，丙Ｄ３の９	1607	×	
山口恒夫	１月分	ガソリン代	24,235	100	県民相談等	甲２５５－１６，１７，丙Ｄ３の１０	1608	×	
山口恒夫	２月分	ガソリン代	28,305	100	県民相談等	甲２５５－１８，丙Ｄ３の１１	1609	×	
山口恒夫	3月分	ガソリン代	26,270	100	県民相談等	甲２５５－１９，丙Ｄ３の１２	1610	×	
	計		398,125						
								認容額合計	0

別紙８－２
公明党
調査研究費・交通費（電車・バス・高速代等）

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
野澤和一	4.17	高速代	2,300	100	県民相談，意見交換	甲２５３－１，丙Ｄ１の１	1573	×	
野澤和一	7.26	電車代	420	100	地球温暖化対策に係る視察調査	甲２５３－４，丙Ｄ１の４	1576	×	
野澤和一	8.31	有料道路	700	100	地域振興対策について説明聴取	甲２５３－５，丙Ｄ１の５	1577	×	
野澤和一	10.22	高速代	1,800	100	地域振興対策について現地視察	甲２５３－７，丙Ｄ１の７	1579	×	
野澤和一	10.25	有料道路	600	100	県政経営についての意見交換	甲２５３－７，丙Ｄ１の７	1579	×	
	計		5,820						
西村眞治	4.24	電車代	960	100	雇用の促進について	甲２５４－１，丙Ｄ２の１	1585	×	
西村眞治	5.28	電車代	170	100	行財政改革，栃木イメージアップ戦略	甲２５４－２，丙Ｄ２の２	1586	×	
西村眞治	7.24	電車代	480	100	経済企業行政について	甲２５４－４，丙Ｄ２の３	1588	×	
西村眞治	7.26	地下鉄	210	100	地球温暖化対策に係る視察調査	甲２５４－４，丙Ｄ２の４	1588	×	
西村眞治	8.2	電車代	480	100	防災・減災対策に関する情報収集	甲２５４－５，丙Ｄ２の５	1589	×	
	計		2,300						
山口恒夫	7.9.10	バス代	780	100	防災・減殺対策についての県外視察	甲２５５－５，丙Ｄ３の４	1600	×	
山口恒夫	7.26	地下鉄・グリーン車	1,370	100	住宅・宅地の指導，供給及び管理状況	甲２５５－６，丙Ｄ３の４	1600	×	
山口恒夫	7.27	高速代	1,450	100	難病対策について等	甲２５５－６，丙Ｄ３の４	1600	×	
山口恒夫	8.5	高速代	300	100	通学路及び安全・安心な道路網整備	甲２５５－７，丙Ｄ３の５	1601	×	
山口恒夫	9.18	バス代	780	100	指定廃棄物最終処分場候補地等について	甲２５５－８，丙Ｄ３の６	1602	×	
山口恒夫	9.18	地下鉄	160	100	指定廃棄物最終処分場候補地等について	甲２５５－８，丙Ｄ３の６	1602	×	
山口恒夫	9.26	高速代	1,000	100	中小企業の振興対策について	甲２５５－９，丙Ｄ３の６	1602	×	
山口恒夫	10.19	高速代	400	100	県行政の総合的規格について等	甲２５５－１０，丙Ｄ３の７	1603	×	
山口恒夫	10.21	高速代	1,300	100	指定廃棄物最終処分場候補地等について	甲２５５－１１，丙Ｄ３の７	1604	×	
山口恒夫	12.27	高速代	1,300	100	県行政の総合的規格について等	甲２５５－１５，丙Ｄ３の９	1607	×	
山口恒夫	1.18	高速代	650	100	生涯学習の振興対策について	甲２５５－１６，丙Ｄ３の１０	1608	×	
山口恒夫	1.21	高速代	1,500	100	社会福祉対策について	甲２５５－１６，丙Ｄ３の１０	1608	×	
山口恒夫	1.30	高速代	850	100	県内経済の活性化について等	甲２５５－１７，丙Ｄ３の１０	1608	×	
山口恒夫	3.13	バス代	780	100	難病対策について等	甲２５５－１９，丙Ｄ３の１２	1610	×	
山口恒夫	3.28	バス代	780	100	公共交通について等	甲２５５－１９，丙Ｄ３の１２	1610	×	
	計		13,400						
								認容額合計	0

別紙８－３
公明党
調査研究費・事務所関連費用

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
西村眞治	４月～3月	駐車場代	68,250	50					
西村眞治	3月16日	駐車場代	6,825	50	４月分駐車場代	甲２５６－１，丙Ｄ４，丙Ｄ５	1611	×	
西村眞治	4月16日	駐車場代	6,825	50	５月分駐車場代	甲２５６－２，丙Ｄ４，丙Ｄ５	1612	×	
西村眞治	5月16日	駐車場代	6,825	50	６月分駐車場代	甲２５６－３，丙Ｄ４，丙Ｄ５	1613	×	
西村眞治	6月16日	駐車場代	6,825	50	７月分駐車場代	甲２５６－４，丙Ｄ４，丙Ｄ５	1614	×	
西村眞治	7月17日	駐車場代	6,825	50	８月分駐車場代	甲２５６－５，丙Ｄ４，丙Ｄ５	1615	×	
西村眞治	8月15日	駐車場代	6,825	50	９月分駐車場代	甲２５６－６，丙Ｄ４，丙Ｄ５	1616	×	
西村眞治	9月14日	駐車場代	6,825	50	１０月分駐車場代	甲２５６－７，丙Ｄ４，丙Ｄ５	1617	×	
西村眞治	10月30日	駐車場代	6,825	50	１１月分駐車場代	甲２５６－８，丙Ｄ４，丙Ｄ５	1618	×	
西村眞治	11月15日	駐車場代	6,825	50	１２月分駐車場代	甲２５６－９，丙Ｄ４，丙Ｄ５	1619	×	
西村眞治	12月18日	駐車場代	6,825	50	１月分駐車場代	甲２５６－１０，丙Ｄ４，丙Ｄ５	1620	×	
	計		68,250						
山口恒夫	4月20日	警備保障料	1,517	19.8	４月分警備保障料	甲２５７－１	1621	×	
山口恒夫	5月21日	警備保障料	1,517	19.8	５月分警備保障料	甲２５７－２	1622	×	
山口恒夫	6月20日	警備保障料	1,517	19.8	６月分警備保障料	甲２５７－３	1623	×	
山口恒夫	7月20日	警備保障料	1,517	19.8	７月分警備保障料	甲２５７－４	1624	×	
山口恒夫	8月20日	警備保障料	1,517	19.8	８月分警備保障料	甲２５７－５	1625	×	
山口恒夫	9月20日	警備保障料	1,517	19.8	９月分警備保障料	甲２５７－６	1626	×	
山口恒夫	10月22日	警備保障料	1,517	19.8	１０月分警備保障料	甲２５７－７	1627	×	
山口恒夫	11月20日	警備保障料	1,517	19.8	１１月分警備保障料	甲２５７－８	1628	×	
山口恒夫	12月20日	警備保障料	1,517	19.8	１２月分警備保障料	甲２５７－９	1629	×	
山口恒夫	1月31日	警備保障料	1,517	19.8	１月分警備保障料	甲２５７－１０	1630	×	
山口恒夫	2月28日	警備保障料	1,517	19.8	２月分警備保障料	甲２５７－１１	1631	×	
山口恒夫	3月21日	警備保障料	1,517	19.8	３月分警備保障料	甲２５７－１２	1632	×	
	計	18,204							
								認容額合計	0

別紙８－４
公明党
調査研究費（視察経費等）

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（％）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
山口恒夫	3月23日	宿泊代、飛行機等	36,800	100	4.4日～6日，北海道で総合スポーツゾーン構想視察	甲２５７－１３，丙Ｄ３の１	1633	×	
山口恒夫	4月4日	高速料金	900	100	4.4日～6日，北海道で総合スポーツゾーン構想視察	甲２５７－１４，丙Ｄ３の１	1634	×	
山口恒夫	4月6日	高速料金	900	100	4.4日～6日，北海道で総合スポーツゾーン構想視察	甲２５７－１５，丙Ｄ３の１	1635	×	
山口恒夫	4月6日	駐車料金	600	100	4.4日～6日，北海道で総合スポーツゾーン構想視察	甲２５７－１６，丙Ｄ３の１	1636	×	
山口恒夫	4月6日	駐車料金	1,000	100	4.4日～6日，北海道で総合スポーツゾーン構想視察	甲２５７－１７，丙Ｄ３の１	1637	×	
	計		40,200						
山口恒夫	6月6日	駐車料金	200	100	街頭演説，県政報告チラシ作成，県民相談	甲２５７－１８，丙Ｄ３の３	1638	×	
山口恒夫	6月9日	コーヒー代	1,000	100	県民相総合スポーツゾーン構想，難病対策について意見交換	甲２５７－１９，丙Ｄ３の３	1639	×	
山口恒夫	6月9日	駐車料金	400	100	県民相総合スポーツゾーン構想，難病対策について意見交換	甲２５７－２０，丙Ｄ３の３	1640	×	
山口恒夫	10月3日	駐車料金	200	100	街頭演説，県行政の総合的企画について等	甲２５７－２１，丙Ｄ３の７	1641	×	
	計		1,800						
								認容額合計	0

別紙８－５
公明党
研修費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
野澤和一	11.7	ガソリン代	1,258	100	景観整備部主催東京大学教授堀繁氏の「景観講演会」参加	甲２５８－１，丙Ｄ１１の１	1642	×	
野澤和一	1.8	ガソリン代	1,258	100	佐藤栄一氏の「１０年先も持続可能なまちづくり」講演会参加	甲２５８－２，丙Ｄ１１の２	1643	×	
野澤和一	1.8	入会金	10,000	100	しもつけ２１フォーラム入会金	甲２５８－４	1645	×	
野澤和一	1.8	会費	7,500	100	しもつけ２１フォーラム１月分会費（１００年先も可能なまちづくり）	甲２５８－５	1646	×	
野澤和一	2.8	会費	7,500	100	しもつけ２１フォーラム2月分会費（円仁の真実）	甲２５９－６，丙Ｄ１１の５	1647	×	
野澤和一	3.3	ガソリン代	1,110	100	与良正男氏「時代を読む」，山本英夫創価大学学長「グローバル時代の大学教育」講演会参加	甲２５８－３，丙Ｄ１１の３	1644	×	
野澤和一	3.9	ガソリン代	3,515	100	福岡正行氏「日本の課題」，「地方から日本を元気に」講演会等参加	甲２５８－３，丙Ｄ１１の４	1644	×	
野澤和一	3.12	会費	7,500	100	しもつけ２１フォーラム，3月分会費（企業目的、財務体質等）	甲２５８－７	1648	×	
	計		39,641						
山口恒夫	4.26	会費	45,000	100	しもつけ２１フォーラム4月～9月（半年分）会費	甲２５８－８	1649	×	
山口恒夫	12.21	会費	45,000	100	しもつけ２１フォーラム１０月～３月（半年分）会費	甲２５８－９	1650	×	
	計		90,000						
西村眞治	1.8	ガソリン代	2,220	100	しもつけ２１フォーラム（地域振興対策）	甲２５９－１，２	1651	×	
西村眞治	1.21	入会金	10,000	100	しもつけ２１フォーラム入会金	甲２５９－３	1652	×	
西村眞治	1.21	会費	7,500	100	しもつけ２１フォーラム１月分会費	甲２５９－４	1653	×	
西村眞治	2.28	会費	7,500	100	しもつけ２１フォーラム２月分会費	甲２５９－５	1654	×	
西村眞治	3.31	会費	7,500	100	しもつけ２１フォーラム3月分会費	甲２５９－７	1655	×	
	計		34,720						
								認容額合計	0

別紙８－６
公明党
資料購入費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（％）	内　　容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
野澤和一		書籍代	7,350	100	森林セラピー養成検定テキスト	甲２６０－１	1656	×	
野澤和一	6.12	書籍代	4,730	100	①行列のできる農産物直売所，②ドラッカーが教える実践マーケテイング戦略，③新日本経済入門，④これからの日本経済の大問題がすっきり解ける本	甲２６０－２	1657	×	
野澤和一	7.17	書籍代	1,800	100	英語で発信栃木の歴史	甲２６０－３	1658	×	
野澤和一	8.6	書籍代	10,920	100	①金融と法，②ＰＦＩの法務と実践	甲２６０－４	1659	×	
野澤和一	10.1	書籍代	11,550	100	①栃木県謎解きの散歩，②コーポレートアイデンティティ戦略，③ブランド戦略・ケースブック，④多国籍企業とグローバルビジネス，⑤国会事故調報告書	甲２６０－５	1660	×	
野澤和一	11.2	書籍代	11,340	100	①景観からの道づくり，②景観統合設計，③スポーツで地域をつくる	甲２６０－６	1661	×	
野澤和一	2.16	書籍代	6,205	100	①池上彰の学べるニュース「日本の領土問題編」，②この社会で戦う君に「知の世界地図」をあげよう，③いよいよ韓国経済が崩壊するこれだけの理由，④なぜ日本経済は世界最強と言われるのか，⑤「中国の終わり」のはじまり	甲２６０－７	1662	×	
西村しんじ	7.6	書籍代	2,800	100	東日本大震災　宮城・石巻地方沿岸部の記録（ＤＶＤ）	甲２６１－１	1663	×	
西村しんじ	10.17	書籍代	1,800	100	英語で発信栃木の歴史	甲２６１－２	1664	×	
西村しんじ	5.8	書籍代	1,617	100	①知らないと恥をかく世界の大問題１，②同2	甲２６２－１	1665	×	
山口恒夫	5.3	書籍代	840	100	中国政局を読む	甲２６２－２	1666	×	
山口恒夫	6.8	書籍代	1,400	100	復興に命をかける	甲２６２－３	1667	×	
山口恒夫	6.28	書籍代	1,800	100	英語で発信栃木の歴史	甲２６２－４	1668	×	
								認容額合計	0

別紙８－７
公明党
広報費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内　　容	印刷物に占める政務活動関連内容割合（%）	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
野澤和一	5月19日	ガソリン代	1,480	100	県政報告	—	甲２６６	1680	×	
野澤和一	5月20日	ガソリン代	1,110	100	県政報告	—	甲２６６	1680	×	
西村しんじ	4月14日	ガソリン代	925	100	県議会報告	—	甲２６３－１，丙Ｄ９の１	1671	×	
西村しんじ	5月12日	ガソリン代	555	100	県議会報告	—	甲２６２－５，丙Ｄ７の１	1669	×	
西村しんじ	5月19日	ガソリン代	925	100	県議会報告	—	甲２６２－５，丙Ｄ７の２	1669	×	
西村しんじ	5月20日	ガソリン代	222	100	県議会報告	—	甲２６２－５，丙Ｄ７の３	1669	×	
西村しんじ	5月8日	印刷代	16,380	50	県政報告書印刷代	提出なし	甲２６２－６	1670	×	
西村しんじ	6月17日	ガソリン代	222	100	県議会報告	—	甲２６３－２，丙Ｄ９の２	1672	×	
西村しんじ	7月8日	ガソリン代	222	100	県議会報告	—	甲２６３－３，丙Ｄ９の３	1673	×	
西村しんじ	7月12日	ガソリン代	370	100	県議会報告	—	甲２６３－３，丙Ｄ９の４	1673	×	
西村しんじ	7月15日	ガソリン代	925	100	県議会報告	—	甲２６３－３，丙Ｄ９の５	1673	×	
西村しんじ	8月5日	ガソリン代	296	100	県議会報告	—	甲２６３－４，丙Ｄ９の６	1674	×	
西村しんじ	9月22日	ガソリン代	851	100	県議会報告	—	甲２６３－５，丙Ｄ９の７	1675	×	
西村しんじ	10月14日	郵送料	110,800	50	県政報告書郵送料	提出なし	甲２６３－６，７	1676	×	
山口恒夫	1月23日	ガソリン代	1,110	100	県議会報告	—	甲２６４，丙Ｄ３の１０	1677	×	
公明党栃木県議会議員	12月20日	印刷代	95,025	100	会派会報印刷	100	甲２６５－１，丙Ｄ６	1678	×	
公明党栃木県議会議員	3月29日	印刷代	59,063	100	会派会報印刷	100	甲２６５－２，丙Ｄ１０	1679	×	
									認容額合計	0

別紙８－８
公明党
人件費

議員	支出月	金額	按分割合（%）	契約書の契約内容	活動内容（勤務実績表）	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
野澤和一	４月分	55,000	100	×（提出なし，以下同じ）	医療・介護関係情報の収集等	甲267-1	1681	×	
野澤和一	５月分	55,000	100	×	大震災以降の社会の動向について等	甲267-2	1682	×	
野澤和一	６月分	53,000	100	×	教育・経済動向と雇用関連情報の収集等	甲267-3	1683	×	
野澤和一	７月分	55,000	100	×	災害対策等の情報収集等	甲267-4	1684	×	
野澤和一	８月分	55,000	100	×	教育・保育等の情報収集等	甲267-5	1685	×	
野澤和一	９月分	55,000	100	×	国内情勢に関する情報の収集等	甲267-6	1686	×	
野澤和一	１０月分	55,000	100	×	国内外の経済関連情報の収集等	甲267-7	1687	×	
野澤和一	１１月分	55,000	100	×	国・県内の行政関連情報収集等	甲267-8	1688	×	
野澤和一	１２月分	55,000	100	×	学校教育・子育て関連情報の収集等	甲267-9	1689	×	
野澤和一	１月分	65,000	100	×	国内外の経済関連情報の収集等	甲267-10	1690	×	
野澤和一	２月分	55,000	100	×	県内外の経済指標・情報の収集等	甲267-11	1691	×	
西村しんじ	８月分	57,400	100	×	教育関係問題に関する情報収集等	甲268-1	1692	×	
西村しんじ	９月分	61,600	100	×	医療・福祉問題等に関する情報収集等	甲268-2	1693	×	
西村しんじ	１０月分	42,000	100	×	政務調査活動関係資料作成等	甲268-3	1694	×	
西村しんじ	１１月分	44,100	100	×	県政・政策等資料作成等	甲268-4	1695	×	
西村しんじ	１月分	25,200	100	×	自殺対策問題等に関する情報収集等	甲268-5	1696	×	
西村しんじ	２月分	25,200	100	×	観光政策問題等に関する情報収集等	甲268-6	1697	×	
西村しんじ	３月分	41,300	100	×	地域減殺対策問題等に関する情報収集等	甲268-7	1698	×	
								認容額合計	0

別紙９－１
みんなのクラブ
調査研究費・交通費（ガソリン代）

議員	支出月	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
角田まさのぶ	4月～3月	ガソリン代	306,848	100				×	
角田まさのぶ	4月分	ガソリン代	53,095	100	雇用の促進と人材育成対策等	甲１６６の１	911	×	
角田まさのぶ	5月分	ガソリン代	29,769	100	減災対策について等	甲１６６の２	912	×	
角田まさのぶ	6月分	ガソリン代	29,666	100	財政改革について等	甲１６６の３，丙Ｂ１０の１	913	×	
角田まさのぶ	7月分	ガソリン代	8,576	100	除染対策について等	甲１６６の４，丙Ｂ１０の２	914	×	
角田まさのぶ	8月分	ガソリン代	11,750	100	バイオマス・自然エネルギーについて等	甲１６６の５	915	×	
角田まさのぶ	9月分	ガソリン代	12,704	100	スポーツ振興対策について等	甲１６６の６	916	×	
角田まさのぶ	10月分	ガソリン代	33,255	100	幼児教育の充実対策について等	甲１６６の７	917	×	
角田まさのぶ	11月分	ガソリン代	38,049	100	農林水産業の振興対策について等	甲１６６の８，９	918	×	
角田まさのぶ	12月分	ガソリン代	19,832	100	減災対策について等	甲１６６の１０	919	×	
角田まさのぶ	1月分	ガソリン代	38,924	100	文化財保護対策について等	甲１６６の１１	920	×	
角田まさのぶ	2月分	ガソリン代	15,170	100	医療行政について等	甲１６６の１２	921	×	
角田まさのぶ	3月分	ガソリン代	16,058	100	除染対策について等	甲１６６の１３	922	×	
	計		306,848					×	
神林秀治	4月～3月	ガソリン代	160,626						
神林秀治	4月分	ガソリン代	14,176	100	道路の新設，改良及び管理状況についての意見交換等	甲１６７の１	923	×	
神林秀治	5月分	ガソリン代	16,937	100	土砂災害対策についての意見交換等	甲１６７の２	924	×	
神林秀治	6月分	ガソリン代	18,024	100	森林整備・林業振興についての意見交換等	甲１６７の３	925	×	
神林秀治	7月分	ガソリン代	18,565	100	地域振興対策についての意見交換等	甲１６７の４	926	×	
神林秀治	8月分	ガソリン代	7,826	100	県行政の総合的企画についての意見交換等	甲１６７の５	927	×	
神林秀治	9月分	ガソリン代	9,796	100	農林行政の災害対策についての意見交換等	甲１６７の６	928	×	
神林秀治	10月分	ガソリン代	8,612	100	県行政の総合的企画についての意見交換等	甲１６７の７	929	×	
神林秀治	11月分	ガソリン代	21,354	100	県民文化振興についての意見交換等	甲１６７の８	930	×	
神林秀治	12月分	ガソリン代	10,301	100	中小企業振興対策についての意見交換等	甲１６７の９	931	×	
神林秀治	1月分	ガソリン代	11,031	100	農山村の活性化対策についての意見交換等	甲１６７の１０	932	×	
神林秀治	2月分	ガソリン代	12,455	100	中義務教育の充実対策についての意見交換等	甲１６７の１１	933	×	
神林秀治	3月分	ガソリン代	11,549	100	高等教育の充実対策についての意見交換等	甲１６７の１２	934	×	
	計		160,626						
齋藤淳一郎	4月～3月	ガソリン代	68,071						
齋藤淳一郎	4月分	ガソリン代	12,773	100	県政経営行政等	甲１６８の１	935	×	
齋藤淳一郎	5月分	ガソリン代	31,096	100	生活保健福祉行政等	甲１６８の２	936	×	
齋藤淳一郎	6月分	ガソリン代	13,254	100	経済企業行政等	甲１６８の３	937	×	
齋藤淳一郎	7月分	ガソリン代	10,948	100	生活保健福祉行政等	甲１６８の４	938	×	
	計		68,071						
佐原吉大	4月～3月	ガソリン代	64,200						

別紙9－1
みんなのクラブ
調査研究費・交通費（ガソリン代）

佐原吉大	4月分	ガソリン代	19,356	100	子育て・児童福祉についての調査等	甲１６９の１	939	×
佐原吉大	5月分	ガソリン代	8,547	100	文教行政についての調査等	甲１６９の２	940	×
佐原吉大	6月分	ガソリン代	4,181	100	医療行政についての調査等	甲１６９の３	941	×
佐原吉大	7月分	ガソリン代	6,734	100	幼児教育の充実対策についての調査等	甲１６９の４	942	×
佐原吉大	8月分	ガソリン代	2,220	100	警察行政についての調査等	甲１６９の５	943	×
佐原吉大	9月分	ガソリン代	6,142	100	生活保健福祉行政全般についての調査等	甲１６９の６	944	×
佐原吉大	10月分	ガソリン代	2,738	100	医療行政についての調査等	甲１６９の７	945	×
佐原吉大	11月分	ガソリン代	1,665	100	農林環境行政についての調査等	甲１６９の８	946	×
佐原吉大	12月分	ガソリン代	555	100	生活保健福祉行政全般についての調査等	甲１６９の９	947	×
佐原吉大	1月分	ガソリン代	4,181	100	医療行政についての調査等	甲１６９の１０	948	×
佐原吉大	2月分	ガソリン代	4,847	100	廃棄物処理対策についての調査等	甲１６９の１１	949	×
佐原吉大	3月分	ガソリン代	3,034	100	男女共同参画行政についての調査等	甲１６９の１２	950	×
	計		64,200					
相馬政二	4月～3月	ガソリン代	245,396					
相馬政三	4月分	ガソリン代	23,632	100	農林水産業の振興対策等	甲１７０の１	951	×
相馬政二	5月分	ガソリン代	34,737	100	情報公開について等	甲１７０の２	952	×
相馬政二	6月分	ガソリン代	19,057	100	農産物の流通について等	甲１７０の３	953	×
相馬政二	7月分	ガソリン代	22,038	100	スポーツの振興対策について等	甲１７０の４	954	×
相馬政二	8月分	ガソリン代	22,770	100	地域振興対策について等	甲１７０の５	955	×
相馬政二	9月分	ガソリン代	11,561	100	スポーツの振興対策について等	甲１７０の６	956	×
相馬政二	10月分	ガソリン代	17,221	100	県行政の総合的企画について等	甲１７０の７	957	×
相馬政二	11月分	ガソリン代	25,652	100	道路の新設，改良及び管理等	甲１７０の８	958	×
相馬政二	12月分	ガソリン代	3,089	100	子育て・児童福祉について等	甲１７０の９	959	×
相馬政二	1月分	ガソリン代	29,090	100	農産物の流通・輸出振興等	甲１７０の１０	960	×
相馬政二	2月分	ガソリン代	25,137	100	交通事故対策について等	甲１７０の１１	961	×
相馬政二	3月分	ガソリン代	11,412	100	高等教育の充実対策について等	甲１７０の１２	962	×
	計		245,396					
早川佳子	4月～3月	ガソリン代	628,963					
早川佳子	4月分	ガソリン代	78,440	100	公共の安全と秩序の維持について等	甲１７１の１	963	×
早川佳子	5月分	ガソリン代	35,779	100	農山村の活性化対策について等	甲１７１の２	964	×
早川佳子	6月分	ガソリン代	41,588	100	農産物生産振興について等	甲１７１の３	965	×
早川佳子	7月分	ガソリン代	43,734	100	農産物振興について等	甲１７１の４	966	×
早川佳子	8月分	ガソリン代	52,651	100	高齢者対策について等	甲１７１の５	967	×
早川佳子	9月分	ガソリン代	52,725	100	観光の振興対策について等	甲１７１の６	968	×
早川佳子	10月分	ガソリン代	57,202	100	議会運営について等	甲１７１の７	969	×
早川佳子	11月分	ガソリン代	65,083	100	県民文化振興について等	甲１７１の８	970	×
早川佳子	12月分	ガソリン代	29,230	100	医療行政について等	甲１７１の９	971	×
早川佳子	1月分	ガソリン代	54,871	100	地域振興対策について等	甲１７１の１０	972	×
早川佳子	2月分	ガソリン代	55,648	100	都市計画事業について等	甲１７１の１１	973	×
早川佳子	3月分	ガソリン代	62,012	100	高等教育の充実対策について等	甲１７１の１２	974	×
	計		628,963					
増渕三津男	4月～3月	ガソリン代	704,924					

別紙9－1
みんなのクラブ
調査研究費・交通費（ガソリン代）

増渕三津男	4月分	ガソリン代	67,303	100	地域振興対策について等	甲１７２の１，２	975	×	
増渕三津男	5月分	ガソリン代	46,472	100	健康増進対策について等	甲１７２の３	976	×	
増渕三津男	6月分	ガソリン代	52,873	100	道路の新設改良管理について等	甲１７２の４，５	977	×	
増渕三津男	7月分	ガソリン代	71,336	100	道路の新設改良及び管理について等	甲１７２の６，７	978	×	
増渕三津男	8月分	ガソリン代	79,661	100	道路の新設改良及び管理について等	甲１７２の８，９	979	×	
増渕三津男	9月分	ガソリン代	50,135	100	高齢者対策について等	甲１７２の１０	980	×	
増渕三津男	10月分	ガソリン代	58,793	100	県行政の総合的企画等	甲１７２の１１，１２	981	×	
増渕三津男	11月分	ガソリン代	58,090	100	県行政の総合的企画等	甲１７２の１３，１４	982	×	
増渕三津男	12月分	ガソリン代	38,073	100	地域振興対策について等	甲１７２の１５，１６	983	×	
増渕三津男	1月分	ガソリン代	56,610	100	地域振興対策等	甲１７２の１７	984	×	
増渕三津男	2月分	ガソリン代	73,223	100	スポーツの振興対策について等	甲１７２の１８，１９	985	×	
増渕三津男	3月分	ガソリン代	52,355	100	畜産振興について等	甲１７２の２０，２１	986	×	
	計		704,924						
渡辺さちこ	4月～3月	ガソリン代	151,763						
渡辺さちこ	4月分	ガソリン代	10,286	100	くらしの安全安心対策について等	甲１７３の１	987	×	
渡辺さちこ	5月分	ガソリン代	8,177	100	くらしの安全安心対策について等	甲１７３の２	988	×	
渡辺さちこ	6月分	ガソリン代	6,216	100	自然環境の保全と活用について等	甲１７３の３	989	×	
渡辺さちこ	7月分	ガソリン代	15,947	100	くらしの安全安心対策について等	甲１７３の４	990	×	
渡辺さちこ	8月分	ガソリン代	8,325	100	義務教育の充実対策について等	甲１７３の５	991	×	
渡辺さちこ	9月分	ガソリン代	35,139	100	廃棄物処理対策について等	甲１７３の６	992	×	
渡辺さちこ	10月分	ガソリン代	17,797	100	県行政の総合的企画について等	甲１７３の７	993	×	
渡辺さちこ	11月分	ガソリン代	6,327	100	道路の新設，改良及び管理状況について等	甲１７３の８	994	×	
渡辺さちこ	12月分	ガソリン代	14,171	100	農産物生産振興について等	甲１７３の９	995	×	
渡辺さちこ	1月分	ガソリン代	17,464	100	消防防災対策について等	甲１７３の１０	996	×	
渡辺さちこ	2月分	ガソリン代	7,955	100	県広報について等	甲１７３の１１	997	×	
渡辺さちこ	3月分	ガソリン代	3,959	100	農産物生産振興について等	甲１７３の１２	998	×	
	計		151,763						

認容額合計　0

別紙９－２
みんなのクラブ
調査研究費・交通費（電車・高速代）

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
角田まさのぶ	4.2	高速代	2,800	100	雇用の促進と人材育成対策について	甲１６６の１	911	×	
角田まさのぶ	4.4	電車代	1,720	100	商店街の活性化，街づくりについて	甲１６６の１，丙Ｂ２７	911	×	
角田まさのぶ	4.20～21	高速代	16,700	100	災害対策について	甲１６６の１	911	×	
角田まさのぶ	5.11	電車代	2,040	100	観光の振興対策について	甲１６６の２，丙Ｂ２８	912	×	
角田まさのぶ	6.18	高速代	900	100	行政改革について	甲１６６の３，丙Ｂ１０の１	913	×	
角田まさのぶ	6.27	高速代	3,700	100	観光の振興対策について	甲１６６の３，丙Ｂ１０の１	913	×	
角田まさのぶ	7.13	高速代	900	100	いじめ・不登校対策について	甲１６６の４，丙Ｂ１０の２	914	×	
角田まさのぶ	8.20	高速代	900	100	行財政事業について	甲１６６の５	915	×	
角田まさのぶ	8.27	高速代	900	100	行財政事業について	甲１６６の５	915	×	
角田まさのぶ	9.6	高速代	900	100	行財政事業について	甲１６６の６	916	×	
角田まさのぶ	9.20	高速代	900	100	県財政の総合的企画について	甲１６６の６	916	×	
角田まさのぶ	10.30	高速代	3,700	100	除染対策について	甲１６６の７	917	×	
	計		36,060						
佐原吉大	4.3	高速代	6,700	100	医療行政についての調査	甲１６９の１	939	×	
佐原吉大	5.3	電車代	9,520	100	観光振興対策についての調査（屋久島視察）	甲１６９の２，丙Ｂ１１	940	×	
佐原吉大	5.19	高速代	2,300	100	観光振興対策についての調査	甲１６９の２	940	×	
佐原吉大	5.20	電車代	6,140	100	観光振興対策についての調査	甲１６９の２，丙Ｂ２９	940	×	
佐原吉大	5.24	電車代	9,780	100	観光振興対策についての調査	甲１６９の２，丙Ｂ３０	940	×	
佐原吉大	6.22	電車代	9,120	100	観光振興対策についての調査	甲１６９の３，丙Ｂ１２	941	×	
	計		43,560						
相馬政二	24.5.11	電車代	460	100	観光の振興対策について	甲１７０の２，丙Ｂ３１	952	×	
早川佳子	4.17	電車代	320	100	子育て・児童福祉について	甲１７１の１，丙Ｂ３２の１，２	963	×	
早川佳子	5.12	電車代	1,890	100	会計制度について等	甲１７１の２	964	×	
早川佳子	5.24	電車代	860	100	産業基盤の整備と企業の立地促進について	甲１７１の２，丙Ｂ３３	964	×	
早川佳子	8.6	電車代	1,920	100	幼児教育の充実対策について等	甲１７１の５，丙Ｂ３４	967	×	
早川佳子	11.21	電車代	380	100	生活保健福祉行政の災害対策について	甲１７１の８，丙Ｂ３５	970	×	
早川佳子	11.22	電車代	970	100	医療行政について	甲１７１の８，丙Ｂ３５	970	×	
早川佳子	2.9	電車代	1,070	100	障害者福祉について	甲１７１の１１，丙Ｂ３６	973	×	
早川佳子	2.10	電車代	350	100	障害者福祉について	甲１７１の１１，丙Ｂ３６	973	×	
	計		7,760						
								認容額合計	0

別紙９－３
みんなのクラブ
調査研究費・視察関係（交通費等）

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（％）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
相馬憲一	4月～3月		897,816						
相馬憲一	6.13	航空運賃	228,700	100	平成２４年６月２５日から同月２９日までの香港視察（農産物の流通・輸出振興，観光の振興，中小企業の振興対策について）	甲１５６の１	881	×	
相馬憲一	5.15	航空券，ホテル宿泊代	189,900	100	平成２４年５月６日から同月１０日までの韓国視察（農産物の流通・輸出対策について）	甲１５６の２，４	882	×	
相馬憲一	５月上旬	ホテル宿泊費	5,700	100	平成２４年５月６日から同月１０日までの韓国視察（農産物の流通・輸出対策について）	甲１５６の３	883	×	
相馬憲一	10.19	航空運賃	201,090	100	平成２４年８月１６日から同月１９日までの香港視察（農産物の流通・輸出振興について）	甲１５６の５	884	×	
相馬憲一	8.16	宿泊費	5,600	100	平成２４年８月１６日から同月１９日までの香港視察（農産物の流通・輸出振興について）	甲１５６の６，７	885	×	
相馬憲一	8.17	参加負担金	2,028	50	平成２４年８月１６日から同月１９日までの香港視察（農産物の流通・輸出振興について）	甲１５６の８	886	×	
相馬憲一	10.19	宿泊費	40,000	100	平成２４年８月１６日から同月１９日までの香港視察（農産物の流通・輸出振興について）	甲１５６の９，１０	887	×	
相馬憲一	10.19	航空運賃	190,190	100	平成２４年７月２２日から同月２６日までの中国視察（農産物の流通・輸出振興，バイオマス・自然エネルギーについて）	甲１５６の１１，１２	888	×	
相馬憲一	7.24	宿泊費	9,809	100	平成２４年７月２２日から同月２６日までの中国視察（農産物の流通・輸出振興，バイオマス・自然エネルギーについて）	甲１５６の１３，１４	889	×	
相馬憲一	7.25	宿泊費	13,357	100	平成２４年７月２２日から同月２６日までの中国視察（農産物の流通・輸出振興，バイオマス・自然エネルギーについて）	甲１５６の１５，１６	890	×	
相馬憲一	6.29	通訳、車両借り上げ、フェリー料金分担金	11,442	100	平成２４年６月２６日から同月２９日までの香港視察（農産物の流通・輸出振興，観光の振興，中小企業の振興対策について）	甲１５６の１７～２２	891	×	
	計		897,816						
鶴貝大祐	6.18	旅費、宿泊費、通約料	248,852	100	平成２４年６月２２日から同月２９日までの香港視察（農産物の流通・輸出振興，観光の振興，中小企業の振興対策について）	甲１５６の２３	892	×	
鶴貝大祐	**6.29**	**通訳、車両借り上げ、フェリー料金分担金**					893 894 895		
齋藤淳一郎	6.29	通訳、車両借り上げ、フェリー料金分担金	11,442	100	平成２４年６月２２日から同月２９日までの香港視察	甲１５８の１～６	896	×	
齋藤淳一郎	6.15	航空運賃、宿泊費等	306,990	100	平成２４年６月２２日から同月２９日までの香港，中国広東省，マカオ視察	甲１５８の７，８	897	×	
神林秀治	6.29	通訳、車両借り上げ、フェリー料金分担金	11,442	100	平成２４年６月２２日から同月２９日までの香港視察（海外展開している県内企業への支援）	甲１５９の１	898	×	
神林秀治	6.18	航空運賃、宿泊費等	228,370	100	平成２４年６月２６日から同月２９日までの香港，中国広東省，マカオ視察（海外展開している県内企業への支援）	甲１５９の２	898	×	

別紙9－3
みんなのクラブ
調査研究費・視察関係（交通費等）

角田まさのぶ	6.15	航空運賃、宿泊費等	209,360	100	平成２４年６月２２日から同月２５日までの香港視察（外国人観光客の本県への誘致について等）	甲１６０，丙Ｂ２６	899	×	
渡辺さちこ	6.18	航空運賃、宿泊費等	207,120	100	平成２４年６月２２日から同月２５日までの香港視察（外国人観光客の本県への誘致について等）	甲１６１の１	900	×	
早川佳子	6.18	航空運賃、宿泊費等	209,360	100	平成２４年６月２２日から同月２５日までの香港視察（観光の振興対策について等）	甲１６３の１，２	904	×	
佐原吉大	6.22	宿泊費	39,000	100	平成２４年６月２２日及び同月２４日までの香港視察（観光振興対策事業調査）	甲１６２の１	901	×	
佐原吉大	6.13	航空賃	182,790	100	平成２４年６月２２日及び同月２４日までの香港視察（観光振興対策事業調査）	甲１６２の２	902	×	
	計		1,654,726						
早川佳子	4.10	宿泊代	7,700	100	仙台視察（交通事故対策について等）	甲１６３の３	905	×	
早川佳子	9.1	宿泊代	27,600	100	群馬視察（観光の振興対策について）	甲１６３の４	906	×	
早川佳子	9.2	高速代	950	100	群馬視察（観光の振興対策について）	甲１６３の５	907	×	
早川佳子	9.5	宿泊代	12,900	100	平成２４年９月６日及び同月７日の東京での政務調査（除染対策について，家庭学習の充実対策について）	甲１６３の７	909	×	
	計		49,150						
佐原吉大	5.3	飛行機代	97,540	100	観光の振興対策調査のための現地視察	甲１６２の３	903	×	
増渕三津男	5.23	食卓料	3,000	100	県行政の総合的企画について（議員会館宿泊）	甲１６４	910	×	
								認容額合計	0

別紙９－４
みんなのクラブ
調査研究費・事務所費等

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	事務所使用実績割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
相馬憲一	4.10	駐車場代	15,000	50	60.2	４月分事務所駐車場代	甲１５３－１，丙Ｂ４の１	808	×	
相馬憲一	5.10	駐車場代	15,000	50	63	５月分事務所駐車場代	甲１５３－２，丙Ｂ４の２	809	×	
相馬憲一	6.8	駐車場代	15,000	50	64	６月分事務所駐車場代	甲１５３－３，丙Ｂ４の３	810	×	
相馬憲一	7.10	駐車場代	15,000	50	51	７月分事務所駐車場代	甲１５３－４，丙Ｂ４の４	811	×	
相馬憲一	8.10	駐車場代	15,000	50	58	８月分事務所駐車場代	甲１５３－５，丙Ｂ４の５	812	×	
相馬憲一	9.10	駐車場代	15,000	50	51	９月分事務所駐車場代	甲１５３－６，丙Ｂ４の６	813	×	
相馬憲一	10.10	駐車場代	15,000	50	50	１０月分事務所駐車場代	甲１５３－７，丙Ｂ４の７	814	×	
相馬憲一	11.9	駐車場代	15,000	50	50.9	１１月分事務所駐車場代	甲１５３－８，丙Ｂ４の８	815	×	
相馬憲一	4.23	駐車場代	3,228	50	60.2	４月分那須塩原駅駐車場代	甲１５３－９，丙Ｂ４の１	816	×	
相馬憲一	5.22	駐車場代	3,228	50	63	５月分那須塩原駅駐車場代	甲１５３－１０，丙Ｂ４の２	817	×	
相馬憲一	6.22	駐車場代	3,228	50	64	６月分那須塩原駅駐車場代	甲１５３－１１，丙Ｂ４の３	818	×	
相馬憲一	7.23	駐車場代	3,228	50	51	７月分那須塩原駅駐車場代	甲１５３－１２，丙Ｂ４の４	819	×	
相馬憲一	8.22	駐車場代	3,228	50	58	８月分那須塩原駅駐車場代	甲１５３－１３，丙Ｂ４の５	820	×	
相馬憲一	9.24	駐車場代	3,228	50	51	９月分那須塩原駅駐車場代	甲１５３－１４，丙Ｂ４の６	821	×	
相馬憲一	10.22	駐車場代	3,228	50	50	１０月分那須塩原駅駐車場代	甲１５３－１５，丙Ｂ４の７	822	×	
相馬憲一	11.22	駐車場代	3,228	50	50.9	１１月分那須塩原駅駐車場代	甲１５３－１６，丙Ｂ４の８	823	×	
	計		145,824							
中川幹雄	4月～３月		408,000							
中川幹雄	4.11	家賃	34,000	50	—	４月分事務所賃料	甲１５４の１	824	×	
中川幹雄	5.17	家賃	34,000	50	—	５月分事務所賃料	甲１５４の２	825	×	
中川幹雄	7.5	家賃	34,000	50	—	６月分事務所賃料	甲１５４の３	826	×	
中川幹雄	7.1	家賃	34,000	50	—	７月分事務所賃料	甲１５４の４	827	×	
中川幹雄	8.1	家賃	34,000	50	—	８月分事務所賃料	甲１５４の５	828	×	
中川幹雄	9.18	家賃	34,000	50	—	９月分事務所賃料	甲１５４の６	829	×	
中川幹雄	10.17	家賃	34,000	50	—	１０月分事務所賃料	甲１５４の７	830	×	
中川幹雄	11.9	家賃	34,000	50	—	１１月分事務所賃料	甲１５４の８	831	×	
中川幹雄	12.11	家賃	34,000	50	—	１２月分事務所賃料	甲１５４の９	832	×	
中川幹雄	1.1	家賃	34,000	50	—	１月分事務所賃料	甲１５４の１０	833	×	
中川幹雄	2.13	家賃	34,000	50	—	２月分事務所賃料	甲１５４の１１	834	×	
中川幹雄	3.19	家賃	34,000	50	—	３月分事務所賃料	甲１５４の１２	835		
	計		408,000							
中川幹雄	5月～３月	電気代	56,599							
中川幹雄	5.7	電気代	4,866	50	—	４月分電気代	甲１５４の１３	836	×	
中川幹雄	5.24	電気代	4,150	50	—	５月分電気代	甲１５４の１４	837	×	
中川幹雄	6.22	電気代	3,193	50	—	６月分電気代	甲１５４の１５	838	×	
中川幹雄	7.24	電気代	3,317	50	—	７月分電気代	甲１５４の１６	839	×	
中川幹雄	8.23	電気代	4,092	50	—	８月分電気代	甲１５４の１７	840	×	
中川幹雄	9.24	電気代	4,399	50	—	９月分電気代	甲１５４の１８	841	×	
中川幹雄	10.24	電気代	3,846	50	—	１０月分電気代	甲１５４の１９	842	×	
中川幹雄	11.22	電気代	3,935	50	—	１１月分電気代	甲１５４の２０	843	×	
中川幹雄	1.8	電気代	5,905	50	—	１２月分電気代	甲１５４の２１	844	×	

中川幹雄	2.5	電気代	5,473	50	—	1月分電気代	甲１５４の２２	845	×	
中川幹雄	2.22	電気代	6,640	50	—	2月分電気代	甲１５４の２３	846	×	
中川幹雄	4.4	電気代	6,783	50	—	3月分電気代	甲１５４の２４	847	×	
	計		56,599							
早川佳子	5月～3月	家賃	227,250							
早川佳子	5.1	家賃	21,600	48	48	5月分事務所賃料	甲１５５の１	848	×	
早川佳子	5.30	家賃	21,600	48	48	6月分事務所賃料	甲１５５の２（★按分率不明）	848	×	
早川佳子	6.28	家賃	21,600	48	42	7月分事務所賃料	甲１５５の３	849	×	2700
早川佳子	8.23	家賃	17,550	39	39	8月分事務所賃料	甲１５５の４，５	850	×	
早川佳子	9.6	家賃	22,050	49	49	9月分事務所賃料	甲１５５の６	851	×	
早川佳子	9.24	家賃	22,050	49	46	１０月分事務所賃料	甲１５５の７	852	×	1350
早川佳子	10.30	家賃	20,700	46	48	１１月分事務所賃料	甲１５５の８	853	×	
早川佳子	12.17	家賃	18,900	42	42	１２月分事務所賃料	甲１５５の９，１	854	×	
早川佳子	1.15	家賃	19,350	43	43	1月分事務所賃料	甲１５５の１１	855	×	
早川佳子	2.20	家賃	20,250	45	45	2月分事務所賃料	甲１５５の１２，	856	×	
早川佳子	3.29	家賃	21,600	48	48	3月分事務所賃料	甲１５５の１４	857	×	
	計		227,250							
早川佳子	5月～3月	電気代	7,448							
早川佳子	7.6	電気代	1,195	42	48	5月分電気代	甲１５５の１５	858	×	
早川佳子	7.6	電気代	1,011	42	48	6月分電気代	甲１５５の１６	859	×	
早川佳子	7.11	電気代	880	42	42	7月分電気代	甲１５５の１７	860	×	
早川佳子	11.14	電気代	966	48	48	１１月分電気代	甲１５５の１８	861	×	
早川佳子	12.26	電気代	772	42	42	１２月分電気代	甲１５５の１９	862	×	
早川佳子	1.12	電気代	898	43	43	1月分電気代	甲１５５の２０	863	×	
早川佳子	2.4	電気代	865	45	45	2月分電気代	甲１５５の２１	864	×	
早川佳子	3.25	電気代	861	48	48	3月分電気代	甲１５５の２２	865	×	
	計		7,448							
早川佳子	4月～2月		3,499							
早川佳子	6.18	ガス代	440	48	48	4月分ガス代	甲１５５の２３	866	×	
早川佳子	5.19	ガス代	440	48	48	5月分ガス代	甲１５５の２４	867	×	
早川佳子	7.11	ガス代	264	42	48	6月分ガス代	甲１５５の２５	868	×	
早川佳子	7.3	ガス代	317	42	42	7月分ガス代	甲１５５の２６	869	×	
早川佳子	9.23	ガス代	370	49	49	9月分ガス代	甲１５５の２７	870	×	
早川佳子	10.29	ガス代	347	46	46	１０月分ガス代	甲１５５の２８	871	×	
早川佳子	12.26	ガス代	317	42	48	１１月分ガス代	甲１５５の２９	872	×	
早川佳子	12.26	ガス代	317	42	42	１２月分ガス代	甲１５５の３０	873	×	
早川佳子	1.29	ガス代	325	43	43	1月分ガス代	甲１５５の３１	874	×	
早川佳子	3.11	ガス代	362	48	45	2月分ガス代	甲１５５の３２	875	一部○	22
	計		3,499							
早川佳子	4月～1月		7,979							
早川佳子	5.19	水道・下水道代	1,665	48	48	4，5月分水道・下水道代	甲１５５の３３	876	×	

別紙9－4
みんなのクラブ
調査研究費・事務所費等

早川佳子	7.3	水道・下水道代	1,457	42	45	6，7月分水道・下水道代	甲１５５の３４	877	×	
早川佳子	9.23	水道・下水道代	1,700	49	43	8，9月分水道・下水道代	甲１５５の３５	878	一部○	208
早川佳子	11.26	水道・下水道代	1,665	48	47	１０，１１月分水道・下水道代	甲１５５の３６	879	一部○	34
早川佳子	1.29	水道・下水道代	1,492	43	43	１２，１月分水道・下水道代	甲１５５の３７	880	×	
	計		7,979							
									認容額合計	4,314

別紙９－５
みんなのクラブ
調査研究費・会費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（％）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
増渕三津男	4.10	会費	2,000	100	道路の新設，改良について	甲１７４の１	999	×	
増渕三津男	5.3	会費	3,000	100	芦野石振興会総会会費 中小企業の振興対策について	甲１７４の２	1000	×	
増渕三津男	12.2	参加費	5,000	100	台湾トップセールス成果報告会 観光の振興対策について	甲１７４の３	1001	×	
増渕三津男	1.11	会費	4,000	100	平成２５年那須町新春懇談会 地域振興対策について	甲１７４の４，丙Ｂ１３	1002	×	
増渕三津男	1.17	参加費	5,000	100	建設業の活性化対策についての懇談会	甲１７４の５	1003	×	
								認容額合計	0

別紙９－６
みんなのクラブ
会議費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
増渕三津男	6.26	会場費	70,000	100	地域振興対策意見交換会	甲１７９，丙Ｂ１６	1072	×	
中川幹雄	6.9	会場費	21,000	100	県総合企画会議	甲１７８の１	1070	×	
相馬憲一	6.14	会費	5,000	100	農水産等進行対策調査等	甲１７７	1069	返還済み	
みんなのクラブ齋藤淳一郎	5.23	郵送費	13,000	100	「タウンミーティング矢板」開催通知郵送	甲１８０の１	1073	×	
みんなのクラブ齋藤淳一郎	6.16	食糧費	14,280	100	「タウンミーティング矢板」開催時，飲み物１２０本	甲１８０の２	1074	×	
みんなのクラブ齋藤淳一郎	6.13	チラシ印刷、織込み料	89,460	100	「タウンミーティング矢板」関連チラシ（6/16矢板イースタンホテル）	甲１８０の３，４	1075	×	
みんなのクラブ齋藤淳一郎	6.11	郵送費	2,160	100	「タウンミーティング矢板」チラシ郵送切手	甲１８０の５	1077	×	
みんなのクラブ齋藤淳一郎	6.18	会場費	94,500	100	「タウンミーティング矢板」会場費（矢板イースタンホテル）	甲１８０の６	1078	×	
みんなのクラブ齋藤淳一郎	11.30	チラシ印刷代	26,250	100	「タウンミーティング矢板」関連チラシ（11/30矢板イースタンホテル）	甲１８０の７	1079	×	
みんなのクラブ齋藤淳一郎	12.1	会場費	99,750	100	「タウンミーティング矢板」会場費（矢板イースタンホテル）	甲１８０の８	1080	×	
みんなのクラブ齋藤淳一郎	2.25	用紙代	35,445	100	「タウンミーティング矢板」（みんなで考える指定廃棄物最終処理場問題）チラシ作成用紙代	甲１８０の９	1081	×	
みんなのクラブ齋藤淳一郎	2.25～27	新聞織込み料	42,151	100	「タウンミーティング矢板」（みんなで考える指定廃棄物最終処理場問題）チラシ新聞織り込み料金	甲１８０の１０，１１，１２	1082	×	
みんなのクラブ齋藤淳一郎	2.25	会場代	307,500	100	県政報告会会場費及びペットボトルのお茶代	甲１８１の１，２	1084	×	
みんなのクラブ齋藤淳一郎	3.4	会場費等	103,950	100	「タウンミーティング矢板」（みんなで考える指定廃棄物最終処理場問題）3/2開催時会場費等	甲１８０の１３	1083	×	
								認容額合計	0

別紙９－７
みんなのクラブ
資料購入費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
中川幹雄	2.19	書籍	4,125	100	①マンションみんなの地震防災，②巨大地震から子どもを守る50の方法，③震度7から家族を守る家	甲１８２	1085	×	
佐原吉大	4.24	書籍	7,350	100	①よくわかる卒論の書き方，②地域からのエコツーリズム，③観光ビジネスモデル	甲１８３	1086	×	
渡辺さちこ	5.28	職員録	1,260	100	県職員録代２冊	甲１８４の１	1087	×	
渡辺さちこ	6.19	書籍	1,260	100	地球の歩き方・香港	甲１８４の２，丙Ｂ３７	1088	×	
渡辺さちこ	7.9	書籍	1,575	100	首長パンチー最年少首長市長ＧＡＢＢＡ奮戦記	甲１８４の３，丙Ｂ３８	1089	○	1,575
渡辺さちこ	1.12	書籍	1,680	100	職業としての政治　職業としての学問	甲１８４の４，丙Ｂ３９	1090	×	
渡辺さちこ	2.8	書籍	1,300	100	栃木発「待ったなし」在宅緩和医療	甲１８４の５	1091	×	
相馬政二	4.9	書籍	8,295	100	総解説ファシリティマネジメント２冊	甲１８５の１，２	1092	×	
相馬政二	4.25	書籍	3,360	100	環境ハンドブック	甲１８５の３，４	1093	×	
相馬政二	5.28	職員録	1,260	100	県職員録代２冊	甲１８５の５	1094	×	
相馬政二	7.3	書籍	1,800	100	英語で発信栃木の歴史	甲１８５の６	1095	×	
相馬政二	7.25	書籍	1,890	100	ポケット六法	甲１８５の７	1096	×	
相馬政二	11.2	書籍	23,888	100	日刊建設新聞栃木版（３ヶ月分）	甲１８５の８，９	1097	×	
相馬政二	3.4	書籍	3,450	100	週刊東洋経済　1/28，2/4，2/12，2/18，2/25	甲１８５の１０	1098	×	
齋藤淳一郎	5.1	書籍	12,000	100	雑誌「選択」24年４月～25年３月年間購読料（経済，国際，政治に渡る月刊情報誌）	甲１８６の１，丙Ｂ１８	1099	×	
齋藤淳一郎	5.1	新聞	47,250	100	新聞代半年分	甲１８６の２	1100	×	
齋藤淳一郎	5.28	職員録	1,890	100	県職員録代３冊	甲１８６の３	1101	×	
齋藤淳一郎	11.29	書籍	4,600	100	矢板市の白地図セット版（２組）	甲１８６の４	1102	×	
神林秀治	10.2	書籍	2,100	100	ワークシフト―孤独と貧困から自由になる働き方の未来―	甲１８７の１	1103	×	
神林秀治	10.14	書籍	1,890	100	ヒトはなぜ先延ばしにしてしまうのか	甲１８７の２，丙Ｂ４０	1104	×	
神林秀治	10.26	書籍	3,150	100	傷ついたあなたへ1.2	甲１８７の３，丙Ｂ４１の１，２	1105	×	
神林秀治	11.28	書籍	1,680	100	サーバント・リーダー：「権力」ではない。「権威」を求めよ	甲１８７の４，丙Ｂ４２	1106	×	
神林秀治	11.29	書籍	2,415	100	世界しあわせ紀行	甲１８７の５	1107	返還済み	
神林秀治	4.11	書籍	1,500	100	現代思想2011年12月号	甲１８７の６	1108	×	
神林秀治	5.15	書籍	9,505	100	①平等と効率の福祉革命，②アイデンティティと暴力，③置かれた場所で咲きなさい，④国際協力の課題と展望	甲１８７の７，丙Ｂ４３	1109	×	
神林秀治	5.28	職員録	1,890	100	県職員録代３冊	甲１８７の８	1110	返還済み	
神林秀治	8.5	書籍	1,554	100	①日本はスウェーデンになるべきか，②少子社会日本－もうひとつの格差のゆくえ	甲１８７の９	1111	×	
神林秀治	8.14	書籍	1,785	100	世界が土曜の夜の夢ならヤンキーと精神分析	甲１８７－１０	1112	返還済み	
神林秀治	8.21	書籍	1,659	100	プラグマティズムの作法	甲１８７の１１，丙Ｂ４４	1113	×	
神林秀治	9.11	書籍	12,285	100	ゼンリン地図	甲１８７の１２	1114	×	

別紙9－7
みんなのクラブ
資料購入費

みんなのクラブ	4.11	書籍	1,470	100	①内部被曝の真実，②地域再生の経済学	甲１８８の１	1115	×	
みんなのクラブ	5.2	書籍	2,934	100	①地球の歩き方香港，②ＪＴＢ時刻表	甲１８８の２	1116	×	
みんなのクラブ	5.3	書籍	3,675	100	①最新よくわかる介護保険，②介護保険改正はやわかり，③ＴＰＰ入門	甲１８８の３	1117	×	
みんなのクラブ	5.6	書籍	11,550	100	塩谷町住宅地図	甲１８８の４	1118	×	
みんなのクラブ	不明	書籍	840	100	文芸春秋２４年６月号	甲１８８の５	1119	×	
みんなのクラブ	不明	書籍	16,800	100	矢板市住宅地図	甲１８８の６	1120	×	
みんなのクラブ	不明	書籍	1,640	100	①地方自治職員研修，②文藝春秋24年7月号	甲１８８の７	1121	×	
みんなのクラブ	7.3	書籍	1,155	100	救国の八策（治安・防衛・外交・経済政策等）	甲１８８の８，丙Ｂ４５	1122	×	
みんなのクラブ	7.30	書籍	1,260	100	弁護士ナビとちぎ	甲１８８の９，丙Ｂ４６	1123	×	
みんなのクラブ	8.3	書籍	1,449	100	世界憲法集	甲１８８の１０，丙Ｂ４７	1124	×	
みんなのクラブ	9.18	書籍	2,100	100	税と社会保障の抜本改革	甲１８８の１１	1125	×	
みんなのクラブ	10.16	書籍	47,250	100	新聞代平成２４年１０月から平成２５年３月まで	甲１８８の１２	1126	×	
みんなのクラブ	1.25	書籍	20,719	100	①自治六法，②日本の医療制度，③日本の財政，④行政・福祉業界，⑤医療業界，⑥都市防災学，⑦観光振興と魅力あるまちづくり，⑧都市計画まちづくり	甲１８８の１３	1127	×	
みんなのクラブ	1.25	書籍	14,343	100	①模範六法，②国会事故調報告書，③原発ゼロ社会へ，④アメリカは日本経済の復活を知っている，⑤戦後史の正体，⑥戦後日本外交	甲１８８の１４，丙Ｂ４８の１～６	1128	×	
みんなのクラブ	1.27	書籍	777	100	総理の器量（歴代総理大臣の政権の運営・外交等）	甲１８８の１５，丙Ｂ４９	1129	×	
みんなのクラブ	2.9	書籍	1,680	100	アメリカは日本経済の復活を知っている	甲１８８の１６	1130	×	
								認容額合計	1,575

別紙９－８
みんなのクラブ
広報費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	印刷物等に占める政務活動関連内容割合（%）	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
相馬憲一	4.4	制作費	250,000	50	後援会だより作成費	５０以上	甲１８９の１，丙Ｂ５０	1131	×	
相馬憲一	4.5	制作費	65,000	50	後援会だより作成費残残代金	５０以上	甲１８９の２，丙Ｂ５０	1132	×	
相馬憲一	8.23	制作費	94,132	50	「みんなのクラブ」号外制作費	５０以上	甲１８９の３，丙Ｂ５１の１，２	1133	×	
早川佳子	4.6	広報紙送料	7,200	45	県政活動広報誌送料	提出なし	甲１９０の１	1134	×	
早川佳子	4.6	広報紙送料	6,120	45	県政活動広報誌送料	提出なし	甲１９０の２	1135	×	
早川佳子	4.9	広報紙送料	720	45	県政活動広報誌送料	提出なし	甲１９０の３	1136	×	
早川佳子	4.9	広報紙送料	7,200	45	県政活動広報誌送料	提出なし	甲１９０の４	1137	×	
早川佳子	4.11	広報紙送料	7,200	45	県政活動広報誌送料	提出なし	甲１９０の５	1138	×	
みんなのクラブ 齋藤淳一郎	5.29	印刷折込料	45,990	50	チラシＢ4号（「号外　みんなの党」）折込料	５０以上	甲１９１の１，２，丙Ｂ１９の１	1139	×	
みんなのクラブ 齋藤淳一郎	8.21	印刷折込料	57,120	50	チラシＢ4みんなのクラブ通信折込料	５０以上	甲１９１の３，４，丙Ｂ１９の２	1140	×	
みんなのクラブ 齋藤淳一郎	9.7	印刷代	71,400	50	号外・矢板市の道路整備Ａ3印刷代	５０以上	甲１９１の５，６，丙Ｂ１９の３	1141	×	
みんなのクラブ 齋藤淳一郎	9.11	印刷折込料	27,258	50	号外・矢板市の道路整備Ａ3折込料	５０以上	甲１９１の７，８，丙Ｂ１９の３	1142	×	
みんなのクラブ 齋藤淳一郎	9.18	印刷折込料	65,992	50	チラシＢ4みんなのクラブ通信折込料	５０以上	甲１９１の９，１０，丙Ｂ１９の４	1143	×	
みんなのクラブ 齋藤淳一郎	12.29	印刷代	11,340	50	みんなのクラブ通信補正印刷	５０以上	甲１９１の１１，１２，丙Ｂ２０	1144	×	
増渕三津男	6.5	ホームページ更新料	25,000	50	ホームページ更新費用	５０以上	甲１９２，丙Ｂ２１	1145	×	
相馬政二	6.4	郵送料	4,983	39.3	広報資料送料	提出なし	甲１９３の１	1146	×	
相馬政二	7.25	郵送料	382	28.16	資料郵送費	提出なし	甲１９３の２	1147	×	
相馬政二	8.9	郵送料	7,308	37.68	広報資料郵送	提出なし	甲１９３の３	1148	×	
相馬政二	10.15	郵送料	4,312	30.8	広報はがき郵送料	提出なし	甲１９３の４	1149	×	
相馬政二	10.20	郵送料	3,080	30.8	広報はがき	提出なし	甲１９３の５	1150	×	
相馬政二	1.28	DVDダビング費	10,187	48.51	県政に対する提言などの広報活動用の貸出ＤＶＤダビング代	提出なし	甲１９３の８，９	1152	×	
相馬政二	2.19	DVDダビング費	7,362	35.06	県政に対する提言などの広報活動用の貸出ＤＶＤダビング代	３５．０６以上	甲１９３の６，７，丙Ｂ３	1151	×	
鶴貝大祐	7.25	作成費	199,100	50	「みんなのクラブ」通信作成費	５０以上	甲１９４の１，丙Ｂ５２の１，２	1153	×	
鶴貝大祐	8.31	ポスティング費	40,000	50	通信4000部ポスティング委託料	提出なし	甲１９４の２	1154	×	
鶴貝大祐	9.3	ポスティング費	40,000	50	通信4000部ポスティング委託料	提出なし	甲１９４の３	1155	×	
鶴貝大祐	10.31	ポスティング費	100,000	50	通信10000部ポスティング委託料	提出なし	甲１９４の４	1156	×	
鶴貝大祐	11.30	ポスティング費	100,000	50	通信10000部ポスティング委託料	提出なし	甲１９４の５	1157	×	
渡辺さちこ	2.18	送料	37,216	35	メール便1326便送料	３５以上	甲１９５の１，丙Ｂ５３	1158	×	
渡辺さちこ	2.22	送料	216	40	メール便3便送料	４０以上	甲１９５の２，丙Ｂ５３	1159	×	
渡辺さちこ	3.5	ポステング代	3,360	40	資料ポスティング代	４０以上	甲１９５の３，丙Ｂ５３	1160	×	
渡辺さちこ	3.25	印刷代	2,100	40	チラシ作成代	４０以上	甲１９５の４，丙Ｂ５３	1161	×	
渡辺さちこ	3.31	会報紙代	12,000	40	チラシ広報代	４０以上	甲１９５の５，丙Ｂ５３	1162	×	
角田まさのぶ	3.30	葉書・印刷代	52,500		県政報告案内			1163	返還あり	

認容額合計　0

別紙9－9
みんなのクラブ
事務費

別紙９－９
みんなのクラブ
事務費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
中川幹雄	4.4	印刷機リース料	5,544	50	印刷機リース料４月分	甲１９７の１	1164	×	
中川幹雄	4.18	印刷機リース料	8,925	50	印刷機リース料４月分	甲１９７の２	1165	×	
中川幹雄	5.7	印刷機リース料	8,662	50	印刷機リース料5月分	甲１９７の３	1166	×	
中川幹雄	6.7	印刷機リース料	8,662	50	印刷機リース料6月分	甲１９７の４	1167	×	
中川幹雄	7.9	印刷機リース料	8,662	50	印刷機リース料7月分	甲１９７の５	1168	×	
中川幹雄	8.7	印刷機リース料	8,662	50	印刷機リース料8月分	甲１９７の６	1169	×	
中川幹雄	9.7	印刷機リース料	8,662	50	印刷機リース料9月分	甲１９７の７	1170	×	
中川幹雄	10.9	印刷機リース料	8,662	50	印刷機リース料10月分	甲１９７の８	1171	×	
中川幹雄	11.7	印刷機リース料	8,662	50	印刷機リース料11月分	甲１９７の９	1172	×	
中川幹雄	12.7	印刷機リース料	8,662	50	印刷機リース料12月分	甲１９７の１０	1173	×	
中川幹雄	1.7	印刷機リース料	8,662	50	印刷機リース料1月分	甲１９７の１１	1174	×	
中川幹雄	2.7	印刷機リース料	8,662	50	印刷機リース料2月分	甲１９７の１２	1175	×	
中川幹雄	3.7	印刷機リース料	8,662	50	印刷機リース料3月分	甲１９７の１３	1176	×	
相馬憲一	4.25	電話料	3,999	50	電話料４月分	甲１９７の１４，１５	1177	×	
相馬憲一	5.25	電話料	4,056	50	電話料5月分	甲１９８の１	1178	○	4,056
相馬憲一	6.25	電話料	4,006	50	電話料6月分	甲１９８の２，丙Ｂ５４の１	1179	×	
相馬憲一	7.25	電話料	4,087	50	電話料7月分	甲１９８の３，丙Ｂ５４の２	1180	×	
相馬憲一	8.27	電話料	4,036	50	電話料8月分	甲１９８の４，丙Ｂ５４の３	1181	×	
相馬憲一	9.25	電話料	4,024	50	電話料9月分	甲１９８の５，丙Ｂ５４の５	1182	×	
相馬憲一	10.25	電話料	4,002	50	電話料10月分	甲１９８の６，丙Ｂ５４の５	1183	×	
相馬憲一	11.26	電話料	4,038	50	電話料11月分	甲１９８の７	1184	○	4,038
角田まさのぶ	12.18	封筒印刷代	48,005	50	封筒印刷代	甲１９９の１	1185	×	
角田まさのぶ	1.8、22	郵送料	16,250	50	はがき代	甲１９９の２	1186	×	
角田まさのぶ	1.17	パソコン代	85,000	50	パソコン代	甲１９９の３	1187	×	
みんなのクラブ	1.28	封筒代	110,000	50	封筒長３，1万枚	甲２００の１	1188	×	
みんなのクラブ	1.31	ホームページ管理運営費	139,192	50	ホームページ管理運営，サーバーブログ費用	甲２００の２	1189	×	

認容額合計　8,094

別紙９－１０
みんなのクラブ
人件費

議員	費目	支出月	金額（円）	按分割合（%）	支出可能割合（%）	契約書の契約内容	内容（実績表）	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
増渕三津男	人件費	４月分	63,000	100	73	×（提出なし。以下同じ）	書類作成，観光振興等	甲201-1	1190	一部○	17,010
増渕三津男	人件費	５月分	60,000	100	70	×	書類作成，災害対策	甲201-2	1191	一部○	18,000
増渕三津男	人件費	６月分	60,000	100	73	×	書類作成，道路の改良	甲201-3	1192	一部○	16,200
増渕三津男	人件費	７月分	60,000	100	67	×	書類作成，道路の新設について	甲201-4	1193	一部○	19,800
増渕三津男	人件費	８月分	56,000	100	68	×	書類作成，観光の振興	甲201-5	1194	一部○	17,920
増渕三津男	人件費	９月分	53,000	100	66	×	高齢者対策，スポーツの振興対策	甲201-6	1195	一部○	18,020
増渕三津男	人件費	１０月分	62,000	100	71	×	書類作成，地域振興対策	甲201-7	1196	一部○	17,980
増渕三津男	人件費	１１月分	64,000	100	72	×	書類作成，観光振興対策	甲201-8	1197	一部○	17,920
増渕三津男	人件費	１２月分	55,000	100	64	×	書類作成，物流対策	甲201-9	1198	一部○	19,800
増渕三津男	人件費	１月分	63,000	100	65	×	書類作成，地域振興対策	甲201-10	1199	一部○	22,050
増渕三津男	人件費	２月分	60,000	100	66	×	スポーツの振興，書類作成	甲201-11	1200	一部○	20,400
増渕三津男	人件費	３月分	62,000	100	58	×	書類作成，土地改良の推進	甲201-12	1201	一部○	26,040
中川幹雄	人件費	４月分	85,000	50	５０以上	政務調査に係る調査補助及び関係書類作成	現地調査同行，資料集め・とりまとめ等	甲202-1，丙Ｂ５５	1202	×	
中川幹雄	人件費	５月分	85,000	50	５０以上	政務調査に係る調査補助及び関係書類作成	現地調査同行，資料集め・とりまとめ等	甲202-2，丙Ｂ５５	1203	×	
中川幹雄	人件費	６月分	85,000	50	５０以上	政務調査に係る調査補助及び関係書類作成	現地調査同行，資料集め・とりまとめ等	甲202-3，丙Ｂ５５	1204	×	
中川幹雄	人件費	７月分	85,000	50	５０以上	政務調査に係る調査補助及び関係書類作成	商店街の活性化街づくり，中小企業問題	甲202-4，丙Ｂ５５	1205	×	
中川幹雄	人件費	８月分	85,000	50	５０以上	政務調査に係る調査補助及び関係書類作成	中諸企業防犯対策，農産物，健康増進	甲202-5，丙Ｂ５５	1206	×	
中川幹雄	人件費	９月分	85,000	50	５０以上	政務調査に係る調査補助及び関係書類作成	中小企業の振興，スポーツの振興	甲202-6，丙Ｂ５５	1207	×	
中川幹雄	人件費	１０月分	85,000	50	５０以上	政務調査に係る調査補助及び関係書類作成	同	甲202-7，丙Ｂ５５	1208	×	
中川幹雄	人件費	１１月分	85,000	50	５０以上	政務調査に係る調査補助及び関係書類作成	同	甲202-8，丙Ｂ５５	1209	×	
中川幹雄	人件費	１２月分	85,000	50	５０以上	政務調査に係る調査補助及び関係書類作成	同	甲202-9，丙Ｂ５５	1210	×	
中川幹雄	人件費	１月分	85,000	50	５０以上	政務調査に係る調査補助及び関係書類作成	同	甲202-10，丙Ｂ５５	1211	×	
中川幹雄	人件費	２月分	85,000	50	５０以上	政務調査に係る調査補助及び関係書類作成	同	甲202-11，丙Ｂ５５	1212	×	
中川幹雄	人件費	３月分	85,000	50	５０以上	政務調査に係る調査補助及び関係書類作成	同	甲202-12，丙Ｂ５５	1213	×	
渡辺さちこ	人件費	４月分	80,000	100	100	×	農林水産の振興対策について等	甲203-1	1214	×	
渡辺さちこ	人件費	４月分	50,000	100	100	×	農林水産業の振興対策について等	甲203-2	1215	×	
渡辺さちこ	人件費	５月分	15,750	100	100	×	廃棄物処理対策について等	甲203-3	1216	×	
渡辺さちこ	人件費	５月分	100,000	100	100	×	青少年・男女共同参画行政について等	甲203-4	1217	×	
渡辺さちこ	人件費	６月分	27,900	100	100	×	幼児教育の充実対策について等	甲203-5	1218	×	
渡辺さちこ	人件費	６月分	100,000	100	100	×	雇用の促進と人材育成対策について等	甲203-6	1219	×	
渡辺さちこ	人件費	７月分	23,400	100	100	×	青少年・男女共同参画行政について等	甲203-7	1220	×	
渡辺さちこ	人件費	７月分	120,000	100	100	×	情報公開・情報管理について等	甲203-8	1221	×	
渡辺さちこ	人件費	８月分	130,000	100	100	×	地域振興対策について等	甲203-9	1222	×	
渡辺さちこ	人件費	９月分	22,500	100	100	×	廃棄物処理対策について等	甲203-10	1223	×	
渡辺さちこ	人件費	９月分	90,000	100	100	×	県広報について等	甲203-11	1224	×	
渡辺さちこ	人件費	１０月分	25,200	100	100	×	県行政の総合的企画について等	甲203-12	1225	×	
渡辺さちこ	人件費	１０月分	120,000	100	100	×	県行政の総合的企画について等	甲203-13	1226	×	
渡辺さちこ	人件費	１１月分	33,750	100	100	×	県広報について等	甲203-14	1227	×	
渡辺さちこ	人件費	１１月分	110,000	100	100	×	県職員の資質の向上について等	甲203-15	1228	×	
渡辺さちこ	人件費	１２月分	15,300	100	100	×	農産物生産振興について等	甲203-16	1229	×	
渡辺さちこ	人件費	１２月分	100,000	100	100	×	農産物生産振興について等	甲203-17	1230	×	

別紙9－10
みんなのクラブ
人件費

渡辺さちこ	人件費	1月分	100,000	100	100	×	高等教育の充実対策について等	甲203-18	1231	×
渡辺さちこ	人件費	1月分	14,400	100	100	×	県行政の総合的企画について等	甲203-19	1232	×
渡辺さちこ	人件費	2月分	70,000	100	100	×	県広報について等	甲203-20	1233	×
渡辺さちこ	人件費	2月分	36,900	100	100	×	県広報について等	甲203-21	1234	×
渡辺さちこ	人件費	2月分	32,400	100	100	×	県行政の総合的企画について等	甲203-22	1235	×
渡辺さちこ	人件費	2月分	9,600	100	100	×	県行政の総合的企画について等	甲203-23	1236	×
渡辺さちこ	人件費	3月分	36,000	100	100	×	廃棄物処理対策について等	甲203-24	1237	×
渡辺さちこ	人件費	3月分	110,000	100	100	×	廃棄物処理対策について等	甲203-25	1238	×
早川佳子	人件費	4月分	55,250	100	100	政務調査に係わる調査補助及び書類作成	交通事故対策についての資料整理，資料の整理等	甲204-1，丙Ｂ５６の２	1239	×
早川佳子	人件費	4月分	48,000	100	100	政務調査に係わる調査補助及び書類作成	交通事故対策について等	甲204-2，丙Ｂ５６の１	1240	×
早川佳子	人件費	5月分	57,800	100	100	政務調査に係わる調査補助及び書類作成	政務調査資料の整理等	甲204-3，丙Ｂ５６の２	1241	×
早川佳子	人件費	5月分	49,000	100	100	政務調査に係わる調査補助及び書類作成	地域振興について等	甲204-4，丙Ｂ５６の１	1242	×
早川佳子	人件費	6月分	59,500	100	100	政務調査に係わる調査補助及び書類作成	農産物生産振興について資料収集，資料整理等	甲204-5，丙Ｂ５６の２	1243	×
早川佳子	人件費	6月分	49,000	100	100	政務調査に係わる調査補助及び書類作成	現地調査等	甲204-6，丙Ｂ５６の１	1244	×
早川佳子	人件費	7月分	62,050	100	100	政務調査に係わる調査補助及び書類作成	農産物振興について資料整理等	甲204-7，丙Ｂ５６の２	1245	×
早川佳子	人件費	7月分	49,000	100	100	政務調査に係わる調査補助及び書類作成	現地調査等	甲204-8，丙Ｂ５６の１	1246	×
早川佳子	人件費	8月分	54,400	100	100	政務調査に係わる調査補助及び書類作成	高齢者対策について資料整理，資料整理等	甲204-9，丙Ｂ５６の２	1247	×
早川佳子	人件費	8月分	77,000	100	100	政務調査に係わる調査補助及び書類作成	現地調査等	甲204-10，丙Ｂ５６の１	1248	×
早川佳子	人件費	9月分	52,700	100	100	政務調査に係わる調査補助及び書類作成	現地調査資料収集等	甲204-11，丙Ｂ５６の２	1249	×
早川佳子	人件費	9月分	67,000	100	100	政務調査に係わる調査補助及び書類作成	現地調査等	甲204-12，丙Ｂ５６の１	1250	×
早川佳子	人件費	10月分	56,100	100	100	政務調査に係わる調査補助及び書類作成	議会運営についての資料収集，資料整理等	甲204-13，丙Ｂ５６の２	1251	×
早川佳子	人件費	10月分	61,000	100	100	政務調査に係わる調査補助及び書類作成	現地調査等	甲204-14，丙Ｂ５６の１	1252	×
早川佳子	人件費	11月分	48,450	100	100	政務調査に係わる調査補助及び書類作成	県民文化振興についての資料収集，資料整理等	甲204-15，丙Ｂ５６の２	1253	×
早川佳子	人件費	11月分	73,000	100	100	政務調査に係わる調査補助及び書類作成	現地調査等	甲204-16，丙Ｂ５６の１	1254	×
早川佳子	人件費	12月分	42,500	100	100	政務調査に係わる調査補助及び書類作成	医療行政の資料収集，資料整理等	甲204-17，丙Ｂ５６の２	1255	×
早川佳子	人件費	12月分	79,000	100	100	政務調査に係わる調査補助及び書類作成	現地調査等	甲204-18，丙Ｂ５６の１	1256	×
早川佳子	人件費	1月分	45,900	100	100	政務調査に係わる調査補助及び書類作成	高齢者対策についての資料収集，資料整理等	甲204-19，丙Ｂ５６の２	1257	×
早川佳子	人件費	1月分	51,000	100	100	政務調査に係わる調査補助及び書類作成	現地調査等	甲204-20，丙Ｂ５６の１	1258	×
早川佳子	人件費	2月分	47,600	100	100	政務調査に係わる調査補助及び書類作成	都市計画事業についての資料収集，資料整理等	甲204-21，丙Ｂ５６の２	1259	×
早川佳子	人件費	2月分	48,000	100	100	政務調査に係わる調査補助及び書類作成	現地調査等	甲204-22，丙Ｂ５６の１	1260	×
早川佳子	人件費	3月分	56,100	100	100	政務調査に係わる調査補助及び書類作成	農産物生産振興についての資料収集，資料整理等	甲204-23，丙Ｂ５６の２	1261	×
早川佳子	人件費	3月分	59,000	100	100	政務調査に係わる調査補助及び書類作成	現地調査等	甲204-24，丙Ｂ５６の１	1262	×
鶴貝大祐	人件費	4月分	150,000	100	100	×	医療行政に関する資料収集等	甲205-1	1263	×
鶴貝大祐	人件費	5月分	150,000	100	100	×	県行政の総合的企画について等	甲205-2	1264	×
鶴貝大祐	人件費	6月分	150,000	100	100	×	高齢者対策について等	甲205-3	1265	×
鶴貝大祐	人件費	7月分	150,000	100	100	×	農産物の流通・輸出振興について等	甲205-4	1266	×
鶴貝大祐	人件費	8月分	150,000	100	100	×	会計制度について等	甲205-5	1267	×
鶴貝大祐	人件費	9月分	150,000	100	100	×	観光の振興対策について等	甲205-6	1268	×
鶴貝大祐	人件費	10月分	150,000	100	100	×	民間活力の導入について等	甲205-7	1269	×

別紙9－10
みんなのクラブ
人件費

鶴貝大祐	人件費	１１月分	150,000	100	100	×	会計制度について等	甲205-8	1270	×	
鶴貝大祐	人件費	１２月分	150,000	100	100	×	廃棄物処理対策について等	甲205-9	1271	×	
鶴貝大祐	人件費	１月分	150,000	100	100	×	義務教育の充実対策について等	甲205-10	1272	×	
鶴貝大祐	人件費	２月分	150,000	100	100	×	水資源地域対策について等	甲205-11	1273	×	
鶴貝大祐	人件費	３月分	150,000	100	100	×	義務教育の充実対策について等	甲205-12	1274	×	
相馬政二	人件費	４月分	56,000	100	100	政務調査に関わる調査研究補助業務のみ	地域振興対策等	甲206-1,丙Ｂ５７	1275	×	
相馬政二	人件費	５月分	72,000	100	100	政務調査に関わる調査研究補助業務のみ	観光の振興対策等	甲206-2,丙Ｂ５７	1276	×	
相馬政二	人件費	６月分	73,500	100	100	政務調査に関わる調査研究補助業務のみ	減災・防災対策等	甲206-3,丙Ｂ５７	1277	×	
相馬政二	人件費	７月分	72,000	100	100	政務調査に関わる調査研究補助業務のみ	道路の新設改良等	甲206-4,丙Ｂ５７	1278	×	
相馬政二	人件費	８月分	63,000	100	100	政務調査に関わる調査研究補助業務のみ	道路の新設改良等	甲206-5,丙Ｂ５７	1279	×	
相馬政二	人件費	９月分	75,000	100	100	政務調査に関わる調査研究補助業務のみ	いじめ不登校対策について等	甲206-6,丙Ｂ５７	1280	×	
相馬政二	人件費	１０月分	75,000	100	100	政務調査に関わる調査研究補助業務のみ	交通事故対策について等	甲206-7,丙Ｂ５７	1281	×	
相馬政二	人件費	１１月分	66,000	100	100	政務調査に関わる調査研究補助業務のみ	いじめ不登校対策について等	甲206-8,丙Ｂ５７	1282	×	
相馬政二	人件費	１２月分	43,500	100	100	政務調査に関わる調査研究補助業務のみ	１２月予定の一般質問関連追加調査及び整理等	甲206-9,丙Ｂ５７	1283	×	
相馬政二	人件費	１月分	72,000	100	100	政務調査に関わる調査研究補助業務のみ	観光の振興対策について等	甲206-10,丙Ｂ５７	1284	×	
相馬政二	人件費	２月分	73,500	100	100	政務調査に関わる調査研究補助業務のみ	食料自給率について等	甲206-11,丙Ｂ５７	1285	×	
相馬政二	人件費	３月分	75,000	100	100	政務調査に関わる調査研究補助業務のみ	交通事故対策について等	甲206-12,丙Ｂ５７	1286	×	
佐原吉大	人件費	４月分	150,000	50	５０以上	×	生活衛生対策について資料収集等	甲207-1	1287	×	
佐原吉大	人件費	５月分	150,000	50	５０以上	×	経済企業行政について資料収集等	甲207-2	1288	×	
佐原吉大	人件費	６月分	150,000	50	５０以上	×	政務調査報告資料作成等	甲207-3	1289	×	
佐原吉大	人件費	７月分	150,000	50	５０以上	×	政務調査報告資料作成等	甲207-4	1290	×	
佐原吉大	人件費	８月分	150,000	50	５０以上	×	政務調査報告資料作成等	甲207-5	1291	×	
佐原吉大	人件費	９月分	150,000	50	５０以上	×	生活保健福祉行政全般について調査同行	甲207-6	1292	×	
佐原吉大	人件費	１０月分	150,000	50	５０以上	×	行政改革について資料収集等	甲207-7	1293	×	
佐原吉大	人件費	１１月分	150,000	50	５０以上	×	農林環境行政について資料収集等	甲207-8	1294	×	
佐原吉大	人件費	１２月分	150,000	50	５０以上	×	雇用の促進と人材育成対策について資料収集及び取りまとめ	甲207-9	1295	×	
佐原吉大	人件費	１月分	150,000	50	５０以上	×	医療行政について資料収集等	甲207-10	1296	×	
佐原吉大	人件費	２月分	150,000	50	５０以上	×	廃棄物処理対策について資料収集等	甲207-11	1297	×	
佐原吉大	人件費	３月分	150,000	50	５０以上	×	政務調査報告資料作成等	甲207-12	1298	×	
齋藤淳一郎	人件費	４月分	98,400	100	100	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料整理等	甲208-1,丙Ｂ５８の１	1299	×	
齋藤淳一郎	人件費	５月分	120,000	100	100	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	資料整理等	甲208-2,丙Ｂ５８の１	1300	×	
齋藤淳一郎	人件費	６月分	136,800	100	100	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	政務調査に関する資料収集等	甲208-3,丙Ｂ５８の１	1301	×	
齋藤淳一郎	人件費	７月分	124,800	100	100	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	タウンミーティング事後処理等	甲208-4,丙Ｂ５８の１	1302	×	
齋藤淳一郎	人件費	８月分	59,200	100	100	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	みんなのクラブ通信編集補助等	甲208-5,丙Ｂ５８の２・３	1303	×	
齋藤淳一郎	人件費	８月分	74,400	100	100	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	新聞切り抜き整理等	甲208-6,丙Ｂ５８の２・３	1304	×	
齋藤淳一郎	人件費	９月分	77,600	100	100	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	みんなのクラブ通信編集補助等	甲208-7,丙Ｂ５８の２・３	1305	×	
齋藤淳一郎	人件費	９月分	67,200	100	100	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	新聞切り抜き整理等	甲208-8,丙Ｂ５８の２・３	1306	×	
齋藤淳一郎	人件費	１０月分	77,600	100	100	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	予算特別委員会質問作成補助等	甲208-9,丙Ｂ５８の２・３	1307	×	
齋藤淳一郎	人件費	１０月分	68,800	100	100	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	予算特別委員会質問作成補助等	甲208-10,丙Ｂ５８の２・３	1308	×	
齋藤淳一郎	人件費	１１月分	75,200	100	100	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	政策要望作成準備等	甲208-11,丙Ｂ５８の２・３	1309	×	

別紙9－10
みんなのクラブ
人件費

齋藤淳一郎	人件費	１１月分	64,800	100	100	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	新聞切り抜き，仕分け等	甲208-12，丙Ｂ５８の２・３	1310	×	
齋藤淳一郎	人件費	１２月分	66,400	100	100	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	政策要望作成補助等	甲208-13，丙Ｂ５８の２・３	1311	×	
齋藤淳一郎	人件費	１２月分	79,200	100	100	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	政務調査報告書作成補助等	甲208-14，丙Ｂ５８の２・３	1312	×	
齋藤淳一郎	人件費	１月分	83,200	100	100	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	政策要望に関する資料作成等	甲208-15，丙Ｂ５８の２・３	1313	×	
齋藤淳一郎	人件費	１月分	40,800	100	100	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	新聞切り抜き，整理等	甲208-16，丙Ｂ５８の２・３・４	1314	×	
齋藤淳一郎	人件費	２月分	70,400	100	100	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	政務調査報告書作成補助等	甲208-17，丙Ｂ５８の２・３	1315	×	
齋藤淳一郎	人件費	２月分	68,800	100	100	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	来年度当初予算案に関する意見照会先名簿整理等	甲208-18，丙Ｂ５８の２・３	1316	×	
齋藤淳一郎	人件費	２月分	50,400	100	100	平成２５年度県当初予算案に関する意見照会文書の作成（データ入力及び発送作業一式）	意見照会に関するデータ入力等	甲208-19，甲Ｂ５８の５	1317	×	
齋藤淳一郎	人件費	３月分	92,000	100	100	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成	３月２日タウンミーティング開催準備等	甲208-20，丙Ｂ５８の２・３	1318	×	
神林秀治	人件費	４月分	120,000	100	100	×	道路の新設，改良及び管理状況について等	甲209-1	1319	×	
神林秀治	人件費	５月分	112,000	100	100	×	土木災害対策について等	甲209-2	1320	×	
神林秀治	人件費	６月分	128,000	100	100	×	森林整備・林業振興について等	甲209-3	1321	×	
神林秀治	人件費	７月分	126,000	100	100	×	地域振興対策について等	甲209-4	1322	×	
神林秀治	人件費	８月分	114,000	100	100	×	県行政の総合的企画について等	甲209-5	1323	×	
神林秀治	人件費	９月分	120,000	100	100	×	農林水産業の災害対策について等	甲209-6	1324	×	
神林秀治	人件費	１０月分	134,000	100	100	×	県行政の総合的企画について等	甲209-7	1325	×	
神林秀治	人件費	１１月分	144,000	100	100	×	県行政の総合的企画について等	甲209-8	1326	×	
神林秀治	人件費	１２月分	117,000	100	100	×	県行政の総合的企画について等	甲209-9	1327	×	
神林秀治	人件費	１月分	112,000	100	100	×	中小企業の振興対策について等	甲209-10	1328	×	
神林秀治	人件費	２月分	120,000	100	100	×	義務教育の充実対策について等	甲209-11	1329	×	
神林秀治	人件費	３月分	128,000	100	100	×	高等教育の充実対策について等	甲209-12	1330	×	
角田まさのぶ	人件費	４月分	150,000	100	100	×	商店街の活性化・街づくりについて	甲210-1	1331	×	
角田まさのぶ	人件費	５月分	150,000	100	100	×	県行政の総合的企画について等	甲210-2	1332	×	
角田まさのぶ	人件費	６月分	150,000	100	100	×	財政改革についての資料収集等	甲210-3	1333	×	
角田まさのぶ	人件費	７月分	150,000	100	100	×	障害者福祉に関する資料収集等	甲210-4	1334	×	
角田まさのぶ	人件費	８月分	150,000	100	100	×	バイオマス・自然エネルギーの資料収集	甲210-5	1335	×	
角田まさのぶ	人件費	９月分	150,000	100	100	×	行政材事業についての資料収集等	甲210-6	1336	×	
角田まさのぶ	人件費	１０月分	150,000	100	100	×	政務調査資料作成等	甲210-7	1337	×	
角田まさのぶ	人件費	１１月分	150,000	100	100	×	農林水産業の振興対策について等	甲210-8	1338	×	
角田まさのぶ	人件費	１２月分	150,000	100	100	×	減災対策の資料作成	甲210-9	1339	×	
角田まさのぶ	人件費	１月分	150,000	100	100	×	行財政について資料作成等	甲210-10	1340	×	
角田まさのぶ	人件費	２月分	150,000	100	100	×	医療行政についての資料作成等	甲210-11	1341	×	
角田まさのぶ	人件費	３月分	150,000	100	100	×	除染対策について資料作成等	甲210-12	1342	×	
相馬憲一	人件費	４月分	150,000	100	100	×	産業基盤の整備と企業の立地促進につい	甲211-1	1343	×	
相馬憲一	人件費	５月分	150,000	100	100	×	農林水産業の災害対策について等	甲211-2	1344	×	
相馬憲一	人件費	６月分	150,000	100	100	×	新事業・新産業の創出について等	甲211-3	1345	×	
相馬憲一	人件費	７月分	150,000	100	100	×	水資源地域対策について等	甲211-4	1346	×	
相馬憲一	人件費	８月分	150,000	100	100	×	廃棄物処理対策について等	甲211-5	1347	×	
相馬憲一	人件費	９月分	150,000	100	100	×	交通政策について等	甲211-6	1348	×	
相馬憲一	人件費	１０月分	150,000	100	100	×	土木災害対策について等	甲211-7	1349	×	
相馬憲一	人件費	１１月分	150,000	100	100	×	とちぎの元気な森づくり県民税の活用について等	甲211-8	1350	×	
相馬憲一	人件費	１２月分	150,000	100	100	×	経済企業の災害対策について等	甲211-9	1351	×	
相馬憲一	人件費	１月分	150,000	100	100	×	砂防事業の推進対策について等	甲211-10	1352	×	
相馬憲一	人件費	２月分	150,000	100	100	×	新事業・新産業の創出について等	甲211-11	1353	×	

別紙9－10
みんなのクラブ
人件費

相馬憲一	人件費	3月分	150,000	100	100	×	バイオマス・自然エネルギーについて等	甲211-12	1354	×	

認容額合計　231,140

別紙10－1
県民クラブ
調査研究費・交通費

別紙１０－１
県民クラブ
調査研究費・交通費

議員	支出月	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
一木弘司	8月～3月	ガソリン代	0	100					
一木弘司	4月分	ガソリン代			民主党・無所属クラブ所属				
一木弘司	5月分	ガソリン代							
一木弘司	6月分	ガソリン代							
一木弘司	7月分	ガソリン代							
一木弘司	8月分	ガソリン代	34,484	100	地域行事の振興対策、県民スポーツの充実、政務調査の充実	甲２９０－１，２	1842	×	
一木弘司	9月分	ガソリン代	29,526	100	政務調査、地域医療の充実、広報活動・県政への要望調査など	甲２９０－３，４	1843	×	
一木弘司	10月分	ガソリン代	26,196	100	政務調査、地域医療の充実、広報活動・県政への要望調査など	甲２９０－５，６	1844	×	
一木弘司	11月分	ガソリン代	32,412	100	政務調査、地域医療の充実、広報活動・県政への要望調査など	甲２９０－７，８	1845	×	
一木弘司	12月分	ガソリン代	22,644	100	政務調査、地域医療の充実、広報活動・県政への要望調査など	甲２９０－９，１０	1846	×	
一木弘司	1月分	ガソリン代	27,195	100	政務調査、地域医療の充実、広報活動・県政への要望調査など	甲２９０－１１，１２	1847	×	
一木弘司	2月分	ガソリン代	38,739	100	政務調査、地域医療の充実、広報活動・県政への要望調査など	甲２９０－１３，１４	1848	×	
一木弘司	3月分	ガソリン代	21,867	100	政務調査、広報活動・県政への要望調査など	甲２９０－１５	1849	×	
								認容額合計	0

別紙１０－２
県民クラブ
広報費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内容	印刷物に占める政務活動関連内容割合（%）	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認（
一木弘司	24.9.7	広報費	202,650	50	広報紙代	５０以上	甲２９１－１，丙Ｆ２の１	1850	×	
一木弘司	24.12.11	広報費	151,200	50	広報紙代	５０以上	甲２９１－２，丙Ｆ２の２	1851	×	
一木弘司	25.3.24	広報費	17,325	50	広報紙代	５０以上	甲２９１－３，丙Ｆ２の３	1852	×	

認容額合計

別紙10－3
県民クラブ
事務費

別紙１０－３
県民クラブ
事務費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（%）	内　容	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
一木弘司	24. 9. 28	リース料	13, 021	50	複合機８月カウンター代	甲293－1	1853	○	13, 021
一木弘司	24. 10. 31	リース料	10, 281	50	複合機９月カウンター代	甲293－2	1854	○	10, 281
一木弘司	24. 11. 30	リース料	9, 614	50	複合機１０月カウンター代	甲293－3	1855	○	9, 614
一木弘司	24. 12. 28	リース料	22, 625	50	複合機１１月カウンター代	甲293－4	1856	○	22, 625
一木弘司	25. 1. 31	リース料	16, 356	50	複合機１２月カウンター代	甲293－5	1857	○	16, 356
一木弘司	25. 2. 28	リース料	10, 722	50	複合機１月カウンター代	甲293－6	1858	○	10, 722
一木弘司	25. 3. 28	リース料	9, 716	50	複合機２月カウンター代	甲293－7	1859	○	9, 716
一木弘司	25. 3. 29	リース料	12, 573	50	複合機３月カウンター代	甲293－8	1860	○	12, 573
	小計		104, 908						
一木弘司	24. 8. 31	電話代	5, 093	50	８月分電話料	甲293－9	1861	○	5, 093
一木弘司	24. 10. 1	電話代	5, 123	50	９月分電話料	甲293－10	1862	○	5, 123
一木弘司	24. 10. 24	電話代	2, 777	50	１０月分電話料	甲293－11	1863	○	2, 777
一木弘司	24. 10. 25	電話代	2, 455	50	１０月分電話料	甲293－12	1864	○	2, 455
一木弘司	24. 11. 30	電話代	12, 184	50	１１月分電話料	甲293－13	1865	○	12, 184
一木弘司	24. 12. 25	電話代	2, 325	50	１２月分電話料	甲293－14	1866	○	2, 325
一木弘司	24. 12. 25	電話代	2, 777	50	１２月分電話料	甲293－15	1867	○	2, 777
一木弘司	25. 1. 25	電話代	5, 076	50	１月分電話料	甲293－16	1868	○	5, 076
一木弘	25. 1. 31	電話代	4, 858	50	9, 716円×	甲293－16	1868		
一木弘司	25. 2. 28	電話代	5, 069	50	２月分電話料	甲293－17	1869	○	5, 069
一木弘司	25. 3. 25	電話代	5, 043	50	３月分電話料	甲293－18	1870	○	5, 043
	小計		52, 780						
保母欽一郎	24. 8. 31	事務用品	125, 000		封筒、用紙	甲294－1	1871	×	
保母欽一郎	24. 11. 30	事務用品	110, 000		封筒、用紙	甲294－2	1872	×	
保母欽一郎	25. 3. 29	事務用品	125, 000		封筒、用紙	甲294－3	1873	×	
	小計		360, 000						
								認容額合計	152, 830

別紙10－4
県民クラブ
人件費

別紙１０－４
県民第一の会
人件費

議員	支出日	費目	金額（円）	按分割合（％）	契約書上の契約内容	活動内容（勤務実績表）	証拠	主張整理表番号	判断（使途基準違反：○／基準違反なし：×）	認容額（円）
一木弘司	８月分	人件費	60,000	100	政務調査に係る調査補助（毎月当初に打合せを行い，指示された「調査補助内容」に専従する	広報紙の配布と要望聴取同行	甲295－1，丙Ｆ３	1874	×	
一木弘司	８月分	人件費	36,000	100	政務調査に係る関係書類の処理及び作成（情報収集・実態調査専従）	政務調査に係る資料整理	甲295－2，丙Ｆ４	1875	×	
一木弘司	８月分	人件費	54,000	100	政務調査に係る情報収集及び調査補助（女性対応専従）	資料・広報紙配布及び情報収集	甲295－3，丙Ｆ５	1876	×	
一木弘司	９月分	人件費	60,000	100	政務調査に係る調査補助（毎月当初に打合せを行い，指示された「調査補助内容」に専従する	広報紙の配布と要望聴取同行	甲295－4，丙Ｆ３	1877	×	
一木弘司	９月分	人件費	36,000	100	政務調査に係る関係書類の処理及び作成（情報収集・実態調査専従）	政務調査に係る資料整理	甲295－5，丙Ｆ４	1878	×	
一木弘司	９月分	人件費	54,000	100	政務調査に係る情報収集及び調査補助（女性対応専従）	資料・広報紙配布及び情報収集	甲295－6，丙Ｆ５	1879	×	
一木弘司	１０月分	人件費	60,000	100	政務調査に係る調査補助（毎月当初に打合せを行い，指示された「調査補助内容」に専従する	広報紙の配布と要望聴取同行	甲295－7，丙Ｆ３	1880	×	
一木弘司	１０月分	人件費	36,000	100	政務調査に係る関係書類の処理及び作成（情報収集・実態調査専従）	政務調査に係る資料整理	甲295－8，丙Ｆ４	1881	×	
一木弘司	１０月分	人件費	54,000	100	政務調査に係る情報収集及び調査補助（女性対応専従）	資料・広報紙配布及び情報収集	甲295－9，丙Ｆ５	1882	×	
一木弘司	１１月分	人件費	60,000	100	政務調査に係る調査補助（毎月当初に打合せを行い，指示された「調査補助内容」に専従する	広報紙の配布と要望聴取同行	甲295－10，丙Ｆ３	1883	×	
一木弘司	１１月分	人件費	36,000	100	政務調査に係る関係書類の処理及び作成（情報収集・実態調査専従）	政務調査に係る資料整理	甲295－11，丙Ｆ４	1884	×	
一木弘司	１１月分	人件費	54,000	100	政務調査に係る情報収集及び調査補助（女性対応専従）	資料・広報紙配布及び情報収集	甲295－12，丙Ｆ５	1885	×	
一木弘司	１２月分	人件費	60,000	100	政務調査に係る調査補助（毎月当初に打合せを行い，指示された「調査補助内容」に専従する	広報紙の配布と要望聴取同行	甲295－13，丙Ｆ３	1886	×	
一木弘司	１２月分	人件費	36,000	100	政務調査に係る関係書類の処理及び作成（情報収集・実態調査専従）	政務調査に係る資料整理	甲295－14，丙Ｆ４	1887	×	
一木弘司	１２月分	人件費	54,000	100	政務調査に係る情報収集及び調査補助（女性対応専従）	資料・広報紙配布及び情報収集	甲295－15，丙Ｆ５	1888	×	
一木弘司	１月分	人件費	60,000	100	政務調査に係る調査補助（毎月当初に打合せを行い，指示された「調査補助内容」に専従する	広報紙の配布と要望聴取同行	甲295－16，丙Ｆ３	1889	×	
一木弘司	１月分	人件費	36,000	100	政務調査に係る関係書類の処理及び作成（情報収集・実態調査専従）	政務調査に係る資料整理	甲295－17，丙Ｆ４	1890	×	
一木弘司	１月分	人件費	54,000	100	政務調査に係る情報収集及び調査補助（女性対応専従）	資料・広報紙配布及び情報収集	甲295－18，丙Ｆ５	1891	×	
一木弘司	２月分	人件費	60,000	100	政務調査に係る調査補助（毎月当初に打合せを行い，指示された「調査補助内容」に専従する	広報紙の配布と要望聴取同行	甲295-19，丙Ｆ３	1892	×	
一木弘司	２月分	人件費	36,000	100	政務調査に係る関係書類の処理及び作成（情報収集・実態調査専従）	政務調査に係る資料整理	甲295-20，丙Ｆ４	1893	×	
一木弘司	２月分	人件費	54,000	100	政務調査に係る情報収集及び調査補助（女性対応専従）	資料・広報紙配布及び情報収集	甲295-21，丙Ｆ５	1894	×	
一木弘司	３月分	人件費	54,000	100	政務調査に係る情報収集及び調査補助（女性対応専従）	資料・広報紙配布及び情報収集	甲295-22，丙Ｆ５	1895	×	
保母欽一郎	８月分	人件費	30,000	100	×（提出なし。以下同じ）	災害廃棄物処理について等	甲296-1	1896	×	
保母欽一郎	８月分	人件費	70,000	100	×	災害廃棄物処理について等	甲296-2	1897	×	
保母欽一郎	８月分	人件費	50,000	100	×	災害廃棄物処理について等	甲296-3	1898	×	
保母欽一郎	９月分	人件費	30,000	100	×	介護予防について等	甲296-4	1899	×	
保母欽一郎	９月分	人件費	50,000	100	×	鳥獣害対策について等	甲296-5	1900	×	
保母欽一郎	９月分	人件費	70,000	100	×	鳥獣害対策について等	甲296-6	1901	×	
保母欽一郎	１０月分	人件費	50,000	100	×	食品の安全について等	甲296-7	1902	×	
保母欽一郎	１０月分	人件費	30,000	100	×	食品の安全について等	甲296-8	1903	×	
保母欽一郎	１０月分	人件費	70,000	100	×	食品の安全について等	甲296-9	1904	×	
保母欽一郎	１１月分	人件費	30,000	100	×	救急医療の実情について等	甲296-10	1905	×	
保母欽一郎	１１月分	人件費	70,000	100	×	観光資源の活用について等	甲296-11	1906	×	
保母欽一郎	１１月分	人件費	50,000	100	×	観光資源の活用について等	甲296-12	1907	×	
保母欽一郎	１２月分	人件費	30,000	100	×	景気経済動向について等	甲296-13	1908	×	
保母欽一郎	１２月分	人件費	70,000	100	×	少子化問題の対策について等	甲296-14	1909	×	
保母欽一郎	１２月分	人件費	50,000	100	×	少子化問題の対策について等	甲296-15	1910	×	
保母欽一郎	１月分	人件費	30,000	100	×	少子化問題の対策について等	甲296-16	1911	×	
保母欽一郎	１月分	人件費	70,000	100	×	学校教育施設の防災対策について等	甲296-17	1912	×	
保母欽一郎	１月分	人件費	50,000	100	×	少子化問題の対策について等	甲296-18	1913	×	
保母欽一郎	２月分	人件費	75,000	100	×	在宅医療介護の推進について等	甲296-19	1914	×	
保母欽一郎	２月分	人件費	75,000	100	×	在宅医療介護の推進について等	甲296-20	1915	×	
一木弘司	３月分	人件費	60,000	100	×	広報紙の配布と要望聴取同行	甲296-21	1916	×	
一木弘司	３月分	人件費	36,000	100	×	政務調査に係る資料整理	甲296-22	1917	×	
保母欽一郎	３月分	人件費	75,000	100	×	地産地消への取り組みについて	甲296-23	1918	×	
保母欽一郎	３月分	人件費	75,000	100	×	地産地消への取り組みについて	甲296-24	1919	×	
									認容額合計	0

これは正本である。

令和２年１２月２５日

宇都宮地方裁判所第２民事部

裁判所書記官　鈴　木　珠　美